

平成26年 宮崎県定例県議会会議録
2 月

平成26年 2 月21日開会

平成26年 3 月19日閉会

平成26年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

2月21日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 議席の一部変更	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野廣明議会運営委員長	4
1. 会期決定	5
1. 議長の報告（議会運営委員会委員の辞任許可）	5
1. 議員発議案送付の通知	5
1. 議員発議案第1号上程、採決	5
1. 議案第1号から第81号まで上程	5
1. 知事提案理由説明等	5

自2月22日（土曜日）

至2月26日（水曜日） 休 会

2月27日（木曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 代表質問	16

押川修一郎議員質問（自由民主党） 16

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 中山間地域対策について
- ・ 市町村への権限移譲について
- ・ 森林行政について
- ・ 電力問題について
- ・ 公金の管理・運用について
- ・ 高速道路の整備促進について
- ・ 記紀編さん1300年記念事業について
- ・ 移住促進策について
- ・ 医療福祉行政について
- ・ 農業政策について
- ・ 畜産問題について

- ・ 教育行政について

中野廣明議員関連質問(畜産問題について)

松村悟郎議員質問(自由民主党) ----- 46

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 交通ネットワークの構築・充実等について
- ・ カジノ誘致への取り組みについて
- ・ 教育委員会改革・いじめ問題について
- ・ 警察本部への指導について
- ・ 女性登用について
- ・ 観光施策の推進等について
- ・ 高校の定員割れ問題について
- ・ 中高一貫校について
- ・ 職業系高校について
- ・ 奨学金について
- ・ 自転車レーンについて
- ・ 東九州自動車道等の安全対策について
- ・ 防災・減災対策について
- ・ 鳥獣被害対策について
- ・ インフルエンザ対策について
- ・ 障がい者の就労支援等について
- ・ 知的・精神障がい者の高齢化対策について

2月28日(金曜日)

1. 出席議員 -----	79
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	79
1. 代表質問 -----	80

高橋 透議員質問(県民連合宮崎) ----- 80

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 防災対策と社会資本整備について
- ・ 農林水産業振興について
- ・ 日南ダム発電所の建設工事について
- ・ 福祉・保健・医療対策について
- ・ 自殺対策について
- ・ 観光振興対策について
- ・ 教育問題について
- ・ 警察行政について

河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団）	107
・ 知事4年目の県政運営について	
・ 地域経済対策について	
・ 防災・減災対策について	
・ 人財づくり(子供、若者、女性支援)について	
・ その他の県政課題について	
函師博規議員質問（愛みやざき）	125
・ 県内を取り巻く農水産問題と知事の政治姿勢について	
・ 中小企業等支援ファンドの損失責任について	
・ 農地中間管理事業の実施について	
・ 通学路を含む歩道整備と渋滞対策について	
・ 知的自立のために	
有岡浩一議員関連質問（通学路を含む歩道整備と渋滞対策について）	
自3月1日（土曜日）	
至3月2日（日曜日）	休 会
3月3日（月曜日）	
1. 出席議員	143
1. 地方自治法第121条による出席者	143
1. 一般質問	144
岩下斌彦議員質問	144
・ 知事の政治姿勢について	
・ 商工観光行政について	
・ 農業政策について	
・ 土木行政について	
・ 教育行政について	
・ 福祉行政について	
・ 環境森林行政について	
清山知憲議員質問	158
・ 知事の政治姿勢について	
・ 僻地の医師不足対策について	
・ 地域医療学講座について	
・ 救急医療について	
・ 県立病院の臨床研修事業について	
・ 国との人事交流について	
・ 予防接種行政について	

星原 透議員質問	172
・知事の政治姿勢について	
・県民運動の取り組みについて	
・霧島ジオパークについて	
・福祉行政について	
・農政問題について	
・土木行政について	
・教育問題について	
西村 賢議員質問	184
・東九州自動車道整備について	
・細島港整備について	
・少子化・子育て対策について	
・若山牧水の顕彰について	
・知事の政治姿勢について	
鳥飼謙二議員質問	196
・知事の政治姿勢について	
・地域医療の充実について	
・雇用対策について	
・ひきこもり支援センターについて	
・重心児介護者のレスパイトについて	
・県有地の現状と活用について	
3月4日（火曜日）	
1. 出席議員	211
1. 地方自治法第121条による出席者	211
1. 一般質問	212
横田照夫議員質問	212
・重点施策について	
・農政について	
・防災対策について	
・宿泊施設対策について	
・個人情報について	
・6秒ルールについて	
渡辺 創議員質問	225
・広報宣伝戦略について	
・防災拠点庁舎について	

- ・災害時に備えた備蓄品について
- ・新幹線の整備について
- ・小戸之橋かけかえ工事による交通の影響について

重松幸次郎議員質問 ----- 238

- ・人財づくりについて
- ・鳥獣被害対策について
- ・シイタケ振興について
- ・水産振興について
- ・ふぐ取扱条例について
- ・教育旅行の誘致等について

蓬原正三議員質問 ----- 250

- ・予算について
- ・農業について
- ・里山資本主義について
- ・自転車活用(サイクルトレイン)について

3月5日(水曜日)

1. 出席議員 ----- 267

1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 267

1. 一般質問 ----- 268

後藤哲朗議員質問 ----- 268

- ・知事の政治姿勢について
- ・「古典の日」について
- ・地域福祉の推進について
- ・宮崎県発達障がい者支援計画(案)について
- ・平成26年度重点事業について

右松隆央議員質問 ----- 280

- ・社会保障関係費の現状について
- ・本県の看護政策について
- ・地域福祉支援計画について
- ・「医療先進県みやざき」を目指して

徳重忠夫議員質問 ----- 294

- ・女性の活躍促進について
- ・県民所得について
- ・観光施策について
- ・大島島田遺跡について

・ 合併処理浄化槽の法定点検について	
・ 農業問題について	
・ 火災予防行政について	
十屋幸平議員質問 -----	305
・ 知事の政治姿勢について	
・ 南海トラフ巨大地震対策について	
・ 行財政改革について	
・ 商工業の振興について	
・ 農林水産業の振興について	
・ 港湾計画並びにインフラ整備関係について	
1. 議案に対する質疑 -----	319
前屋敷恵美議員 -----	319
1. 議案第1号から第81号まで及び請願委員会付託 -----	323
自3月6日(木曜日)	
至3月7日(金曜日)	常任委員会(補正)
自3月8日(土曜日)	休 会
至3月9日(日曜日)	
3月10日(月曜日)	
1. 出席議員 -----	327
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	327
1. 常任委員長審査結果報告(議案第60号から第81号まで) -----	328
内村仁子総務政策常任委員長 -----	328
新見昌安厚生常任委員長 -----	329
黒木正一商工建設常任委員長 -----	330
山下博三環境農林水産常任委員長 -----	331
田口雄二文教警察企業常任委員長 -----	333
1. 討 論 -----	334
前屋敷恵美議員(議案第60号に賛成) -----	334
1. 議案第60号から第81号まで採決 -----	334
自3月11日(火曜日)	
至3月14日(金曜日)	常任委員会(当初)
自3月15日(土曜日)	休 会
至3月16日(日曜日)	
3月17日(月曜日)	特別委員会
3月18日(火曜日)	休 会

3月19日（水曜日）

1. 出席議員	339
1. 地方自治法第121条による出席者	339
1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第59号まで及び請願）	340
内村仁子総務政策常任委員長	340
新見昌安厚生常任委員長	342
黒木正一商工建設常任委員長	345
山下博三環境農林水産常任委員長	347
田口雄二文教警察企業常任委員長	350
1. 討 論	352
田口雄二議員（請願第45号の不採択に反対）	352
前屋敷恵美議員（議案第1号、第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号、第43号、第44号、第57号から第59号に反対、請願第26号、第45号の不採択、第30号の継続に反対）	354
1. 議案第1号、第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号まで、第43号、第44号及び第57号から第59号まで採決	356
1. 議案第2号から第8号まで、第11号から第18号まで、第21号、第34号から第42号まで、及び第45号から第56号まで採決	356
1. 請願第26号採決	356
1. 請願第45号採決	356
1. 請願第46号採決	357
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	357
1. 特別委員長調査結果報告	357
岩下斌彦成長産業・TPP対策特別委員長	357
中野一則大規模災害・防災対策特別委員長	360
西村 賢宮崎のこども対策特別委員長	363
1. 議員発議案送付の通知	366
1. 議員発議案第2号から第4号まで追加上程、採決	367
1. 閉 会	367
<hr/>	
1. 資 料	369
平成26年2月定例県議会日程	371
議案送付文書	372
代表質問時間割	374
一般質問時間割	375

議案委員会審査結果表	376
議案・請願委員会審査結果表	377
閉会中の継続審査・調査申出一覧	381
1. 議案議決件名一覧表	383
1. 議員発議条例、意見書、その他	389
宮崎県議会議会運営委員会委員の定数	391
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び 地域における取組への支援を求める意見書	392
「手話言語法」制定を求める意見書	393
県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例 の一部を改正する条例	394
1. 請願一覧表	397
1. 議事経過	413

2月21日（金）

平成 26 年 2 月 21 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (37 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修一郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕次郎	(同)

欠席議員 (1 名)

11 番	二 見 康 之	(自由民主党)
------	---------	---------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲次郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 開 会

○福田作弥議長 これより平成26年 2月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○福田作弥議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○福田作弥議長 会議録署名議員に、外山三博議員、前屋敷恵美議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○福田作弥議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

閉会中の去る2月14日の議会運営委員会において、本日招集されました平成26年2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計81件、その内訳は、当初予算20件、補正予算11件、条例42件、予算・条例以外8件であります。このほか3件の報告があります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期

については、本日から3月19日までの27日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、2月27日から2日間の日程で代表質問、3月3日から3日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数を5名とし、質問の順序及び時間は、自由民主党120分以内、県民連合宮崎60分以内、公明党45分以内、愛みやざき45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計13名以内とし、質問順序は、26日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。まず、3月6日、7日の2日間で各常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち補正予算及び補正関連議案を審査の上、3月10日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

その後、3月11日から14日までの4日間で、同じく委員会において、当初予算及び当初関連議案を審査の上、最終日の本会議で、議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 議会運営委員長の報告は終わりました。
質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○福田作弥議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月19日までの27日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議長の報告（議会運営委員会委員の辞任許可）

○福田作弥議長 ここで、御報告を申し上げます。

去る2月12日、高橋透議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出され、委員会条例第13条第1項ただし書きの規定により、翌13日付で、議長において、これを許可いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、議会運営委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成26年 2月21日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会議会運営委員会委員の定数

◎ 議員発議案第1号上程、採決

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第81号まで上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第81号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明等

○福田作弥議長　ここで、知事に、今後の県政運営についての所信及び議案の提案理由説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。平成26年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました平成26年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

　ことしは、私にとりまして、知事として県民の皆様から負託をいただいた大切な任期4年間の仕上げの年となります。

　振り返りますと、3年前、「みやぎき新生」の旗を掲げ、本県が大変厳しい状況の中から立ち上がり、将来に向けて希望の光を取り戻す、そして、豊かな未来を県民の皆様とともに築き上げていくという強い決意を持って知事選に立候補し、第53代宮崎県知事として県政を担わせていただくこととなりました。以来、一日一日を「一所懸命」の精神で、県勢発展のために全身全霊を傾けてまいりました。

　任期の前半は、「口蹄疫からの再生・復興」に取り組む中、鳥インフルエンザの発生や新燃岳の噴火、さらには東日本大震災など、本県が、また、我が国がかつて経験したことのないような災害に相次いで襲われ、その対応に全力を尽くすとともに、これらの災害等により疲弊した県内経済や雇用の回復に精力を傾けた2年間でありました。

　こうした取り組みを進める中で、一昨年、宮崎牛の日本一2連覇達成に続き、東九州自動車道の一部区間の前倒し開通、さらには、サッカーや野球を初めとする高校スポーツ界の快挙など、まさに天の岩戸が開き、まばゆい希望の光が差し込んできたような話題が相次ぎ、県全体

に明るい雰囲気を感じられるようになってまいりました。これも県議会の皆様を初め県民の皆様の御尽力、御協力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

　こうしたよい流れにさらに弾みをつけるため、任期の後半となる今年度から、「復興から新たな成長へ」と県政の軸足を移し、全庁を挙げてフードビジネスを初めとする成長産業の育成加速化を図るなど、本格的な景気回復と揺るぎない産業基盤の構築に向けて、積極的に取り組んでいるところであります。

　また、県民待望の東九州自動車道延岡一宮崎間の開通が間近となり、あと23日であります。今後さらに北九州までつながることで、本県を初めとする東九州地域は、まさに新時代到来のチャンスを迎えようとしております。

　さらには、いわゆるアベノミクスによる国全体の景気回復傾向や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、本県の浮揚にとって追い風が吹いております。この風を確実に捉えつつ、本県がこれまで力を注いできた取り組みの成果を目に見える形でしっかりと出し、来年度は、さらに本県が大きく飛躍する年にしたいと考えております。

　地方を取り巻く情勢を見ますと、本格的な人口減少社会の到来や地域間競争の激化、エネルギー需給の逼迫など、引き続き厳しい状況にあり、本県におきましては、経済・雇用対策はもちろんのこと、南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた防災・減災対策、地域医療の確保や子育て支援対策など、重要課題が山積しているところであります。

　このような状況を踏まえまして、平成26年度は、1、将来の発展と地域を支える人財づくり、2、競争力と成長性のある産業づくり、

3、安全・安心で魅力ある地域づくりの3つの柱を重点施策として、本県が将来にわたって持続的に発展するための基盤づくりに取り組むとともに、人づくりの観点も加えながら、「復興から新たな成長に向けた基本方針」に基づき、引き続き成長産業の育成等を加速化していくこととしたところであります。

県民の皆様はもちろん、県議会、国、市町村、関係団体の皆様と、引き続き対話と協働に努めながら、私が先頭に立って、東九州の新時代をリードする、そういう気概を持って、県政をより力強く、さらに前へ進めていきたいと考えております。県議会の皆様を初め、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、提案いたしました議案の御説明に先立ち、先ほども触れましたが、東九州自動車道につきまして御報告させていただきます。

東九州自動車道につきましては、北浦一須美江間が3月8日に、日向一都農間が3月16日に開通する運びとなり、本県的高速道路整備にとりまして、歴史的な節目を迎えることとなります。

歴史をひもときますと、本県を初め4県1市で構成する建設促進協議会が設立されたのが、1966年、昭和41年のこととなります。以来、約半世紀にわたり、官民挙げて悲願の実現に向けて取り組んできたものであり、幾多の先人たちの御尽力に心より敬意と感謝を表します。

先週、観光庁長官をお招きして、県議会からも御出席をいただき、「東九州の新時代」創造シンポジウムを開催いたしました。今後、沿線の市や町等で予定されている記念イベント等も通じまして、北九州までの開通を見据えた産業

の振興や観光誘客、地域づくりなど、県全体での機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

また、東九州自動車道の県南区間及び九州中央自動車道の早期完成に向けましても、引き続き、県議会の皆様を初め、地元市町村、関係団体等との連携を図りながら、全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、今議会に提案いたしました平成26年度当初予算案につきまして御説明申し上げます。

平成26年度当初予算案編成に当たりましては、財政改革の着実な実行、平成26年度重点施策の推進、役割分担等を踏まえた施策の構築を基本方針といたしました。

その上で当初予算案につきましては、最終年度となる「第三期財政改革推進計画」を着実に推進しながら、アクションプランの総仕上げとして、本県が将来にわたって発展するための基盤づくりに取り組むとともに、本県を支える人材の育成、成長産業の育成加速化、防災・減災対策、健康づくりや子育て支援の推進などを図る「東九州の新時代へ～みやざき飛躍予算」として編成したところであります。

このような方針に基づき編成いたしました結果、一般会計5,733億1,200万円、特別会計1,174億168万8,000円、公営企業会計439億9,000万円となり、一般会計につきましては、前年度の予算額と比較して1.3%の増、特に、投資的経費につきましては、3.7%増の積極型の予算案としたところであります。

この中で、昨年10月に発表しました予算編成方針において設置を検討することとしておりました特別枠につきましては、極めて厳しい財政

状況の中ではありますが、重点施策の積極的な推進や南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた防災・減災対策の強化を図る観点から、来年度においても「地域経済活性化・防災対策特別枠」を設け、公共事業に55億円、新たな基金の設置などの公共事業以外に45億円、総額100億円規模の追加措置をすることといたしました。

このうち、公共事業の追加措置につきましては、全県的にきめ細かな事業を展開することのできる県単事業を20億円上乗せし、県単公共事業は、対前年度比3.3%増としたところでありませ

す。また、補助・交付金事業につきましても、35億円を上乗せすることで前年度を上回る事業費を確保しており、これらの公共事業の執行によりまして、南海トラフ巨大地震を初めとする自然災害から県民の命と暮らしを守る防災・減災対策を実施するとともに、県内各地域において経済波及効果を喚起してまいりたいと考えております。

一方、公共事業以外につきましては、みやざき人財づくり基金の創設や学校老朽化対策、観光等基盤施設の整備等について重点措置することといたしました。

特に、みやざき人財づくり基金につきましては、本県の将来にわたる発展を担い、地域を支える多様な「人財」を育成することを目的に20億円規模の基金を設置するものであり、今後、5年間にわたって、未来を切り拓く次世代の育成、産業や雇用の核となる人材の育成、女性や高齢者の活躍などを支援するほか、今後の人材育成の拠点づくりに活用することとしております。

以下、平成26年度当初予算案の主なものについて御説明申し上げます。

平成26年度当初予算案におきましては、未来を切り拓く次世代の育成や産業・雇用の核となる人材の育成、女性の活躍と高齢者の生涯現役に向けた支援を行う「将来の発展と地域を支える人財づくり」、成長産業の育成加速化や中小企業・農林水産業の振興、国内外の活力を取り込む観光・交流の推進を図る「競争力と成長性のある産業づくり」、そして、防災力の強化や減災対策、生涯健康づくりや子育て支援の推進、中山間地域を初めとする地域の活性化を図る「安全・安心で魅力ある地域づくり」の3つを重点施策と位置づけ、予算編成を行ったところでありませ

す。まず、1点目は「将来の発展と地域を支える人財づくり」であります。

地域における子育て活動の支援や子供の読書活動の推進等を図るとともに、人材育成の拠点施設としての教育研修センターの再整備や老朽化している県立学校施設の計画的な改修など、「未来を切り拓く次世代の育成」を支援してまいります。

また、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した地域人づくり事業を推進するとともに、新規創業者やベンチャー企業などのみやざきの起業人への支援、宮崎大学と連携して本県の基幹産業である養豚を担う人材を育成する取り組みなど、「産業と雇用の核となる人財の育成」を進めてまいります。

さらに、女性消防団員の活動支援や女性警察職員が働きやすい環境整備、高齢者の社会参加の促進に取り組むほか、中小企業融資制度に女性・シニア向けの特別枠を新たに設けるなど、「女性の一層の活躍と高齢者の生涯現役に向けた支援」に取り組むこととしております。

以上の取り組みを含む、本県の将来を担う多

様な「人財」の育成を図るために、先ほど申し上げました20億円の「みやざき人財づくり基金」を創設することとしております。

2点目は「競争力と成長性のある産業づくり」であります。

まず、県内全域において、本県の豊富な農林水産資源を核とした総合的なフードビジネスプロジェクトを着実に推進していくとともに、木質バイオマスの活用による新エネルギーの利用促進や東九州メディカルバレーの研究拠点づくり、さらには、全国和牛能力共進会3連覇に向けた取り組みなど、「地域経済・雇用をけん引する成長産業の育成加速化」を推進していくこととしております。

また、中小企業の事業拡大のための融資メニューの創設や、農地中間管理機構を通じた意欲ある担い手への農地の集積・集約化の支援、加工用米を初めとする加工原料用農産物の供給産地の育成、水産物の新たな販売体制の整備など、「地域経済・雇用の基盤を担う中小企業・農林水産業の振興」に取り組むこととしております。

さらに、北部九州における本県自動車産業の拠点となるフロンティアオフィスの設置、大きな経済効果をもたらすコンベンション等である大規模海外MICEや東京オリンピックの開催を見据えたスポーツキャンプの誘致、東アジア地域からの観光誘客に取り組むとともに、大型クルーズ船係留施設等の観光関連施設の整備など、「国内外の活力を取り込む観光・交流の推進」に取り組むこととしております。

3点目は「安全・安心で魅力ある地域づくり」であります。

まず、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に県民の生命や財産を守る災害対策本部機能を

有する防災拠点庁舎の整備に取り組むとともに、県民の防災意識の啓発や、自然災害による被害を未然に防止・軽減する災害に強い県土づくりの推進など、ハード・ソフト両面から「防災力の強化や減災対策」に取り組むこととしております。

また、地域社会全体での自殺予防対策やがん検診等の集団検診の推進に取り組むとともに、本県初となる情緒障害児短期治療施設の整備に対して支援を行うなど、「地域全体で取り組む生涯健康づくりや子育て支援の推進」に取り組むこととしております。

さらに、路線バスへの全国共通ICカードの導入や地域鉄道の活性化、市町村が行う地域住民と一体となった地域づくりへの支援など、「中山間地域をはじめとする地域の活性化」に取り組むこととしております。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税814億4,000万円、地方交付税1,849億4,900万円、国庫支出金814億7,138万1,000円、県債673億9,770万円、その他1,580億5,391万9,000円を充当することとしております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第22号から第33号まで並びに第43号及び第44号は、消費税率の引き上げ等に伴う県の使用料及び手数料並びに利用料金の改定等を行うための関係条例の改正であります。

議案第34号及び第35号は、人事委員会勧告等を踏まえ、給与構造改革に伴う経過措置額の廃止等を行うための関係条例の改正であります。

議案第36号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、警察職員の夜間緊急作業手当の改正等、所要の改正を行うものであります。

議案第37号「みやざき人財づくり基金条例」は、本県の発展を担い、地域を支える多様な「人財」の育成や活躍を支援するための基金を設置する条例を制定するものであります。

議案第42号「宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例」は、復興関連予算で造成された基金の残額を国へ返還するため、所要の改正を行うものであります。

議案第52号及び第53号は、いじめ防止対策推進法の制定に伴い、いじめ防止のための連絡協議会及び委員会を設置する条例を制定するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊にて同時に提案いたしております平成25年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、経済対策に伴う国の平成25年度補正予算の成立及び公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計82億5,110万4,000円、特別会計マイナス9億6,619万7,000円であります。この結果、平成25年度の一般会計歳入歳出予算規模は、5,867億5,245万4,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、国の経済対策の実施に伴う補正予算額は、185億7,565万5,000円であります。

このうち、公共事業につきましては、国から補助を受けまして実施する道路や河川、造林、農業農村整備事業等の補助・交付金事業と直轄事業への負担金を合わせまして、約95億円を措置することとしております。

また、有床診療所等におけるスプリンクラー整備への支援や地域の実情に応じた少子化対策の推進、農業協同組合が行う先端技術や地域エネルギーを活用した施設園芸拠点の整備に対する助成等を行うこととしております。

さらに、国からの交付金等を活用して、森林整備加速化・林業再生基金や緊急雇用創出事業臨時特例基金等への積み増しを行うとともに、新たに設立される農地中間管理機構の活動等を支援するための農業構造改革支援基金の造成を行うこととしております。

また、消費者行政活性化基金についても積み増しを行うこととしており、引き続き、消費者の安全と安心を確保するための啓発活動や相談体制の充実・強化に努めることとしております。

以上の国の経済対策に伴う措置以外としましては、国から交付される地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を活用した基金の造成等を行うこととしております。

なお、本年度当初予算に計上しておりました宮崎県中小企業等支援ファンドに係る損失補償額につきましては、昨年11月に清算が完了し、損失額が約8億9,000万円に確定しましたことから、今回減額補正を行うこととしております。このファンドにより、支援した全ての企業の事業が継続され、地域における雇用の維持が図られるなどの成果があったところでありますが、結果として多額の損失補償が必要となったことにつきましては、重く受けとめているところであります。

以上、補正予算案の概要について御説明申し上げますが、これに要します一般会計の歳入財源は、県税27億4,000万円、地方譲与税28億4,000万円、地方交付税9億3,602万3,000円、

国庫支出金125億1,127万2,000円、繰入金マイナス31億4,746万6,000円、県債マイナス47億5,851万3,000円、その他マイナス28億7,021万2,000円です。

次に、平成25年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。

公共事業等について、国庫補助決定が年度後半になったこと及び用地買収に日時を要したことなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第71号「宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例」は、国の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を活用し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るための基金を設置する条例を制定するものであります。

議案第72号及び第73号は、復興関連予算で造成された基金の残額を国へ返還するため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第75号「宮崎県農業構造改革支援基金条例」は、農地中間管理機構を通じて、意欲ある担い手等による農用地利用の効率化及び高度化等を支援するための基金を設置する条例を制定するものであります。

議案第77号「宮崎県水源地域保全条例」は、水源地域内の土地取引に係る事前届け出制度の創設等により、水源地域の機能の維持を図るための条例を制定するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす22日から26日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時34分散会

2月27日（木）

平成 26 年 2 月 27 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 戸 保 博 秋

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 代表質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党の押川修一郎でございます。今日は、傍聴にも友人、知人の方がおいでいただいております。本当にありがとうございます。

本県の山地、中山間地の山の声を議会に届けることのできる唯一の会派であります我が自由民主党を代表して質問をさせていただきます。

県民の長年の悲願でありました東九州自動車道の北浦一須美江間、そして日向一都農間の開通が間近に迫り、本県の新しい時代の幕あけを感じさせる春となりそうであります。かつて「北は夕暮れ」と言われておりましたが、ここに来てまさに「北は日の出」の勢いであります。

さて、年頭には安倍首相より、「アベノミクスの効果を津々浦々に届ける」との発言があり、大型の補正予算も組まれたところであります。このような中、今定例会の開会に当たり、河野知事から、「東九州の新時代へ～みやざき飛躍予算」と銘打った、3年ぶりの積極型予算が平成26年度当初予算として示されたところであります。国も県も積極的に景気回復に向けて動き出した今、人口減少、高齢化が進行する

中、口蹄疫を初めとするさまざまな災害に見舞われ疲弊し切った、既に限界を迎えている本県の農山漁村の集落の津々浦々にまでこの効果を速やかに行き渡らせるために、執行部の迅速な施策の実行をお願いするところであります。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

知事は、昨年11月の定例県議会で、我が党の坂口議員の質問に対し、次期知事選挙への出馬を表明され、2期目の知事選に向けた覚悟や県政運営に対する思いが日増しに強くなっているのではないのでしょうか。河野知事は、平成22年12月に行われた知事選挙において、「みやざき新生～口蹄疫からの再生・復興 明日のみやざきの礎づくり～」を掲げられ、約29万票を集めて初当選し、第53代知事として本県のかじ取りを担われることになりました。そして知事は、就任後初めての議会である2月定例県議会の冒頭、「直面する課題にひるむことなく向き合うとともに、未来を見据え、新しい仕組みや新しい価値の創造に挑戦していくことで、真に豊かな宮崎県を築いていくための基礎づくりを進めていかなければならない」、また、「これから4年間、この愛する宮崎のために、全力で県政運営に取り組むとともに、県民の皆様と一丸となって、宮崎のさらなる飛躍に向け、誠心誠意努力する覚悟である」との所信表明をされたところであります。知事の任期は、先月の21日に就任4年目を迎え、いよいよ残りの任期が1年を切りました。知事は1期目の総仕上げをすべき段階に入ったものと考えます。そこで、これまで3年間の県政をどのように総括しておられるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、本県の大きな課題であります中山間地域対策についてお伺いいたします。

冒頭にも述べましたとおり、本県の中山間地域は、人口減少、高齢化が進み、雇用も落ち込んでおりますことから、後継者不足が深刻な問題であり、集落の存続が危ぶまれているところであります。中山間地域の集落は森林施業の基地という側面も担っており、一度失われれば再生には膨大な時間と労力がかかります。基幹産業の林業も、材価は上昇傾向にあるものの先行きは不透明。農業と同じく、担い手不足の問題は決定的な解決策がない状況が続いておるところであります。高齢化の問題は既に待ったなしの状況であります。このような状況を踏まえて、中山間地域の振興・支援対策について今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

次に、市町村への権限移譲についてお伺いします。

知事の権限に属する事務のうち、市町村で処理することが望ましい権限などを市町村へ移譲する事務処理特例制度は、平成11年7月に制定された、いわゆる地方分権一括法により創設された制度であります。私は、住民に身近な事務を、県よりも身近なところにある市町村が行うことは大変よいことだと思いますが、一方で、移譲先となる市町村の状況をしっかりと把握した上で移譲を推進する必要があると考えます。このような状況を踏まえ、事務処理特例条例による権限移譲は市町村の実情を十分に勘案しながら行うべきだと考えますが、今後どのように推進されていくのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、新エネルギー問題についてお伺いいたします。

本県では、豊富な森林資源を生かした木質バイオマス発電施設の計画が着々と進み、具体的

に動いているところが4件あるほか、串間市でも新たな計画があると伺っておるところであります。またこのほかにも、既に稼働している発電施設や木質ペレット製造施設などもあります。低炭素社会の実現、地域雇用の創出、山村所得の向上の観点から、木質バイオマス発電には多くの県民が期待を寄せておられるところであります。これらの施設が安定的に稼働し山元への利益還元を図るためには、円滑な木質原料の供給がなされなければなりません。そこで、木質バイオマス発電所が本格稼働を始めるに当たり、これら発電施設やペレット製造施設の稼働に必要な林地残材の量は幾らあるのか。また、安定供給は大丈夫なのか、県はどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

次に、電力の問題について伺います。

東日本大震災が発生してから3年がたとうとしております現在、電力需要の逼迫が継続しているなど、企業局を取り巻く環境も大きく変化しているものと考えます。このような中、国においては、再生可能エネルギーの普及のための固定価格買い取り制度を創設したほか、電力の安定供給を図るため電力システム改革を進めており、企業局に適用されている、電力会社に長期にわたり安定した価格で電力を供給する卸規制も廃止される見込みであることから、企業局の事業にも少なからず影響があるのではないかと考えておるところであります。そこで、国が電力システム改革を進める中、これまで企業局が公営企業として電気事業を展開してきた意義、今後の展望について、企業局長にお伺いをいたします。

次に、公金の管理・運用についてお伺いします。

平成26年度当初予算は積極的な増額予算となりました。県の財政改革の取り組みについては評価させていただきますが、依然として県財政は逼迫している状況であります。そのような中、公金の管理と運用は非常に重要な問題であると考えますが、本県の状況はどのようになっているのか、会計管理者に伺います。

以上、壇上からの質問はここまでとさせていただきます。以下の質問は質問者席から伺わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

この3年間を振り返りますと、口蹄疫を初め相次ぐ災害に見舞われた本県の早期の復興・再生や、東日本大震災を教訓とした防災・減災力の強化などに全力で取り組んでまいりました。その中で、宮崎牛の全共2連覇や、県民の悲願であった東九州自動車道の一部区間の前倒し開通を初め、徐々に明るい兆しが見えてきたところでもあります。これを天の岩戸開きに例えて、将来に向けた希望の光が差してきた、そのような手応えを感じておるところでございます。

このチャンスを生かすべく、任期の後半となる今年度から、「復興から新たな成長」へと県政の軸足を移し、本格的な景気回復と揺るぎない産業基盤の構築に向けまして、フードビジネスや医療機器産業、東アジア市場開拓などの「成長産業の育成加速化」に重点的に取り組んでいるところでもあります。また、南海トラフ巨大地震に関する本県独自の被害想定などを踏まえた防災・減災対策の強化でありますとか、ドクターヘリの運用開始による地域医療の充実など、県が抱えるさまざまな課題の克服に向けてしっかりと歩を進めてきているところでありまして、おかげさまで、県議会を初め県民の皆様

の御理解と御協力をいただきながら、県政は着実に、かつ力強く前に進んでいるものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長(土持正弘君)〔登壇〕 お答えいたします。

中山間地域の振興・支援対策についてであります。中山間地域は、人口減少や高齢化の進行など、議員から御指摘がありましたように大変厳しい状況にあります。このため県では、中山間地域振興計画に基づきまして、「産業の振興」「集落の活性化」「日常生活の維持・充実」を重点施策に掲げまして、全部局が一体となってさまざまな振興策に取り組んでいるところであります。しかしながら、中山間地域の状況は、基幹産業である農林業の振興や担い手確保を初めとして、依然として解決すべき多くの課題がありますことから、引き続き、標高差など地域特性を生かした農林水産業の振興や、交流人口の拡大などによる集落の活性化等に取り組むとともに、平成26年度におきましては、現在の中山間地域振興計画の見直しにも着手することといたしております。中山間地域は、国土の保全や水源の涵養といった公益的機能を有する極めて重要な地域であり、その財産を次の世代に引き継いでいけるよう、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長(四本 孝君)〔登壇〕 お答えいたします。

市町村への権限移譲についてであります。市町村への権限移譲につきましては、平成18年に策定いたしました権限移譲推進方針に基づきまして、住民サービスの向上及び地方分権の観点から、住民に身近な行政はできる限り身近な市

町村に担っていただくことを基本として、促進を図っているところであります。具体的には、住民の利便性の向上や事務処理の効率化が図られるなど、市町村で処理することが望ましい知事の権限に属する事務について、毎年度メニュー方式でお示しし、それぞれの市町村が、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、さらに業務の受け入れ態勢も勘案しながら、主体的に移譲事務を選択していただくこととしております。県としましても、権限移譲に対応した財政支援を初め、移譲された事務が円滑に執行できるよう、説明会や研修会の実施、事務マニュアルの提供や助言など、市町村にとって移譲を受けやすい環境を整えることとしております。今後とも、市町村の自主性を尊重しながら、住民サービスの向上に向け、権限移譲の推進を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○環境森林部長（堀野 誠君）〔登壇〕 答えします。

木質バイオマスについてであります。現在、県内においては、複数の発電施設の建設が進められるなど、木質バイオマスの利用に向けた動きが始まっておりますが、林地残材などの利用は、林業の振興や新たな雇用創出による地域経済の活性化につながるものと期待しております。既設を含めた発電施設やペレット製造施設において必要となります林地残材の量は、水分を含んだ状態で年間約41万トンであります。一方、県内の林地残材の発生量は約77万トンで、計算上は必要量に対応可能であり、さらに、発電施設については、発電事業者と素材生産業者等との間で、安定供給のための協定が締結されております。県といたしましては、市町村や林業関係者等と密接に連携しながら、山元から発

電施設などへ効率的に収集運搬する仕組みづくりや、そのために必要な高性能林業機械の整備の支援などを行い、木質バイオマス利用施設が安定的に運営されるとともに、山元への利益還元が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○会計管理者（梅原誠史君）〔登壇〕 答えします。

公金の管理・運用についてでございます。歳計現金や基金等のいわゆる公金につきましては、地方自治法等に従い、元本を確実に保全した上で、いつでも現金化が可能な流動性の確保や、より高い金利を得るための効率性の追求などを念頭に置いて、定期預金や国債等による資金運用を行っているところであります。平成25年度の利息収入は、本年1月末現在で約2億800万円であります。今後とも、適切な公金の管理を基本としながら、安全かつ効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○企業局長（瀆砂公一君）〔登壇〕 答えいたします。

電気事業を展開してきた意義と今後の展望についてのお尋ねでございました。本県の電気事業は、昭和13年に県営の電気事業として発足いたしまして以来、これまでに6つの河川総合開発事業を完成し、全国の公営電気事業者、全部で26ございますが、この中で3番目という規模で、安定的に電力を供給してきたところでございます。また、東日本大震災を契機に再生可能エネルギーとしての水力発電の役割も高まっておりますことから、小水力発電の開発や市町村への技術支援に積極的に取り組んでいるところでございます。さらにまた、事業で得られました収益をもとに、一般会計への貸し付け、ある

いは口蹄疫復興中小企業応援ファンドへの原資の貸し付けなどを通じまして、県財政や地域の振興に寄与するなど、公営企業としての役割を果たしてきたものと認識しております。

今後につきましては、電力システム改革の進展に伴い、企業局の経営環境はますます厳しくなることが予想されます。しかしながら、水力発電の優位性は今後も変わることはないと考えておりますので、小水力発電の開発・導入や既存の発電設備の出力増など、計画的、効率的な投資を行うことによりまして、一層の経営基盤の強化を図るとともに、改革の推移を見きわめながら、引き続き、公営企業としての使命を果たしてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○押川修一郎議員 それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

特に総合政策部長にお願いをしておきたいと思いますが、26年度には中山間地域振興計画の見直しをされるということでもあります。先ほども言いましたとおり、中山間地域においては、本当に生きるか死ぬかの喫緊の課題だというふうに考えておりますから、中身のある計画になるようお願いをしておきたいと思っております。

それから、環境森林部長であります。特に今回、木質バイオマス、その中で、先ほど御答弁いただきましたけれども、山手からどういう形で材を搬入してくるかということが一番の課題だろうと思っております。そのことにつきましても、答弁がありましたから、くどくは言いませんけれども、量が確保できるシステムをしっかりとやっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

口蹄疫に見舞われ、本県の畜産を初めとした経済の回復は、まだまだ道半ばであると思いま

す。知事のお言葉にもありましたが、本県はまさに「復興から新たな成長」に向けた過程にあり、これからますます前に向かって進んでいかねばならないというふうに思います。そこで、知事の任期中最後の年であり、2期目に向けた布石ともなります平成26年度の県政運営について、どのような政策を推進していくつもりなのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 来年度、任期4年間の総仕上げの年になるわけでありまして。幸い、アベノミクスでありますとか2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催の決定、さらには東九州自動車道の宮崎―北九州間が開通するなど、本県の浮揚につながるさまざまな追い風が吹いているものと考えております。こうした追い風を逃さず、これまで力を注いでまいりました取り組みの成果を生かしながら、さらに大きな飛躍を目指してまいりたいと考えております。こうした考えのもとに、来年度予算案につきましては、「東九州の新時代へ～みやざき飛躍予算」と銘打って編成をしたところでありまして、北部九州や中・四国、東アジアからの観光誘客やMICE誘致、また北部九州の自動車産業との取引の拡大、細島港への広域荷寄せ対策など、高速道路の開通効果を最大限に発揮させてまいりたいと考えておるところであります。

また、2年目を迎えました「地域経済・雇用をけん引する成長産業の育成加速化」に加えまして、今回は、20億円の基金を活用した「将来の発展と地域を支える人財づくり」にも、今後5年間にわたって継続的に取り組むこととしたところでありまして。あわせて、本格的な人口減少社会の到来や、地域間、また国際競争の激化など社会経済情勢の変化も踏まえつつ、アク

シヨンプランを含む現行の県総合計画の見直しにも着手をしてまいりたいと考えております。今後とも県民との対話と協働に努めまして、目に見える形でしっかりと、こうしたそれぞれの課題について成果を上げていきまして、本県が将来にわたって持続的に発展できる基盤づくりに努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 最終年度の県政運営について、知事のお考えを伺ったところであります。特に、20億円の基金を活用した「人財づくり」事業につきましては、期待させていただきたいというふうに思います。

さて、既に2期目への出馬を決意され、本県の山積する課題への対応や将来への展望に向け、日々思いをめぐらされているものと推察をいたします。そこで、いささか気が早いかなとは思いますが、2期目の県政運営でどのようなことに重点的に取り組み、またどのような姿勢で臨もうとしておられるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県が半世紀にわたって要望してまいりました、東九州が1本の高速道路でつながる新時代が間もなく到来しようとしているわけであります。観光、産業、交通・物流、防災、医療、あらゆる分野で本県が大きく飛躍するチャンス、まさに歴史におけるターニングポイントを迎えておるという認識でございます。次期県政におきましては、官民一体となって、さらに、東九州道の県南区間でありますとか九州中央自動車道の早期整備に全力を注いでまいりたい、そういう意味では九州全体のネットワークづくりを急いでいきたい、そういう思いもでございます。東九州の新時代を牽引する宮崎県づくりを目指しまして、地域の競争力、隣県との広域連携、県内連携というものを

それぞれ強化する観点に立ちまして——動詞で申しますと、地域の競争力を磨いていくということ、さらには隣県との連携、つないでいくということ、さらには県内の連携、県内の経済を回していく、そのような視点に立って、人・物・金の流れを国内外から本県に取り込む施策というものを重点的に進めてまいりたいと考えております。あわせて、本県経済の本格的な成長につながる産業競争力の強化や、巨大地震や津波に備えた県土の強靱化などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」を進めることによりまして、直前の大会や合宿の誘致、また世界に通用しますおもてなしの環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。さらに今、20億の人財基金、評価をいただいたところでありますが、「県づくりは人づくりである」という信念のもとに、次世代を担う若者や産業人材の育成、また女性や高齢者のさらなる活躍の支援など、あすの産業や地域を支える「人財づくり」にも腰を据えて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上のような取り組みを通じまして、県づくりの目標であります、物と心の豊かさが調和をした「新しいゆたかさ」の実現に向けて全力で取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○押川修一郎議員 次に、新年度の当初予算についてお伺いをいたします。依然として本県の財政は厳しい状況にある中、今定例会に提出されました平成26年度当初予算は久々の積極型予算となっております。そこで、重点施策も含め、平成26年度の予算編成に当たりどのような点に最も力点を置かれたのか、知事にお伺い

たします。

○知事（河野俊嗣君） 26年度の当初予算の編成に当たりましては、財政改革の着実な実行は一方で重要な課題であるわけでありますが、それを行う中で、「人財づくり」「産業づくり」「地域づくり」という3つの重点施策を推進することを基本方針としまして、本県の発展を支える人材の育成や県内経済の活性化、県民生活の安全・安心の確保を積極的に進めるためのさまざまな措置を講じたところであります。具体的には、公共事業の追加措置というものを行いましたし、また「みやざき人財づくり基金」の創設、さらには学校老朽化対策などを盛り込んだ「地域経済活性化・防災対策特別枠」を100億円措置いたしますとともに、東九州の新時代を見据えた地域振興などにも積極的に取り組むこととしておりまして、全体の予算規模は対前年度比で1.3%の増となっております。また、特に投資的経費は3.7%の増、これは17年ぶりのプラスに転じたということをございですが、積極型の予算としたところであります。

一方、財政改革の取り組みも引き続き着実に進めることとしておりまして、国の交付金などの財源確保などにも積極的に努めました結果、収支不足額の圧縮や県債発行の抑制なども実現をしたところであります。26年度当初予算は、重点施策の積極的な推進と財政健全化を両立させた内容として仕上げたところであります。

○押川修一郎議員 しっかりした中で26年度を動かしていただければありがたいと、そのように要望しておきたいと思えます。

次に、副知事2人制についてお伺いいたします。知事は、昨年2月の定例県議会において副知事2人制を提案されるに当たり、大きく2つの理由を挙げられました。1つは、本県が復興

から新たな成長を目指す中、フードビジネスの展開や東アジア経済交流戦略など部局横断的な取り組みの推進のため、副知事に、知事の補佐や職員の指導のほか重要なプロジェクト等の総括を担うことが求められていることでした。そして2つ目として、副知事には、国や市町村、関係団体との密接な連携を図るという大切な役割もあり、地元出身も含め2人制とすることで、これらの連携がさらに強力となり、県政運営に大きな効果が期待されるということでありました。そこで、昨年4月に副知事2人制が導入されて約11カ月がたちますが、副知事2人制の導入でどのような効果が県にもたらされたのか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 副知事を2人制にすることによりまして、これまで以上に私自身が対外的分野、例えば中国、台湾、韓国などにおけるトップセールスでありますとか、国内における各種のPR活動などに力を注ぐことができるような体制になってきたものと考えております。また、それぞれの副知事には具体的な政策課題についての取りまとめを指示しておりまして、稲用副知事には人材育成・活用に向けた方向性について、内田副知事には東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた宮崎ならではのおもてなしのあり方をテーマとしまして、庁内でのワーキングチームをつくって政策論議を進めておるところであります。

あわせて、従来から副知事が担っておりました業務につきましても、2人で分担をすることで、それぞれの担当分野でより手厚くきめ細かな対応が可能になってきております。2人の予定表を私も見ておりますが、例えばこれまでの1人副知事の仕事を100としますと、それを2人で分割することによって50、50になったわけで

はなしに、それが60にも70にも100にもなっている、トータルでもっといろいろな対応ができるようになってきているというのが実感でございます。こうしたことによりまして、県内市町村や団体などと、これまで以上に細かな意見交換などを行うことができ、連携の強化が図られつつあるものと考えております。また、国とのパイプを十分に生かしながら、要望活動も精力的に展開しておるところでありまして、予算の獲得はもとより、東九州自動車道の前倒しの開通やスマートインターチェンジの整備、あるいは先日発表されました、農林水産省の今回の補正予算の目玉事業であります「次世代施設園芸導入加速化支援事業」の採択などの成果に結びついていっているものと考えております。おかげさまで、副知事2人制は、当初考えておった目的どおりに機能しておるのではないかと受けとめておるところでございます。

○押川修一郎議員 ただいま副知事2人制の効果を伺いましたが、副知事2人制のメリットを生かし、両副知事を政策推進の強力な補佐役として活用することで、知事自身は、大局的な観点から、今後の県政運営にさらに腰を据えて取り組むことができるというふうに考えます。そこで、副知事2人制の効果を踏まえ、知事の持つ中央官庁との太いパイプを生かして、予算獲得や情報獲得のため、知事みずからがもっと積極的に国への要望活動に出向いていくべきではないかと考えますが、今後の取り組み等について知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 自主財源に乏しい本県としましては、さまざまな行政課題に対応する上で、国との良好な関係、パイプというものを構築・維持し、予算や情報を獲得していく活動は、大変重要な仕事であろうというふうに考え

ております。このため、私みずから関係省庁を足しげく訪問しております。最近などでは、国交省に行ったときに、「また参りました」と言うのが最初の御挨拶になっておるところでございますが、政務三役、また幹部職員に直接お会いすること、また本県にいらっしゃったときに、さまざまな機会を捉えて意見交換、情報の収集などを行う。脆弱な財政基盤やおくれた社会資本整備といった本県の実情を訴えて、要望や提案などを行ってきておるところであります。

また、政府の中央防災会議のもとに置かれている防災対策実行会議の委員として——これは知事としては私だけが入っておるわけですが——本県が繰り返し訴えてまいりました南海トラフ地震対策特別措置法の早期制定にこぎつけるということもできたところでありますし、近く決定が見込まれます地域指定についても、強く働きかけを行っているところであります。今後とも、副知事2人制のメリットをさらに生かすことができるよう、両副知事と機動的に役割を分担しつつ、これまで以上に私が先頭に立って、国との太い人脈やネットワークづくりに努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 さらに、知事は東アジア市場の開拓を重点施策に掲げておられます。今後は、県産品の宣伝や販路拡大といった活動に、より積極的に取り組まれるものと考えます。副知事が2人になったわけですから、県政は優秀な両副知事にお任せになり、知事みずからが広告塔となって、積極的に海外に出て活動されてはどうかと考えますが、これまでの取り組みと今後の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 適切な役割分担を踏ま

えた、めり張りのある仕事をという御指摘だというふうに受けとめております。アジア市場に関しましては、今年度、私をトップとする官民一体となった訪問団を結成いたしまして、7月に台湾、8月に香港、シンガポール、11月に台湾、韓国をそれぞれ訪問したところであります。これらの訪問におきましては、多くの現地メディアを集めての本県物産・観光のPRのほか、交通網の維持充実の要望や現地経済界の要人との意見交換などを行い、本県の取り組みに対する貴重なアドバイスをいただいたところでもあります。やはり知事が来るということになって、会える要人の幅も、またメディアの注目度も高まるということがございますので、そういったところを最大限活用してまいりたいと考えております。

こうしたさまざまなトップセールスの成果で、宮崎牛や乳製品など県産品の新規の取引や台湾との航空路線の増便など、具体的な成果も少しずつ上がっておるところでございます。あすも、香港からフードビジネス関係での要人とお会いする機会も設けておりまして、こういうパイプというものもしっかり今後活用してまいりたいと考えております。海外でのトップセールスにつきましては、政府機関や要人などとの人的ネットワークの構築や現地マスメディアに対するPRなど、大変大きな効果があるものと考えておりまして、知事の立場を十分に活用しながら、機会あるごとに訪問し、アジア市場の開拓に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。せっかくの副知事2人制の導入で、その効果というものもあらわれているようでありますから、しっかりすみ分けをしていただいて、知事

としての責任ある行動なり、そういった立場での御活躍を期待しておきたいと思っております。

次に、今定例会に提出されました補正予算についてお伺いいたします。国の経済対策を受けて編成した本県の補正予算については、どのような考え方で編成されたのか、知事にお考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) まずは足元の経済の認識として、いわゆるアベノミクスによりまして、我が国の景気、全体としては回復傾向にあるということではありますが、本県経済はまだまだ回復途上にあるということ、さらに今後、消費税率の引き上げに伴います景気の下振れリスクに対応していかなくてはならないということ、持続的な経済成長に結びつけていくことが必要であろうと考えておるところであります。このような基本的な考え方のもとに、今議会に提案しております補正予算案については、国の経済対策に伴う措置としまして、防災・減災対策の観点からの公共事業、雇用や林業などに関する基金の積み立て、大規模園芸施設の整備の支援、また少子化対策ということで、総額で185億円計上しております。平成26年度当初予算と一体的に執行していくことで、より積極的に地域経済の活性化などに取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、公共事業の入札不調・不落問題について伺います。昨年度末の大型補正に伴い、公共事業が多数発注されましたが、建設現場では人手不足等の問題もあり、全国で公共工事の入札不調・不落が発生し問題となっております。そこで、本県における入札不調・不落の発生状況につきまして、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 公共三部に

おきましては、本年1月末で、入札不調が、入札件数の6.4%に当たる111件、不落が、同じく5.1%に当たる88件発生しておりまして、昨年度の同時期と比較しますと、入札不調が3.9ポイント、不落が1.3ポイント、それぞれ増加しております。

なお、入札不調・不落となりました工事につきましては、地域の実情に応じて発注時期などを調整し、改めて入札を行うことによりまして対応しているところでございます。

○押川修一郎議員 続けてお伺いします。昨年度に引き続き、今回も国の経済対策が発表されました。これによりまして、今後発注が予定される公共工事におきまして、昨年の状況を踏まえ、公共事業の効果を生かす上でも何らかの対策を講じるものと考えます。そこで、今後の公共工事の入札不調・不落対策について、知事のお考えをお聞きいたします。

○知事(河野俊嗣君) せっかく国の理解もいただきながら財源を確保し、何とか公共事業の量を確保したところでありまして、それを適切に執行していただく体制、これが大変重要であろうかというふうに考えております。公共工事の増加等に伴う入札不調・不落に対しましては、技術者や資機材の状況など地域の実情の把握に努めまして、発注時期の調整や現場条件を十分に考慮した積算の徹底などに取り組んできたところであります。今年度の国の補正予算に伴う工事の実施に当たりましては、これまでの取り組みに加えて、円滑な施工の確保を図るため、技術者などの賃金水準の上昇を踏まえ、本年2月に労務単価の改定等を行ったところであります。さらに、工事の実施時期につきまして、国や市町村との連携を図り、早期発注に努めることによりまして、地域の雇用や経済の活

性化に効果が十分に発揮されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 しっかりお願いをしておきたいと思えます。

次に、宮崎県中小企業等支援ファンドについてお伺いいたします。知事の提案理由説明にもありましたとおり、このファンドについては、昨年11月に清算が完了いたしております。このファンドは、経営に支障を生じた県内の企業に対し、ファンドから投資を行うことにより、企業の事業再生を図る目的で設立されたものであります。当時、民間の金融機関から融資が受けられないほどに経営が落ち込んでいる企業を、このファンドによって事業継続させ、約2,000人の雇用を継続してきたという点におきましては、評価に値すると思えます。しかし、結果的には8億9,000万にも上る損失を出しているということでもありますので、この結果について知事はどのような責任を感じておられるのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 多額の損失が発生した経緯ということですが、このファンドが投資を行うに当たりましては、企業経営に詳しい専門家の意見を聞いた上で、それぞれの企業の再生計画の妥当性を十分審査して決定されたところであります。また、投資先の企業におきましては、再生計画に基づきまして、経費削減はもちろんのこと、不採算部門からの撤退、資産の売却など懸命な経営努力が行われまして、ファンドにおいても投資の効果が発揮されるよう経営支援を続けてまいったところであります。県におきましても、投資先の企業を直接訪問しヒアリングを行ったほか、ファンドを通じて状況を随時把握し必要な助言などを行ってきたところであります。

しかしながら、リーマンショックを初めとする世界的な規模の景気後退と、これに伴う国内不況の長期化、さらに相次ぐ自然災害の発生など、支援当初には予期できなかった外的要因も加わりまして、再生が当初の予定どおりには進まなかったという事情もございます。このような経緯のもと、ファンドは終了したところでございますが、結果として多額の損失補償が必要となったことにつきましては、重く受けとめているところでございます。今後の地域経済と雇用を考える上で、中小企業等の重要性はますます高まるものと考えておりますので、その振興につきましては、ニーズを的確に把握しながらしっかりと取り組んでいくことが責務であると考えております。

○押川修一郎議員 中小企業は、本県においても大事な企業でありますので、今言われましたとおり、しっかりこのことを受けて、今後そういったことがないような形の中での御努力をお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、指名競争入札の試行について伺います。現在試行中の建設工事における指名競争入札であります。年度半ばからの実施であることや、国の経済対策による公共工事の急増、そして、先ほどの質問にもありました、入札不調・不落の問題など諸条件が重なり、状況分析が難しいと思われませんが、一般競争入札との比較を踏まえた上で、現時点における建設工事に係る指名競争入札の試行結果の総括と今後の取り組みについて、同じく知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 建設工事における指名競争入札につきましては、昨年7月より試行しておるところであり、1月末までに160件の指名通知を行いまして、133件契約したところであり

ます。現時点で試行結果を総括しますと、試行件数の確保といった課題はありますが、平均落札率が一般競争入札と同水準であるなど、透明性・競争性も確保されており、さらに、工事現場に近い企業や建設機械を保有する企業の受注割合が高いことなど、災害対応力の強化という観点から一定の効果があると認識をしております。このため来年度につきましては、県議会や入札・契約監視委員会の御意見を踏まえた上で、災害対応力のさらなる強化を図るために、指名する企業の多様化などの改善も行いまして、試行の継続に向けて検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。

次に、東九州自動車道の整備促進について伺います。

東九州自動車道については、本県と鹿児島県の県南区間が未整備であり、九州中央自動車道の整備もまだまだ道半ばであります。ミッシングリンクの解消の点からも、早期完成が望まれるところであります。そこで、東九州自動車道の県南区間及び九州中央自動車道の整備促進についての今後の取り組みにつきまして、内田副知事にお伺いいたします。

○副知事（内田欽也君） 東九州自動車道あるいは九州中央自動車道は、人や物の交流を促進し、経済活動、物流、企業誘致、観光、医療、防災などあらゆる分野で可能性が大きく広がる大変重要な路線であります。また、災害時への備えとなる「命の道」としての役割も期待されますことから、安全で安心し、心豊かに暮らせる社会を目指す上でも、本県に残されたミッシングリンクの早期の解消というのは、県政の最重要課題の一つであると考えております。高速道路は全部つながってこそ、初めてその真価が

最大限に発揮できるものでございますので、今後とも知事を先頭に、東九州自動車道の県南区間及び九州中央自動車道の早期完成を、議会の皆様方を初め県民の皆様と一体となって、国に対し、これまで以上に強く要望してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 県南、特に日南から志布志に向けては、まだ基本計画ということでありまして、事業化にもなっておりません。国交省からおいでの副知事でありますから、ぜひ何とか、いらっしゃる間に目鼻をつけていただいて、事業化になるようお願いをしておきたいと思えます。

次に、記紀編さん1300年記念事業につきまして、何点かお伺いをいたします。

記紀編さん1300年記念事業推進協議会が昨年2月に取りまとめられました事業の基本構想の中には、重点的取り組み事項として、国民文化祭の開催と並んで、神楽と西都原古墳群の世界遺産登録へ向けての取り組みが掲げられております。地元西都市では2月8日に、世界文化遺産の登録を目指し、専門家を集めたシンポジウムが開かれ、私も参加し、地元の熱い機運を感じたところであります。記紀編さん1300年記念事業の最終年度になる平成32年には東京オリンピックの開催が決定し、日本が世界から注目を浴びることは言うまでもありません。そこで、西都原古墳群の世界文化遺産登録を、記紀編さん1300年記念事業の集大成となるよう、推進室等の設置を含め積極的に取り組んでいただいております。どうかというふうに考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 西都原古墳群が世界文化遺産登録を目指す取り組みとしましては、まず、文化庁がユネスコへ推薦候補案件として

提出する国内の暫定一覧表に記載されることが必要であります。このため、地元西都市を初め関係機関と連携を図りながら、古墳群や古代日向の成り立ちが語られている神話や神楽なども含めて調査研究を行い、広く継続的に情報発信し、国内での評価を高めていく取り組みを行っているところであります。今後とも、調査研究の進捗状況を踏まえながら、県庁全体で対応していくことが大切であると考えております。

○押川修一郎議員 次に、世界文化遺産登録に向けての取り組みということでお伺いいたします。昨年6月に、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に登録されたことは御記憶に新しいと思えますが、その候補として、九州内でも「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」や「九州・山口の近代化産業遺産群」などがあり、各県の知事を初め精力的に登録に向けて動いていらっしゃいます。先日開催されたシンポジウムにおいても、西都原古墳群を南九州や東アジアと関連づけての取り組みが紹介されておりました。知事にも、九州地方知事会で西都原古墳群の世界文化遺産登録に向けた連携を提案していただくなど、積極的に登録に向けての取り組みを行っていただきたく考えております。そこで、本県が中心となって他県と連携をとり、世界文化遺産に向けて取り組んではどうかと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 世界文化遺産に登録されるためには、議員御指摘のように、西都原を初めとする県内の多くの古墳群、生目、持田古墳群さまざまあるわけでございますが、そういった古墳群はもとより、県外の古墳群なども視野に入れた構成にして、特に韓国などアジアとの連携というものもあるわけございませ

て、こうした構成にして暫定一覧表に記載される候補とする必要があるものと考えております。今回、南九州を視野に入れたシンポジウムが、初めて西都市において開催されたところでもあります。九州地方知事会での提案ということも御指摘のあったところではありますが、今後とも他県の研究機関との意見交換、さらには教育委員会の調査研究の進捗状況を考慮した上で、どのような連携が効果的なのか、十分検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 同じく西都原古墳群についてお伺いいたします。皆様も御存じのとおり、西都原古墳群の目玉は男狭穂塚、女狭穂塚であります。このことにつきましては、議場でも何人かの方からも質問が出ておりますけれども、古墳の全容が見えるよう木の伐採を求める質問が、過去にも何回となくなされてきたところでもあります。古墳の上にある木々は大木であり、その根が深く入り込んでおりますので、古墳の学術上の保護のためにも、その伐採が必要であるというふうに考えております。この間のシンポジウム、教育長もおいででありましたけれども、韓国の朴さんも「日本の古墳はお山だ」というような話をされておりました。そこで、非常にデリケートな問題ではありますが、男狭穂塚、女狭穂塚の木の伐採について、引き続き宮内庁に要望する必要があると考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○教育長（飛田 洋君） このことにつきましては、これまで知事を初め私も、宮内庁に出向いて要望させていただいたところでもあります。男狭穂塚、女狭穂塚は、宮内庁において静安と尊厳の保持を基本とした管理が行われており、木々を伐採することにつきましては困難ではありますが、そんな中、墳丘全体の下草刈りや口径

の小さい樹木の伐採など一定の対応をしていただいたところでもあります。引き続き、男狭穂塚、女狭穂塚の形状や大きさ等が実感できるような環境整備について、宮内庁への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしく願いをしておきたいと思っております。

同じく、次に西都原考古博物館についてお伺いいたします。来年度は西都原考古博物館開館10周年に当たります。西都原古墳群の紹介や研究のために欠かせない博物館だというふうに思います。10周年という節目の年でありますので、大きなイベントを開催し、改めて県内外の方々に西都原の魅力を発信していただきたいと考えます。そこで、開館10周年に合わせてどのような取り組みをされるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（飛田 洋君） 御指摘のように、西都原考古博物館は平成26年度に開館10周年を迎えますことから、西都原古墳群から出土した資料を中心に複数のテーマを設定し、年間を通して特別展示会を開催したいと考えております。その主な内容といたしましては、宮内庁や東京大学などが所蔵する埴輪や土器などのほか、東京の五島美術館が所有している国宝であります金銅馬具類や、東京国立博物館所蔵の国の重要文化財、埴輪船、埴輪子持家などの里帰り展示を計画いたしているところでもあります。この特別展示会を通して多くの方々に、西都原古墳群が我が国を代表する貴重な文化遺産であることを再認識いただけたらと考えております。

○押川修一郎議員 次も事業展開について伺います。昨年度から平成32年までの9年間を事業期間として取り組まれております記紀編さん1300年記念事業ですが、率直に申し上げます

て、何となく中だるみしてしまって、事業の内容がいま一つぼけてしまっている感が否めません。ホテルや旅館業を営む方々からも、「県は次にどのようなイベントを打つのか」という質問も多く受けます。そこで、改めてその事業の中身を確認する上でも、記紀編さん1300年記念事業の平成26年度の取り組み並びに今後の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 記紀編さん記念事業、さまざまな目的を持って9年間の事業区間を3年ごとに区切りまして、平成24年から26年までの3年間でフェーズ1、第1段階ということで位置づけまして、県民の総語り部を目指した県民の理解促進と、「神話のふるさと」としての宮崎のブランドイメージの浸透を図ることに重点を置いておるところでございます。外に発信するに当たっても、県民自身がまずその価値を理解し、しっかり語れるようになる必要があるかと、まさにその基盤づくりも大変重要な取り組みであろうかと考えております。平成26年度は、今年度の実績を踏まえ、「神話のふるさと県民大学」と称しまして県民向けの各種講座を開催するほか、神話を活用したイベントなど県内各地の取り組み支援を行ってまいりたいと考えております。神話のふるさと県民大学をこしも行っておりますが、6回行いまして、毎回毎回満席状態で、8人の方が皆勤賞で、複数回出席をしますと——私は普通のバッジをつけておりますが——内田副知事のように金のバッジがもらえとか、いろんなことをやりながら盛り上げをしておるところでございます。そういう意味での興味、関心の高まり、手応えも感じられるところでございます。

また、東京、大阪などにおきまして、大学での公開講座や記紀ゆかりの県と連携したシンポ

ジウムのほか、現在、大阪の大型商業施設でありますグランフロント大阪で開催しておりますような神楽の公演を含むイベント、さらには河瀬直美監督によるプロモーション映像の制作など、特色のあるPRに取り組むこととしております。

本県の神話、また神楽、伝統芸能、こういったものに触れれば触れるほど、これが非常に貴重なものであり宝であるという認識を新たにしておりますし、6年後、これは日本書紀の編さん1300年という一つの記紀編さん1300年の目標となる年次であるとともに、オリンピックが開催される年でもある。国外から日本に対する関心が高まるという状況の中で、神話ということ、まさに日本のふるさとであるということが、本県にとって非常にアピールできるポイントになるかというふうに考えております。今後とも、県のみならず市町村や民間団体、さらには記紀ゆかりの県とも連携をしながら、足元にある地域の宝を磨き上げ、「神話のふるさとみやざき」というものを広くアピールしてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 記紀編さん1300年記念事業の関連、最後の質問となりますけれども、記念事業関連で実施された神話巡りバスツアーは、本県に初めて来られた観光客、神話に興味のある観光客の方々が、気軽に神話ゆかりの地を低価格で周遊できる大変よい取り組みであったと考えております。各観光地からも大変好評であると伺っておりますが、残念ながら今年度で終了するとも聞いております。そこで、大変好評でありましたこのバスツアーについて、来年度の運行あたりはどうか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 神話巡り

バスツアーは、神話ゆかりの地を気軽に周遊することができる日帰りのバスツアーとして、県南コースと県西コースを県事業、高千穂コースと西都・西米良コースをみやざき観光コンベンション協会の事業で運行しておりますが、いずれも今年度末で終了することになっております。このバスツアーでは、ボランティアガイドによる神話の説明や御当地グルメの昼食をつけるなど工夫を凝らし、これまでに延べ1万3,000人ほどの利用実績を上げており、「神話のふるさとみやざき」のPRに貢献してきたものと考えております。来年度の運行につきましては、何らかの形で継続することができないか、みやざき観光コンベンション協会とも連携しながら検討しているところであります。

○押川修一郎議員 それぞれ記紀編さん1300年、あるいは西都原の世界遺産登録に向けての取り組みということで伺いましたところであります。それぞれの立場の中でこの事業が本当に発展しますように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、提言も含めて、婚活イベントについて伺いをいたします。本県では、少子化対策の一環として、県内でさまざまな婚活イベントが実施されておりますが、少し目先を変えまして、県外在住の本県出身者など、本県ゆかりの若者に的を絞った婚活イベントを実施してはどうかというふうに提案をさせていただきます。

本県の若者は、高校卒業と同時に県外の大学や専門学校に進学し、そのままその地で就職される方が多数いらっしゃると思っております。そのような県外在住の若者に、県外事務所や県人会を通して声をかけ、婚活イベントを開催すれば、同じ宮崎出身者同士、共通の話題にも事欠きませんし、結婚を機会に、そしていずれは本県に

帰ってくる確率もぐんと高まるのではないかと考えます。そこでまずは、移住促進策の一つとして、県外在住の本県ゆかりの若者を対象とした婚活等のイベントの開催は検討できないだろうかということ、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 本県では、高齢化や人口減少による地域の活力の低下が懸念されておりまして、コミュニティーや産業の担い手となる人材等を確保し、地域活力の維持増進を図るため、移住の促進に取り組んでいるところであります。全国的にも移住に取り組む自治体がふえてきておりまして、都市部での情報発信がより重要となっておりますことから、東京、大阪など都市部でのPRや移住相談会等を実施しているところであります。移住相談に来られる方の中には、本県出身のUターン希望の御家族や、本県にゆかりがある方なども多いことから、Uターンも含めた移住の一層の促進を図っていくに当たりましては、御指摘がありましたように、県人会組織など県外在住の本県関係者のネットワークを活用し、移住等の呼びかけを行っていくことは、大変重要であると考えております。このようなことから、今後とも県外事務所や県人会などと連携を図りながら、本県ゆかりの皆さんが集まる機会を積極的に活用いたしまして、御提言のありました若者の出会いの場などの若い方々の関心を高めるような企画を含め、生活環境や子育て環境のPRなど、より効果的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 どうか婚活イベント開催に向けて御検討いただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

次に、医療福祉行政について伺いをいたし

ます。

保育士の確保が課題となっております。保育所においては、限られた人員の中で、自助努力により多様な保育ニーズに対応する取り組みを続けていらっしゃいますが、現有保育士の負担が大きく、経営努力も限界にきていると伺っております。保育士不足の解消については、特に保育士が長く働きやすい環境づくりのために、保育士の処遇改善の支援策を講じることが肝要だと考えております。保育士不足の解消は、安倍政権の進める女性の社会進出の観点からも重要な課題だというふうに思います。そこで、保育士確保のネックとなっている保育士の処遇改善に対する取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 保育士の処遇改善については、今年度、保育士等処遇改善臨時特例事業を実施いたしまして、県内全ての私立保育所において給与改善に取り組んでおり、来年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。また、今年度から新たに、保育団体と保育士養成機関との意見交換会を開催し、その成果として、来年度は保育団体において処遇改善策を検討するための部会を設置し、取り組みを進めていただくこととなりました。県といたしましては、今後とも関係機関と十分連携を図りながら処遇改善等に取り組み、保育士の安定的な確保に努めてまいりたいと考えます。

○押川修一郎議員 保育士の処遇改善は、雇用の創出の面からも、女性が安心して社会進出を行える環境整備の面からも非常に重要な問題でありますから、問題解決に向けて早急に取り組んでいただきますように要望しておきたいと思っております。

次に、医師の確保について伺います。本県の

医師不足は常態化しておりまして、特に中山間地、僻地地域において深刻な状況に置かれております。県内の医療圏で地域住民の安心・安全の確保の格差も生じている現状であります。このような中、県では、医師確保のための方策として、医師を目指す学生への奨学金貸与など各種施策を行っておりますが、根本的な医師不足解消には至っていない状況だと思います。そのため、医師の地域偏在を改善し、救急医療を初めとする地域医療の充実に努めるとともに、医師の確保にさらなる努力をお願い申し上げたいと思っております。このような状況を踏まえて、県内の医師偏在、医師不足の問題について、これまでの施策の効果と今後の取り組みについて、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県ではこれまで、医師の確保と地域偏在の解消を図るため、医師修学資金の貸与や宮崎大学医学部地域医療学講座への支援などを行うとともに、県内外での病院説明会等を通じた臨床研修医の確保、自治医大卒医師の適切な配置や県外からの医師の招聘などに取り組んでまいりました。このような中、国が先般発表いたしました平成24年末現在の調査結果によると、本県の医師数は増加傾向にあるとともに、減少を続けてきた20代の医師数が下げどまり、増加に転ずるなどの明るい兆しも少しずつ見えてきておりますが、医師の地域偏在や30代、40代の医師の減少は続くなど、まだまだ厳しい状況にあります。医師の確保や地域偏在の解消は、医学生への教育や卒業後研修の充実、医師のキャリアアップを含めた働きがいのある環境づくり、救急医療等の地域医療体制の整備などが必要でありますので、今後とも医師会、宮崎大学、市町村など関係者と緊密な連携を図り、全力で取り組んでまいりま

す。

○押川修一郎議員 しっかりこの確保に向けて取り組んでいただきますように、お願いをいたしたいと思います。

次に、看護師の確保について伺います。医師の確保と同様に看護師の確保も医療サービスを維持する上で欠かせない問題であり、その養成及び確保が重要な課題となっております。また、看護師資格を持っていても現在は離職している潜在看護師の発掘や、その再雇用のためのマッチングの充実が必要と考えております。そこで、看護師不足に対する本県の取り組みの成果と今後の看護師確保対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県ではこれまで、看護学生への修学資金の貸与や、看護師等養成所に対する運営支援のほか、潜在看護師等への無料職業紹介事業や看護師スキルアップ支援事業などに取り組んでおります。このような中、本県に就業している看護師及び准看護師数は、毎年500人程度増加している状況にあります。医療機関におきましては、新卒看護師や育児休業等の代替看護師の確保が困難な例も多いと聞いております。このため平成26年度は、これまでの取り組みに加えまして、ハローワークで行っている出前就業相談窓口の増設や、病院内保育所の運営支援の拡充に取り組むとともに、新たな看護師養成所の開校に向けた支援を行うこととしております。また、県立看護大学に県内初となる認定看護師教育課程を設置し、看護師にとって魅力ある研修環境づくりにも取り組む予定であります。高齢化が進む中、看護職員への需要はますます増加していくと存じますので、今後とも、看護師の確保・定着のための取り組みをさらに推進してまいりたいと考え

ております。

○押川修一郎議員 要望になりますけれども、非常に重要な課題でありますので、県におかれましては、今後も引き続き、医学生や看護師の修学支援など新規医療従事者の確保に努めていただきますように、お願いをしておきたいと思

います。

次に、県立宮崎病院の再整備についてお伺いいたします。医師や看護師の確保とあわせ、その方々が働く場としての病院施設の整備は重要な問題であり、医療の高度化・専門化に伴って必要不可欠なものであります。本県医療の中核病院である県立宮崎病院は、築後30年を経過し老朽化が進み、医療の提供に支障を来し始めております。この問題につきましては、去る1月の厚生常任委員会で、全面改築を視野に入れた大規模な改築整備の方向性が示されたところであります。また、できることであれば、医師確保の観点からも、研修医にとって魅力的な研修が行えるような医療施設としての整備を期待したいと思います。そこで今回、県立宮崎病院の全面改築も視野に入れた大規模整備の方向性を示すに至った経緯や考え方、また今後の整備の見通しについて、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院の再整備につきましては、施設の老朽化や狭隘化への対策、さらには防災機能向上の観点から、既存の建物改修や全面改築など、複数の案につきまして検討を行ってまいりました。その結果、急性期部門や外来診療部門など病院の根幹をなす部門につきましては、改築が必要であるとの判断に至りまして、病院施設を全面改築する案と、一部既存の病棟も活用する大規模改築案の2つの案をベースに、引き続き検討を行い、26

年度中に基本構想を策定することとしたところ
でございます。今後は、採算性も十分考慮しな
がら、高度・急性期医療や政策医療などの充
実、防災機能の向上、患者の利便性の向上、さ
らには医師等の教育研修機能の充実など、全県
レベルの中核病院にふさわしい機能が発揮でき
るよう、整備を進めてまいりたいと考えており
ます。

○**福田作弥議長** 質問の途中ではありますが、
ここで申し上げます。残り質問項目を考えます
と、少々時間が押しているようでございます。
執行部におかれましては、簡潔な答弁をお願い
したいと思います。

○**押川修一郎議員** 財政が逼迫していることは
承知しておりますが、東日本大震災の教訓も踏
まえ、基幹病院として、大災害に見舞われた際
も医療拠点として支障なく稼働する災害に強い
病院施設として、何よりも県民の命を守る施設
として、憂いのないよう、中途半端なものでな
く、万全の整備を行っていただくように強く要
望しておきたいと思っております。

次に、林業問題についてお伺いをいたしま
す。

西米良村では大きな杉が山で立ち枯れして
おり、話を聞くと、スギ葉枯れ症といって、杉が
ある程度の大きさになると枯れるのは特に珍
しい話ではないというふうに聞いております。そ
の後、山を見るたびにそのような杉の葉枯れを
よく見かけるようになりました。もしこれが県
内各地で起こっていることであれば、林業県で
ある本県にとって大きな問題であると考えま
す。そこで、スギ葉枯れ症について、県では現
状と原因の把握についてどのようになっている
か、環境森林部長にお伺いをいたします。

○**環境森林部長（堀野 誠君）** スギ葉枯れ症

は、幹の先端部分から1～2メートル程度まで
葉が枯れる現象であり、県内では平成10年に初
めて被害が確認されております。林業技術セン
ターの調査によりますと、県内におきまして
は、40年生前後を中心に20年生から80年生ぐら
いまでの杉で発生しており、23年度末現在で、
数本程度から数ヘクタールと被害の規模に差は
ありますが、県北西部を中心に約300カ所が確認
されております。原因につきましては、これま
での研究では特定されておられません。土質や
カリウム等の養分欠乏などの可能性を指摘する
ものもあります。今後とも、国の研究機関など
と協力しながら、発生原因の究明に努めていき
たいと考えております。

○**押川修一郎議員** 続けますけれども、このス
ギ葉枯れ症は大径材に多く見られるようです。
このことは、県が進める長伐期施業において問
題となるのではないかと考えますが、スギ葉枯
れ症は長伐期施業に影響しないのか、同じく環
境森林部長にお伺いいたします。

○**環境森林部長（堀野 誠君）** スギ葉枯れ症
につきましては、原因は特定されておられませ
んが、20年生から80年生までの広い範囲で被害
が発生しており、また、美郷町西郷区の被害林に
ついて平成25年度に調査したところでは、15年
度と比較して被害区域の拡大はほとんど見られ
ず、落ちついている状況にありますので、スギ
葉枯れ症が長伐期施業に直ちに影響することは
ないのではないかと考えております。しかしな
がら、スギ葉枯れ症については不明な点もあり
ますので、引き続き、長伐期施業への影響を含
め研究してまいりたいと考えております。

○**押川修一郎議員** ただいま答弁をいただいた
んですが、長伐期施業に影響はないとのこと
でしたが、影響が出てからでは既に手おくれであ

ります。既にそういった症状が出ているということが問題であって、特に分収林では、その材の価値が下がれば林家の収益に直接影響が出ることとなります。早急に原因究明をお願いいたします。

また、成長の早い杉を今よりも早いサイクルで循環させる施業の方法も、本県は温暖で雨の多い気候で、杉の太りもいいわけでありますから、今後、循環型で森林を管理するような方向での検討もお願いをしておきたいと思えます。

次に、林業大学校の設立についてであります。このことにつきましては、当会派から、昨年の2月に十屋議員が、11月に黒木議員が同様の質問を行っております。林業の担い手育成は、林業を基幹産業とする本県の重要な課題でもありまして、中山間地域を支える若者への雇用の場の提供につながり、ひいては、森林保全のみならず集落活性化の一助となるものと考えております。林業技術者も、建設関係の技術者同様に高齢化が進み、技術の継承が危ぶまれております。早急に担い手の育成に取りかからねば、山の集落は放置され、鳥獣被害はとどまることを知らず、先人が築いた本県の宝でもある山は荒れてしまいます。我々が繰り返し議場で問うのには、そのような深刻な背景があることは既に御承知のことだろうと思えます。林業の担い手を継続的に育成する専門機関として、林業大学校を中山間地域に創設する考えはないのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 林業担い手の確保・育成は大変重要であると考えております。このため県では、国の「緑の雇用」事業を活用して新規就業者を確保するとともに、林業就業に必要な免許取得等の実践的な研修を行って、林業技術者等を育成しているところで

あります。また、将来的に林業経営を担い得る有望な人材を育成するため、新たに平成26年度から2カ年で、国の「緑の青年就業準備給付金事業」を活用して、林業技術センター等における座学や林業事業体等における実地研修など、年間1,200時間以上の研修を行う予定としております。林業大学校につきましては、これまで他府県の状況を調査するとともに、森林組合など関係者からニーズ等について御意見を伺ってきたところではありますが、新たな研修事業の効果や研修生のニーズなどについて検証しながら、引き続き、林業大学校の創設について研究してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 前向きな答弁じゃないというふう聞いておったところでもあります。

次に、林業の担い手育成対策について伺います。林業大学校の創設には時間を要するものとするならば、実現までの橋渡しとしての意味から、林業の担い手対策として——同じく林業県である秋田県に行ってまいりましたけれども、秋田県の取り組みもうとしている新たな林業研修制度のように、県独自の資格を取得できるよう、林業関係者・団体と協力して取り組むのも一つの手段ではないかと思えます。秋田県では、この研修により資格を取得した人が林業関係団体に就職するため、新規雇用の場としても期待されているということでありました。本県でも、秋田県の事例に倣って、担い手育成のための継続的な取り組みを行ってみてはどうかと考えますが、環境森林部長のお考えをお聞きいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 御質問にありました秋田県の研修事業は、国の給付金事業を活用し、林業事業体の協力を得ながら実施するなどの点におきまして、本県の新たな研修事業

と基本的には同様なものでありますが、研修修了者に資格を付与することや継続的に行うことにおいて、異なっている点もあるようでございます。県といたしましては、森林資源が充実する中、継続的な研修を実施することは重要と考えておりますので、秋田県など他県の事例を参考にしながら、研修の充実について検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 さらに続けますけれども、美郷町の林業技術センターを母体に林業大学校を設立し、中山間地域の農林業を担う、鳥獣被害対策を担う場として、継続的に担い手を育成する仕組みづくり、将来的には、そこで育った林業のスペシャリストが管理していることを「みやざきスギ」ブランドの新しい付加価値とすることもできると考えます。このことも含め、「人財づくり」の観点から、林業大学校設立について、今度は知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御質問の趣旨である林業の担い手育成、これは過疎化・高齢化が進む中山間地域におきまして、主要産業であります林業の振興や集落の維持・活性化を図る上で重要な課題であると認識をしております。まさにそういう産業人材の育成、林業のみならず農業も漁業も重要だということで、今回、人材育成の基金も設置をし、力を入れていこう、そういう考え方があります。

御指摘の「林業大学校」という名称ではありますが、どうしても農業大学校のような常設の施設、スタッフ、またフルタイムのカリキュラムというようなイメージ。数十人の学生というのはあるわけではありますが、現在、全国で6府県が設置して、定員も各学年10人から20人程度で、定員割れをしておるような状況もあるということでございまして、そういった形での大学

校を設置するかどうかということは、施設や人員などの問題や学生のニーズなど、検討すべき課題もあろうかというふうに思います。ただ、議員の御指摘の根幹にある「林業の担い手を育成する」、そのような観点から、林業大学校のあり方をどのように考えるかも含めて、継続的な担い手育成の仕組みづくりは、今後ともしっかり検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 これは、この議場にいらっしゃるほとんどの方に、そういう熱い思いがあると思います。しっかり中山間地域のそういう仕組みづくり、そして「人財づくり」の観点から、ぜひ前向きに検討をお願いしておきたいと思います。

続きまして、林業問題の最後になりますけれども、昨年11月に、県産材の輸出に向けて韓国への働きかけを知事みずから行い、私ども県議会議員で構成する森林・林業活性化促進議員連盟も同行し、県産材を使ったモデルハウスの展示場等を視察するなど、韓国における住宅事情や木造住宅の需要について調査を行ったところであります。そこで、東アジアの市場開拓は知事が重点施策に掲げているところでありますが、海外や県外における県産材の販路拡大についての県の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県では杉を中心とする人工林が充実してきていることなどから、県産材の海外や県外における販路を拡大することは大変重要であります。まず、海外につきましては、さらなる需要が期待できる韓国や台湾を中心に、住宅展示会への出展や輸出促進駐在員の設置、県産材のトライアル輸出などに取り組み、順調に輸出量が伸びております。また、昨年11月には、知事が韓国を訪問し、現

地企業に対して県産材のPRを行ったところ
あります。次に、県外につきましては、知事の
トップセールスや大口需要者の県内視察のほ
か、大手住宅メーカーへのサンプル材の提供支
援などに取り組んでおり、複数の大手住宅メー
カーで県産材が採用されるなどの成果もあらわ
れております。県といたしましては、今後と
も、官民一体となって設立した「チームみやぎ
きすぎ」を中心に、県産材の販路拡大に積極的
に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。
よろしく願いをしておきます。

次に、農政改革についてお伺いをいたしま
す。国の農政改革の内容が決まり、ことしが実
行元年となりますが、その中でも、1970年か
ら40年以上続いてきた米の生産調整(減反)を
5年後の2018年度にはなくす方針を固めたこと
は、今後の水田利用に大きな影響を与えるもの
と考えております。そこで、このような国の大
きな政策転換を受け、今後の水田利用のあり方
について県はどのように進めていこうと考える
おるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(緒方文彦君) 今後の水田利
用に当たっては、需要に応じた売れる米の
生産を基本にしつつ、全国有数の畜産県として
の取り組みや、フードビジネス振興の加速化な
どの観点が必要であると考えております。具体
的には、WCS用稲などの飼料作物について、
畜産サイドの需要を基本に作付を推進すると
ともに、飼料用米についても、利用拡大を図りつ
つ、多収性品種を活用した生産体制の構築に努
めてまいりたいと考えております。また、加工
用米につきましては、焼酎原料用の需要に応え
るため、多収性品種の導入や生産コスト低減技
術の開発に取り組むなど、将来にわたって安定

的に生産・利用が図られるよう努めてまいり
たいと考えております。県といたしましては、こ
れらの新たな取り組みも含めまして、水田利用
のあり方を明確にした上で、関係機関・団体と
一体となって、米と米以外の作物を組み合わせ
た生産性の高い水田農業経営の確立に取り組ん
でまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 地域の中において、主食
米、それから加工米、飼料米、ところによっ
ては種子米もあるわけでありまして、こうい
ったものがしっかりすみ分けができるように、
団体等と一体となった取り組みを今後お願い
しておきたいと思っております。

次に、稲ソフトグレインサイレージ(SGS)
についてお伺いをしたいと思います。実は、
国の米政策が大きな転換期を迎える中、水
稲農家の興味深い事例がございましたので、
青森県で行っている飼料用米を活用した稲SGS
の取り組みを視察してまいりました。私が視
察させていただいた青森県十和田市の農家
では、平成23年からこの事業に取り組み
られ、最初は飼料用米約1トンを、自作した
破砕機で試験的にSGSに調製され、昨年
からは本格的に飼料用米破砕機を導入して、
水稲農家4軒で稲SGS加工請負をされ
て、SGSフロンティア十和田を立ち上げ、
自家利用と委託加工を合わせて、20ヘク
タール分の稲のSGS加工を行ったとい
うふうにお聞きをいたしました。これは家
畜の飼料としての実績はまだ新しい取組み
ですが、肥育牛は青森県の畜産研究所にお
いて試験中でした。結果は良好でありまし
た。既に試験を終えた繁殖雌牛や育成牛、
子牛においては、嗜好性も良好で、配合飼
料特有の子牛の下痢も少ないという結果が
出ているというふうにお聞きをいたしました。
今、本県の畜産農家は、配合飼料

価格の高騰に頭を悩ませておられますが、稲SGSは、それを解決できる具体的な取り組みだと思います。そこで、耕畜連携の観点からも、ぜひ本県でも前向きに稲SGSの導入を検討していただきたいと考えますが、この青森県の飼料用米のサイレージ化の取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 飼料用米をサイレージ化いたしました、いわゆる稲ソフトグレインサイレージにつきましては、東北地方を中心に組み込まれている飼料用米の利用方法の一つでございます。稲ソフトグレインサイレージは、貯蔵の方法等の課題もございしますが、御紹介の中にもありましたように、配合飼料購入費の削減、あるいは子牛の下痢等に効果があるとのことですので、今後は、給与の有効性につきまして調査を行ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 現場に行ってみて思ったんですけれども、稲を刈った後のもみをそのまま破砕機に入れて傷をつけて、500のフレコンの中で2カ月ぐらい発酵させて飼料として食べさせるということで、30頭の繁殖農家で配合飼料250万円ぐらいかかっておったのが50万円もかからないということで、大変喜んでおられました。気候は違いますけれども、宮崎に合ったそういった飼料用米の活用というのはあるというふうに思いますので、ぜひ職員の方を行かせて、検討していただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、農地中間管理機構について伺います。農地中間管理機構は、平成26年度から各都道府県に1つ設置され、耕作放棄地や分散した小規模農地を借り受けて集約し、農業法人などの借り手に貸し出し、貸し出す農地の管理や、土地

改良など利用条件の改善業務に当たるとされております。国の大きな政策転換に伴い、農業関係者の関心が非常に高い問題でもありますが、機構の受け皿はどこになるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農地中間管理機構につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、都道府県に1つ、知事が指定することとされておまして、本県では、これまで農地保有合理化法人として農地流動化に取り組んでまいりました、公益社団法人宮崎県農業振興公社を指定する予定でございます。

○押川修一郎議員 次に、農地中間管理機構の行う事業の概要と市町村との連携について、同じく農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農地中間管理機構は、地域ごとに人と農地の問題を話し合い作成する「人・農地プラン」の推進過程におきまして、「農地の集約化を進めるためには、安心して農地を預けられる中間的受け皿組織が必要」と、そういう指摘を踏まえて設置されるものでございます。

事業概要についてであります。機構は、リース方式により利用効率化や高度化が図られる農地を借り受け、必要に応じて使いやすく整備いたします。地域の担い手を中心に公募により選定して貸し付けます。また、機構事業を後押しするため、地域でまとまって農地を出す場合には、10アール当たり2万円から3万6,000円、経営転換や農業をやめて農地を出す個人には、1戸当たり30万円から70万円の協力金などの支援制度が設けられております。市町村等との連携につきましては、当事業は地域や集落内での徹底した話し合いが基礎となりますことか

ら、農地の出し手の掘り起こしや具体的な契約交渉、相談窓口の設置等、業務の一部を市町村や農業委員会、JA等に委託することとしておりました。これまで以上に密接に連携していく必要があると考えております。

○押川修一郎議員 同じく、機構が行う事業は全て国庫で賄うということであったと思いますが、県費の持ち出しが発生するとすればどの程度になるのか。また、条件の悪い農地を機構が引き受けた後、その農地に対して受け手が見つからず、機構が引き受けた農地が「塩漬け」となるようなリスクはないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農地中間管理機構支援事業の県予算につきましては、県費約2億6,000万円の審議をお願いしております。これは主に、機構が借り入れた農地にかかる賃料と管理・保全に要する経費でありまして、基本は国が70%、県が30%の負担とされております。なお、この負担割合についてでございますが、機構の実績に応じて国が最大95%まで負担する制度となっていることから、県費の持ち出しをできるだけ抑えるよう、機構を支援してまいりたいと考えております。

また、農地の滞留、いわゆる「塩漬け」となるようなリスクに対しては、未然に防止するため、県といたしましては、受け手の積極的な掘り起こしや、地域の話し合いによって担い手を明確化する「人・農地プラン」の策定を強力に推進しますとともに、関係機関・団体と連携しながら、地域農業の実情に応じた機構活用による農地の集約化に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 このことについて3点お伺いをしたんですが、今回の機構事業の推進に当

たっては、本県は特に田あるいは畑の割合が半分半分ぐらいということでありまして、また、飼料作あるいは野菜、果樹などの生産品目、あるいは作型が多岐でありますし、園芸ハウスや茶畑というのも点在をしております。農地のゾーニングが難しいというふうにも考えております。また、話し合い活動の場である集落機能の低下や、農地集約化のメリットを受けにくい中山間地域をいかに取り込んでいくかということが課題ではないのかなど、そのように思います。農地中間管理機構の初動体制をしっかりと整えていただき、本県農業の構造改革に向けた第一歩となりますように、ただいまありましたとおり、市町村あるいはJA、関係機関・団体と一体になった執行部の皆さん方の取り組みを期待したいと思います。

次に、多面的機能支払い制度であります。農業・農村は、国土保全や水源涵養、景観形成等の多面的機能を有しているが、近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じております。また、水路、農道等の地域資源の維持管理に対しても、担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されております。このような状況において、多面的機能支払い制度と現行の農地・水保全管理支払い制度との相違点はどこなのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 多面的機能支払い制度は、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と車の両輪となる地域政策として位置づけられておりました。国が進める農政の4つの改革の1つとされております。本制度は、これまでの農地・水保全管理支払い制度を組みかえた資源向上支払いに加えまして、新た

に、多面的機能を支える共同活動を行う集落等を支援するための農地維持支払いが設けられたものであります。現行制度では、農業者以外に地域住民を含めた活動組織が必要であり、また、農業生産活動に伴う農地のり面の草刈りや水路の泥上げなどの基礎的な保全活動に加えて、農村環境保全活動を行う必要がありました。一方、今回の農地維持支払いにおきましては、新たに農業者のみの活動組織でも取り組みが可能となり、基礎的な保全活動だけでもよいとなるなど、より取り組みやすい制度となっております。

○押川修一郎議員 現行制度の実施率が、県内においては低調であるというふうに聞いております。2割前後だということではありますが、今後、多面的機能支払い制度の浸透をどのように図っていかれるのか、同じく農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 多面的機能支払い制度は、私ども大変重要な政策と認識いたしております。その推進を図るためには、農業者を初め地域の方に、制度の内容を十分に周知していく必要があると考えております。このため県といたしましては、市町村、関係団体などと一体となった推進体制を整備し、これまで現行制度に取り組んできた既存の活動組織はもとよりでございますが、新たに集落営農組織や土地改良区などを取り込み、地域単位での説明会の実施や集落座談会場の場などのあらゆる機会を通じまして、制度の浸透に積極的に取り組んでまいります。

○押川修一郎議員 今、私の集落でも6年目になるんですが、一番問題なのは事務の煩雑化です。これを簡素化しないと、なかなか引き受け手がないということでもあります。それから、

この事業を取り入れて、景観とか軽微な水路あたりの整備は確かにいいわけでありまして、事業はいいんですけれども、今後、高齢化社会の中で果たしてこれが持続的なものになるのかなという懸念はしております。できることなら土地集積あたりの中で、まだまだ素掘り等が県内至るところにあるわけでありまして、ハード事業あたりも入れながら、そちらのほうに金を使ったほうがいいのかということをおし添えておきたいと思っております。

次に、燃油高騰対策について伺います。国や県の調査などによりますと、A重油の価格は、2004年（平成16年）ごろ上昇を始め、そのころは1リットル当たり30円から40円だったものが、平成18年には120円台へ急騰いたしました。その後は、一時60円台に落ちついたものの、円安の影響などを受け90円台で推移し、現在は100円を超えている状況です。このような中、ピーマンやマンゴーなど施設園芸農家は大変な状況であります。このような中、燃油高騰対策として、これまでの取り組み（セーフティネットを含む）について、農政水産部長の考え方をお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 施設園芸県である本県におきまして、燃油価格の動向は大変重要な課題でございます。このため県では、これまで県単独でヒートポンプや多層被覆等の省エネ設備の導入を支援するとともに、国の燃油価格高騰緊急対策を活用いたしまして、省エネ設備のさらなる導入の促進や、価格高騰時の補填を行う制度への取り組み支援を行っているところであります。その結果、本年度約3,000名の方が補填制度に加入されるとともに、延べ126ヘクタールでヒートポンプや循環扇などが導入されるなど、燃油の使用量節減や燃油価格高騰の

影響の緩和に取り組まれたところでございます。また、化石燃料に過度に依存した生産構造から脱却を図るために、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換に向け、農業団体と連携して、木質バイオマス暖房機の導入支援に取り組んでいるところでございます。

○押川修一郎議員 先ほども述べましたが、A重油価格が1リットル100円の時代に突入したということであります。「アラブの春」による産油国の政情不安と新興国の旺盛な需要増で、原油価格は高どまりし、そこにアベノミクスによる円安が追い打ちをかけたため、本県施設園芸の生き残りのためにも省エネ対策が必要だというふうに思います。そこで、ただいま部長の答弁にもありましたけれども、県が推進している木質バイオマス暖房機の導入状況とペレットの供給体制について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） まず、木質バイオマス暖房機の導入状況であります。県では平成29年度を目標に500台の導入を進めているところでありまして、今年度末現在で116台の導入・設置が見込まれております。

次に、ペレットの供給体制であります。県内では現在、2社で農業向けに製造されておまして、さらに1社が工場の設置に向け準備を進めていると聞いております。県といたしましては、産地基盤を強化する観点からも、木質バイオマス暖房機の導入を加速化させるとともに、利用に当たっては、「宮崎県施設園芸木質バイオマス利用促進協議会」を中心に、より低コストで安定的なペレット燃料の確保を第一に、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 このすみ分けをしっかりと

やっておかないと——バイオマスのほうに行く分、あるいはペレットに流れる分、これをしっかり環境森林部あたりとも協議をしていただいて、県もその中に入って調整をしていただければありがたいというふうに思います。

次に、施設園芸の今後の取り組みについてということで、最後にいたしますが、施設園芸は、先進的な技術を活用することで、季節にかかわらず年間を通して生産物を安定的に供給できるほか、生産コストの削減も見込まれるすぐれた農法です。本県は、他県の施設園芸地帯と比べて温暖、あるいは条件がよいと思いますので、今後の施設園芸をさらに振興するための新しい取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県の施設園芸を今後とも持続的に発展させていくためには、施設の大規模化と集約化を進めるとともに、ICTを活用して高度にハウス内の環境制御をするなど、生産性を向上させることが重要であります。また、化石燃料に過度に依存した生産構造から再生可能なエネルギーへの転換を進めるなど、生産構造の転換・強化が必要です。このため県では、園芸ハウスの団地化や、炭酸ガス発生装置など施設園芸の収益力を強化するための取り組みを進めますとともに、木質バイオマス暖房機の導入など新たな取り組みを進めているところであります。また、今議会にお願いしております「次世代施設園芸導入加速化支援事業」を活用して、複合環境制御技術を駆使した、大規模で木質バイオマス暖房機を導入したハウス団地を整備し、収量・品質の向上と生産コストの低減対策を実証するとともに、県内他産地への波及と産地構造の転換を進めて、産地力の強化を図ってまいりたいと考え

ております。

○押川修一郎議員 一昨日、国が進める、野菜や花卉の生産から出荷までを一貫して行う次世代型施設園芸の拠点として、全国の候補地から本県の国富町が選定されました。ここから得られる成果を活用し、施設園芸のさらなる振興に努めていただきたいというふうに思います。

次に、子牛の増頭について伺います。本県を代表するブランドである「宮崎牛」の生産基盤を支える肉用繁殖雌牛の減少が続ки、去年はピークの8割以下となる約7万8,000頭にまで落ち込んでおります。過去最低だと聞いております。そこで、ブランドを維持していくためにも、子牛の増頭は積極的に進めるべきであると考えますが、肉用子牛の増頭対策についてどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県の肉用牛の繁殖雌牛飼養頭数は、平成25年2月の調査では7万8,800頭となっており、年々減少しております。このため、県内の子牛市場に出荷される肉用子牛の頭数も、平成20年度の7万8,391頭をピークに減少傾向にありまして、昨年度は6万5,855頭となっております。このようなことから、県といたしましては、畜舎建設に関する支援や、畜舎の増改築に伴う資材供給への支援、さらには増頭のための繁殖雌牛の導入支援など、国の事業も活用しながら、さまざまな方策を講じているところであります。今後は、今議会でもお願いしております「地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業」によりまして、これまでの対策に加え、JA等が運営する繁殖センターへの支援や、離農による空き牛舎の利活用の取り組みを進めることで、地域としての繁殖基盤の維持強化を図り、出荷される肉用子牛の増頭に取り

組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、豚流行性下痢（PED）について伺います。目下、全力で防疫作業に取り組んでいらっしゃると思いますが、口蹄疫で疲弊した本県の畜産界はいまだ回復の途中であり、今度、口蹄疫のような災害に見舞われれば、再び立ち上がる体力は残っておりません。本県がこれまで進めてきた努力が風評被害等で損なわれることのないように、万全の対策をお願いしたいと思います。そこで、豚流行性下痢（PED）の発生状況と対策について、同じく農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 豚流行性下痢、いわゆるPEDにつきましては、昨年12月以降、県内の41農場で発生が確認されております。このうち串間市、えびの市、宮崎市での発生は、いずれも1～2農場での散発的な発生であるのに対しまして、都城市においては37農場と、特定の地域で集中的な発生が見られております。このため県といたしましては、農場及び畜産関係施設の消毒の徹底を指導いたしますとともに、発生地域周辺の農場に、県の保有する消毒用動力噴霧機の設置を行ったところであります。さらに、関係市町を初め、地域自衛防疫推進協議会と連携し、発生地域内での蔓延防止及び地域外への拡大防止のため、自主消毒ポイントの運営支援や県営消毒ポイントの設置など、防疫体制の強化を図っております。引き続き、市町村及び関係機関と連携いたしまして、地域一体となった蔓延防止対策に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 しっかりお願いをしておきたいと思ひます。

次に、本県の豚肉の出荷状況について伺います。牛に続いて豚の生産も盛んな本県ですが、

そもそも1年間にどのくらいの頭数の豚が肉豚として出荷され、県内の食肉処理場へ出荷されているのか。肉豚の出荷状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県内で飼養されている母豚の頭数約8万1,000頭から推計いたしますと、平成24年の本県の肉豚出荷頭数は約140万頭となります。また、食肉衛生検査所業務概要によりますと、平成24年に県内の食肉処理場で屠畜された本県産の肉豚は約77万頭となっておりますので、本県で生産された肉豚のおよそ55%が県内の食肉処理場へ出荷されたものと考えております。

○押川修一郎議員 ここで、この問題について、当会派の中野廣明議員が関連質問を行います。

○福田作弥議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲となります。中野廣明議員。

○中野廣明議員 肉豚について、関連質問をいたします。

本県の肉豚出荷頭数は約150万頭であります。県外に85万頭、県外から22万頭来ていまして、最終県内の屠畜数は106万頭になっております。150万から106万に減ったということが一つのポイントであります。一方、鹿児島に64万頭流れていますから、鹿児島県の数値を見てみますと、鹿児島県の肉豚出荷頭数が200万頭、そして県内出荷がほぼ96%の195万頭いっております。それから県外から移入が来ています。宮崎県から64万頭鹿児島に行つて、鹿児島の屠畜総数は283万頭ということになります。これは頭数であります。

これを産出額、販売額に直してみます。これ

は統計上、牛、豚一緒になりますけれども、宮崎県の肉用牛・豚の産出額、豚が470億円、これは全国2位であります。それから牛が512億円の3位、計982億円の牛、豚の産出額。この中で付加価値なるものは190億円、約20%が付加価値ということで、本当に畜産は飼料代、機械代そんなのほとんど食われて付加価値が低いのかなと思っています。また、鹿児島県の豚を見ますと655億円、これは全国1位です。牛が790億円のこれも1位。合計1,449億円。差し引き、数値では宮崎が467億円少ないということになります。今度は、売って屠殺に入った後の製造品出荷額を見ますと、宮崎県は牛、豚の製造品出荷額556億円、そして産出額が今言いましたように982億円。要は牛、豚、県内の生産額と2次加工された分を合わせると1,538億円になる。一方、鹿児島県の製造品出荷額1,906億円という数字になっております。残念ながら製造品出荷額、牛、豚が分けてないものですからこういう形になりましたけれども。それにしても、牛、豚産出額、製造品出荷額を足しますと、宮崎県は1,817億円ぐらい少ないということです。

それで、豚は50万頭の差と言いましたけれども、牛を見ましても、本県の肉用牛の産出額を見ますと、大体豚と一緒に、同じ割合ぐらいで県外と県内という数字が出ております。そんなことを見ますと、全国産出額では1、2位ですけれども、最終的には、県民経済に与える影響というものを考えると、いかに付加価値をつけるかということが私は大事だと思っているんです。

もう時間がなくなりました。農政水産部長と総合政策部長にも答弁をお願いしておりましたが、最終的にはこれをどうするかという決断は知事の考え方次第でありますから、このよう

な状況を知事としてどのように認識しているか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘がありましたように、全国トップクラスの畜産県である本県でございますが、県内で生産された畜産物を県内で処理・加工する体制を構築し、食肉加工の分野での付加価値をもっともっと高めていく、その伸び代がある、余地があると、数字の上で御指摘をいただいたところでございますが、雇用の創出、県内の活性化を図る上で非常に重要な課題であるというふうに認識しております。そのため、畜産新生プランの中にもそのような課題として位置づけるとともに、先日開催しましたフードビジネス推進会議におきましても、県内屠畜率の向上が、産学官金が連携して取り組む来年度の重点項目の一つとして位置づけられたところであります。

一方で、屠畜率を向上していく上で、肉豚の流通は、食肉メーカーによる生産から販売まで系列化が進んでおりまして、本県にはその核となる大手食肉メーカーが少ないといった事情がございます。屠畜場という施設を整備すれば全てそれで解決という問題ではないというようにところにメスを入れる必要があるかと考えておりまして、系列化した流通への対応などさまざまな課題はございますが、フードビジネスを推進し、農業の成長産業化を図るためにも、今後、畜産関連産業の集積に努めながら、食肉の高付加価値化を目指した取り組みというものを、関係者一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 答弁はよくわかりましたけど、私は、本当に知事がどこまでやる気があるのかなというのがわからんです。推進会議、これでも知事の考え方が反映する。そこに出せ

ば、大体、推進会議は知事の考えたとおりになるんです。それから、「一丸となって」という話の中でも、やっぱり知事が本当に前向きで、本気度、どこまでやるかというのが大事だと思うんです。再度、知事の意気込み、あれば聞かせてください。それで終わります。

○知事（河野俊嗣君） 本県の畜産は、農業生産額の55%、6割近くを占めておる大変重要な産業でありまして、その付加価値をさらに高めていって経済の活性化を図るということが、大変重要な課題であろうかというふうに思います。いろんな課題はございますが、課題の解決に向けて一步一步進んでまいり、そのような強い決意で取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、道徳の教科化についてお伺いいたします。昨年末、文部科学省の有識者会議「道徳教育の充実に関する懇談会」が、道徳を正式に教科に格上げすることと検定教科書の導入を求める内容の報告書をまとめたことを受けて、下村文部科学大臣も教科化に前向きな姿勢を見せていらっしゃいます。また、安倍首相も、教育基本法に教育目標として、「伝統と文化の尊重」や「国と郷土を愛する態度を養う」と明記されていることを踏まえ、「改正教育基本法の精神にのっとり教育が行われなければならない」と発言されています。このことに関し慎重論があることも存じておりますが、道徳教育の重要性について疑う余地はないものと考えております。そこで、現在、道徳の教科化について政府内で議論が進んでおりますが、本県における道徳教育について、教育委員長の見解をお伺いいたします。

○教育委員長（齊藤和子君） 現在、国において、道徳の教科化に関する議論がなされている

ことにつきましては、私も伺っているところでございます。道徳教育につきましては、思いやりの心や善悪を判断する力を育成したり、規範意識を身につけさせたりするなど、これからの時代を生き抜いていく子供たちに、人として、よりよく生きるための心や態度を育てていく、大変重要な学びであると認識しております。私はこれまで、PTA活動等を通して、学校や先生方と一緒に子供たちの健全育成に努めてまいりました。その中で、学校のみならず家庭や地域の教育力が大きく影響するのが道徳教育だと感じてまいりました。県民の皆様にご協力いただき、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの豊かな心を育む教育の推進に、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○福田作弥議長　ここで申し上げます。時間が12時を過ぎておりますが、このまま代表質問を続行いたします。

質問者、答弁者とも簡潔にお願いします。

○押川修一郎議員　次に、全国学力・学習状況調査であります。全国学力テストは、全国中学校一斉調査として1960年代に行われていたようですが、学校や地域間の競争が過熱したことにより、1964年をもって中止されたという経緯があるようであります。しかし、近年、義務教育における学力低下が問題視され、文部科学省は2007年(平成19年)に、小中学校で43年ぶりに全員調査を復活させて、現在に至っておるといふふうに聞いております。また、全国の都道府県では、独自に学力調査を行っているところもあるようであります。何かと順位や結果の公表のみが話題になりますけれども、重要なのは、その結果をどう生かすかにあると考えます。そこで、学力テストの結果を踏まえた、本

県の小中学校における取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君)　全国調査や本県の調査の結果から、基礎学力のさらなる定着や活用・応用する力の育成などの課題が明らかになっております。特に活用する力の育成につきましては、平成23年度から、授業改善を推進する教員を延べ60名委嘱し、文部科学省の学力調査官等を招聘して講習会を実施したり、授業力向上のための研究会や県外の先進校を視察したりしながら、中核となる教員の指導力を高めているところであります。さらに、県内全ての学校に普及を図るため、地域ごとに中核教員による授業公開や成果の報告会を開催し、課題解決のための取り組みを進めているところであり、今後とも充実したいと考えております。

○押川修一郎議員　1月に、全国学力テストの調査のために、我が会派の二見議員と一緒に秋田県に行ってまいりました。秋田県では、小学校に入学すると、新入生にまずノートを1冊用意されるそうです。そして、毎日1ページずつ勉強し、その次の日に学校に行くと、先生が必ず見てコメントをされる。この取り組みは、小学生の保護者の世代も経験されていることとありました。このような取り組みによって勉強を習慣化することで、しっかり学力が身につけているんだなと感じたところであります。そこで、学力テストで首位をキープしている秋田県の取り組みを参考にするため、教員等を派遣し、本県の教育機関に導入することはできないか、お伺いをしたいと思います。教育長よろしくお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君)　本県では平成23年度より、中核となる教員を毎年20名ずつ、秋田県はもとより、学力向上に成果を上げている県に

3日間の日程で派遣しております。この研修の中で、学力向上に関する取り組みの説明を受けたり、授業の参観後に意見交換をしております。秋田県などで学んだことにつきましては、県内20会場において先進県の取り組みを紹介する報告会を開催し、すぐれた指導を全ての学校に広げていく取り組みを進めているところであります。教員の長期派遣は、現在、県立学校で他県との人事交流を行っておりますが、新たな派遣につきましては、受け入れ先の状況、既に派遣を行っている他県の情報を収集するなど、今後研究してまいりたいと考えます。

○押川修一郎議員 それでは、最後になりますけれども、不登校の問題について3点お伺いいたします。家庭以外では最も長い時間過ごすことになる学校に行けない、行かない子供が後を絶ちません。不登校は何がきっかけで始まり、終わるのだろうか。登校しない子供たちは何を思い、どんな日々を過ごしているのだろうか。また、学校に行っている同級生はどのように思っているのだろうかと思うような心境であります。不登校の子供たちそれぞれに、それぞれの理由があるのだと思います。そこで、全国と本県の不登校の児童生徒数、その主な理由について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 文部科学省の24年度の調査結果によりますと、公立小・中・高等学校の不登校の児童生徒数は、全国は15万4,386人、本県は1,303人となっております。これを児童生徒数1,000人当たりで見ますと、本県は11.0人であり、全国の12.6人に比べ、やや低い割合になっております。不登校の主な理由は、小・中・高等学校ともに、「何となく登校できないなど無気力」や「不安など情緒面にかかわる問題」が約半数を占めており、そのほかに親子関

係や学業不振などの問題も報告されております。

○押川修一郎議員 全国平均より本県のほうが低いとは言われましても、本県だけで、この5年間平均しても1,300人の子供たちが不登校であります。全国でふえ続けている児童生徒の不登校の問題を重視した文部科学省は、平成15年5月に「不登校への対応の在り方について」という通知を出し、問題解決に動き出しております。もちろん本県でも、この通知を受けて取り組みを始めたと思いますが、不登校の児童生徒が学校に復帰するために、県教育委員会としてどのような取り組みを進めておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 不登校など、困り感のある児童生徒や保護者の気持ちを真摯に受けとめ、その解決を目指し、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣など教育相談体制の充実を初め、教職員向けの研修会を実施したり、学校現場用に生徒指導資料を作成・配付したりしております。これらをもとに、学校では、不登校児童生徒の学校復帰に向け、不登校対策委員会を定期的で開催し、継続的な家庭訪問の実施、保健室や相談室への登校の促し、適応指導教室の活用、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携など、組織的な対応を行っております。今後とも積極的に取り組んでまいります。

○押川修一郎議員 最後にいたします。先ほど触れました文部科学省の通知には、学校外での児童生徒の学びの場として、教育支援センターを各市町村単位で設置するようにとされております。今の答弁にもありました適応指導教室がそのことかと思いますが、不登校の子供たちの復学に向けた取り組みにおいて重要な役割を果

たされていると思います。そこで、本県の適応指導教室の現状と取り組みについて、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（飛田 洋君） 本県では、9市7町に21カ所の適応指導教室が開設されており、各教室では、学校や保護者と連携を図るとともに、一人一人の状況に配慮しながら、学習指導や体験活動など、学校へ復帰し、集団生活に適応するためのさまざまな支援が行われております。平成24年度の調査では、本県で適応指導教室を利用した児童生徒数は、小学生14人、中学生124人であり、ある教室では約7割の児童生徒が学校に復帰し、県全体で見ますと、ほぼ半数の児童生徒が、適応指導教室での支援により学校復帰を果たしている状況にあります。県では、指導員を対象にした研修会を毎年実施しており、今後とも支援を継続してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 以上で私の代表質問を終わります。

知事初め執行部の皆様方には丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。今後の施策に反映させていただきますようお願いを申し上げます。終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時10分再開、休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党

の松村悟郎でございます。午前中に引き続き、押川会長の後を受け、代表質問を行います。

一雨ごとに寒さも随分和らいでまいりました。けさは、自宅に飾ってあった桃の花に春の足音を感じたところでございます。あと4日でひな祭り。1週間前、地元高鍋町の小学校で、毎年児童が楽しみにしている「人形まつり」がありました。その一体の青い目の人形にまつわるお話をさせていただきます。

昭和の初め、今から85年ほど前のことでもあります。当時の日本は、国産乗用車の製造が始まり、上野一浅草間で初の地下鉄が営業されております。また、衆議院初の普通選挙が開始され、第1次世界大戦の戦勝国として欧米列強国と肩を並べようかという勢いのある時代でありました。ちなみに、そのころの日本人の平均寿命は男性42歳、女性は43歳、宮崎市の人口は約1万人という時代でありました。

世界では、社会主義国家を目指すスターリンや、ヒトラー、ムッソリーニなどが指導するファシズムが台頭し始めた時代でした。世界大恐慌をきっかけに第2次世界大戦に向かい始める社会情勢であった時代です。

一方、アメリカは、自動車産業などを中心に大きく成長を続けており、リンダーバーグが大西洋を横断するなど、アメリカの時代の幕あけという日の出の勢いで成長を続けていました。台頭するアジアの国、日本に対する不快感から、排日移民法が公布され、両国間の対立を高めつつあったころでもありました。

さて、このような日本とアメリカの関係が悪化する中、その緊張を文化的に和らげようと、親日家のアメリカ人宣教師グーリックらが中心となり、日本とのきずなを切るなという親善活動が始まりました。日本のひな祭りに人形を

贈ろうとの呼びかけによって、全米からたくさんの人形が集められました。子供たちも募金活動や衣装づくりに参加し、友情の人形として日本に贈られることになったわけです。

昭和2年1月、秩父宮殿下が同船して、アメリカ生まれの青い目の人形300体が第1便として横浜港に着きます。最終的に1万2,793体が日本全国の小学校に配られ、歓迎を受けることになります。同年11月には、日本からも、クリスマスに間に合うよう、お礼として、渋沢栄一が国の依頼を受け、皇室からの1体を含めて、全国から58体の市松人形がアメリカに贈られます。各州の博物館に大切に保管され、44体が現存しています。「青い眼をしたお人形はアメリカ生まれのセルロイド」で始まる「青い眼の人形」の歌が当時、全国民に親しまれたように、アメリカから贈られた青い目の人形は当時の日本で大きな話題であったようです。

ただ、その後の社会情勢の中で、これらの青い目の人形たちは、太平洋戦争中の反米政策により、敵性人形として多くが焼却処分されています。しかし、処分を忍びなく思った人々が人形を隠し、戦後しばらくたって学校等で発見されることとなります。現在残っている人形は全国で323体、九州でも4体しか残っていません。宮崎県に贈られた124体のうち、唯一残る1体が高鍋東小学校にあります。高さ35センチ、クリ色の髪、青い目の人形は、今日では「メアリーちゃん」という愛称で親しまれ、毎年ひな祭りのころ、学校を挙げて人形まつりが実施されています。子供たちにとっては、メアリーちゃんを通して、数奇な運命をたどった人形の歴史、国際親善の気持ち、そして、この人形を守り通した小学校の思い、ひいては戦争や世界平和を考えるきっかけになっています。地方の

小さな町の中にも、アメリカとの友情、きずなは長い歴史の中でしっかり生き続けているのです。日米の間に一時不幸な時期もありましたが、現在の日本の平和と成長は、日米の友好関係の中で築き上げられたものだと思います。

そこで、まず、ケネディ大使就任について伺いいたします。昨年11月にキャロライン・ケネディ氏が女性初の駐日米国大使として就任されました。皆様御存じのように、キャロラインさんはケネディ元アメリカ大統領の長女であり、大統領が暗殺されてから50年という節目の年での着任で、馬車に乗り込んで皇居に向かう姿は大きな話題となりました。そしてまた、就任直後の講演で、「父は上杉鷹山を称賛していた」と述べられたことに驚きました。ケネディ大統領が最も尊敬する政治家は上杉鷹山と述べられた真偽に決着がついたわけです。鷹山公を輩出した宮崎県民、高鍋町民の一人として、私もこの上ない喜びであります。知事は、自分の尊敬する人物としてケネディ大統領を挙げておられますが、キャロライン氏の駐日米国大使就任に当たりどのような所感を持たれたのか、伺いいたします。

次に、景気対策についてであります。いわゆるアベノミクス効果によって全国的に景気が回復、上向きの傾向にあります。景気回復の実感は中小企業や地方に広がりを見せていないとの声もあります。本県におきましても、宮崎財務事務所の経済情勢報告を見ると、景気は持ち直しつつあるとの判断がされていますが、中小企業が大部分を占める本県の経済は、まだ景気回復を実感できる状況にはなっていません。

このような中、4月から消費税が8%に増税されることとなります。景気回復が十分とは言えない中で、消費増税ということで、県内企

業、特に商工業者への影響が心配されるところであります。本議会に平成26年度当初予算、25年度補正予算が提案されているところであり、25年度繰り越し分も含めて切れ目なく事業を推進していただきたいと思いますが、4月からの消費増税を見据え、本県の景気対策にどう取り組むのか、知事にお伺いいたします。

次に、国家戦略特区についてであります。日本経済社会の風景を変える大胆な規制、制度改革を実行していくための突破口として、特例的な措置を組み合わせることで世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するとして、法案が成立しました。本県では、総合特区の指定を受け、東九州メディカルバレー構想を推進し、大分県とともに新たな産業の創出に取り組んでいるところですが、近々、国家戦略特区の第1次地域指定が行われ、国家戦略特区がいよいよ動き出すこととなります。国家戦略特区は、日本経済再生のため、安倍総理が成長戦略の一丁目一番地であると位置づける政策であります。この国家戦略特区に対する県の評価等について、知事にお伺いいたします。

次に、交通ネットワーク構築・充実についてであります。

本県が長年、官民を挙げて取り組んできた東九州自動車道の延岡一宮崎間がいよいよ来月開通です。さらに来年度中には、宮崎から北九州まで全線開通いたします。知事は、今回の開通を「東九州の新時代の到来」と表現されております。私も、このたびの開通を機に、本県と東九州地域の経済交流が大いに活性化するものと期待をしております。一方、九州全体を見回してみると、残念ながら九州の西側と東側、格差があるのも事実であります。とりわけ、本県の陸・海・空の交通ネットワークはまだまだ脆

弱だと考えますが、本県の総合的なネットワークの構築・充実に向けた知事の思いを聞かせてください。

次に、カジノ誘致についてであります。

昨年12月に、カジノを含むIR（統合型リゾート）の推進法案が国に提案され、今後、議論が本格化してくると思います。また、本議会でも、宮崎県議会国際観光産業振興議員連盟が立ち上がり、さらには、県内の経済・観光団体も統合型リゾート研究会を設立するなど、カジノ誘致への期待感が高まっているところであります。この法案の内容が明らかになったことで、懸念される課題についても県民の理解は十分得られるものと考えられます。このIR推進法案をどのように受けとめられるのか、お伺いします。

また、誘致に向けて自治体間の競争も激化することが予想されます。さらに、法案の中では、地方公共団体が申請することが明記されております。すなわち、知事が手を挙げるものが何より大事だと思います。今後、県として誘致に向けてどのように取り組むのか、あわせて知事にお伺いいたします。

次に、教育委員会制度改革等についてであります。

児童生徒のいじめによる自殺などを背景に、教育委員会制度の見直しが議論されております。昨年12月に中央教育審議会の答申を受け、教育行政の責任の所在明確化や迅速な危機管理対応、そして、教育の中立性などの観点から協議が進められ、ようやく改革案が見えてきたところです。大津市でのいじめによる自殺や大阪での体罰による行き過ぎた指導などへの教育委員会の対応に対する不満から、教育委員会制度のあり方に疑問を抱く世論も背景にあったので

はないでしょうか。そこで、教育委員会制度改革といじめの問題について、教育委員長の所感をお聞かせください。

次に、警察本部への指導についてであります。

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制など、県民生活にかかわりのある数多くの行政事務を処理するとともに、事件・事故、災害など、県民の治安などにかかわる警察本部の運営について、指導、管理する役割を担っております。去年は、刑法犯などの事件は減少傾向にあったものの、県民が不安を感じる特異、凶悪な事件があり、交通死亡事故も増加しております。県警察は、近年の災害対応への出動など、県民の安全確保への活動も多く、県民の期待も膨らんでおります。しかし、先般、残念ながら警察官による不祥事も発生しました。このような状況を踏まえ、公安委員会として県警察をどう指導し、管理していくのか、公安委員長にその所感をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、キャロライン・ケネディ駐日米国大使についてであります。議員御指摘のとおり、ジョン・F・ケネディ元米国大統領、私が尊敬する人物の一人であるわけでございますが、その御令嬢である大使は、米国のロイヤルファミリーとも言えるケネディ家の一員として世界的に人気も高く、また、気さくで親しみやすい性格に加え、親日家で非常に聡明な方というふうにとっておるところでございます。そのような方が駐日大使として就任されたことは、日米関係の緊密さと重要性を象徴するものと考えてお

るところでございます。国民も多く歓迎の意を表しているところでもあります。大使は、着任早々から東日本大震災の被災地を訪問され、被災者を勇気づけていただくなど、日本国民との交流を深めておられるところでもあります。今後のさらなる御活躍を期待しますとともに、機会をいただければ、ぜひお目にかかって親交を深めてまいりたいというふうに考えておるところでございますし、機会がございましたら、本県にもお越しいただくことができないだろうか、そのようにも考えておるところでございます。

次に、本県の景気対策についてであります。国におきましては、4月からの消費税引き上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和するための措置として「好循環実現のための経済対策」を策定しまして、5.5兆円規模の25年度補正予算を成立させております。本県でも同様に、景気の腰折れを防止するため、内需振興や消費、雇用の拡大を図る「経済の本格成長と雇用の回復に向けた対策」を取りまとめたところでもあります。この中で、成長産業や中小企業等の競争力強化、人財の能力発揮、防災・減災対策に取り組むこととしておりまして、これらに関連した国の経済対策の実施に伴う経費185億円余を含む補正予算案を今議会に上程しているところでもあります。さらに、この執行に当たっては、消費税率引き上げの影響が大きい来年度前半に可能な限り前倒しができるように、議決後の速やかな実施とともに、民間や市町村、関係団体等とも十分な連携を図ることとしております。また、来年度当初予算案におきましても、地域経済活性化・防災対策特別枠などを設けておりますので、これらを十分に活用・連動させ、消費税率引き上げによる景気の腰折れリスクを最小限に抑えながら、本県の経済・雇用を

力強く回復させ、成長軌道に乗せていけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、国家戦略特区についてであります。国家戦略特区は、いわゆるアベノミクスの「第3の矢」である成長戦略の柱の一つとして位置づけられております。国、自治体、民間が三者一体となって大胆な規制・制度改革を実行しまして、民間投資の喚起により、日本経済を停滞から再生へ導く突破口とすることを目的としておりまして、昨年、国が特区に関するアイデア募集を広く実施した際には、本県からも提案を行ったところであります。

特区におきましては、医療などの国際的イノベーション拠点の形成や、革新的な農業等の産業の実践拠点の形成など、産業の国際競争力向上や世界からの資本、人材の呼び込みを目指しておるところであります。全国への波及効果を踏まえて特区が選定されることや、将来的に規制の特例措置の全国展開も検討されておりますことから、地域経済への効果も期待できるものと考えております。現在、この国家戦略特区に関する1次指定に向けた選定作業が進められているところでありまして、本県の提案についてはなかなか厳しい状況にあるというふうに向っておるところであります。1次指定後に計画されているさらなる規制・制度改革の動きなども見ながら、本県の強みや魅力を最大限に発揮できるよう、引き続き、特区の活用方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、交通ネットワークについてであります。

本県の持続的な成長のためには、さまざまな経済活動や地域間交流を支える交通・物流ネットワークの充実というものが、大都市から離れた立地ということも考えると大変重要で

あると考えております。こうした中、新たな交通インフラにつきましては、東九州自動車道の延岡一宮崎間や重点港湾の細島港など、整備が着々と進んでおりまして、今後は、残る東九州自動車道の日南一志布志間や横軸である九州中央自動車道などに全力を注いでまいりたいと考えております。また、基本計画のままとなっております東九州新幹線につきましても、九州が一体となって発展する上で欠かせない交通基盤でありますので、今後、沿線となる地域と連携をしながら、将来への重要な政策課題として取り組んでまいりたいと考えております。

一方、このような新たなインフラの整備とともに大変重要なのが、既存の交通基盤の維持・充実であります。本県と関西圏を結び人・物の大量輸送を担います長距離フェリーや、本県と国内外の都市を短時間で結ぶ定期航空路線、さらには、県民や国内外の旅客を県内各地に運んでくれるバス路線や鉄道などは、それぞれの特性を生かし、また補完し合いながら、県内の産業活動や県民生活を支える重要な交通基盤でありまして、新年度予算案におきましても、その活性化を図るための事業をお願いしております。「東九州の新時代」の到来をより実感あるものにするためにも、利便性や輸送力にすぐれ、また、今後想定される南海トラフ巨大地震等の災害時の代替性も兼ね備えた陸・海・空の総合的な交通ネットワークの構築にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、カジノを含むIRについてであります。

カジノにつきましては、これまで国内で何度も議論されてまいりましたが、ここ数年、再度機運が高まりまして、昨年末には、カジノを含

む統合型リゾートの法案が国会に提出をされたところでもあります。投資や雇用、観光誘客など、統合型リゾートが地域経済にもたらす大きな効果には、私自身、大変興味・関心を持っているところでもあります。国外の具体的な事例も視察をしたところでありまして、法案提出により、国内での統合型リゾートの実現に向けた具体的な検討が進んでいくことを大いに期待しているところでもあります。

私は、国内で統合型リゾートを実現させるためには、さまざまな課題がございますが、まずは、カジノの課題として言われておりますギャンブル依存症や治安、青少年への影響などをどう克服するのかということ、国においてしっかりと制度化することが不可欠であると考えております。このような課題につきまして、今回の法案に政府が必要な措置を講じるという方向性が盛り込まれたことを評価いたしますとともに、地方財政に対しどのような配慮がなれるのかということも含め、今後の国の審議状況、検討状況を見きわめてまいりたいと考えております。その上で、国において、健全性・安全性が確保される具体的な制度設計がなされることを前提に、観光面など本県経済への効果などを踏まえた本県におけるIRのあり方につきまして、庁内で研究・検討を進めますとともに、県議会や関係団体を初め、県民の皆様と丁寧に議論を重ねながら、国の区域認定を視野に入れて前向きに検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育委員長（齊藤和子君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、教育委員会制度改革についてであります。国においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、責任の明確化や対応

の迅速化を図ることなどを目的として議論がなされているところではありますが、こうしたことで多くの方が教育に関心を持っていただくことはありがたいと感じております。私といたしましては、どのような制度であっても、子供たちのためによりよい教育行政を進めていくことが何より大切であると考えておりますので、与えられた役割をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。

次に、いじめ問題についてです。いじめは、人として絶対に許されない行為であり、将来にわたって大きな影響を与える深刻な問題であると考えております。先般、国のいじめ対策推進法が施行され、本県におきましても、「宮崎県いじめ防止基本方針」を策定いたしました。この方針に基づき、今後とも、学校や家庭、地域が一体となっていじめの防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○公安委員長（藤田紀子君）〔降壇〕 お答えします。

昨年の治安情勢につきましては、刑法犯認知件数がピーク時から半減したものの、特異、凶悪な殺人事件が発生するなど、県民の治安に対する不安が払拭されるには至っていないと考えております。また、昨年の交通事故の情勢につきましても、死者数が59名に上るなど、厳しい状況にあると認識しております。

このような中、公安委員会では、県警察に対し、子供、女性、高齢者対象の犯罪や、住宅を対象とした侵入窃盗などの県民が不安を感じる犯罪を重点的に抑止するよう、督促しております。その際には、県民の防犯意識の高揚及び被害に遭われた方に対する支援を推進するよう申し渡しております。また、交通死亡事故に関し

ましては、特に高齢者の当事者が多くなっていることから、高齢者対策を一層強化することを指導しております。

次に、職員の不祥事案が発生したことは、まことに残念であり、公安委員会では、先般、再発防止を図るために、職員一人一人の職務倫理意識の向上、職員の身上把握・指導及び業務管理の徹底、ハラスメント防止の意識づけの徹底の3点を県警察に指示したところであります。

今後、私ども公安委員会は、県民の代表として、警察活動の実態を十分に把握した上で、県民の期待する警察活動が行われるよう、県警察を適切に管理してまいります。以上でございます。〔降壇〕

○松村悟郎議員 それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。教育委員長、公安委員長につきましては、再質はございませんので、ありがとうございます。

それでは、知事にお伺いいたします。先ほどお尋ねしましたケネディ大使についてでございます。ケネディ大使の招聘について。

「父は上杉鷹山を称賛していた」という大使の発言を受けて、山形県と米沢市は、大使の来県を実現しようと、吉村知事みずから招聘に乗り出し、昨年12月に手紙を東京の大使館に届けております。同じ時期に、米沢市と姉妹都市関係にある上杉鷹山公を輩出した高鍋町でも、大使招聘に向けて、女性の会を中心に活動が活発になってきております。先日も河野知事を表敬訪問され、子供たちが青い目の人形まつりを通して日米の友情、平和を学び続けているというお話もされながら、ケネディ大使の招聘をお願いに来られたところです。

このような状況の中で、山形県では、近いうちに山形を訪問したいとのケネディ大使直筆の

手紙の返答があったと聞いております。けさの新聞では、ロケット打ち上げ視察のため、鹿児島県を訪れられたようでございます。そこで、ケネディ大使の本県招致に向けて、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) ケネディ大使、ぜひ本県にもおいでいただきたいという思いがある。先ほどお答えをしたとおりであります。ことし1月、ケネディ大使に対しまして、実は、宮崎国際音楽祭に来ていただけないだろうか。本県のこの音楽祭は、アイザック・スターンさんにより一つの柱が築かれたというその感謝の思いとともに、アピールできないかということで、音楽祭への招待状をお届けしまして、ことしもしくは音楽祭の20周年に当たる平成27年の御来県を要望したところでございます。アイザック・スターンさんも含めて、感謝の思いを受け取っていただきたい。なかなかことしは難しいようではあります。少なくともメッセージをお届けし、場合によってはどなたか関係の大使館の方がいらっしゃるかもしれないということでもありますので、一つのアクションにはなったのかなと思っております。

議員から御指摘がございましたように、この人形まつりは、国際親善を一つ象徴する、また、本県ならではの、海外からの人や物を温かく受け入れるおもてなしの心が非常にあらわれた事例ではないかというふうに思っておりますので、こういったこと、また上杉鷹山公、本県の誇る外交官・小村寿太郎侯など、本県とケネディ大使やアメリカ合衆国とのつながりをアピールしていくことは、大変重要ではないかなというふうに思っております。こういったことも含めて、また、きょう、宮日新聞の1面にございましたが、今、本県の文化

賞を受賞されたイラストレーターの生頼さんの
展覧会が宮崎市で開催されており、ケネディ元
大統領の似顔絵といますか、イラストも描い
ておられるところでありまして、そのイラスト
も一緒にお送りすると、また少し本県に対する
注目をしていただけないかと、いろんな思いも
あるわけでございます。また、私ごとではあり
ますけど、オバマ大統領と同じ年にハーバード
・ロー・スクールを卒業していますというよう
なことも含めて、また新たな手紙、メッセージ
をお届けすることができればということで、
今、具体的な準備をしておるところございま
して、いろんな形で高鍋町など市町村とも連携
をしながら、御来県の実現に向けて取り組んで
まいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 宮崎県も記紀編さん1300年記
念事業をやっています。日本発祥の地は天孫降
臨の地、宮崎だと思しますので、日本を知っ
てもらうため、宮崎を知ってもらうために、知事
の努力をよろしくお願い申し上げます。

次に、女性登用についてであります。

昨年9月、国連総会において安倍総理は、
「女性が輝く社会をつくる」として、「日本の
成長を図るためには女性の活用が不可欠であ
り、女性にとって働きやすい環境を整え、女性
の労働機会、活躍の場を充実させることは、今
や日本にとって選択の対象ではなく、焦眉の課
題です」と演説されております。そうした安倍
総理の強いリーダーシップのもと、政府は、ア
ベノミクスの3本目の矢である成長戦略を進め
ております。本県におきましても、女性の活躍
を推進することは、社会の活力を維持し、地域
経済の活性化を図る上からも不可欠であると考
えております。本県における民間も含めた女性
の登用の現状はどうなっているのか、また、女

性の活躍促進のため、今後、県はどう取り組ん
でいくのか、稲用副知事にお伺いいたします。

○副知事(稲用博美君) 県では、みやざき男
女共同参画プランに基づきまして、女性の活躍
の場の拡大に向けたさまざまな取り組みを行っ
ているところであります。その結果としまし
て、例えば県の審議会等での女性の登用率は平
成24年度末で45.7%と全国トップレベルにあり
ますが、一方で、県、市町村、企業の管理職や
議員など指導的地位にある女性の割合は1割未
満で、全国平均を下回るなど、女性の力を十分
に生かし切れていない状況にあります。このよ
うな中で、国が、女性の活躍を成長戦略の中核
と位置づけまして、補正予算や来年度予算にお
きましてさまざまな支援策を打ち出しましたこ
とは、女性の活躍の大きな推進力になると考
えております。県といたしましても、国の事業を
最大限に活用するとともに、来年度に創設す
ることとしております「みやざき人財づくり基
金」も活用しまして、今後、女性の一層の活躍
に向けた取り組みを進めてまいりたいというふ
うに考えております。特に、企業における女性
の活躍を促進するためには、企業経営者の理解
と自主的な取り組みが重要でありますので、国
や関係機関とも連携を図りながら、効果的な啓
発あるいは支援に努めてまいりたいというふう
に考えております。

○松村悟郎議員 次に、県庁での女性登用につ
いてお伺いします。県庁は、県内最大の事業所
と言っても過言ではございません。県庁での、
女性を積極的に登用し、女性の感性を取り入れ
ていくなどの取り組みが必要だと思えます。県
内自治体や企業へ与える影響は大きいと思いま
す。まずは、行政が率先して取り組んでいくこ
とが必要と思われれます。そこで、知事部局で構

いませんが、女性登用の現状と課題について、稲用副知事にお伺いします。

○副知事(稲用博美君) 知事部局における課長級以上の女性職員の割合は、5.2%となっておりますが、これは、この世代の女性の採用者数が少なかったということ、それから、結婚や出産を機に退職するケースがあったことなどが大きな要因ではないかと考えております。一方で、20歳代や30歳代では女性職員の割合が約3割となっております。今後、この世代の職員がさまざまな経験を積むことによりまして、女性職員の登用も増加するものというふうに考えておりますが、この年代は結婚や子育ての大事な時期でもありますので、仕事と家庭のバランスをとりつつ、いかに人材を育成していくかが課題であるというふうに考えております。このため、副主幹以上の役付職員における女性の割合を、平成28年度までに12.5%とする数値目標を定めるとともに、その実現のために、意欲と能力のある女性職員の育成や、働きやすい職場の環境整備などに取り組むこととしておりまして、今後とも、女性職員の積極的な登用に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、景気底上げについてお伺いをしたいと思います。

平成22年に口蹄疫が発生した際には、本県の経済は大きな打撃を受けました。消費も大きく減退しました。その際には、県は、口蹄疫復興中小企業応援ファンド、口蹄疫復興対策運用型ファンドを立ち上げ、地域活性化、イベントなどの支援を行ってまいりました。地域の商業者、特に商店街の方々からは、本当に助かったとの声も伺っております。そこで、まずは、口蹄疫からの復興のためのファンド事業の商工分野における効果について、知事にお伺いいたし

ます。

○知事(河野俊嗣君) 口蹄疫復興のためのファンド事業は、ファンドの運用益を活用しまして、農畜産業の再生はもとより、御指摘がありました、重大な影響を受けた県内経済の早期回復を図ることを目的とするものであります。このうち商工分野につきましては、口蹄疫からの復興をスピード感を持って後押しするために、市町村等が実施しますプレミアム商品券の発行や、地域活性化イベントなどの即効性の高い事業、さらには、中長期的な視点で産業の成長を目指す商品開発や販路開拓などの取り組みに対し支援をしてきたところであります。この結果、各地域で消費行動が拡大したり、地域の農産物を活用した商品開発が進むなど、県内経済の活性化に一定の効果を上げてきたものと考えております。

○松村悟郎議員 口蹄疫ファンド事業については、県内経済の活性化に一定の効果を上げたという御答弁でございました。中小企業の応援ファンドにつきましては終了したところでございますけれども、口蹄疫復興対策運用型ファンド、これはまだ2年も残しておるところでございます。消費税の増税は、県内経済の活性化に大きな影響があるところでもありますので、かつての口蹄疫の状況と同じところまでとはまだまだ予想されませんが、ある程度の消費の落ち込みが予想されるところであります。そこで、即効性のあるイベントなども含めて、地域の商店街等への支援に、県はどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いをします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、今のファンド事業による貴重な財源がある、これを有効に活用していく、大変重要な視点であろうかというふうに思っております。4月からの消

費増税に伴いまして、駆け込み需要の反動や家計の負担増などによりまして消費が冷え込んで、特に中小規模の事業者や地域の商店街などに影響を与えることが懸念されているところであります。このため、商店街イベントなどのにぎわいを創出し、消費を喚起するといった短期的な取り組みを実施していくことも必要であります。同時に、みずからの商店街等の課題をしっかりと分析し、活性化に向けた戦略を立案しまして、自主的な再生に取り組むことができる人材を育成する、中長期的なそういう視野に立った取り組みも必要であろうかと考えております。

こうしたことから、市町村や商工団体と連携をしながら、商店街組織で取り組むにぎわい創出などの事業を支援するとともに、持続可能な経営の確立、商店街の再生に向けまして、それぞれの店舗の磨き上げや若手リーダーの育成などにつきまして、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 続いて、賃金引き上げについてであります。企業から社員に循環するお金がふえなければ、当然、消費の喚起・拡大にはつながりません。県全体を見回してみますと、まだまだ厳しい経営環境の中ではありますが、一方で、一部の企業ではかなり経営が改善し、大きな収益を上げているという実態もあります。昨年来、安倍首相や閣僚が、さまざまな場面で経済界や企業の方々へ賃上げの要請をされておりますが、県内における景気の好循環を生み出すためにも、知事みずから、本県の経済団体に対して賃金の引き上げ等の要請を行う考えはないのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） いわゆるアベノミクス効果によりまして、全国的には景気の回復基調

が続いており、日銀宮崎事務所によりますと、本県においても、個人消費の一部に明るい動きが見られ、持ち直しの動きに広がりが見られる状況にあります。しかしながら、県内経済を支える企業の多く、特に中小企業におきましては、景気回復を実感できるまでには至っており、一様に賃金の引き上げなどを行うことは、なかなか容易ではないというふうに考えております。私自身、アベノミクスの目的とする経済の好循環を確実なものとするためには、賃金の引き上げなどによる個人消費の拡大は大変重要な要素であると考えておりますので、今後、さまざまな機会を捉えて、県内企業の現状や見通しなどにつきまして、経済団体の方と意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、先ほど、国家戦略特区について本県の考え方を伺いました。この国家戦略特区には、他産業からの農業参入や6次産業化を支援する視点から、4つの規制緩和策が提案されております。知事は、本県の強みや魅力を最大限に発揮できるよう特区を活用していくと述べられております。本県の強みは、豊かな自然環境を生かした農林水産業であります。県では、これら産業を基点としたフードビジネスの創出に、全庁挙げて取り組んでおられます。そこで、フードビジネスの推進をより一層加速させるためにも、農業分野での規制緩和などの国家戦略特区の活用について、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国有数の食料供給県であります本県は、安全・安心で高品質な本県産の農水産物をいかに効率よく生産し、そのよさをどれだけ消費者に伝えられるかが、フードビジネスの推進の大きなポイントでありまして、このためには、御指摘の国家戦略特区の活

用を初め、これまでの枠組みにとらわれない、大胆で柔軟な戦略が重要になってくると考えております。例えば、革新的な生産技術をより大々的に普及・推進するためには、ICTの思い切った導入について検討する必要もございますし、健康といった消費者の関心事に的確に応える上では、表示のあり方についても、これまでと異なる視点で検討する必要があるかと考えておるところでございます。国家戦略特区にも、そのような視点での提案はさせていただいておるところであります。なかなか厳しい見通しもございます。

このような先ほど挙げました課題の中には、慎重な議論を要するものもあり、直ちに規制緩和に結びつくものではないというふうに考えておりますが、県としましては、さまざまな特区制度の活用なども念頭に置きつつ、本県の強みを最大限に生かせる形でのフードビジネスの推進に、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、東九州新幹線の整備についてお伺いいたします。東九州新幹線の整備実現を目指した本県の活動につきましては、知事が会長である宮崎県鉄道整備促進期成同盟会が関係団体と連携して、毎年、国及びJR九州に対して、日豊本線の高速化・複線化、東九州新幹線の整備計画路線への格上げなどを要望されております。一方、国内の新幹線整備の動きに目を転じてみますと、東京一名古屋一大阪の3大都市圏を時速500キロで結ぶ、いわゆるリニア中央新幹線の工事が、平成26年度中にも着工されようとしております。

このような状況の中で、先月27日に、「東九州新幹線の整備実現を目指して」として、東九州新幹線鉄道建設促進期成会の特別講演が開催

されました。今回、特別講演会開催に至った経緯と新幹線整備の実現性について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州新幹線は、昭和48年に基本計画路線になりましたものの、計画が凍結されたまま、いわば冬眠状態にあったところでございます。毎年の要望としては項目に挙げて活動に取り組んできたところでありませんが、こうした中、一昨年九州地方知事会におきまして、東九州新幹線に関する国への要望が初めて知事会の特別決議に盛り込まれ、また、全国的にも国土強靱化の議論と相まって、新幹線整備に向けた新たな動きが出てきておるところでございます。こうしたことから、東九州新幹線という夢の実現に向けて再び機運を高めてまいりたいというふうに考えまして、先日、国土強靱化や新幹線整備に詳しい京都大学教授の藤井聡先生をお招きして講演会を開催したところであります。議員もお聞きになったというふうに思いますが、先生からは、新幹線がある地域と、ない地域に経済的格差が生じているということでもありますとか、国家戦略としての新幹線整備、国家としての方針のもとに、戦略のもとに整備を進めるべきではないかというようなお話もございまして、私も大変意を強くしたところでございます。

建設の実現性ということに関して申しますと、地元の財政負担の問題、さらには並行在来線への対応など、克服すべき課題も多々ございます。決して容易な道のりではございませんが、将来への具体的なビジョン、夢として掲げまして、その実現に向けた取り組みというものを一歩ずつ前進させてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 高速道路も40年、すごく長い

時間を要するわけでございます。まだまだでございますけれども、新幹線、今からどれだけ時間がかかるのか、なかなか難しいところだと思います。実現するに向けて、具体的には今後どのように進めていくのか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 東九州新幹線の整備、非常に大きないろんな困難な課題があるかと思いますが、まず考えられますのは、地元の熱意、県内における機運醸成というものが大変重要ではないかと。今の新幹線の駅から最も遠い位置にある本県が、どこよりも積極的に動いて、ぜひ必要なんだというような機運を高めていき、一般の県民を含めて、裾野の広い運動の展開を図る必要があるのではないかと。そのような熱い熱い思いを持って、先ほど御指摘のありました東九州新幹線鉄道建設促進期成会の活動の活性化というものを改めて図っていく必要があるかと。関係団体、関係自治体とも連携を図りながら行っていくということでございます。

さらには、九州内、九州全体でのコンセンサスというものも必要であろうかと考えておりますので、九州の一体的発展とそれに欠かせないこの整備の必要性について、九州地方知事会のみならず、九州内の政財界など各種団体とも幅広く連携をし、認識の共有化を図っていく、ともに行動していく必要があるかと考えております。

その上で、さらに全国レベルでの機運の醸成というものも必要かと考えております。全国的には、東九州新幹線のように、基本計画のまま凍結された路線が11路線あります。幾つかの地域でその復活に向けた動きが出てきておるところでありまして、今後は、こうした地域や団体

と連携しまして運動の輪を広げながら、大きなうねりをつくっていくこと、それが新幹線整備に向けた国の考え方を変えるアクションに結びつけていくことになるのではないかと考えておるところでございます。非常に大きな夢でありますので、これからの取り組みを粘り強く続けていきたい、高い目標を掲げて、県議会におかれましてもお力添えをいただきながら、機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、海上輸送の強化策についてお伺いします。大消費地から遠隔地にある本県にとっては、定時大量に大都市圏への貨物輸送が可能なカーフェリーは、本県の重要な交通・物流の担い手であります。現在、カーフェリーの航路は唯一大阪航路が存在しております。その大阪航路は、運航コストの削減、大阪南港への交通アクセスの問題などによりまして、神戸航路に変更する予定と聞き及んでおります。この航路が仮に廃止となれば、本県の産業活動や県民生活への大きな打撃になります。そこで、大阪から神戸航路へ変更されることについて、旅客面や物流面の利用促進のために県の支援策、どのような策がとられるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（土持正弘君） 本県発着の長距離フェリーは、本県と関西圏をダイレクトに結ぶ、本県の産業を支える極めて重要な航路でございます。御指摘のとおり、ことしの秋に現在の大阪航路が神戸航路へ変更になる予定であります。航路の変更で航海時間の短縮が図られますとともに、港が神戸の繁華街に近く、公共交通機関や高速道路等とのアクセスが向上しますことから、旅客、物流両面の利用促進につながると期待をいたしております。

県といたしましては、この航路変更の効果を

確実なものとするために、旅客面の支援としては、当初予算案の中でお願いしております長距離フェリー航路活性化緊急対策支援事業により、修学旅行等の団体客の利用促進、インターネットやイベントの実施等による航路のPR、こういったことについて、宮崎市と連携して支援を図ってまいりたいというふうに考えております。また、物流面の支援としましては、今年度に引き続き、物流効率化支援事業により荷寄せを支援いたしまして、新規貨物等の利用を促進してまいりたいと考えております。このような旅客面と物流面の支援、さらには神戸市との連携等を通じまして、航路の安定化と活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 この長距離カーフェリーは、更新時期を迎えようとしております。古い船舶のため燃費が悪く、また、設備は老朽化し客室も狭いなど、船旅を楽しむ国民のニーズに合っていないのではないかと感じております。国民の志向にマッチするような新船導入の必要性があるとの関係者の声も伺っております。そこで、長距離カーフェリーの船舶を更新すべきだと思いますが、それに対する所感、あわせて、更新する場合、県としてどのような支援が可能なのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 本県発着の長距離フェリーの船舶でございますが、就航から16年から17年が経過しております。船舶の更新をするかどうかは、その時期を含め運航会社の高度な経営判断になりますが、仮に更新した場合の効果としましては、燃費向上によるコストの削減、旅客ニーズに合った快適な客室の整備、船舶の大型化による輸送力の向上など、旅客及び貨物の利用増加につながることを期待を

されるところであります。しかし、長距離フェリーの建造には多額の費用がかかり、経営の安定化が大変重要となってまいります。そこで、県といたしましては、当初予算案の中でお願いしております、先ほど申し上げました長距離フェリー航路活性化緊急対策支援事業や物流効率化支援事業等により、航路の利用を促進し、経営力の強化が図られるよう支援してまいりたいと考えております。また、船舶を更新する場合には、鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度の活用も考えられますので、必要に応じて、その活用に向けた情報収集や助言などの支援も行なってまいりたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 次に、航空路線についてお伺いいたします。かつて10都市12路線あった宮崎空港の国内線は、現在、5都市5路線にまで減少しております。県民の利便性はもとより、地域経済の今後の発展にも大きな影響を及ぼす非常に重要な課題であります。このため、九州では熊本と本県以外は就航している、安い運賃で利用できる格安航空会社の新規路線の開設が望まれております。本県でも昨年、福岡―宮崎線などの新規就航を目指していた航空会社「リンク」、私も期待をしていたのですが、残念なことになりました。県においては、宮崎空港のLCC誘致についてどのように取り組んでいるのか、また、今後の就航の見通しについて、あわせて総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 県ではこれまで、LCCの動向等につきまして情報収集に努めるとともに、直接、LCC各社を訪問いたしまして、本県の魅力や就航に係る支援制度について説明するなど、誘致に向けての取り組みを行っているところでございます。LCC各社によりますと、路線開設に当たりましては、需要

の動向を重視し、また、機材の導入状況等を考慮しながら慎重に判断する意向であるというふうに聞いております。つきましては、早期の就航が実現しますように、関係機関とも連携を図りつつ、東九州自動車道を活用した広域観光の拡大とか、東京オリンピックを見据えたキャンプ誘致の取り組み強化など、路線の新規需要の創出につながる本県の新たな魅力をアピールしながら、今後とも積極的に誘致に取り組みたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 次に、高速道路料金の見直し等についてお伺いいたします。来年度は北九州まで開通ということがございます。これは、県民生活の向上、観光振興、物流対策などに、大いに生かしていかなくてはならないと思えます。ただ、その中で、料金水準の見直しが必要ではないかと考えられる部分があります。国では昨年12月に、「新たな高速道路料金に関する基本方針」を策定しております。この中で、大都市近郊など以外の区間で割高な料金水準となっている区間の料金を見直すなどの方針が示されております。そこで、従来より、延岡南道路は料金が割高と言われ続けております。また、現行制度のままでは、東九州自動車道は有料区間と無料区間が混在するため、長距離利用をすると他の路線に比べて割高になるという課題があると聞いております。これに対して、現状と今後の取り組みを内田副知事にお伺いいたします。

○副知事（内田欽也君） 東九州自動車道の料金につきましては、ただいま御指摘ありましたとおり、延岡南道路に割高感があると。あるいは、無料と有料が混在しておりますために、無料区間に入ったところで一旦リセットされてしまうという意味で、長距離利用時の割引が継続

して適用されない。結果として料金が割高になる可能性がある。こういった課題があるわけでございます。一方、去る2月14日には、高速道路会社各社が4月以降の料金案を示したわけですが、この中では、今、御指摘のありましたような課題に対しての改善策というのは、残念ながら入っていないという状況でございます。県といたしましては、これらの料金見直しというのは、本県の高速道路の利用促進を図る上で、大変重要な課題であるというふうに認識しております。今後も引き続き、地域の実情を訴えつつ、西日本高速道路株式会社を初めとする関係機関に対しまして、高速道路の利用促進につながるような料金の改善につきまして、粘り強く要望してまいりたいと思っております。

○松村悟郎議員 次に、立地企業の閉鎖等についてお伺いいたします。先月、都城市で長年操業されていたスポーツウエア製造工場が3月で閉鎖するとのニュースを目にしました。この工場は、昭和48年に設立され、地元で親しまれた企業であったので、大いに驚いたところであります。県では、企業誘致を促進するために手厚い支援を行っておりますが、立地していただいた後の支援も立地前同様の支援が必要ではないかと思えます。そこで、立地企業の閉鎖の現状と、閉鎖に至らないためにどのような取り組みを行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） これまで本県に立地した企業、700余りの事業所のうち、平成21年度から今年度までの最近5年間に閉鎖した事業所は、22事業所となっております。その主な理由といたしましては、海外との競争による事業停止や、海外を含めた生産拠点の統

合、リーマンショック等の経済不況による業績悪化が原因とお聞きしております。県では、立地企業の円滑な事業運営が図られるよう、地元市町村とともに、県内の事業所はもとより、県外の本社や親会社を定期的にフォローアップ訪問するとともに、宮崎県産業振興機構を通じて取引機会の拡大や金融相談に努めるなど、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。今後とも、立地企業が末永く県内で操業していただけますよう、関係機関と連携しながらきめ細やかな支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、企業誘致の取り組み強化についてお伺いします。知事は、先月の定例記者会見で、来年度に北九州まで開通する東九州自動車道を活用した企業立地に力を入れる考えを表明されております。そこで、東九州自動車道開通を好機と捉え、新たな企業誘致の取り組みの強化にどのように取り組まれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 東九州自動車道北九州一宮崎間の開通を大きなチャンスと捉えまして、県では現在、市町村とも連携をしながら、北九州市や大分県などに立地している自動車関連企業を中心に約200社を訪問し、工業団地や優遇制度などのアピールを行ったところであります。さらに、3月には、延岡市、日向市とも連携をしまして、大分県内の企業への訪問活動を計画しており、現在、準備を進めているところであります。引き続き、東九州自動車道の一部前倒しでの開通を追い風に、北部九州地域に立地している企業への訪問活動等を通じまして、本県の立地環境をアピールするなど、企業立地の推進に一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、観光施策の推進等について質問をいたします。

まず、来年度の施策展開についてであります。何度もお話が出ておりますが、いよいよ東九州自動車道宮崎一延岡間、北浦一須美江、日向一都農、そして来年には北九州一宮崎、そのような状況にあるわけでございます。観光における効果が非常に期待されている中でございます。また、国においても、昨年閣議決定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」では、このようなことが述べられております。訪日外国人観光客の拡大、あるいは東南アジア諸国のビザ発給の要件緩和など、積極的な施策が展開されると思います。実際、かなり外国人観光客が増加していると聞いております。そこで、東九州自動車道の開通に当たり、訪日外国人観光客が急増すると考えられますが、どのように本県に誘客するのか、観光施策を一層強化する必要があると思います。来年度、どのような観光施策を展開する予定なのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州道の北九州一宮崎間が来年度開通をしまして、東九州に広域の観光交流が期待される新しい軸が誕生すること、また、昨年初めて、訪日外国人旅行者が1,000万人を超えるなど、観光施策を展開する上で絶好の機会であるというふうに考えております。そのような思いで、先日も久保観光庁長官をお招きして講演会を開催したところでございますが、本県としましては、東九州の新時代を牽引する、リードするという気概でもって、観光施策に関しましても、「みがく・つなぐ・まわす」ということをキーワードに取り組んでまいりたい、施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、地域の競争力強化のためのさらなる観光資源や「食」の磨き上げを行いますとともに、高速道路を活用しました周遊型観光の促進、また、国際定期便のある韓国、台湾でのさらなる知名度向上・誘客対策、また、外国人観光客のニーズが高いホテル・旅館などにおけるWi-Fi環境の整備・充実などを進めたいと考えております。また、午前中も議論があり、また、先ほど議員からも御指摘がありましたが、本県が神話のふるさとである、また日本の発祥の地である、初代天皇のふるさとであるとして、これは、特に国外の方、海外からの方に対しては強いアピールのメッセージになるのではないかと考えております。また、大きな経済効果が見込まれる大規模海外MICEの誘致や、大型クルーズ船の係留施設の整備を行いますとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えたスポーツキャンプや競技の強化拠点のさらなる誘致などにつきましても、国や隣県、県内市町村、関係団体等とも十分連携を図りながら、積極的に展開をしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、観光施策推進の今後のあり方についてであります。観光立国実現に向けて政府が大きく動き出した中、今後、本県が観光立県として確固たる地位を築いていくためには、本県の特性を踏まえ、観光推進に係る基本理念やビジョンを中長期的にしっかり形成していく必要があります。一方でまた、短期的な施策は、経済情勢の変化に柔軟にあるいは機動的に対応できる、メリ張りのある施策体系をつくっていく必要があると思います。他県では、観光振興のための条例化も進んでいるようです。観光施策の推進の今後のあり方につ

て、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 観光というものは、旅行業や宿泊業だけではありませんで、本県の基幹産業である農林水産業や商工業を初め、幅広い分野に関連をしまして、その振興というものが地域経済の活性化や雇用機会の拡大に貢献する、本県にとって極めて重要な分野であろうかというふうに考えております。また、県民が郷土の歴史や文化などに対する理解を深め、地域への誇りと愛着を持つことにもつながりまして、観光立県の実現というものは、本県の重要な施策の一つであると考えております。県ではこれまで、宮崎県観光・リゾート振興計画に基づいて、さまざまな観光施策を展開してきたところでありますが、計画期間が10年と長いために、観光を取り巻く環境のさまざまな、また急速な変化に十分対応できないという面がございました。そこで、当面取り組むべき具体的な観光施策につきましては、経済情勢の変化に機動的に対応できるよう、計画期間を含めて、現計画を見直すことによりまして、実効性のあるメリ張りの効いた施策体系というものを構築してまいりたいと考えております。また一方で、本県観光の基本的な理念や方針などにつきましては、県や市町村、県民、観光関係事業者や団体が連携をし、一体となって、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが大事だと、必要だというふうに考えておりますので、新たに観光振興に係る条例の制定も検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、道路案内標識及び観光地の案内板の外国語表示についてであります。今後、外国からの観光客、お客様がたくさん来られることを期待するわけです。また、確実にお願いいただけると思います。本県を初めて訪

れる外国の方もいらっしゃると思います。本県の観光を十分満喫していただくためにも、迷わずに目的地に行けるような道路の案内板、表示が必要だと思います。例えば宮崎駅前の交差点の標識を見ますと、ローマ字でそのまま「Miyazaki Ek i」と表示されております。これでは外国人の方にはわかりません。宮崎を訪れた外国の方が迷わずに目的地に行くために、特にわかりやすい道路の案内標識が必要だと思います。本県道路案内標識の外国語表示についてどのように取り組むのか、県土整備部長にお伺いいたします。また、観光地の案内板の多言語化表記の取り扱いについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 国においては、観光立国の実現に向けて、外国人誘致策の強化を図っておりまして、この中で道路案内標識について、外国人旅行者にもわかりやすい英語表記への改善を図り、表示内容についても一貫性が保たれるよう、全国的に取り組むこととされたところです。県としましては、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、おもてなし環境を充実させ、外国人の誘客強化を図るために、わかりやすい道路案内標識の整備は極めて重要でありますので、国や関係機関などと協議を行い、統一的な表示基準を定め、よりわかりやすい外国語の表示に努めてまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 商工観光労働部におきましては、県内各地の観光地や入り込みルートなどを紹介する観光案内板を、交通拠点や観光施設などに設置しておりますが、その掲載内容につきまして、英語に加え、韓国語、中国語でも表記するよう、現在、更新作業を進めているところであります。さらに、来年

度は、観光案内板の増設にも取り組みまして、観光客の利便性向上と周遊の促進を図ることといたしております。また、市町村におかれましても、施設への誘導看板や施設内の説明看板などの多言語化に取り組まれておりますが、その一部につきましては、県も支援を行っているところです。

このような取り組みに加えまして、県の観光情報サイト「旬ナビ」の多言語化や、ニーズの高いW i - F i環境の整備などを進めることによりまして、外国人観光客が情報を入手しやすい環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次は、スポーツランドみやぎについてであります。今春も、プロ野球が韓国球団を含めて6球団、サッカーもJ 1からJ 3まで20チームが本県でキャンプを実施しています。松井選手が10年ぶりに打撃コーチとして巨人軍キャンプに来ております。また、南アフリカのワールドカップのMVP、フォルラン選手もセレッソ大阪のキャンプに来ております。ソチオリンピックで話題はあちらのほうに行っておりましたけれども、宮崎県でも話題豊富な時期であります。スポーツランドみやぎは、まさに本県の大きな売りの一つであります。地域経済にさまざまな効果をもたらします。プロを初めとするスポーツキャンプの効果を全県的に広げていく必要があると思いますが、商工観光労働部長の考えをお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） プロスポーツのキャンプにつきましては、多くの観客やマスコミ関係者も来県するなど、本県の地域経済の活性化や情報の発信に大きな効果をもたらしております。県では、これを活用しまして、学生、社会人を含めたスポーツランドみや

ぎきの全県的な展開に取り組んでおりまして、平成24年度は、県内20市町村において受け入れているところでありまして、例えば五ヶ瀬町の夏場を中心とした合宿や、椎葉村の相撲の合宿、高千穂町の剣道強化合宿、さらにはえびの市のバレーボール合同合宿など、地域の実情や特性に合わせた取り組みを行っております。今後、さらに全県的な展開に取り組んでいくためには、各市町村の情報の共有化や広域的な取り組みによる受け入れ体制づくりが重要であると認識しております。県としましても、市町村と連携をしまして、プロスポーツキャンプ、学生・社会人の合宿、さらには、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた日本代表クラス等の合宿誘致などに積極的に取り組んでまいります。

○福田作弥議長 質問の途中でありますが、午前中同様、時間が押しているようであります。執行部におかれましては簡潔な答弁をお願いいたします。

○松村悟郎議員 今、答弁にありましたように、キャンプ地が県内広く分散することは、観光の面からも、それぞれの地域が活性化することになります。そこで、県有スポーツ施設の県内均衡配置は、地域の活性化を図る上でも大事だと考えます。所管の教育長の御見解をお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 県有スポーツ施設のほとんどは、昭和54年の宮崎国体前に、県総合運動公園を中心に整備いたしております。多くの施設が30年以上経過しておりますが、厳しい財政事情の中、新たな施設を整備するのではなく、定期的に改修等を行い、維持管理に努めております。このような中、2巡目の国体も視野に入ってきておりますが、前回の国体では、県

の施設に加え、市町村の施設も数多く使用されております。県内スポーツ施設について総合的に考えていくべきだと捉えております。そのため、既存施設の状況や今後の整備計画について、市町村とも十分な情報交換を行っていくことが大切だと考えております。

○松村悟郎議員 プロスポーツキャンプと並んで、各種スポーツ大会、市民スポーツ大会もございまして、スポーツランド推進の重要な取り組みであると思っております。先日も、3万人を超える参加者のある東京マラソンが開催されておりました。全国的に、マラソンを初め自転車など、市民参加型のスポーツ大会が年々盛んになっていると思っております。本県の開催状況につきまして商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 本県におきましても、健康志向の高まりやライフスタイルの変化を受けた地域振興の一環としまして、近年、さまざまな市民参加型のスポーツ大会がふえてきております。例えばマラソン大会につきましては、27回を重ね、約1万2,000人が参加する青島太平洋マラソンを初め、フルマラソンやハーフ、リレーといった、年間約30もの大会が行われております。また、自転車の大会につきましても、木城町や西都市などで開催される耐久レースなど、10を超える大会が県内各地で行われております。最近では、えびの高原の起伏に富んだ地形や自然環境を生かしまして、登山道や林道の中を走り、歩くトレイル大会や、自転車で坂道を登るヒルクライム大会なども開催されてきております。

○松村悟郎議員 市民参加型のスポーツ大会は、県外からわざわざ宿泊をしてまで、参加費を払ってまで参加していただく方がたくさんいらっしゃいます。観光振興には本当に大きな効

果があるものと思います。今後、市民参加型のスポーツ大会をより一層、本県各地で開催していく必要があると思います。そこで、県としてどのような支援をしていくのか、その取り組みについて商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 県ではこれまで、市民参加型スポーツ大会に対しましてPRや後援などを行っており、特に、県外から多くの参加者が見込まれる大会に対しましては、運営費の一部助成等を行っているところがあります。中でも、愛好家の多いマラソン大会につきましましては、県内で開催される主な大会の情報を盛り込んだマラソンカレンダーを、県観光情報サイト「旬ナビ」に掲載するなど、広く県内外への情報発信に努めているところであります。市民参加型を初めとするスポーツ大会の開催は、スポーツランドみやざき推進の大きな柱の一つでありますので、県としましても、引き続き、各地域の取り組みについて、その振興と支援に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 それでは、次に、教育関連の質問を行います。

まず、県立高校の定員割れ等に関する質問であります。

中学3年生も県立高校の出願を終え、いよいよ入試に向けてラストスパートというところでございます。平成20年度でしたか、通学区域が撤廃されて、中学生は自由に高校を選べるようになりました。通学区域の撤廃で、住んでいる地域に縛られずに、生徒が自由に高校を選べるようになったことは、よいことだと思います。一方、定員割れを起こしている学校があることを心配しているところでもあります。そこで、通学区域撤廃後の旧通学区域からの流出の状況

について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 通学区域撤廃の大きな狙いは、それまで、私立高校や県立高校の農業、工業などの専門学科については、中学生が県内どの地域、どの学校でも自由に選択することができましたが、県立高校普通科だけが制限されておりましたので、そこも含めて、中学生が行きたい学校を選択できるようにすることでありました。この制度変更による旧通学区域以外からの合格者数は、平成25年度については、普通科合格者全体の6%、200名程度であり、最も多い宮崎地区について見ると、普通科全定員1,240名に対して、旧通学区域以外からの合格者が90名程度であります。90名のうち、西都・児湯地区からの合格が70名程度ですが、逆に西都・児湯地区の普通科に宮崎地区から30名程度が合格している状況です。このほか、延岡・日向地区間で相互に移動はある程度見られますが、その他の地区では若干の移動しかないという状況であります。

○松村悟郎議員 状況はよくわかりました。通学区域撤廃の狙い、これは、中学生が行きたい学校を自主的に選択できる、そういう狙いだったわけでございます。高校のある地域の皆さんにしてみると、地元の高校が定員を割れては困る、定員を満たしてくれ、そういう思いは強いと思います。各学校での、そのような地域の期待に応えようという、魅力ある学校づくり、これもまた必要ではないかと思えます。そのような特色づくりを行っている学校の状況、または、生徒の流出を緩和するため、地域とも一緒になって取り組んでいると思えますけれども、その状況について教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 通学区域撤廃後、各高校は、より一層特色づくりに取り組み、積極

的なPRに努めております。具体的には、多様な進路の実現を目指したカリキュラムの編成や部活動の活性化、魅力ある学校行事の実施などに各校とも取り組んでおりますし、活性化のために設置したフロンティア科や探究科学コースなど、新しい学科・コースの開設を機に、学校で独自の教科・科目を開講したり、大学や専門機関と連携した校外研修などの取り組みもなされております。また、中学生が実際に高校の授業を体験したり、高校生によるプレゼンテーションを組み込んだオープンスクールや、高校教員による中学校での出前授業など、学校の特徴やよさをPRする取り組みに努めております。さらに、関係市町村におきましても、部活動や資格取得の経費に対する補助、高校と連携した地元中学生向けの学習会の開催など、さまざまな御支援をいただいております。

○松村悟郎議員 次に、中高一貫教育校についてであります。

五ヶ瀬中等教育学校は、全国初の公立の中高一貫高校として設立されました。私立にも中学校を併設する高校がふえ、県立高校2校にも附属中学校が設立されております。五ヶ瀬中等教育学校は、現在も、入試においておよそ3倍の倍率を維持していると聞いております。このことは、五ヶ瀬中等教育学校が、6年間の全寮制や、自然を生かした特長のある教育を行っているという高い評価を受けているからだとは思いますが、県内の子供たちは減少傾向にあります。将来的には五ヶ瀬を希望する生徒が減少してくるのではないかと心配しているところであります。そこで、五ヶ瀬中等教育学校の成果、そして存在意義、これからどうやっていくのか、今後の役割について教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 五ヶ瀬中等教育学校は、全国初の公立中高一貫教育校として、全寮制の教育や、山里の自然や人材を生かした、さまざまな体験を通した感動と感性の教育の中で、豊かな人間性と社会性を育み、21世紀を担う個性豊かで創造的な発想を身につけた人材を数多く輩出してまいりました。設立から今日まで、本県のみならず全国の教育をリードし、日本の教育のモデルとなってきたと考えております。近年、急速にグローバル化が進む中、国際社会でリーダーとして活躍する人材が求められていますが、これまでの本校の取り組みを生かすとともに、海外の高校や大学、企業と連携する取り組みを進め、五ヶ瀬ならではのグローバルリーダーの育成を目指し、常に日本の教育の先駆けとなるという気概を持った教育の推進に努めてまいります。

○松村悟郎議員 同じく、併設型の中高一貫教育についてであります。本県では、併設型の中高一貫校として、宮崎西高等学校に、そして都城泉ヶ丘高校に、それぞれ附属中学校が併設されました。そこで、これら2校の併設型中高一貫校の役割について、なぜ今、中高一貫校なのか、今後またふえていくのか、その内容について教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 中高一貫教育制度は、これまでの中学校、高校に加えて、生徒や保護者が中高一貫教育校も選択できるようにすることで、中等教育の一層の多様化や、6年間を通した計画的・継続的な教育活動による学力向上や、豊かな人間性の育成を図るものであります。本県に2校設置した併設型中高一貫教育校は、博物館や大学などの都市部の教育資源を活用したり、豊かな自然に包まれた都市の環境を活用した教育を行うことで、郷土宮崎の産業

や医療の中核になる人材はもとより、次代の日本や世界を切り開く人材を育成する重要な役割を担っていると考えております。

○松村悟郎議員 学校に関しては最後になりますけれども、職業高校の学科についてお聞きします。

農業高校や工業高校などの産業系専門学科についてであります。本県の高等学校の特徴として、産業系専門学科で学ぶ生徒の割合は、高校生全体の約5割を占めており、全国的に見ても非常に高い割合であると聞いております。しかしながら、科学技術の高度化あるいはグローバル化の一層の進展、産業構造や就業構造が変化する中で、どのようにして産業社会や地域ニーズに適切に対応した教育を行っていくのか、今後の大きな課題であるのではないかと考えております。

このような中、今、試験の準備もされておりますけれども、来年度は、高鍋農業高校にフードビジネス科という新しい学科が設置されます。ここでは、農業だけではなくて、商業や家庭に関する学びも含めて幅広い教育を行うと聞いております。本県の施策に沿った学科ということで非常に期待しているところであります。

そこで、産業社会が変化し、多様化する中で、社会のニーズを踏まえた、いわゆる産業系専門学科のあり方について、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 議員御指摘のように、変化に対応して学科改編を行うことは大変重要だと考えております。このため、本県におきましては、これまでも、産業教育審議会や学校教育改革推進協議会などでさまざまな御意見を伺い、例えば、急速に進む高齢化に対応した福祉科や、機械制御技術の高度化に対応した情

報制御システム科、先ほど御指摘がありましたフードビジネス科など、これまでの学科を改編し、社会のニーズに応える学科を設置してきたところであります。今後とも、国や本県の動向、産業界のニーズ、学識経験者などの御意見も参考にしながら、本県の特徴を生かした専門学科のあり方について十分に検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、宮崎県育英資金についてであります。

何度か質問もしておりますけれども、近年、滞納者が増加していると聞いております。育英資金は、貸与者からの返還金が原資となっていることから、滞納額が増加すると、次世代の子供たちへの貸し付けができなくなるのではないかと心配しております。私も高校、大学と奨学金を借りて大変助かりました。奨学金は借りているものであって、当然、返すべきものであります。現在、若い人の多くが、公共料金などの支払いをコンビニで行っているとも聞いております。奨学金の返還について、銀行窓口での納付が行われているようですが、返還者の利便性向上のために、コンビニ納付など、より返還しやすい方法、環境を考えていく必要があるのではないのでしょうか。そこで、育英資金の返還率を向上させるための現在の取り組みと今後の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 育英資金の返還率向上につきましては、申請段階から各学校において、生徒や保護者等への返還意識の徹底を図るとともに、返還業務を行う専任職員を増員し、滞納者や連帯保証人に対して、文書や訪問等による催告の強化に取り組んできております。さらに、今年度からは、返還がしやすいように、貸与額の選択制や返還金の口座振替制度を導入

したほか、新規返還者に対する電話催告を外部委託し、強化するとともに、長期滞納者等には法的措置を実施し、滞納額の縮減に努めているところでもあります。また、利便性向上のためのコンビニエンスストアでの納付など、新たな返還方法につきましても、収納手数料やシステム構築などについて検討しているところでもあります。

○松村悟郎議員 次に、交通安全対策関連の質問をいたします。

まず、自転車レーンについてであります。

最近、自転車は、健康志向やエコの観点から関心が高まっており、今後さらに利用者がふえてくるものと思います。しかしながら、自転車の通行方法を見ても、歩行者専用の歩道を走ったり、車道の右側を走ったり、いろいろな走行状況にあります。自転車に関係する加害者となる事故や被害者となる事故の発生が懸念されております。先般、ニュースで、他県において自転車が歩行者と衝突して重大な事故になったケースも報道されております。自転車が安全に走れる環境を整備するために、自転車を自動車や歩行者と分離する自転車レーン等の確保が大事だと思っておりますが、このことについて警察本部長の考えをお伺いいたします。

○警察本部長（白川靖浩君） 自転車レーン等そのものにつきましては、道路管理者によって整備されるものではございますが、警察といたしましては、自転車を自動車や歩行者と分離させるという意味において、自転車レーンを確保していくことは、交通事故を防止する上でも極めて有効であると認識しております。

○松村悟郎議員 それでは、道路管理者の立場から、本県の自転車レーンの整備をどのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いいたし

ます。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県ではこれまで、歩行者と自転車の安全確保を第一に、自動車と分離する自転車歩行車道を整備してきたところではありますが、近年、歩行者と自転車との重大な事故が発生しております。このため、国において、安全を確保するため、歩行者、自転車、自動車を分離し、駅や学校などの拠点をつなぐ自転車ネットワーク形成を図る指針が示されたところです。自転車レーン等の整備に当たっては、自転車の安全確保も十分考慮する必要がありますが、現況の道路幅員の中で新たな自転車レーン等を確保する場合、車道などの幅員が狭くなるなど、自動車交通の安全面の影響を十分検証する必要があります。県としましては、今後、警察や市町村等と連携を十分図りながら、道路現況や交通実態などを踏まえ、自転車レーン等の整備も含め、よりよい自転車の通行環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次は、東九州自動車道の交通安全対策についてであります。

東九州自動車道、期待が高まっており、いよいよということですが、東九州自動車道は、中央分離帯のない対面交通の区間が大変多いため、正面衝突事故などの高速道路ですれ違う車両同士の危険性が指摘されております。現に昨年は、宮崎市富吉の東九州自動車道で、正面衝突による死亡事故も発生しております。対面交通の多い東九州自動車道の交通事故実態を踏まえた交通安全対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（白川靖浩君） 東九州自動車道におきましては、昨年1年間、物損事故を含め88件の交通事故が発生し、うち18件が対向車

線はみ出しによる事故でありました。特に昨年10月には、普通車同士の正面衝突による大変痛ましい死亡事故も発生いたしました。警察では、全線開通後は、高速道路交通警察隊の本隊を宮崎西インターに、そして分駐隊を新たに門川に設置するなど、体制を強化することとしております。今後とも、東九州自動車道において重大事故を防止するため、取り締まりやパトロールを強化してまいります。また、関係機関・団体と協力して、シートベルトの全席着用等と呼びかけるなどの指導を行ってまいります。

○松村悟郎議員 ただいま警察本部長から安全対策についてはお伺いしましたが、一方、この東九州自動車道は、大分県境から清武付近まで127.8キロメートルという距離の中で開通するわけですが、追い越し車線は9カ所ということでございまして、ほとんどの区間が片側1車線の暫定2車線ということでございます。この暫定2車線の区間で早く4車線化工事がなされれば、より安全性が確保されると思います。聞くところによると、この区間、北川インターチェンジから清武ジャンクションの110.1キロメートルで、既に4車線化に必要な用地買収はほぼ完了しているということでございます。ついては、一刻も早く東九州自動車道の4車線化について取り組むことが望まれると思います。どのように取り組むのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 東九州自動車道につきましては、整備計画におきまして、車線数は全区間4車線とするが、工事は差し当たり2車線の完成をもって供用開始し、交通量の増加に応じ、残りの2車線を完成するものとされてございまして、今後4車線化を図るには交通量の増加が重要であります。このような中、

今後1年ほどすれば宮崎市から北九州市までつながる見込みでありまして、交通量の増加に期待を寄せているところでございます。県としましては、東九州自動車道の県南区間及び九州中央自動車道の早期整備促進を図り、ETCの普及啓発による高速道路の利用促進に努めますとともに、さらに、他部局とも連携しながら、企業誘致や観光誘客等の取り組みにより、交通量の増加に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次は、変わりました、防災関係についてお伺いいたします。

宮崎商工会議所主催で開催されたことしの新年賀詞交歓会の主催者の年頭の挨拶の中で、防災の話がありました。宮崎空港は津波浸水地域にあり、そのことでヘリコプターによる救助等の災害対策に大きな支障を来すおそれがあるのであれば、思い切ってヘリコプターの常設基地を県中央部の高台にある民間施設に移設してはどうかというものでありました。学生が都城に移った高鍋町の南九州大学のことです。ここは津波による被害の想定地域に隣接しておりますが、日豊線、国道10号、高速道路インターチェンジにアクセスがよく、さらには航空自衛隊新田原基地ともわずかな距離にあります。ここにヘリコプターの常設基地を整備したならば、関係機関がより連携しやすい環境が生まれ、防災力強化につながるのではないかと期待されるところであり、本格的な防災対策にはダイナミックな取り組みが必要なことと感じられた、そういう年頭の御挨拶でありました。

そこで、ことしの新年賀詞交歓会に知事も出席をされておりましたが、防災拠点施設となるヘリポートとして民間施設を活用することについてどのようにお感じなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大規模な地震・津波等による災害発生時、迅速かつ的確な初動対応は大変重要なものであります。その中心となります発災直後の被災情報の収集や人命救助、人員・物資の輸送などにおきまして、ヘリコプターの活用というものは大変有効であり、その拠点の確保というものが防災対策上の重要な課題で、不可欠なものと考えております。このため、県では、県内各地に後方支援拠点を12カ所確保しますとともに、現在、官民の施設を活用しました臨時のヘリポート調査なども行っているところであり、南海トラフの巨大地震におきましては、宮崎空港が機能を喪失した場合の対応も想定する必要がありますので、航空自衛隊新田原基地との連携強化を図るとともに、調査結果に基づきまして、民間施設も含めたヘリポートの確保や円滑な運用に取り組んでまいりたい、これが基本的な考え方であり、お尋ねの大規模なヘリポート整備となりますと、さまざまな条件や制度面の課題のほか、周辺環境への影響や地元の意向など、慎重な検討が必要になるかというふうに考えております。

○松村悟郎議員 昨年12月に、南海トラフ巨大地震を想定した国、自衛隊、警察、消防、県内自治体、それぞれが参加した県の総合防災訓練が開催されました。私も県庁講堂で対策本部の活動を視察させていただきましたが、対策本部のメンバーの中には女性がほとんど見られなかったことに驚きました。避難所の計画や避難所での活動には女性の視点が必要だと、これまでいろいろな場で指摘をされておりましたが、本県の防災・減災対策に女性の視点が入っているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 本県で

は、生活者や女性の視点を生かす観点から、昨年度、宮崎県防災会議条例の改正をお願いしまして、今年度は、男女共同参画センターの所長など、新たに4名の女性委員に就任していただいたところでございます。先般、この女性委員を含む新たな委員との意見交換を行わせていただきましたが、この中でも、避難所運営への女性の参画、トイレや着がえスペースなどの避難所の生活環境の改善、女性が必要とする物資の調達やその配布方法、介護や炊き出しなど偏った役割分担の改善、女性の悩みなどに対する相談体制の確保など、今できていないさまざまな御意見を頂戴したところでございます。今後、これらの意見を、3月に実施予定の地域防災計画の改定に反映させ、今後、女性の視点を生かした防災対策の推進に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、県の防災拠点庁舎についてであります。防災拠点庁舎を約112億円で整備することとして、設計等予算が盛り込まれております。昨年、人件費や資材費の高騰により、全国的に入札の不落・不調が発生しております。東京都が整備する中央卸売市場築地市場の移転計画では、当初よりも6割引き上げて再入札することになった例もあります。今後、東日本大震災の復興需要、あるいは2020年の東京オリンピックの開催に向けて、インフラ整備などにさらなる人件費や資材費の高騰が予想されます。防災拠点庁舎の整備計画にも影響を与えることが懸念されます。そこで、どのように考えられるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（四本 孝君） 防災拠点庁舎の整備につきましては、厳しい財政状況の中、御指摘のような資材価格や労務費の上昇による影響が懸念をされるところでありますが、適正な予

定価格の設定等、入札不調・不落への対策を適切に講じるなど、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次は、津波避難施設についてであります。昨年、高知県に災害対策の視察に行っていました。高知県では、平成15年度施行の「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の推進地域に既に指定をされており、災害対策の先進性を見てきたところでもあります。昨年11月に南海トラフ地震対策特別措置法が成立し、県内の沿岸10市町が、防災対策のための財政支援を受けられる「津波避難対策特別強化地域」に指定される見通しが立ったところです。避難タワー等の建設を求める住民の声は多く、関係市町の取り組みの強化が期待されるところです。今後の津波避難施設整備の推進について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 津波避難施設につきましては、本年度設置した大規模災害対策基金において、避難場所や避難路の整備についての助成を行うとともに、沿岸部の全市町と組織しております宮崎県津波対策推進協議会において、全国の先進事例の調査や整備に係る意見交換等を実施しているところでございます。

この中で、高知県の例を示していただきましたが、いわゆる避難タワーにつきましては、初期投資や維持管理に多額の経費がかかる反面、ふだんの利用ができないことや、避難時に風雨にさらされるなど、非常に課題が多いという面もあるということが判明いたしました。このため、同協議会の幹事会のほうでは、まずは既存の建物を避難施設として有効活用することや、民間の力も結集しながら、日ごろから活用でき

る複合的な施設を整備することが必要といった意見が多く出されているところでございます。

今後、避難施設整備につきましては、市町村が進めていくこととなりますけれども、県といたしましても、国に対して、複合的な施設も支援対象とすること、また、有利な起債も活用できるようにすることなどを強く要望するなど、より効果的・効率的な避難施設整備の進捗が図られるように努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、災害弱者の避難対策についてであります。国では、災害対策基本法を昨年6月に改正し、ことし4月から、災害時の避難に特に配慮を要する高齢者や障がい者などの災害弱者の名簿作成を市町村長に義務づけております。東日本大震災では、高齢者などの多くの災害弱者が逃げおくれたことから、今回の取り組みは、地域の公民館や民生委員などで情報を共有することで、災害時の自主防災に大いに役立たせることができるものと期待をしております。そこで、既に市町村では一部取りかかっているとも伺っておりますが、市町村長に義務づけられた災害弱者名簿作成の進捗状況、それと課題もあると聞いております。危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 今、議員から御紹介いただきましたように、昨年の災対法の改正によりまして、いわゆる災害弱者の方々につきましては、「避難行動要支援者」としてその取り扱いを法定化され、また、市町村による名簿の作成も、ことしの4月から義務化されるということになっております。従来、各市町村では名簿の整備を進めてきたところでございますが、改めて法に基づく新たな名簿の作成が求められます。その際、消防機関や自主防

災組織など避難支援等を行う関係者に、平常時から名簿の情報提供を行うための本人の意思確認の作業が必要となっておりまいます。また、避難行動要支援者ごとの支援の個別計画の策定が必要になるなど、多くの事務が発生するという状況でございます。県といたしましては、市町村に対する情報提供や助言を行うとともに、来年度計画しております、専門のアドバイザーや防災士を活用した地域診断事業等を通じまして、避難行動要支援者対策の促進を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、消防団についてであります。全国的にピーク時の半数以下に落ち込んだ消防団員数の減少に歯どめをかけるために、昨年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、大災害の発生時に救助活動で活躍する消防団の組織力強化が求められています。本県においても、消防団員の確保は、それぞれの自治体で苦労して取り組まれているところです。消防団員確保の観点から、消防団員の処遇を改善する必要があると考えますが、現状と今後の取り組みについて伺います。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、消防団の装備を充実することも必要だと考えますが、今後の取り組みについて、あわせて危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 消防団員の確保は極めて重要な課題でございまして、国において、先般、総務大臣みずから、一層の取り組みを依頼する旨の書簡を各都道府県知事宛てに送られました。また、御案内いただきましたように、国のほうで法律が成立しまして、消防団員の処遇、装備の改善などについて規定されたところでございます。

これを踏まえまして、国では、来年度から退

職報償金を5万円引き上げるとともに、装備につきましても、その充実を図るため、装備の基準等を改正し、市町村への地方交付税措置を大幅に増額しているところでございます。処遇につきましても、県内では一部交付税措置額を下回る市町村もあるところでございますので、報酬・手当単価の見直しなど、県としても働きかけてまいりたいと考えております。また、消防団等の資機材整備につきましても、従来から補助事業による支援を行ってきたところでございますけれども、来年度から、新たに女性団員の訓練用資機材などのメニューを追加しまして、引き続き支援していきたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、消防組織の強化についてであります。県では、消防組織の強化のために、県内9消防本部を1本部か3本部にまとめる消防の広域化について検討がなされてきました。今、消防に期待されることは、消防用設備等の設置促進などにより火災を未然に防止したり、救急業務体制の確立をいかにやるかということだと思います。そのために消防組織の強化が必要だと思います。消防本部がない非常備町村の消防常備化と、今お話をさせていただきました消防広域化について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 県内消防非常備の7町村のうち、西臼杵3町におきましては、現在、平成27年4月からの運用開始に向けて準備が進められているところでございまして、県といたしましても、常備化に伴う施設整備等の初期的経費に対して、1団体当たり1,000万円を上限に補助することとしております。

一方、消防の広域化につきましても、県域1本部または3本部体制による組み合わせで協議・検討が行われてきたところでございますが、

進捗が見られなかったところがございます。全国的にも、この広域化の進捗につきましては十分ではない面がございます。消防庁において、昨年4月に広域化に関する基本指針が改正され、地域の実情を踏まえるというふうに改正されたところがございます。また、国及び県の支援を集中的に実施する消防広域化重点地域の枠組みが、新たに設けられたところがございます。このため、現在、県におきましても、基本指針の改正を踏まえまして、本年度中の新たな消防広域化推進計画の策定に向けて、関係機関と協議を行っているところがございます。

○松村悟郎議員 耐震化についてお尋ねします。南海トラフ巨大地震、本県の被害想定によると、死者3万5,000人、建物被害8万9,000棟と試算されております。減災計画によると、迅速な避難、建物の耐震対策、河川のかさ上げなどの一定のハード整備を行うことで、死者の数を4分の1以下に減災できるとする目標を立てています。そこで、耐震化対策についてお伺いしますが、耐震診断の対象となる昭和56年度以前の木造住宅の戸数と本県における耐震診断及び改修の実績、耐震改修が進まないと聞いておりますが、その要因、並びに今後どのように耐震改修を進めていくのか、その取り組みについて県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 耐震診断の対象となります木造住宅の戸数は、約13万7,000戸と推計されておまして、本年2月末までの補助実績は、耐震診断が728戸、耐震改修は43戸となっております。住宅の耐震化は重要な課題ではありますが、耐震改修に多額の費用が必要となることや、耐震化の重要性がまだ十分に認識されていないことなどから、改修が進んでいない状況にあります。このため、県では、平成25

年度から、耐震改修の補助率を3分の1から2分の1に引き上げ、県や市町村の広報紙やマスメディアも活用して意識啓発に努めてきたところがございますが、今後も引き続きこのような取り組みを推進し、さらに、関係団体や自治会などとも連携を密にしまして、耐震改修の促進に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 20年近く前になりますが、阪神・淡路大震災の被害は、商店街や住宅密集地での古い建物の倒壊による火災、このことで大きな人的被害が発生しました。まさに住宅の耐震化は、阪神・淡路大震災の大きな教訓でもあります。今日の南海トラフ巨大地震の減災対策の大きな柱の一つは、耐震化を進めることにあります。私は、本県の耐震化が思うように進んでいるとはとても考えられないと思っています。減災対策としての耐震化が進まない現状に対して、危機管理統括監のお考えをお伺いします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 昨年12月に公表いたしました「新・宮崎県地震減災計画」におきましては、県内各地で震度6から7の激しい揺れに備えるため、建物の耐震化対策を重要な柱と位置づけたところがございます。しかしながら、東日本大震災の被災の状況を踏まえますと、津波対策ばかりに注目が集まり、地震対策には余り目が向いていないという傾向があるのではないかと危惧しているところがございます。このため、来年度は、5月の宮崎県防災の日を皮切りに、年間を通した防災キャンペーンを実施し、図面や動画等を使った啓発事業や県民総参加型の避難訓練など、さまざまな取り組みを行いながら、県民の皆様に、津波からの早期避難とあわせて、耐震対策の重要性についても十分な理解が得られるように努めてま

いりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、鳥獣被害対策についてであります。

10年後には鹿やイノシシの個体数を半分に削減する目標を定めた鳥獣保護法の改正が、今国会に提案されようとしています。本県においても、専門の鳥獣被害対策支援センターの設置や、市町村を越えた取り組みなど、積極的な対策はとられてきたと思いますが、本県が取り組んできたこれまでの鳥獣被害対策の成果について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（土持正弘君） 鳥獣被害対策につきましても、その推進体制といたしまして、本庁及び各地域に鳥獣被害対策特命チームを、さらに昨年度からは鳥獣被害対策支援センターを設置いたしまして、さまざまな事業に取り組んできたところであります。これらの取り組みによりまして、地域リーダーとして1,021名、マイスターとして224名を認定いたしますとともに、モデル集落を中心に、鳥獣を寄せつけない集落環境の改善や住民意識の向上が図られ、住民一体となった追い払い活動などによりまして、農作物の被害がなくなったという集落の事例も報告をされております。また、捕獲対策につきましても、捕獲の規制緩和や有害鳥獣捕獲に対する支援措置等に取り組んできて、平成24年度におきましては、前年度を上回る3万4,221頭の鹿、猿、イノシシを捕獲したところであります。

しかしながら、鳥獣被害は依然として深刻な状況にあり、なお一層の対策の強化が求められておりますことから、国の交付金を活用した緊急捕獲等対策や、市町村や関係機関とも一体となった総合的な鳥獣被害対策に、全庁を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えており

ます。

○松村悟郎議員 この鳥獣保護法の見直しの中で、捕獲従事者の育成確保に向けて、専門性を有する事業者による捕獲活動への積極的な参加を促進することが盛り込まれております。既に群馬県では、鳥獣被害防止事業への民間企業の参入が行われていると聞いておりますが、このことについて県としてどう受けとめているのか、また、地域にどのような効果をもたらすと考えているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 御質問にありました群馬県では、鳥獣捕獲の新たな担い手としての効果を検証するため、昨年10月に、警備会社や猟友会などに捕獲業務等を委託したと聞いております。また、国においても、抜本的な鳥獣捕獲対策を行うため、鳥獣保護法を改正し、捕獲を専門に行う事業者の認定制度の創設などを検討していると伺っております。本県におきましても、狩猟者の減少・高齢化が進行していることから、新たな捕獲の担い手として民間企業等の参入も一つの選択肢であると考えております。また、地域への効果につきましても、地元企業が捕獲に参入することにより、中山間地域での雇用機会の創出などが期待されると考えております。

○松村悟郎議員 次に、福祉保健関連の質問を行います。

まず、インフルエンザ対策についてであります。

毎年のことですがけれども、冬のインフルエンザシーズンでございます。本県でも、定点医療機関当たりの患者数が全国2番目と、インフルエンザ流行拡大が心配された時期もありました。小中学校での学級閉鎖も相次ぎましたが、

ことしのインフルエンザの発生状況及び県の対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。また、学校での取り組みについて、教育長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県内のインフルエンザ発生状況は、昨年末から流行が始まり、1月下旬には流行警報レベルを超え、現在はピークを過ぎておりますが、一定の患者が発生している状況でございます。インフルエンザ対策は、流行開始前の啓発が重要でありますので、県におきましては、昨年11月から、流行前のワクチン接種の勧奨や、外出後など日ごろからの手洗い・うがいを広く県民に呼びかけているところでございます。

○教育長（飛田 洋君） 学校の取り組みですが、養護教諭などが中心となって、全ての職員で共通認識を持ちながら、児童生徒へ手洗い・うがいの徹底や教室の換気、さらには人混みへの外出を控える指導を行うなど、インフルエンザの予防に取り組んでいるところであります。また、毎朝、児童生徒の健康状態について把握し、症状があれば医療機関の受診を勧めるとともに、状況に応じて臨時休業や学級閉鎖の措置を行うなど、蔓延防止に努めているところであります。

○松村悟郎議員 中国では、鳥インフルエンザウイルスの感染者が急増しております。ことしの1月だけで129人が感染し、うち26人の死亡が確認されております。昨年の感染者数を1カ月で上回ったと報じられています。今後、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生も心配されています。本県ではどのような対応がとられているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 中国で発生しております鳥インフルエンザH7N9につきま

しては、今のところ、人から人への持続的な感染は確認されておりましたが、今後、人から人へ感染し、新型インフルエンザの発生となった場合に備え、県では、宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定や、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、対策の推進に努めております。なお、中国等からの帰国者や入国者で鳥インフルエンザに感染していることが疑われる方が発生した場合に備えまして、福岡検疫所宮崎空港出張所と連携を図るとともに、県衛生環境研究所における検査体制を整備しているところでございます。

○松村悟郎議員 質問は、大分急ぎましたので、あと2問ということでございますから、もうしばらくよろしくお伺いしたいと思います。

次に、障がい者の就労支援についてであります。

昨年4月から、企業に義務づけられている法定雇用率も、従前の1.8%から2%に引き上げられるなど、障がい者の経済的自立に向け、一般就労への取り組みを積極的に推進する必要があります。そこで、本県の障がい者雇用の現状とその対策について伺います。また、障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者が、作業の対価として受け取る工賃水準を引き上げる必要もあります。宮崎県障がい者工賃向上計画の目標達成のため、どのように取り組むのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県の障がい者の一般就労の状況ですが、昨年6月現在で法定雇用率達成企業の割合は59.3%で、全国2位となっております。しかし、ハローワークにおける障がい者の有効求職者数は、福祉事業所で訓練中の障がい者も含まれますけれども、昨年3月末現在で2,811人となっております。このた

め、県としましては、県内7カ所に設置しております障害者就業・生活支援センターによる支援、あるいは企業向けセミナーの開催などに取り組んでまいりたいと考えます。

次に、工賃向上計画についてですが、平成23年度の平均工賃1万4,346円を、平成26年度までに1万7,800円以上にするという目標の達成に向けまして、経営の専門家で構成します工賃向上支援チームによる個別指導を初め、イベント等での共同販売、官公需の発注拡大などに引き続き取り組んでまいりたいと考えます。

○松村悟郎議員 最後の質問でございます。知的・精神障がい者の高齢化対策についてであります。

時代とともに家族構成も大きく変わり、核家族化が進み、家族や地域で見守り続けることにも限界が出てきています。一人残された高齢者の課題が大きく取り沙汰されています。特に知的・精神障がい者を抱える御家族にとっては、深刻な問題になっています。そこで、知的・精神障がい者の高齢化の現状と課題についてお伺いいたします。また、県としてそれらの課題にどのように対応していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福田作弥議長 時間が押していますので、簡潔にお願いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 障害者手帳を所持している知的・精神障がい者のうち、65歳以上の占める割合は、昨年3月末現在で、知的障がい者が980名、精神障がい者が772名となっております。在宅で介護している場合、親が先に亡くなった後に、生活拠点をどこに確保していくのか、また、財産管理を誰が行うのかといった「親亡き後問題」と言われる課題がございます。このため、県では、このような状況も

踏まえ、グループホーム、ケアホームの整備や成年後見制度の利用促進等に努めておりまして、今後、取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 質問時間は残っておりますけれども、このあたりで終了させていただきま

す。本日は、午前、午後にわたり、自由民主党から、県政全般にわたって直面する課題について代表質問をさせていただきました。代表質問の趣旨を十分御理解いただき、今後の県政運営に積極的に反映していただきたいと思

います。以上で私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わります。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時17分散会

2月28日（金）

平成 26 年 2 月 28 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 代表質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎、中山間地出身の高橋透でございます。会派結成初めての代表質問でございます。目指すものは同じだと思います。県御当局、そして議長を初め議員各位、今後とも、御指導、御鞭撻、よろしくお願い申し上げます。

宮崎県の再置県という先達の功績から130年を経た今、難局の続く宮崎の未来に希望の光を見出し、県民一人一人がそれぞれの幸せや夢を追求可能な社会を築きたいと考えます。同時に、お互いを尊重し、多様な価値観を認め合い、全ての人々に居場所と役割のある社会をつくりたいと思います。そのことを踏まえ、私たち6名の県議は、宮崎県議会においてみずからの役割を明確に認識し、県政の健やかな発展に向けて厳しいチェックの目を持ち、積極果敢な政策提言を行うことを誓い、県民連合宮崎を結成した次第であります。私たちは、国家主義的な風潮が、潮が満ちるがごとく音もなく広がる現状に危機を感じています。全体主義の風が吹き荒れ、個の尊重が軽んじられる社会の到来がなきよう、この宮崎の地において、中道・リベラルの旗に集う者が力を合わせ、県勢発展、県民生活・福祉の向上に取り組みます。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基調とした日本国

憲法を尊重し、地方議員の立場から性急な憲法改正の動きに反対します。

そこで、知事にお尋ねします。一昨年の政権交代後、安倍首相は積極的平和主義を提唱されていますが、この言葉に異常な違和感を覚えます。中身をしっかりと吟味しないと、多くの国民は潮が引くかのごとく流されてしまいます。その中身は、憲法9条を変えて自衛隊を軍隊に、集団的自衛権の行使を狙うものだからであります。安倍総理がこの間行ってきた、特定秘密保護法制定の強行や周囲の反対を押し切った靖国神社参拝、そして集団的自衛権の解釈問題など、国家主義的な一連の動きに対する知事の所感を伺います。

次に、消費税増税の問題についてお尋ねします。消費税は、4月1日から8%に増税されます。上がるのは消費税だけではありません。介護保険料を含む社会保険料の負担も上がります。県有施設などの使用料や各種の申請手数料などを初め、公共料金も上がります。消費税増税はさまざまな分野へ波及します。つまり、幅広く国民へ負担を課すものとなります。一方で、国民の所得が上がるかというと、不透明な状況にあります。消費税増税が今後、県民生活や企業活動にどのような影響を与えるのか、どのような対策を県として講じていくのか、知事に考えを伺います。

また、消費税増税に伴う会計事務処理上の問題が生じてくると思います。県においては、複数年にわたる契約もあり、適用される税率が混在するなど錯綜する点もあるのではないかと思います。会計事務処理においてどのような影響があるのか、会計管理者に伺います。

次に、過日示された「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」について

であります。公共調達について、県産品や県内企業へ優先発注する方針を定められましたが、民間企業を含め、全県的に取り組んでこそ意味をなすものであります。具体的な条件はどのように設定されるのか。その実効性について、総合政策部長に伺います。

次に、公契約条例についてお尋ねします。入札制度改革で建設業者が減少してきました。しかし、最近の公共工事の急激な増加により、入札の不落、不調が問題化されています。一方で、下請業者との公正な契約についての問題も根強く残っています。そこで、公共工事の労務単価を引き上げる方針が検討されていますが、建設業は下請構造が重層的で、熟練工であっても長年の経験が賃金に反映されていません。下請業者で働く賃金の構成基準を確立するために、公契約条例は導入できないのか、総務部長にお尋ねします。

次に、森林バイオマス地域再生事業について伺います。森林バイオマス発電に必要な林地残材を継続的に県産材で賄うためには、収集が困難な山間部からも収集が必要となります。そういう観点から、中間土場を11カ所整備するなど、木質バイオマス地域収集運搬等を支援する事業は、分散している林地残材を役割分担で効率よく搬出する取り組みだと評価いたします。山元へ利益を還元するために、細かな支援が必要と思われれます。県はどのように取り組んでいけるのか、環境森林部長に伺います。

次に、企業局の新エネルギー導入事業についてお尋ねします。本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの有効活用を図るため、小水力発電等の導入に取り組まれています。その第1号として、日南ダムの発電所工事が平成26年度から始まります。県内の残り4つ

の治水ダムの活用について今後どう取り組まれるのか、企業局長へ伺います。

以下の質問は、質問者席から行います。ありがとうございます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、安倍政権についてであります。議員御指摘の点につきましては、現政権におかれまして、内政や外交、さまざまなことを考慮に入れ、また、熟慮を重ねた上での判断であると受けとめておるところでございます。国内外のさまざまな意見が報道されておるところであります。私としましては、重要なポイントとして、1つに、我が国が置かれている状況、新興国の台頭により国際的なパワーバランスが大きく変化している状況にありまして、やはり、日米同盟を基軸とした安全保障戦略は非常に重要な課題であるというような認識、もう1つ、議論の進め方として、今、質問の中でも、国家主義なり積極的平和主義、いろんな言葉があったわけであります。これは、議員がそうだとしたことではないんですが、そういうラベルを張ることによって、単純に意味づけをしてしまうというよりも、一つ一つのものについて丁寧な議論を進めていくべきではないかと。その一つ一つの内容について、特にこの問題が我が国の外交や安全保障等をめぐる極めて重要な案件でございますので、国会を初め、丁寧な議論が積み重ねられるべきものだというふうに考えておるところでございます。

次に、消費税引き上げの影響と対策についてであります。4月からの消費税率引き上げの影響につきましては、家計負担の増加によります個人消費の落ち込みや、駆け込み需要の反動減に伴う産業活動の停滞、適正な転嫁がなされな

いことなどが懸念されておるところであります。

このため、県といたしましては、景気の腰折れを防止するため、「経済の本格成長と雇用の回復に向けた対策」を策定したところであり、今議会に上程しております本年度補正予算案が議決されましたら、消費税率引き上げの影響が大きい来年度前半までに、事業を可能な限り前倒しして執行するとともに、来年度当初予算案に計上した事業も一体的に執行することで、消費税率引き上げの影響を最小限に抑えつつ、本県の経済・雇用の本格的な回復を図っていくこととしております。さらに、関係部局におきまして、民間企業における消費税の適正な転嫁や表示に係ります「相談窓口や情報受付窓口の設置」、県発注工事契約等における「適正な転嫁対応」、また、低所得者や子育て世帯に対する給付措置の「市町村への周知」などを実施するなど、国や市町村とも協力しながら、広報・啓発を含めた適切な対策に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

県内企業優先発注等についてであります。今回の実施方針は、県の公共調達における地元企業・製品の優先活用について、統一的な方針を定め、「広い意味での地産地消」の意識定着と推進を目的としております。また、議員御指摘のとおり、地元企業活用等の推進には、民間事業者などの協力が不可欠でありますので、公共工事におきましては、引き続き、その受注者等に対し、地元企業の下請への優先活用や資材の県内調達について協力要請を行ってまいりますとともに、新たに公共工事以外の情報システムや物品等の調達につきましても、同様の要請を

行うこととしております。あわせて、市町村や経済団体等にも協力を求めることとしております。この方針は、来年度から実施することとしており、庁内を挙げて推進状況をしっかりと把握し、可能な限りその実効性を高めてまいりますとともに、あらゆる機会を捉えて、関係機関等に趣旨への賛同を広く呼びかけてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいたします。

公契約条例についてであります。賃金等の労働条件につきましては、公契約であるか否かを問わず、労働基準法等の関係法令を遵守しなければならないものと考えております。一方、我が国では、国際労働機関の「公契約における労働条項に関する条約」が批准されておらず、また、公契約法も制定されていない状況でありますので、今後とも、関係団体の御意見もお聞きしながら、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（堀野 誠君）〔登壇〕 お答えします。

木質バイオマスについてであります。現在、県内においては、複数の発電施設の建設が進められており、これらの発電施設等に林地残材などを安定的に供給するためには、山元に利益が還元される仕組みづくりが重要であると考えております。平成26年度予算でお願いしております「森林バイオマス地域再生事業」では、個々の林家が林地残材を自分の山から中間土場まで収集運搬し、林業関係団体等がこれをまとめて発電施設に運搬するような仕組みづくりを進めることとしております。このためには、林家や林業関係団体、市町村などが、十分な合意形成

のもとで役割を分担しながら、効率的な仕組みづくりを進めることが重要ですので、そのための研修会の開催、また、必要となる中間土場の整備や林地残材の重量測定器の導入などへの支援を行うこととしております。今後、このような取り組みを通じまして、木質バイオマスの安定供給や山元への利益還元につながるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○会計管理者（梅原誠史君）〔登壇〕 お答えいたします。

消費増税の影響についてであります。消費税導入から既に24年が経過し、その間、税率の引き上げも行われておりますことから、会計事務処理上の大きな影響はないと考えております。しかしながら、例えば平成17年に制度が導入されました長期継続契約のように、内容によって適用される税率が異なり、契約を変更しなければならぬ場合もありますので、個々の契約ごとにその対応を確認する必要があると考えております。このため、会計管理局といたしましては、職員一人一人が適正な事務処理を行えるよう、想定される事例ごとの具体的な取り扱いや留意点について周知を図るとともに、各所属からの相談に対応しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○企業局長（瀧砂公一君）〔登壇〕 お答えいたします。

治水ダムにおける小水力発電についてのお尋ねでございました。企業局におきましては、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギー導入の機運の高まりを受けまして、これまで培ってきた技術やノウハウを生かせる小水力発電に積極的に取り組んでいるところでございます。来年度着工を予定しております日南ダムの発電

所は、これまで利用されていなかった県内の治水ダムで初めて発電事業に取り組むものでございますが、これは流域面積が広く水量が豊富であること、ダムの近くに発電所を建設できる場所が容易かつ十分に確保できること、さらには、電気を送り出すための配電線が近いことなど、立地条件が最も整っておりますことから、まず最初に着手するものであります。広渡ダムなどほかの治水ダムにつきましては、引き続き、県土整備部と連携し、水量、地形あるいは採算性など詳細を調査いたしまして、可能性が見出せるものであれば、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○高橋 透議員 それぞれ答弁ありがとうございます。知事以外に答弁された方の共通点がございます。おわかりだと思います。この3月をもって卒業される方々であります。あと1カ月ありますけれども、議会事務局長にもお願いしたいのですが、いつも高いところからお見守りをいただきますので、御勘弁いただきたいと思っております。今登壇いただいた方々を初め、全ての県の職員の方々、この3月末まで御苦勞いただきましたことに本当に感謝を申し上げ、そしてまた、今後とも、それぞれの立場で県政に御指導、御鞭撻いただきますよう、よろしく願います。それと、新しい旅立ちでありますから、生産量日本一のスイートピーをそれぞれ退職される方に差し上げていただきたいと思えます。

質問者席から再質問していきますが、まず、企業局長にお尋ねしてまいります。県内治水ダム初めての日南ダムの小水力発電の工事ということで、大変地元では喜ばれておりますが、日南ダム周辺は公園化されていまして、桜の樹木

なんかが植えてあるんですが、地元の方々を初め多くの利用者がいます。工事に伴っての環境整備がしっかり行われていくのか、企業局長にお尋ねいたします。

○企業局長（瀆砂公一君） 日南ダムでの発電所の建設計画でありますけれども、これまで区長会などを通じて、地域の皆さんには具体的に説明してきたところでございますけれども、着工に際しましては、再度、説明会を開催する予定にしております。今回の発電所の建設工事に伴いまして、いわゆる緑地、広場の一部が発電所の用地となりますけれども、その際に支障となる桜の木ですか、この取り扱い等につきましては、地元の方々の御意向を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、消費税の問題ですけれども、先ほど申し上げましたように、消費税増税、非常に根が深く、けさの宮日新聞にも載っていたと思ひますが、いろんな値上げがあります。携帯電話の料金も上がるようすし、電気、ガス、たばこも上がります。社会保険料の負担、これは企業は半分負担しますよね。ここもしっかり負担が来るわけで、橋本内閣のときに3%から5%にしたときにも、非常な不景気、マイナス成長になって、あのときに、マイナス3.9%という数字を見ました。民間の調査によりますと、今回8%に引き上げたらマイナス4%になるよというような記事も見たとこであります。一方で、壇上でも言いましたように、国民の所得がその分上がっていくかというところが一つのポイントなんすね。

ただ、けさの宮日にも書いてありましたけれども、大手のスーパーとかデパートは、やっぱ

りそこをしっかりと見据えているような気がしました。したがって、いろんな対策を打っていますよね。イオンなんていうのは、3,000品目以上の価格を据え置く、そんな対策もするようになります。牛井は10円値下げとか、そんな記事が書いてありますが、これでまたデフレから脱却できるのかなという感想も持つわけで、非常にいろんな対策を、知事、先ほどの答弁で、予算の前倒しで何とかそこをしのぐとか、相談窓口なんかを設けて対策をとるということも答弁いただきましたが、やっぱり経済の主役は個人消費、国民なんですよ。GDPの6割がそこを占めているわけですから、ここを伸ばすかどうかが、消費税増税後の経済がしっかり保たれるのか、そこだと思ひます。その辺の情勢を見きわめた上で、消費税増税後の対策は一応準備されていますが、その後の2弾、3弾が、今後、知事にとっても必要になってくると思ひます。できれば職員の方々の賃金を上げるとか、そんな対策も私は必要じゃないかなというふうに思ひたりしてあります。

次に移りますが、優先発注とか優先使用ですか、方針を出されたということで今答弁をいただきました。翌日の新聞に、知事の多少高くなっても地産地消に努めたいということが載っていましたが、やっぱり誘導する施策、いわゆるものをつけないと、ただお願ひしますと言うだけでは実効性が出るのかなと、そういう疑問を持って私は質問したわけですが、かけ声だけで終わらないように、何らかの根拠を持ったものをしていかないと、絵に描いた餅になるというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

あわせて、公契約条例、労働基準法を守ればいいという世界じゃないと思ひます。労働基

準法、最低賃金で生活ができる方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、しかし、圧倒的多数はそれでは困っているから、今の日本のこの社会になっているわけなんです。だから、私がこれで申し上げたのは、公契約条例をとにかくつくってほしいと。今まででも質問したときには、答弁は全く一緒です。ILOの批准がまだないとか、国内法がないとか、一步も前に出ていないんですね。非常に歯がゆさを感じます。これでは弱い方々は、はい上がれません。大手が少ない県であります。大手が逆に宮崎に来ております。そこに中小企業で働く人たちが吸い取られている。そこを守るためにも、次に質問するときには、前向きな答弁を準備しておいていただきたいと思います。

次に、知事にちょっとまた重たい質問をしてまいります。憲法の問題であります。ことし1月に共同通信社が世論調査を行っておりますが、53.8%の人が集団的自衛権の行使には反対ということであります。集団的自衛権の行使は、憲法第9条の放棄につながるというふうに思うんですが、日本の産業構造とか経済とかいうところを冷静に考えれば、中国とかアメリカとどうつき合うのか、私は本当に大事だと思うんです。そういう意味では、いろんな場面で冷静・沈着な言動が求められるというふうに私は思っております。一連の今の動き、性急過ぎる議論は、相手を利する外交になるというふうに危惧しております。

そこで、知事の憲法観についてお尋ねをするわけですが、自民党の憲法改正草案が出されております。賛否ございます。紹介しますが、草案には、よき伝統を子孫に継承するとした前文や家族の助け合いを求める条文などについて、「個人の価値判断を憲法に入れるべきではな

い」と識者は指摘しております。つまり憲法は、国家権力から個人の基本的人権を守るためにあります。自民党の憲法改正草案は、立憲主義から乖離していると思われませんが、知事はどうお考えでしょうか、お尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 憲法改正、さまざまな議論がなされつつあるところであります。国の根幹をなす最高法規でありますので、一字たりとも改正すべきではないという立場ではなしに、しっかりそこは議論すべきだというのがまずあるわけであります。自民党の憲法改正草案につきましても、2年前に発表されたということ、一つの議論の喚起になるのではないかというふうに思っております。また、憲法の性質について、今、議員の御指摘がありましたように、国家権力というものを規制するものである、その本質はそのとおりであろうかというふうに思います。ただ、この議論につきましても、個々の議論については、やはり一つ一つ丁寧に尽くされるべきではないかというふうに思います。立憲主義だ、どうだ、そうじゃないというような単純な決めつけ、仕分けの議論ではなしに、個々の論点が多方面についてであろうかというふうに思いますが、現行憲法が掲げております基本的人権なり平和主義、こういったもの、国民主権、しっかりと守られるべきものがある中で、どのような憲法改正というものがあるのかという議論を積み重ねていくべきであろうというふうに考えています。

○高橋 透議員 今の知事の答弁を聞く限りでは、自民党の改正草案が立憲主義から乖離しているかどうかは明確におっしゃらなかったですね。いろんな議論をすべきだということの答弁であったと思うんです。自民党の支援を受けて東京都知事になられた舛添さんですけども、

ごらんになったと思うんですが、この方は、真正面から自民党の憲法改正草案に注文をつけておられますよね、立憲主義から乖離しているということで。やはりそういう姿勢というのは大事だと思うんですよ。私は、知事はそういう法律にお詳しい方だというふうに思っていますから、立憲主義、そこをしっかりと踏まえて、今後のいろんな立場で発言していただきたいと思います。

「法は道徳に踏み込まず」、こういう古代ローマ時代から伝わる格言があるそうですが、国民生活で管理していく事柄を憲法で命じるべきではないという意味なんですよ。そこはやっぱり私は踏まえるべきだというふうに思っています。さらに申し上げておきますけれども、憲法解釈変更について、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更ですけれども、びっくりする発言を聞きましたね。「最高責任者は私だ」、こういう答弁が国会であったわけで、「選挙で勝てば時の内閣が憲法の解釈を変えられる」、こういった考えは、立憲主義の理念を否定するものだということを私は申し上げたいのであります。加えて、改憲手続を経ずに憲法を実質的に変えてしまうということを許せば、立憲主義は完全に有名無実化いたします。このことも思い出しました。麻生副総理が以前促しました「ナチスドイツの手口に学べ」、これが本当に現実のものとならないように申し上げておきたいと思います。

次に移ります。地方交付税のあり方について、話題を変えて質問いたします。昨年11月議会で坂口議員が質問されていましたが、法人事業税の一部を譲与税として地方へ配分している地方法人特別税制度があります。2008年度から始まりましたが、都市と地方の財政力格

差を縮小するために、都道府県の法人事業税の一部を取り上げて国税化して、税収の少ない自治体に配るという特別譲与税なんです。今回、消費税増税で、さらにこの格差が広がるという懸念から、今度は法人住民税の一部を国税化して地方法人税とし、それを地方交付税として地方自治体に再配分するということなんです、ここからが問題なんですね。地方法人住民税の国税化・地方交付税化は、東京都などの都市部の有力自主税源である法人住民税を国が一方的に取り上げて、国税化した上で地方交付税として地方に配分するものですが、これは都市部の課税自主権と自治権の侵害だと私は思います。税財源に乏しい本県などからすると、本当にありがたいですよ。喜ばしいことなのでありますけれども、冷静に見ると、地方税源を地方交付税財源化するという事は、今後、地方交付税の大変質につながるおそれがあると私は思っています。将来の地方交付税の必要増額分は、全て地方税を財源として賄うことが強制されかねないということを危惧するわけであります。基本に立ち返って、地方交付税の財源は、本来の国税でしっかり確保すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 地方の自主財源を充実させる、課税自主権を尊重する、大変重要なポイントであろうかというふうに思います。今回、地方消費税の税率が引き上げをされることによりまして、交付税の交付団体は、基準財政収入額が上がることにより交付税が減少してしまうわけですが、都市部の不交付団体などは、財源超過額がそのままふえてしまうという仕組みになってしまう、丸もうけになってしまう、それを何とか調整しなければということで、今回の地方法人税の交付税原資化がされたという

ことでありまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために実施されるものであるわけでありまして、これまで、全国知事会を通じまして、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と、偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換を要望してきたところでありまして、今回の措置は、基本的にその要望に沿ったものということで受けとめておるところでございます。いずれにしても、地方交付税の財源調整機能等がより一層重要になるということで考えておりますので、その総額の確保、また法定率の引き上げなどにつきまして、引き続き強く訴えてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私は、地方交付税の本旨を変えちゃいけないということを強く申し上げたいわけでありまして、例えば、現行の35%を25%に下げると法人税の引き下げが話題になっていますけれども、これは先送りされました。なぜかという、1%で4,700億円、10%で約5兆円ですよ。こういった税収減になるから先送りされたというふうに伺っていますけれども、そもそもこの地方交付税は、法人税とか所得税などを含めた国税ですよ。ここの一定割合が地方公共団体に法律上保障されている、そういう仕組みのものであります。ですから、地方の固有財源だという性格を有するものですから、鳥飼議員も何回も言われてきました、地方財政計画で定められているものの不足する分は、国税5税でしっかり賄う、確保する、それでも足らなければ、不足するのであれば、法定率を上げたらどうかという議論ですよ。そこは基本に立ち返って、いろんな場で知事は発言していただきたいと思っております。

次に移ります。脱原発と復興支援のおくれに

対する懸念といいますか、思いを申し上げていきますけれども、東日本大震災から間もなく3年です。3月11日で丸3年が来ます。東日本大震災、福島原発事故が私たちに問いかけたものは何だったのでしょうかということを、私、ちょうど1年前も代表質問で、このことを壇上で申し上げました。私たちが失いかけた大切なものに気づかされた、今まで奪い合っていた経済、これを分かち合おうじゃないか、そういうことを教えてくれた。逆に、そういうところに転換すべきじゃないかということを教えてくれた、その起点になったんじゃないかということを申し上げました。安倍政権に変わり、脱原発が後退しておりますが、今日では、再稼働のことに触れられて、世論づくり、動きが加速している状況にあります。原発に頼らないエネルギー政策を進めるべきだと思いますが、改めて知事の考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) これも極めて重要な課題であろうかというふうに思います。脱原発だとか卒原発だとか、いろんなものが、レットルといいますか、ラベルはあるわけでありまして、やっぱり物事の本質を見きわめた議論、丁寧な議論が大変重要であろうかというふうに思います。福島原発事故の教訓、また、その現状を踏まえますと、英知を結集して、将来的には、可能な限り原発に頼らない社会を目指していくことが重要であるというのが、私の一貫した考えではあります。しかしながら、現時点における燃料調達コストでありますとか、再生可能エネルギーの現状などを踏まえますと、今たちまちすぐに国内の原発をゼロにすることは、現実的には大変難しい状況であるというのが認識でございます。本県としましては、今後とも、豊かな自然環境や地域資源を生かし

た再生可能エネルギーの普及拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 知事は脱原発であるという認識を改めて私はしました。今すぐ原発をゼロにはできないだろうというふうにおっしゃいましたけれども、今ゼロなんですよ。それでも今の日本社会は回っているんですよ。ただ、企業活動のコスト論で原発再稼働が言われていると思うんですが、きのうも国会でいろいろとあったようですけども、「原発依存度を可能な限り低減する」と茂木大臣は答弁をしたようですが、これを聞いたら、福島の方々は物すごく怒ると思うんですよ。可能な限り低減する——ゼロですよ。そのことを今度の基本計画ではしっかり盛り込んでいくべきだというふうに私は思うんですが、非常に憤りを感じます。

瓦れき処理がやっと終わったようですけども、福島だけは、まだ非常に課題が残っているようです。緒についたばかりの復興と聞きますが、宮城県仙台市の仙台空港は、国際線が落ち込んでいるようです。中国と韓国については、いろんな政治的な影響もあるとは聞きますけれども、仙台空港は福島から80キロらしいんですよ。ということは、福島の周辺地、同じエリアだということで海外からは見られている。そういうこともあって、国際線は非常に落ち込んでいるということで、心配されているという記事を見ました。

翻って鹿児島県の川内原発であります。ここも再稼働の問題があるわけでありまして、一度事故が起きれば放射能が放出されて、必ず本県に飛んでくるんですよ。多くの県民とか団体の方々は、このことを懸念され、再稼働に反対しています。県民の命を守るために、知事には、再稼働の動きに敏感に、適切に、的確な判

断を求めているというふうに思っています。

引き続き申し上げていきます。福島を中心に復興が進んでいないということを今申し上げましたが、建設業の人手不足の影響も非常にあります。ただ、アベノミクス効果と言われる大都市の好景気——アベノミクスの効果と言いますが、もともと金持ちの人がタイミング的に先行きがよくなるから使っているのが今の好景気だと私は思っています。だから、これは先ほど消費税の問題で申し上げましたけれども、もしかしたら4月以降、「ク」がなくなるんじゃないかというふうに思うんですね。アベノミクスの「ク」がなくなったらどうなりますか。アベノミスになっちゃうんですよ。だから、そのようなことにならないように、私たちは対策——消費税増税にはタイミングとか、そういったところを申し上げてきたところでありましたが、大都市の好景気、そして東京オリンピック・パラリンピック、ここを見据えたインフラ整備がいろいろと出ていますよね。一方で、待てども待てども復興住宅が建設されない。そういうことで、やむを得ず住みなれた土地を離れて県外へ転出された方も多くいらっしゃるらしいです。2020年の東京オリンピック・パラリンピック、ぜひ成功しなきゃならないと私も思っています。ただ、必要最低限の施設整備、あるいはいろんな社会資本の整備、そこに届けて行われるべきであって、東日本大震災の復旧・復興支援を優先すべきだと考えますが、改めて知事に考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 東日本大震災の発生から既に3年近くが経過しようとしている状況であります。今も約27万人の方が避難生活を余儀なくされているということで、不安や苦悩の

中で暮らしておられますことに、私も大変胸を痛めておるところでございます。先日、ベガルタ仙台の応援で来県されました宮城県の副知事と意見交換をする機会がございました。被災地の復興の状況、仮設住宅の現状、また避難されている方の思い、いろいろなお話を伺ったところでございますが、やはり課題は、もちろん懸命に被災地では取り組んでおられるわけですが、なかなか難しい部分があるとうことで実感したところでございます。

国におきましては、早期の復旧・復興に向けまして、復興事業の工程や目標などを示しつつ、地元自治体と協力して、公共インフラの本格復旧や住宅再建、高台移転など、さまざまな復興事業を加速化させるとともに、将来の大規模な災害に備えて、強靱な国づくりを進めることとしておるところであります。

一方、東京オリンピック・パラリンピック大会につきましては、競技会場のコンパクトな配置、建設施設の長期の持続利用、既存または計画内の交通インフラの活用など、必要最小限の整備費で最大限の効果を上げることとされておるところであります。私としましては、「被災地の復興なくして日本の再生なし」という考え方に立ち、被災地の一日も早い復興が実現しまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催があらゆる形で、意味で、被災地への大きな後押しとなり、それが東北地方、ひいては日本社会全体の再生を世界に向けて発信できる契機となることを願っておるところでございます。

○高橋 透議員 巨大な国立競技場、私は要らないと思うんです。客席は仮設でいいと思うんです。あるいは、羽田から成田を結ぶ鉄道ですか、そんなのも何か成長戦略には盛り込まれて

いるということも聞きましたが、とんでもない話です。脱原発の小泉元首相の御子息の進次郎さんがこんなことを言っていました。「2011年の東日本大震災から日本は変わった。後世の人々から、21世紀の日本をつくったのは東日本大震災だったと評価されなくてはならないと思います」、こんなコメントを見ましたけれども、そのとおりでと思っています。ぜひ、東日本大震災、3月11日、福島の大事故の悲惨さ、この3・11を忘れない、このことをしっかりみんなで認識したいと思っています。

次に移ります。当初予算の特徴についてお尋ねします。厳しい財政状況の中で、当初予算は積極的なものになっていますが、どんなやりくりをされたのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 平成26年度当初予算編成に当たりましては、大変厳しい財政状況があるわけでありまして、それを踏まえて、積極的な自主財源の確保を図るとともに、ゼロベースからの徹底した事務事業の見直しを行うなど、まずは、歳入・歳出両面から財政改革を着実に実行したところでありまして。さらに、昨年からは、本県が必要とします国の予算、その財源の確保に向けまして、私みずからも積極的な働きかけを行ってまいりました。その結果、削減が懸念されておりました地方交付税が一定額確保されたことに加えまして、地域の元気臨時交付金を相当な額確保することができたわけでございます。これらの財源を有効に活用しまして、「地域経済活性化・防災対策特別枠」の100億円の措置でありますとか、東九州の新時代を見据えた地域振興事業など、これまで以上に積極的な予算編成に取り組んだところでありまして。

○高橋 透議員 いろいろと努力されて、特に財政改革が実ったといえますか、それがまた、

歳入のところは今回しっかり確保されたということをおっしゃっていたと思うんですが、ただ、優先順位があったと思うんですよ。私が気になるのは、教育とか福祉の分野に、つけなきゃいけないところの予算がつけられたか、そういうところだと思うんですが、今後また随時チェックをしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に移ります。福祉・保健・医療対策についてお尋ねしてまいります。

まず1点目は、病院依存から在宅医療へ転換する方針を厚労省が出しましたが、特に診療報酬の見直しは、今まで7対1看護が重視されて、そこが厳しくなるような内容になりました。というのが、以前、急性期病床を手厚くしたときに、当初、厚労省は1割、7万床ぐらいふえるだろうということで見込んでいたのが、何と36万床に急増したんです。なぜかというと、億単位でもうかるんですね。したがって、あつてはならないことですが、軽症患者も入院していた。医療費の無駄もあった。一方で、看護師の争奪戦もございまして、看護師不足も非常に話題になったところではありますが、今回、厚労省はそういう逆のことをまたやるわけですよ。

そこで、地域ごとに必要な急性期病床とかりハビリ用病床数を正確に算出する「地域医療ビジョン」、こういうものを策定することになっているんですけれども、そこに至る前段の取り組みとして、在宅医療介護ネットワーク構築事業があると思います。地域の医師会等の関係団体と協力しながら、医療施設や介護施設の情報を共有する事業ですが、この取り組みの成果をどう期待するのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 在宅医療・介護ネットワーク構築モデル事業についてでございますが、この事業は、今年度から3カ年事業として着手しているものでございます。事業の内容は、市町村が地域の医師会等の関係団体と協力しながら、医療施設や介護施設の情報を共有するソフトを開発いたしまして、その運用を行うことにより、地域のネットワーク構築を図るための取り組みでございますが、県といたしましては、これを支援するものでございます。昨年11月に、延岡市と日南市をモデル市町村として、取り組みを始めたところでございますが、今後は、モデル市町村の成果を踏まえ、他市町村への取り組みの拡大につなげるによりまして、在宅医療・介護の充実を図ってまいりたいというふうに考えます。

○高橋 透議員 どうしても大病院にかかりたいとか、そういう風潮がまだまだあるんですよね。だからこそ、かかりつけ医を持つ、本当に安心できる地域医療、介護が必要となってくるわけで、県の指導体制、本当にこれは大事になってくると思うんですよ。医師会の協力も不可欠であります。その取り組みを今後どうやっていくのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 在宅で安心して療養生活を送るためには、医療や介護にまたがるさまざまな支援が一体的に提供される必要があると考えておりますが、現実はまだ緒に付いたばかりであるというふうに考えております。したがって、先ほど申し上げました在宅医療・介護ネットワーク構築モデル事業を実施することとしているわけでございますが、この事業により、市町村や医療・介護関係者によるネットワークの構築を支援してまいりたいと考えます。加えまして、関係者のスキルアップ

等に取り組むことによりまして、24時間対応可能な在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどの医療機関の参画も促してまいりたいと考えます。今後とも、医師会や市町村などの関係機関と連携を図りながら、在宅医療の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

○高橋 透議員 現実是非常に厳しいと思うんです。24時間の看護の仕組み——家には家族がいても外で見てもらいたいというのが今の流れですよね。高齢者の介護を見てもそのとおりでと思うんですよ。このことは、県民の意識をしっかりと変えていくとか、医師会とかの協力を求めるということが大事になってきますので、何とか達成いただきたいというふうに思います。

次に、情緒障害児短期治療施設の整備についてお尋ねしてまいります。これまで、このような施設に入所したいという子供は県外に行っていたわけでありましてけれども、今度初めて整備されることは、本当に画期的なことで、喜ばしいことであります。

昨年秋に、私は、鳥飼議員と京都府綾部町[※]にあります情緒障害児短期治療施設「るんびに学園」に行つてまいりました。「るんびに」というのは、ネパールの地名らしいです。お釈迦様の生誕地だそうです。この施設建設に当たっては、全国を探し求めたけれども、なかなか理解を得られなくて、「命には、願い、希望、夢がある」、こういった創設者の熱い熱い思いで、何とかこの綾部町に理解を[※]いただいて建設に至ったということではありますが、運営費は寄附金と措置費です。入所の3割は発達障がいの子供たちでありましたが、虐待によって——現状は裁判所による決定に時間がかかるということ、一方でまた、保護施設にあきがない、こん

※ 100ページに訂正発言あり

なこともあって、一時保護の委託が多いという説明を受けましたが、短期は通常2年ですよ。でも、なかなか家に帰れなくて、大変苦労しているという話を聞きました。施設には、小中学校の分教室がありました。そして、子供が取り組む、「るんびに太鼓」と言っておられましたが、これは園が一つになるほどなんです。子供たちがまとまって盛り上がるそうですが、熱心に取り組んで。音楽療法というのがありますけれども、ここを超える何かがあるというようなことを園長が語っておられたのが大変印象的でありました。

そこで、来年4月に開所いたします本県の情緒障害児短期治療施設の概要について、説明をお願いします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 情緒障害児短期治療施設は、児童虐待や発達障がい等が要因となり、感情や行動などが不安定な状況にある情緒障がい児について、心理治療・生活指導・学校教育を総合的に行う児童福祉法上の施設でございます。国の方針により、各都道府県に最低1カ所は設置することとなっておりますが、本県では、これまで設置されておりました。このたび、県北部の社会福祉法人が平成27年4月開所を目指し設置することとなりまして、国及び県が施設整備に係る費用を補助し整備するもので、施設の規模は、入所・通所を合わせまして50名程度と伺っております。

○高橋 透議員 教育施設が、通学になるのか、あるいは分校になるか、分教室になるか、まだわからないと思うんですけれども、特別支援教育になるわけですが、その規定というのは決まっております、情緒障がい児の教育を実際にやるには無理があるんですよ。そのことも、「るんびに学園」の園長、施設長はおつ

しゃっていましたけれども。だから、京都府から規定よりも多くの2名の加配をもらっていますということをおっしゃっていました。それと、人事異動があるんですね。だから、子供がなれないということもあって、教育と福祉の連携にまだまだ課題があるなということ、鳥飼議員と考えたところでありました。

次に、この障害児短期治療施設と医療機関の連携が非常に大事になってきますが、この連携についてどうなるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 短期治療施設と医療機関の連携ということでございますが、情緒障害児短期治療施設におきましては、医師、心理士、看護師、児童指導員、教員など、さまざまな職種の職員がチームとして対応するとともに、医療、福祉、教育などの幅広い関係機関との連携を図ることが求められております。中でも、児童の治療計画や処遇、退所後のケアなど、精神科や小児科等の医療機関や専門医の理解と協力が欠かせません。連携が重要でございます。県といたしましては、こうした連携体制の構築が円滑に進みますよう、適切に支援してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 児童虐待、発達障がい等に起因する情緒障がい児に対して、きめ細かな治療・支援をお願いしていきたいと思っています。

次に移ります。生活困窮者自立支援法であります。昨年末に法律ができて、1年後の27年4月1日から施行なんです。これは、生活保護費を削減した分の予算で、困窮者就職支援あるいは家賃の給付、貧困家庭の子供の学習支援などを行うものであります。その事業というのは福祉事務所が担います。あるいは、社会福祉協議会などのほうへ委託も可能になってい

ます。既にモデル事業も始まっていると聞きます。これまでも、福祉事務所でこういった相談は受けてきたわけですが、この法律ができることによってどう違いがあるのか、説明を求めます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） お話のように、生活困窮者への相談支援につきましては、これまでも社会福祉協議会あるいは民生委員等の協力を得ながら行われてきておりますが、今回の法制定に至る議論におきまして、例えば分野ごとの連携あるいは早期の自立支援の強化などが課題として上げられました。こうしたことを踏まえまして、国は新たな制度として生活困窮者自立支援法を制定し、生活困窮者を早期に発見・把握するための相談員の配置、あるいは地域の中で多様な関係機関が連携した包括的な支援を行うための支援調整会議の設置などを行うこととしたというふう聞いております。なお、県の新年度予算案におきましても、相談体制の整備を図る事業の予算を計上させていただいているところでございます。

○高橋 透議員 他法優先の原理というのがありますよね。私もケースワーカーをしていましたから、この相談を受けて、そういう該当する方向に導いてきたところでもありますけれども、聞くところによりますと、大都市では、こういった類いの相談が半端じゃないらしいんですね。それはそうでしょう、3分の1以上の人が非正規で低賃金ですよ。首を切られるのは日常茶飯事、だから手に負えない。丁寧に説明、支援ができない実態があるんだなと私は思いました。だから、これは大都市向けの法律なのかなということも思ったりするわけで、現場の圧倒的な人員不足、結局そこはすぐ生活保護になっている嫌いもあって、生活保護は膨れ上がる、

水際で生活保護を切っていく、こんなことも裏ではあるんじゃないかとも言われていますけれども。いわゆる水際作戦ですよ。私は、丁寧な相談ができる、そして相談した後の行き先がある、そういうところをしっかりとやらないと意味がないと思っています。

そしてまた、この中に問題点があるんですけれども、必須事業と任意事業とあるんですね。必須事業については、相談あるいは住宅の確保とかいうのがあるんですが、これは地方に負担を求めているんですよ。4分の3が国庫負担です。あと任意事業が4つあるんですけれども、任意事業になると、国庫負担が3分の2だったり2分の1だったりして、持ち出しがまたふえるんです。ということは、やればやるほど実際の持ち出しがふえるから、やらない自治体もあると思うんです。ということは、市町村によって、自治体によって差が出てくる、こんなことは考えられないのか、見解を求めます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 任意事業につきましては、就労に必要な訓練を行う就労準備支援事業とか、宿泊場所や衣食の提供を行う一時生活支援事業などのメニューがございますが、対象者の能力、状況に応じたさまざまな支援内容となっていると考えます。これらの取り組みにつきましては、都市部あるいは山間部でニーズが異なり、自治体間などで取り組みに差が生じるものと思われませんが、いずれにいたしましても、法の趣旨を踏まえ、地域の実情や課題に応じた適切な対応を図っていくことが重要と考えております。

○高橋 透議員 これらの国主導でつくられた法律、施策なんですけれども、必須事業と任意事業に分けて自治体判断に任せるとするのは、おかしいと思うんですよ。そこには絶対財政的

な事情が入ってくるわけで、支援の格差を出さないためにも、各事業をこれは国庫負担、こういうふうに考えるんですが、お考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ただいまお話のございました点については、全国知事会といたしましても、第二のセーフティーネットとして国の責任で整備すべきものという考え方から、任意事業につきましても、生活保護と同様の国庫負担を要望してきたところがございます。国におきましては、この法律の施行後3年をめどとして、生活困窮者に対する自立支援に関する措置のあり方につきまして、総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるとしていることから、国の動きを注視するとともに、必要に応じ要望活動してまいりたいと考えます。

○高橋 透議員 よろしくお願ひいたします。

次に、「子どもの貧困対策法」についてお尋ねしてまいります。この法律も、昨年、全会一致で可決されたものでありまして、ことし1月に施行であります。「子どもの貧困対策法」についてお尋ねするわけですが、総合的に進めるための基本方針となる大綱を国が作成し、その大綱を勘案して、都道府県がこの計画をつくる、貧困対策計画をつくるということになっています。この計画の作成は努力義務というふうになっていますが、県の方針を伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） お話しのよう、都道府県の計画というのは努力義務規定となっておりますけれども、今後、法律に基づき、国が定める「子どもの貧困対策に関する大綱」がことしの夏ごろに策定されると聞いておりますので、その内容を踏まえて検討することになると考えております。

○高橋 透議員 夏ごろ作成ですね。経済的に厳しい家庭の子供たちの高校進学率が大変低いと聞いております。貧困の連鎖を断ち切ろうという取り組みは本当に大切でありますから、日々成長する子供にとって待ったなしの問題です。こういった例がありますよね。「原発事故子ども・被災者支援法」、成立から1年たっても基本方針すら策定されていません。同じことにならないように、急がれるべき大きな課題でありますから、取りかかっていたくようにお願いしたいと思います。

次に、救急医療対策についてお尋ねをしてみたいです。医師が救急車両に乗って救急医療が必要な現場に行くドクターカーというのがありますが、この運用が県内でも始まっております。ドクターカーの魅力は、ドクターヘリが運航できない夜とか、日中であっても悪天候のときに運行できることであります。このたび、県立宮崎病院においても、4月1日からドクターカー運用開始に向けて準備がなされていると聞いております。本県医療機関のドクターカー導入状況と、県立宮崎病院ドクターカーの運行形態について伺います。それぞれ御答弁をお願いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県内のドクターカーの導入状況でございますが、ドクターカーは、県内では、平成17年8月から都城市郡医師会病院で、また、平成24年10月から心臓病専用のドクターカーが宮崎市郡医師会病院で導入されております。さらに、宮崎大学医学部附属病院と県立宮崎病院におきまして、この4月からの運行を目指し、導入に向けた準備が進められていると聞いております。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院におきましては、この4月からの導入に向けまし

て、現在、具体的な運行方法等を検討しているところでございます。導入当初は、平日昼間の時間帯において、医師、看護師が乗務し、宮崎市消防局管内を中心に運行を行うことで、関係機関と最終的な調整を行っているところでございます。

○高橋 透議員 今の病院局長の説明によると、平日の日中、8時から5時というところでしょうか。ドクターカーの役割というのに物すごく期待するわけですけれども、医師不足といえますか、救急医療の体制もあるでしょうか、厳しいということは理解しますが、県立宮崎病院の建てかえ問題があります。整備計画、ここに合わせて、救命救急センターの人員配置を計画的に図っていくべきだと私は思います。図っておられると思うんですけれども、総合医の資格を持つ救急医の養成、時間はかかるかもしれませんが、どう取り組んでいかれるのか伺います。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院の再整備に際しましては、全県レベルの中核病院として、救急医療機能の向上や防災機能の強化を図るため、救命救急センターの充実・強化にも取り組んでいくこととしております。具体的な整備内容につきましては、現在検討を行っているところでございますが、ハード整備とあわせて、センター運営のかなめとなる救急専門医の確保や看護体制の充実など、ソフト面の整備にも取り組みながら、センター機能の強化を図ることとしております。その中で、ドクターカーの運用につきましても、運行時間の拡大などにつなげていきたい、そういうふうを考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。本県の医療圏を勘案したときに、県北地域にもドク

ターカーの配置が必要だと私は思います。県立延岡病院に救命救急センターができましたが、ここに配置が望まれるところでありますけれども、その配置へ向けた計画がありますでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立延岡病院では、昨年3月に、ヘリポートを備えました救命救急センターの整備を行ったところでございます。本年度のドクターヘリ及び防災ヘリによる救急搬送件数は、1月末の時点で77件と、救急患者の受け入れを中心に昨年度の2倍を超える状況となるなど、県北地域の救急医療の確保・充実に寄与しているところでございます。ドクターカーの導入は、救命率のさらなる向上を図る上から導入が望まれるところでございますが、延岡病院の医師が十分に充足されていない現状では、早期に導入することは難しい状況でございます。今後とも、救急専門医等の医師確保に引き続き努力しまして、救命救急センターの一層の充実・強化に努めてまいり所存でございますが、その中で、ドクターカーの導入につきましても検討していくことになるかと考えております。

○高橋 透議員 ぜひよろしくをお願いいたします。

次に、自殺対策についてお尋ねをしてみたいと思います。

地域で見守る「こころの健康サポーター」養成事業というのがありますが、「こころの健康サポート」協力店ということで、理容院——床屋ですね——と美容室に要請する取り組みでありますけれども、日ごろの接客の中で地域の見守りをしていただくという事業なんですけれども、自殺対策を社会全体で取り組むということで、本当にいい事業だと思っています。気づ

く、きっかけづくりは、いろんなところで展開していくべきだというふうに私は思っています。例えば、不特定多数の人が利用されるコンビニですね。今、郵便から全てを賄えるところになりましたけれども、ここに「こころの電話帳」を置かせていただく、あるいは啓発用ポスターを張らせていただくとか、そういった取り組みも大事であると思いますが、今後の県の取り組みをお尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 自殺対策におきまして、自殺防止への意識啓発が重要であることから、鬱病などについての研修会を開催いたしますとともに、各種相談窓口を掲載した「こころの電話帳」を全世帯に配布したところでございます。また、3月の自殺対策強化月間に、各種メディアを活用した啓発等も行っておりますが、今年度は、多くの県民が利用するコンビニエンスストアなどにも啓発ポスターを掲示することとしております。自殺対策は、行政、民間、地域などが一体となって取り組むべき課題であり、特に、多くの店舗を有し、県民に身近なコンビニエンスストアなど情報発信効果も期待できる事業者等との連携も図りまして、積極的な啓発に努めてまいりたいと思っております。

○高橋 透議員 行政、民間、一体となって今後も自殺対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

次に移りたいと思います。観光振興対策についてお尋ねをしてみたいと思います。

観光庁の統計によりますと、2012年、本県のビジネス客を含む年間宿泊客数は、延べ363万人泊、全国で37位、これは沖縄を除いてありますが、九州7件で6位。アクセスに恵まれない立地条件があるにしても、隣接する3県と比べ

で250万人泊以上の差があります。そこで、知事が推進してこられました県民100万泊運動は、どのように成果が出ているのか伺います。

○知事(河野俊嗣君) この100万泊県民運動がありますが、宮崎の魅力を支元から見詰め直すということ、県内の観光、また地域間交流の促進を図る取り組みとして進めてきておるところであります。これまで、市町村や民間団体と連携しながら、県民が実際に地域に足を運んでいただくきっかけとなりますように、観光地やイベント開催など旬の情報を幅広く発信しますとともに、観光資源の磨き上げや県内の旅行商品の開発、また、農家民泊などグリーンツーリズムの推進など、県内の交流人口の増加につながるさまざまな施策に取り組んできたところでもあります。

こうした中、今年度は、観光関係団体によりまして、県民向けの初めてとなる大型宿泊キャンペーンが実施されたところでありまして、県内の周遊観光の促進に向けて、民主体の新たな取り組みにつながったことは、一つの成果、前進ではないかというふうに考えております。これは行政としてもしっかり取り組んでいくわけですが、やはり官民連携して、県を挙げて、また県民の意識づけに息長く取り組んでいくこと、これが非常に重要なことではないかなというふうに考えております。

この輪をさらに大きく広げ、経済効果や幅広い地域への波及効果をもたらすために、県内の周遊性が高まる東九州道の延岡―宮崎間の開通を絶好のチャンスと捉えまして、「地産地消の県民運動」、また「中山間地域をみんなで支える県民運動」とも連動させながら、引き続き、効果的な取り組みを展開してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いろいろ努力はされてきてはいらっしゃると思います。ただ、結果がなかなか出ていない。本当に残念なところなんですけれども。観光立県と言っていますよね、これでは観光立県と堂々と言える状況にはないと思いますので、いろいろと厳しい面もありますが、一歩ずつ、おっしゃったように、後からも言いますけれども、チャンスが来ていますよね。しっかりと捉えていただきたいと思っています。

そこで、古事記編さん1300年、きのうも出ていましたけれども、私も、いま一つ盛り上がりを見せないままに何かあるような状況で、非常に心配しているんです。私ども観光振興議員連盟とホテル旅館組合との意見交換会を毎年やるんですが、そこで聞かされたことに、「この事業、いいですよ。ただ、予算をしっかりとつけましょうよ」と。「それと仕掛けですよ、ここも大胆にやりましょうよ」と。もうやっていたらっしゃるんでしょうけれども、ホテル旅館組合の方々との意見の違いも若干あるようです。そこで、古事記は1300年たちました。あとは日本書紀編さん1300年が当面あるわけなんですけれども、古事記が終わって日本書紀、ここに向けての宮崎ならではの対策、大きな予算で大胆な取り組みをやるべきだと思いますが、商工観光労働部長にお考えをお聞きします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 本県には、各地に多くの記紀ゆかりの神話や伝承が伝えられ、大きな宝の一つである神楽が生活の中に溶け込んでおり、このようなことを本県の特徴や強みと捉えてアピールしてまいりたいと考えております。日本書紀編さん1300年の節目であり、記念事業の最終年に当たる2020年は、東京オリンピック・パラリンピックの年でもあ

り、国としても、全国各地で文化イベントも開催すると聞いております。このことは、我が国の歴史や文化を再認識するとともに、世界に発信する絶好の機会でもありますので、そのさまざまな効果を最大限に生かせるよう、アイデアを出しながら、宮崎ならではの特色のある事業展開を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 大きな声で気合の入った答弁で、意気込みを感じました。頑張っていたきたいと思います。来年度は、知事もおっしゃいましたように、北九州まで開通する東九州道に大きな期待が持たれるのであります。知事もおっしゃっていますよね、「今あるものをみがく、つなぐ、まわす」。全体に、こういうことで、都市間競争も激しくなりますけれども、東九州の時代、このタイミング、チャンスをしっかり生かす取り組みを、商工観光労働部長、一緒にやりましょう。

そこで、修学旅行誘致対策をまたここで申し上げていくわけですが、定着すれば確実な宿泊数というのが見込めるんですよ。ところが、なかなか一步前を出ていらっしやらない。我が会派の田口議員が昨年6月に質問していますよね、東海小学校の例を挙げて。非常に評判がよかったということで紹介がありました。この取り組みをどう広げていくかということで質問されたんですが、25年度の取り組み状況を含めて、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 東海小学校は、平成24年、25年、連続で宮崎県内で修学旅行をされています。その取り組みにつきましても、修学旅行の決定というのが、狙いとか意義を踏まえ、安全性とか費用、そんなものに配慮しながら、保護者の理解を得て、決定する主体は市町村教育委員会や各学校であるということをお尋ねします。

まして、実はこれまで、市町村の教育長へ紹介するとともに、校長会や市町村教育委員会が実施する教職員研修会などにおいて紹介させていただきました。今後とも、いろいろな機会を捉えて紹介させていただこうと思います。

○高橋 透議員 平成25年度は広がっていませんでしたね、今の最後の小さな声からすると。中学校は無理にしても、小学生レベルでは、県内の修学旅行というのは可能だと私は思うんですよ。これはやっぱりやるべきであって——というのが、例えば高校を卒業する子供たちというのは、進学あるいは就職にしても、多数の子供たちが東京を中心に出ますよね。彼らは多分聞かれると思うんですよ。「高千穂っていいところですね。どんなところですか」「行ったことないから知らない」ということになっているかもしれませんよ。私も考えてみますと、高千穂に子供を連れていきましたけれども、多分幼少のころだから覚えていませんよ。そういったところで、やっぱりこの取り組みは大事な取り組み。後々またこれは波及する。市町村教育委員会が決める、学校が決めるということになってはいますが、ぜひ、そこを何とか工夫して広めていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、航空ネットワークの活性化についてお尋ねします。韓国の釜山の観光客も来ているわけですが、大半は福岡経由ですよ。実はその周辺のゴルフと観光で終わっているようでもあります。なかなか宮崎まで多くの方が足を運んでくれないという現状もあって、釜山周辺部——釜山自体は350万人の人口らしいですけども、その周辺部を入れると500万人ぐらいの人がいるということで、大都会であります。ぜひ、ゴルフ客などの多くの観光客を呼び込むため

に、例えば、韓国釜山など国際定期便のない空港からのチャーター便は、海外からの誘客につながると思いますが、県としてどう考えていくのか伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 本県におきましては、これまでも、本県との間で国際定期便がない釜山や香港、中国などからのチャーター便の誘致について、旅行会社等へ働きかけを行ってきたところであり、釜山からのチャーター便につきましては、過去3カ年の合計で39便の実績となっているところであり、県といたしましては、引き続き、釜山を初めとする国際定期便がない都市からの誘客促進につきまして、チャーター便の活用も視野に入れながら、積極的に旅行会社等へ働きかけを行っていきたくと考えております。

○高橋 透議員 ぜひよろしく申し上げます。

次に、東アジア観光誘客及び県産品の推進に絡んで質問します。東アジア経済交流戦略——現地に駐在員を置いて、相手国の商慣習とか消費者ニーズに的確に対応していく取り組みでありますけれども、その意味では、今回のネットワーク事業は期待が持てるものであります。以前はソウルに駐在員が配置された経緯があるわけですが、今、配置されておられません。CLAIRによる派遣でありますけれども、独自で職員を配置することも、東アジア戦略を考えたときに必要だと思っておりますが、どう思われるのかお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 韓国は、関税障壁が高く、農産物等食品の輸出には制約が多い一方で、本県との定期便がある強みを生かした観光誘客、戸建て住宅向けの木材の輸出などが見込まれますことから、東アジア戦略を進める上で重要な国の一つと位置づけておりま

す。このため、観光誘客や物産の販路拡大等の取り組みを強化している自治体国際化協会（CLAIR）のソウル事務所に、平成25年度から県職員を1名派遣するとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）や日本政府観光局（JNTO）といった機関とも連携を図りながら、韓国からの観光誘客や本県からの木材輸出等を推進しているところであります。韓国における駐在員につきましては、平成13年度にソウル事務所を設置し、約10年間にわたる現地機能を生かした取り組みにより、民間主導での活動が一定程度定着したものと判断し、平成22年度に閉鎖したところであり、今後、関税障壁や農産物輸出制約の緩和といった情勢の変化等を見きわめていく必要があると考えております。

○高橋 透議員 1月に観光振興議員連盟で大変お世話になりましたが、今おっしゃいましたソウルに派遣されている職員の方は、大変勉強されていまして、ガイドさんよりも詳しいんですよ。非常に相手国との人間関係もつくっていらっしゃると思います。ただ、いかんせん専従じゃありませんよね。宮崎が派遣している駐在員じゃないから専従じゃありません。そういう意味では、駐在員を置いて今後の展開を見きわめていただきたい。絶対、想定以上の利益をもたらすと私は思いますから、今後検討していただきたいと思っています。

それでは、農林水産業振興についてお尋ねをしてみたいです。

昨日も質問がありました農地中間管理機構支援事業であります。今までも、話し合いで農地の集積はやってきました。ただ、今45でしたか、44、そのぐらいの集積率なんですけれども、残っている農地は、恐らく条件不利、条件的に不利な地域だけがなかなか話し合いでまと

まらないというのが実態じゃないかと私は推察するわけです。こういった話し合いでまとまらなかった農地を今後、集積に向けて事業を進めていくわけですけれども、今回の機構事業で農地集約が果たして進むのでしょうか、そのことをいま一度お答えください。

○農政水産部長（緒方文彦君） これまでの農地集積は、農地の出し手と受け手の個別の相対協議を基本としていたため、条件の不利な農地では、受け手が見つからないという状況もございました。今回の仕組みは、公的な機関である農地中間管理機構が介在することで、地域全体の農地の流動化を目指すものであり、地域でまとめて農地を機構へ預ける場合には、集積協力金が交付されることになっております。県といたしましては、この仕組みを十分活用しながら、地域の話し合いの中で、個々の農家では守れない条件が不利な農地も含めて、利用権を設定できる集落営農組織の法人化とともに、多様な担い手の確保について、市町村等関係機関・団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私は、条件不利な中山間地域などの農地、ここはやっぱり別の支援策をつくらないと、なかなか買い手もないというふうに思ったりするわけで、そこが一つの大きな課題だと思います。県としてどう取り組んでいかれるのか、いま一度、答弁を求めます。

○農政水産部長（緒方文彦君） 機構事業の基本は、農地の出し手と受け手のマッチングを図りまして、農地の集約化を目指すものでございますが、県内各地域の実情に対応した取り組みが重要であると考えております。このため、県といたしましては、関係機関・団体と協力しながら、平成26年度は、各市町村ごとにモデル的

に取り組む地域や集落を選定いたしまして、事業の検証等を行うことにしております。これら生産現場での取り組みによりまして洗い出されたメリット・デメリット等を十分精査しまして、さらに必要な対策等については、国に対し機会あるごとに提案してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 出し手と受け手のマッチングは、限界があると思うんですよ。だから、繰り返しますけれども、条件不利な農地というのは、何か別な手だてをしないと、なかなかまとまらない。だから、今答弁されましたように、そういうところの財源も含めて、国に今後要望していただきたいというふうに私は思います。

地方負担についてお尋ねしますけれども、当初、報道されたときには2分の1だったのが3割になって、農地の集約度合いによっては、最高5%まで地方負担が圧縮されるということで、きのうも答弁があったわけですが、私は、これは全額国庫負担だというふうに思っています。5年で見直しということではありますが、これを前倒し、ここを迫ってでも地方負担をなくすことをすべきじゃないか、部長に答弁をお願いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 国におきましては、農地集積協力金等は国の定額補助を基本とする中で、機構運営事業の一部は県の30%負担としておりますが、機構事業の実績に応じて、御質問の中にもありましたとおり、5%まで軽減する制度としております。しかしながら、農地中間管理機構による担い手への農地集積は、我が国農業を成長産業にすることを目的として打ち出された国の新たな産業政策でありますことから、地方の財政状況にかかわらず、国の責任のもとで、着実に推進すべき取り組み

と考えておりますので、さまざまな機会を捉えながら、さらなる地方負担の軽減を求めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、米の関係でお尋ねしてまいります。日本穀物協会による「米の食味ランキング」が先日発表されましたが、2013年産米の食味ランキングで、食味がすぐれているとされる「特A」の評価が38を数えたいです。昨年が29ですから、またそれを更新したということではありますが、残念ながら、本県産米は選ばれていないんですね。隣の鹿児島は選ばれていました。この食味ランキングの選考方法について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 日本穀物検定協会によりますと、食味ランキングにおける選考に当たっては、県の奨励品種で、栽培面積が一定以上の品種等について、検定協会の専門評価員20名が、外観、味、粘り、かたさなどについて、基準となる米穀と比較し評価すると聞いております。その食味の総合評価の結果、基準米よりも特に良好なものを「特A」、良好なものを「A」、おおむね同等のものを「A'」などの5段階で評価し、食味ランキングとして取りまとめ、毎年ホームページ上で発表されているところでございます。

○高橋 透議員 例えば、えびのの真幸米、おいしいですよ。評判はいいですよ。なぜ選ばれないのかなというふうに非常に疑問を持ったのは、私だけじゃないと思うんですね。そこで、宮崎の米が選ばれない要因は何なのか。また、日本穀物協会による米の食味ランキングは、公的じゃないにしても全国的に注目されているので、テレビにも出るし、ブランド化にも

つながりますから、特Aランクに選ばれる米づくりに力を入れるべきだと考えますが、今後の取り組みをお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県では、出穂期以降の高温や台風の襲来などの気象条件によりまして、玄米のたんぱく質含量が高くなって、食味・品質が低下することが懸念されます。このような中で、県では、高温による障害を回避するために、栽培時期をおくらせるとともに、高温条件下であっても食味・品質のよい新品種であります「夏の笑み」や「おてんとそだち」などの普及拡大に努めているところであります。また、今年度からは、これらの品種を活用した展示圃場を各地域に設置し、特Aランクを取得するための安定的な高品質・良食味米の生産技術の構築に取り組んでいるところであります。

県といたしましては、これらの取り組みを進めることで、「商品価値の高い売れる米づくり」を基本に、宮崎米の食味・品質について広くPRし、県産米の有利販売とブランド化につなげてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 宮崎産米が特Aにならなかった理由は、あんまり今おっしゃらなかったというふうに思うんですが、部長、来年は特Aをとるということの意気込みを私は承りましたので、ぜひ頑張ってくださいようお願いいたします。

先ほど、私は、情緒障害児短期治療施設の中で、京都府綾部町と申し上げたようですが、綾部市の間違いですので、訂正いたします。

次に、「地理的表示の保護制度」というのがありますが、2015年導入を目指していると伺っています。この「地理的表示の保護制度」は、産地名をブランドとして登録、保護する取り組み

みでありますけれども、国内戦略から世界戦略へと農業の競争力を高める有効な取り組みじゃないかと考えます。本県としても、制度導入後、対応できる準備が必要だと思います。制度の内容について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 「地理的表示の保護制度」とは、国際協定において、知的所有権の保護を目的に——簡略化して申しますと——「社会的評価が高い商品が、ある地域の気候や風土、培われたノウハウや伝統などと結びついている場合に、その地域名を冠した表示の使用をルール化する制度」とされております。この制度のあるEUの例を挙げれば、イタリアの「パルマハム」は、パルマ地方の乾燥した気候と独特の伝統的な製法により、まろやかな甘みと独特の芳純な香りなどが特徴になっておりまして、この「パルマハム」という呼称が、地域ブランドとして保護の対象になっております。日本におきましては、現在、政府において立法に向けた検討を進めていると承知しておりますので、その検討状況を注視してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 イタリアの「パルマハム」、私は知りませんが、シャンパンはわかりやすいですね。シャンパーニュのシャンパン、これは日本では名前をつけられないですよ。日本で使うとすれば、スパークリングワインということになります。そういう意味だと思いますが……。日南の飴肥には、飴肥天という甘くてんぷらがあります。厚焼き卵があります。スイーツ感覚の飴肥の厚焼き卵は、全国的に珍しく、大変個性がある商品だと思うんですよ。日南といえば、飛び切り甘いしょうゆがあります。漁師町の大堂津には、そのしょうゆ

の蔵が4軒あります。狭い町に4軒もあるというのは珍しいということではありますが、しょうゆマニアの安住アナウンサーがお見えになったと聞いています。内田副知事もおいでになったとお聞きしますが、率直な御感想をお聞かせください。

○副知事（内田欽也君） 私も東京におりましたときに、安住アナがその話をされていたことをラジオの放送でお聞きし、実は以前から大変興味を持っていたところでありまして、昨年12月に伺わせていただいたところでございます。実際伺ってみまして、このつくり方も、脈々と受け継がれた伝統的な手法で、手づくりで、しっかりと丁寧におつくりになっていらっしゃるということ、また、伺ったときの温かいおもてなし、このあたりにも非常に感銘を受けたところでございます。近年、着地型観光という取り組みが大変注目されておりまして、日南市でもその取り組みを進めていらっしゃるというふうにお聞きしているんですけども、そういう観点からも、観光資源としても大変魅力的なものになる得るのではないかと考えているところでございます。

○高橋 透議員 ありがとうございます。この大堂津のしょうゆの蔵が4つもあるよというのは、私、実は副知事から——私は知っているんですけども、別にという感じですよ。ずっと知っているわけですから。やっぱり外から見るとすごいんだなということのありがたさを感じましたが、今のしょうゆの話は、油津のまちづくり団体のNIC21が、冊子にして何か今つくっているようでありますから、これも一つきっかけになったと思うんです。地域づくり、活性化になりますよね。磨き上げは地元がしますけれども、後方支援は行政ですから、ぜひ今

後とも、お知恵をかしていただきたいと思いません。

次に、尖閣諸島周辺海域における漁業被害対策についてお尋ねします。沖縄県には100億円の基金が準備されているようであります。本県のマグロはえ縄漁船が被害に遭ったときの救済策はどうなっているのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 尖閣諸島周辺海域では、いずれも原因者が特定はされておられませんけれども、平成20年から24年の間に、本県マグロはえ縄漁船の漁具の破損や喪失が13件発生いたしております。このため、国の平成25年度補正予算におきまして、漁具被害が発生した際の救済措置に係る基金が、29億円から50億円に積み増しされるなどの対策がとられたところであります。県といたしましては、これらの対策が円滑に運用されるよう、国及び関係団体と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 漁師の方々の話を聞くと、やっぱり言葉の壁もあるわけですよ。実際に事故に遭うと、そこでなかなか話もできないということもあって、いろいろトラブルは根が深いようですが、昨年1年間は、実は日南のマグロはえ縄船、漁を見合わせていたということもあるわけで、ことしはもう待てませんよということでもありますから、そういうことがあったときには迅速な対応をお願いしたいと思えます。

次に、さかなビジネス強化・拡大推進事業と食品衛生についてお尋ねしてまいります。鮮魚は、農産物と違って売り方に制約がありますよね。いわゆる食品衛生法で厳しく規制されておるわけですが、特に本県のこの条例については、厳しい内容と言われています。しか

し、これまで屋外イベント等では鮮魚は売れませんよというのを変えていただいたようであります。昨年10月に、条件つきで認めていただくようになりました。条件とは、冷蔵庫の必置義務であります。ということは、電源が必要ですよ。いつでもどこでもということにはならない課題もあります。県として、この課題を解決するためにどのような支援が考えられるのか、農政水産部長、お答えください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 漁業者による水産物の直接販売は、漁家所得の向上の観点から、重要な取り組みであります。特にイベント等での販売は、多数の人々が集まる絶好の機会でありまして、県産の水産物のPRにもつながりますことから、より多くの漁業者が参画した取り組みが行われることが必要であると考えております。このため、県といたしましては、関係市町村との連携を図りながら、漁協系統団体等が行う取り組みにおきまして、参画する漁業者の負担軽減など、鮮魚販売が円滑に行われるよう支援してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。屋外イベント等での露店販売において、冷蔵庫の必置義務ということではありますが、10度以下の温度を保てということのようでもあります。氷が十分に入ったクーラーボックス、これじゃだめですかということもあるわけですよ。時間制限なんかを設けて、一定の条件で不要とするなど、将来的にはこの辺を緩和するような検討はできないのか、福祉保健部長、御答弁いただきたいと思えます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 屋外イベント等における鮮魚販売でございますが、お話のように、昨年10月に一定の条件——これは具体的には、常時、確実に温度管理のできる冷蔵設備

の設置でございますが——のもとに、基準の緩和をいたしました。食の安全・安心の確保というのが、私どもとしては第一と考えておりますので、現時点におきましては、冷蔵設備の設置等の義務づけをさらに緩和することは困難でございますが、今後とも、食品に対する衛生管理技術の向上などを把握しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いろんな条件が緩和されれば、西諸、北諸あるいは入郷とか西臼杵とか、この辺で鮮魚販売が活気よくできるんですよ。いろんなハードルは高いかもしれませんが、知恵を出していただいて検討をお願いしたいと思います。

次に、防災対策と社会資本整備についてお尋ねします。

高速道、きのうもお話しをいただきました。東九州自動車道延岡一宮崎間が開通間近となります。来年には北九州までつながるわけで、本県はもちろん、東九州全体が盛り上がっております。この盛り上がりを持続・継続することが大事なことでありまして、開通効果を最大限に引き出して、県南、いまだ開通のめどが立っていないところの早期整備に弾みをつけていただくと大変ありがたいことでもあります。県として今後どのように取り組まれるのか、答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） この県南区間ではありますが、事業中の清武南一北郷一日南間では、北郷一日南間が平成29年度開通予定など、鋭意整備が進められているところであります。また、未事業化区間の日南一串間一志布志間では、現在、新規事業化に向け、地域の皆さんの意見をいただきながら、計画段階評価の手続が進められております。そのような中、昨年7月と9月

に串間市で開催された総決起大会に私も出席しました。ともに1,000名を超える大変熱気にあふれる沿線住民の皆様の熱い思い、これは国土交通省の道路局長も出席しておられましたが、大変驚いておられました。伝わったなという思いがしたわけでございますが、早期整備に向けて、沿線の皆さんのこういう熱い思いが力になるんだということを確認したところでございます。今後とも、私我先頭に立ちまして、県南区間の早期整備を、県議会の皆様を初め県民の皆様と一体となって、国に対し強く訴えてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 昨日は、松村議員のほうから、今度は延岡一宮崎間開通後の4車線化の話が出ましたが、私どもとしては、もう4車線化の話ですかということで、ちょっと卑屈にはなりましたけれども、前向きに、ともに県南までつながっていくことを、一緒に、その決意を申し上げておきたいと思います。

次に、漁港・港湾等におけるプレジャーボートの放置問題を解決するため調査、未納者対策、環境対策を行っていただけますけれども、その整備状況について伺ってみたいと思います。あわせて、既に納付が始まっているところもあります。このプレジャーボート所有者から、不平とか不満の声も聞かれます。どのように対応していかれるのか、お尋ねします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 漁港・港湾におけるプレジャーボート対策につきましては、係留場所をめぐるトラブルや防災等の問題に対処するため、県内合計38港のうち34港、約9割の港で対策を講じておりますが、議員御指摘のとおり、さまざまな御意見をいただいておりますので、地元説明会や個別の説明を通して、御理解をお願いしているところでございます。未

実施の港につきましては、係留施設の確保等の問題もありますことから、関係部署・関係機関と連携を図りながら、地元調整も十分にを行い、対策を講じてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 お待たせいたしました。教育問題であります。

教育委員会改革をめぐる与党協議が大詰めを迎えているようですが、大きな改革の一つは、首長の権限強化あるいは教育長と教育委員長を一元化した代表教育委員の新設などがあります。なお、全国知事会は、この教育委員会制度の改革案に対する意見書を出されているようであります。内容は、首長を教育行政の最終責任者とすることや、国の関与強化を行わないことを主張されています。今議論されている教育委員会制度の改革は、教育の中立性への懸念があります。知事、教育委員長へ、それぞれ見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） この教育委員会制度改革、いろんな議論がなされておるところであります。知事会としては、そのような形で意見が出された、総意として整理をしたところではありますが、本県における今の運用を考えますと、現行の制度の中で、知事と教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら、連携協力して教育行政の充実に取り組んでいるものと認識しております。今後、国の制度設計がどのような形になるのかわかりませんが、私としましては、教育行政においては、政治的中立性、継続性、安定性というものの確保が大変重要であり、教育委員会制度につきましては、その制度をどう生かすかということが大事であろうと考えております。

○教育委員長（齊藤和子君） 本県教育委員会におきましては、定例会等において十分な議論

を行うとともに、知事、副知事や公安委員、市町村教育委員との意見交換や学校現場の訪問等に積極的に取り組むなどしているところであります。私といたしましては、どのような制度であっても、子供たちのための学校教育はもとより、あわせて社会教育などの充実にも努めるなどし、よりよい教育行政を進めていくことが何より大切であり、与えられた役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 教育長への罷免権と中立性の確保が一つのポイントとなるわけであって、地方自治法では、第163条で、「副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる」、一方、現行の地方教育行政法では、罷免権は第7条で、心身の故障、非行、職務上の義務違反がある場合に罷免することができるとなっているわけです。同じ特別職でも教育長は、政治的中立性から安易に罷免できないという、そんな縛りがあるわけですね。私は、いろんないじめの問題への対応でこの話題が起きたように思うんです。教職員の多忙化が言われていますが、こういったところは改善されていません。あるいは、学校内の風通しはどうですか。全てとは言いませんけれども、校長がすごくワンマン、いわゆる批判勢力がないがために校長がワンマンで、なかなか風通しがよくない。あるいは、今度は学校と教育委員会との関係で、私はこんな話を聞きました。ある技術職員が私に教えてくれたんですけども、教育委員会が学校に見えた。玄関で校長が挨拶する。そこで終わらずに、校門まで走って行って、「ありがとうございます」、こんなことなんですよ。こういう関係は、やっぱりちょっといびつじゃないかなと思いな

がら申し上げておきたいと思います。改善すべきところはいっぱいあるんですよ、見直さないかんところは。そういったところをやるべきで、首長の権限を教育へ持ち込むことで、今起きている問題は解決できないということを申し上げておきたいと思います。

次に、高等学校の普通科については、平成20年に全県1区になりましたけれども、宮崎市以外の学校で定員割れが生じております。教育委員長と私の母校は一緒であります、日南高校、ピンチですよ。その総括を踏まえたものが、第2次の高等学校教育整備計画における中期実施計画に反映されていくのか、教育長に伺います。

○教育長(飛田 洋君) 平成25年度の入試における県立高校全日制課程の定員充足率は、全県下で96.5%でありました。これは、ここ数年、同じような結果となっており、県全体ではおおむね定員を充足しておりますが、定員を満たしていない学校もございます。このため、中期計画の策定におきましては、生徒数減に応じた適切な定員管理とともに、魅力ある学校づくりの推進を検討していきたいと考えております。例えば、生徒・保護者、地域のさまざまなニーズに適切に対応した新たな学科・コースの設置及び学科改編などの検討や、学力向上や質の高い専門教育の推進、キャリア教育の充実など、全県的・総合的な視野に立ち、検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 せんだって全日制の最終志願状況が出されていましたが、日南高校と福島高校の普通科の状況を見ると、定員割れがすごいです。これは計算してみると、3クラス分の人数どころか、80名を切っていますよね。これで2クラスになるのかなという心配もする

んです。その辺はどうなるんでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) 次年度のクラス編制につきましては、2次募集も今からあるんですが、仮に募集定員を下回った場合でも、募集いたしました定員に応じて決めております。したがって、例えば120名という定員の場合は、1学級が40名ということですので、3クラスの編制とすることにしております。

○高橋 透議員 だから、120名で3クラスだから、80名超えないと3クラスにならないというのがあるんでしょう。だから、78名だったら3クラスになるんですかということですか。

○教育長(飛田 洋君) 最初の定員ベースでクラスは決定しますということでございます。ですから3クラスです。

○高橋 透議員 わかりました。

時間がありません。土曜授業のあり方をお尋ねします。一部改正がありまして、市町村の判断で土曜授業をしてもいいということになったようですが、土曜授業の趣旨についてまず伺います。教育長。

○教育長(飛田 洋君) 土曜授業は、これまで、特別の必要がある場合に実施することが認められておりましたが、昨年11月に文部科学省が、学校の設置者である教育委員会が必要と認める場合は実施できるように、学校教育法施行規則の一部を改正したところであります。その狙いは、子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要であり、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら多様な学習の機会の充実を図ることができるようにする、とされております。

国が示しています土曜の教育活動には3つの形態があります。1つが「土曜授業」で、児童生徒の代休日を設けず、全員に対して通常の授

業を行うもの。2つ目が「土曜の課外授業」ですが、これは、学校が主体となって、希望者に対して通常の授業で扱わない教育活動を行うもの。それから、3つ目が「土曜学習」ですが、これは、NPOとか地域の方々などが、希望者に対してさまざまな活動を行うものであります。

○高橋 透議員 週40時間労働という決まりがあるんですね。だから、そこを超えると働くことができないんですよ。その条件整備とか、あるいは手を挙げている学校があるのか、お尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) 土曜日に通常の授業を行う「土曜授業」は、県内の公立学校では実施されておりません。県立高校では、学力向上や資格取得のための課外授業を実施したり、一部の市町村では、希望者を対象とした「土曜学習」を実施したりするなど、文部科学省の言う土曜日の教育活動と同様の趣旨の取り組みは行われております。次年度については、現時点で把握している状況では、県立学校で土曜授業を実施する予定はありませんが、小中学校では、モデル校などを位置づけ、試行的に取り組みたいと考えている市町村がございます。

土曜授業は、県または市町村の教育委員会の判断で実施できることとなっておりますので、年間を通じて実施する場合は、週休日の振りかえ規定の変更など、条件整備を行うことが必要であり、その準備に着手したところであります。県教育委員会では、今後、先進地の取り組みや有識者の意見も踏まえながら、土曜授業等について検討を進めていきたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしくお祈りします。

県立高校のエレベーター設置について、その

現状をお尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) 県立高校のエレベーターにつきましては、38校中6校に設置いたしております。設置されていない高校におきましても、階段での移動が困難な生徒が入学する場合は、段差解消などの施設面での整備を行うとともに、教室の配置がえや職員等による介助、階段昇降車の配備など、運営面での体制を整えることで対応しているところでもあります。そうした対応でも学校生活に支障を来す場合には、エレベーターの設置を検討してきているというところでございます。

○高橋 透議員 特別支援学校のエレベーター未設置対策もあるんですが、日南くろしお支援学校だけがまだなんですが、答弁ください。お願いします。

○教育長(飛田 洋君) 子供たちが安心して、安全に学校生活を送ること、そういう施設環境を確保することは大変重要であると考えており、これまで特別支援学校におきましては、必要に応じてエレベーターやスロープ等の整備を行ってまいりました。御指摘の日南くろしお支援学校につきましては、これまで教室の配置がえなどで対応させていただいたところでありますが、今後、エレベーターの整備を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 警察行政について。

交通事故が近年増加傾向にあります。交通安全対策に尽力されている交通安全協会が果たしている役割は大きいと思います。警察本部長に答弁を求めます。

○警察本部長(白川靖浩君) 一般財団法人宮崎県交通安全協会は、民間の交通安全活動の中核として、県民を交通事故から守る上で重要な役割を果たしているものと考えております。特

に、交通安全協会の交通安全指導員の方々は、登校時間帯における通学路での街頭指導を初め、幼稚園、保育所、学校、高齢者クラブなどでの交通安全教室、さらには、高齢者宅を訪問しての交通安全指導などの、きめ細やかな活動を行っていただいております。警察としましては、今後も、交通安全協会の重要性に鑑み、より一層、連携、協働してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 大変御貢献いただいている割には、指導員の方々の待遇が悪いんですよ。勤続5年以上で13万9,650円です。5年以上ということは、30年の人も一緒なんです。やっぱり、この辺はしっかり改善していくようにやっていかないといけない。そのためには、補助金が裏づけとしてあるわけでしょうけれども、その辺も足らなければ要求する、そのことの対応もお願いしたいと思います。

時間が来ました。以上で県民連合宮崎の代表質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。お昼の眠い時期でございますが、最後までおつき合いいただきたいと思います。公明党県議団始まって以来かもしれないんですけど、きょうは傍聴席にお客様を迎えることができま

した。最後まで元気いっぱい質問していきたいと思っておりますので、どうか執行部の皆様、明快な御答弁、よろしくお願いいたします。

公明党県議団を代表して質問をいたします。

知事4年目の県政運営についてでございます。

知事より、26年度に向けての県政運営の基本姿勢をお聞きいたしました。河野知事におかれましては、よくぞ口蹄疫から逃げず、県勢発展のため尽力してこられました。率直に評価いたします。

まずは、所信の中で、特に県内経済や雇用の回復に精力を傾けたとありましたが、その成果と最終年度の意気込みについてお伺いします。

県財政を支える、みやざき行財政改革プランの最終年度となりますが、県総合計画の基本目標である「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を支える持続可能な行財政基盤の確立が基本理念として掲げられています。平成26年度は、みやざき行財政改革プランに基づく行財政改革の最終年度となっておりますが、知事の所感をお伺いいたします。

今回の予算案に対して、有識者は、「異なる担当課が似たような事業を実施しているなど非常に無駄が多い」、さらに、「コスト削減や県民の利便性向上のためにも効率化すべきだ」と指摘しております。公明党推進の一つの改革に、公会計制度の改革がございます。現在の自治体の会計では、地方自治法に基づき、単年度の収入と支出を現金の動きとして、現金主義の単式簿記により予算と決算の手続を行うことになっております。しかし、この単式簿記・現金主義会計は、財務会計としては不備があるとして、企業会計ではほとんど使用されていないのが現実です。こうした公会計の欠点を是正し、

財政の見える化を進めるもので、具体的には、複式簿記・発生主義会計の導入の取り組みでございます。現在、総務省が指針を出している総務省方式改訂モデルは、単式簿記・現金主義会計を決算後に読みかえる方式であるために、この課題に十分に答えることが到底できない仕組みになっております。東京都では、現在、複式簿記をシステム化し、都全体のデータを会計別、局別、部別、さらには事業別にまで落とし込み、貸借対照表や行政コスト計算書を作成しております。これにより、一つ一つの事務事業を客観的に評価し、事業の見直しを行うことができるようになっております。このシステムは、将来の維持管理費用の評価や効率的な投資計画策定の見える化につながると考えますが、公会計改革の推進について、知事に、どう思われるかお伺いいたします。

26年度重点施策として、人財、産業、地域づくり、そして地域経済活性化、防災対策特別枠等挙げられています。特に地域経済対策についてでございます。

先日、日本総合研究所より、2014年版47都道府県幸福度ランキングが発刊されました。第1位は福井県、宮崎県は30位でした。ただ、これは2010年から2012年のデータを用いていますので、宮崎にとって厳しい時期であったことは考慮しなければならないと考えます。60の指標で比較されていましたが、総評を見ると、「ゆったりした時間が流れ、心和やかな宮崎」とし、「個人の積極的な取り組みを通じて健康が保持されている」「精神的に安定した生活を支える教育が行われている」と評される一方、「1人当たりの県民所得45位」「信用金庫貸し出し平均利回り46位」等で、「それらを支える生活基盤とともに、地域産業・経済の活性化が図ら

れることが期待される」とありました。ここからも、本県の26年度施策の視点として、地域産業・経済の活性化が重要であることが示唆されているのではないかと考えます。

3月16日、いよいよ東九州自動車道日向一都農間が開通いたします。先日開催された「東九州の新時代」創造シンポジウムで、地域振興を考えるさまざまな提案がなされました。しかし、その取り組みが、残念ながら、地域振興のかなめであるはずの関係事業所、観光事業所、物流事業所の対応策につながっていないことが、県の実施したアンケートで明らかになりました。そこで、知事に、東九州自動車道開通に向けた取り組みが極めて低調であるとのアンケート結果をどのように受けとめ、今後どのように対応していくか、お伺いします。

次に、防災・減災対策です。

防災・減災等に資する国土強靱化基本法の成立を受け、巨大地震などの大規模災害が発生した場合に壊滅的な被害を逃れるための施策大綱が決定し、防災・減災の取り組みが本格的にスタートしようとしています。今後、政府にあつては、国土強靱化基本計画が作成されると同時に、県における計画策定の支援も開始される予定と聞いております。地域の事情を踏まえ、災害から生命を守る計画策定にしていかなければならないと考えます。そこで、国が示しているレジリエンス強化の考え方を踏まえた、県としての防災対策推進についてどう考えるか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、この3年間を振り返りますと、任期の

前半は、口蹄疫からの再生・復興に取り組む中、鳥インフルエンザの発生や新燃岳の噴火、さらには東日本大震災など、相次ぐ災害などにより疲弊した県内経済や雇用の回復に全力を傾けた2年間でありました。こうした中で、官民挙げた努力が実を結び、宮崎牛の日本一連覇達成や、東九州自動車道の一部区間の前倒しなど、本県の浮揚につながるチャンスが到来をし、任期後半となる今年度からは、復興から新たな成長へと県政の軸足を移しまして、成長産業の育成・加速化などにより本県産業や経済の底上げに、重点的に取り組んできています。

これらの取り組みによりまして、農業産出額が3,000億円台を回復したことを初め、産学官金によるフードビジネスの全県的な推進体制の構築、また、宮崎産キャビアの販売開始、メガソーラーや木質バイオマス発電などの整備、東九州メディカルバレー構想の進展など、徐々にその成果が見え始め、確かな手応えを感じているところであります。

任期の最後となる来年度につきましては、東九州自動車道の北九州までの延伸や、アベノミクスによる国全体の景気の回復傾向、さらにはオリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定といった追い風をしっかりと捉え、「東九州の新時代」の幕あけにふさわしい大きな飛躍の年とすべく、私が先頭に立ちながら、県民の皆様とともに宮崎の一層の浮揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、行財政改革についてであります。行財政改革につきましては、不断に取り組むべき行政課題であるという認識のもとに、これまでも、簡素で効率的な組織体制の見直しや適正な定員管理、財政健全化などに積極的に取り組ん

でまいりました。県におきましては、本格的な景気回復と揺るぎない産業基盤の構築に向けて、各種施策に取り組んでいるところでありますが、厳しい財政状況の中でこれらの施策を着実に推進するためにも、行財政改革はますます重要になるものと認識をしております。このため、みやざき行財政改革プランの最終年度となります平成26年度におきましても、引き続き、限られた人員と財源を最大限に生かしながら、県民の求める行政サービスができますよう、しっかりと行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公会計についてであります。公会計制度改革は、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することによりまして、現行の予算・決算制度を補完するものであり、本県におきましても、総務省方式改訂モデルに基づき、発生主義の考え方を取り入れた貸借対照表や行政コスト計算書などを、毎年度の決算ごとに作成の上、ホームページ等で公開をしているところであります。また、複式簿記につきましては、事業別や施設別といったより細かい単位でのコスト分析などを可能にするものでありますが、多額のシステム改修経費を要するといった課題もあることから、その導入時期等につきましては、総務省の研究会で今後さらに検討されることとなっております。したがって、今後の研究会における検討内容なども踏まえつつ、引き続き、本県における公会計の改善や充実等を図ってまいりたいと考えております。

次に、東九州自動車道開通に向けた取り組みについてであります。御指摘のアンケート調査は、東九州自動車道の開通が県内の産業や交通体系に及ぼす影響を把握するため、県が実施をしたものであります。それによりまして、高速

道開通に向けた対応策を「とっていない」もしくは「必要ない」と答えた民間の事業者が、全体の約8割近いことが判明しまして、これには私自身も正直ショックを受けるとともに、大きな危機感を覚えたところでもあります。待望の高速道路という競争の舞台がようやく整い、これからは、それを官民一体となってどう生かし、県全体の活性化につなげていくか、今まさに正念場を迎えていると認識しております。これを最近、スキーのジャンプ台に例えてお話申し上げておるんですが、我々が待望の巨大なスキーのジャンプ台ができた。でも、できたことが目的、最終地ではないということでありまして、このジャンプ台を生かして、いかに高く美しく遠くに飛ぶか、そこがまさに我々が問われているところであるというふうに考えております。

県北地域におきましては、先日、私も視察をさせていただきましたが、「延岡花物語」のように、点在する観光資源をつなぎ、ストーリー性や回遊性を持たせた民主導の新たな仕掛けによりまして、県内外から多くの観光客を集めた事例もございます。あるいは、日向市が重点港湾細島港を核に、港湾機能やアクセス機能の強化、企業立地等に取り組んでいる事例など、高速道開通を見据えた創意工夫や努力の積み重ねが、地域の魅力向上や競争力強化につながっていくものと考えております。

県としましては、引き続き、各市町村とも連携の上、地域や民間事業者等が主体的に取り組む環境の整備を図りつつ、行政みずからも積極的に民間と協働しながら、「東九州の新時代」の創造に向けた大きなうねりにしていく、そういった攻めの姿勢で高速道の開通効果を最大限に発揮してまいりたいと考えております。

最後に、国土強靱化につきましては、昨年12

月に基本法が施行され、現在、地方への説明などが始まっているところであります。この法律では、事前の防災・減災と、迅速な復旧・復興に資する施策を総合的・計画的に実施することが重要であるという考え方のもとに、人命保護を最優先とすること、また、社会の重要な機能が致命的障害を受けずに維持されること、また、国民の財産や公共施設に係る被害の最小化に資すること、また、迅速な復旧・復興に資することなどを基本方針としておりまして、来年度初頭をめどに国が基本計画を策定することとなっております。

この計画は、今後、防災対策を含む各種政策の基本となりまして、都道府県では、これを受けて地域計画を策定することとなっております。県としましては、地震・津波や風水害等の災害に総合的に対処できますよう、こうした国の動向を注視しながら、その内容を踏まえた防災対策の推進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 知事におかれましては、県民が幸福を実感できるようなさらなる努力を惜しまないでいただきたいとして要望し、議論は委員会ですしたいと思います。

今回の予算案は、新規事業に人財づくりに関することが多く、将来を見据えた意気込みが見えると判断します。先般、私は、先ほどの都道府県幸福度ランキング第3位の長野県の、レタス生産量日本一、農家平均年収2,400万の川上村に調査に入りました。お会いした藤原村長の村政の最重点は、やはり人づくりでした。「周囲からは、川上村の農業は収入があるから後継者がいるとよく言われます。しかし、私は、地域づくりとは、基本的に人づくりだと思っています。だから、村では、下水道の整備促進、24時

間オープンの図書館、文化センターの設置、24時間の訪問看護ステーションなど、教育・文化・福祉分野のインフラ整備に力を入れてきました。川上村は、末永く野菜の産地であり続けたいと考えます。それには新たな産業を切り開く人づくりが必要です」と語られていました。これを参考にできるところを考えながら、宮崎の子供・若者・女性への支援についてお伺いしていきたいと思います。

まずは、子供支援について、教育長にお伺いいたします。宮崎の未来を担う児童生徒の生き方、ライフスキル、そしてキャリア教育が再度見直されているとお聞きします。特に、ともすると大学受験にウエートを置かれがちであった普通科高校において、大学の向こうにある社会を認識させようとする動きがありますが、普通科高校におけるさらなるキャリア教育の推進についてお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） キャリア教育は、自分の将来の生き方や働き方について、生徒一人一人が考えを深め、それぞれが自立した社会人、職業人となるための基礎を培うために、大変重要であると考えております。普通科高校において、進路意識や目的意識が必ずしも明確でない生徒が見られるという実態を踏まえて、これまで、普通科高校3校をモデル校に指定し、その成果を県内の高校に普及してきたところがあります。さらに、本年度は、普通科高校キャリア教育の担当者を県外のキャリア教育先進校へ派遣するなどの取り組みを行っております。また、来年度は、小・中・高等学校におけるキャリア教育の実践例などを載せたガイドブックを作成し、配付することを計画いたしております。このような取り組みを進め、本県のキャリア教育の推進を一層積極的に行っていきたい

と考えております。

○河野哲也議員 今後の取り組みに期待したいと思います。

文科省の報告によれば、通常学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育支援を必要とする児童生徒の割合は、6.5%であったことは御存じのとおりです。しかし、医学的な調査をしたら3%とも言われております。6,000人の調査をした、毎回私が出す研究団体のT O S Sは、10.8%としました。ここから言えることは、医師と連携しなければ解決できない児童は3%、あとの7~8%は、今、虐待による発達障がいがありますけど、家庭的な要因を除けば、教師側の指導法の工夫で改善されるのではないかと考えます。特に、教職員の専門性向上の支援をお願いしたいと思います。

自閉症スペクトラム等発達障がいのある児童に対して、関係機関の連携のもと、早期発見と相談体制の構築、早期からの支援の充実、そして教職員の専門性向上が大切だと考えますが、教育委員会の取り組みについてお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 発達障がいのある子供が、将来の自立に向けてその可能性を十分に伸ばすためには、早期に発見する、そして一人一人の違いをきちっと押さえる、個々の特性と発達段階に応じた支援が重要であると考えております。このため、本年度から、「「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業」において、医療、保健、福祉等の関係機関と一層の連携を図るための会議の開催や、早期からの支援の充実を図るため、小中学校の拠点校に高い専門性と豊富な経験を持つ教員を配置し、幼稚園、保育所や小・中・高等学校への巡回支援や研修に取り組んでおります。今後とも、障

がいのある子供たちが特性に応じた教育を受け、さらに伸びていけるよう、また、教職員が適切な指導・支援を行えるよう、専門性のさらなる向上や、幼児期からの一貫した地域支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 少しずつ県下に広がっているなど実感するんですが、先生方は今、混乱しています。どうかしっかりと支援していただきたい。それが子供につながるということでよろしくをお願いします。

佐賀・武雄市のICT教育を調査いたしました。武雄市は、子供たちがタブレットを使って家庭学習した後、学校でその復習をする「反転授業」を推進しています。家庭で予習したことについて子供たちが学校で話し合い、一つの形を導き出す、その積み重ねによって協働的問題解決能力が育つとしております。実際に算数の授業を参観させていただきました。私から見て、やはり課題はたくさんあるなと思いましたが、授業者、学習者がタブレットを学習のツールとして使いこなせたら、可能性が大きくなるなど実感しました。本県では、タブレットはやっと高等学校導入という段階ですが、県立学校における教育の情報化の今後の方向性についてお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 教育の情報化は、教育の質を向上させる意味で重要であると考えております。本県の県立高等学校では、本年度までに普通科高校を中心とする18校にタブレットと無線LANを整備し、実証研究を進めております。来年度は、専門高校と定時制・通信制高校に対しましても、同様に機器整備を進めることができるよう計画をいたしているところであります。今後は、機器整備に加え、その活用について

広く普及させることが大切と考え、これまでの取り組みにより蓄積された指導事例や成果を、県立高校はもとより、小中学校も含め、県内の学校で共有して、教員のICT活用指導力の向上を図り、授業の効率化とか授業の質の改善、そういうことに取り組んでいきたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ教員が追いついていく——もう子供は先に行っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、若者支援でございます。昨年9月の一般質問で、「9月を過重労働重点監督月間として、労働基準監督署等に寄せられた苦情や通報等をきっかけに、離職率が極端に高いなど若者の使い捨てが疑われる企業を把握し、監督指導を集中的に実施する。県は、宮崎労働局と連携しながら対応してまいりたい」と答弁されました。そこで、若者の使い捨てが疑われている企業について、宮崎労働局による過重労働重点監督の結果と県の取り組みを、商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 過重労働重点監督の結果であります。宮崎労働局によりますと、本県では、若者の使い捨てが疑われる県内67事業所を対象に、重点的に監督指導を実施し、このうち53の事業所で何らかの労働基準法違反があり、是正を指導したとのことでありました。違反の内訳としましては、労働時間に関するものが36事業所、賃金不払いの残業に関するものが18事業所で、重大・悪質な違反は確認されなかったと聞いております。国においては、来年度から新たに、ハローワークで受け付ける求人票に過去3年分の採用数と離職者数を記入する欄を設けたり、監督指導後も是正を怠った企業はハローワークで求人紹介をしない

という措置を講じるなど、対策を強化することとしております。県としましては、県内4カ所に労働相談窓口を設置しておりますので、若者の使い捨てが疑われる相談などに適切に対応してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ブラック企業に干されてしまった若者の声を聞くことがあるんですけど、何とかキャリアアップをして再度挑戦したいという声が大変多いと思います。国において、非正規労働者の待遇改善を促進する助成金、学び直しを支援する教育訓練を拡充していますが、県として制度の普及啓発にどう取り組むか、商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 非正規労働者が増加する中で、国においては、経済対策の一環として、正規雇用への転換や人材育成、処遇改善などに取り組む事業主に対する助成金を大幅に拡充するとともに、雇用保険法を改正して、資格取得など専門的・実践的な教育訓練に対する支援を強化することとしたところであります。県といたしましては、若者の雇用対策、とりわけ学び直しを含めたキャリアアップ支援は大変重要と考えておまして、国の制度が十分に活用されるよう、県の広報紙やホームページ等での情報提供に努めるとともに、「ヤングJOBサポートみやざき」で行いますキャリアコンサルティングの中で制度を紹介するなど、積極的に普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

○河野哲也議員 今後、人的な実態等も調査させていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

次に、女性支援です。昨日の代表質問でも指摘されましたが、宮崎の再生の鍵も女性だと考えます。女性が働き続ける環境を整えることに

よって、よりメリットが大きくなると考えます。例えば、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する優遇制度の検討、育児休業制度のルールを見直し、男性も女性も取得しやすい制度への改善等が必要であると考えます。今回の予算案では、残念ながら、人財づくりの中で女性支援に特化した新規事業が見当たりませんでした。県内において、16社がポジティブアクション、22社が女性活躍推進宣言をしております。仕事と子育ての両立支援に取り組む企業が少しずつですが、ふえてきていると実感します。そこで、女性の活躍促進に向けた国や県の支援策について、県がもっと積極的に啓発していく必要があると考えますが、総合政策部長、いかがでしょうか。

○総合政策部長(土持正弘君) 国においては、企業に対する新たな助成金の創設、税制上の優遇措置、また先進的に取り組む企業の表彰など、さまざまなインセンティブを付与することによりまして、企業における女性の活躍を促進することといたしております。こうした支援策は、本県における女性の活躍を促進していく上で大きな推進力となるものであり、女性の再就職や創業に関する県の支援等も含めまして、積極的に情報を提供していく必要があると考えております。このため、県では現在、労働局や商工団体等から成る連絡協議会を設けまして、定期的に意見交換を行いますとともに、県内企業の先進的な取り組み等を広く事業所や働く女性に紹介するために、各機関がホームページ等でリンクし合うなど、情報の共有化を進めているところであります。今後とも、国や関係機関との連携を図りながら、女性の活躍促進に向けたさまざまな支援策や情報の効果的な発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 先ほども述べましたが、残念ながら、男性の育児休業取得率は依然として低い。企業において育児休業を取得しやすい職場づくりのために、県は今までも努力されたと思いますが、どのように取り組んでいますか。商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 県では、事業主や県民を対象とした講演会の開催、広報紙、パンフレットの配布等により、育児休業制度を初め、仕事と家庭の両立支援のための各種制度の普及啓発を行っております。また、県職員が企業を訪問し、「仕事と家庭の両立応援宣言企業」の登録募集を行うことなどにより、働きやすい職場環境づくりに向けた企業の自主的な取り組みを促進しており、これまでに441件の事業所に登録していただいたところであります。今後とも、宮崎労働局とも連携を図りながら、育児休業の取得しやすい環境づくりの促進など、仕事と家庭の両立支援の推進に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 きょうは議論しませんが、推進主体の県庁の職員の育児休業取得率は相変わらず低いということで、何とか上げていただきたいなというふうに思います。

先日、DV被害者の支援をされるNPOの責任者と懇談した際、特に、この被害によって自分の可能性を潰される結果になってしまう女性が多くなっていることを許せないとおっしゃっていました。まずは福祉保健部長、女性相談所における、一時避難するDV被害者の推移をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 女性相談所におきます過去5年間のDVを理由とする一時保護者の数は、平成20年度が27名、以降、26名、29名、27名、そして、24年度が34名となっ

ております。

○河野哲也議員 残念ながら確実にふえてきているということで、NPOのほうも一時避難を支援しているんですけども、その所長さんは最初から最後まで大変悔しがっていました。何でもここまで女性をとということをやっていたら、あわせてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 先ほど申し上げました状況でございますので、女性相談所におきましては、専任職員2名、女性相談員4名、DV被害者自立支援員1名を配置いたしまして、被害者のさまざまな状況に応じたきめ細やかな支援を行っております。具体的には、DV被害者の自立のためには、まず、心の安定が必要でありますことから、カウンセリングによる心理的ケアなどを行いますとともに、住居の確保や生活支援として、福祉施設への入所等や就業促進など、市町村や福祉事務所、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら取り組んでおります。なお、現在、DV対策宮崎県基本計画を改定中でございますが、改定後は、この計画の内容を踏まえまして、DVを受けやすい女性に対する適切な支援にも努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 先ほど答弁にありましたが、女性に対する支援、宮崎の成長戦略のかなめになるという思いでしっかりと立てていただきたいと思います、そのように思います。

続いて、地域経済対策についてでございます。

フードビジネス戦略がスタートしています。いよいよ感があり、チャンスが拡大していることを実感いたします。私は、特に、「食」によ

る誘客と地産地消の拡大プロジェクトが成功の大きな鍵を握っていると考えます。その中で、特に、産地間競争、地域間競争、商品の間での競争、販路拡大に挑戦しようとする事業者または挑戦している事業者に、県としてどう支援していくかというのが大事じゃないかなと。さらに、生産者である農家の方はどうしても生産が軸になってしまいます。6次化に向ける仕組み、マッチングのシステム、これは県が支援すべきじゃないかと考えます。

全国的にそのマッチングをサポートする動きが出てきています。例えば、海外の人を「食」で呼び寄せるという「地産地消」、そういう事業をして、そのコーディネートを手がけているという取り組みがございます。これは提案なんですけど、今、宮崎が提供している「食」の中で、ユネスコの無形文化遺産に正式登録された「和食」の発想というのは取り入れられないでしょうか。日本の伝統的な食文化が評価されました。国の平成26年度の予算案では、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進に約190億、料理学校や海外の給食事業者と連携し、新たな和食メニューを開発したり、レストランや病院で食事を通じて日本食のよさをアピールできるようにしています。

そこで、宮崎のフードビジネスプロジェクトに掲げた、「食」による誘客と地産地消の拡大を進める上で、「和食」は、外国人観光客を呼び込むための重要な素材となり得ると思いますが、県はどう考えるか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 「和食」につきましては、御指摘のとおり、昨年12月にユネスコの無形文化遺産に登録されたところであり、国の観光立国施策のもとで訪日外国人観

光客の増加が見込まれる中、観光客を引きつける重要な素材であると考えております。和食を含めた「食」は、観光には欠かせない一つの重要な要素でありますことから、本県のフードビジネスプロジェクトの中でも、「食」による誘客と地産地消の拡大をテーマに、今年度は、宮崎牛すき焼きのレシピ開発や、ご当地グルメの普及拡大などに取り組んでいるところであります。また、本県の海外向けの各種PR活動におきましても、本県の自然環境などの観光素材とともに、宮崎牛を初めとした畜産品やイセエビ、マンゴーなどについても紹介し、「食」の魅力による海外からの誘客に取り組んでいるところであります。今後とも、宮崎の風土に育まれた本県自慢の食材を活用した「食」の魅力アップによる国内外からの誘客促進に向けて、ホテル旅館組合などの関係団体とも連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今の答弁にありました積極的な取り組みは、東京五輪おもてなしプロジェクトのメニューの「MIYAZAKIの魅力発信の磨き上げ」という中で、国内外でのプロモーションに食文化を位置づけている。確かにこれは大事にしていただきたいなというふうに思います。

視点を変えます。中小企業金融円滑化法は昨年3月に失効いたしました。円滑化法にかわるものとして、平成24年8月には中小企業経営力強化支援法が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援を行う体制は一応整備されております。税理士などの専門家を交えて中小企業が経営改善計画を策定し、経営力を強化することが可能になりました。また、経営者保証も、連帯保証制度の改革があり、再挑戦できる可能性

が生まれることになったわけですが、中小企業経営力強化支援法の施行を受け、経営改善に取り組んでいる県内中小企業の現状と、それを推進する県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 中小企業経営力強化支援法は、商工団体、金融機関、税理士等を中小企業の支援機関として認定し、専門性の高い経営支援を実現することなどにより、経営力の強化を図るものであります。県内では、現在、138の支援機関が認定され、この機関を利用した経営改善計画の策定に係る国の補助も、昨年度末から本年1月末までの約10カ月間で23件が決定されるなど、中小企業による経営改善の取り組みが進んでいるものと認識しております。県におきましても、この法律の施行の前から、相談体制の構築や、商工団体と金融機関の連携強化に取り組んできたところではありますが、今年度は、中小企業が認定支援機関を利用して経営改善に取り組む際の有利な融資制度を設けるなど、関係団体と連携を図りながら、中小企業の経営改善を支援しているところでもあります。

○河野哲也議員 きょうお昼のニュースでまた倒産のニュースが入りましたが、何とか食いとめていただきたいというふうに思います。

済みません、だんだん声が出なくなってきました。聞き取りにくいと思いますが、よろしくをお願いします。

続いて、農業政策について3点、農政水産部長にお伺いいたします。

先ほどの川上村の農業の件なんですけど、詳細を報告したいんですが、時間がありませんので、農業活性化研究所の大澤代表の言葉をかりたいと思います。「川上村は、地域の強みを生

かせば、農業で大きな成功が得られることを示しています。200兆円という世界一の経済規模を誇る都市圏へ、収穫した新鮮なレタスをその日のうちに届ける供給基地としての地位を川上村は確立いたしました。地域の個性はそのまま競争力の源泉となります。レタスの一点集中主義です。全国を見渡せば、標高差のある中山間地に農地が点在するような一見不利な環境でも、そのハンディを逆に、気温差で繁忙期の異なる多様な農作物をつくって成功している地域もあります。これは地域の個性を考える上で示唆的です」とありました。まずは、本県農業産出額が口蹄疫後、初めて上向きに転じましたが、県は、攻めの農業の観点から、今後の農業振興にどう取り組むおつもりか、お伺いしたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農業産出額の動向は上向きに転じたところではありますが、一方で、農業を取り巻く状況は、依然として大変厳しい状況にあると認識いたしております。このような中、本県農業の新たな成長産業化を進めるためには、意欲ある担い手の育成強化が急務となっていることから、品目や産地といった、いわゆる産地単位で地域農業を牽引していく経営体の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

同時に、フードビジネスを支える本県農業の競争力を高めていくためには、力強い生産体制の構築が重要でありますことから、マーケットインの視点から、実需者ニーズに的確に対応した生産体制や、新たな販路の開拓に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。県といたしましては、御指摘にもございましたとおり、中山間地域等の本県の多様な地域実態に応じた担い手の育成や、フードビジネスの振興を

積極的に押し進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 次の2問は、きのう、きょうと重複しておりますが、質問をさせていただきますと思います。

昨年11月、農林水産省主催の2013年度農林水産祭・むらづくり部門で最高の賞「天皇杯」を受賞した、えびの市の田代自治会を県議団で訪問させていただきました。住民総出の水路の保全活動、伝統文化の継承などが高い評価を得たもので、地区の若者が活動の中心となって、世代間のパイプ役として、住民一丸のむらづくりに大きく貢献したというところが、大きな評価対象だったようです。

田代地区では、全124世帯のうち、44%の54世帯が農業を営み、地区内で管理する湧水を利用した水稻や野菜の栽培が盛んに行われています。しかし、以前は、豊かな自然を活用する一方で、作物を栽培する農地は、区画が狭く散在し、生産効率が悪いという課題もあり、その影響で、次第に若者が集落から離れていったそうです。こうした中、同地区では、住民の営農維持に対する危機感から、平成4年に、市内の他地域に先駆けて、国の中山間地域農村活性化総合整備事業を活用し、農業生産と生活環境の基盤整備を一体的に進めてきたとのことでした。集落内での意思疎通を図った結果、集落の農地は集落で守るという意識が芽生えたと話しておられました。同事業の実施を契機に集約化ができ、農業の生産性が向上し、農家の収入も増加。地区内の認定農業者13経営体のうち、11経営体で後継者を確保することができています。

まさにここは農地の集約化が成功したところでございますが、県内このようなところばかりではありません。国の攻めの農林水産業の展開

方向の中に、農地中間管理機構の整備・活用とありますが、現場はうまくいくかとの危惧があるようです。農地中間管理機構は、農地の点在、所有者の分散・不在等、集約の難しい本県の実態にそぐわないのではと危惧されていますが、農地の集約をどのようにしていくか、お伺いしたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） これまでの農地流動化の取り組みにより、担い手の経営規模は徐々に拡大はしておりますが、個別相対で農地の貸し借りが行われているため、担い手が利用する農地の分散化が進みまして、生産効率が上がらないといった状況がございます。

今回の農地中間管理機構では、いまだ集積されていない農地だけでなく、既に担い手に集積している農地も一旦機構が預かりまして、担い手ごとに面的にまとめて再配分できることから、県といたしましては、この機構の仕組みを最大限に活用して、分散化した農地を集約化していきたいと考えております。

そのためには、地域の中で誰がその農地を担うのか等、農地利用の方向性をしっかり議論することが重要と考えておりますことから、機構の活用とあわせまして、地域の徹底した話し合いによる人・農地プランの作成・見直しを推進しながら、農地の集約化に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 どうか現場の不安を払拭する対策を打つよう要望したいと思います。

延岡家畜市場で実施されました1月期子牛郡共進会に参加させていただいて、会場を回りながら、改めて畜産農家の現状をお聞きしました。「2010年口蹄疫発生で、伝説の種牛と呼ばれた「安平」初め、牛や豚が約29万頭殺処分されたその悪夢から3年半、やっとう子牛の価格も

安定し、持ち直してきた」との声がありました。また、「畜産農家の高齢化が課題だが、地域で団結し、安全で安心なブランド力を築いている」と、活気が戻った市場に満足している関係者もいました。しかし、一方で、「肉用牛繁殖雌牛が減少している。5年もたない」という声も聞いたわけです。県内で牛を育てるということは、直接的な牛関係者だけではなく、獣医師、人工授精師、削蹄師、運送会社など、20近くの職業を守ることであります。繁殖農家の安定が喫緊の課題であると考えますが、現状認識と喫緊の課題である対策をどのように考えているか。よろしくをお願いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 肉用牛繁殖経営につきましては、本県も含めて全国的に、高齢化等による離農が進んでおりますことから、飼養頭数が減少しております。県といたしましては、これまでも、新規就農や既存農家の規模拡大を進めるための畜舎建設等に係る支援を初め、増頭のための繁殖雌牛の導入支援など、さまざまな対策を講じてきたところでございます。今後は、これまでの対策に加えまして、JA等が運営する繁殖センターへの支援や、離農による空き牛舎の利活用に向けた支援を進めることで、肉用牛繁殖基盤の維持強化を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 とにかく農家の不安は、間に合うかということですので、どうかよろしくをお願いします。

「里山資本主義」という本で著者の藻谷浩介氏は、「日本では、国にできないことを先に地方からやってしまうことが事を動かす秘訣なのだ」と述べています。私はこの本で、国産材活用手段として期待されているCLT（直交集成板）の存在を知り、調査を始めました。CL

Tは、木の板を繊維方向から交差するように重ねて接着し、かたい、厚い板にする技術です。国産の杉など強度が弱い木から、高層建築でも使えるほどの強度が高い建築材をつくり出すことができるかとされています。1月19日にCLTの日本農林規格が施行され、CLTの国内利用への第一歩を踏み出しました。耐震実験では、阪神・淡路大震災と同じ揺れでも耐え、耐火実験でも、1,000度以上で燃えている部屋の隣で常温、燃える速度も1分間に0.6ミリと遅い。安全性は圧倒的に高い結果が出ております。日本ではまだ、CLTは建築基準法で構造材として認証されていませんが、これが認められれば、国内で耐火性能が評価され、普及は進むと考えます。既にCLTを手がけておられる岡山の名建工業の中島社長は、「平成29年ごろには7階建てぐらいの木造建築が可能になる。そして、CLTは新しい付加価値を持った商品を提供できる技術になる。雇用につながり、地域活性化にもなる。中山間地域から今までと全然違う動きがいっぱい出てくれば、地方は元気になる」と答えておりました。そこで、宮崎杉活用手段として期待されるCLTについてどのように認識しているか、普及に取り組む考えはないか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） CLTにつきましては、強度が高く、欧米を中心に中高層のマンション等で使用されるなど、普及が進んでおります。一方、我が国においては、建築基準法上、CLTを構造材として使用するためには、建築物ごとに国土交通大臣の認定をとらなければならないなど、普及に当たっては関係法令等の整備が課題であります。しかしながら、CLTは比較的low質の木材でも使えることや、中構の建築物において、コンクリート等

にかわり、大量に利用される可能性があることなどから、県産材の新たな需要分野として期待しているところであり、平成24年11月には、イタリアからCLTの専門家を宮崎に招き、シンポジウムを開催したところであります。県といたしましては、CLT構法の一般化に向けた検討状況等について情報収集を行うとともに、引き続き、木材利用技術センターを中心に、杉のCLTを使った建築構法の研究などに取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今までも委員会等で、耐火性を高める集成材技術、耐震性を高める構法等を調査してきましたが、このCLTと組み合わせることで、宮崎の杉は大いに活用されたいと思います。どうか真剣な取り組みをお願いしたいと思います。

1月衆議院、井上幹事長の代表質問の答弁で、太田国交大臣は、「公共事業の円滑な執行には、人材や資材の状況をきめ細かく注視し、対策を講じる必要がある。予定価格の積算に用いる労務単価については、昨年、16年ぶりに大幅に引き上げたが、技能労働者の賃金が上昇傾向にあることから、引き上げを来月よりさらに実施する」と答弁され、本来4月改定を2カ月前倒しして労務単価の引き上げが発表されました。本県の建設業の技術者不足等が深刻になっている中、本県ではどのように対応されるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 国土交通省では、最近の建設労働者の不足などに伴う賃金水準の上昇を適切・迅速に反映するため、公共工事設計労務単価について、例年の4月から2カ月前倒しを行い、2月に引き上げたところであります。これを受け、本県におきましても、労務単価を平均で6.6%引き上げ、1日当た

り1万8,517円とし、同じく2月から適用しているところです。建設産業は本県の重要な産業でありますことから、今回、労務単価が昨年4月の改定とあわせ、前年度比で20%を超える大幅な上昇となったことは、建設労働者の雇用環境の改善や、地域経済全体の活性化に寄与するものと考えております。

○河野哲也議員 雇用の改善、そして、これでも公共事業の入札不調が少なくなればと願っております。委員会で今後も実績を確認していきたいと思っております。

続いて、防災・減災対策について、危機管理統括監にお伺いいたします。

今月13日の県危機管理防災研修でありましたが、災害に強い情報伝達技術の研究開発が急務であると感じました。災害時に役立つICTは多様化し、今後も発展すると考えますが、県として、ICTを活用し、迅速・的確に被災状況を把握し伝達する技術等を導入する考えがあるか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 大規模災害発生時には、被災情報の迅速・的確な収集把握と、関係機関・住民等へ伝達・共有することが、その後の応急対策、復旧対策を進める上で極めて重要であると認識しております。このため、県といたしましては、今年度、市町村や気象庁等から、さまざまな被災状況に関する情報を収集するとともに、必要な内容を住民や市町村に情報提供するための新たなシステムとして、災害対策支援情報システムの整備に取り組んでいるところでございます。これらICTの防災への活用につきましては、今後もさまざまな新技術の開発などが進むものと考えておきまして、国の事業を活用するなど、機会を捉えながら、本県への導入に向けて検討してまいりた

いと考えております。

○河野哲也議員 モデルが結構発表されましたけど、一つでも採用されればという感を持ちました。

今月8日に、我々県議団は、公明党の井上義久幹事長とともに、3年前の新燃岳の噴火によって降灰被害を受けた小学校、それから、新燃岳の降灰を利用している地元企業を視察して、地元公民館長との意見交換をしました。幹事長の感想でもありますが、地域で団結し、風化を防ぐ取り組みが進んでいると実感したところでございます。そこで、新燃岳の噴火から3年が経過いたしました。火山活動を注視しなければならない新燃岳について、防災訓練を含めて、住民への情報伝達体制、避難支援に関する現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 中央からの関心がややもすると薄れる中で、3年経過する中で御視察いただいたことに感謝申し上げます。新燃岳の火山活動は、現在、落ちついた状態が続いておりますが、依然として小規模な噴火が発生する可能性は残っておりまして、引き続き注視する必要があると感じております。

このような中、近隣の都城市、小林市、えびの市、高原町では、住民への情報伝達体制について、広報車による周知に加えまして、防災行政無線の受信機を避難対象地域の各家庭に設置したり、エリアメールを活用するなど、その強化に努めているところでございます。さらに、住民の避難対策につきましては、大規模な噴火が起こった場合の災害区域予測図を作成し、各家庭等に配布するとともに、避難指示の発令や避難所の開設、災害時要援護者の把握など、詳

細にわたって避難計画を作成しているところでもあります。県といたしましては、今後とも、県境を越えて関係自治体や防災関係機関等との連携を図りながら、万一に備えた体制の維持に努めてまいります。

○河野哲也議員 昨日、マグマだまりが膨張傾向にあるという報道がありましたけど、小学校を訪問したときに、校庭でゲートボールをされていた高齢者の方が、「もうあの怖い思いはしたくない」と、本当に心底語っておられましたので、どうか今後も注視して、しっかり手を打っていただきたいというふうに思います。

今回の調査を通じて、自主防災組織の推進、地域ぐるみの避難体制の促進等、重要性を再確認いたしました。そこで、ボランティア活動の活性化など環境整備を図るため、災害ボランティア保険の保険料について公費負担を実現することができないか、県のお考えをお伺いします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 災害ボランティア保険は、その活動を円滑に進めるために大変有効なものであるというふうに認識をしております。本県でも、平成17年の台風14号災害を契機に、翌18年度から3年間、公費負担を実施し、20年度をもって一旦終了しているという例がございます。23年1月に発生いたしました新燃岳噴火の際には、高原町におきまして、町の社会福祉協議会が費用負担をしております。また、3月に発生した東日本大震災におきましては、その被害の甚大さなどから、赤い羽根共同募金会が同様の負担を行っている事例があるところでございます。このようなことから、大規模災害が発生した場合には、公的にボランティア保険を用いた対応を行うことは可能であるというふうに考えておりまして、今後、

社会福祉協議会や赤い羽根共同募金会などとも情報交換を行いながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員　どうかよろしく申し上げます。

昨日出ましたので、きょうは質問しませんが、消防団支援法に基づく消防団の充実、それから機能強化について市町村の支援、これもあわせて取り組んでいただくことを要望したいと思います。

その他の重要な県政課題について伺います。

まずは、高齢者の安心・安全についてでございます。全国で振り込め詐欺の被害者の6割以上が高齢者であると言われております。被害総額160億とも言われています。県内においても、高齢者の特殊詐欺事件が拡大しているようです。先日、宮崎市・70代女性は、ロト6当選番号を事前に教えるなどとして580万だまし取られる事件、延岡市でも70代女性が、宝石代理購入で300万の詐欺事件があり、被害届が出されました。平成24年9月に、我が会派の新見代表が質問していますが、急増しているこの現状に警察本部長の答弁は、「高齢者等に対する防犯広報や金融機関と連携した水際対策等の被害防止対策につきましても、引き続き強化してまいります」とのことでありましたが、巧妙化する振り込め詐欺事件等の特殊詐欺の現状と高齢者の被害をなくすための対策を、警察本部長、お聞かせください。

○警察本部長（白川靖浩君）　本県における特殊詐欺の現状につきましては、平成25年中、件数で50件、金額で2億3,139万円の被害を認知し、残念ながら被害金額は過去最高となっております。また、一昨日、80歳代の女性でございますが、ダイヤモンド代理購入契約名下で現

金3,500万円の被害が出ているところでございます。大変残念なことと、県警本部としても思っております。

警察では、特殊詐欺の抑止のためには、検挙と予防の両面で取り組むことが重要と考えております。検挙対策としましては、例えば、現金受け取り型の特殊詐欺では、いわゆる「だまされたふり作戦」というふうに申しておりますが、被害者の御協力を得て、首都圏から現金を受け取りに来た被疑者を逮捕し、そこから組織の中核に迫る捜査に努めております。他方、予防策としましては、高齢者を中心に、被害状況をタイムリーに情報発信するよう努めているほか、金融機関やコンビニエンスストアなどの協力を得て、振り込みの未然防止にも取り組んでおります。その結果、声かけなどにより被害を未然に防止した、いわゆる阻止率は59.5%ということになっております。県警察では、以上申し上げた対策を総力を挙げて推進し、特殊詐欺の抑止に取り組んでまいります。

○河野哲也議員　実は、先ほど本部長のほうからありました事件は、市の職員を装ってとか、信頼すべきところを使って、本当に巧妙化しているということを考えると、詐欺行為集団からの電話を阻止するということにはできないのかなとか、電話会社と提携して、そういうサービスを利用したものとかできないのかなというのを検討していただくとありがたいと思います。

また、全国的に、消費生活に関する高齢者の相談が依然として10万件を超えているとお聞きしています。特に強制販売の相談が顕著で、電話勧誘販売が19.9%、続いて家庭訪問販売が14.7%となっております。県内の状況と取り組みはどうなっているのでしょうか、総合政策部

長、お願いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 平成24年度に県の消費生活センターに寄せられた苦情相談は7,189件でありまして、年代別で見ると、60歳代が1,052件、70歳以上が1,543件で、合わせまして、60歳以上が全体の36.1%を占めております。また、その苦情相談の内容を見ますと、60歳代では情報サイトの料金請求に関するもの、70歳以上では健康食品に関する相談が最も多くなっており、最近の特徴といたしましては、従来からの架空の投資商品等に関するものに加え、注文した覚えのない健康食品の送りつけといった悪質なものがふえている状況にあります。このため、県消費生活センターでは、こうした高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、高齢者はもとより、民生委員や社会福祉関係者等を対象に、県内各地で出前講座を行いますとともに、消費者行政活性化基金を活用いたしまして、テレビ・ラジオでの啓発や映画館等でのCM放映、新聞広告など、広報啓発に努めているところであります。悪質商法の手口はますます複雑・巧妙化の傾向にありますので、今後とも、高齢者等の被害防止に向けて、的確かつ効果的な広報啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 どれだけ高齢者がつらい目に遭っているかということを考えると、対策をしっかりと打っていただきたいと思えます。

最後に、県の調査によると、養護者による高齢者虐待のうち、被害者の7割が要介護認定であると聞いています。県内の状況把握と虐待防止の対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県が実施いたしました調査によりますと、市町村によって確

認されました、養護者による虐待を受けた高齢者は、平成24年度が125人となっております。このうち要介護認定者は80人であり、全体の64%となっております。こうした極めて残念な状況を未然に防止するため、県では、虐待の兆候に気づきやすい立場にある訪問介護員や介護支援専門員などの介護サービス従事者を対象に、虐待防止をテーマとした研修を行っております。また、市町村や地域包括支援センターの職員に対する研修会を開催し、介護の負担を一人で抱えている、あるいは近所づき合いがないなど、虐待が起こりやすい養護者への対応能力の向上等にも努めております。さらに、地域における見守りも重要でありますことから、本年2月に、電気・ガスや宅配業などの民間事業者の方々と「みやざき地域見守り応援隊」を結成し、見守り活動に取り組んでいくこととしております。

○河野哲也議員 ちょっと1問飛ばして、地域包括ケアシステムの構築について、引き続き3点、福祉保健部長にお伺いします。

介護保険法の改正に伴って、第5期の介護保険事業計画の中に地域包括ケア推進が盛り込まれました。高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防や多様な生活支援サービス等を、包括的・継続的に提供できる体制の整備が図られることとなります。最初に、このシステムの取り組みの視点について、県の考え方を確認いたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 高齢者の多くは、介護や支援が必要な状態になっても、住みなれた地域で暮らし続けることを望んでおられ、また、今後増加が見込まれる認知症の方には、急激な環境の変化は症状の進行を早めるおそれがあると聞いております。こうしたことか

ら、関係者が可能な限り住みなれた地域で生活を営むことができるよう、現在、地域包括ケアシステムの構築を進めております。地域包括ケアシステムと言いましても、なかなかわかりづらいわけでございますが、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを、現在まではそれぞれがそれぞれ頑張っていた。利用者サイドから言えば、それぞれのサービスにすき間があったといったことも反省し、高齢者を地域全体で支えようとするものでございまして、その構築には関係者の連携・協力が不可欠でございますので、県といたしましては、これらの取り組みが円滑に進むよう、適切に支援してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 医療と介護の連携強化、一体的に提供という視点がございました。市町村が実施して、その連携強化を県が支援していくということになると思いますが、市町村によっては、現時点での力量に差があると感じております。私が調査いたしました長野県の川上村は、在宅みとり率、40～50%でした。ヘルシーパーク構想のもとに、保健、福祉、医療、介護の一元化を図られて、一つの建物に、人的配置も含めて全て網羅されてありました。宮崎はまだまだ、医療、介護、福祉の連携がなかなかとれていない市町村があります。このシステムは、地域包括支援センターの医療と介護のコーディネート、ここの役割が一層求められる事業ではないかと思いますが、県として、医療と介護の連携強化に向け、市町村をどのようにサポートされていくか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 地域ケアシステムを構築し、医療と介護の連携を強化していくためには、各市町村において、多職種のネットワークをつくることが重要であります、そ

のネットワーク構築のため有効な手法とされているのが、地域包括支援センター等による地域ケア会議の開催であります。この会議は、個別ケースのケア方針の検討などを行うため、行政機関、医療機関、介護事業者等の関係者により構成されるものですが、県では現在、広域支援員や専門職の派遣、モデル市町村の指定などにより、この会議を支援しております。さらに、今回の介護保険法改正により、今後は、市町村が主体的に在宅医療と介護の連携に取り組むこととされておりますので、県としましては、県医師会とも連携しながら、関係者の研修や関係機関との調整など、市町村が円滑に対応できるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 それぞれの地域地域でいい事例があったら紹介し、全県下で地域包括支援センターの機能が強化されていくような取り組みを推進していただきたいと思っております。

次に、介護サービスの充実強化です。介護保険サービスに新たに創設された定期巡回・随時対応型の訪問介護看護事業というのがございます。公明党でも以前、介護総点検をやらせていただきましたが、介護を受ける方、それから御家族の介護をされる方、また若い人たちに、今の介護の問題についてさまざまなアンケート調査をしてみました。「最終的に自分自身がどこで見てもらいたいのか」という問いについては、「住みなれた自宅で」というのが一番多かったわけですけど、それでも、子供に面倒をかけたくないということで、施設入所を希望される方もたくさんいました。在宅で見られている方の中で、「どんな希望がありますか」というふうな問いかけの中には、「ショートステイとかレスパイトといったものがいつでも使えるように」というものがございましたが、「夜間、夜

中に何かあったときにすぐ対応してほしい」という要望もかなりありました。本県の導入の現状と取り組みについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と看護の一体的な提供、いつでもこういったサービスが受けられると、そういう考え方のサービスであります。課題もございまして、例えば、必要な看護師と訪問看護員を同時に確保する難しさ、また採算性の問題、さらには、訪問看護ステーション等類似のサービスが既に実施されていることなどから、これまで参入する事業者がありませんでしたが、今月から、西都市内でのサービス提供が開始されているところであります。県といたしましては、このサービスは、医療や看護ニーズに臨機応変な対応も期待できますことから、市町村や開設を検討している事業者に対して、県内外の事例の紹介や交付金の活用などにより、事業の展開を促進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 済みません、先ほどの1問、ちょっと時間ができたので、よろしいでしょうか。

高齢者の安全・安心、それから包括ケアシステムの以上のことから、これから超高齢社会の進展とともに、高齢者の日常の安心が保障されるかということが大事な視点になってくると思います。県の御尽力、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

脳脊髄液減少症についてでございます。脳脊髄液減少症への認識と患者への理解を深めるため、宮崎県難病団体連絡協議会主催の医療講演会が1月17日、市の保健所で行われました。県のオピニオンリーダー育成・強化事業を活用して開催され、国際医療福祉大学熱海病院・脳神

経外科の篠永正道教授を講師に迎え、県内の医療や警察、学校関係者など170人が出席、公明党県議団も参加させていただきました。講演の中で篠永教授は、交通事故やスポーツ外傷などが原因となる同症の主な症状について説明。治療法であるブラッドパッチの現状についても解説し、「講演会を通じて患者への理解が深まってほしい」と訴えておられました。県としては、この講演会を踏まえて、今後さらなる支援をどう考えているか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 今お話のように、先月開催いたしました脳脊髄液減少症医療講演会ではありますが、脳脊髄液減少症の診療では第一人者の医師を県外から招聘し、さまざまな観点から御講演をいただきました。参加した多くの医療・介護、教育、警察関係者の間で、脳脊髄液減少症への理解が深まり、スポーツ外傷や交通事故処理などにおいて、この病気を念頭に置いた、より適切な対応につながるものと考えております。また、この講演会や患者の方々の日常生活が報道されたことから、この病気への県民の理解も促進されたと考えております。私も、この講演会を開催して大変よかったなというふうに思ったところであります。なお、この講演会資料につきましては、県のホームページで紹介しておりますが、今後も、この病気に関する情報提供の充実や関係者への啓発を図りますとともに、宮崎県難病相談・支援センターを中心に、患者の方々の相談に適切に応じていきたいと考えております。

○河野哲也議員 促進をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後です。土呂久地区における公害健康被害についてお伺いいたします。この問題は、土呂

久鉱山から生じたヒ素中毒によって発生したもので、鉱山の閉山から50年以上経過した今でも症状に苦しんでいる患者がいっぱいあって、また、今、やっと新たに認定される方もいます。私は、この問題は決して過去の問題ではなく、現在の問題であると認識しております。そこで、これまでの認定患者の状況と認定基準はどうなっているか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 土呂久地区の公害健康被害につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、昭和47年8月から現在までに190名の方を認定しており、現在の認定患者数は47名となっております。専門の医師によりますと、慢性ヒ素中毒症は、発症まで相当の期間がかかる場合があり、平成24年度においても、3名の方が新たに認定されております。

認定の基準につきましては、まず、ヒ素濃厚汚染地域に居住され、長期にわたりその影響を受けられた方で、ヒ素中毒症に特徴的な皮膚症状などを有することとされております。また、認定に当たりましては、健康被害者からの申請に基づきまして、公害に係る健康被害に関し学識経験を有する専門家で構成する公害健康被害認定審査会の意見をお聞きしまして、知事が行っております。

○河野哲也議員 土呂久慢性ヒ素中毒患者はゼロではないということ、24年度の大検診でも74名の方が受診されておりました。最近、報道等で、イタイイタイ病、水俣病患者救済に動きがありました。土呂久健康被害の問題とこの2つの違いは、土呂久地区健康被害は、原因企業が現在存在しないということです。つまり、県が救済しなきゃならないということになりま

す。そこで、県は現在どのような支援を行っているか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 土呂久地区の公害健康被害の認定患者の方につきましては、法律に基づく補償制度として、医療費や障害の程度に応じた障害補償費等が支給されております。県の取り組みといたしましては、認定患者や土呂久地区の住民の方々に加えまして、鉱山の操業当時に土呂久地区に居住されていた方を対象に、毎年、高千穂保健所で健康観察検診を実施し、その結果に基づきまして保健指導を行っております。また、県内に居住されている公害健康被害の認定患者の方につきましては、年1回、2万5,000円を限度に、温泉保養等に要する費用を支給しております。県としましては、認定患者の方々が高齢化されておりますので、今後ともきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 認定患者の皆様も高齢化してきています。どうか少しでも患者の痛み、苦しみを和らげる努力を、今後もしっかりとお願いしたいと思います。

以上で代表質問を終わらせていただきます。

(拍手)

○福田作弥議長 ここで休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時40分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕 (拍手) 愛みやざきを代表いたしまして、先般通告しておりました質問項目につきまして、順次質問をしてまいります。

まず、知事の政治姿勢及び漁業者支援についてお伺いいたします。

県内の漁業に多大な被害を及ぼしている日本と台湾の漁業交渉の内容についてですが、今まで、先島諸島及び尖閣諸島周辺水域を含む沖縄県西側水域、いわゆる久米西と呼ばれる水域は、本県のカツオ一本釣り漁業とマグロはえ縄漁業において格好の漁場であり、重要な水域であります。

その水域が、昨年4月10日の日台漁業交渉で締結された内容では法令適用除外水域とされ、日台双方がみずからの漁業関連法を相手側に適用しない水域、つまり同水域において台湾船も自由に操業できることとなり、台湾側に大幅に譲歩した形での水域設定が行われました。

特に、このときあわせて設定された特別協力水域を含む北緯27度線以南、尖閣諸島周辺から東の水域は、明確な我が国の排他的200海里水域であるという認識のもと、これまで本県漁業者も集中的に操業を行ってきた水域であります。

ところが、今回の日台交渉は、本県のみならず、日本の水産漁業に激しい影響を及ぼす事態であるにもかかわらず、漁業者を初め、漁港にも、漁業協同組合連合会にも、さらには行政関係者にも詳細な情報が知らされることなく、頭越しに国と台湾当局が勝手に合意した内容です。このような暴挙は到底許されるものではなく、県漁連も即座、昨年5月2日に、農林水産大臣及び副大臣、水産庁長官へ日台交渉の白紙撤回を求める抗議文を出されています。

しかし、国は合意内容を見直すことなく、5月10日に日台漁業取り決めを発効し、漁業者の声を踏みにじる決定を下しました。その後、国は、日本と台湾の漁業者間会合を設定したり、水産庁が説明会や意見交換会を開催するなどし

て、台湾との操業ルール案の構築に努めてはいますが、全くの本末転倒で、台湾側からは、日本から操業ルールが策定できるまで漁を自粛するように求められたが、そんなことは取り決め前にすべきことで、日本側が漁業者から理解を得ていなかったことが問題だと、全く相手にされず、今まさに日本の漁場であった水域に大量の台湾船が押し寄せています。この敗北的譲歩は、対台湾だけでなく、今後、中国や韓国との水域交渉においても大きな影を落とすことは間違いありません。

私の手元に、実際、沖縄周辺水域へ漁に行かれた漁師さんが撮られた写真があります。これを資料として配付できないことはまことに残念ですが、写真には数十隻の船団を組んで日本の水域を我が物顔で操業する外国船が写っています。これが日台漁業取り決め以降激変した漁業水域の実態です。

このような県内漁業者の生活を切り捨てる一方的な日台漁業取り決めの内容を含め、漁業関係者のみならず、我々行政関係者をも無視し、国益を大きく損なう合意をした日本の国の政府の動向について、知事はどのような見解をお持ちか伺います。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

日台漁業取り決めについてであります。日台漁業取り決めとは、平成25年4月、日本の排他的経済水域内に、台湾漁船の自由操業を認める法令適用除外水域や、我が国の法令下で操業を認める特別協力水域が設定されたものであります。

この中で、特別協力水域は本県のマグロはえ

縄漁業にとっても重要な漁場でありますので、取り決めが、本県漁業者への十分な説明もなく、また操業ルールの構築もなされないままに締結されたことはまことに遺憾であります。

このため、県では直ちに国に対しまして、本県漁業者への十分な説明と操業ルール策定に係る協議への参加について強く要請をしたところでございます。以上であります。〔降壇〕

○函師博規議員 ただいま知事が国の対応について大変遺憾であるという意思表示をされたことは、少なからず漁業者には伝わっていくものと思っておりますが、さらに踏み込んだ取り組みをお願いしたいと思います。

本県の漁業者が甚大な被害をこうむっているのは、水域だけの問題ではないんです。先島・尖閣諸島周辺は、メバチなどの好漁場であり、またマグロはえ縄船の本県からの操業もすごく盛んでした。しかし、10数年前より台湾船によるマグロはえ縄の切断や盗難、さらには網などの設置標識として設ける電波を発するラジオブイというものがありますが、これらの盗難が相次ぐなど、漁具の被害も深刻です。今後、台湾船が日本水域に入り込むことにより、漁具被害が増大することが予想されます。

事実、日台漁業取り決め直後に、日向漁港の「日の出丸」が、台湾船からはえ縄を切られ、ラジオブイを盗まれたり、川南漁港の「光宝丸」が、はえ縄を浮かべるためのビン玉というものがありますが、これを故意に切られ、網が沈められ、複数のラジオブイが潰されるという被害が出ています。ちなみに、ラジオブイは1個15万円から30万円もする高価な漁具です。

さらに問題なのは、本県漁業者は外国船が近くで操業することに対して強い嫌悪感を持っておられ、要らぬ被害を恐れ、せっかく漁場まで

2日かけてたどり着かれても、漁船を発見すると、ほかの漁場に移られるとか引き返すことを余儀なくされているという実態があります。

燃油の高騰が続く中、宮崎から沖縄県西側水域まで往復すると4日かかり、大体8キロリットルから10キロリットルもの重油が必要となり、それだけでも100万円程度の経費が発生するのです。このことにより、先島・尖閣諸島水域での本県マグロはえ縄船の操業船数も操業日数も年々減少しています。高橋議員も言われました。日南からは昨年、漁には1隻も出られなかったんです。

外国船から被害を受けた漁具に関して国の対応は遅く、「日の出丸」もいまだ何ら補償を受けることができていません。ましてや、漁場が荒らされ、占領されていることにより漁ができないという漁業補償については、法整備すらされていません。さきにも述べましたが、日台合意は法令適用除外水域があり、文字どおり双方の法令を適用しなくていい水域なわけですから、今後、台湾船の横行が増加することは明らかです。知事は、このように県内漁業者が漁具被害に遭っていることや、被害を避けるため操業を断念せざるを得ない状況に追いやられている、その現状に対してどのような認識やどのような憤りをお持ちか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 日台漁業取り決めの対象海域におきましては、いずれも原因者が特定されてはおりませんが、平成20年から24年の間に、漁具の破損や喪失が13件発生いたしております。

また、日台漁業取り決めが発効した昨年(2014年)の5月10日以降は、本県漁業者が台湾漁船とのトラブルを避け、この水域での操業を自粛したため、結果として、漁具被害は減少したものの、

今御指摘がありました。漁場利用に大きな制約を受けたところでもあります。

このため県では、直ちに国に対しまして、本県漁業者の安全な操業を確保するよう要請したところであり、平成26年1月の日台漁業委員会におきまして、本県漁業者の従前どおりの操業を可能とするルールが合意、決定されたところでもあります。さらに、平成25年度補正予算におきまして、漁具被害が発生した際の救済措置に係る基金が積み増しをされたところでもあります。

これまでの経緯、またそれに伴う漁業者の方の大変な御苦勞があったわけではありますが、一定のルールが整い、この後の操業を底支えする、支援する基金ができたということでございますので、漁期となる4月以降の操業再開に向けた基本的な環境が整えられたものと考えております。

○函師博規議員 今、知事の答弁にありましたが、従来どおり操業できる環境が整えられたという認識は誤っていると私は思います。

事実、特別協力水域は北緯26度線を境にして、北が日本、南が台湾の操業方法で漁ができることと決められたんです。日本がこの水域を南下する場合には漁業制限が課せられています。ですから、到底、従来どおりの操業ができるということにはなりません。

今回、質問をつくり上げる上で、多くの漁業者からお話を聞かせていただきました。その内容は、鬼気迫るものばかりで、それらの言葉は失望と怒りと悲しみに満ちておりました。とてもこの本会議場では表現できないほど緊張感もあり、一触即発となりかねない過激な内容もありました。

この日台漁業問題については、沖縄県仲井眞

知事も怒りをあらわにされており、内閣総理大臣に対し、知事名で日台漁業取り決めの見直しを求める要請書を出されたり、また漁業者とともに水産庁に乗り込み、県民の暮らしを守るための直訴をされています。

宮崎県として何をすべきか、今また何ができるのかを真剣に考えなければなりません。せめて漁業者が安心して操業できるように、外国船から県内漁船や漁具が被害を受けた場合には速やかに補償する制度をつくるなり、漁場まで行ったにもかかわらず操業できなかったときの燃油の補助、助成をするなどしてほしいというのが漁業者の生の声です。県として漁業者に届く支援をどう構築していくお考えか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 日台漁業取り決めの対象海域は、本県のマグロはえ縄漁業にとって極めて重要な海域であると認識しております。先ほど知事がお答えしましたように、国におきまして、漁具被害の救済や本県漁業者の漁場確保に関する措置が講じられたところでございます。県といたしましては、これらの対策が円滑に運用されるよう、国及び関係団体と連携を密にして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○函師博規議員 私は、「県として」というところを強調して質問させていただいたところですが、安心して操業できない環境が今後も続くと考えられます。このような環境下で漁業者の後継者は育つのでしょうか。本県の漁業者の就業者数は、昭和55年当時、いわゆる1世代前には7,000人以上おられたのが、平成20年には3,300人余りと、実に53%も減少しています。現在も毎年100人ずつ漁業組合からの脱退者が出ておりますし、それと反比例するように漁業者

の高齢化は進み、今、4割ほどが60歳以上の方々です。年間水揚げ金額もここ20年間で33%減少しており、現在、約300億円余りまで落ち込んでいます。

この状況に追い打ちをかけるような今回の日台漁業合意ですが、沖縄県に対しては、仲井眞知事の働きかけの成果もあり、漁業者の経営安定を図るため、外国船による漁具被害の援助や救済のため、また漁場の調査などを行うために、100億円の基金が今年度創出されました。

本県には、その10分の1でも何らかの補償が具体的にあったのでしょうか。ないんです。県単独での制度構築が困難であれば、国を動かすための働きかけが必要です。カツオ船、マグロ船の漁期は4月から始まります。もう待たないです。今後、知事は漁業者救済のため、どのような決意を持ち、また動かれるのか、再度お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 水産業の振興、またその業についておられる方をしっかりと支援していくのは、県としても重要な役割だというふうに考えております。

今回の日台漁業取り決めは、日本と台湾、国レベルの高度なさまざまな事情を背景とした取り決めがなされたわけですが、私としては、台湾漁船の操業ルールの遵守というものが極めて重要であるというふうに考えておるところでございます。本県漁業者の安全な操業を確保するために、実効性のある取り締まりの実施など万全の対策を講じるよう、国に対して強く求めてまいりたいというふうに考えております。さらに、新たな問題が発生をした場合には、国や関係団体と連携を図りながら、迅速にその解決に取り組み、漁業者を支援してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今、おっしゃったように、やはり取り締まりの強化というのが大きな課題だと思います。日本と台湾の漁業方法が違うがゆえに、特別協力水域の中でも、台湾船の網が潮の流れに沿って日本の領域に入ってくるということが、今の段階でもわかっているそうです。このような状況をぎりぎりのところで抑えていただく、そういう取り締まりが国のほうにも求められるところですが、ぜひ、知事のほうからも、部長のほうからも、このあたりの具体的な対応策についての要望を国に上げていただきたいと思います。

漁業者から、これだけは知事に伝えてくれと頼まれたことがあります。それは、「俺たちは子供たちのために漁場を守っている。子供たちの未来のために安全に漁ができるようにしてくれ。行政が動かんのだったら、俺たちが体を張る覚悟はもうできている」、それぐらい漁業者の方は強い危機感を抱いていらっしゃいます。つらく悲しい事件、事故を起こさないためにも、漁業者の方々の悲痛な訴えをしっかりと受けとめていただき、行動に移すときです。

不安の中で行政に怒りを抱かれているのは、漁業者だけではありません。国は、TPP交渉において1ミリたりとも譲歩しないと言っていた重要5品目でさえ、先日閉幕したシンガポールにおける閣僚会合で、通常より低い関税で牛肉を輸入する特別枠を設けたり、低価格帯の豚肉の輸入がふえるようにしたりする譲歩案を用意するなど、国民を裏切る交渉を進めようとしていました。

この動きに県内の畜産関係者には大きな動揺が広がっており、私に対しても、県は国にどれだけ働きかけをしているのか、また詳細な情報提供をするように強く迫られます。その都度、

県議会としても6度にわたり意見書を提出し、重要品目を関税撤廃の対象から外し、国益が損なわれないことを大前提に、国民の不安に対して説明責任を果たすことを全会一致で決議しているんですよという説明をするんですが、そんなことは到底納得してもらえません。

そこで、県民の不安や不満を代弁するとともに、最新の情報を得ようと、成長産業・TPP対策特別委員会で上京し、内閣官房TPP政府対策本部内閣参事官から情報収集を行ったときでも、冒頭から秘密保持の制限を突きつけられ、通り一遍の説明を聞かされただけで、何ら核心に迫ることができませんでした。政治に携わる者として、農業県の議員として、マスコミ情報でしか交渉内容を確認できないということに強い憤りを感じています。県当局におかれましては、現在動いているTPP交渉についてどのような具体的な情報を得られているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） TPP協定は、国民生活や経済全体、とりわけ農業を基幹産業とします本県経済に大きな影響を与えることが懸念されますので、私は再三再四、国に対し、関税撤廃の例外品目の確保や、国民への的確な情報提供と丁寧な対話に努めることを強く訴えてきたところであります。これまでも交渉の節目節目に、国からの情報提供の場として全国知事会主催の説明会が開催されたところでありますが、交渉参加国との秘密保持契約によりまして、政府の交渉官からは概括的な説明があったのみで、交渉の詳細や核心部分についての情報提供は得られていない状況でございます。

本県の農林水産省江藤副大臣にも直接お会いする機会もいろいろございます。やはり守秘義務があるわけでありまして、具体的なお話を伺

うわけにはいかないわけであります。私は、いつも顔をうかがうような思いで接しておるところでございますが、なかなかそういう厳しい状況でございます。

交渉妥結に向けて精力的な交渉が重ねられている中、県としましては、今月7日にTPP対策本部会議を招集しまして、各部局長には、アンテナをさらに高くして、連携して情報収集に取り組むよう指示したところでありまして、今後とも、可能な限りの情報収集や、それを踏まえた分析、対策に努めてまいりたいと考えております。

○函師博規議員 閣僚会合では合意には至らなかったんですが、既に70%から80%もでき上がったというような発言もあったにもかかわらず、この時期に知事にすらその内容が概要でしか伝えられないという、本当に残念な状態です。一体どの交渉分野がどこまで進展しているのか、また日本の譲歩案として、ミニマムアクセス米や国家貿易品目の麦の輸入をふやす案が政府内で浮上していたり、乳製品の一部品目が関税撤廃に追い込まれるかもしれないなど、生産者の不安をあおる情報が錯綜しています。

これにより、生産者は規模拡大を考えていても踏み切れず、後継者に経営を引き継ぎたいが廃業せざるを得ないのではないかと、瀬戸際に立たされている方々もたくさんいらっしゃいます。4月にオバマ大統領が来日される予定です。そこに向けて再び日米協議が激化するものと思われ、今までに増して一歩たりとも後退しないという気概を示すのが今です。

昨年、北海道の高橋知事を先頭に全国31道県の首長で国に対して抗議活動を行い、知事もまさにそこに参戦されておりました。交渉内容が

深刻化する今ですから、なおのこと、生産者からの怒りや不安の声が知事にもどんどん届いていると思います。今後、県民の暮らしを守るため、知事はどう具体的に動かれるのか、再度お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） T P P 協定交渉の大きなテーマである関税の取り扱いに関しまして、今月22日からの閣僚会合前に、農産物、とりわけ本県への影響が懸念されます牛肉、豚肉の関税に関する報道がなされまして、県内の畜産関係者にはさらに大きな不安が広がっていると認識をしております。

本県畜産農家におきましては、口蹄疫等からの再生・復興を目指して努力を続けているところでもあります。また、飼料の高騰など畜産を取り巻く経営環境は大変厳しい状況が続いておりますし、P E D（豚流行性下痢）の広がりなど、防疫上の課題にも直面しているところでもあります。さらに、県や市町村、農家、関係団体が一体となって、生産性の向上や首都圏等への販路の拡大など畜産新生に取り組んでいる最中にあるわけでもあります。国におかれては、本県の置かれたこれらの厳しい状況をぜひとも踏まえていただき、畜産物を初めとする重要5項目の関税堅持の姿勢で今後の交渉に臨んでいただきたいと考えております。

県としましては、今後とも、緊張感を持って事態の進展を見きわめ、必要に応じて県議会を初め、関係団体、県関係国会議員などとも十分連携をしながら、国等に対し、適時的確な要望や働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 ぜひ、知事が言われた適時的確に対応を行う、それが手おくれにならないように、私のほうも全力で支援していきたいと思

います。

次に行きます。宮崎県中小企業等支援ファンドについての損失責任に関する質問をいたします。

8億9,376万3,000円もの損失補償が生じてしまうこの事業は、当時経営難だった企業の雇用を継続できたことには効果があったものの、結果的に県民に負担を強いることになってしまいました。当時は、この事業の対象企業以外にも経営難に陥っている企業は多数あり、また、この10年間で、さまざまな業種でリストラされた従業員は何千人もいたわけですから、この事業は、支援した企業を存続させるだけでなく、県内経済を活性化させたという結果を残さなければならなかったはずで、県民からは、この損失を招いたことの責任の所在を明確にすることを求める声が噴出しています。まず、県は産業再生機構を通じ情報収集をした上で、企業に対し責任を求めることにどう関与したのか、これまでの経緯を含めて商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） このファンドは、平成15年当時、不良債権処理の加速化等により、金融機関による円滑な資金供給が困難な状況にあったことから、事業再生を支援するために県が主体となって設立したものです。

ファンドの投資先につきましては、公平公正の観点から公募を行い、それぞれの再生計画について専門家の意見を踏まえて決定するとともに、公表も行ったところでもあります。また、投資先の企業は、再生計画に基づき、経費節減はもとより、不採算部門からの撤退、資産の売却あるいは経営者の交代など、経営改善のための取り組みを行ってまいりました。

県においても、投資先企業を直接訪問し、ヒ

アリングを行ったほか、ファンドを通じて状況を随時把握し、必要な助言などを行ってきたところでもあります。しかしながら、国内不況の長期化、相次ぐ自然災害の発生など、外的要因も加わりまして、再生が当初の予定どおりには進まなかったところでもあります。この結果、多額の損失補償が必要となったところでもあります。

○図師博規議員 今の答弁では、投資先の企業に対しては、経費の削減や経営者の交代などを促したということですが、それだけで企業は責任を果たせたと言えるのでしょうか。

拠出金が回収できないままの同じ企業に、今後も県の補助金が投入されていくというケースがあります。ファンドの特性や対象企業の地域性を考慮しても、投資を回収できていない企業にまた補助金をつぎ込んでいく、そういう状況は、ああ、そうですかと、すぐ納得できるものでもありません。今回の多額の損失補償が生じたことは、企業側にももちろん責任がありますが、県にも責任があると考えます。知事の御見解をお示してください。

○知事（河野俊嗣君） このファンドにつきましては、平成15年当時、大変厳しい状況の中、不良債権処理が加速化して、貸し渋り、貸し剥がしというようなことがよく言われたところでありまして、金融機関の体力が低下し、民間ベースではなかなか円滑な資金供給ができない、そういう厳しい状況の中で、本県の中核的企業の再生が図られない場合の県内経済全体への影響と、一時的に経営に支障が生じた企業を対象とする再生ファンドの損失リスクとを十分考慮した上で、県としてぎりぎりの選択の中で必要不可欠との判断をしたものであります。

このファンドにより、支援した全ての事業が継続され、地域における雇用の維持が図られる

などの成果があったところではありますが、結果として多額の損失補償が必要となったことにつきましては、重く受けとめているところでございます。今後の地域経済と雇用を考える上で、中小企業等の重要性はますます高まるものと考えておりますので、その振興についてニーズを的確に把握しながら、しっかりと取り組んでいくことが責務であろうと考えております。

○図師博規議員 今の知事の答弁を、県政の両輪でもある議会もしっかり真摯に受けとめ、また今後、県民から求められれば、丁寧な説明責任は果たしていかなければならないと思います。

次の質問に移ります。農地中間管理機構の働きと農業振興地域の管理についてです。

本県における農地中間管理事業の実施について、現状40%台の農地集積率を90%台にまで引き上げるとともに、農地集積面積を純増加分だけでも年間3,160ヘクタール集積し、10年間で3万1,507ヘクタールの集積を達成するという、とてつもなく高いハードルが設定されています。

本県の農地の集積や集約においては、田畑の割合がおおむね半々で、生産品目が多岐にわたっていることや、集落機能が低下していたり、そもそも中山間地ではメリットが受けにくいなどなど、顕在化している課題が幾つもあります。これらの課題をいかに乗り越え、管理機構を運営していこうとお考えなのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 担い手の高齢化やリタイアが加速する待ったなしの中で、今回の農地中間管理機構の設置によりまして、今後、農地ごとに、農地を誰が担い、どのように利活用していくかを議論することは、担い手の農地集約化に向けた具体的な行動を起こす大き

なきっかけになるものと考えております。

県では先般、各市町村を回りまして、各地域の実情に応じ、どうしたら機構をうまく活用できるか等につきまして、市町村長との意見交換を終えたところでございます。その意見等も踏まえまして、まずはモデル事例を各地域で起こしまして、現地検証結果等を踏まえて、県内に広げていこうと考えているところでございます。

また、地域、集落でのより綿密な「人・農地プラン」の作成、見直しを進めるとともに、各種の集積協力金の活用や、JA等が行う農地利用集積円滑化事業とも十分に連携を図りながら、担い手への農地集約を加速化させてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 今後、県内の農地集積化に際し、その集積目標が非常に高いという困難さのほかに、県内に増加している使えない農振農用地及び農業振興地域をどう取り扱っていくかという問題もあります。既に山林化していたり、整地されているものの生産性がゼロに等しい農業振興地域が大量にあるという実態が横たわっています。集積率90%を達成するには、これら生産性の低い農地をいかに生き返らせるか、もしくは、農地からの転用を促進し、他産業が利用しやすい環境を整えていく必要があります。そこで、毎年、各農業委員会が行う農地調査においてつけ出されます、再生するためにそこに資金投入しても費用対効果が合わない農地、いわゆるB分類に該当する農地を含む耕作放棄地が、県内にはどの程度あるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 市町村農業委員会による調査では、平成24年の本県の耕作放棄地面積は2,606ヘクタールで、全耕地面積の

約3.7%となっております。このうち、森林化していることなどにより物理的な条件整備が困難、あるいは農地として復元しても継続して利用することが困難であると見込まれる農地が1,087ヘクタールとなっております。

○凶師博規議員 今の答弁にありましたが、2,606ヘクタールもの耕作放棄地がある。たかが5%以下の数字ではないですね。これが本当に県内各地に点在しているということです。市町村としては、今答弁いただいたB分類以外にも、第1種農地であっても、押し寄せる鳥獣被害を食いとめられず耕作できない農地や、将来にわたっても借り手を探すことが不可能な農地を転用して、太陽光などの他産業を誘致、そこに参入しやすい環境に取り組むため、農地除外申請を県に随時上げているようです。

しかし、県の対応は、「10ヘクタール以上あれば、米粒が一粒も生産できない農地であっても、農地からの見直しはできません」とか、「国の今の方針のままでは、100年たってもここは農地のままなんです」、そういう国の示す内容を盾に、市町村からの申し出を画一的にはねのけているということをお願いします。

この状態が続けば、農地中間管理機構が掲げる農地集積率90%を達成することも、100年たっても無理だと思います。機構の事業展開を現実的にするためにも、国に対し、地域の現状と乖離してしまっている農地法の見直しや、農振地を含む農業振興地域の基準緩和を訴えていく必要があると考えます。管理機構の業務が数年で行き詰まってしまわないように、今後、各関係部局が積極的に国へ働きかけていくことが必要だということを申し述べまして、次の質問に移ります。

通学路を含む歩道整備と渋滞対策について伺

います。

県当局に限られた財源の中で効果的なインフラ整備を進めておられることには敬意を表するものですが、ともすれば自動車優先となりがちな整備を、住民目線、地域目線での整備につなげていくために、地元児湯郡の例を挙げながら質問いたします。

まず、新富町と西都市を結ぶ県道18号です。ここは、国道10号から東九州自動車道西都インターチェンジへのアクセス道として利用されており、年々交通量がふえている路線です。沿道には幼稚園、小中学校があり、通学路指定もされており、全線の歩道設置には至っていないんです。交差点改良に伴う整備計画はあるんですが、まだ未整備のままです。

ほかにも、以前質問でも取り上げました県道高鍋美々津線における都農町都南橋の歩道設置についても同じです。この県道は国道10号の東バイパス的役割を果たしており、近年の沿線の改良が進み、交通量がやはり増加しております。

都南橋、覚えていらっしゃるでしょうか。欄干のかさ上げをした工事の際に橋の中の歩道部分がなくなり、歩行者は欄干の基礎コンクリート部分に上がって、子供たちはそこに上がって通学していくということを余儀なくされてきました。一般質問で取り上げた後に、安全対策として、橋梁内の車道の幅をそれぞれ縮めてもらい、50センチほどの歩道部分は確保していただきましたが、やはり地元からは、ちゃんとした歩道の敷設をしてくれということが切望されています。

このように県内全域の歩道などの整備についても、警察本部や土木事務所、市町村や各学校との連携により危険箇所の調査も進み、年次的

な整備が進められていくものと考えますが、今後どのように取り組まれていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 法定通学路の安全対策につきましては、平成25年3月までに、県管理道路650キロメートルのうち約72%、467キロメートルの歩道整備を完了したところ です。

また、昨年度には、京都府などで発生しました登下校中の児童などが巻き込まれる交通事故を受け、教育委員会を中心に通学路の緊急合同点検を実施したところ、県内では対策が必要な箇所が855カ所ございました。このうち県管理道路では246カ所が対象となり、平成26年1月までに237カ所について防護柵設置などの対策を行っており、残る9カ所についても、来年度までに着手する予定でございます。県としましては、通学路の安全対策を着実かつ効果的に実施していくため、法定通学路の歩道整備を図りますとともに、教育委員会、警察、市町村などと連携を密にして、通学路の定期的な点検、検証を行い、内容の見直しを図りながら、継続的な安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 続きまして、渋滞対策につきましては、有岡議員のほうからの関連質問とさせていただきます。

○福田作弥議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲内となります。有岡浩一議員。

○有岡浩一議員 関連で質問させていただきます。

昨年の議会から毎回のように質問されています、宮崎市小戸之橋のかけかえ工事に伴う交通

渋滞についてであります。

通行どめは昨年11月1日から本日で4カ月となります。その間、小戸之橋周辺の朝夕の渋滞は予想以上に激しいものとなっており、渋滞に巻き込まれている住民の方からは、渋滞することがわかっていながら行政は何をしているのかと、厳しい声が上がっております。そこでまず、県としてこれまでに交通渋滞対策についてどのような取り組みを行ってきたのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 小戸之橋のかけかえに伴います渋滞対策につきましては、宮崎市の要請を受け、警察本部、県の三者で協議を重ね、昨年11月までに小戸之橋周辺の主要な7カ所の交差点において、右折レーンの設置などの対策を実施したところであります。また、宮崎市が通行どめを行った後に実施した交通量調査の結果等を踏まえ、ことし1月には、大王町交差点の市道部におきまして、右折レーンと左折レーンの見直しが行われたところであります。

これらの対策によりまして、主要な交差点における渋滞緩和に一定の効果があつたと伺っておりますが、赤江大橋南詰めの交差点などにおいて朝夕の通勤通学時の渋滞は解消されておらず、今後も引き続き、宮崎市、警察本部、県の三者で対応策を検討することとしております。

○有岡浩一議員 ただいま交差点の改良等を行ったとの答弁がありました。県警におきましても、周辺交差点の信号現示調整などを行ったと伺っております。しかし、答弁にあつたように、赤江大橋南詰めなどでは現在も朝夕の渋滞が見られております。

さらに問題とすべきことは、11月議会の一般質問の際に知事が答弁された考え方の中で、時

間帯の分散や通るルートによって渋滞が幾らか緩和されるのか、いろんな通行帯の工夫が可能なのか、渋滞緩和に向けた取り組みを進めたいと答弁されました。

ところが、現状として大変危惧していることは、11月以降——通行どめ後になります——渋滞する本線から近道を探して生活道や通学路へ一般車両の進入がふえており、地元自治会からも、車の進入による生活道における支障や通学路の安全対策を危惧する声が上がっております。

また、本線の交差点では、進入した車が、渋滞のために交差点の横断歩道上で信号が変わり、横断歩道を塞いでしまい、通学時の児童が車両の前後を通るということがあつたと聞いております。ドライバーが交通ルールのマナーを守る努力だけでは解決できないという現状がございまして。そこで、県教育委員会ではこのような通学路の実態を把握し、宮崎市教育委員会と認識を共有できているのか、教育長の見解をお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 小戸之橋のかけかえ工事に伴い、通勤の方などの車が、恒久小、潮見小などの通学路を迂回路として利用されているため、登下校時の交通量が増加いたしているということにつきましては、承知しております。

あわせて、これらの学校におきましては、交通安全に関する児童への指導の取り組みが、これまで以上に徹底してなされているということ、宮崎市教育委員会から伺っております。

○有岡浩一議員 児童生徒への交通安全指導を行っている、これは大変大切なことではございますが、一つの例を申し上げますと、以前、私の知る高校生が、下校時に交差点で大型トラッ

クの後輪に自転車ごと巻き込まれて亡くなりました。このような事故がございましたが、交通弱者が注意していても起きてしまう事故がございます。現在のような渋滞が続けば、このような事故が起こるのではないかということ、地域の方は懸念していらっしゃるわけです。高校でありまして、現状では自転車通学の高校生は、やはり渋滞の影響で接触事故の危険性が増しているという話も伺っております。児童生徒の命を守るという視点から、安全対策について教育現場の立場からもぜひ声を上げていただきたい、そのように考えております。

そこで、再度、県土整備部長にお尋ねいたします。渋滞対策解消へ抜本的な対策が望まれる中で、22年11月から渋滞対策協議会を8回行ったと伺いました。約4年前からこのような協議会を行っていたということで、宮崎市の都市整備部を事務局として、県道路建設課、県道路保全課、県都市計画課、県警察本部交通規制課、宮崎土木事務所などがメンバーとなっております。渋滞対策について多岐にわたり協議し、専門的な見地から実施可能な渋滞対策を行ったわけですが、今後、県として、通学路、生活道路の安全確保や、一ツ葉有料道路の利活用を含めた渋滞対策についてどのように取り組んでいられるのか、見解をお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 通学路や生活道路の安全確保につきましては、宮崎市が中心となり、必要な対策を行っているところですが、県道においては、小戸の橋を利用していた自転車通学生の多くが大淀大橋に集中することが見込まれますことから、自転車の通行について左側一方通行とし、自転車や歩行者の安全確保を図ったところであります。

また、一ツ葉有料道路の利活用につきまして

は、多額の未償還金があるなど解決すべきさまざまな課題はありますが、現在、宮崎市において、11月と2月に実施した交通量調査の分析や、有料道路を利用した場合の周辺道路の交通状況のシミュレーションを行っていると同様でございますので、今後、宮崎市から提案があった場合には、その可能性等について検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、部長のほうから答弁がございましたが、宮崎市から提案があった場合には実施可能性について検討してまいりたいという、大変縦割りというのでしょうか、現状としてはわからないわけではありませんが、少なくとも対策協議会のメンバーに県が入っているわけですね。4年も前から協議をして現在に至っているが、シミュレーションとは若干違った、やはり渋滞が激しいという現状があるわけです。その中で、市がやるべきことだ、これは県じゃない、こういうすみ分けを考えていらっしゃるかもしれませんが、住民は市民であり、県民なんです。住民は市に対しての不満を持ちます。そして、県に対しても不満を持っています。それが現状です。

ですから、やはり協議会の中で、できることを真剣に議論して、何ができるのか、それを市に任せるのではなくて、協議会の中でしっかりと提案をして後押しする、そういう姿勢がないと前に進まないと私は思っています。これから約7年以上かかる工事ではありますが、4カ月たった中で、県民からは、市も県もつまらんと言われてしまっています。何をしているんだと、それが正直な声です。まだ爆発はしていませんが、少なくとも目に見える形で取り組まなきゃいけないというのも事実でございます。

再度申し上げますが、わかっているながらでき

ていない。一事が万事であります。これからいろんな課題があって、わかっていながらうまくいかない、できない、やはりその準備ができていないということではないかと思っております。そういった意味では、今回のこの現状を一つ一つ精査しながら、市と協力しながら、県も対策を持っているんだ、そういう姿勢で臨んでいただきたい、そういう思いでございます。今後の検討を要望しまして、関連質問を終わらせていただきます。

○図師博規議員 それでは、続きまして、教育長のほうに読書教育についてお伺いしてまいります。

子供たちは本を通じて、みずからの人生を豊かにし、いろんな自分の課題を解決したり、未知の分野に挑戦する動機づけなどを得ていきます。進路を決めるに当たっても、自分の判断基準を持つことにしても、社会に出てさまざまな困難を乗り越えていくときにも、頼りになるのは、みずからの体験に加えて、読書を通じた知識や間接体験であります。

生活面での自立とともに、知的自立を促す生活習慣を身につけるように導くことが教育の重要な課題であり、大人の責務だとも考えます。その拠点となるのが図書館であり、特に子供たちの生活の中にある学校図書教育の充実は、知的自立の源流となり得る大切な場所でもあります。県として、学校図書教育を初め子供たちへの読書教育推進についてどのように取り組んでいращやるのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 県では、幼児期からの読書活動が大切であると考え、平成15年度に第1次、22年度に第2次「子ども読書活動推進計画」を策定し、さまざまな施策を推進しているところであります。

具体的には、親子のコミュニケーションを深める家読（うちどく）の推進、読み聞かせボランティアなどの養成、学校における異学年交流などでの読み聞かせの推奨等、読書を推進する環境づくりに取り組んでおります。また、県立図書館において、読書週間等でさまざまなイベントを行い、読書活動の広報啓発にも取り組んでおります。さらに、ことし1月には、子供読書活動関係者約1,000人が参加いただき、「みやざき読書ネットワークフォーラム」を開催し、子供の読書活動に取り組む機運の醸成を図るなど、総合的に読書活動を推進いたしているところであります。

○図師博規議員 今、答弁にありました「みやざき読書ネットワークフォーラム」など、来年度全国展開される事業を、県は率先して前倒しで予算獲得されたというような話も聞いております。非常に積極的に取り組んでいращやる内容は理解しているところですが、今、教育長には、読書活動の全体像についての答弁をしていただきましたが、次は、学校図書にフォーカスした質問をさせていただきます。

学校図書教育のキーパーソンとなるのは、子供と本をつなぐ図書司書の職員です。学校図書館法第5条では、12学級以上の学校には、専門的講習を受け、資格を得ている司書教諭の配置が義務づけられており、また現在、学校図書教育における担当には、今申しました司書教諭か学校図書館担当事務職員、いわゆる学校司書のどちらかの職員が当たるようになっています。

ちなみに、島根県においては――先ほど図書館法の内容を示して12クラス以上に義務づけられているというお話をしましたが――11クラス以下の小規模の公立小・中・高校及び特別支援学校に司書職員が全て配置されています。100%

配置されています。学校司書を含めた数字では、沖縄県や佐賀県の学校でも90%を超える配置率となっており、クラスの数にかかわらず学校図書教育に力を入れる体制が整えられています。それでは、本県における司書教諭及び学校司書の配置状況はどうなっているのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 本県では、読書活動の中核的な役割を担う司書教諭を12学級以上の全ての学校に配置いたしております。11学級以下の学校では設置義務はありませんが、小学校8%、中学校7%、高等学校16%で配置しており、配置率は現在、増加していく傾向にあります。

それから、図書館の図書の貸し出し等を行う学校司書は、学校の設置者の判断で配置されており、昨年度の調査では、専任の方だけについていいますと、公立の小学校で約5割、中学校は約3割、高等学校は約8割の配置率となっております。専任の職員を配置していない学校においても、非常勤職員やボランティアなどの協力も得て対応いたしております。特別支援学校では、さまざまな児童生徒の実態に応じて図書を学級で活用する機会が多いため、学級担任や司書教諭が対応いたしております。

○図師博規議員 県内には、1校12クラス以上ある規模の学校よりも11クラス以下の小規模校のほうが多く、小学校では11クラス以下が138校、中学校も95校あって、今、教育長の答弁では、そのうちわずか小学校には8%、中学校には7%しか司書教諭の配置がされておらず、県立高校でも16%程度では、増加傾向にあるという答弁をいただいても、伸びていますねと感心するということには至りません。司書教諭のかわりに学校司書の配置が進んでいけばいいので

すが、小学校でも50%、中学校でも30%、こちらも高い割合ではありません。

島根県では、小・中・高校、特別支援学校も含めて100%の配置がされています。本県は司書職員率が低い、司書職員の数が少ないがゆえに、市内の小学校を1人の司書職員が1週間かけて巡回している市があったり、高鍋町のように、小中学校ごとに司書職員を雇用し配置しているところがあったり、県内の図書教育体制には間違いなく格差があります。

司書教諭や学校司書を配置すれば図書教育が強化されるというのではなく、司書業務に当たる方の働く環境を整えることも大切で、鳥取県では片山知事の時代に、全県立高校と県立図書館司書を正規の職員として一括雇用し、市町村図書館との人材交流までされています。また、司書教諭の負担軽減策として、授業時数の軽減や部活動の担当についての配慮、または司書教諭業務をサポートするために非常勤講師を加配するなど、職員への配慮も充実しています。

そして、学校図書推進というのは、司書職員だけが背負うものでもありません。校長以下、全教職員が学校図書の重要性を認識し、学校全体での機運醸成も必要です。その一つの取り組みとして、「宮崎県子ども読書活動推進計画」にも織り込まれている、小中学校における一斉読書の取り組み状況はどうなっているのでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 今年度の全国調査では、県内において一斉読書を毎日実施している学校は小学校で9%、中学校で40%となっておりますが、週1回以上実施を含めると、小学校では約90%、中学校では約71%が取り組んでおります。そのほかにも、読書週間の設定や図

書館便りの発行、読んだ本について語り合うブックトークの実施など、図書に対する児童生徒の関心を高めるための取り組みを行っているところであり、さらに、保護者やボランティアによる子供たちへの読み聞かせや、親子で同じ本を読んで語り合う時間を設けたり、家庭読書、家読（うちどく）を推奨するなど、家庭と地域とも連携しながら、読書活動を積極的に推進しているところでもあります。

○図書博規議員 毎日一斉読書をしている学校の割合を全国平均と比較してみますと、全国平均、小学校では19%が実施しています。教育長の答弁にありました、県は9%。中学校は65%が全国平均ですが、宮崎県は40%。小学校でも10%、中学校では20%以上も実施割合が低いというのが実態なんです。

冒頭にも申しましたが、学校図書教育は、知的自立を促すとともに、全国学力・学習状況調査においても、学力向上に成果を上げている都道府県では一斉読書を毎日行っている割合が高いという統計も出ております。ぜひ、ゼロ予算でできる一斉読書はさらに推進すべきです。

そして、新年度予算には、知事の肝いりで、本県の発展を支えるための総額20億の「みやざき人財づくり基金」の提示がされています。教育長に答弁いただいた、今後の県の読書教育ビジョンを実りあるものにするためにも、小中学校のことは市町村任せにするのではなく——3度目ですが、島根県では、市町村が学校司書を配置する際の補助制度を県がつくったり、また11クラス以下の学校に司書教諭を加配する際にも、その人件費の補助を県が予算化しているんです。具体的に人財づくり基金が運用されることを期待するところではありますが、知事の掲げられる人財づくりにおいて、学校図書を活用

した読書推進活動は不可欠だと考えます。知事の人づくりとは何なのか、人財づくりとは何なのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 人財づくりの重要性、本県の発展、また我が国の発展を担う人づくりの重要性、それに鑑みてこの基金も設置をし、取り組んでいきたいという思いでございますが、その中でも読書の果たす役割は大変重要であろうかというふうに思います。やはりその中でも、子供の読書活動、自分の子供のころを考えましても、また自分の子供たちのことを考えましても、幼少期における読み聞かせでありますとか、本に親しむ環境づくりは大変重要であろうかと考えておまして、しっかりまた教育委員会とも連携をしながら、そういう取り組みも進めてまいりたい。そういうことを強力に進める上でも、図書館の中の図書館という位置づけであります県立図書館の名誉館長に今回、歌人の伊藤一彦先生、ぜひにということで就任をしていただいたわけでありまして、著名な方との対談も含めて、読書活動のさらなる広がり、また子供の読書活動の推進にも努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

公立学校における司書教諭等につきまして、先進的な、積極的な取り組みが進められている事例というものを紹介いただいたわけですが、私どもも、しっかりそういうところも十分勉強しながら、厳しい財政状況の中で、非常勤の方とかボランティアの方の御助力をいただきながら、今、環境づくりに取り組んでいるところでございます。本県としてどのようなことができるのかというのは、人財づくりという思いで今後とも考えてまいりたいと思えます。

○**図師博規議員** 子供たちには、ただ本を読めではだめなんです。その子のバックグラウンド、家庭環境、また地域の状況、その子供が今どんな精神状態なのか、心のバランスはどうか、こんなときにはこんな本が効果的ですよ、この本を読めば勇気づけられますよ、あなたの進路にはこういう本がいいんじゃないですか、そういういわゆる本のソムリエ的な役割をされるのが司書教諭であり、学校司書の方々です。ですから、充て職で、ではあなたが片手間でやっていなさいというような学校現場でもなく、やはり専門の知識を得た方を学校の司書として配置されるということを強く要望いたします。知事の今の答弁が速やかに学校現場につながることを期待いたしまして、代表質問を終わります。(拍手)

○**福田作弥議長** 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、3月3日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時46分散会

3 月 3 日 (月)

平成 26 年 3 月 3 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、岩下斌彦議員。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の岩下斌彦でございます。

ことしも我が家の庭にはハクモクレンが満開となり、またメジロが鳴き、春の訪れを感じさせます。3月1日土曜日に県立福島高等学校の卒業式に参加いたしました。84名の卒業生でありましたけれども、立派に成長した姿を見せていただきまして、大きな感動をいただきました。久しぶりに「蛍の光」を聞きましたけれども、先生への恩、学びの恩、こういったものを本当に心から子供たちが歌っておりまして、大変心を打たれたものでございました。卒業生それぞれが3年間の思いを胸に輝かしい未来へ旅立ちました。

2月県議会一般質問の初日ではありますが、「県民の声、地元の声を県政に生かす」を念頭に置き、質問を行います。

知事の政治姿勢について質問をいたします。

東九州自動車道北浦一須美江間が3月8日に、日向一都農間が3月16日に開通する運びとなりました。まことに喜ばしいことでございます。また、知事からは、東九州自動車道の県南

区間及び九州中央自動車道の早期完成に向けても引き続き全力で取り組むとの言葉を、本2月議会の冒頭にいただきました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。東九州自動車道日南一串間一志布志間についてお聞きいたします。串間の地におきまして、昨年9月に東九州自動車道日南一串間一志布志間の事業化に向けて総決起大会が開催されました。国会議員の超党派で構成されている高速道路建設推進議員連盟会長の衛藤征士郎先生の声かけにより実施されました。国土交通省の徳山道路局長、そして地元の多数の国会議員、宮崎県からは河野知事を初め、ここにおいでのか県議会議員の皆様方の多くが参加をさせていただきました。盛大に行われました。おかげさまで、10月には第2回の九州地方小委員会が開かれまして、意見聴取やヒアリング、オープンハウス、アンケート調査が実施されたとのことでございます。いよいよ次回の第3回の小委員会で、地域から聴取した意見内容の確認、地域などの意見を踏まえた対応方針案の検討がなされると聞いておりますが、東九州自動車道の日南一串間一志布志間の新規事業化に向けて、昨年9月以降の進捗状況と今後の見通しについて知事にお伺いをいたします。

次に、先月の2月19日に串間市におきまして、「知事とのふれあいフォーラム」が開催されました。私も出席させていただきましたが、串間市からは30数団体の代表が参加されまして、高速道路早期実現、あるいは福島高校の存続、観光誘客策、農業担い手対策、出荷センター整備への支援など、多くの意見が知事に寄せられたところでございます。知事は、県内各地でふれあいフォーラムを開催されたと思いますが、知事とのふれあいフォーラムではどのよう

なことが課題として上がり、知事はどう思われ、県政にどう生かしていかれるのか、知事に伺います。

以下の質問につきましては、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

東九州自動車道についてであります。東九州道の唯一の未事業化区間として残る日南一串間一志布志間の新規事業化につきましては、昨年9月19日に串間市で1,600人の沿線住民参加のもとに盛大に開催された総決起大会での地元の大変な熱意があったわけでありまして、国土交通省の関係者にも大きなインパクトを与え、語りぐさになっているという話を伺うところでありますが、何とか前に進まなければという機運がいろんな面で高まっているというふうに思っております。

この大会が実現したのも、北九州市における東九州道の整備の大会において、串間の道を考える女性の会の齋藤チヅ子さんが熱い訴えを行われ、それを受けて衛藤征士郎先生が応えられたということでありまして、やはり熱い思い、熱意というものを伝えていく、これが物事を動かすのだということを実感したところでございます。

私もそのような熱い思いを持って、上京の機会を捉えて財務省や国土交通省、また県選出国會議員のところを足しげく訪問しまして、早期事業化に向けた要望を重ねておるところであります。

現在、国におきまして、概略ルートや構造について対応方針の決定のために計画段階評価の手续が進められております。これまでに3つのルート案が示され、オープンハウスやアンケー

トによりまして地元住民の意見聴取が行われたところでありまして。今後、新規事業化までには概略ルートや構造が決定され、その後も幾つかの段階を経る必要がございます。県としましては、県議会の皆様や県民の皆様の御協力をいただきながら、国に対し、日南一串間一志布志間の一日も早い新規事業化というものを、今後とも強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいフォーラムについてであります。ふれあいフォーラムは、市町村ごとに行わせていただいております地域住民の皆さんとの対話集会であります。今年度も9回開催をしております。それぞれのフォーラムにおきましては、産業や地域の振興、インフラ整備、防災対策、有害鳥獣対策、少子高齢化問題、教育、福祉、幅広い分野につきまして、県政、また地域の課題につきまして、さまざまな御意見や御提言をいただいております。

先日の串間市におきましても、やはり東九州自動車道についての意見、要望が多かったように覚えておりますが、観光、教育、農業振興、さまざまな御意見をいただいたところでございます。このフォーラムは、私にとりましては、地域の実情を肌で感じ、地域の皆様の声をじかに伺うことのできる貴重な場となっておりますし、一方では、私の考えや県の取り組みの内容について地域の皆様にお伝えをする、まさに双方向のコミュニケーションの貴重な場になっているというふうに感じておるところでございます。

特に、県の取り組みなり県の考え方というのがなかなか伝わっていないものだなということをよく実感するところでありまして。地域の皆様の切実な思いを受けて、その場で可能な限り私も回答をさせていただいておりますし、すぐに

対応が可能なものは、市町村などとも連携をしながら必要な取り組みを行っております。また、事務的に数値等を確認する必要があるようなものについては、後日、個別に回答させていただいたり、検討に時間を要するものについても貴重な御意見として受けとめ、県勢の発展や地域の振興に向けて、事業や施策に反映させるよう努めているところでございます。今後とも、このような機会を通じて、対話と協働による県政運営に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○岩下 斌彦 議員 先日参加された串間の市民は、団体の長の皆さん方が非常に多かったわけですが、直接、知事に話を聞いていただく、自分たちの思いを聞いていただく、このことを大変喜びとして感じております。自分たちの地域の意見を知事、何とかしてほしいという切なる願いがあったように思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、中山間地域の振興についてであります。宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」には、中山間地域の実情に即した産業振興、集落の活性化及び日常生活の維持充実に向けた重点的な取り組み、さらには「中山間地域をみんなで支える県民運動」の展開により、人口減少や高齢化に対応した全国のモデルとなるような持続可能な中山間地づくりを目指しております。あと10年、20年後には我々の想像を超える状況になるのではと、大変危惧いたしております。中山間地域の集落は、特に人口の減少や高齢化が進んでおりますが、県として今後、集落の活性化をどのように図っていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化が進行しております。中山間地域における集落は大変厳

しい状況にあると認識をしております。中山間地域の振興計画におきましても、集落の活性化というものを重点施策の一つとして掲げまして、さまざまな施策に全庁を挙げて今、取り組んでおるところでございます。

そのような中で、今年度、えびの市の田代自治会や西米良村の小川地区が、これまでの活動の功績を認められ、全国の地域づくりの優良事例としてそれぞれ最高の賞を受賞されましたことは、大変喜ばしいことでありまして、県内各地域で進められております、住民主体の地域づくり活動にも一層の弾みがつくのではないかと期待をしておるところであります。

私も機会あるごとに中山間地域に足を運び、地域の方々と膝詰めで意見交換をさせていただいておりますが、今後とも、地域の皆様の声を十分にお聞きしながら、市町村とも一体となつて、「いきいき集落」の取り組みでありますとか、地域の特産品、伝統的な地元食材を活用したフードビジネスの展開など、その地域の魅力ある資源を生かした地域づくりへの支援、さらに基幹産業である農林水産業の振興、さまざまな面で取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

昨日は、日向市において東九州道の開通記念のイベントが行われたわけですが、天気にも恵まれて多くの人出がございました。それで、つらつら考えるのは、イベント行政というものが批判される面もありますが、そういう場を提供することにより多くの人が集まり、活性化する。そして、いろんな面で刺激を与え合う、そういう面もあるのではないかとこのことを実感したところであります。また、現在、県が取り組んでおります神楽や伝統芸能の保存活動、これも地域の集落の維持、また活性化の

非常に重要な取り組みになろうかという思いで
ございます。このようなさまざまな観点から、
集落の活性化に、これからも全力で取り組んで
まいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 続きまして、子育てについて
でございます。子育てについて最も重い責任
は、もちろん親などの保護者にあります。しか
し、子育てを取り巻く環境の変化により、親な
どの保護者が子育てに負担感を感じがちなのも
現実でございます。支援者が側面から支えるこ
とで子育ての負担の軽減を図り、保護者が子育
ての責任を全うできるようにすることが、子ど
も・子育て支援の目的でございます。

子育ては本来、誇りや喜びを感じるものであ
りますが、不安や負担感が大きいと、なかなか
そうは思えないこともあります。このことを理
解した上で、子供や保護者がより安らぎや幸せ
を感じることができるようにするにはどうした
らいいかという視点で活動することが重要だと
考えます。そこで、知事の考える「日本一子育
て・子育て立県」とは何を目指しておられるの
か、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 子供というのは地域の
宝であり、まさに我々の地域の将来を担う大変
重要な存在でありまして、積極的な子育て・子
育ちを支援していきたいという思いでございま
す。子育てや子供の育ちを充実させるために
は、人格形成の基礎を培う重要な時期である幼
児期を初めとしまして、それぞれのライフステ
ージに応じた支援というものを切れ目なく行っ
ていく必要があろうかと考えております。

本県は、幸いにも豊かな自然、文化、そして
地域のきずなというものが多く残されている、
全国の中でも子育て・子育てに適した環境にあ
るのではないかと考えております。合計特殊出

生率についても全国トップクラスの数字でござ
いますし、文部科学省が実施しました、全国学
力・学習状況調査のアンケート調査をもとに、
民間のシンクタンクが発表しております、「い
い子どもが育つ都道府県ランキング」におい
ても、2回連続で全国トップであるというところ
も、このような環境というものを証明している
のではないかとこのように考えております。

私は、こうした本県のすぐれた子育て環境を
生かしながら、子育て家庭、地域、企業におけ
る子育ての総合力を向上させる取り組みという
ものを全県的に展開させることによりまして、
ライフステージに応じた支援策を充実させ、
今、不安という言葉がございましたが、誰もが
安心して子どもを産み、子育てが楽しいと実感
できるような県づくりに取り組んでまいりたい
と考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。でき
ましたら、「日本一の子育て・子育て立県」を
掲げられるのであれば、本県独自の政策があっ
てもいいのではないかとこのように考えます。
どうぞ御検討をお願いしたいというぐあいと思
います。

続きまして、観光政策について伺います。今
や都井岬は、観光業者のルートから外れている
ようでございます。都井岬の入り口には廃屋が
あり、民宿を除いては宿泊するホテルもありま
せん。いろいろなイベントを実施いたしまし
ても、地元への経済効果はほとんどないような状
況でございます。知事はこの間のふれあいフォー
ラムの後、都井岬のほうに行かれたようござ
います。今回の都井岬視察を踏まえ、都井
岬を観光地としてどう磨き上げればいいのか、
そしてどう考えておられるのか、県として支援
していくのかを知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 先日のふれあいフォーラムの後に都井岬を訪れたわけです。あのとき雨が降っておったわけでありまして。雨が降っているとき、岬馬は森の中にいるということでありまして、見られないかなと思ったんですが、幸い岬馬の姿を見ることができ、写真を撮ることができて大変感動したわけでありまして。

あそこに行くたびに、天然記念物である岬馬、特別天然記念物であるソテツ、貴重な野草や花々、そしてやはり海、あの雄大な眺めというものは本県を代表する観光地であるということを実感しております。県外でもさまざまな観光プロモーションを行っておりますが、そのときに、やはり必ず都井岬の写真、また映像というものを使われ、本県を代表する一つの観光の象徴であろうかというふうに思っております。

地元串間市におかれましては、これらの魅力を観光誘客につなげるために、都井岬ビジターセンターへの野外ガイドの配置でありますとか、ウォーキングイベントの開催、県外からのモニターツアーの実施など、都井岬の魅力について学び、そして楽しむ体験型の地域づくりに取り組まれているところであります。

まさにビジターセンター、あそこで働いておられる方々の熱意は物すごいものがある。私は、その皆さんの話を聞くのが楽しみで行っておるような状況でございますが、本当に応援したいと思わせるところがございます。最近では、全国ネットのテレビや雑誌などにおきましても、都井岬が取り上げられる機会がふえているということ、また、ビジターセンターの入館者も伸びているというふうに伺っておるところでございます。一つ一つ成果も上がりつつあるところではないかというふうに思っております。

ただ、宿泊ですとか飲食の施設、そういったものが今はないという中で、先日参りましたときも、福岡からの団体の観光バスが来ておりましたが、多くの観光客の方が来られたときに、何かを食べたり買ったり、そういう場所が十分ないというところが残念なところであろうかというふうに考えております。

県におきましては、今、市と一緒にしまして、地域の振興を支援する地域創造計画「くしま跳ね駒プロジェクト」という形で支援させていただいておるところでございますし、観光面では周遊ルート、「ゆっ旅」や「花旅」のスポットとしてもPRをしておるところでございます。ことしはまさに、うま年ということで、串間市におかれては市制施行60周年という節目の年であるわけでありまして、まさにPR、アピールをしていく絶好のチャンスではないかと考えておりますので、県としてもいろんな形で、これからも支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 どうもありがとうございます。本来ならば串間市が真剣に取り組んで、誘客あるいは売店関係、そういった経済効果の上がるようなことをしっかりやっていくということも必要だと思うんですが、何せ串間の財政事情も大変厳しい状況でございますので、いろいろまた県に対しての御相談もあろうかと思っておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、海外から日本を訪れる観光客は1,000万人を超えたとの報道でございます。県内のゴルフ場も韓国の経営者にかかわっております。一時期は韓国の方の姿を多く見受けたように思います。今後、東アジアからの観光客がふえると予想されておる中で、商工観光行政について伺います。

韓国、台湾、香港といった東アジアからの外国人観光客の受け入れ状況はどうなっているのか、また今後、東アジアなどからどのように誘客に取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 東アジア地域の主な国からの平成24年の延べ宿泊客数は、韓国は前年比64.8%増の8万7,952人、台湾は前年比45.6%増の1万7,725人、香港は前年比132.2%増の3,898人などとなっております。また、平成25年につきましても、宮崎市内の主なホテル・旅館における外国人宿泊客数の合計は、平成24年と比較して約15%増となるなど、本県への外国人観光客が増加している状況にあると考えております。

県といたしましては、引き続き、国や九州観光推進機構等と連携し、本県の豊かな自然景観や食文化など、多彩な観光資源の魅力を発信してまいります。また、国際定期便のある韓国、台湾等でのさらなる誘客対策や、近年、外国人観光客のニーズが高いWi-Fi環境の整備充実、大型クルーズ船の受け入れ環境の整備などを図り、今後とも東アジア等からの一層の誘客に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、企業立地関係についてお伺いいたします。先ほども卒業生の話をさせていただきましたが、福島高校は84名でございますけれども、その他の学校にそれ以上の学生が行っております。しかし、地元に残るかというほとんど残らない。自営の農業にしても、なかなか後継者として地元に残らないような状況だというぐあいに聞いております。大変無理な話かもしれません。高速道路もなく随分遠い地にあるという状況でございます。高速道路が開通できれば、こういった悩みもなくなるので

はないかなというぐあいに思います。そこで、お聞きいたします。過去3年間の県全体及び県南地域の企業立地の実績を、立地件数、業種別、雇用者数について商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 平成23年度、24年度の県全体の企業立地件数は、製造業が47件、情報サービス業が10件、流通関連業が7件の計64件となっております。雇用につきましては、最新の統計であります昨年4月1日現在の数字では1,840人となっております。

次に、25年度の立地件数は、製造業が17件、情報サービス業が6件、流通関連業が4件の計27件で、最終雇用予定は1,190人となっております。

このうち、日南・串間地域につきましては、立地件数が23年度1件、25年度2件の計3件で、いずれも製造業となっております。雇用につきましては、23年度1件の雇用者数は30人、今年度認定した2件の最終雇用予定は33人となっております。

○岩下斌彦議員 今、宮崎県はフードビジネス関係にも随分力を入れております。そういった意味では、食材の豊富な県南地域につきましても、一つのチャンスがあるのかなというぐあいに思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

企業立地は県内にバランスよく立地すべきだと思いますが、県では今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 企業立地は、雇用の拡大と地域経済の活性化に非常に大きな効果が期待できますことから、県内の各地域で立地が進むことが望ましいと考えておりますので、年間1,500件を超える企業訪問活動を行

うなど、県、市町村一体となった企業立地に取り組んでいるところでもあります。しかしながら、企業が進出を決定する要因は、立地環境や人材の確保などさまざまな条件であることに加えまして、全国との競争でありますことから、なかなか本県の思いどおりにいかない状況となっております。

今後、フードビジネスの推進や東九州自動車道の整備などにより、企業立地の可能性がさらに高まると考えておりますので、この機を捉えまして、地域の特性もアピールしながら、企業立地になお一層努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 平成23年度から25年度まで認定を受けました「南国みやざき最南端！くしま跳ね駒プロジェクト」であります。地元では3年たった今、なかなかその成果が見えない状況であります。「南国みやざき最南端！くしま跳ね駒プロジェクト」について今後どのように進められていくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（土持正弘君） 串間市の「南国みやざき最南端！くしま跳ね駒プロジェクト」でございますけれども、県では、先ほど知事が申し上げましたけれども、平成23年度に、県の各部局の補助事業等を活用して総合的な支援を行う地域創造計画に認定しておりまして、本年度までの3年間で、新たな串間市の魅力を創出する基盤づくりを進める内容となっております。

これまで、中心市街地の計画策定や案内サインの設置、エコツーリズムのガイド養成などが実施されましたほか、今年度末までには、都井岬活性化の基本計画策定や恋ヶ浦のトイレ・シャワーの整備が、計画どおり進められる予定

となっております。

これらのプロジェクトの成果を生かした取り組みといたしまして、串間市においては、来年度、国の事業を活用いたしまして、中心市街地の新しい拠点となる情報発信施設等の実施設計、エコツーリズムによる誘客等が計画されているというふう聞いております。

県といたしましても、引き続き、串間市の地域づくりについて、各部局とも連携を図りながら、さまざまな協力を行ってまいりたいというふう考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。

次に、農業政策について伺います。

さきの県議会の答弁では、奈留地区の県営畑地帯総合整備事業について、土地改良法に基づく手続を進めているところであり、本年度中には測量設計を終え、来年度から工事を行う予定であるとのことございました。串間市奈留地区の客土事業（県営畑地帯総合整備事業）の進捗状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 串間市奈留地区は、本県における食用カンショの主産地となっておりますが、降雨等により土壌が流され、生産量の減少や品質の低下が見られますことから、県営畑地帯総合整備事業により、4団地で客土工を計画し、うち2団地では、あわせて暗渠排水工を計画しております。本年度、事業に着手し、長野団地の表土調査を終えまして、来年度は引き続き、残りの団地で調査を行い、カンショ収穫後の秋には、長野と仲別府の2団地で客土工を始める予定としております。

なお、工事の実施に当たりましては、作付時期と調整を図るなど、受益者の御協力をいただきながら、早期完了に努めてまいりたいと考え

ております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。

現在、我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の5割となっている状況でございます。農業の生産性を高めていくためには、担い手への農地集積と農地の集約化をさらに加速していく必要があります、このため、都道府県段階に農地中間管理機構を整備し、担い手への農地集積、集約化を加速的に推進することとでございますが、その前段階に当たるのが、話し合いの場となる農用地利用改善団体の設置であるというふうに考えます。串間におきましても、9の団体で設立総会を終えております。県内における農用地利用改善団体の取り組み状況と今後の展開方向について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農用地利用改善団体は、地域内の農用地に関して権利を有する者の3分の2以上が参画した組織団体で、平成25年3月現在、県内には76の組織があり、農用地の利用改善を推進するためのさまざまな活動を行っております。これらの組織は、集落内の農地は自分たちで守っていくとの考えをもとに設立されておきまして、それぞれの地域で作成される「人・農地プラン」の話し合いの基礎となっているものと認識しております。

このため、県といたしましては、このような役割を担っている農用地利用改善団体を地域農業を担う集落営農法人へと誘導していくことが大変重要だと考えておりますので、関係機関・団体等と連携しながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 どうもありがとうございます。

先月のことでございますが、うれしいニュースが入りました。串間市の都井地区であります、東漁協管内で3カ所、大敷網でしょうか、定置網がされております。寒ブリ、1匹が10キロ以上だそうでございますが、1万匹が揚げられたということでございます。今、マウンド魚礁が2年目でしょうか。1年分か2年分か、山が幾らかはできているんじゃないかと思えますけれども、恐らくその影響かなというふうにはひそかに喜んでおるところでございます、マウンド魚礁の早期完成に期待しているところでございます。

次に、漁港整備についてでございますが、立宇津港には囲みブロックができ上がり、福島港では波消しブロックを製作中でございます。準備が着々と進んでいるようでありますが、都井漁港・毛久保地区の完成予定年度について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 都井漁港・毛久保地区におきましては、港内の静穏度を確保するため、平成24年度から防波堤の整備に取り組みまして、本年度まで波消しブロックなどの製作を行ってまいりました。来年度は、残りのブロックの製作と据えつけ工事を行い、完成を図りたいと考えておきまして、完成に向けての必要な予算を国に要望しているところでございます。

○岩下斌彦議員 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

宮崎県はこれまで、農商工連携、あるいは生産から加工・販売まで手がける6次産業化に取り組み、本年度、フードビジネス推進課を新設して本格的に取り組んでおられます。本年度のフードビジネスの取り組みの成果と今後の展開について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（土持正弘君） 本年度スタートいたしましたフードビジネスの推進につきましては、3つのプロジェクトに10のテーマを設定いたしまして、庁内外が連携して取り組んできたところでございます。

具体的には、宮崎牛の生体出荷や海外輸出の拡大、焼酎原料用加工用米の安定供給に向けた働きかけ、農商工連携による植物工場の生産拡大など、県内各地でさまざまなフードビジネスの動きが活発化しつつあります。また、国の補助金や、みやだいCOC事業の採択、フードビジネス相談ステーションの開設、6次産業化支援ファンドの設置など、各分野における推進基盤の整備もあわせて進めてきたところであります。このようなビジネス拡大に向けた動きが本年度の成果と言えるのではないかと考えております。

来年度は、フードオープンラボの活用によります製造業の強化や、香港事務所を核とした海外輸出の拡大など、引き続きフードビジネスプロジェクトを着実に推進しますほか、県産品の実践的な販売戦略の策定や大規模なファーマーズマーケットの検討など、これまでの課題を踏まえた重点項目を設定しまして、県内産学官金が連携した取り組みを進めることで、一層加速させてまいりたいというふうに考えております。

○岩下斌彦議員 次に、県土整備について伺います。

県土整備部長に質問する前に、一言お礼を申し上げます。串間の念願でありました県道市木串間線の拡幅の件でございますが、子持田地区では発注がなされ、着々と工事が進んでおり、地区住民の皆さんは大変喜んでおります。執行部に対し心より感謝申し上げます。

次に、串間市の中心市街地の天神川の河川拡幅工事についてでございます。天神川拡幅工事の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 天神川につきましては、JR橋から上流約1キロメートル区間につきまして、河川改修事業を実施しているところであります。JR橋から県道今別府串間線の平橋までの約410メートル区間において大部分の用地取得が完了したことから、平成24年度より工事に着手し、これまでに、下流約40メートル区間の河川の拡幅や市道ひじき橋のかけかえを完了させたところであります。

さらに、今年度は、治水上支障となっております国道220号の松清橋のかけかえにつきましても、管理者である国により橋梁下部工事の発注が行われたところであります。

今後とも、地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら、残りの用地取得に努め、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 続きまして、同じく天神川の下流であります国道220号の泉町地区では、仮橋の準備が整ってきているようでございますが、国道220号の泉町地区の歩道整備の状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 国道220号の泉町地区の歩道整備につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、松清橋において、先日、橋梁下部工事が発注されるなど、国により両側歩道の計画でかけかえ工事が進められており、また橋梁の前後の区間につきましては、歩行者の安全を確保するために必要な対策を検討される予定と伺っております。県といたしましては、今後とも、早期整備が図られますよう、国にお願いしてまいりたいと考えており

ます。

○岩下斌彦議員 串間市の城泉坊から港地区につながる県道都井西方線は、道幅が狭く、車の離合も難しい状況にあります。通学路でもあり、早急に改善が必要だと考えますが、県道都井西方線の港地区付近の拡幅予定について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道都井西方線の港地区につきましては、通学路になっているところですが、道路の幅員が狭く、車の離合も困難な状況にあります。さらに、平成24年度に実施されました通学路の緊急合同点検におきまして、対策が必要な箇所位置づけられたことから、道路整備が必要と考えております。このため、現在、安全性や経済性などの観点から、最適なルートを検討を行っているところであります。今後、予算の状況も勘案しながら、早期の事業化に向けて検討してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

県土整備部長に次から次にまたお願い事がございますが、私の地元串間市を巡回し、あるいは市民の皆さんあたりにお会いしますと、寄せられる声として多く出るのは、河川の堆積土砂の除去のことです。大雨が降ったときには田んぼがつかってしまう、何とかしてほしいという要望がございます。県内河川の堆積土砂はどのような状況にあるのか、また堆積土砂除去について今後どのような対応をするのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 堆積土砂の状況につきましては、地域ごと、河川ごとに異なっておりまして、河床低下傾向の河川がある一方で、堆積傾向の河川も数多くあり、近年、

地域からの堆積土砂除去の要望も非常に多い状況にあります。

堆積した土砂につきましては、現地の状況を把握し、家屋浸水のおそれがあるなど緊急性の高い箇所から優先的に除去しているところですが、今後とも、厳しい財政状況を踏まえ、堆積土砂の公共事業への活用を図るなど、効率的、効果的な事業の執行に努め、適正な河川の維持管理を図ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 堆積土砂でございますけれども、以前は若い方の農業従事者も多くて、自分たちでいろいろ解決をしていたんじゃないかというぐあいに思いますが、高齢化が進んで、自分たちがやりたくてもできないような状況でございます。やはりどうしても県の力が必要だというふうに思いますので、そういった緊急性を考慮していただきまして、取り組んでいただければというぐあいに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

次に、県教育長にお聞きいたします。

児童生徒数の減少あるいは市町村の合併などにより、学校の統廃合が新聞、テレビなどで報道されております。県内における近年3年間の小中学校の統廃合の状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 最近3年間の小中学校の統廃合の状況ですが、県内8市町村において、小学校11校、分校2校、中学校3校、合計16校が廃止されております。その中には、日向市や美郷町のように、新たに小中一貫教育校として開校したところもあります。

来年度からは、日南市におきまして、小学校1校の廃止が決定しており、また延岡市におきましては、小学校4校、中学校2校をそれぞれ統合し、新しい小学校と中学校が1校ずつ新設

されることとなっております。

○岩下斌彦議員 現在、串間市では6つの中学校を1つの学校に統合する計画があります。このことについて教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 現在、串間市において中学校の統合に関する計画があることは、私も承知いたしております。市町村が設置する小中学校につきましては、串間市に限らず、設置者である市町村の権限と判断に基づき、その設置や廃止が決められております。串間市の中学校の統合につきましては、串間市教育委員会が教育的見地に立って、地域の皆様と十分話し合いを重ね、理解と協力を得ながら、適切に判断されるものと考えております。

○岩下斌彦議員 一般質問の機会あるごとに福島高等学校の存続の話を出して大変申しわけありません。しかしながら、やはりどうしても残してほしいという市民の声が多いところでございますので、質問をさせていただきます。

福島高等学校の存続についてでございますが、2月20日にも、教育関係者を含む30名ほどの団体の皆さん方が参加して、「福島高等学校を育てる市民の会」が開催されました。串間市も存続を願い、いろいろな支援をしているところでございます。そこで、平成26年度末に宮崎県立高等学校教育整備計画の中期実施計画の方向性が発表される予定だと伺っておりますが、福島高校について教育長の考えを伺います。

○教育長(飛田 洋君) 福島高等学校が魅力ある学校であり続けるように、県教育委員会といたしましては、さまざまな助言指導を行うとともに、少人数指導や多様な学びなどを可能にするための教員の加配などの取り組みを行っております。

また、串間市におきましても、福島高校の部活動や各種検定試験へのさまざまな御支援をいただいております。総合的な学習の時間を中心とした小中高一貫教育の取り組みや、中学校3年生への学習会の実施など、小中学生に福島高校のよさをよく知っていただくような取り組みが行われております。

なお、福島高校に限ったことではないのですが、来年度、本県でこれまで設置いたしておりませんでした連携型中高一貫教育校に関して、調査研究に取り組みたいと考えております。このようなことも含めて、福島高校のあり方について慎重に検討してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、読書活動についてでございます。私どもの小学生時代、いろいろな小学校に二宮金次郎の像があったものでございますが、最近どうも見かけないようでございます。小学校で教わった二宮金次郎は、少年時代、しば刈りの木を背負い、寸暇を惜しんで読書をしながら山道を歩く姿。貧しくても親を助け、勤勉努力すれば必ず立派な人になれるのだと、金次郎の像は無言の励ましを与えておりました。読書の大切さも示していたように思います。そこで、県内小中学校では読書活動にどのように取り組んでおられるのか、教育長に伺います。

○教育長(飛田 洋君) 県内の小中学校におきましては、学校における読書活動の推進や充実を図るため、さまざまな取り組みを行っております。

具体的には、一斉読書やブックトーク、読み聞かせなどの活用はもちろんのこと、読んだ本のタイトルやページ数などを記録し、より多くの読書に取り組んだ子供を表彰する取り組み

や、学校図書館や教室に推薦図書コーナーを設置して、さまざまな分野の本に触れる機会をふやすなどの取り組みを行っております。また、各教科の授業におきましても、読書を奨励する取り組みがなされており、例えば国語科の授業におきまして、教科書で学習したことを生かし、教科書以外の本を読んで文章をまとめる学習を行うなど、読書活動へつながっていくようなさまざまな取り組みを行っておるところでございます。

○岩下斌彦議員 朝の10分間読書とは、毎朝、ホームルームや授業が始まる前の10分間、先生と生徒がそれぞれに自分の好きな本を黙って読むという運動でございます。そのときに大切なのは4つの理念でございます。みんなでやる、毎日やる、好きな本だけでよい、ただ読むだけというものでございますが、私が串間市の教育長当時、朝の10分間読書の提唱者であります林先生をお招きして、講演会を開催しました。

そこで校長会あるいは教頭会、教務主任会の先生方にお話をさせていただき、了承していただいて、串間市内17校1分校の全ての学校で、授業に入る前に朝の10分間読書を実践していただきましたが、その教育効果は驚くものでございました。他県から教育関係者が視察に来るほどございました。遠くは高知県、あるいは佐賀県、熊本県、鹿児島県の教育関係者でございました。当時の子供たちは相当な数の本を読んだに違いありません。当時の子供たちの中には今でも、本を読むことが習慣化しているのではないかと思います。

フェイスブックを見ていると、こんな本を読んでいます、こんな感想でしたと、その当時の子供さんが今、社会人になっていますけれども、投稿されています。大変うれしい思いがし

ているところがございます。そこで、宮崎県の教育の取り組みとして、朝の10分間読書活動を全県下の小中学校に呼びかけてはどうかと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 朝の10分間読書を初めとする一斉読書につきましては、御指摘にありましたように、すばらしいすぐれた効果が見られていると考えております。学校の実情により、取り組む時間帯や週当たりの実施回数などの違いはありますが、小学校では約90%、中学校では約71%が、週1回以上の朝の10分間読書などの一斉読書に取り組んでおります。なお、県立高校におきましては、全日制ですが、毎朝やっている学校が85%を超えております。

毎日どの学校でもという御提言でございますが、実は義務教育ではそれぞれ学校でいろいろな子供がおります。各学校それぞれの課題を抱えておりまして、どの時間を最優先するかというのは、いろんな考え方があると思いますが、読書は、学力の向上はもちろんのこと、子供たちの感性を豊かなものにし、人生を左右するほどの影響を与えるものでもありますので、今後とも、朝の10分間読書を初めとした読書活動が、さらに充実するように努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ぜひ教育長から各校長先生方に一言つけ加えてお話しいただくと、また取り組みも変わってくるのではないかと、そういうぐあいに思いますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、認定こども園に関して質問をいたします。

宮崎県内の私立幼稚園連合会でアンケートを実施したところ、認定こども園の幼保連携型を希望している幼稚園が81園あったとのことで

ございます。平成27年度から新制度へ移行すると聞いておりますが、子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の認可の考え方について、その取り組み状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 幼保連携型認定こども園の認可の考え方ではありますが、県が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」における教育・保育に係る需給状況を踏まえながら、認可に必要となる最低基準を満たす施設については、原則認可することとなっております。

県としましては、これまでも、市町村や施設関係者を対象とした地域別の説明会を実施し、認可の考え方を含め、新制度の趣旨について周知を図ってまいりましたが、ことし4月には部内に、子ども・子育て施策の総合調整機能を担う担当を設置し、新制度への移行に伴う業務を着実に進めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 さきの9月県議会の一般質問でも、宮崎県の特別支援教育経費の補助は1人当たり年間19万6,000円、2人以上の場合は1人当たり39万4,000円となっております。一方、他県では1人当たり年間39万2,000円、2人以上の場合は1人当たり年間78万4,000円となっております。他県に比べて宮崎県は半額であります。他県並みにしてほしいと一般質問を行いました。部長の答弁では、障がいのある子供たちが円滑に就園できるような支援体制の充実について国へ要望してまいりたいということでございました。そこで、お聞きいたします。私立幼稚園特別支援教育経費補助事業について、平成26年度の予算措置の状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 来年度の予算

案における幼稚園の障がいのある子供の受け入れに対する支援につきましては、補助単価の見直しはできておりませんが、近年の対象幼児数の増加の伸びに対応できる事業費として、対前年度700万円増となる3,508万4,000円を計上させていただいているところであります。県としましては、極めて厳しい財政状況ではありますが、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えます。

○岩下斌彦議員 環境森林関係についてお伺いをいたします。

木質バイオマスについてでございます。現在、本県で稼働している木質バイオマス発電施設は5カ所となっており、新たに5カ所が新設される見込みであります。計算上は対応できるというふうに伺っておりますが、県南に建設が予定されている2つの発電施設への林地残材等の木質バイオマスの安定供給はできるのか、また、どれくらいの雇用が生まれ、山元への利益還元はどうなるのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 県南の2つの発電施設についてですが、日南市で建設中の王子グリーンエナジー日南は、石炭との混焼で出力2万5,000キロワット、使用する林地残材は、水分を含んだ状態で約21万トンで、うち約11万6,000トンを県内から調達する計画であります。

また、串間市で計画されているサンシャインブルータワーは、木質専焼で出力3,000キロワット、使用する林地残材は約4万6,000トンで、うち約3万8,000トンを県内から調達する計画であります。必要となる、合わせて約15万4,000トンの林地残材につきましては、素材生産業者等との間で安定供給のための協定が締結されてお

り、また県内の林地残材の発生量は約77万トンで、他の施設分を含めても、計算上は十分対応可能であります。

また、雇用予定人数につきましては、発電施設で、王子グリーンエナジー日南が15人、サンシャインブルータワーが12人です。このほか、林地残材の運搬やチップ製造等で雇用が発生するものと考えております。

山元への利益還元につきましては、個々の林家が直接参加できるような林地残材供給のための仕組みづくりについて、支援を行ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、メガソーラーについてでございます。私の地元でもメガソーラーの建設が急ピッチで進んでおります。中には、発電を開始しているところもあると聞いております。日照時間の長い宮崎県であります。今や相当数の発電施設建設が実施されていると思いますが、県内及び県南地区におけるメガソーラーの設備認定状況と稼働状況及び今後の見通しについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） メガソーラーの固定価格買い取り制度の設備認定状況につきましては、経済産業省によりますと、県全体が昨年11月末現在で件数が98件、出力総数が約331メガワットとなっております。なお、地区別の状況については公表されておられません。

また、稼働状況につきましては、県が把握している範囲で申し上げますと、昨年12月末現在で、件数が23件、出力総数が約39メガワットとなっており、このうち県南地区では1件、約1メガワットとなっております。

次に、今後の見通しについてですが、九州電力によりますと、1月末現在の電線への接続契約申し込みは、件数で56件、出力総数は約150メ

ガワットで、このほかにも多くの事前相談を受け付けているとのことでもあります。

この九州電力への申し込みは、土地が確保され、電線接続のための技術的な要件を満たしたものでありますことから、事業者の準備が整い次第、稼働が見込まれるものであることや、さらに、パネル価格が低下していることなどから、今後一層メガソーラーの設置が進んでいくものと考えております。

○岩下斌彦議員 宮崎県で新エネルギーあるいはメガソーラーに取り組んでいくというふうに言っておられますけれども、今のデータを聞いても、昨年の11月の段階あるいは昨年の12月の段階、今もう3月に入っているわけですが、経産省と九電だけの情報があって、県のほうではなかなか把握がしにくい。九州電力から聞いても、すぐにそういった状況がつかめない。宮崎県としてメガソーラーに取り組んでいくという姿勢がありますので、何らかの形でそういった情報の入手ができないものか。知事もそういった機会がありましたら、経産省あるいは九電等にもお話をいただいて、恐らくかなりの取り組みが見られていると思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、ソーラーパネルの最終処分について伺います。パネルに含まれる成分に有害物質等は含まれていないのか、不安に思っている方も少なくありません。そこで、太陽光発電のパネルなどの耐用年数経過後の取り扱いについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） メガソーラーの太陽光パネルにつきましては、耐用年数が経過するなど不要となった場合、産業廃棄物として、設置者など排出事業者の責任において処理される必要があります。これらの太陽光パネル

には重金属が含まれるものもあり、適正に処理する必要があります。

現状を申し上げますと、廃棄物処理施設に搬入され、破砕等の処理を行った後、セメントや鉄鋼の原料としてリサイクルされているほか、焼却の上、管理型最終処分場で埋立処分されるなど、適正に処理されております。

なお、今後、不要となった太陽光パネルがふえることが想定されることから、国等において、太陽光パネルから有用な重金属を取り出し、再利用する技術などの研究開発が進められていると聞いております。

○岩下斌彦議員 これでは質問は終わります。丁寧な御答弁、ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の清山知憲です。

本日3月3日は桃の節句でございますが、3月3日ということで「耳の日」でもございます。耳鼻科学会が決めたようですけれども。我々議員は年に2回、30分ずつ、たった1時間しか本会議場での質問時間がございません。その分、非常に強い思いを込めて質問を準備してまいっておりますので、どうか知事初め執行部の皆様方、「耳の日」にちなんで耳を澄まして質問を聞いていただければと思います。

知事の任期もあと1年を切つてまいりました。知事は県知事選に際して3年前、政策提案という形で、医師確保専任ポストを設置して地域医療の維持確保に努めるというふうに書かれておりました。3年前、当時、県立延岡病院はもちろん、日向の東郷病院や済生会病院、日南市立市民病院、小林市立市民病院、串間市立市民病院、多くの市町村立医療機関で医師がいな

くなってしまい、またその後、西都児湯医療センターも危機的状況に立ち入ってしまいました。当時、県内各地から医師確保を求める署名が知事のほうに多く寄せられ、一種、非常に強い緊張感、危機感に包まれたように記憶しております。それから3年がたち、知事は現在の医師確保の状況について、当時の政策提案に照らし、どのように評価されているのか、お伺いしたいと思います。

以下、質問者席よりお伺いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

医師確保の状況であります。私は、政策提案に掲げました地域医療体制の維持確保を図るために、平成23年4月に県庁内に医師確保担当の組織を置くとともに、平成23年10月には県医師会や宮崎大学などと連携をしまして地域医療支援機構を設置し、臨床研修医や県外からの医師確保、医師のキャリア形成支援や勤務環境の改善など、さまざまな施策に取り組んできたところであります。

このような中、平成24年末の本県の医師数は2,709人となり、引き続き増加傾向を示しますとともに、減少傾向にありました20代の医師数が増加に転じたところであります。しかしながら、医師の地域偏在や、30代、40代の医師の減少は進んでおりまして、さらなる努力が必要であると考えております。

地域医療体制の維持確保は、県民の皆様が宮崎らしい「豊かさを実感できる暮らし」の基盤と考えておりますので、今後とも、宮崎大学、県医師会、市町村などと連携をしながら、全力で取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○清山知憲議員 今、知事がおっしゃったように、20代の医師は、確かに研修医の確保が、広報や連携という面が強化されてきましたので、好転してまいりましたが、冒頭に申し上げたように、今すぐにでもドクターが欲しいという医療機関、地域は多数に上っております。そこで、福祉保健部長にお伺いしますが、僻地の公的医療機関に勤める常勤医師の数は平成22年からどういった推移を示しているのか、教えてください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県内の僻地の公的医療機関に勤務します常勤医師数であります。平成22年が55人、平成23年が57人、平成24年が57人、平成25年が54人となっております。

○清山知憲議員 再度、知事にお伺いいたしますけれども、今、部長がおっしゃったように、平成22年の55人から54人と、ふえるどころか、むしろ1人減っております。

県の政策評価結果に数字が書かれているんですけども、僻地に限定することなく、日南市立中部病院のような市町村立医療機関も含めると、計画策定時の86人から、翌年85人、平成24年は82人と、どんどん減ってきております。平成26年の目標値が市町村立医療機関は113人ですから、それまで30人以上離れがあるわけですけども、これを考えると、知事の政策提案は余り達成されていないと感じるんですが、知事はどのように認識しておられますか。

○知事（河野俊嗣君） 各地域が求めている地域医療を担う、まさに僻地に派遣する医師の確保、これは大変重要であろうかというふうに考えておりますが、なかなか厳しい状況があるというのは今答弁をしたとおりでございます。その数字だけをもってどうこう議論するよりは、

トータルで医師がふえているという状況、改善に進んでいる中で、さらなる努力を続けることが大変重要ではないかというふうに考えておるところでございます。自治医科大学への合格の医師も毎年2人というところで、来年度は3人になるというような見込みもございますし、これからもいろんな形での努力を続けてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 切実に今すぐにでも医師が欲しいという病院も県内各地にたくさんあると思うんです。実際に知事は、宮崎大学に寄附を行って、地域医療学講座という寄附講座を設けて、そこで平成22年度から毎年度4人以上の医師を地域の中核医療機関に派遣すると掲げておられました。平成22年度からの医師派遣実績というのは、福祉保健部長、どう推移しているのか、教えてください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 講座のこれまでの実績でございますが、平成22年度1名、23年度2名、24年度2名となっております。24年時点において、当初目標としておりました25年度までに4名以上派遣する体制を構築するという目標の達成は難しいというふうに見込みまして、大学におきましては、25年度は、24年度に派遣していた2名と県外から招聘した医師の計3名を地域総合医育成サテライトセンターに配置をし直しまして、まずは指導体制の充実が重要だという考え方のもと、やり方といいますか、取り組みを変えました。

その結果、派遣実績そのものは、25年度、また26年度もゼロという状況が見込まれますが、サテライトセンターの設置並びに熱意ある指導医の配置によりまして、講座の目標であります総合医の養成確保の体制基盤がようやく整ってきたところでございます。

県としましては、昨年9月の議員の御指摘並びに常任委員会の御要望も重く受けとめまして、大学に対し、今後この体制基盤をもとに講座の目的達成に向けた努力を一層いただくよう要請しているところでございます。

○**清山知憲議員** 毎年度4人以上のはずが、1人、2人、2人、ゼロ、ゼロと大変厳しい状況にあるかなと感じておりますが、今後、講座の設置目標は変わらないということでございます。医師を派遣する医療機関、県内、たくさんの医療機関が困っているんですけれども、どういった医療機関に派遣するのか、その基準について教えていただければと思います。

○**福祉保健部長（佐藤健司君）** 明確な基準というのはないんですが、実態上、派遣する時点の医療機関の状況を踏まえまして、大学の教授が派遣される医師と相談の上、決められるというふうになっております。県としましては、僻地など地域の医療機関の医師の状況については随時、大学と情報交換をいたしまして、私どもの考えもしっかりと伝えていく、そういう努力をしてまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** 伝えていく努力はもちろんしなきゃいけないんですけれども、当然これは県も一緒になって考えていかなきゃいけないと思います。県内各地からたくさんの署名が県に対して寄せられていて、今でもなお市町村から毎年のように、医師確保をよろしくお願ひしますと、大学にも一部回ってきますけれども、要望書が上がってきますね。そこは、県が金を出して設置したから後は大学にお願ひしますではなくて、主体的に一緒になって、県内の医療機関全体を見渡してどこが困っているのか、どこが困っているからあそこに派遣をお願ひできないだろうかと一緒に協議していく必要があると思

います。その点は部長、徹底するようによろしくお願ひいたします。

続いて、新年度の予算で地域医療学講座に約2,500万円程度の人件費が計上されておりますけれども、平成25年度までに県の寄附によって雇用した常勤の先生たちの数、そして現在の勤務の状況について教えていただきたいと思ひます。

○**福祉保健部長（佐藤健司君）** 地域医療学講座の予算から人件費を支給した常勤医師は、勤務期間に長短はありますが、実人員で6人です。

6名の医師の現在の勤務状況は、2名が地域医療学講座に教授及び講師として所属しており、1名が宮崎大学医学部附属病院の救命救急センター、1名が自治医科大学を經由してシカゴ大学、1名が宮崎大学医学部附属病院の第2外科、1名が自治医科大学において勤務いたしております。

○**清山知憲議員** 状況について事実を教えてくださいましたが、部長にちょっと質問いたしますけれども、教授を除いて結局5名中4名が現在のところ医局から去ってしまって、退局してしまって国外や県外におられる。本来こういった先生方は地域医療学講座で教育に当たっていただくなり、もしくは先ほど申し上げたように地域の中核医療機関で御活躍いただくべき人材だと思うんですけれども、そうした皆さんが流出されているんじゃないでしょうか。この状況について部長の認識を教えてください。

○**福祉保健部長（佐藤健司君）** 当初6人ということで、現在、おっしゃるように、県外あるいは国外にいらっしゃるということで、本来と申しますか、望ましい姿はずっといていただくということなんだろうが、それぞれのドクタ

一のお考えもいろいろございまして、今の状況でございます。ただ、県外に行っていられる方々も、将来また宮崎に戻って宮崎の地域医療に尽くしたいというお考えを持っていらっしゃるというふうに聞いております。

○清山知憲議員 この講座は、10分の10国からの交付金とはいえ、公金を出して雇って、そして医師派遣をしていくというふうに決めて我々は設置したわけですから、そこはきちんと示しをつけていただかないと、ほかの奨学金を貸与されている医学生や自治医科大学の学生たちは、きちんと我々が指定する医療機関に勤めていただいて、その義務を果たしていただいているわけですから、率先してこの地域医療学講座は示していただかなければいけないんじゃないかと私は感じております。

続いて、この講座について、平成22年、23年、24年とずっと我々がいただく予算案の説明資料に、本県の医療実態の分析と医師の適正配置について研究を行うというふうに説明がされておりました。今年度の平成25年度からその文言は消えておりますけれども、この研究成果について教えていただきたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） おっしゃる御質問の趣旨は、当初から医療実態の分析とか医師の適正配置の研究を行うということを計画の中に入れておったその関係だと思っておりますが、現状を申し上げますと、サテライトセンターの設置など地域医療学講座の成果を上げるための仕組みの構築を優先されましたので、今のところ実施はできておりません。

このことについては、大学と率直にお話もさせていただきました。当初、計画に上がっているけれども、どうされるんですかということで、大学としては、この講座の一つの目的とし

て医療実態の分析とか医師の適正配置の研究というのは必要だという御認識は変わらないということでございまして、現在、今後実施する方向で検討を行っているというふうに伺っております。

○清山知憲議員 当初というか、平成22年、23年、24年と、ずっと議会会議録にこれはやるというふうに書かれているんです。私が指摘するまでそういうことは県のほうでも余りフォローしていなかったということで、実施を見送っているんだったら、議会、委員会なりで報告しないといけないんじゃないでしょうか。きちんとこの辺も県は主体性と責任を持ってこの講座にかかわっていただきたいと感じております。

次に、地域枠の学生というのが、現在、医学部6学年にわたって95名在籍しております。この学生が将来どんどん卒業して、我が宮崎県の地域医療においては大きなインパクトをもたらしてくれるかなと期待しているんですけども、地域枠の学生について県はきちんと把握して、また何らかのアプローチを行っているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県としての把握ということでございますが、地域枠の学生、個々の情報については学内限りということで、私どもは把握いたしておりませんが、大学においてその情報はもちろん把握されておりますので、私どもとしては、いろんなアプローチをする場合にも大学と連携してやっていくわけでございますから、個々人の個人情報把握してなくても事業の展開は可能かというふうに考えております。

いずれにしても、大学におきましては、地域枠の学生にいかに関内の地域医療の確保に貢献いただくかというのは非常に重要という認識の

もとに、平成26年度からは、地域医療学Ⅱという科目がございますが、この履修を地域枠の学生には必修化するというふうに聞いておりますし、また5年生全員を対象とした臨床実習をサテライトセンターを中心に実施する予定であり、そういった取り組みを通じて地域枠の学生へのアプローチを図っていくというふうに聞いております。

○清山知憲議員 大学において把握されているというお話をされましたけれども、おととしですか、私が県に対して、ちゃんと把握されているんですかと伺ったところ、県においても学内の講座においても全く把握されていないと。これはとんでもない状況だと思いました。学内の先生に、一体どの学生が地域枠の学生かさっぱりわからない、どうなっているんですかと聞いたところ、結局ずっとフォローされていなかったもので、どの学生が地域枠の学生かわからなくなってしまったと。大学入学時に宮崎の地域医療への志を面談等において確認して入学してもらったのはいいものの、その後の6年間ずっと放置、ほったらかしです。

実際に、去年とおとし、地域枠の学生がそれぞれ卒業されて、一部の学生が県外の病院へ研修を求めて行かれましたけれども、そのことを指して、地域枠で入学したにもかかわらず県外に行くのはけしからんという声が一部ございましたが、私は、そういった意見のほうがとんでもないと思っています。だって、入学させたのはいいんですが、その後の6年間はずっと我々ほったらかしにしていたわけですから。

昨年から、私が指摘してから後、宮崎大学医学部の御理解、御協力を得て、学内の講座においては情報共有されるようになったということですが、本来、地域医療学講座等において

地域枠の学生たちに対しては、カリキュラムの枠外でも小まめにケアをしたり、進路相談に応じたりして、おまえたち、入学のときはそういう志で来てくれたけれども、卒業したら宮崎で働いてくれないか、もしくは県外へ研修で出たとしても、その後、将来的に宮崎に戻って来てくれないか、そういうアプローチを小まめにすべきだと思うんです。

実際に、県外の寄附講座においては、地域枠の学生と毎月のようにミーティングしていたり、もしくは毎年、冬と春、合宿をして泊まり込みで触れ合っている、そういうところもございますから、ぜひ、この点、5年生の臨床実習に限らず、積極的に小まめにケアをしていくよう強く要請しておきます。

この講座についての質問はこれで最後ですけれども、この講座の教授選考については前回どのようなようにされて、そして今後どのようにされるのか、教えてください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 前回の教授選考では、地域医療学講座が、いわゆる常設講座ではなく、時限付きの講座ということもありまして、公募によらず大学内の人選により行われたというふうに伺っております。

現在の教授は、定年の関係で、平成26年度末で定年を迎えられるということで、今後、まだ先ではございますが、いずれにしてもどういう選考方法にするのか、大学において検討されると思いますが、県としましても、この講座の運営に対する私どもの意見も申し上げる立場にありますので、講座の設置目的が達成できる体制づくりを最優先にという考え方を私どもの意見としてしっかり申し述べまして、大学に要請をしてまいりたいというふうに考えます。

○清山知憲議員 お伝えするのはいいんですけ

れども、一緒に考えていく立場でやっていただきたいと思うんです。これは、きちんと県が寄附を行って、公共的な、政策的な目的を達成するための講座ですから、今後、広く人材をオープンに公募して求めていくというやり方が必要じゃないかなと思うんですけれども、部長の認識をお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 先ほども申し上げましたが、公募あるいは学内選考なのか、その選考方法はともかくとしまして、この講座の設置目的が、地域の医療機関にできるだけ多くのドクターが行っていただくということでございますので、その目的が達成できるような体制づくりというものを最優先にさせていただいて選考していただきたいということをしかりと申し述べたいと考えております。

○清山知憲議員 知事にもお伺いしたいんですが、広く優秀な人材を求めるということであれば、オープンに公募で募集したほうがいいんじゃないかと思うんです。細かく県が、誰々にしてくださいとか、誰々にしたいということじゃなくて、これは選び方、仕組みの問題、方法論なんですけれども、それについての知事の認識をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 地域医療学講座のさまざまな問題につきましては、これまでも直接、議員のほうからいろんな情報を含めて、また御提言もいただいたところでございます。きょうの議論の中でも、せつかく県として公金を出すのであるから、責任を持ってその運営にしかりとかかわるべきではないか、意見を言うべきではないかと。大学もなかなか苦しい台所事情がある中ではありますが、御提言を踏まえて、今、人選という話もございましたけれども、どの程度県が関与できるかという問題はございま

すが、御趣旨の本意といたしますか、そこをしかり受けとめて、今後さらに努力を重ねてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 台所事情というのは、県が寄附するわけですから、人材という意味での台所事情はあるかもしれませんけれども。ただ、どこまで関与できるかというお話が今ちょっとございましたけれども、この講座に関しては終わりにしますが、どうしてこんなに細かく質問させていただくかということ、きょう、部長の答弁を初めて聞く中で、いろいろと前向きな姿勢は見てまいりましたけれども、今まで宮崎県は、この講座を設置してから、お金は出したけれども、後はほったらかし、大学に全てお任せしております、そういう主体性に欠ける、責任感の欠ける姿勢が非常に目立ったんです。

実際に平成22年に厚生労働省の医政局の指導課長が都道府県に対して通知を出しているんです。「地域医療再生計画に係る有識者会議による都道府県に対する技術的助言等について」とあります。これをちょっと読み上げますが、「寄附講座については、多くの設置計画があるが、寄附講座を置いただけでは医師確保は進まない。地域医療を担う医師を養成するノウハウを既に持っているのか、もしくはこれから構築していくのが疑問のものもある。寄附講座でどのようなことをするのか、どのようなことが期待されるのか県と大学でしっかりと話し合いをすることが必要である」。そして「限りある予算で効果を出すためにも、県が大学と協力して分析を行い、県全体を見渡して医師の配置を考えていく等、医療資源の有効活用に結びつけられれば、優秀な人材を集めることにもつながるのではないか」、こういう助言を平成22年、4年前、出されているんです。どうかこの通知

にもう一度目を通していただいて徹底していただきたいと、私から強くお願い申し上げて、この講座に関する質問は終わりとします。

続いて、救急医療について質問をさせていただきたいんですが、ことしに入って県内で非常に重篤な状態に陥った患者さんが13軒救急搬送をお断りされて、14軒目でようやく搬入されたという事例が生じました。私も直接、救急隊の記録を拝見させていただきましたが、ここでは詳細は申し上げられませんが、救急隊が現地に到着してから約2時間半後、病院に搬入された。その間、冷や汗、喘鳴、呼吸苦、非常に苦しまれた様子が救急隊の記録からも見とれます。

その間、受け入れができないとされた医療機関の中には2つの救命救急センターも含まれております。県内、3つしか救命救急センターはございませんが。そうした痛ましい事例は、やはり氷山の一角で、まだまだ多く存在しているかと想像しておりますけれども、まず病院局長へ、県立病院の救急搬送の件数と受け入れできなかった件数について推移をお伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） まず、救急搬送受け入れ件数でございますけれども、宮崎病院が平成23年度2,082件、24年度2,462件、25年度、これは12月末日までの状況でございますが、2,390件となっております。また、同様に、日南病院が23年度1,139件、24年度1,096件、25年度855件、そして延岡病院でございますけれども、23年度2,184件、24年度2,242件、25年度1,794件となっております。

次に、受け入れできなかった件数でございますが、宮崎病院が平成23年度619件、24年度630件、25年度491件、日南病院が23年度63件、24年

度80件、25年度51件となっております、延岡病院については統計をとっておりませんが、ほぼ全てを受け入れているところでございます。

○清山知憲議員 延岡がほぼゼロ、日南が数十件、県立宮崎病院が本年度9カ月で490件ですから、今年度も600件を上回るペースで厳しい状態が続いていると思います。

以前、私が指摘した状況から余り変わっていないように思われますが、この資料では受け入れできなかった主な理由が挙げられておりますけれども、1番目、ほかの救急患者対応中のため対応ができない、2番目、一次救急などほかの病院で対応可能な軽症である、軽度な症状である、3番目、当院専門科の医師が不在で対応が難しいと挙げられております。

まず、2番目の軽症であるがゆえにほかの医療機関で対応可能であるという判断は、電話口の情報で、そうした判断でほかの医療機関に回すということは、そもそもこの理由としてあり得るのか。そうやって回した結果、軽症ではなく実は重症だったという事例はないかどうか、局長にお伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院でございますけれども、県の医療計画におきまして、二次及び三次の救急医療機関として位置づけられておりまして、基本的には初期救急施設等では対応できない重篤患者の医療を担うこととされております。したがって、軽症の場合など他の医療機関での対応が適当と判断される救急患者につきましては、受け入れを行わないケースも生じております。

なお、軽症と判断し、他の医療機関に搬送された患者につきましては、その後の調査等は行っていないところでございます。

○清山知憲議員 局長に再度この点について認

識をお伺いしたいんですけれども、延岡はほとんどそういった理由で断っていない。宮崎はほぼそういう理由で年間200件以上ほかの医療機関を当たってくださいというふうに言われている。軽症だと判断したけれども、その後ほかの医療機関に行ってみたら重症だったかもしれない、そういうケースに関してはフォローされていないのでどういうことになっているのかわからない、しかし実は重症だったという事例は確実に存在しております。

私なんかも研修医のとき、「幾ら電話口で救急隊の話聞いてもわからん。直接、患者さんを診る。胃腸炎だと思っていたら虫垂炎だった。胸やけだと思っていたら急性心筋梗塞だった。患者さんを直接診ることなくして適切な重症度判定はできないから、とにかく受けろ」、そういうことを徹底的にたたき込まれました。しかし、今の県立病院の状況、こういうことではちょっとまずいんじゃないかと私は認識しておるんですけれども、今後、この点に関して何か対応をとられるのか、認識でも結構ですが、局長にお考えをお伺いしたいと思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 他の救急患者の対応のために受け入れられなかった事例の多くでございますけれども、救急患者受け入れの打診があった際に、当直の医師が既に他の重篤患者等の対応を行っており、さらに救急患者を受け入れることが困難であったケースでありまして、マンパワーの不足によるものがほとんどでございます。

ただ、少なくとも医師みずからが自分の目で受け入れるかどうか判断していくということが可能であればいいわけでございますが、一刻を争う命にかかわる問題でもありまして、基本的には救急隊からの電話での聞き取り、そういう

もので判断をしている状況でございます、その上で医師が診て確かめたほうがいいという判断をしない限り、時間を優先して他の病院に搬送を促している、これが実態ではないかというふうに考えております。

そしてまた、受け入れができなかった事例については、具体的な当時の状況について翌日、院長等が報告を受けまして、対応に問題がなかったか、そういうことについていろいろ検証しており、問題なしと言えないようなケースにつきましても、その後の対応に生かすように努めているところでございます。この点については、院長などの病院幹部による指導を今後徹底していきたい、そういうふうには思っておるところでございます。

○清山知憲議員 済みません。さっきの質問は再質問だったんですけれども、今お答えいただいたのは次の通告している質問ですね。2つ、理由はそれぞれ独立しておるんです。今、局長がお答えになったのが、1番目に私が先ほど紹介した、ほかの救急患者対応中のため対応ができないということの状況説明でございました。結局、2つそれぞれ独立した理由で受け入れが難しいというふうに病院側は判断して、ほかに回されているんです。しかし、今お答えいただいた話に関連すると、県立延岡病院なんかは平成24年度でいうと、ほとんど救急搬送件数は変わらないにもかかわらず、マンパワーは県立延岡病院は当直医師2人、それに対して県立宮崎病院は3人、より少ない医師で県立延岡病院はほとんど受け入れている状況があるんです。

これ以上再質問してもなかなか難しいところがあるかと思いますが、ぜひ病院の先生方の話をよく聞いて、この数字から見て明らかに病院によって対応の違いがあって、足元の県立病院

で年間600件以上も受け入れできない状況というのは改善をしていかなければいけないんじゃないか。医師個人の問題かわかりません。病院側のこういった事情なのかわかりませんが、きちんと調査を加えて改善を図っていただきたいと考えております。

それから、福祉保健部長に伺いますが、宮崎大学の救命救急センターの搬送件数について教えていただきたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 宮崎大学の救命救急センターは平成24年4月から運営をしておりますが、平成24年度の救急搬送受け入れ件数は、ドクターヘリでの受け入れも含めまして1,093件でございます。25年度は、12月末まででございますが、1,008件となっております。

○清山知憲議員 平成24年度、1年フルで考えると宮崎大学は1,090件、それに対して県立宮崎病院は2,500件弱と、実に2.5倍近くの、ある意味負担がかかっているわけです。

続いて部長に伺いますが、平成22年度以降、地域医療再生基金として、県に延べ90億円以上に上るお金が交付されておりますが、これを財源として、それぞれの救命救急センター関連の予算は幾らほどになるのか、教えてください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 3つの救命救急センターの予算でございますが、まず県立宮崎病院がセンターの設備整備費として6,500万円、県立延岡病院がセンターの改築費として6億6,800万円、宮崎大学医学部附属病院がセンターの新築費等として10億2,300万円となっております。

○清山知憲議員 6,500万円、6億7,000万円、10億2,000万円と、これはドクターヘリ関連予算を除いた額だと思いますが、随分予算額にもばらつきがあります。この中には、ハード事

業だけじゃなくいろいろなソフト事業も含まれていると思っておりますけれども。続いて部長に伺いますが、それぞれのセンターの人員体制について教えてください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ことしの2月現在であります。県立宮崎病院が専任医師1名、看護師24名、県立延岡病院が専任医師1名、看護師17名、宮崎大学医学部附属病院は専任医師16名、看護師47名となっております。なお、県立宮崎・延岡病院の看護師数は、救急病棟に所属する看護師を計上いたしております。また、県立宮崎・延岡病院の専任医師は1名ですが、各診療科の協力・連携体制により、センター運営を行っているところであります。

○清山知憲議員 県立宮崎・延岡病院、それぞれ医師1名、大学は16名という体制のお話がございました。しかし、新年度の平成26年度予算案では、救急医確保事業として4,000万円が計上されておりますが、これが宮崎大学の救命救急センターについております。これは本来、延岡なり宮崎なり、ほかのセンターでつけるべき事業じゃないんでしょうか。何かの間違いじゃないんでしょうか。教えてください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） お尋ねのありました26年度の予算案における救急医確保事業であります。この事業は、宮崎大学医学部附属病院救命救急センターにおいて、さまざまな疾患に幅広く対応できる総合救急医・総合外傷医の育成を図る目的で、昨年9月に策定いたしました地域医療再生計画にも位置づけていた事業でございます。この事業を実施することによりまして、地域の医療機関等で必要とされる、専門診療分野に特化しない救急医の確保につながるものと期待しているところであります。

○**清山知憲議員** 地域の救急医確保につながることは私も期待したいですし、一生懸命頑張っ
てほしいなと思うんですが、私が伺ったのは、
ほかのセンターこそ、今、人が必要な状況じゃ
ないですかと。先ほど病院局長から説明があっ
たような救急医療の状況もあります。この予算
のつけ方はおかしいんじゃないですかという質
問をしたんですが、再度、認識をお伺いいたし
ます。

○**福祉保健部長（佐藤健司君）** この事業の目
的は、いわゆる総合救急医・総合外傷医の育成
ということで、それなりの指導医がいるセンタ
ーでなければ、なかなかそういった育成もでき
ないというふうに思っております、宮崎大学
においては、先ほど申し上げましたように、救
命救急センターは16名のドクターがおりますの
で、こういった取り組みもできるというふうに
考えております。逆に、ほかのセンターにおき
ましては、そういったマンパワーが不足してい
るという状況もありまして、そういった育成の
取り組みはなかなか難しいのかなというふうに
考えております。

○**清山知憲議員** マンパワーが不足しているか
ら救急医確保事業が必要じゃないですかという
話をしているんです。知事に認識をお伺いしま
すけれども、今までいろいろデータの御紹介が
ありましたが、救命救急センターの受け入れ件
数は平成24年度で延岡が2,200件、宮崎が2,500
件、宮崎大学はドクターヘリを含めて1,090件、
それに対して人員が、延岡、宮崎は1人、1
人、宮崎大学16人、余りにこれはバランスを欠
いているんじゃないかと考えているんです。

さらに申し上げますと、厚生労働省が実施して
いる全国の259カ所の救命救急センターの評価に
おいて2カ所だけC評価なんです。残りはA評

価ですけれども。その2カ所のうちの1カ所が
県立宮崎病院の救命救急センターで、C評価
は、評価の方法がいろいろと異論があることも
ありますが、救急医が少ないことも1つ減点の
対象になっているんです。どこに救急医確保事
業が必要なのか、これは誰の目にも明らかなん
じゃないですか。

私、ちょうど1年前の議会で、県立宮崎病院
は、救急、防災、いろいろな面で問題を抱えて
いるから、今度の地域医療再生基金の積み増し
分で対応ができないかよろしくお願ひしますと
指摘は申し上げましたが、そういった指摘も全
く考慮されない結果、今に至っております。今
の救急医療の状況——次の質問じゃないです
よ。今、こういう状況を受けて知事の認識をお
伺いいたします。

○**知事（河野俊嗣君）** 救急医を確保するに当
たっての今の事業、国のそういう予算等の活用
の仕方ということであろうかと思ひます。宮崎
大学の医学部附属病院というものがいろんな研
修機能を高めていく、そこはいろんな意味での
供給母体になっていくという形での配分になっ
ておるとことかと思ひますが、厳しい状況
を踏まえて県立病院の体制をどのように強化し
ていくか、その観点も今後ともしっかりと取り
組んでまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** 私、繰り返し確認しますけれ
ども、宮崎大学が悪いとか、あそこがどうこう
と言っているわけじゃないんです。ほかのセン
ター、まさに県の足元の県立病院で非常にいろ
んな問題があるんじゃないですかという指摘を
させていただいているんです。

次の質問に移りますけれども、知事が3年前
に掲げておられた政策提案の中にも救急医療の
充実に努めますという文言がありました。現在

の状況を考えてどのように評価しておられるのか、教えてください。

○知事（河野俊嗣君） 救急医療体制は県民の安全・安心に直結するものでありまして、大変重要な課題だという中で取り組んでまいりました。私が知事に就任して以来、宮崎大学医学部附属病院の救命救急センターの開設、またドクターヘリの導入、県立延岡病院救命救急センターの整備、さらには都城市郡医師会病院の移転整備などに取り組んできたところでありまして、そういう意味では一つ一つ前進が見られているのかなというふうに考えております。

しかしながら、今、御指摘をいただきましたように、またそれぞれの圏域を見ますと、医師不足などによりまして体制が十分でないなど、さまざまな課題が残されているという認識でございます。今後とも、関係機関とも連携をしながら、救急医療体制の充実強化に、いろんな御提言も踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。今、知事のお話がありましたけれども、知事は二言目には、救命救急センターの新設、ドクターヘリ、病院の建設等、何か派手な箱物事業ばかりが目立ってしまいます。でも、そうしたもののというのは、国から平成22年以降、90億を超える地域医療再生基金が交付されたからこそ実現できた事業であって、さらに言えば、ドクターヘリなんて、特に知事の独自政策というよりも、平成19年に自民党政権下で国会において議員立法されたドクターヘリ推進法案、そうしたものが法的根拠になって、平成20年に厚生労働省で検討会を開催してドクターヘリの導入を促進していこうということが決定されて、そして宮崎の場合は、金丸先生のように北総病院で研修さ

れた先生がおられたからスムーズに導入が図られたわけで、これは決して、知事独自の政策というか、結果というふうにはなかなか私には見えにくいんです。

今後、防災拠点施設の建設もあります。そして、県立宮崎病院も大規模な再整備計画が立てられているというところでございますが、このままだと、知事もどっちかというパフォーマンス重視の知事という印象が私にとっては否めません。最初に紹介した事例、非常に重篤で痛ましい事例が生じました。そういう本当に深刻な、解決が困難な課題にこそ政治家は向き合わなければいけなくて、物とか、見えやすい、光の当たりやすいものを強調されるのは選挙のときで十分ですから、ぜひ困難な課題の解決、御自身の足元の県立病院の救急医療の問題に、いろいろ知事の強いリーダーシップで取り組んでいただきたいと思うんですけれども、知事の御認識をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） パフォーマンスが足りないと言われてきた私がパフォーマンスに過ぎると言われて、感慨にふけておるところでございます。今挙げたのは、私の独自施策だとか、私が就任して一から取り組んだものということで申し上げたわけではございません。それぞれの施策が、長い間でのさまざまな検討、また関係者のさまざまな努力の上に成り立った。そして、今、御指摘がありましたように、国からの財源というものを有効に活用できた。まさにそのタイミングでいろんな事業が進んでおりますということを上申し上げたつもりでございます。

ドクターヘリに関しましては、国の財源が切れる。これからどうするのか。県や市町村が一緒になって財源を確保しなければいけない。そ

のためのいろんな議論も今、進めておるところでございます。そういったトータルのことを含めて、救命救急の再生整備というものは大変重要な課題であろうというふうに考えております。

今、御指摘がありました、救急搬送された方をどういうふうに受けとめるか、残念ながら受け入れなかったことの分析、その対応というのも大変重要なことであろうかというふうに思います。ハード事業のみならずソフトの面も含めて、関係機関との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 前の知事は別の意味でのメディアへの露出とかパフォーマンスだったんですけれども、私が申し上げたのは、解決が済んでいない課題にもっと真摯に取り組んでいただきたいということです。順調にうまくいっていることは口に出されなくても、順調にうまくいっているんですからいいと思うんです。ぜひ、この課題、真剣に取り組んでいただきたいと考えております。

続いて、話題を変えまして、県立病院の臨床研修事業についてお伺いいたします。

中長期的に医師確保を図っていく上で、初期研修医の確保というのは非常に重要な課題だと考えておりますが、県立病院における研修医の採用状況について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立3病院における基幹型研修病院としての臨床研修医の採用数でございますが、新制度が導入された平成16年度が9名、その後、減少傾向になり、平成23年度は4名となりましたが、平成24年度が9名、平成25年度が同じく9名と、ここ2年間は増加に転じているところでございます。

また、来年度の臨床研修医採用の前提となります医学生を対象としたマッチングでは、2次募集を含めたマッチ者数が前年度を上回る12名となりまして、過去最高となっているところでございます。

○清山知憲議員 いろいろとプログラムや広報の面で工夫を図っていただいて、少しふえてきているという状況は非常によかったと思っております。ただ、研修プログラムの中身の充実、教育の質の向上、指導体制の強化、そうした面ではまだまだ道半ばかなという印象を受けているんですけれども、そういった面での取り組みはいかがでしょうか。

○病院局長（渡邊亮一君） 臨床研修医の研修内容の充実につきまして、今取り組んでいるところでございますけれども、具体的に宮崎病院で申し上げますと、従来、麻酔科で実施していた救急部門の研修を原則、救命救急科で実施することとしたり、新たに宮崎大学附属病院を協力型病院に指定することにより、大学病院でのドクターヘリへの同乗研修を可能とするなどの取り組みを行っているところでございます。また、研修業務を担う事務スタッフを3病院に配置するなど、研修体制の強化も図っているところでございます。

○清山知憲議員 ぜひ、今後も指導体制の充実強化に向けて思い切った取り組みをしていただくように、お願い申し上げます。

続いて、保健分野の県庁の人材についてお伺いいたしますけれども、県所属の公衆衛生医師は、保健所長や本庁の課長などで活躍されておりますが、公衆衛生医師の数の推移、現状について、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 保健所長等を担う本県の公衆衛生医師につきましては、過去

5年間で見ると、平成22年度は15名でありましたが、その後の定年退職等により今年度は11名となっており、現在、高千穂保健所長につきましては、延岡保健所長が兼務をしているという状況でございます。

公衆衛生医師につきましては、公衆衛生を目指す医師が少なく、その確保が困難な状況にありますけれども、今年度は、県ホームページや医療系雑誌に募集案内を掲載するなど、確保に向けた取り組みを強化しているところであります。

○**清山知憲議員** 県庁も医師不足ということでございますが、次に、国からの出向職員の省庁別の人数とそれぞれ所属されている部署の名前について、総務部長にお伺いいたします。

○**総務部長(四本 孝君)** 国からの出向者でございますが、現在、総務省から4名、農林水産省から5名、国土交通省から5名、計14名が本県に出向しておるところでございます。また、その在籍している部でございますが、総務部、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部及び県土整備部となっております。

○**清山知憲議員** 厚生労働省からは一人も受け入れが続いていない状況が10年ぐらい続いているというふうに認識しておりますけれども、先ほどまで私が質問させていただいたように、医師確保や救急医療の問題等、我が県が抱える問題、また高齢化もどんどん他県に先駆けて進んでおります。非常に大きな問題がございます。さらに、平成22年度以降、国からの地域医療再生基金が90億以上おりに従って、福祉保健部における政策的な事業の量、仕事というものは、以前よりも格段にふえてきております。福祉保健部において、厚生労働省からも職員を受けて、福祉保健行政の専門性を高め、国との

パイプを太くしていく必要があるんじゃないでしょうか。その点についてお考えを、知事、伺います。

○**知事(河野俊嗣君)** 私がちょうど宮崎に赴任しました平成17年まで、福祉保健部の保健担当の次長に厚生労働省から来ていただいておりました。当時、新型インフルエンザの対策などかなり陣頭指揮を振るっていただきまして、他県に先駆けて体制整備を行い、大変心強い思いがしたところでございます。

国との人事交流は、豊富な知識と経験を有する人材を入れ、そしていろんな形での県職員に対する刺激にもということで受け入れておるところでございますが、厚生労働省のほうでも医師に係る派遣というのがなかなか難しいというような状況もあるようでございます。今、御指摘がありましたように、福祉保健行政におけるさまざまな課題は大変重要なものがあります。今後とも、国との連絡もしっかり図りながら、本県にとって必要な分野であるということであれば、効果的な人事交流が行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** 我が県も抱えている行政医師が少ないわけで、私が初めての一般質問で、医療薬務課の行政医師の方は併任ではなく専任で設けるべきではないかと言ったときに、知事は、今後研究してまいりますとお答えされたんですけれども、やはり全体的に県としての行政医師の確保が難しい中で、非常に厳しいと思います。

福祉保健部においても、より主体的にどんどん政策立案、政策に関して仕事をしていただきたいと感じておりますし、厚生労働省からは、もちろん医系技官をメインとして職員の援助、派遣をいただければと思いますけれども、医系

技官に限らず、厚生労働省は現在、34の都道府県に49人、職員を出向させておられるようですので、せめて1人ぐらいは医療体制の非常に弱い宮崎県に引っ張っていただきますよう、知事みずからリーダーシップを図っていただきたいと考えております。

最後の項目の質問でございますが、先週2月26日に、HPVワクチン、いわゆる子宮頸がん予防ワクチンの副反応部会が開催されました。徐々に、この副反応についてもその病態や原因というものが明らかになってきているところでございまして、既にWHO（世界保健機関）などは昨年7月ぐらいの段階で、このワクチンの安全性に対して疑問を呈するような妥当な理由は全く見当たらないと、日本の状況を踏まえてもそうした声明を出されているところで、近々我が国においても、積極的な勧奨というものが再開される可能性も高いのではないかと感じております。まず、部長にお伺いしますが、宮崎県におけるこのワクチンの接種件数の推移をお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、国のワクチン接種緊急促進事業が開始された平成22年11月以降の接種件数になりますが、22年度が延べ1万2,381件、23年度が延べ4万3,598件、24年度が延べ1万6,752件となっております。また、定期接種に位置づけられました平成25年度は、国の調査による8月までの数字になりますが、4月が845件、5月が528件、6月が410件、7月が157件、8月が124件の延べ2,064件接種されております。

○清山知憲議員 積極的な勧奨が一時中止に至ったのは、たしか昨年の6月ぐらいですか、そのときから528件、410件、157件と激減してお

りますけれども、もし子宮頸がん予防ワクチンを宮崎県内の対象者全員が接種した場合、毎年どれほどのがんとどれほどの死亡を防ぐことができるのか、試算について教えてください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 厚生労働省が作成いたしました資料をもとにした試算でございますが、本県における接種対象人数を1学年5,000人とした場合、そのうち1%に当たる50人が一生のうち子宮頸がん罹患することとなりますが、ワクチンの接種により最小で23人、最大で33人の子宮頸がんの罹患を防ぐことができます。また、死亡率を国の想定と同じ28%とした場合、本県では罹患した50人のうち14人が死亡することとなりますが、ワクチンの接種により最小で6人、最大で9人の死亡を減らすことができることとなります。

○清山知憲議員 今お答えいただいたのは年間の数ですので、これが10年たつと10倍の数、がん死亡が抑制される。しかも、子宮頸がんというのは主に現役世代の若い女性がかかることが多いので、非常にインパクトの大きいワクチンだと思いますが、積極的勧奨が再開された場合にはどのような対応になるのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 子宮頸がん予防ワクチンは現在、国においてその取り扱いが審議をされておりますが、今後、積極的勧奨が再開された場合は、国の方針に基づき、必要な情報提供を行いますとともに、市町村と連携し、接種の勧奨に努めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 この問題については、メディアが非常に恐怖をあおるような報道が目立ちましたし、再び接種の勧奨が再開されても、以前のように国民の信頼が戻るとするのは多大な努

力を要すると思うんです。もしそういう事態になったときは、きちんと周知の努力を図っていただきたいと切にお願い申し上げて、私からの一般質問を終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、星原透議員。

○星原透議員〔登壇〕(拍手) それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず、アベノミクス効果についてであります。我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」の効果もあって、実質GDPがプラス成長となるなど、日本経済は着実に上向いてきていると言われております。しかし、景気回復の実感については、中小企業、小規模事業者や地域経済にはいまだ十分浸透していない状況であり、また業種によってばらつきが見られ、物価動向についてもデフレ脱却は道半ばであります。そこで、今後の経済財政運営に当たっては、経済成長につながる施策を確実に実行してもらい、企業収益が増大することにより設備投資につながり、雇用の拡大や所得がふえることで消費が伸びて、景気回復の動きが確かなものになることが期待されております。これまで安倍政権は、「3本の矢」を政策の目玉として、日本経済の足を引っ張ってきたデフレからの脱却を目指し、経済成長につなげていくア

ベノミクスに取り組んできたところでありませぬ。特に平成24年度大型補正予算と25年度の当初予算を合わせた15カ月予算は今月で終わります。公共事業を継続的に実施できることにより景気浮揚が期待されておりましたが、15カ月予算が本県経済に与えた影響と成果についてどのように捉えておられるのか、知事にお伺いします。

次に、総合政策部の役割と位置づけについて伺います。総合政策部は、本庁内に総合政策課ほか8課1室、東京、大阪、福岡の3事務所、消費生活センターを所管しており、県のかなめの部であります。総合政策部の総合政策課の事務分掌には、県の総合的政策の企画及び調整、知事の特命による施策の企画及び調査、総合計画や政策システム、庁議、部長連絡会議及び地方連絡協議会に関することなどであり、県政全体の政策立案や方向づけを決める重要な部課であります。特に、知事の特命による施策の企画及び調査の部分は、知事の選挙公約などを政策として取り上げ、県民の期待に応えるために政策目標を明確にし、政策実現に向けて県政をリードしていく重要な役割だと考えております。そこで、知事は政策立案における総合政策部の役割をどのように位置づけておられるのか、お伺いします。

次に、本県経済や地域の活性化に向けた3つの県民運動の取り組みについて伺います。みやぎ元気!“地産地消”、宮崎を知ろう!100万泊、中山間地域をみんなで支える県民運動、この3つの県民運動は、宮崎の魅力を「知ろう・使おう・広げよう」をコンセプトに、県産品や地域資源といった宮崎の宝を再発見し、磨き、その魅力を発信していくことにより、幅広い分野での地産地消や県内観光、中山間地域振興を

テーマに展開することとしております。この県民運動がうまく機能し、目的を達成するためには、人、物、金を活発に活用し、本県経済や地域を活性化させながら、その輪を広げる運動に取り組むことが重要であり、そのために県民一人一人が地域愛と自信や誇りを持ち、元気で活力のある宮崎を目指す運動であります。この3つの県民運動が始まって3年が過ぎようとしておりますが、県が実施している広い意味での地産地消にかかわる3つの県民運動について、取り組みの成果や課題はないのか。また、今後の方向性について、知事にお伺いします。

次に、霧島ジオパークについてお伺いします。宮崎・鹿児島両県の県境に位置する霧島をジオパークとして認定登録するために、両県の5市1町では、霧島ジオパーク推進連絡協議会を設置し、官民一体となって活動してきております。ジオパークとは、火山噴火・地震活動でできた地形、あるいは大昔の津波を記録した地層といった、地球の歴史が刻まれた地質遺産を保護し、観光振興、自然科学や防災教育に役立てることにより、地域社会を活性化させていくという活動であり、その活動が認められて、平成22年9月に霧島山周辺地域が、「霧島ジオパーク」として日本ジオパークに認定されております。霧島ジオパーク推進連絡協議会では、昨年4月に霧島ジオパークを世界推薦申請されましたが、第18回日本ジオパーク委員会が9月に開催され、今回は推薦を見送ることになりました。

本県では、西都原古墳を世界文化遺産に、神楽を世界無形文化遺産に登録するための準備や認定に向けての取り組みが始まったと聞いております。西都原古墳や神楽、霧島ジオパーク、それぞれが世界文化遺産、世界無形文化遺産、

世界ジオパークとして認定されれば、広く世界に宮崎の情報が発信されることになり、国内はもとより海外からの観光客の増加も期待できますし、将来の宮崎観光の大きな柱になると確信しております。また、霧島ジオパークを新たな地域社会の活性化策として捉え、地質遺産や地域の伝統文化を守りながら、観光、環境、教育資源として活用していくことが、県勢発展に役立つと思っております。この問題は、霧島ジオパーク推進連絡協議会と宮崎・鹿児島両県が一致協力・連携して取り組まないと、世界ジオパークの認定を受けることは厳しいと考えております。そこで、霧島ジオパークが世界ジオパークに認定されれば、世界遺産のように本県観光の目玉になると思いますが、霧島ジオパークに対する今後の取り組みや支援策について、知事に伺います。

また、霧島ジオパークが世界ジオパークに認定されるためには、地域全体の盛り上げや取り組みも重要であります。そこで、児童生徒にその自然や歴史などについて学ばせ、関心を高めていくことが大切であると思っておりますが、教育長の考えをお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

15カ月予算が本県経済に与えた影響についてであります。国の平成24年度補正予算に対応する形で、本県におきましても483億円余の24年度追加補正予算案を編成したところであります。これは、国の補正に対応して編成される補正予算としては過去最大の規模ということでございますが、これと25年度の当初予算と一体的に執行することで、本県の景気の回復に努めてまい

りました。この間の経済指標を見てみますと、県内の公共工事請負額が前年度を上回る水準で推移していることや、有効求人倍率が改善傾向にあること、また倒産件数が前年度を下回っていることなどの状況が見られるところであり、日銀宮崎事務所の2月の報告によりますと、本県の景気につきましては、「持ち直しの動きに広がりが見られる」との判断であります。経済指標の動きにつきましては、官需、民需などさまざまな要因が考えられるところではありますが、県といたしましては、ようやく明るさの見てきた景気回復の流れを本格化させるために、今年度補正予算の早期執行などに引き続き全力を挙げてまいりたいと考えております。

次に、総合政策部の役割についてであります。総合政策部は、県の総合的政策の企画及び調整に関する事項を所掌しておりまして、私の指示のもと県政全体の大きな方向づけを行うこと、そしてそれに基づく県の重要な政策をしっかりと推進していくという大変重要な機能を担っておるところでございます。私が選挙のときに提案させていただきました施策提案を総合計画の形に落とし込むという作業もございますが、今年度より、県政の基軸に据えております「復興から新たな成長に向けた基本方針」も、総合政策部が中心となって取りまとめたところでございます。またこのほか、TPPや経済対策など、部局横断的に大局的な観点から進めていくべきものの取りまとめ、さらには国への提案・要望活動などの取りまとめを行っているところでありまして、まさに政策のかじ取り役、県政のコントロールタワーとしての役割を果たしているところであります。県政を取り巻く課題は山積しておりまして、財政状況が厳しさを増している中で、県民の負託にしっかり応えてい

くためには、政策目標の明確化や効果的な政策の形成・推進が不可欠であります。総合政策部の果たす役割は大変重要であると考えておるところでございます。

次に、3つの県民運動についてであります。これらの県民運動は、県産品や地域資源といった宝を再発見し、みずから愛用、体験しながらその魅力を発信することを通じまして、県内経済の活性化や地域間交流の促進につなげることを目的に、官民で構成します県民会議を核として推進しているところであります。まず、地産地消県民運動につきましては、今回新たに、県の公共調達に関しまして、庁内における地元企業、地元産品の優先活用につきまして統一的な方針を策定し、関係団体にも賛同・協力を呼びかけながら、より一層の定着を図ることとしております。次に、100万泊県民運動につきましては、今年度は、県の働きかけに応える形で民間主体の全県的な宿泊キャンペーンが実施されるなどの新たな取り組みが生まれたことは、一つ成果であろうと考えております。中山間地域をみんなで支える県民運動につきましては、集落活動を支援します中山間盛り上げ隊に500名近くの県民の皆さんに参加をいただいているところであります。引き続き、中山間地域の果たす役割などの理解促進や、中山間地域と都市部との交流・連携の促進などに取り組んでまいります。

以上のように、さまざまな取り組みによりまして一定の動きも出ているところでありますが、まだまだ広く県民に定着するまでには至っていないことが現状、実態であろうかと考えております。「そういう県民運動あったんだろうか」という県民のほうが多いのではないか、そのような認識でございますが、これについまし

では、一定の目標を達成してそれで終わりというような取り組みではございませんで、息長く県民の意識づけを図っていくこと、行動指針としていくこと、それが大変重要であろうかと考えておりますので、今後とも関係団体と連携しながら、県民が主体的に取り組むための環境整備を図ってまいりたいと考えております。

最後に、霧島ジオパークについてであります。霧島ジオパークがある環霧島地域には、日本で初めて国立公園に指定されました霧島錦江湾国立公園も位置しておりまして、雄大で美しく貴重な自然に恵まれ、本県及び鹿児島県を代表する国際的にも大変すばらしい観光地の一つであります。この霧島ジオパークの取り組みは、観光振興や環境教育などの観点から大変意義深いことであると考えております。昨年4月に霧島ジオパーク推進連絡協議会が申請しました世界ジオパーク認定推薦は、残念ながら見送りになったところではありますが、協議会としましては、今後とも再申請に向け、審査で指摘を受けた、例えば学術的価値をより明確にすべきであるということ、また来られたお客様にその価値というものをしっかり伝えるような体制、仕組みを整えるということがございますので、こうしたさまざまな課題の解決を図っていくこととしております。県としましては、引き続きこれらの取り組みに対する支援を行っていくこととしております。大切なことは、地元市町が中心になりながらも、本県、それから鹿児島が連携してこれを支えていくということでございます。今後、私としましても、ジオパークの審査の関係者に直接、霧島の魅力をアピールするなど、世界ジオパーク認定に向けまして、より積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

霧島ジオパークについてであります。霧島山こそ、噴き出す水蒸気や過去の多量の、そして多様な火山噴出物などから、地球の内部エネルギーやマグマの力強さを実感することなどができるすばらしい大自然の博物館だと感じております。その霧島山周辺の本県3市1町の児童生徒は、宮崎・鹿児島両県の5市2町で構成している環霧島会議が作成した「ふるさとの山 霧島山」という学習資料を活用し、教科や総合的な学習の時間の中で、霧島山の自然の雄大さや歴史、伝統、文化など、いわゆる霧島ジオパークについて学習をいたしているところであります。また、遠足や御池少年自然の家での宿泊学習、地域行事などにおいても、霧島山に関する理解を深めております。このように大いなる自然霧島について児童生徒に学ばせる取り組みは、ふるさとに対する認識を深め、郷土に対する愛着を育む上からも大変意義のあることだと思っております。以上であります。〔降壇〕

○星原 透議員 それぞれ答弁いただき、ありがとうございました。霧島ジオパークについては、知事も積極的にアピールしていくこととありますから、力強い支援のほどお願いいたします。

ところで、知事は総合政策部について、「県の総合的政策の企画及び調整に関する事項を、私の指示のもと県政全体の大きな方向づけを行い、重要な政策を推進していく大変重要な機能を担っている」と答弁されました。県政の大変重要な政策を推進していく部の部長が、今年度まで8年連続1年で交代となります。私が知る平成7年以降では、企画調整部長を4年3カ月された方、2年連続の方も2人おられます。経

験豊富な方を起用されているとは思いますが、私は、県政の政策立案に大胆な発想やリーダーシップを発揮して積極的に取り組み、また、その責務を果たすことができたかどうかを判断するためには、複数年の起用も必要だと考えております。そこで、総合政策部長が1年で交代していることについて、また、宮崎県を大胆に変えていくには2年、3年は任せるべきではないかと考えておりますが、知事の見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 総合政策部長は、県政全般にわたって目配りをして、政策のかじ取り役を担うという大変重要なポストでありますので、豊富な行政経験に加えまして、県政全体を俯瞰する視野の広さと高い調整力、さらに的確な判断力が求められると考えております。このような認識のもとに、総合政策部長にはこれまで、部長経験者を配置してきたところであります。人事のローテーションの関係もございまして、1年という実態が続いてきたところでございます。一方で、御質問のように、大胆に政策を打ち出し、本県を変えていこうとするときには、複数年にわたり在職するという考え方も必要であろうかと考えております。総合政策部長の起用に当たりましては、御指摘いただいた点も含め、県政が直面する諸課題、職員の人事の状況など、その時々さまざまな検討要素を勘案しながら判断してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ぜひ一考をお願いいたしておきます。

次に、特に重要な方向性となる政策については、各部で取り組みがばらばらにならないよう、予算についても目標達成まで一定の金額を総合政策部で持ち、各部に配分するような方法

が望ましいのではないかと考えますが、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 総合政策部と予算編成のかかわりではありますが、例年のペースでいきますと、当初予算編成方針に合わせて私が指示をしまして、総合政策部が重点施策を定め、予算の特別枠に結びつけて重点的な措置を講ずるということで、政策と財政の調整を図っているところでありまして、また、平成26年度の予算編成に当たりましては、特に新たな成長に向けたさまざまな取り組みにつきまして、各部局の意を受けて、総合政策部と財政の間でさまざまな調整が図られたところでありまして、また、今年度当初予算で措置しました総額30億円の「みやざき成長産業育成加速化基金」、さらに来年度当初予算案に計上している総額20億円の「みやざき人財づくり基金」につきましては、それぞれ総合政策課で所管することとしており、総合政策部の主体的な関与というものを確保しているところでありまして、今後とも、全庁的な調整機能などを一層発揮させることで、県政の重要施策と予算の的確かつ効果的な連動を図ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ぜひ予算面も考えながらの総合政策部長の役割を果たしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、福祉行政についてであります。

まず、生活保護についてであります。生活保護は、生活保護法第1条にあるように、憲法第25条第1項の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として制度化され、生活保護基準には8種類の扶助(生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭)があります。ところで、厚生労働省は昨年12月、全国で生活保護を受給している世帯が9月時点で159万911

世帯、前月比662世帯の増となり、過去最多を更新し、また受給者は215万9,808人になったと発表しております。このように、全国的には生活保護受給者が増加していると言われておりますが、本県の現状について、また、県内の地域的な生活保護受給の傾向をどのように把握しておられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県における生活保護受給の状況は、平成25年12月現在で1万3,501世帯、1万7,861人となっております。これを前年同月と比較しますと、世帯数で105世帯の増加、受給者数で58人の減少となっております。受給者数は、リーマンショック等の影響もあり、平成20年度以降急増しましたが、徐々に伸び率が鈍化し、ここ1年は横ばい状態となっております。

次に、地域別に見ますと、県北部で保護の受給率が高く、県西部で低い傾向が見られます。この要因は一概には申せませんが、有効求人倍率で見ますと、12月のハローワーク別の状況は、県北部で0.59から0.79であるのに対し、県西部では1.09から1.32となっております。

○星原 透議員 次に、生活保護受給者の不正受給が報道されておりますが、本県の生活保護費の不正受給の実態について把握しておられるのか。また、不正受給の事案に対しどのように対処されておられるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成24年度の生活保護に係る不正受給件数は396件となっております。内容としましては、就労収入の無申告や過少申告などです。このような不正受給を未然に防止し、早期発見するため、各福祉事務所におきましては、収入申告義務の周知徹底を図るとともに、収入状況を把握するため、市町

村の税務担当部局の協力を得て、被保護者全員に対する課税状況の調査などを実施しております。また、不正受給に対しましては、不正受給に相当する金額の返還は当然であります。悪質な場合には刑事告発等を行っております。

なお、生活保護法の一部改正により、事実と異なる申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則の引き上げや徴収金の加算が、本年7月1日から施行されることになっております。県としましては、引き続き各福祉事務所に対し、関係先の調査を徹底するよう指導・助言に努めてまいります。

○星原 透議員 次に、生活保護受給者の中には、働けるのに働かない者や、仕事を見つけられない者がおり、生活保護からの自立（脱却）に向けた支援が重要だと考えますが、どのような取り組みをされているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 生活保護受給者の自立に向けましては、就労支援が大変重要と考えておりますので、各福祉事務所は、平成17年度以降、離職者等に対する支援体制を充実するための就労支援員の配置を進めてきており、現在、県内で16名が配置をされております。就労支援員は、ケースワーカーやハローワークと連携しながら保護受給者の支援を行っており、平成24年度は、支援を行った424名のうち約60%の254名が就労に至っております。今後とも引き続き、生活保護受給者への適切な指導・助言を行うとともに、ハローワーク等との連携をより一層図りながら、就労支援に努めてまいります。

○星原 透議員 次に、児童虐待についてであります。児童虐待は次の4種類に分類されております。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、

心理的虐待であります。ところで、全国の児童相談所が児童虐待について報告を受けた相談対応件数が、平成24年度は、児童虐待防止法施行前（平成11年度）の5.7倍に増加し、件数として6万6,701件で、虐待死も高い水準で推移しているようであります。近年、全国的には虐待により子供の命が奪われる悲惨なニュースが後を絶たず、児童相談所へ寄せられる報告件数は年々増加しており、一体この国はどうなっているんだと言いたくなります。そこで、県内の児童虐待の現状について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 児童相談所における児童虐待相談対応件数として過去5年間の推移を申し上げますと、平成20年度が287件、以降、365件、451件、410件、そして24年度が443件となっております。平成24年度における児童虐待の種別につきましては、身体的虐待が161件と最も多く、次いで保護の怠慢ないし拒否の151件、心理的虐待の121件、性的虐待の10件となっております。また、主たる虐待者は、育児等で子供と日常的に接することの多い実母が279件と最も多く、全体の約6割を占めており、続いて実父が100件で、その他の家族によるものが64件となっております。

○星原 透議員 次に、県内で児童虐待による死亡事例はないのか、お伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 過去5年間の虐待による死亡事例として取り扱ったものは、平成21年度に2件、24年度に1件、25年度は現在までに1件となっております。いずれも身体的虐待による死亡事例となっており、その内訳は、乳児に関するものが3件、幼児に関するものが1件であります。また虐待者は、父親によるものが3件、母親が1件となっております。

○星原 透議員 次に、児童相談所における相談対応件数が増加する中、児童虐待の未然防止策についてどのように取り組んでおられるのか、お伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 未然防止策としましては、一つには、出産や子育てに悩んでおられる方がいつでも気軽に相談していただけるよう、「子ども・ほほえみダイヤル」を設置し365日対応するなど、相談窓口の充実を図っております。また、市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健康診査等により把握したハイリスク家庭への助言・指導を行う養育支援訪問事業に対して支援を行いますとともに、市町村や保育所等の関係者への専門研修を実施いたしております。さらに、広く県民の皆様に、虐待が疑われる子供や子育てに悩む親についての情報提供などを、テレビやリーフレット等で呼びかけるなど、地域全体での見守りがきめ細やかに実施できるよう、取り組みを進めているところであります。

○星原 透議員 次に、児童相談所職員の資格や研修等、組織としてさまざまな相談や問題が発生した場合の対応など、児童相談所の相談体制や機能の強化にどのように取り組んでおられるのか伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 児童虐待相談に対応するため、児童相談所におきましては、児童福祉司を平成20年度の18名から毎年増員し、25年度には26名を配置するなど、年次的に体制強化に努めております。また26年度から、中央児童相談所と同様、都城、延岡の両児童相談所の所長について児童業務専任とするなど、虐待相談への一層の機動性等を確保することとしております。さらに、職員の専門性、資質の向上を図るため、児童福祉司の任用資格を取得

するための講習会の開催や、虐待を受けた子供のケアや親子関係の調整などを内容とする専門研修の受講等を計画的に進めております。児童相談所では、常に虐待相談へ対応できるように体制を整えますとともに、子供の安否確認についても、児童福祉司と警察OB等の虐待通告対応協力員が連携して、迅速に対応しているところでもあります。

○星原 透議員 次に、本県の児童福祉施設の役割と施設退所後の児童への支援について、あわせて、保護者への指導や支援についてどのように取り組んでおられるのか、お伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 家庭からの分離が必要な児童につきましては、児童福祉施設の一つであります児童養護施設に入所措置し、生活援助を行いながら、心のケアを図るとともに、家庭復帰や自立に向けた支援を行うこととしております。また、虐待を行った親に対しても、児童相談所において養育方法の指導やカウンセリング等を実施しているところでもあります。また、退所後の児童に対する支援につきましては、児童相談所において立案される援助方針に基づき、必要に応じて継続指導等を行うことにより、適切なケアと家庭支援につなげているところでもあります。

○星原 透議員 次に、児童虐待防止には、行政や警察、保育園や幼稚園、学校や医療機関、民生委員などとの虐待に関する情報の共有化などが重要だと思いますが、関係機関との連携体制の整備についてどのように取り組んでおられるか伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 児童相談所では、全市町村に設置されております要保護児童対策地域協議会に、民生委員・児童委員、あるいは保育所、学校、医療機関、警察署などと

もに構成メンバーに加わりまして、専門的立場から支援内容に関する助言・指導を行いますとともに、市町村や児童養護施設の職員を対象とした研修会や勉強会を実施するなど、関係職員の資質の向上と連携強化に努めております。

○星原 透議員 次に、認知症についてであります。認知症とは、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいいます。認知症の症状は大きく分けて中核症状と行動・心理症状の2つに分けられます。中核症状とは、病気等により脳の細胞が壊れ、その細胞が担っていた機能が失われたために生じる症状であり、記憶障がい、見当識障がい、理解・判断力の障がい、実行機能障がいがあります。また、行動・心理症状は、中核症状により日常生活にうまく適応できない場合に、本人の性格、環境、身体状況が加わって起こる症状であります。例えば、大事なものを自分でしまい込んでしまったこと自体を忘れる、自立心が強くて、子供に世話や迷惑をかけたくない、「家族が私の大事なものを盗んだ」と言うなどの症状があらわれます。認知症もほかの病気同様、早期診断、早期治療が大切であります。早期の診断により、本人、家族が今後の生活への備えを早目に考えることができるからであります。そこで伺いますが、県内に認知症の人はどのくらいいると思われるのか。また、認知症の対応には早期発見が非常に重要だと思っておりますが、早期発見のために県はどのような対策をとられているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 日常生活において見守りを必要とします認知症の方につきま

しては、現在のところ県内に3万人程度と推計をいたしております。また、認知症の対応を適切に行うためには、早期発見、早期対応が大変重要でありまして、迅速な鑑別診断に基づき、適切に医療や介護の方針を決定することが必要と考えております。このため県におきましては、各市町村に設置されております地域包括支援センター職員への研修等を行うことにより、相談体制を充実するとともに、県内に3カ所指定しております認知症疾患医療センターにおいて、医療相談や専門医療の提供を行っているところです。さらに、早期発見、早期対応には、かかりつけ医や医療従事者の役割も重要なことから、新年度にはこれらの方々への研修を充実することといたしております。

○星原 透議員 それでは次に、農地中間管理機構についてであります。我が国農業の構造改革を推進するため、農地の集積・集約化を行う農地中間管理機構を都道府県に創設するということであります。現状では、高齢者の方々や農業経営からリタイアするときや、地域において担い手同士間で土地の利用権を交換したいとき、個々の農地ごとにやっているのでは手間がかかり過ぎるなどの問題があり、また、農地を貸し付けたいが、受け手がないために耕作放棄地になってしまう実態等があります。そこで、信頼できる農地の中間的受け皿があれば、人・農地問題の解決がしやすくなることを踏まえて整備することになったのが、今回の農地中間管理機構であります。そこで、代表質問でもいろいろと取り上げられましたので、私は、本県の農地中間管理機構事業を展開するには多くの課題があると聞いておりますが、来年度はどのように進めていく考えなのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 機構事業の推進に当たりましては、1番目に分散状態にある農地の面的集積、2番目に規模拡大や集落営農等の推進、3番目にリタイア農家と担い手とのマッチングなど、受け手を明確にした取り組みを基本として、まずは各市町村単位にモデル的に取り組む地域や集落を選定いたしまして、事業の検証等を行いながら進めてまいります。また、農地の流動化を進める際の大きな障壁となっております不在地主の農地や耕作放棄地などは、利用意向調査を行った上で、一定期間そのまま放置されている場合には、知事の裁定で機構が預かる新たな仕組みも創設されましたので、機構事業と一体的に取り組み、解消してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、新たな制度の取り組みでありますので、市町村を初め関係機関・団体と十分連携を図りながら、本県の実情に即した実効性のある機構運営となるよう努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、豚流行性下痢（PED）についてであります。PEDが地元都城市を中心に、2月末現在、都城市で38農場、串間市で2農場、えびの市で1農場、宮崎市で1農場、合計42農場で発生しており、また8,332頭が死亡しております。ところで、今回の発生は17年ぶりとのことですが、都城市でなぜこんなに広く伝播したのか。農家の防疫に対する取り組みがおくれたのか、農家と関係機関との情報や連携に問題はなかったのか。本県は口蹄疫などで多くの苦労や経験を積んでおり、その反省から防疫体制の強化に取り組んできたはずであります。なぜという複雑な気持ちであります。そこで、我が会派の押川会長が代表質問でPEDを取り上げましたので、私は、農家に対して

今までと違う防疫の指導や地域防疫のあり方、養豚農家と行政の情報の共有化、今回のPED発生での課題を踏まえ、今後の防疫対策の取り組みについて農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県では、口蹄疫の反省を踏まえまして、防疫体制の強化を進めてきたところでありますが、今回、このようにPEDの発生が続いておりますことから、今後さらに防疫の徹底を図っていく必要があると考えております。まず、防疫の基本であります農場防疫につきましても、研修会等により農家の防疫意識のさらなる向上を図るとともに、農場を訪問する機会の多い獣医師や畜産関係団体と連携し、より具体的なチェックリストを作成するなどして、個々の農場に対するきめ細やかな指導を行ってまいりたいと考えております。また、市町村や地域自衛防疫推進協議会を核といたしました地域単位での防疫体制の強化にも、あわせて取り組んでまいります。さらに、防疫上重要な情報の共有化を図るため、現在、家畜防疫情報メールなどの活用を進めておりますが、改善すべき点もあると思われまので、より効果的な情報提供のあり方について検討してまいります。

なお、今般のPEDにより、今後の養豚経営への大きな影響が懸念されますので、現在、低金利の制度資金の活用につきまして、関係機関との調整を行っているところであります。

○星原 透議員 養豚農家の皆さんから電話をいただいた中に、要するに今回の対応が遅かったんじゃないかと、そういう感じの電話も何人もからいただいておりますし、豚の場合、夏が一番豚価が高い時期だそうでありまして、今後の経営に対する懸念をかなり言っておられましたので、ぜひ支援策等も考えてほしいと思いま

す。

次に、歩道整備についてお伺いします。地元の県道高城山田線の志和池下水流から王子橋手前までの歩道未整備区間についてであります。現在、志和池小学校から王子橋方向の延長500メートル区間は、平成18年から24年までに歩道整備が終了し、また高城側は王子橋手前までの歩道整備が平成10年までに終わっております。今回、地元からの要望は、残りの区間である王子橋手前までの900メートルの歩道整備についてであります。全区間が整備されないと利用者にとっては価値がないと言われておりますし、地元の皆さんは一日千秋の思いで工事着工を期待しております。そこで、県道高城山田線の都城市下水流町における歩道の未整備区間の取り組みについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道高城山田線の志和池小学校から500メートル区間につきましては、法定通学路であることから、優先して歩道整備を進めてまいりましたが、議員御指摘のとおり、王子橋手前までの900メートル区間については、いまだ歩道整備が完了していない状況であります。この未整備区間につきましては、2車線は確保されているものの、路肩が狭く、自動車交通量が多いことから、自転車通学生の安全確保のためにも、歩道整備の必要性は認識しているところです。当該区間は、延長も長く、抜本的な整備を図るには、国の交付金を活用して整備することが得策であると考えておりますが、このためには、都城市教育委員会や地元警察などと合同で現地調査を行い、歩道整備の要対策箇所として国に要望していく必要があります。今後、県としましては、関係団体などと連携し、早急に整備に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、王子橋のかけかえ工事についてであります。この橋の総延長は253メートルで、高城側から103メートルについては、昭和32年に建設され、幅員が5.5メートルです。志和池側の150メートルは、昭和43年に建設され、幅員が6メートルであります。この橋の中央部に近いところで幅員が50センチメートル違うため、大型車両同士は交互通行でないと通行できません。また、高校生の自転車通学路でもあります。地元の方に、「この橋を歩いて渡る人はいないですよ」と皮肉を言われたところでもあります。この橋が建設された時代と現在は交通量が違いますし、以前に比べて大型車両の通行がふえており、地元では大きな事故が起きなければいいがと心配しているとのことでありました。そこで、王子橋のかけかえに向けた取り組みについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 王子橋は、大淀川にかかる長大橋で、緊急輸送道路にも指定しておりまして、防災上も重要な橋梁であります。道路幅員が狭く、歩道も設置されていないことや、建設後50年以上が経過していることなどから、整備の必要性は認識しているところでもあります。現在、橋梁のかけかえに向けた事前調査を実施しているところでありまして、今後は、河川管理者である国との協議を行いながら、地質調査や橋梁予備設計など必要な調査を進めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 この歩道未整備区間内の道路脇には平原地区公民館があり、その公民館の裏には地区の共同墓地もあります。この道路は児童生徒の通学路でもあり、また地区民が公民館での行事や墓参りなどに利用するため、歩道整備は地域住民の悲願であります。王子橋とあわせて一日も早く整備していただきますよう、要

望いたしておきます。

次に、学校における危機管理についてであります。本県の学校現場における校内や登下校中の事件や事故、自然災害などを想定しての危機管理についてですが、学校管理下において事故や事件が発生したときに、混乱することなく、迅速かつ的確に物事に対応できるように、全教職員の共通理解と協力のもとに万全の体制を確立しておくことが大切だと考えます。そこで、学校生活において想定される事故や自然災害などが発生した場合に対する、児童生徒の安全に関する学校の危機管理の取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 児童生徒の命や安全を守ることは、学校において何より優先されるべきものであり、県教育委員会におきましては、日ごろより、危機管理の意識の高揚と取り組みの充実を図るよう、各学校に指導いたしております。学校におきましては、想定されるさまざまな危機事象、例えば自然災害や交通事故、不審者侵入などについて、発生前、発生時、そして事後という3つの局面に分けて危機管理マニュアルを作成するとともに、児童生徒が心肺停止した際の心肺蘇生や、校内に不審者が侵入した際の対応など、緊急時を想定した教職員の訓練の実施、さらには校内や校外の危険箇所の点検など、児童生徒の安全確保のための取り組みを進めているところであります。

○星原 透議員 次に、日常生活のさまざまな場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができる判断力はもちろんですが、自分の安全だけでなく、ほかの人の安全にも気配りができるように指導する必要があります。そこで、巨大地震などの防災対策として、校内や登下校中、学校外や休日などでの災害に対して、幼稚

園や小・中・高等学校などの児童生徒の発達段階に応じた防災教育が必要だと考えますが、学校における安全教育の取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 学校における安全教育は、日常生活で起こる事故や犯罪から身を守ることに学習する「生活安全」、交通場面などにおける危険防止について学習する「交通安全」、自然災害や火災などについて学習する「災害安全」の3つの領域について、全教育活動を通して取り組んでおります。例えば災害についての安全教育では、自然災害等の現状や原因について理解を深めたり、さまざまな自然災害を想定した避難訓練を実施したりするなど、災害時にみずから主体的に判断して行動できる児童生徒の育成に努めております。また、安全教育は、児童生徒の発達の段階に応じた指導が必要でありますので、小学校段階においては、危険予知や安全な行動をとることができるなど、自己の安全確保ができるようにし、中学校・高等学校段階では、安全確保に加え、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにするなど、段階に応じた指導となるよう配慮しながら、その充実に努めているところであります。

○星原 透議員 次に、安全教育を充実するための、父兄や地域の公民館、消防団や警察など、家庭や地域との連携が大事だと考えますが、この取り組みについて教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 御指摘のように、学校における安全教育をより効果的にするためには、家庭や地域と連携することが必要不可欠でございます。各学校においては、登下校時の安全確保や防犯のために、保護者や地域の方々に

協力をいただきながら、通学路の見守り活動や危険箇所点検を定期的に行っております。また、避難訓練におきましても、児童生徒を保護者へ引き渡しする場面までを行ったり、地域の防災士や住民の方に避難経路や避難場所について御助言をいただくなど、連携した取り組みを行っております。今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、地域ぐるみの安全教育が充実されるよう努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 子供たちの命を大事にする安全教育でありますから、危機管理についてしっかりと取り組みをしていただきたいと、お願いをいたしておきます。

次に、携帯電話・スマートフォンについてあります。平成24年11月に内閣府が携帯電話について調査したところによりますと、携帯電話を持っている児童生徒の割合は、小学生で27.5%、中学生で51.6%、高校生で98.1%という調査結果が出ております。携帯電話の種類については、機能限定電話や子供向け携帯電話が21.9%、スマートフォンが36%、その他の携帯電話が42.1%となっており、平成23年度に5.7%だったスマートフォンが大きく増加しているようであります。携帯電話は、私たちの生活にさまざまなメリットを与えてくれる便利なものではありますが、反面、携帯電話を利用することで、児童生徒が犯罪の被害に遭う危険性もあります。また、全国では、携帯電話のゲームサイトの利用などにより、多くの児童生徒が犯罪の被害に遭っているようであります。そこで、児童生徒の携帯電話の所持状況とそれにかかわる問題点について、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 今年度、全ての公立学校を対象に実施いたしました調査によります

と、スマートフォンを含めた携帯電話の所持率は、小学校で約28%、中学校で約26%、高等学校で約89%、特別支援学校で約27%となっております。所持にかかわる問題点といたしましては、長時間にわたる使用により、健康面や学習面などへの影響が懸念されております。また、コミュニティーサイトなどの利用において、知らない人からメールが届いたり、悪口や嫌なことを書かれたりするなどの問題も生じております。

○星原 透議員 次に、携帯電話の使用に関して、学校ではどのような指導を行っておられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 携帯電話の使用につきましては、小学校では総合的な学習の時間を中心に、中学校では技術・家庭科や学級活動などの時間に、高等学校では教科としての「情報」という時間において、発達の段階に応じて、正しく適切に利用するための指導が行われております。また、児童生徒への指導はもちろんのこと、保護者への啓発も図るため、入学説明会やPTA総会などさまざまな機会を捉えて、県警サイバー犯罪対策室や携帯電話事業者等の専門家による講話を実施するなど、関係機関と連携した取り組みも行われているところであります。

○星原 透議員 最後に、携帯電話の使用により、児童生徒が被害に巻き込まれた事例はどのようなものがあるのか。また、今後どのように対応を考えておられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 被害事例といたしましては、報道等もされておりますが、出会い系サイトで知り合った成人による性被害、交際相手の要求のままに送信した生徒の写真のネット

上への無断掲載、悪質なサイトの利用による高額な支払いの請求などがあります。県教育委員会では、このような被害の早期発見や未然防止のために、現在、ネットトラブル解決支援事業において、定期的にネットパトロールを行っております。また、トラブルの解消のため、目安箱サイトで相談を受けて、解決に向けた具体的な支援を行ったりしております。今後も、問題が高度化・複雑化する中、こういう事案に適切に対応できるように、このような取り組みを強化していくべきだと考えております。さらに、教職員の研修の充実はもちろんのことですが、家庭の協力、家庭における携帯電話使用のルールづくりやフィルタリングの徹底など、県警と連携をとりながら、保護者への啓発にも力を入れていくことが大切だと考えております。

○星原 透議員 以上で私の質問の全てを終わります。それぞれ答弁いただきましたが、執行部は執行部で、教育委員会は教育委員会で県勢発展にさらに御尽力いただきますようお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎副議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） いよいよ3月16日に、日向市民、宮崎県民の悲願であります東九州自動車道日向一都農間が開通をいたします。昨日も日向市で開通イベントがありました。河野知事、福田議長にも御出席をいただきました。本当にありがとうございました。

先人たちの思いも踏まえ、半世紀待った、いや、半世紀待たされたと言われる高速道の開通に喜びもひとしおであります。そのお祝いムードに冷や水を浴びせるわけではありませんが、開通後の懸念につきまして質問をさせていただきます。

先日、東九州自動車道全線開通に関するアンケート調査結果を拝見いたしました。その結果からは、高速道開通の時期には高い認知度があり、また多くの事業者が開通の効果を期待する一方、高速道路開通への対応策は、「とっていない」、また「必要ない」と回答しております。その割合は全事業者の約9割にも上りません。この結果に非常に懸念をしておりますが、高速道路がつながり、他県へのアクセスが向上するに伴い、他県からも本県へのアクセスは向上するわけですから、ピンチもチャンスも同時に訪れます。仕事や人材、企業収益をほかの地域に吸い取られてしまう懸念もあります。いわゆるストロー現象ではありますが、この対策は高速道路や新幹線などが開通する沿線では避けられないものであります。

御存じかと思いますが、熊本県のゆるキャラ「くまモン」、この誕生も、熊本県が2011年の新幹線開通を目指したときに、熊本駅が通過駅となってしまうように、4年半前の2006年から立ち上げた、関西地方、中国地方をターゲットにして認知度をアップさせるためのKANSAI戦略会議の立ち上げたキャラクターとして2010年に誕生したものでした。九州新幹線開通の数年前から周到なPR対策等続けたことで熊本県の認知度は向上し、また新幹線効果も十分にあったと思います。「くまモン」がすごいのではなく、それに組み込んだ熊本県の取り組みがしっかりと実を結んだ結果だと思えます。本県の高速道路開通に対する対策はどうか。ストロー現象に対し、県は県民、県内企業に具体的な対策例を示していかなければならないと思いますが、県の対応策がどうなっているのかを総合政策部長に伺います。

以下、質問者席にて質問させていただきま

す。(拍手) [降壇]

○総合政策部長(土持正弘君) [登壇] 答えいたします。

高速道路がつながりますことは、利便性が向上する一方で、本格的な地域間競争にさらされるということでもあります。議員御指摘のストロー現象により、活力が他の圏域に奪われたり、地域が単なる通過点となる事態を避けるためには、フードビジネスを初めとする本県の成長産業や、観光、食、そして国際物流を担う細島港等のさまざまな地域資源を磨き上げ、国内外に広く発信することを通じまして、人、物、金の流れを本県に積極的に取り込んでいく必要があると考えております。また、北九州までの開通予定を見据えまして、「競争と協調」の精神で、大分県と連携した広域観光ルートの設定による北部九州や中国・四国地方等からの誘客強化や、活況を呈しています北部九州の自動車産業と本県企業との取引拡大など、東九州広域での経済交流を促進してまいりたいと考えております。

先日、県が実施したアンケートによりまして、議員御指摘のとおり、民間事業者レベルでは、開通を見据えた取り組みが低調であるという厳しい結果が出ており、県といたしましても、開通効果を最大限に発揮するため、今後とも官民挙げての機運づくりを進めるとともに、各市町村とも連携をいたしまして、地域や民間事業者等が主体的に取り組む環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。[降壇]

○西村 賢議員 答弁ありがとうございます。県内企業にとりましては、どう対応策をとっていいかわからないということがあると思えます。ぜひ具体策を示してアドバイスを的確にし

ていただきたいと思ひます。

東九州道の開通から、どう利用拡大していくのが今後の課題であります。県外からの誘客に対しまして、高速道路の利用拡大のために継続的なPRをどうやるのか。ほかの地域の取り組みを見ますと、例えば中国道では、ETC搭載車限定ではありますが、途中の乗りおりが可能な自由な割引制度の実施などがありました。本県はNEXCO西日本や大分県と連携し、どのように誘客に取り組んでいくのか。高速道路を活用した県外からの誘客対策につきまして、商工観光労働部長に伺ひます。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 東九州自動車道北九州一宮崎間の開通を見据えまして、既にNEXCO西日本や大分県と連携し、北部九州や中国・四国地方などを主なターゲットに、九州では初めてとなる、高速道路を割引料金で自由に乗りおりできる周遊型割引企画の実施に向けて協議を始めているところであります。また、大分県とは、本年1月の愛媛県の旅行会社等へのセールスに続き、北九州市や広島市での観光PRイベントや、メディアを活用した観光PRなどにつきましても、共同で実施する予定にしており、効果的でインパクトのある誘致宣伝等を継続的に行うことで、誘客促進を図ってまいりたいと考えております。今後、これらの取り組みを行うに当たりましては、市町村や民間の皆様とも十分に連携を図りながら、積極的に展開してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。それに加えて、細島港と高速道路をリンクするような海からの誘客というものを今後考えていっていただきたいと思ひます。

次に、道路建設促進大会について質問をいた

します。特に県北地域に住んでおりますと、年間、これでもかという大会、イベントの出席依頼があり、そちらのほうでも非常に熱意のある大会が数多く開催されております。行政主体や民間主体などさまざまなものがたくさんありますが、これは住民を挙げて東九州道や中央道の完成を目指すものであります。私もその大会等に出席をしておりまして、平日の昼間に多くの方を動員して大会を開いているわけですが、その中心は建設関連の業者でありましたり、各市町村職員を初めとする行政関係者だったりします。参加者の立場を考えますと、仕事の手を休めてその大会に参加している方も多数いらっしゃるわけですが、御存じのとおり、今、建設関連業者の方々も余裕がなくて、人手が足りないところも多いはずなのに、壇上の片隅から心を痛めているのは私だけではないと思ひます。

まだまだ高速道路の運動は終わったわけではありませんし、これからも中央道、東九州道日南志布志線を中心に、まだまだ要望活動も続けていかねばならない状況にありますが、この機に見直しを行い、例えばほかの期成会や主催団体などとの協力、また合同開催など検討していかれてはどうかと思ひます。特に、今まで熱意、熱意と言っていた熱意が、参加者の人数とイコールではないと思ひますし、もっと質の違う大会にしていくことはできないのか、県の見解を県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 高速道路の整備促進に向けた大会などにつきましては、県、地元市町村、民間団体など、それぞれ異なる17の団体において開催されているところであります。このうち大半を占めておりますのは、地元市町村や民間団体が主体となって開催する大会

でありまして、高速道路を熱望する沿線住民の思いを強くアピールする場としてふさわしい大会となるよう、それぞれの団体の判断に基づき開催されているところです。昨年度、県内で5区間開通したこと、そして今年度、北浦一須美江間、日向一都農間の供用が大幅に前倒しされたこと、また、蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間、日南一串間一志布志間の概略ルート・構造の検討が現在、鋭意進められていることなどは、いずれもこうした大会の開催が原動力となっているものと思われまます。今後もこうした積み重ねはまだまだ必要ですので、県としましては、各団体それぞれの思いを尊重しつつ、より効果的な大会となりますよう、一緒になって対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 その中身はわかるんですけども、いろんな大会がありますが、壇上から見ますと、その参加者の顔ぶれというものはほとんど固定化をしております、実際にほとんどの県民の方は、その時間に働いていたり、ほかの仕事をしている方もたくさんいらっしゃいます。そういった中で、県民挙げて盛り上げようというときの思いと若干違うんじゃないかという違和感をいつも抱くものですから、質問させていただきました。

同じ質問を内田副知事にしたいと思います。内田副知事は国交省から来られておりますので、国交省の考える住民の熱意というもの、それはどういうことなのか。こぶしを掲げて「頑張ろう」というのが熱意なのか、要望・陳情活動の数なのか。もちろん、限られた中で国交省も優先順位を決めるという大変な役割を担っているとは思いますが、そのあたりを踏まえて内田副知事にお伺いいたします。

○副知事（内田欽也君） 道路の整備に当たり

ましては、例えば投資効率でありますとか円滑な事業執行の環境、あるいは地元の状況とか熱意、こういったさまざまな事項を総合的に評価して進められていっているものだと思っております。そういう中で、地域の実情とか住民の思いというのは、なかなか定量化とか数値化にはなじみにくいものでもありますので、そこは具体的な事例を交えながら、いわゆる生の声という形で直接関係者に届けるということも非常に効果的なのではないかと考えているところでございます。このため、整備促進のための大会の開催ですとか要望活動などの自発的な地域の取り組みというのは、引き続き非常に重要であると考えているところでございます。

○西村 賢議員 答弁いただいてありがとうございます。ただ、そう言われますと、我々はまたあと何十年、もしくは何百年と「頑張ろう、頑張ろう」とやっていかななくてはならないのかと、少しくじけそうな思いもありますし、先ほど申し上げたとおり、その会場に来ている参加者たちの熱気というものは当然あるんですが、それ以外のほかの県民も巻き込んだような、集まった数イコール熱意ではないものを考えていただきたいというのが私の思いであります。ぜひ関係部並びに知事初め皆さんで検討していただきますように、お願いを申し上げます。

次に移ります。日向インターチェンジが開通して、いよいよ細島港とリンクしますと、その交通の便は格段によくなります。その中でも細島港へ進出した中国木材に今、県北の期待が集まり、その中国木材の開業から、入郷地域やほかの高速道路を利用した木材の搬入等も加速するのではないかと予想されておりますが、現存の国道327号は片側1車線でカーブが多く、沿線

には住宅や急傾斜地、また河川もあり、道路の幅は困難であります。そこで、日向インターチェンジから西側、入郷方面に延びる日向バイパスの建設を望んでおりますが、県はどのように考えているのかをお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 国道327号におきましては、議員のお話にもありましたように、アクセス機能の向上や日向市内の交通混雑の緩和を目的に、国道10号から日向インターチェンジを経由し、現国道に接続するバイパス道路を計画しているところです。このうち、日向インターチェンジから東側の国道10号までの区間につきましては、東九州自動車道日向一都農間の開通前の3月14日に供用を行う予定としております。また、日向インターチェンジから西側の現国道までの区間につきましては、現在、土地利用状況や経済性などを勘案し、最適なルートの検討を行っているところであります。今後の事業化に向け、必要な調査を進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 済みません。質問が多いものですから、非常に私自身が早口になっておりますが、答弁は、ゆっくりでも大事なところだけ述べていただきますようお願いいたします。

次に、細島港の整備についてお伺いをいたします。

まず、防災対策について危機管理統括監に伺いますが、先日、防災の権威でもある、群馬大学片田教授の勉強会に出席をいたしました。津波からの防災をかねてから訴えられてきた方で、本人は謙遜しておりますが、「釜石の奇跡」としての話は、津波被害の中でも生存率の高い実話として語られております。その詳細は省略をいたしますが、その勉強会で、「大津波は数百年に一度の話であり、過剰な心配は災害

前過疎などを引き起こすおそれがある」との指摘をされました。教授は日向市にも来られたことがあり、土地勘がありましたので、避難施設の話をさせていただきましたところ、「命山」もしくは「サバイバルマウンド」と呼ばれる盛り土でつくった避難マウンドを紹介させていただきました。例えると古墳の円墳のようなイメージだと思いますが、ふだんは公園化をしていて、いざとなったらそこへ逃げるというものです。

早速、静岡県浜松市に現在建設中のものがあるということで行ってまいりました。浜松市は長い海岸線があり、沿岸部には鉄製の避難タワーが7カ所、避難マウンドが2カ所建設されておりましたが、避難タワーは1基150人程度、避難マウンドは1,000人程度の避難ができることでした。避難マウンドは、タワーに比べて設置には広い土地が必要なことがネックではありますが、避難者1人当たりの建設費は割安となります。繰り返しますが、やはり数百年に一度という津波を想定して考えていくなれば、マウンドのほうが現実的でありますし、避難タワーなどの構造物では、50年後にメンテナンスや建て直しなど、そのときによっては負の遺産として残しかねないものであると思います。細島港の工業地域には3,000人の方が働いていると言われておりますが、細島港の県有地に先駆けて建設することはできないのか、危機管理統括監の見解を伺います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 津波避難施設は、沿岸住民の命を守るために非常に重要な施設でありまして、沿岸の市町では今月中に、南海トラフ特措法に基づく特別強化地域の指定を受けた上で津波避難対策緊急事業計画を策定し、具体的な検討を行うこととなっている

ところでございます。お尋ねの「命の山」と言われるものにつきましては、沿岸10の市町と県で構成する宮崎県津波対策推進協議会におきましても、先進地調査をする中で、静岡県袋井市の事例を調査したところでございます。そのような調査を踏まえながら、どのような施設を整備するかにつきましては、まずは実施主体である市ないしは町で判断されることとなりますけれども、県といたしましては、「命の山」を含め、日ごろから利用できる避難施設についても国の支援の対象となるよう、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 しっかりと要望していただきたいと思っております。また、日向市は、県の試算でも1万5,000人ほどの死亡者が出るのではないかと予想されている、特に被害の大きく予想される地域でもあります。市だけでどれだけの対応ができるか不安なところもありますので、ぜひ統括監のお力もかりて、1人でも死者が出ないような対策を打っていただきたいと思っております。

次に、細島港の整備について伺います。円安などで木材の海外輸出がふえている中で、これまでも議会で要望させていただいておりましたが、細島港の薫蒸設備、木材置き場の整備が今どのような状況にあるのか、その進捗状況をお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 細島港の木材輸出につきましては、ここ数年、台湾向けだけではなく、薫蒸処理が必要な中国向けも増加しておりまして、平成23年度には白浜地区に2,700平方メートルの木材関連用地を確保したところであります。今後、さらなる増加が見込まれますので、平成26年度の完成に向けて整備を進めております多目的国際ターミナル埠頭におきまして、新たに薫蒸用地も含めた木材関連

用地を約2万5,000平方メートル確保することとしております。

○西村 賢議員 ぜひ、これも整備を速やかにお願いしたいと思います。

先ほども触れましたが、細島工業地域では中国木材の建設も始まり、細島工業地帯の遊休地もなくなってまいりました。これも何度も質問しておりますが、現在、更地として残っている区画は1区画で、2.6ヘクタールのみとなっております。県内各地を見ても、港湾の利用や工業用水の確保、また、これからの高速道路開通などのますますのニーズの高まりを考えると、メリットが多く、抜群の工業団地であると考えます。また一方では、大型観光客船など細島港に寄港していますが、現在でも船の通る航路が非常に狭いと苦情が出ております。航路確保のためにも、少し外側に張り出した水深の深い岸壁が必要だと考えますが、再度、細島2区、日向精錬所北側を埋め立てて工業用地の拡大、岸壁の新規整備はできないのかを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 細島港におきましては、分譲可能な工業用地の不足や、4万トンを超える船舶の接岸が困難などの課題がありますことから、細島港長期構想検討委員会を立ち上げ、現在、細島港全体の将来像の検討を行っているところであります。これまでに、港湾利用者や地元住民の代表の方々に参加いただき、地域懇談会を3回実施したところ、「新たな企業進出に備えた用地が必要ではないか」とか、「大型船舶に対応できる新たな岸壁が必要ではないか」など、さまざまな意見が出されたところであります。県といたしましては、細島2区北側につきましては候補地の一つと考えておりますが、今後さらに長期構想の熟度を高

めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 本当にあいている土地もないし、これから日向市が細島港を挙げてまた企業誘致を考えていく中で、実際これ以上土地がないということは、誘致のしようがないということでもあります。近隣の市町村とも協力してやっていかなければならないことでもありますけれども、やはり便利な一番いい場所の確保、そしてまた、つくっていかなければならないということですから、できる限り早く、その日程というか長期構想を明示化していただきたいと思っております。知事においては、次のマニフェストにも十分記していただくとありがたいと思っておりますが、早くこの構想を実りあるものにしていただきたいと思っております。

次に、港湾整備負担金について質問をいたします。港湾の整備には、漁港の整備を含め、整備事業費の1割を各自治体が負担することになっております。御存じのとおり、細島港は、新産都市指定により整備が進められてきましたが、高速道路同様に半世紀もの間なかなか整備が進まない状況にありました。その間に船の大型化など時代おくれとなってきた感もあるわけですが、平成22年の重点港湾の選定から希望が出てきました。細島港の整備は、日向市にとってのみならず、本県全体の利益のために、早く整備して県全体で活用していかなければならないものと思っておりますが、この1割の負担が日向市単独では相当な重荷となってきております。負担が始まった平成18年以降は毎年2～3億円程度の市の負担だったものが、平成24年度の大型補正で9.2億円に大幅に増加、また25年度も4.2億円となっております。さらにこれは追加補正が必要となるかもしれません。人口6万3,000人で予算規模が260億円から280億円程度の財政規模の

自治体が、このような大きな負担を単独で背負っていくのは非常に困難でもあり、また、日向市の起債がふえ、将来的な市民の借金がふえることは、市民福祉を考えていく上でも厳しいところがあります。他県との地域間競争など本県経済全体のことを考えて、早期の細島港の整備を望んでおりますが、日向市の負担によって整備の進捗に影響を与えないかとも思います。この細島港の港湾整備負担金の軽減について、県の見解を伺います。

○県土整備部長(大田原宣治君) 港湾整備負担金につきましては、港湾整備事業を行う際に、その港湾が所在する市町村に対しまして、法律等に基づき一定の負担をお願いしているところでありますが、特に県が実施する港湾整備事業につきましては、年度ごとに当該市町村の同意を得た上で、県議会の議決をいただき、一部負担をお願いしているところでございます。今後とも、港湾整備促進などの観点から、当該市町村の御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

○西村 賢議員 例えば漁港のようなものは、それぞれの地元、地域に張りついた漁業等と関係していることから、その負担はしようがないと思う部分もありますが、ただ、宮崎県で唯一の重点港湾もそれと同じだと、同じような扱いをされてしまったら、繰り返しになりますが、全体の整備の進捗に影響を与えかねないと思っておりますし、日向市だけが負担が大きいものになるならば、日向市民の感情も、「だったら、そんな整備しなくてもいいんじゃないか」という声も上がりかねません。県によっては、以前からの直轄公共事業費の市町村負担を見直したところもあります。私は、いきなりこの負担金自体を全てなくせということをおっしゃるわけでは

ないんですが、細島港に対してのその軽減につきまして、知事の考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 日向市にとって大きな負担、金額になるというところがございます。特に大型補正対応になった24年度は9億2,000万ということで、大変なことでありますが、その裏負担ということで、元気交付金などの一定の手当ての財源等もあるわけでありまして、御理解をいただきたいと考えておるところであります。

○西村 賢議員 当然、おっしゃる意味もわかるんですが、ただ、人口6万3,000人といったところを考えたときに、宮崎県全体の経済の発展というものを、細島港を整備することで担っていく、細島工業地帯は日向市に本社がある企業というのはそんなにないわけです。ぜひこれは考えていただきたいと思ひますし、逆に言えば、知事において細島港の位置づけはそのぐらいなのかなと、非常に残念に思うところではありますが、日向市のためだけの細島港というようなイメージを知事は持たれているのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 東九州の扇のかなめということで、大変重要な港湾の位置づけ、その思いで日向市とともに整備の促進を図ってきたところでもあります。

○西村 賢議員 ほかの地域との競争、他県との競争を我が県もやっていかなければならない、その海の玄関口という意味でしょうが、ぜひ知事に考えていただかねばならないことがあります。それは、国直轄港湾整備事業負担金徴収条例——これは昭和49年にできた条例のようですが——によって、直轄港湾整備事業の場

合、宮崎県の場合は10分の1と。補助事業については、条例化は特にされていないようです。多分、それに準じて市町村の許可をとっているというだけだと私は思っております。市町村の許可というか、市町村が承認しているからとなれば、市町村の負担というものは、市町村から「要りませんよ」「それは無理ですよ」とはなかなか言いにくい現状があると思ひます。これ以上の議論は避けませんが、この条例には知事が定める部分が非常に強いと思ひます。今後ぜひこの問題を深く考えていただきたいと思ひます。このままでは日向市、かなり厳しい財政状況に将来なっていくのではないかとと思ひます。先ほど防災の話もいたしました、防災関係でも1万5,000人の市民が亡くなってしまうという、宮崎県内でも一番大きい被害状況が想定される地域でありますので、ぜひこの部分も考えていただきたいと思ひます。

続けて質問をさせていただきます。少子化・子育て対策についてお伺いをいたします。

安定して仕事につき、また収入や技術を身につけていくことは、本県に定住して結婚し、家庭を持つためにも必要なことだと考えます。昨年末の新聞報道で、本県の若者の離職者が高いという記事を読みました。県内企業に就職した人で3年以内に離職した者が、高校卒で44.5%、全国平均は39.2%、大学卒で41.4%、全国平均で31.0%と、全国平均と比べて非常に高い数字であります。わずかの期間で仕事をやめることは、その人材育成をしている企業側の損失はもちろんのこと、その学校の後輩でありますとか、就職先を世話していただいた学校関係者に対しても、信頼を失い不利益をもたらすものだと思いますが、このことに対してどう対策を講じていくのか、商工観光労働部長にお伺いを

いたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 本県における新卒者の3年以内の離職率につきましては、高卒、大卒ともに4割を超えており、極めて厳しい状況にあると考えております。若者の離職理由を調べた調査によりますと、「仕事が自分に合わない」という、企業と求職者のミスマッチが最も多い要因として挙げられております。県といたしましては、ヤングJOBサポートみやざきにおきまして、これまで若年求職者一人一人に対し丁寧なキャリアコンサルティングを行うことで、ミスマッチの防止に努めてきたところであり、今後、新たに就職後につきましても定着状況を調査し、フォローアップ相談を行いますとともに、定着支援セミナー等を開催し、若年者の離職防止に取り組んでいきたいと考えております。

○西村 賢議員 特に技術の習得に時間がかかる職人や技術者と呼ばれる方々の人材不足というのは顕著であります。私も、そのような職業の方から、「若い人が入ってきてもすぐやめてしまうんだ」という話も聞いておりますし、これは、本県にとっても将来にわたり大きな課題だと思いますので、ぜひ早急な対策をお願いしたいと思います。

次に、男性の子育て参加について伺います。少子化対策や育児に男性の子育てが必要であるということは、もはや常識となってきました。積極的に子育てを行う男性を「イクメン」、またおじいちゃんを「イクジイ」と呼ぶことも定着しつつありますが、さらに「イクボス」という言葉も耳にするようになりました。イクボスとは、部下の育児参加に理解のある経営者や上司のことで、部下の育児休業取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい職場環境の

整備に努めるリーダーをイクボスと呼ぶそうです。これは私が思うことですが、今の子育て世代は、男性の育児参加が非常に進んでいるように感じます。大体30代が中心とすれば、その上司や管理職となる世代は、子育ての大体終わった50代であろうかと思えます。そこにはどうしても世代間ギャップというものが生じてしまうように感じます。どの世代の子育てが正しいとか間違っているとか、そういうわけではないのですが、ついつい、「子育てはこうあるべきだ」「自分たちのときは大変だったのに、今の夫婦は」といったことがあると、職場もぎくしゃくしてしまうと思います。御承知のとおり、まだまだ本県にはその部分も根強いものがありますが、子育て世代を職場や企業全体で支援することによってその企業の業績が上がるということを提唱する経済評論家もいます。ワーク・ライフ・バランスとも呼ばれます。ここで知事に、県庁内の現状はどうなのかを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 次世代の育成は、社会全体にとって大変重要な課題であると考えておりまして、県庁としましても一事業者として、職員を対象とした次世代育成行動計画を定めてさまざまな取り組みを行っているところであります。具体的な実態としては、本年度の知事部局での育児休業の新規取得者は、女性職員が26名、取得率は100%となっております。男性職員も4名が取得している状況であります。また、育児参加休暇制度につきましても、各所属に子育て支援推進員を配置し取得促進に努めておりまして、この休暇を利用する男性職員の割合も7割を超えている状況でございます。県では、次世代育成やワーク・ライフ・バランスを推進しようということで、庁内の職員のアンケート

をとったりしたところもございます。こうした声もしっかり踏まえながら、今後とも、子育て世代の職員が働きやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 県庁内では随分と進んできているように感じますが、まだまだ県内企業にはこの考え方が広がっているとは思えません。中小企業や家内制手工業の多い本県では、なかなか浸透していくことは難しいかもしれませんが、実際に子育て世代のお母さん方からは、「子供ができたから仕事が続けにくい」、もしくは「仕事をしたくても職種が限られてしまう」といったような声も聞きます。職場にいろいろということがあるようではありますが、本県が企業側に行っている取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 県といたしましては、男性の子育て参加の促進も含め、ワーク・ライフ・バランスの推進が大変重要であると考えており、講演会の開催や広報紙の配布等により、育児休業制度を初めとする各種制度の普及啓発を行っております。また、お話のありましたイクボスの観点からも、企業のトップの方々に、休暇の取得促進や時間外勤務の縮減など企業の自主的な取り組みを宣言していただく、「仕事と家庭の両立応援宣言」の登録を促進しているところであります。これまでに441件の事業所が具体的な宣言を行い、その内容は県のホームページで公開しているところでありますが、今後も多くの企業に宣言をしていただき、ワーク・ライフ・バランスの取り組みがさらに広まるよう努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に移ります。ある保護者の方から言われて気がついたことなのですが、通

常のショッピングセンターなどにあるゲームセンター、土日は家族連れなどでもにぎわっておりますが、そのゲームセンターに、実際にパチンコ店で使われていたものと同型のパチンコ台、スロット台が、ゲーム機にまじって置いてあります。恐らく中古の台がそういうゲーム台にかわったのだと思いますが、もちろんゲームセンターですから現金をかけるといったことはできませんし、子供も遊びやすくなっているとは思いますが、現金をかける以外は全く本物と遜色のないゲーム機であります。子供のうちから本物に近いパチンコ台やパチスロ台に接することによって、実際パチンコ店へ行ってやってみたいという感情やギャンブルで勝ちたいという射幸心が芽生えてしまい、抵抗感なくパチンコ店に立ち寄り、ギャンブルにはまってしまう子供もいるのではないかと危惧をされておりました。私も、ギャンブル依存予備軍をつくってしまうのではないかと危惧をしますが、まだ分別のつかない子供たちが遊ぶ場所にある遊具としてはいかがなものかなと思います。これを県警に伺いますと、ゲーム機自体には違法性はないとのことでしたが、これからカジノ誘致を視野に入れる本県にとって、県民のギャンブル依存への懸念は御承知のとおりであります。このような小さなところから対策を打つことができないのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) ゲームセンターにつきましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の適用を受けて許可された営業でありまして、設置されるゲーム機器についても制約を受けております。パチンコ台等につきましても、ゲームセンター用に改造されたパチンコ台等についての設置は法令で

認められておりますので、条例上の規制は難しいものと考えますが、議員御指摘の点も含め、どのような方策が可能なのか、今後研究してまいりたいと存じます。

○西村 賢議員 今、パチンコ機器の広告だけを見ていまして、人気のある歌手やタレント、アイドル、またアニメキャラクターを起用したのがあります、それだけでも興味がそそられるのは事実です。同様に、テレビゲームでもパチンコ必勝法といったようなゲームソフトもありますし、特にこれを買えないように規制されているわけでもありません。ギャンブル依存に対して学校現場での警告はどうなっているのか。ただ時間帯による入場禁止などの措置ではなくて、どのような指導、教育が行われているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) ギャンブル依存は、アルコール依存とか薬物依存などと同じく、犯罪につながるとか金銭トラブルにつながるなどさまざまな問題を引き起こす。そういう意味では大切に防止策を考えないといけないと思いますが、学校ではそのようなギャンブル依存防止につながる指導として、パチンコ店などの遊技場への立ち入りがなぜ青少年には制限されているのかその理由を考えさせるなど、具体的な指導を行っています。また、金銭トラブルについても、その防止のために、消費者教育の一環として家庭科の授業で、いわゆるクレジットカード依存による多重債務の怖さ、そういうことについて学んでおります。さらに、依存症という視点で言えば、保健体育科の授業において、薬物乱用などによる身体依存や精神依存の危険性を学ぶと同時に、特設の薬物乱用防止教室を実施いたしております。このような指導を継続していくことが、ギャンブル依存の予防の基盤と

なる力になると考えております。

○西村 賢議員 答弁ありがとうございます。かつてからこの議会でも、射幸心に対してはいろんな議論もあったところでもありますけれども、私は、正しく、楽しく遊ぶゲームセンターやパチンコ店そのものを批判するわけではありません。やはり、子供を守っていくという観点から、学校現場の取り組みは、今、教育長がおっしゃったことが最も大切ですし、また家庭にしっかり訴えていただきたいと思います。

次に移ります。若山牧水の顕彰についてお伺いいたします。

郷土の歌人若山牧水を顕彰している群馬県中之条町、旧六合村というところに伺いました。牧水が歩いて詠んだ50の歌を約20カ所の歌碑として設置、人口数百人ぐらいの村ですが、年に一度、牧水まつりも行い、いまだに顕彰されております。東郷町から遠く離れた中之条町でさえ、いまだに町民に愛し続けられていることをうれしく思いました。歌碑だけでも全国に300カ所以上あると言われる若山牧水ですから、全国各地にゆかりの地があることだと思います。牧水生誕100周年の際には、東郷町で初めて「牧水全国サミット」が行われました。現在は、ゆかりある地域や団体が数年に一度、全国顕彰大会と称して集いますが、なかなか大きい大会の開催は難しいところがあります。来年はいよいよ牧水生誕130年となります。本県内にもゆかりの地域はたくさんあります。県も毎年、若山牧水賞を実施していただいておりますが、130年の節目には、もっと多くの方々に顕彰していただきたいと思います。総合政策部長に見解を伺います。

○総合政策部長(土持正弘君) 平成27年は、若山牧水生誕130周年を迎える年でありますこと

から、全国の顕彰団体がさまざまな顕彰を行うものと考えております。県では、御承知のとおり、国民的歌人であります若山牧水の業績を長く顕彰するため、短歌文学の分野で傑出した功績を上げられた方に対しまして、毎年、若山牧水賞を授与しているところでありますが、平成27年は、若山牧水賞が記念すべき第20回を迎えることとなります。このため、牧水を全国的に情報発信し、全国の牧水愛好者が参加できるような顕彰行事の開催、こういったものにつきまして、牧水賞の選考委員の皆様からもいろいろと御意見をいただいております。私どもといたしましても、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○西村 賢議員 最後に知事に、観光対策、記紀編さん1300年記念事業について一つ提言をしたいと思いますが、記紀編さん記念事業として、この議会でもたくさんの指摘がありました。県外への情報発信、観光客誘致にはなかなか生かせていないのではないかとこの指摘も多数ありました。そこで、プロジェクションマッピングを手がけるNHKエンタープライズ社を訪問し、関係者からお話を伺いました。プロジェクションマッピング、また3Dマッピングと呼ばれるものは、現在最も集客効果の高い屋外イベントとなっております。2012年の東京駅100周年の東京駅丸の内駅舎に映し出したイベントでは、全国から観客が押し寄せ、マスコミが発信し、ブームの火つけ役になったと言えますが、ぜひこれを県庁正面でやってはいかかなと思います。ぜひ、神話をモチーフにしたものをしていただくと、中心市街地活性化にも、また県庁からの情報発信ということにもなるのではないかと思います。知事の思いをお伺いします。

○知事 (河野俊嗣君) 3Dプロジェクションマッピングは、新たなPRの手法として大変注目をされておるところであります。本県におきましても一昨年、平成24年3月に、古事記編さん1300年の年を記念しまして、県立美術館の正面の壁面——これは幅93メートルあるわけですが——をスクリーンに、古事記にまつわるストーリーを3D映像で映し出すイベントを行ったところであります。これも大変注目していただいたところであります。3Dプロジェクションマッピングは、非常にPR効果はあるんですが、なかなかコストもかかる取り組みということでございまして、昨年は、置県130年を記念して、県庁本館に光の演出というものを民間のボランティアベースでやったりしたところでございますが、一つのアイデアとして受けとめさせていただいて、今後の事業を展開していく上での参考とさせていただきます。

○西村 賢議員 時間が参りました。

最後に、中小企業支援ファンドにつきまして、9月議会でも私のほうから強く、知事もしくは執行部に対して質問したところであります。きょうは時間がなくなりましたので質問はいたしません。ぜひ8億9,000万円の損失の重みというのをしっかりと感じていただきまして、積極的かつ慎重な予算審議をこれからもさせていただきます。

きょうはありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎副議長 ここで休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後3時10分開議

○丸山裕次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕（拍手） それでは、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について、壇上から2問お尋ねをいたします。

知事は、2月定例県議会に、対前年比1.3%増の平成26年度一般会計当初予算5,733億円を提案されました。議会の問題提起を真剣に受けとめられ、積極的に各種事業化されたことを高く評価いたします。県民の暮らしと平和を守るための県政を推進されるようお願いいたします。

まず、県民の皆さんが県政に関心を持つ、すなわち予算に関心を持っていただくことは、大変重要であると考えております。予算編成過程についてお尋ねいたします。これまで私は、予算編成の透明化に努めるべきではないかと、数回にわたり問題提起をしてまいりました。途中で、性質別予算や款別予算の公表はありましたが、これでは県民の皆さん方には何のことかわかりません。例えば、当面、新規分の事業別予算の所管部長要求もしくは財政課長査定段階で公表することで、予算編成過程が県民にも理解され、県政への関心を高めることにつながるのではないかと思います。新年度の予算編成はどうであったのか、知事にお尋ねをいたします。

次に、消費税と社会保障制度改革についてであります。来月4月から、消費税の税率が5%から8%へ引き上げられ、買い控えにより、GDPの60%を占める個人消費が冷え込み、日本経済が停滞するのではないかと懸念されています。また、来年、2015年10月には、消費税税率をさらに10%に引き上げられることも予定されています。消費税については、これまで、生活必需品の消費に占める比率が高い低所得者にとっては大きな負担増となる逆進性の問題、ま

た、2010年度実績ですが、トヨタ自動車で年間2,200億円、全体では約2兆円の払い戻し税として還付を受ける輸出還付金の問題、さらに、正社員を減らし、派遣や請負などの非正規社員化で消費税の税額控除の対象となるため、労働力の非正規化を促進する雇用破壊の問題などを本議会でも議論してまいりました。もともと消費税の増税は、社会保障の充実を名目にしてきました。しかし、政府は、生活保護費の切り下げや介護保険の要支援1・2の保険給付からの除外切り捨てなど、社会保障給付費の抑制・削減を進めています。知事はこれまで、消費増税について、本県でも毎年数十億円単位で社会保障関係経費が増加し、増税は必要であると、極めて積極的に増税すべしと発言してこられました。

そこでお尋ねします。今回、社会保障制度改革推進法で、社会保障給付費の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとされました。これまで社会保障給付費に負担区分はなく、国税3税や国債が主要な財源でありましたが、今回、消費税が主要な財源とされたことで、消費税率と社会保障給付費が連動するのではないかと懸念しています。つまり、社会保障を必要とするなら消費税率を上げますよとなるのではないのでしょうか。今回の改正についての所見を求めます。

残りは質問者席で質問をいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、予算編成の透明化についてであります。当初予算案の編成過程につきましては、その透明化を図るため、平成20年度から県のホームページで公表しております。来年度当初予算

案につきましても、予算編成方針や予算要求の状況、査定状況などについて、可能な限り適時適切な公表に努めたところであり、予算編成過程の透明化を図り、広く県民の皆様には予算や財政状況に関心を持っていただくことが、わかりやすい県政を推進する観点からも大変重要なことであるというふうにご考えておるところでございます。これまでも、公表内容の充実や公表時期の前倒しなどの改善にも一つ一つ取り組んできたところではありますが、御指摘も踏まえ、職員の負担とのバランスも考慮しながら、透明化のあり方について、今後とも検討してまいりたいと考えております。

次に、消費税率と社会保障費の連動についてであります。消費税の税収につきましては、社会保障制度改革推進法において、社会保障費の主要な財源とされたところでありますが、その趣旨は、社会保障の充実、安定化を図ることを目的としたものと理解しております。社会保障費の増加と消費税率の引き上げにつきましては、税負担のバランスなどから、必ずしも連動するものではないと考えますが、持続可能な社会保障制度を構築するためには、安定した財源の確保は重要な課題でありますので、今後も幅広い観点から議論していく必要があると考えております。私としましては、ふえ続ける社会保障費の財源を確保していくために、所得、消費、資産を含めた税制全体としての再分配機能のあり方などについて、十分に検討を行っていく必要があると考えております。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 何が問題かというのは十分わかりだというふうに思います。十分受けとめていただいて、透明化に努めていただきますようお願いしたいと思います。

2003年でしたか、松形知事から安藤知事にかわられて、そして、それぞれ知事さんがかわられたわけでございますけれども、闊達な議論をやるということ、あの当時、安藤さんが提起を受けて、それまで答弁書もいただいておりますけれども、答弁書はいただかないと。ですから、初めてこの場で答弁を聞くというようなことになっておまして、聞き違いがあるかもしれませんけれども、お許しをいただきたいと思っております。

予算編成の透明化、お答えをいただきましたが、例えば、みやざき人材づくり基金設置事業20億円、それから、陸上交通アクセス強化支援事業、ICカードの導入なんですけど、3,400万円。議会に説明のあった資料では、突然浮上してきたというふうな形になっております。その経緯についてお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘の2つの事業、みやざき人材づくり基金設置事業及び陸上交通アクセス強化支援事業であります。これは多額の財源が必要だということで、各部局の予算要求の段階では含まれなかったということでございます。ただ、予算の作業全体は、年度当初からさまざまなアイデアを出し、各部におけるいろんな議論を行いますし、随時私とも個別に議論する。また、財政課が取りまとめて、各部局の主要な課題ということでずっと議論を積み重ねてまいりました。予算編成方針に関しての私の考えを踏まえ、重点施策として示して、予算要求を期日を定めて行うわけですが、その中には、枠に入らなかったということですが、その前の段階でさまざまな課題として挙げられておった、そういう2つの事業ということでございます。

県づくりは人づくりだという私の思いから、

新たに重点施策に位置づけた人材育成に積極的かつ集中的に取り組むための基金の設置、また、みやぎ東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトの一環として、日本一のおもてなし環境を磨き上げていくため、それぞれ必要な事業であると判断をしまして、私の査定の段階で指示をして予算案に盛り込んだものであります。

○鳥飼謙二議員 編成過程がわかるということは、非常に県民にもわかりやすい。去年もありましたけど、知事がこれで英断したんだなというのがわかるわけですよ。それだけ挙げてもらったらまた困るわけでございますけれども、その辺は十分過程がわかるようお願いしたいと思います。情緒障害児短期治療施設、これは資料の中には入っておりませんでしたけれども、前土持部長の段階で種をまいていただいて、現在の佐藤部長の段階で実らせていただいたということございまして、そういう過程も出てくるのではないかと。そのことがやはり県政に関心を持っていただくということにつながるのではないかと。そのように思っておりますので、なお一層の工夫をお願い申し上げたいというふうに思います。

税制抜本改革法——私どもは改正消費税法と言いますが——が成立する直前に、消費増税により、財政の機動的対応が可能となり、事前防災や減災事業——すなわち公共事業ですけれども——に資金を重点的に配分して経済成長を図るという案文が挿入されました。この改正消費税法附則第18条第2項についての所見を、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 税制抜本改革法附則第18条であります。経済状況を好転させることを条件に、消費税率の引き上げを実施すると

していることを踏まえ、経済活性化に向けて必要な措置を講じることを規定しておるわけでございます。このため、国においては、好循環実現のための経済対策に基づいて、5.5兆円規模の補正予算を成立されたところであります。消費税の用途につきましては、消費税法上、社会保障関係費に充てることなどが担保されております。国においては、消費税収が社会保障関係費に充てられることを、会計上も明確にしておるところでございます。

○鳥飼謙二議員 消費税は社会保障に充てるというのはわかりましたけれども、それでは、不足するということになった場合に、先ほど申し上げました、主要な財源というふうになれば、50%以上をほかのところから財源として出すことはちょっとおかしいじゃないかということにもつながってくるのではないかと。思っております。その懸念を指摘したところでございます。お金に色はついていないというわけでございます。消費税増税する際は、社会保障を充実するんだと言いながらやってきたわけですから、これは国民への背信行為じゃないかというようなこと、この改正案が突如挿入されたことについて、疑問点を指摘しておきたいというふうに思います。

それから、県に対する歳入についてなんですけど、この増税によりまして、一般会計への歳入増となる本県税収の見通しについて、総務部長、お願いします。

○総務部長(四本 孝君) 今回の消費税率の引き上げ分3%のうちで、地方消費税分というのは0.7%となっております。この本県への影響額でありますけれども、経済状況に大きな変化がないという仮定のもとで、現行制度をベースに試算いたしますと、平年度で70億円程

度の収入増となる見込みであります。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。それなりの県の収入にはなるということですが、いろいろ問題点があるということで、知事が積極的に増税すべきだと言ってきたことについて、私は批判を申し上げているわけでございます。

それから、自助・共助というのが、この間、かなり強調されてきていると。憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という、「生存権」が規定されています。ところが、社会保障制度改革推進法とか、社会保障制度改革国民会議の報告書、こういうのを見ますと、国民の自助・共助ですよというのが余りにも強調され過ぎているのではないかと。適切な組み合わせとか、後で取ってつけたように私には聞こえるわけでございますけれども、憲法第25条に定める生存権からすると、後退をしているのではないかと。うふうに思いますが、知事の所見をお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昨年8月の国民会議の報告書におきましては、社会保障制度改革に当たっての自助・共助・公助のあり方について、基本的な考え方が示されたところでありまして、「自助」を基本としながら、社会全体で共同してリスクに備える医療保険制度などの「共助」が自助を支え、自助、共助によっては対応できない貧困などには、生活保護などの「公助」が補完するものとされておりましてあります。急速な少子高齢化が進む中、持続可能な社会保障制度を将来の世代にしっかり伝えてい

くためには、自助・共助・公助がそれぞれ適切に役割を果たしながら、バランスよく機能していくことが重要であると考えております。

○鳥飼謙二議員 そういうふうに国も言っておるわけですがけれども、やはり公助をしっかりとやらしてもらわなくちゃいけないということで、憲法の考えというのがおろそかにされているなというふうに思うわけでございます。

次に、原発再稼働についてでございます。東日本大震災、原発震災が発生して来週で3年目を迎えます。放射能汚染でふるさとを追われた15万人近い同胞は、いまだに我がふるさとに、我が家に帰れないのであります。私たちは「福島」を忘れてはいけません。

先日、茨城県東海村で村長をしておられました村上達也さんの講演を聞く機会がございました。東海村は、人口約3万8,000人、日本原電の出力110万キロワットの東海第二発電所があり、また、ウラン化合物の粉末を溶解する工程で、ステンレス製バケツを用いて死亡事故を起こすという、考えられない事故を起こしたJCOのある村でも有名でございます。

村上さんは、「東海第二発電所は、東日本大震災で防波壁に到達した津波の高さがあと30センチ高ければ、福島第一原発（福一）と同じ壊滅的被害を受けていた。原発は他産業を根絶やしにする疫病神です」とまで言われました。「政府は、福島原発事故の原因も解明しないまま新規基準を定め、再稼働に踏み切ろうとしています。日本は原発を持つ技術と資格がないのではないかと。福島事故では、この福一から100キロメートル離れた地域も高濃度汚染された。もし、川内原発で同様な過酷事故があれば、宮崎県民と全ての産業に影響を受けましょう。当事者意識を持って対応してください

い。リメンバー福島原発事故です」と話しておられました。

そこでお尋ねしますが、2012年に政府による参加型世論調査で2030年代に脱原発に転換するとした方針が、安倍政権のもとで原発再稼働へずると変更されています。知事の所見を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 福島原発事故の現状を踏まえますと、英知を結集して、将来的には、可能な限り原発に頼らない社会を目指していくべきというものが、私の基本的な認識であります。先日発表された国の新しいエネルギー基本計画案におきましても、「原発依存度を可能な限り低減する」という方向性が示されたところでもあります。一方、現時点におきます燃料調達コストや再生可能エネルギーの現状等を踏まえますと、今すぐに国内の原発をゼロにするということは、現実的には大変難しいことも事実でございます。昨日も日向市において、マグネシウム電池について、小浜教授からもお話を伺ったところではありますが、コスト、技術の面から、すぐには実用というところには行かないのかなという、将来への期待ということでございます。エネルギー政策は、国民生活や産業の維持・発展など、我が国全体の将来にかかわる重要な問題でありますので、安全性の確保を大前提としつつ、安定供給やコスト低減、そして環境負荷の低減など、さまざまな要素を勘案した上で決定されるべきものと考えております。

○鳥飼謙二議員 やはり原発の事故が起きた場合のことを我々は考えなくちゃならないというふうに思います。小泉元首相の例を持ち出すまでもなく、なぜ、脱原発に彼が至ったのかということなんです。放射性廃棄物を処理するところがないということをしつかり受けとめていかなく

ちゃならないというふうに思っております。

次に行きますが、昨年、九電との間で、川内原子力発電所で原子力災害対策特別措置法（原災法）に規定する重大事故が発生した場合は、直ちに県に連絡するとした覚書を締結されましたが、事故が発生した場合の避難等の具体的対応についてお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 昨年7月に、九州電力株式会社と、「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」を締結しております。これは再稼働いかににかかわらずということでございまして、防災情報の連絡体制を整備するとともに、情報伝達訓練や伝達試験などを実施しておるところであります。さらに、本県は、法律による義務づけはございませんが、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえますと、その日の気象条件によっては影響が及ぶことも想定されるほか、隣県からの避難者の受け入れなども考慮する必要がありますので、県の地域防災計画の中に、原子力災害対策編を新設することとし、今月開催予定の防災会議において審議していただくこととしております。現在、他県の例も参考にしながら、その内容を検討しておるところでありまして、例えば、緊急時の情報収集や伝達の体制、住民避難などの防護活動、放射線モニタリングの実施や健康相談などにつきまして、基本的な考え方等を盛り込みたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 緊急事態ということは大変なことですよ。またそれが出た段階でお聞きをしたいとは思いますが、具体的な災害発生を予想して、具体的に規定されることを求めておきたいと思えます。

それから、原発関係ですが、トイレのないマンションと言われている原発、いまだに最終処

分の方法がございません。フィンランドでは、「オンカロ」というところをつくって、1万2,000トンの使用済み核燃料を埋設する計画が進んでいると。日本でも1987年に、動力炉・核燃料開発事業団(動燃)、現在の日本原子力研究開発機構というところの調査で、串間市や都城市が適地であるのかどうかというふうな研究もされたようでございますけれども、国や関係機関から接触・打診はないか、お尋ねをします。

○知事(河野俊嗣君) 国の新たなエネルギー基本計画案では、放射性廃棄物の最終処分に関しましては、問題の解決に向けて、今後、国が前面に立ち、取り組みの抜本強化を行うこととなっておるところであります。現時点において、国から本県に対し、最終処分場に関する打診はございません。

○鳥飼謙二議員 北海道の幌延町では、350メートル地下まで掘っているというようなこともやられているようですので、しっかり対応をしていかなくちやならないと思っております。

次に、憲法についてお尋ねをします。政府は、集団的自衛権の行使を、憲法解釈の変更により可能であるとして、閣議決定をするようであります。日本の侵略から始まったさきの大戦で、日本人が300万人以上、中国人を初めとするアジアの人で2,000万人以上亡くなったという悲惨な体験の中から、1947年、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基調とする日本国憲法が施行されました。この憲法を解釈改憲で変えるということでは、他国から信用されなくなるんじゃないかというふうに思います。どう読んでも、逆立ちして読んでも、これは読めないというふうに思いますけれども、もし改憲をするのであれば、少なくとも憲法第96条の改正手続に

従うべきではないかと思っておりますので、知事の所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 安倍政権の考え方の根底には、近年の周辺諸国の軍事力の強化でありますとか、日米関係の深化、我が国を取り巻く安全保障環境の大きな変化というものを踏まえた上で、大所高所の観点から、何とか国をという思いがおりなのではないかというふうに受けとめておるところでございます。国際情勢が大きく変化する中で、非常に重要な課題でございますので、国民の幅広い意見を十分踏まえて、国において慎重かつ丁寧に議論がなされるべき課題であろうと考えております。

○鳥飼謙二議員 ここに国民が抜けているんですよね。公明党の漆原さんが言われましたけれども、国民が抜けている。このことは国際的な信用を失う、このことを指摘しておきたいと思っております。知事は宮崎県のリーダーですから、それに対して、政権党でありますけれども、積極的に発言を、県民の皆さん方に発言をしていただきたいと思っております。

最後に、女性職員の登用についてでございます。それぞれ、これまでも議論をされてまいりました。女性の登用が重要視をされておりますが、残念ながら、執行部席、そちらには女性がおられません。2001年におられて以来、女性部長が誕生していないんですけど、女性職員のモチベーションを高める意味からも登用すべきではないかと思っておりますので、知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) まずは、部長職につきましては、担当分野におきます県行政の責任者として、組織を統轄し、県政のさまざまな重要課題に取り組んでいく必要がありますので、これまで、男性、女性を問わず、すぐれた識見と

豊富な経験を有する職員を登用してきたところ
であります。その一方で、県政運営に当たりま
して、女性の感性や視点をしっかりと取り入れ
ていくことは、大変重要であると考えておりま
す。このような認識のもとに、部長級にふさわ
しい能力と意欲を持った女性職員の育成を図り
ながら、女性職員の管理職への登用に、今後と
も努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 次に、医療問題に移ります。

この医療問題について、今、県央部では、宮
崎市郡医師会病院の改築の問題、それから県立
宮崎病院の改築の問題と、いろいろ議論をされ
ております。極めて重要な時期に来ておるわけ
ですが、そこで、県央部の救急医療を含む医療
提供体制について、現在どのような議論が行わ
れ、また、どうあるべきだと考えておられるの
か、知事にお尋ねをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 現在、県央部におきま
しては、県立宮崎病院につきまして、老朽化や
狭隘化の解消、防災機能の向上を図るため、再
整備の検討を進めているところであります。ま
た、宮崎市郡医師会病院につきましても、宮崎
市西部への移転や、それに合わせた診療科の強
化なども議論されていると伺っております。県
央部は、県内で人口が最も多く、また、高速道
路の整備の進展によりまして、地理的に県内全
域からアクセスしやすい地域でありますので、
この地域の医療提供体制は、県下全域に影響を
及ぼすものと考えております。県としまして
は、今後とも、県央部の救急医療を初めとする
医療提供体制の整備が図られ、本県医療の充実
が一層進むよう、適切に対応してまいりたいと
考えております。

○鳥飼謙二議員 提供体制が図られるように、
積極的に施策を展開していただこうように

お願いしたいと思っております。

次に、県央部の救急医療です。午前中もいろ
いろ意見がございましたが、ここはどこが責任
を持っているのだろうか。中核となる病院と
いいますか、幹となる病院はどこなんだろう
かと。大学と県立宮崎病院に救命救急センターが
整備をされていますけれども、役割分担はどの
ようになっているのだろうか。そういうこと
について知事にお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 県央部の救急医療にお
きます最後のとりでは、ともに高度な医療を提
供する全県レベルの中核病院であります、県立
宮崎病院と宮崎大学医学部附属病院の救命救急
センターであると考えております。救急医療に
関しましては、特に両病院の明確な役割分担は
ありませんが、救急患者の疾患の状況や、患者
発生時における診療体制の状況等により、相互
に補完をしながら対応していただいているとこ
ろであります。

○鳥飼謙二議員 ここを質問するに当たって、
池ノ上院長さんと宮崎病院の救急の責任者であ
る雨田先生にお会いして、いろいろとお聞きを
してまいりました。いろんな課題があるようで
す。

そこで次に、3県立病院です。3次救急病院
である宮崎病院、これが548床・22科。広大な中
山間地を抱えて大きな民間病院がない延岡病
院、22科・386床。圏域の人口が減少している日
南病院、281床・20科。この県立病院の役割をど
のように考えておられるのか、知事にお尋ねし
ます。

○知事(河野俊嗣君) 県立3病院は、それぞ
れ全県レベルあるいは各圏域におきます中核医
療機関としまして、民間医療機関では対応困難
な高度医療や政策医療の提供など、大変重要な

役割を担っていると考えております。具体的には、救急医療では宮崎、延岡が救命救急センターとして、日南では第2次救急医療機関としての機能を担っておりますし、がん医療や災害医療に関しましても、それぞれが各地域あるいは全県を対象とした拠点病院の指定を受け、多数の診療科の連携によります総合力や、高い専門性を生かした医療提供体制の整備を行っているところであります。また、単に医療の提供にとどまらず、医師の初期臨床研修の実施や、県内の看護師養成機関の学生実習の受け入れなど、県内の医療従事者の養成にも寄与しているところであります。今後とも、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図りながら、こうした県立病院が本県医療において担う幅広い機能・役割を維持・充実させてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 よろしく申し上げます。

救命救急センターは、大学、県立宮崎病院、県立延岡病院に今、整備をされていますけれども、大学以外は、医師不足や設備面で極めて不十分ではないかというふうに思っています。救急専門医の配置など、今後どのように取り組んでいかれるのか、病院局長にお尋ねします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院の救命救急センターの充実、特に人の面からでございますけれども、宮崎病院は3次救急医療施設、延岡病院は2次・3次の救急医療施設として、それぞれ県全域あるいは医療圏の救急医療を担っております。この高次の救急医療を担うためには、高いレベルの施設設備の整備が求められておりますことから、延岡病院においては、昨年度、ヘリポートを備えた救命救急センターを整備したところでございます。また、宮崎病院においても、今後、病院全体の再整備の中で、セ

ンターの充実について取り組んでいくこととしております。

人でございますけれども、人員体制につきましては、それぞれ救急専門医や看護師など医療スタッフを配置して診療に当たっているところでございますが、十分とは言えないという状況でございます。引き続き、マンパワーの確保にも取り組みながら、救命救急センターの機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 よろしく申し上げます。

それから、宮崎病院の充実強化が必要であるということであれば、再整備に当たっては、動線が長いとか、使い勝手が悪いが、財源の関係でやむを得ないなどの中途半端にならないようお願いをしたいと思いますが、整備に当たったの考え方についてお尋ねします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院の再整備につきましては、現在、構想策定に向けて検討を行っているところでございます。施設の老朽化などに伴いまして生じているさまざまな課題を一つ一つ解決しながら、救急医療やがん医療など、県民医療の向上に直結する診療機能の充実や、防災力の強化、さらには、患者の利便性にも配慮した施設の充実など、全県レベルの中核病院としての使命を担うにふさわしい病院となるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。同時に、再整備をする施設を動かす医療スタッフの確保にも努めていかなければいけないというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 医師と看護師の確保というのは、本県にとって非常に重要な課題でございます。医師確保については、前期・後期の臨床研修において、例えば臨床研修支援室等を設置して、専任の指導医の確保、個別の指導を充実するなどして、研修医を確保することが重要と考

えますが、本県の現状と課題についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 臨床研修医の確保につきましては、従来から県医師会に委託して指導医養成事業を実施するとともに、平成23年度に設置いたしました地域医療支援機構におきまして、臨床研修病院合同による県外での病院説明会への参加や、広報誌などによる本県の臨床研修環境のPRなどに取り組んできたところであります。その結果、平成24年度の臨床研修医は、過去最高の58名、25年度も49名となり、26年度は、昨年10月時点のマッチング数では、自治医科大学生を除きまして45名と、一定の成果が出てきているものと考えております。今後とも、病院説明会やPR事業に取り組みますとともに、各臨床研修病院と連携しながら、研修プログラムの充実や指導医の養成・確保など、研修医が魅力を感じるような研修体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 また、看護師の副院長登用とか、病棟のかなめである病棟師長の処遇改善なども看護師確保につながるのではないかと思いますので、病院局長にお尋ねをいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 看護職員の職務の格付による処遇につきましては、担当する業務の内容や困難の度合い、組織運営上の責任の重さなどを総合的に勘案しまして決定しているところでございます。したがって、その見直しにつきましては、現在の格付がその職責等にふさわしいものとなっているのかどうかということや、薬剤師や検査技師など、他の職種とのバランスも考慮しながら検討を行っていく必要があると考えております。

○鳥飼謙二議員 次に行きます。雇用問題についてお尋ねをします。

今回、雇用問題を取り上げたのは、私の身近にそのような事例があったことがきっかけでございます。特別養護老人ホームや小規模多機能施設を運営する総合福祉施設の職員が、施設長との対立から、一方的に職種変更され、退職に追い込まれたり、高校新卒の病院事務職員が一方的に解雇通告され、何らの対抗措置もとらず退職させられたりする事例がございました。また、有料老人ホームでの身体的虐待もございました。このような事例は県内にたくさんあるのではないかとこのように思っております。

県内のブラック企業の問題で、若者の使い捨ては許されないというような指摘がございました。全国平均より低いというものの、本県でも79%、53事業所で、最低賃金法違反や労働基準法第36条協定違反、時間外手当未払いなどの違反があったということであります。さらに、各種の調査で、本県雇用労働者の40%が非正規社員だという厳しい現実がございます。そこで、本県の雇用労働者は、このような劣悪な労働環境に置かれているのではないかと思います。現状について、商工観光労働部長、教育委員長にお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 国の毎月勤労統計調査によりますと、県内労働者の年間総実労働時間は、ここ数年減少傾向にあるものの、全国平均を上回っており、その一方で、賃金水準は全国平均の約8割となっております。また、非正規労働者の割合も、全国と同様、年々増加しておりまして、約4割となるなど、労働環境の現状には厳しいものがあると認識しております。このため、県といたしましては、このような状況が少しでも改善されますよう、今後とも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○教育委員長（齊藤和子君） 本県において離職率が高いことや、先日、若者の使い捨てが疑われる企業の存在が報道されましたことについては、大変心を痛めているところでございます。私は、若者が笑顔で、そして、役に立っているという喜びを持って働き続けられるような環境が必要であると常々感じております。それぞれの企業におきましては、未来ある若者を、厳しい中にも温かく育てていただきたいと思っております。また、学校におきましては、みずからの進路を選び取り、切り開く力や、自分が置かれた立場でみずからの力を発揮し、自分を輝かせられるような生徒を育てるキャリア教育の充実が必要であると考えております。

○鳥飼謙二議員 学校政策課の資料によりますと、2012年度県内就職者の58%、県外の42%、合計2,421名となっていますが、彼ら、彼女らの雇用形態についてお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会が行っている就職内定状況のデータにつきましては、例えば、平成25年の春に卒業した本県県立高校生徒の就職決定率は98.5%でありましたが、この数値は文部科学省の規定にのっとり行っておきまして、全て正規雇用であり、非正規雇用は含まれておりません。

○鳥飼謙二議員 先般、新規卒業者の卒業後3年以内の離職率が厚生労働省から公表をされました。それによりますと、平成22年高校卒業者は本県44.5%、全国39.2%、大学卒業者は本県41.4%、全国31%。本県はいずれも全国より高くなっていますが、新卒者の離職率についての認識を、商工観光労働部長、教育長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 本県の新卒者の離職率につきましては、全国と比べて、

高卒、大卒でそれぞれ5ポイントから10ポイント程度高い状況にあり、極めて厳しい状況にあると認識しているところです。宮崎労働局の調査では、若者の離職理由は、「仕事が自分に合わない」という企業と求職者のミスマッチや、「収入が少なかった」といった労働条件に関するものが挙げられております。このような状況を踏まえまして、県としましては、ヤングJOBサポートみやざきにおきまして、新たに就職後のフォローアップ相談を行い、離職防止に取り組むほか、地域人づくり事業を活用し、定着支援や正社員化といった在職者の処遇改善につながる取り組みに対して支援してまいりたいと考えております。

○教育長（飛田 洋君） 本県高卒者の離職率が高いことにつきましては、憂慮すべき状況だと認識いたしております。宮崎労働局の調査によれば、離職の主な理由が、「働いてみると仕事が自分に合わなかった」「職場の人間関係がうまくいかなかった」などでありますので、学校におきましては、就職試験応募前に、職務の内容や勤務条件を初め、職場の状況をしっかりと把握させる指導を充実させるとともに、生徒のコミュニケーション力や粘り強く取り組んでいく姿勢を育む指導を一層強化すべきだと考えております。また、卒業生が就職した企業を職員が訪問して、職場に定着できるような取り組みも今後とも進めてまいります。

ある県内企業の入社式で幹部の方が、「うちは終身雇用の企業です。しっかり育てます」とおっしゃっていただいたというのを聞いて、感動しましたが、ぜひ、企業の方々にもしっかりとそういう温かい気持ちで育てていただければと思います。

○鳥飼謙二議員 新規事業「ひきこもり対策推

進事業」についてお尋ねします。

我が子の長期間のひきこもりに苦しんでいる親や保護者、そして、当事者の思いに添えていただいたと、既に全国39カ所設置済みではありますが、これについて高く評価をしたいと思えます。事業の概要についてお尋ねをします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ひきこもりに対応するセンターにつきましては、相談窓口となる「ひきこもり相談センター」と、訪問支援などを担う「ひきこもり地域支援センター」を設置することとしておりまして、この2つのセンターに、精神保健福祉士や社会福祉士などの有資格者を「ひきこもり支援コーディネーター」として4名配置し、御本人及び御家族等への支援を行うこととしております。また、ひきこもり地域支援センターでは、地域での見守りを担う「ひきこもりサポーター」の養成や、家族向けの研修を含め、ひきこもりに関する普及啓発等を実施することとしておりまして、これらの取り組みにより、ひきこもり対策が充実するものと考えております。

○鳥飼謙二議員 新たに配置をされる「ひきこもり支援コーディネーター」の役割は非常に重要だというふうに思います。コーディネーターには、保健師などの専門家や親などが妥当と考えますが、親や当事者の相談を一回限りで終わらせず、就労するまで継続するなどの対応が必要だと思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、重心児介護者のレスパイト確保についてでございます。

先日、「医療的ケアを必要とする障がい児者介護者のレスパイトを考えるシンポジウム」に参加をする機会がございました。「24時間介護に当たる母親が、一時的にでも休養できる環境

を整備してほしい」との声が強く上がっていました。重度障がい児・者を持った保護者は、利用できるサービスが少ない乳幼児期、特別支援学校などへ通学する学齢期、特別支援学校を卒業した後などの、子供の成長段階に合った養育介護を行っておられます。例えば、てんかん発作などがある障がい児の場合、睡眠時のてんかん発作時の投薬や1時間程度の見守り、呼吸が不安定なときには人工呼吸器装着や体温調節などにより、十分に睡眠がとれない場合があると発表しておられました。ショートステイ利用などで母親の休息を確保し、健康維持を図らなければ、体調不良などで家庭が機能しなくなることが心配されています。そこで、介護を必要とされる障がい児・者の実態はどのようになっているのか、お尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県におきまず、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態にある、いわゆる重症心身障がい児・者の状況でお答えいたします。施設に入所している方が、平成25年4月1日現在で249名、各児童相談所で把握している在宅の方が、25年3月末現在で406名となっております。

○鳥飼謙二議員 特別支援学校での授業中の保護者の待機の現状についてお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） たんの吸引や経管栄養など介助が必要な児童生徒が、安全で安心な学校生活を送るとともに、保護者の付き添いなどの負担を軽減するために、平成16年度から特別支援学校に看護師を配置してきており、今年度は、児童生徒59名に対し、看護師20名を配置いたしております。このうち、児童生徒の状況によって、生命に危険が及ぶ可能性があり、常時個別の対応が必要な場合には、保護者の待機を依頼しているところでもあります。今年度は6

名の方をお願いをしております。私も直接、保護者からお話を伺いました。26年度は少しでも待機の時間が減らせるよう、新たに週3日、1日3時間の範囲内において、個別にケアを行う看護師の配置を計画いたしております。

○鳥飼謙二議員 介護者のレスパイトにつながる重度障がい児・者のショートステイの現状について、お尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県におきまず医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者に対して、ショートステイを提供する施設は、宮崎市に2施設、日南市、川南町にそれぞれ1施設の計4施設となっており、特に利用希望の多い土日・休日の受け皿が不足している状況にありまして、提供施設の確保が課題となっております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。

最後に、重度障がい児・者の介護者のレスパイトの今後の対応についてお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 重症心身障がい児・者の保護者のレスパイト、いわゆる一時的な休息ということですが、身体的・心理的負担の軽減のために充実をさせていく必要があると考えております。このため、今年度、在宅重症心身障がい児・者を主な対象としたショートステイや日中一時支援などを新たに行う事業所に対しまして、その施設・設備整備費用の一部を助成することとしたところであります。県といたしましては、今後とも、医療機関等の空床を利用した医療的ケアに対応するショートステイ、障害福祉サービス事業所によるショートステイや日中一時支援などの受け入れ施設の確保に努めてまいりますとともに、受け入れ施設職員の資質向上のための研修を実施してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 重度の肢体不自由と重度の知的障がいをあわせ持った重症心身障がい児とか、重度の肢体不自由や知的障がいなど、さまざまなケースがございます。市町村とも十分連携をしていただいて、適切な対応をお願い申し上げたいと思います。

最後に、県有地の活用についてお尋ねをいたします。

県有財産には、県庁舎や学校などの行政財産、行政目的に使用しない普通財産というのがございます。財産に関する条例にさまざま書いてございます。普通財産の所管課は、一括、総務部総務課所管ではなくて、財産によっては、総合政策課、総務課、障害福祉課などとなっておりますが、所管課の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） 普通財産の所管でございますが、山林、職員宿舍、貸付地、未利用地のいずれにつきましても、それぞれの事務事業を担当する部局が原則として所管しているところであります。ただ、処分をするという方針が決定した未利用地につきましては、原則として総務部へ所管がえをして、一般競争入札等による売却を行っております。

○鳥飼謙二議員 普通財産の所管課は、一括、総務部総務課ではなくて、財産によってはというふうになっていると、今ございましたけれども、福祉施設についてお尋ねをします。同じ福祉施設でも、所管課により、あるところは9割減免、あるところは5割減免とか、取り扱いに差がつけられているようでございます。この考え方について総務部長にお尋ねします。

○総務部長（四本 孝君） 地方公共団体の財産につきましては、財政運営の健全性や公平公正な運用を図る観点から、地方自治法により、

適正な対価で貸し付けることが原則とされております。このため、貸付料の減免は限定的に行っているところでありまして、財産に関する条例や減免基準に基づいて、貸し付けの相手方や使用目的、県の政策との関係等を勘案して決定しているところでもあります。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。宮崎市にあります琉球塗りの流れをくむ宮崎漆器を生産する社会福祉法人大島振興会というのがあります。そこで伝統工芸士の指導のもとに、生活困窮者とか身体障がい者の皆さん方が働いて、お盆や茶わんなどの漆器をつくっているわけなんです。ここは、太平洋戦争の末期に、沖縄等南西諸島から引き揚げてこられた皆さん方を中心に移住され、その中の漆工芸技術者を中心につくられた大島更生指導協会というのがあります。その後、社会事業の授産場を設置され、いろいろと経緯がございました。

そういう状況の中で、一方では9割減免、5割減免とか、いろいろ貸付金に差があるというのはおかしいのではないかというふうに思うわけですが、その理由について総務部長にお尋ねをします。

○総務部長(四本 孝君) 先ほどもちょっと申し上げたところではありますが、財産に関する条例や減免基準に基づいて、貸し付けの相手方あるいは使用目的、県の政策との関係等を考慮し、それぞれの時点で決定されているというところでもあります。

○鳥飼謙二議員 いろいろと総務部長、お答えをいただきましたけれども、やはりどう考えてみても、同じような広さがある福祉施設、一方では5,000平米で貸付金額が49万9,000円、年額ですけれども。そして、一方では、5,770平米ですから、大体ほぼ同じですけれども、305万円と

いうのがあるわけで、これは平等性という観点から妥当ではないのではないかと。歴史的な流れもあるかと思えますけれども、そこはやはり平等性を担保していただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

以上、いろいろと申し上げましたけれども、いろんところでいろいろ頑張っておられるわけですので、平等性をしっかりと担保していただくというのが県政の重要な課題だというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○丸山裕次郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時9分散会

3月4日（火）

平成 26 年 3 月 4 日（火曜日）

午前 10 時 0 分開議

出席議員（37名）

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
20 番	蓬 原 正 三	(自由民主党)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修一郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕次郎	(同)

欠席議員（1名）

19 番	星 原 透	(自由民主党)
------	-------	---------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 洋
教 育 長	飛 田 靖 浩
警 察 本 部 長	白 川 靖 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本 博 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 戸 保 博 秋

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。横田でございます。ちょっと早口になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思っております。私は、ちょうど1カ月前に60歳の還暦を迎えました。ありがたいことに、多くの皆さんから祝福をいただきました。きょうは赤いネクタイを締めてきておりますけれども、これも知人の女性からいただいたものです。県庁職員の中にも、還暦を迎えられて、今月をもってめでたく定年退職の人がたくさんおられると思います。この議場の中にも5人おられるようではありますが、その中でも、土持総合政策部長と四本総務部長は私の高校の同級生でして、若いころに机を並べた同級生が定年退職をするという、何か感慨深いものがあります。でも、60歳はまだまだ若いので、隠居するような年ではありません。これからも次のステージで本県発展のためにお力添えをいただければと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。先日、看護大学で聞いた話では、新卒者の大半は県外に就職するそうですが、数年内に帰ってくる者も多いそうです。ほかの高校や大学でも同じだと思いますが、将来的に帰ってきてくれる方向づけができればいいなと考えます。「中央公論」という本の中での増田寛也さんと藻谷浩

介さんの対談で、「若者たちの大都市への流入が加速しているが、都市に若者たちを受け入れる能力はもうなく、使い捨てられる若者たちにはもう子供を産み育てられる余裕すらない。かくして、本来、田舎で子育てすべき人たちを吸い寄せて地方を消滅させるだけでなく、集まった人たちに子供を産ませず、結果的には国全体の人口をひたすら減少させていく」と言われており、そのことを増田さんは「人口のブラックホール現象」と名づけられたそうです。藻谷さんは、「自分には2人の息子がいるが、大学を出て大企業に入って残業続き、という人生を歩んでほしくない。子孫も残せず、消費されるだけの一生よりも、田舎に行って年収200万円ぐらいで農業をやっているほうが、よほど幸せだと思う」と言っておられますし、「都会であくせくサラリーマンをやっている人間よりも、里山暮らしの人間のほうが、お金はないけれど、はるかに豊かな生活を送っているということ、私は各地で実感している」とも言っておられます。私も、本当にそうだと思います。県民所得の比較が毎年出されます。宮崎県の県民所得は一番高い東京都の半分ぐらいしかありませんが、例えば家賃で見ると、宮崎県は東京都の半分以下です。所得だけでは暮らしやすさの判断はできないと考えます。このように、幸せの基準は金銭面だけでなく、本県は所得は低くとも、都会に比べ心豊かな暮らしや人づくりが可能であり、それらを生かすことが本県の発展につながるものと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

心豊かな暮らしとか暮らしやすさとはどういうことかなどを小・中・高校でしっかりと教えることが、本県の人口減少を食い止めるためにも非常に大切と考えます。そういうことをしつ

かりと教えられていれば、都会に出て先ほどの対談の内容のような状況に陥ったときに、宮崎に帰ろうという気持ちになるのではないのでしょうか。心豊かに暮らせる宮崎のよさを児童生徒に教えることが大切だと思いますが、教育長の考えをお聞かせください。

以下の質問は、質問者席からさせていただきます。よろしく願いいたします。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

高度成長時代を経て成熟社会に移行し、また、東日本大震災を経験した我が国におきましては、御紹介がありましたように、経済的な豊かさのみにとらわれず、恵まれた自然の中で、環境に優しく、金銭に換算できない人や地域のきずなといったものを大切にしながら暮らすことなど、多様な価値観を尊重した生き方が求められているものと考えております。御紹介のありました藻谷さんが書かれました「里山資本主義」、私も拝読いたしました。中国地方が取り上げられておったわけではありますが、宮崎にも当てはまる非常に素晴らしい論調であるというふうに変心強く思ったところでございます。

まさに本県の総合計画におきましても、物の豊かさのみならず、自然や健康、環境、安全・安心、歴史・文化、地域の支え合いなど、さまざまな要素が調和した「新しいゆたかさ」を基本理念に掲げているところでございます。本県は、まさにこうした要素に恵まれた地域であると考えております。大切なのは、その豊かさを創造する「人財」を育て、未来の宮崎へしっかりとつないでいくこと、そういう思いのもとに、来年度の重点施策の柱に「将来の発展と地

域を支える人財づくり」を掲げまして、みやぎ百年の計に立った「人財育成」に本格的に取り組むことといたしました。今後とも、宮崎にずっと住み続けたい、宮崎を訪れたい、あるいは宮崎に移り住みたいと思う方々が一人でもふえ、本県の発展につながるよう、「新しいゆたかさ」の創造に全力を傾けてまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長(飛田 洋君)〔登壇〕 お答えします。

心豊かに暮らせる宮崎のよさについてであります。議員の御質問を伺い、私はふるさとの地元の言葉、「かてり」という言葉を思い出しました。子供のころのことなのですが、父が病気がちで仕事ができなかったとき、近所の方々が、窮地に陥った母の農作業を手伝っていただきました。実は、そのときの言葉が「かてり」という言葉で、「かてり」というのは、相互扶助だとか、あるいは相互に仕事を助け合うという意味なのですが、こんなことを言われました。「気にせんでいっちゃが。かてりじゃかい、暇がでけたとき、うちの仕事を手伝ってもらえばいいが」と言われました。この「かてり」の精神こそ宮崎の精神風土であり、この年になっても金銭を超えた人の情・きずなに助けをいただいたそのときの恩は忘れられません。私は、そのようなよき宮崎の精神風土は、今も決して色あせることなく宮崎に残っていると思っております。さまざまな機会を捉え、このような心豊かな暮らしが営まれる宮崎のよさを児童生徒に伝え、ふるさと宮崎で暮らしていきたい、ふるさと宮崎を発展させていきたい、そう子供たちが思う教育をこれからも力強く推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 それぞれありがとうございました。今、教育長のほうから「かてり」という言葉を紹介していただきました。「かてり」は、私たちもずっと昔から使っていた言葉です。例えば、ハウス農家がビニールを張るときに、ある程度の手が要りますので、仲間の農家と一緒に、きょうは誰さんち、あしたは誰さんちといったぐあいに、共同作業をするようなときによく使っていました。まさにお互いさまの精神だというふうに思っています。昔からこういうふうに息づいてきた精神文化をぜひこれからもつないでいきたいものだというふうに思います。ありがとうございました。

以前、シルバータウン構想というものがありました。定年退職をした人たちに宮崎県に住んでもらおうという構想でした。気候は温暖で、雪かきとか雪おろしなんかもしなくていい。物価も安く、ゴルフ場などもたくさんある。スポーツや文化的な暮らしも十分できる。年金など安定した収入があれば、誰が考えても宮崎のほうが暮らしやすいと思います。何万人規模の移住というのはできないものなんでしょうか。社会保障費がふえるなどの負の側面も当然ありますけれども、移住者の経験を町の活力づくりに生かしてもらうこともできますし、その人たちの消費活動で、若者の職場づくりもできるのではないのでしょうか。人口が減少して活力がそがれると、どうにもなりません。地域の活力づくりのために、もう一度、定年退職した高齢者の移住を考えてもいいのではないかと思います。総合政策部長、いかがでしょうか。

○総合政策部長（土持正弘君） 高齢化や人口減少による活力の低下が懸念されております中で、地域活力の維持・増進を図りますために、幅広い世代に呼びかけを行うなど、移住の促進

に取り組んでいるところであります。働き盛り世代の移住は、産業の担い手として大きな効果をもたらすものであります。一方で、経験豊かで高い技能を有する元気な高齢者の移住促進につきましても、地域の活力を高める上で、大変重要であると考えております。今後とも、移住希望者の世代やニーズに応じた的確な情報発信や相談対応を行うことによりまして、多様な世代の移住を促進し、各世代が持つ力を十分に発揮していただくことで、本県の元気な地域づくりにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 全国のまちおこしで成功している事例を見ると、よそから越してきた人が中心でやっているところがたくさんあります。よそから越してきたからこそ見える魅力というか、宝があるのかもしれないなと思います。そういう力になっていただければいいなというふうに思います。

昨年11月議会において、「建設産業再生のための技能労働者の確保・育成支援」を求める請願」が採択されましたが、関連部局におかれましては、早速対応をいただいたようで、感謝を申し上げます。請願審査途中の昨年11月に行われた技能五輪大会で、左官の部に出場した宮崎市の黒木賢太郎さんが、本県としては初めての金賞を獲得しました。こういう優秀な若い人材が育っていることを本当にうれしく思います。今後は、こういう優秀な若者が誇りと希望を持って働ける環境をつくっていくことが大事だと思います。建設技能者が不足する中、人材の確保の取り組みが重要だと考えますが、県としてどのように取り組むのかを商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 建設技能

者の不足が深刻化する中、若者が進んで技能者を目指すような環境の整備が大変重要であると考えております。このため、県では、卓越した技能者や技能者育成に貢献する企業の表彰、さらには、技能まつりの開催、小中学生との交流事業等を通じまして、技能士の社会的評価の向上や技能尊重の機運醸成に努めております。また、県職業能力開発協会が行います「若年技能者人材育成支援等事業」におきましては、高度な技能を持った「ものづくりマイスター」が若い技能者を育成するとともに、今回の技能五輪全国大会での優勝者をメディアを活用して紹介するなど、ものづくりに不可欠な技能の魅力を広く県民へアピールする活動にも力を入れているところであります。特に、技能五輪全国大会において、本県で初めて、しかも同時に2名が優勝しましたことは、まさに画期的であり、若者の励みになるものと考えております。今後とも、技能者を目指す人材が一人でも多く確保できますよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 黒木さんのような優秀な人材を、若い人たちが憧れを持つような、いわゆるカリスマ的な存在として、技能職の格好よさをテレビ放映するとか学校授業に取り入れるなどして、人材の掘り起こしができないものかと思っております。県内の優秀な技能士を取り上げた学習を行い、後に続く「人財」を育てていくことが大切と考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 昨年11月に行われました技能五輪全国大会において、左官部門とレストランサービス部門で、本県から初めて優勝者が出たということは、宮崎県民の誇りであり、職人や技能士を目指す生徒にとっても、憧

れ、目標になったと考えております。このような地域産業を支える人材の育成は、専門高校の大きな役割であり、現在、関係団体と連携した取り組みを行っていますが、今後は、若手の技能士に講話や実習指導をお願いするなど、一層充実をしていきたいと考えております。また、小中学校段階におきましても、キャリア教育の推進の一環として、次年度作成予定のキャリア教育のガイドブックに、技能五輪で金メダルを獲得された若手技能士についての話題などを積極的に取り上げ、職人や技能士のすばらしさを伝えるとともに、さまざまな職業への理解を深めさせたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。来年度の重点施策の中で、「将来の発展と地域を支える人財づくり」という項目が真っ先に掲げられ、マスコミなどからも期待するような報道がなされました。私も大いに期待したいと思いますが、でも、なかなかどういう将来と「人財」なのかというのがイメージできません。できるだけ多くの若者にUターンしてきてほしいし、できるだけ多くの定年退職者にIターンしてきてほしいと思います。人口減少を防ぐ中で、将来的に活力のある地域をつくっていききたいし、それを支える「人財」の確保も図っていかねればと思います。宮崎に残ってくれてこそ「人財」です。くれぐれも都会のための「人財づくり」にならないように頑張ってくださいと思います。

次に、国の農政転換について伺います。

減反政策が大きく変わります。減反政策でまず思い出すのが、秋田県の八郎潟です。八郎潟を干拓し、広大な農地で大規模機械化農業を進めるモデル農村をつくるとして、全国から入植した農家が理想の農業を目指しましたが、ちょ

うどそのころから減反政策が始まりました。希望を持って入植した農家の複雑な気持ちが今でもわかるような気がします。あれから半世紀近くが経過しましたが、今回の農政転換に不安や疑問を感じている農家も多いので、農家を感じている疑問点などを幾つか農政水産部長に質問します。

まず、農地中間管理機構についてですが、機構が出し手から農地を賃借し、集約化、整備等をした上で、受け手を公募するのか。または、その逆で、受け手を公募してから出し手を探すのか。農地を借り受けてから受け手を探す場合は、受け手がなくて塩漬けになる可能性が大きくなるような気がします。また、基盤整備までしたのに受け手がいなかった場合、その費用はどこが払うことになるのでしょうか。基盤整備をしたのに受け手がいなかった場合、もとの農家にどのような形で戻すのでしょうか。わからないことばかりです。農地中間管理機構の基盤整備を絡めた貸借の方法及び費用負担等についてお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農地中間管理機構は、借り受けた農地について、貸付先の希望等を踏まえ、農地を使いやすい形に整備した上で、貸し付けることとなっております。この際、機構は、農地の大区画化等を行う土地改良事業や、畦畔の除去、排水対策を行う簡易な基盤整備事業を活用することとなります。土地改良事業を活用した場合、その整備費に関しましては、標準的には12.5%とされております地元負担割合が、事業地区内における担い手への集積割合に応じて軽減される制度となっております。一方、簡易な基盤整備事業では、国の定額補助で不足する工事代金を機構が全国団体から無利子で借り入れ、出し手の負担なく整備し、

貸し付け後に、受け手の賃借料で回収する仕組みとなっております。

○横田照夫議員 一旦機構に貸した農地が、受け手が見つからずに何年か後に返ってきた場合、その農家の耕作意欲というのは戻るんでしょうか。かえって農業衰退になる危険性というものは考えられないんでしょうか。また、受け手が見つからない場合には、農協や企業の参入も視野にあるんでしょうか。受け手が少ない地域での機構の担い手確保に対する考えをお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農地中間管理機構は、農地の受け手がいることを基本として、地権者から借り受けることとされております。したがって、仮に受け手が見つからない場合や受け手が営農を中断してしまった場合は、再度、地権者に農地を返還することとなりますので、しっかりと営農を継続する担い手の育成・確保は、大変重要でございます。このため、県といたしましては、地域の話し合いの基礎となる「人・農地プラン」の作成過程におきまして、受け手となる担い手を明確化するとともに、集落営農組織の育成・強化等を積極的に推進することとしております。また、地域によりましては、公募等を活用した新規参入者の受け入れ支援、あるいは地域外の農業生産法人やJA出資型法人等との連携による新たな産地づくりなどにも取り組み、地域の実情に応じた機構の活用を進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 本県農業は、ハウス園芸とか畜産と米を組み合わせた複合型の経営が多いわけですがけれども、機構が入ってからの本県農業は、どのような形態に変わっていくとイメージされておられるんでしょうか。どのような展望

を持って農地中間管理機構を活用しようとしておられるのかをお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 高齢化等によりまして担い手が減少する中、リタイアする農業者の施設や農地の遊休化が懸念され、本県の基幹品目であります畜産、園芸のいずれにおきましても、これまでの産地の経営構造に大きな見直しが求められるものと認識しております。このため、産地を構成するJAの部会や集落営農組織、農業法人グループといった、産地を牽引していく経営体に焦点を当てまして、産地単位での契約生産や生産・流通コストの削減など、産地全体をマネジメントしていく意識の醸成が大変重要であると考えております。このような考え方に基きまして、農地中間管理機構につきましても、本県農業を牽引していく農業者等の経営の効率化や農地資源の有効活用、産地の育成に向けた強力な支援機関として機能するように、関係機関と一体となって、その活用を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、米政策についてですけれども、5年後に減反政策が廃止になりますが、米価暴落を防ぐために、新規需要米等に政策的誘導をして生産調整を行うということです。先日、宮崎県とJA宮崎経済連、霧島酒造が、県産加工用米の安定した生産や利用に向けて協定を結ばれました。県内の焼酎醸造の際に使う米は、その多くが県外産に頼っており、県内自給を望む声が大きくありました。今回の新制度でそれが解消に向かうということで、大変よかったなというふうには思います。将来的には、加工用米の完全自給を目指すということになるのでしょうか。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県内の酒造メーカーで使用される加工用米は、全体で年間2

万3,000トン程度と見込まれておりまして、県内産に対する要望は高いと聞いております。このため、県やJAグループなど、関係機関・団体で構成する宮崎県農業再生協議会において、「加工用米生産流通方針」を策定いたしまして、県内の需要への対応を目指して取り組みを進めることとしております。なお、当面の目標といたしましては、3年後の平成28年度には、県内需要の約半分に当たる1万トン程度を供給することを目指して、関係団体等と一体となって、生産拡大と生産性向上に取り組むこととしております。

○横田照夫議員 農家を信じていないというわけじゃないんですけども、農家の自主判断に任せていたら、生産調整は難しいのではないかなというふうにも思います。軌道に乗るまでは、これまでのように、何らかの形で行政がかかわるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○農政水産部長（緒方文彦君） 今回の国の米政策の見直しにおきまして、米の生産調整は5年後の平成30年度を目途に、これまでの行政主体による米の生産数量目標の配分から、生産者や団体等が中心となって、需要に応じた米の生産が行えるよう取り組むこととされたところであります。これまで本県におきましては、国の政策の方向を踏まえつつ、関係機関・団体と一体となって、生産性の高い水田農業経営の確立に取り組んできたところでありまして、引き続き、JAグループや集荷業者などの農業団体や市町村と一体となり、生産者が安心して水田農業に取り組めるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 飼料用米ですけれども、飼料用米の使用については、畜産農家に慎重な声が

多いようなんですけれども、家畜にどの程度なら給与できると考えておられるかをお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 飼料用米の家畜への給与につきましては、畜産試験場において、平成19年度から21年度にかけて、給与時期等、一定条件のもとで試験を実施いたしております。その結果、飼料用米の配合割合を、肉用牛肥育は33%、搾乳牛は22%、肥育豚は10%で給与した場合、増体や肉質等に特に問題がないことを確認しております。今後とも、飼料の自給率向上や畜産物の高付加価値化に向けて、畜産試験場において給与試験を行うとともに、畜産農家が安心して飼料用米が利用できるよう、指導、啓発に努めてまいります。

○横田照夫議員 加工用米にしても飼料用米にしても、それに向けた品質や数量を確保するための稲の育成とか導入が必要だと考えますが、準備状況をお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 加工用米や飼料用米を安定的に生産利用するためには、収量が高く、実需者の求める品質を備えた品種の導入が重要であります。加工用米につきましては、県総合農業試験場で育成した多収性品種を速やかに普及に移すため、現在、沖縄県と協力して増殖を進めているところであります。来年度は、県内各地域で大規模な栽培試験を行うこととしております。また、飼料用米は、国が選定した多収性品種につきましては、日本草地畜産種子協会に必要量を申し込んでおり、県畜産試験場の試験や各地域での栽培実証と並行して、来年度から、関係団体を通じて農家への種子の供給も行ってまいります。

○横田照夫議員 今のままで何もしなかったら、近い将来、間違いなく日本の農業は衰退し

てしまうと思います。今回の農政転換でうまくいくかどうかはわかりませんが、私も期待はしています。しばらくは手探りの状態が続くかもしれませんけれども、問題点を一つずつクリアしていったら、何とか本県農業の維持発展につながっていききたいものだというふうに思います。

次に、防災対策について伺います。

まず、宮崎県地震減災計画についてです。平成19年に策定された宮崎県地震減災計画に、先般公表された最大クラスの地震の想定について、その被害を最小化するための対策を追加し、今後取り組むべきソフト・ハードの総合的な減災対策を取りまとめ、昨年12月に「新・計画」として公表されました。この「新・計画」は、県地域防災計画の具体的な対策計画として位置づけられるものということですが、新たに追加された項目について、幾つか危機管理統括監に質問します。まず、宮崎県防災士ネットワークの活動支援ですけれども、今年度も防災士の養成とか県防災士ネットワークの法人化準備などを手がけてこられました。現状はどうなっているのでしょうか。また、今後、防災士ネットワークや防災士をどういう状況に持っていかうと考えておられるのかをお聞かせください。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 防災士につきましては、県といたしましても養成に取り組んでまいりまして、これまで県内で約1,200名が誕生しておりますが、今年度は、さらに約800名の方が受験されておりました。総合計画に掲げた目標、2,000人を掲げておりましたが、1年前倒しでほぼ達成できるという見通しになっております。また、今御紹介いただきましたように、本県独自の取り組みといたしまして、防災士の皆さんが自主的に宮崎県防災士ネットワークという組織を立ち上げておられますけれど

も、4月1日を目途に、NPOとして法人化できるよう準備を進めているところでございます。県といたしましては、来年度、「わがまちの防災力強化支援事業」といたしまして、防災士が地域防災力の向上に協力する事業も計画しておりまして、市町村とも連携しながら、地域防災のリーダーとして指導的な役割を果たしていただけるよう期待しているところでございます。

○横田照夫議員 津波対策の推進として、津波避難場所・避難経路の確保が追加されました。その具体的取り組みとして、民間ビルの避難ビル指定や、公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、避難場所の整備を促進するとあります。夜間とか休日なども含めて、いつでも避難できる体制をとっておかなければいけないと思いますが、その際のビルや施設のセキュリティはどうなっているのでしょうか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 避難ビルにつきましては、国のガイドラインがございまして、これに沿って市町村が指定を行っておりまして、緊急時のセキュリティ対策といたしましては、ビルの管理者と市町村、地域住民との間で協議を行い、緊急時の対処方法について調整することとされております。県内の状況の例といたしましては、例えば、近隣の自治会で入り口の鍵を預かっておく、また、オートロック式のマンションでは、入居者に入り口を開けてもらうよう取り決めておく、また、緊急時には、入り口のガラス等を壊して入ることを許可するといった方法が講じられているというところでございます。しかしながら、避難ビルにつきましては、ビル管理者や入居者等の理解が得られず、指定が困難な事案もあるというような状況でございますので、県といたしましても、

県民の皆様の御理解が得られるよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 市町村が整備する避難場所としての機能を付加した複合施設や避難タワーなど、地域の実情に応じた対策を促進するとあります。今回、宮崎市が避難タワーを3カ所設置することを決めましたが、県としては、どのような形でかかわっていくことになるのでしょうか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 宮崎市では、沿岸住民の避難対策を早急に推進するという観点から、先般成立いたしました南海トラフ地震対策特別措置法の施行に先立って、避難タワーなどの設置を決定したというふうに伺っているところでございます。この中で、県に対しましては、かさ上げ措置の対象ではないんですけども、国の交付金の対象事業とすることや、市の負担分に起債を充当することができるようにするための協議が行われておりまして、関係部局でそれぞれ対応させていただいているところでございます。

○横田照夫議員 震災関連死等の防止対策が追加されました。復興庁の発表によると、平成25年9月末現在で、1都9県で実に2,916人が亡くなっています。福島県では、震災関連死が直接死を上回ったそうです。震災関連死の防止対策が非常に大事だと考えますが、どのような防止策を考えておられるのでしょうか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 震災関連死につきましては、国の調査によりますと、高齢者がその多くを占めておられまして、原因といたしましては、避難所等への移動や避難所生活における肉体的・精神的疲労、また、病院の機能停止による初期治療のおくれなどが挙げられているところでございます。県といたしまし

では、12月に公表しました「新・宮崎県地震減災計画」の中で、新たに対策を盛り込ませていただきましたけれども、その中で、高齢者等の要配慮者への生活支援や健康管理、また、ライフラインの迅速な復旧や、物資の調達・配送の充実などによる被災者の精神的・肉体的な負担軽減を図るとともに、医療機能の早期の復旧などにより、震災関連死を可能な限り減らすという取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 市町村や企業、民間団体のBCP策定を促進するとありますが、現状はどうなっているのでしょうか。また、BCPを策定したら、それに基づく訓練とか定期的な見直しも必要になってくると思いますが、企業や民間団体等にそこまでの理解が得られるとお考えでしょうか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 本県では、市町村や企業等に対しましても、BCPの策定の促進を行っているところでございますが、市町村で策定しているのは、残念ながら、現状、宮崎市と都城市の2つの市にとどまっているところでございます。また、県内企業に対しましては、昨年度から、専門家を派遣して、モデルとなるBCPの策定支援を行っておりますが、製造業や情報サービス業など、幅広い業種の合計10社で策定が行われたところでございます。本県のBCPの計画にも記載しておりますけれども、BCPが真に実効性を発揮するためには、日ごろからの研修や訓練、検証や見直し等が必要でございますので、これらの点についても、まずは県で率先して実施するという姿勢を示すことで、市町村や企業等への普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 「新・計画」の減災目標は、

「人的被害が約3万5,000人から8,600人に軽減できるほか、避難場所の確保や避難訓練の実施、広域連携の推進など各種対策にも取り組むことにより、さらに被害を軽減していくことを目標とする」というふうに書いてあります。ぜひ、この目標の達成に向けて頑張っていただきたいと思います。

次に、地域防災計画ですが、宮崎県地域防災計画は平成19年度に策定されましたが、その中に原子力災害対策編は入っていません。昨日の鳥飼議員の質問にもありましたが、原子力災害対策編の策定状況について、もう一度、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 地域防災計画の中の原子力災害対策編につきましては、今月開催予定しております防災会議において御審議いただく予定にしております。現在、他県の状況も踏まえながら、どのような内容にすべきか検討しているところでありますが、例えば、緊急時の情報収集や伝達体制、住民避難等の防護活動、放射線モニタリングの実施や健康相談などについて、基本的な考え方などを盛り込みたいと考えているところでございます。

○横田照夫議員 国の示す「地域防災計画原子力災害対策編を策定すべき地域」は、「「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」を目安として、その自然的、社会的周辺状況を勘案して決めるものとする」となっています。重点的に実施すべき区域とは、原子力施設からおおむね30キロメートル以内の区域だと考えますが、宮崎県はその区域に入っておりません。今回の策定は、自然的、社会的周辺状況を勘案した結果だと思っておりますが、自然的、社会的周辺状況とは、どういう状況を言うのでしょうか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 国の原子

力規制委員会の資料によりますと、自然的周辺状況とは、山や河川等の地形や気象などを、社会的周辺状況とは、行政区画や人口分布、社会資本の整備状況などを指しているものでございます。

○横田照夫議員 お隣の大分県も対象区域外にあり、策定の義務はありませんが、国の原子力規制委員会の検討結果を待たずに、もう既に昨年6月に地域防災計画を修正し、原子力災害対策編をつけ加えられました。近隣の原子力発電所で大規模の事故が発生し、放出された放射性物質の影響により、県内で屋内避難等の防護対策が必要となったとき、または、そのおそれがあるときを想定して、情報収集・伝達体制、モニタリング、屋内退避、健康相談・医療救護体制、飲食物・飲料水の摂取制限などの対策を講じることが明記してあります。その対象となる原子力発電所は、約45キロメートル離れている愛媛県の伊方原発、約100キロメートル離れている佐賀県の玄海原発、約155キロメートル離れている鹿児島県の川内原発の3カ所です。大分県が原発事故対策を盛り込んだことに伴い、大分市、津久見市、別府市も、それぞれの地域防災計画に原発事故対策を導入されました。さらに、国東市、豊後高田市、姫島村も、本年度中に導入する方向で見直しの作業を進めているそうです。県が積極的に導入することで、市町村もすぐに追随してくれると思いますので、本県もできるだけ早い修正見直しをしていただきたいと考えます。

ところで、一番基本的なところを質問しますが、宮崎県としては、川内原発に過酷事故が起こり得るという認識に基づいて、原子力災害対策編を策定するという理解でよろしいでしょうか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 原子力発電所につきましては、過酷事故が起こらないよう、まずは万全の対策を講じるというのが極めて重要であると考えております。一方で、万全の対策があるからという安全神話にとらわれることなく、万一の事故を想定して、対応等を検討しておくことが必要であるという考え方に立って、本県の地域防災計画においても、原子力災害対策編を策定することとしたところでございます。

○横田照夫議員 その場合に、川内原発から放出された放射性物質が宮崎県内に飛んでくるといふ想定と考えていいのでしょうか。これは知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 国の原子力規制委員会が発表しております放射性物質の拡散予測によりますれば、川内原子力発電所でメルトダウンなどの過酷事故が発生した場合でも、本県は避難基準に達する被曝線量が予想される範囲には入っていないところであります。しかしながら、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえますと、その日の気象条件によっては、影響が及ぶことも想定されますほか、隣県からの避難者の受け入れなども考慮する必要がありますので、本県でも地域防災計画の中に原子力災害対策編を設け、万一の際の危機管理を徹底してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今、知事は「影響が及ぶことも想定される」と言われましたけれども、これは放射性物質が飛んでくる可能性があるという意味ですね。当然放射性物質が飛んでくる可能性があるからこそ、それに備えて原子力災害対策編を策定するわけですからね。でも、飛んでくると認識するのか、飛んでこないと認識するのは、これは非常に大事なことだと思うん

です。どちらで認識しているかで、今後の行動に大きく影響してくると思いますからね。本当は、知事、こういう案件にしても、知事としての認識をしっかりと県民に示してほしいと思いますし、その認識と国が示したシミュレーションとが違っていたら、その旨の意見を国にしっかりと伝えていただきたいというふうにも思います。今後、2期目、3期目と知事職を続けられると思いますが、原発問題に関しても積極的に動いていただけるよう期待させていただきたいと思います。

次は、宿泊施設対策について伺います。

ここ最近で、プラザ、レマン、両ホテルが閉館し、青島観光ホテルの後を継ぐ予定だった業者も再開を断念されました。さらに、サンホテルフェニックスの国際会議場とその下の宴会場、割烹「住吉」がことしの6月いっぱいまで営業を取りやめるそうです。いずれも耐震工事の費用負担に耐えられないことがその理由の一つだったということです。

これまで旅館・ホテル業界は、ここ5年間でも、リーマンショックに始まり、新型インフルエンザ、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火、東日本大震災、九州全域の集中豪雨など、次々に宿泊客の減少につながるような出来事に見舞われてきました。このほかにも、旅館・ホテルを取り巻く環境は、デフレによる宿泊単価の下落、下水道料金や重油、ガス、電気料金、食材費の大幅値上げ、社会保険の会社負担増、埋設タンク補修の義務化等で、大変厳しい状況下にありました。それに追い打ちをかけるのが、今回の耐震診断と耐震工事の負担です。平成27年末までに耐震診断とその結果報告が義務づけられ、その診断結果は公表されるということです。

県は、来年度新規事業で、「大規模民間建築物の耐震診断事業」として1億500万円余を盛り込まれました。ありがたいことだと考えています。5,000平米以上かつ3階建て以上のホテル、百貨店などの不特定多数の者が利用する大規模民間建築物の耐震診断費用について、市町村が補助する場合に対して補助するという事です。自己負担が6分の1ということですが、大規模民間建築物の耐震診断に要する費用と、補助した場合の自己負担額はどの程度か、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 耐震診断に要する費用につきましては、建築物の規模・構造等によって異なりますが、国が定める標準的な算定方法で試算しますと、県庁本館とほぼ同じ規模の延べ床面積が1万平方メートル程度では、約1,200万円となります。この場合、国と県、市町村で6分の5の補助を予定しておりますので、所有者の自己負担額につきましては、6分の1の約200万円になります。

○横田照夫議員 耐震診断の結果、改修が必要となった場合に、その工事費に多分数億円かかるだろうと言われていています。診断結果にもよりますが、短い期間で膨大な費用を捻出しなければならず、現実的にとても対応できるものではないとして、旅館・ホテル業界が崩壊するのではないかという大きな不安を抱えておられます。県は観光誘致やコンベンション誘致などを大きな政策の一つに掲げておりますが、幾ら誘致しても、その受け皿である旅館・ホテルがなかったら、絵に描いた餅になります。新たなビジネスホテルができて、合宿ノウハウや滞在ノウハウがないから、スポーツキャンプなども沖縄にとられてしまうのではないのでしょうか。昨年12月に策定された「新・宮崎県地震減災計

画」にも、建築物の地震対策の促進が盛り込まれましたが、大規模民間建築物の耐震改修の支援について、県の考えを県土整備部長にお聞きします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 建築物の耐震化は、大地震の際に、建物被害及び人的被害の軽減に大きな効果があり、特に、ホテル・百貨店などの大規模民間建築物につきましては、多数の人命に影響を及ぼすおそれがあるため、耐震改修を進めることが大変重要であると考えております。耐震改修につきましては、議員御指摘のとおり、費用が多額となりますことから、県としましては、建築物所有者などと意見交換を行い、改修に当たっての問題点について実情を把握しますとともに、公平性や財政面などの課題も勘案しながら、国や市町村と十分協議を行い、早急に支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 業界の皆さんも、お客の安全を守るために、耐震改修の必要性は十分理解はされているというふうに思います。例えば、平成27年度の予算に耐震改修補助を盛り込むことがはっきりすれば、安心して耐震に向けた動きがとれるのではないかと考えます。観光誘致等の政策との整合性をとるためにも、速やかに耐震改修が進むような対策の検討をお願いしたいと思います。

次に、個人情報について伺います。

ある民生委員から聞いた話ですが、民生委員の活動を円滑にするためには、行政からの情報は非常に大事だと考えるが、個人情報保護法のために、情報があるのにそれを得る手だてがないということです。近所だからこそ遠慮があって、自分で得る情報は限られていると言われます。民生委員は、業務の性質上、個人や世帯の

情報が必要となりますが、個人情報保護法が民生委員の活動に大きな影響を与えているということは、以前から指摘されてきました。民生委員は、都道府県知事から推薦を受け、厚生労働大臣が委嘱をする、いわゆる準公務員です。守秘義務が課せられている民生委員になぜ行政が持っている情報を提供できないのかを、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 民生委員は、地域福祉の担い手として、幅広い活動を担っていただいております。こうした民生委員の皆様が、市町村等の業務に協力して円滑に活動するためには、市町村から個人情報の適切な提供を受ける必要があります。もとより民生委員には守秘義務が課せられております。しかしながら、市町村によりましては、個人情報の取り扱いに過剰に反応されているところがございます。ひとり暮らし高齢者については8市町村、障がい児・者のいる世帯については14市町村が、民生委員に情報を提供していない状況がございます。県といたしましては、従来から、民生委員に必要な個人情報が適切に提供されますよう、市町村に助言してきたところでありますが、今後さらに徹底することにより、民生委員の皆さんが活動しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 民生委員の任期は3年で、任期が終わるとその立場ではなくなりますけれども、任期中に得た情報の守秘義務は一生ついて回るものだと思います。公務員が定年して立場がなくなっても、守秘義務はついて回るのと同じだと思います。民生委員を信用することが大事で、知事もそれができる人として推薦をされるんじゃないでしょうか。今、民生委員のなり手が少なく、民生委員不足が常態化していま

す。幼児虐待から高齢者の安否確認まで、その職務範囲は広がってきており、そのための情報は必要不可欠です。その人を信用して、行政が持っている情報をしっかりと提供し、活動しやすい環境をつくってやるのが、民生委員不足の解消につながるのではないかと思います。

次に、6秒ルールについてお尋ねします。

先日の新聞に「体罰防止 6秒待つ」「怒りのコントロール 試み」という記事が載っていました。反抗的な生徒にかつとなったとき、反射的にたたいたり、暴言を吐いたりしないで、6秒待つ。すると冷静になって、本当に伝えたい言葉が出てくる。6秒ルールと呼ばれているようで、「アンガーマネジメント（怒りのコントロール）」と呼ばれる米国生まれの手法だそうです。

実は、私は「アム、アム、アム」という手法をずっと以前から取り入れておりました。それを今でも実践しております。また、その大事さを結婚式での祝辞などでも言わせていただいております。夫婦としての長い生活の中には、当然腹が立つようなこともたくさんあります。でも、腹が立つようなことを言われたときに、すぐに言い返したらけんかになります。そうならないための「アム、アム、アム」なんです。腹が立ったときに、口の中で「アム、アム、アム」と3回かむんですね。時間的にはほんの数秒ですが、その間合いが気持ちを少し冷静にさせて、買い言葉を発せずに済みます。いつまでも仲のよい夫婦であってほしいとの思いで、この言葉を送らせていただいています。この「アム、アム、アム」が、先ほどの6秒ルールと全く同じ意味なので、びっくりしました。

社団法人日本アンガーマネジメント協会という組織があるそうですが、その代表理事による

と、6秒は怒りの衝動がおさまる時間の目安で、その間に本当に必要な怒りとそうでない怒りとの線引きをして、取り返しのつかない体罰を防ぐんだそうです。茨城県土浦市の中学校で、このアンガーマネジメントを取り入れることにしたそうです。また、岩手県教育委員会や石川県教育委員会も注目をしているそうです。うっかりでした。まさか「アム、アム、アム」が体罰防止に役立つとは思いませんでした。宮崎県教育委員会でも、「アム、アム、アム」とまでは言いませんけれども、このアンガーマネジメント、6秒ルールを取り入れてみませんか。教育長、いかがでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 昨年度、本県で実施いたしました体罰の調査では、今御指摘にありましたように、「感情的になってたたいた」という割合が発生件数の約6割を占めておりました。怒りなどの感情をコントロールできていれば、防止できる体罰もあったのではないかと考えております。すばらしい御提言をいただいたと考えておりますが、6秒ルール——かつとなつてから6秒間は何もしないで待つ——につきましては、怒りの衝動を抑えるための一つの手法として効果的であると思います。また、教師だけじゃなくて、例えばキレる生徒というのがありますが、感情的になるような子供たちにとっても、生徒間のトラブル防止などに役に立つ手法であると思います。県教育委員会といたしましては、校長会や生徒指導主事会、部活動関係者の研修会などにおきまして、6秒ルールに関することを初め、アンガーマネジメントそのものについても紹介いたしますとともに、体罰の根絶に向けた指導の徹底をより一層図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。ぜひ

御検討いただきたいと思ひます。

時間の関係で、防災対策における建設産業の存在についてを省かせていただきました。建設業者は、地域を守るための建設業という認識を持っておられますし、地域から認められるような業界になるために努力もしておられます。防災会議とか対策会議には、真っ先に参加要請をしていただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の渡辺創です。2月9日夕刻、出張のために訪れていた福島県から東京に戻る東北新幹線に乗っていた私は、ノートパソコンを開き、思わず「おっ」と声を上げました。フェイスブックのタイムラインに「みやざき大使にメロポン！」という県職員の方の投稿が流れていたからです。その投稿は、まさに県の「とんがった」取り組み、私なりに言いかえれば、「万人に通じるわけではないが、狙いを定め、思い切った」取り組みを評価する内容でした。私も、まさに同じ思いで、その投稿をシェアし、この本会議の場でも紹介させていただきます。

さて、「メロポン」と申しても、この議場ではびんとこない方が多いというのは、今話していても実感するところです。メロポンというのは、講談社が発行する日本の代表的な青年漫画誌、週刊「モーニング」の人気連載「メロポンだし！」という漫画の主人公のことです。メロポンは、日本で芸能人になることを夢見て地球に舞いおりたグリーゼ581イプシロン星人の子供、つまり宇宙人の子供が騒動を巻き起こすという愉快な物語です。私も実は毎号楽しみに愛読しております。掲載されている「モーニン

グ」は、今や会長にまで出世した「課長・島耕作」シリーズや「バガボンド」「神の雫」など、人気漫画が掲載されていたものとしても知られており、公称30万部、中高生からサラリーマン層まで幅広い読者を抱えており、大きな影響力を持っています。この漫画の作者の東村アキコさんは、私とほぼ同年代で、宮崎市の出身です。これまでも、自身の経験を含んだ、宮崎を舞台にした連載「ひまわりっ」などで人気を博してきました。この東村さんの活躍への着眼が、東村さんと合わせて、人気漫画の主人公へのみやざき大使委嘱につながったのだというふうに思っています。

今回の委嘱は、既に宮崎県の積極的な情報発信にもつながっています。県の観光情報誌「J a j a」は、「モーニング」とコラボレーションした別冊号を発刊。A4判カラー8ページで、半年間無料配布され、先ほど紹介しました東村さんの宮崎を舞台にした作品「ひまわりっ」のキャラクターとともに、みやざき大使となったメロポンが、チキン南蛮ややわらかいうどん、冷や汁、宮崎牛などを宮崎人にとってのソウルフードと紹介し、県民の愛する焼酎や観光地も掲載しています。また、その「J a j a」の中では、東村さんにみやざき大使の依頼があった経緯も漫画として描かれており、宮崎県職員は「熱意があふれ、乗りのいい県民」として描かれており、その姿は、見た県外の方にとって、宮崎県のイメージアップにもつながったのではないかと思うところです。一方、「モーニング」でも、3月6日発行の12号で、巻頭カラーページで「メロポン、みやざき大使になるんだし！」と大きな見出しが出て、宮崎県とのコラボレーションが大々的に紹介されています。今後の展開にも期待ができそうな状況で

す。

私は、今回の取り組みは、職員の方々が工夫を凝らし、狙いを定めて、意欲的にチャレンジした成果だと高く評価しています。さて、質問ですが、みやざき大使も一定の定着を見せ、今後は、一般的知名度と同時に、特定の層を意識して、その層に対して影響力を持っている方々に狙いを定めた大使の委嘱も効果的ではないかと考えていますが、今後のみやざき大使の委嘱方針、活用法などについて、知事のお考えをお伺いします。

続いて、広報宣伝戦略について伺います。

新年度予算案で、改善事業として「オールみやざき」発信事業に6,400万円が措置されています。予算説明書には、「戦略的かつ統一的なブランド化戦略」との文言が盛り込まれ、ブランド化戦略企画推進経費が計上されています。これまでの議会での質問のたびに、広報宣伝戦略の重要性について、質問と提言をしてまいりました。今回の予算化は、その問題意識を酌み取っていただいた結果だと理解しております。今回は、具体的提案を控え、これからの執行部の取り組みを楽しみにしたいと思いますので、当該事業の概要と今後の方針について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

前東国原知事の時代、宮崎県は降って湧いたかのように全国的注目を浴びました。その注目が結果として何につながったかはさておき、高い発信力を持つことは、当時の知事の県政運営における強い武器となり、県民の満足度を高める、満たす要因の一つであったことは否定できません。知事が交代し、3年がたった今でも、一般論として、宮崎県が発信力を備え、さらに高めることは重要です。その発信力が、観光でも、物産振興でも、企業やイベントの誘致で

も、また県外で活躍する宮崎県人の取り組みに対しても、下支えをし、後押しをすることができれば、必ずそれは県民の県政満足度を高めることにも結びつくはずです。私は、今取り上げましたメロポンのみやざき大使委嘱も、統一的なイメージ戦略策定の事業化にしても、宮崎の発信力を今度は降って湧いたようなラッキーな宝くじに頼るのではなくて、一つ一つみずからの知恵と発想と工夫で切り開いていこうとする姿勢に心から賛同いたします。そのことを表明し、残りの質問については自席から行います。御答弁のほどよろしく願いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

みやざき大使の委嘱に当たりましては、特定分野において著名であり、本県のPRを積極的に行っていただけの方などを対象としまして、御本人の持つ高い情報発信力に期待してお願いしております。現在169名の方に委嘱しているところであります。議員御指摘のありました東村アキコさんとメロポンにも、本県のさまざまな魅力を県外と言わず全宇宙にPRしていただきたい、そういう思いで、先般、東京で委嘱式を行ったところでございます。メロポンについて熱く語っていただき、高く評価をいただき、大変ありがたく思っております。私自身は、メロポン、知りませんでした。事務方が持ってきたとき、はっと最初は驚いたわけですが、今御指摘がありましたように、大変意欲的なチャレンジであり、まさにとんがった取り組みであり、よくぞ持ってきたなど、大変心強く思っているところでございます。

みやざき大使に関しましては、先日、フジテレビの「笑っていいとも!」におきまして、今

年度から大使をお願いしております石ちゃんこと石塚英彦さんが、宮崎牛を大きくPRしてくださいました。「和牛については何が一番おいしいと思われませんか」というタモリさんの質問に対し、「宮崎牛だ」ということで即座に答えていただいたわけでありまして、御本人の持つ情報発信力、これは、毎年、口蹄疫の復興支援ということで都農町でライブを行っていただいている、そういう経緯もあったかとは思いますが、大変発信していただき、ありがたく思ったところでございます。

みやざき大使の方々には、このように自主的に本県をPRしていただきますとともに、県外でのプロモーションイベントをお願いして参加していただくなど、さまざまな方法で本県の多彩な魅力を県内外にアピールしていただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（茂 雄二君）〔登壇〕

お答えいたします。

「オールみやざき」発信事業の概要についてであります。「オールみやざき」発信事業は、戦略的かつ統一的なブランド化戦略により、本県のさまざまな魅力を官民一体となって情報発信を行い、本県のイメージアップを図ることを目的としております。本県は、温暖な気候や緑豊かな大地、日向灘を北上する黒潮の恵みに育まれた健康的ですばらしい食材や、多くのチームがキャンプに訪れるスポーツランドの取り組み、そして、県内各地に息づいている数々の神話や伝承といった多彩な魅力があります。こうした多彩な魅力を備えている「宮崎」というものを、県外の方々に、他県と差別化を図りながら、どのように訴えるかといったブランド化の戦略について、専門家の意見も聞きつつ、26年度の前半に企画検討を進めてまいります。そし

て、これに基づきまして、年度後半から、情報誌やポスターなどのツール、県シンボルキャラクターの「みやざき犬」も活用しながら、具体的なプロモーションを展開していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 御答弁ありがとうございます。今後のさらなる取り組みに期待させていただきたいというふうに思います。

テーマを変えますが、防災拠点庁舎についてお伺いします。

昨年来、検討の続いてきたこの庁舎整備の問題ですが、昨年末に基本方針が示されて、新年度予算案でも、整備の実質的なスタートとなる内容が計上されています。この庁舎整備は、総工費112億円が見込まれ、県庁南側の駐車場に地上10階を超える大型のビルをつくろうとするものです。県民の皆様の中には、大きな箱物事業が動き出したというふうに映るかもしれません。また、直接関係のある話ではありませんが、病院局では、県立宮崎病院の再整備も計画されているところです。こちらも総工費100億円を超える事業になるという可能性がある状況かと思っております。

つまり、宮崎市の中心部において、どちらも総工費100億円を超える県の大型公共事業が、ほぼ時期を同じくして動き出すというイメージにも捉えることはできないわけではありません。だからこそ、県民の皆さんに対して、早い段階からきちんと必要性を説いて、具体的なイメージをできるだけ早く示して理解を得ていく、その努力が必要ではないかと、これまでも何度か質問をさせていただいてまいりました。私なりに熟慮と調査を重ねて、今回は防災拠点庁舎の整備を積極的に進めるべきだという立場を明確にして、いかにして意義のある庁舎にするかと

いう視点で質問をしてみたいというふうに思います。

まず、新年度中とされています基本構想の策定期間などについて、予定されているスケジュールを総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） 防災拠点庁舎の整備につきましては、大規模災害時に県民の生命や財産を守る災害対策本部機能を十分に果たせる庁舎として整備するため、昨年12月に基本方針を策定し、進めているところでありますが、今後は、この基本方針を踏まえまして、年内には基本構想を策定し、その後、基本・実施設計を行い、平成29年度の着工、30年度の完成を目指しているところであります。

○渡辺 創議員 大規模災害というのは、当然新庁舎の完成を待たず、場合によっては、きょう、もしくはあした起こるかもしれないというものかと思えます。その際に、現在の県庁舎の状況の中で、どの程度の人員を配置し、どの程度の活動スペースを確保するという予定なのでしょう。また、その現状を踏まえた上で、施設、設備上の課題を危機管理統括監にお伺いしたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 大規模災害に対応するための災害対策本部の体制につきましては、本庁で約150名の職員が必要となり、これに、自衛隊、消防やライフライン関係企業等を加えると、200名以上の規模になるものと考えているところでございます。さらに、実際の発災時には、政府の現地対策本部や自衛隊の司令塔など、多数の組織・機能の設置も求められ、より広い面積が必要になると考えております。今年度の総合防災訓練でも活用いたしましたが、現在、災害対策本部、その総合対策部の設置場所といたしましては、本館の講堂を予定

しているところでございます。今年度の訓練では、十分なスペースを確保できず、また、電源や通信機器等の設備が十分でないことや、常設の施設でないために、設営に相当の時間を要するという問題があるというのが実情でございます。災害時には、当初の72時間が生死を分ける重要なポイントとなりますので、迅速・的確に災害対策業務が推進できるよう、抜本的に施設の改善を図る必要があると考えているところでございます。

○渡辺 創議員 2月の初めに、隣にいます同じ会派の田口議員とともに、既に防災拠点庁舎を有している静岡県と山梨県を訪問してまいりました。さまざま貴重なお話を伺ったところだったんですが、一番強く感じたのは、庁舎を新設するのであれば、やはり必要なスペースであったり設備をしっかりと建設計画の中に盛り込んで、いざ有事という際に、その不足がない、きちんと機能を発揮できる庁舎をつくることだというふうに感じました。そうでなければ、多額の費用を使って中途半端な施設をつくってみても意味がないというところかと思えます。当然ながら、計画されている新庁舎の中では、先ほど危機管理統括監が申されたような課題を踏まえた上で、災害対策本部のほか、関係する諸機関の執務スペースを含めて、十分な面積の確保と機能的な配置が行われるというふうに思っておりますけれども、その点につきまして、総務部長のお考えをお伺いしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） 非常時に、災害対策本部や関係機関が使用する災害対策関係諸室のスペースにつきましては、基本方針において、約3,700平方メートルを見込んでいるところであります。各室ごとの詳細な面積であります

とか配置等につきましては、今後、検討を行うこととなりますが、特に災害対策本部等の中枢部分につきましては、同一または隣接するフロアへの配置となるよう検討していきたいと考えております。

○渡辺 創議員 先ほどの危機管理統括監の答弁の中でも、初動の72時間の重要性というお話がありました。東日本大震災等の例を考えれば、息をつけない時間というのは、それよりも長くなっていくということも容易に想像ができるところかというふうに思います。そんな中で、参集された関係職員の皆さんは、過度のストレスの中で重要な判断を繰り返し繰り返し迫られていくということになるかと思えます。当然人間ですから、全く休むこともなく、その職務に当たっていくということも、難しいというふうに思います。しっかりとした休息等もとらない限り、コントロールタワーとしての機能は果たせないのではないかというのが正直な実感です。ですので、今回、建設に取り込まれる新庁舎においては、一定数以上の方がきちんと仮眠等をとれるスペースの確保であったり、またはシャワースペース等の確保、そして、その防災拠点庁舎の中で仕事をされる方々の食料等の備蓄のスペースも同じ庁舎の中に確保すべきだというふうに考えますけれども、県としての方針を総務部長にお伺いしたいと思えます。

○総務部長（四本 孝君） 御指摘のとおり、大規模災害が発生しますと、災害応急対策業務に携わる職員は、長期間にわたり、継続して業務に従事するということとなります。このため、防災拠点庁舎には、職員の仮眠室やシャワー室、備蓄倉庫等のスペースを確保する必要があると考えております。

○渡辺 創議員 「確保する」という御答弁を

いただきましたけれども、ちょっと遠慮しがちに確保しますという印象を受けたところです。静岡県庁を訪問した際に、危機管理担当の課長さんがお話しをされていましたが、静岡では、平成9年に防災拠点庁舎の整備が行われたということです。さまざまな工夫がなされて、当時としては、本当にいろんな知恵を絞ってつくられたというところだと思うんですが、本音として漏らされていたのが、その庁舎の中で仕事をする皆さんの水であったりとか食料を備蓄するスペースを防災拠点庁舎の中につけていなかった。じゃ、いざ有事が起きたときにはどうなるかという、ほかの県職員全般の皆さんの備蓄と同じように、県庁から少し離れた施設の中にあるところに、わざわざトラックを出して、職員さんたちが人海戦術でいって、その物資をトラックに詰め込んで、持ってきてまた運ぶという作業をしなければならない。これは、有事で本当に手が足りないという状況の中では、恐らく最後に回さざるを得なくなるでしょうし、無駄な作業であると。もう少しその時点で一工夫ができればということをおっしゃっていたのが非常に印象的でした。こういう面の課題もありますので、ぜひ関係する各課におかれましては、想像力をたくましく働かせていただいて、さまざまな想定をして、不足のない機能をきちんと庁舎の中に盛り込んでいただきたいというふうに思います。

さて、新庁舎を建設する上で、私は大切なポイントがもう一つあるというふうに思います。それは、新しい庁舎をいかにして県民の皆さんにとって親しみのあるビルにして、そして本館に並ぶ宮崎県庁のいわゆる象徴的な庁舎にしていくかということではないかというふうに思います。そのことは、新庁舎建設の必要性、また

効果を、県民の皆さんに実感していただくことにもつながるのではないかというふうに思っているところです。そのためには、2,000平米ある1階のスペースの活用というのが鍵になるだろうというふうに思っています。せっかく新しい庁舎をつくっても、一度も訪れたことのない庁舎であったり、また、訪れる用も全くないという庁舎に、県民の皆さんはなかなか親しみを持たないでしょうし、肌で防災上の防災拠点庁舎の必要性というのを感じることもできないのではないかというふうに思います。発災時はともかくとして、通常は、できるだけ県民や観光客が集って、そして、さまざまな交流が生まれるような県民の交差点のようなスペースにすべきではないかというふうに私は思います。

頭の体操としていろんなことを考えれば、防災のための啓発施設をつくるとか、観光情報の発信の場にするとか、実利も兼ねてコンビニや飲食店を設置するというのもいいかもしれません。訪問しました山梨県では、1階のフロアに、県立の専門学校、宝石加工の専門学校というのがあるそうなんです、その専門学校に委託した宝石加工のミュージアムがあったり、夜の9時までアルコールの提供も行うカフェを併設していました。そのカフェは、山梨県産の軽食メニューだったり県産ワイン、県産ウイスキーなども提供していますので、宮崎で考えれば、地ビールを飲みながら地鶏の料理をつついたり、日向夏やキンカンのカクテルをゆっくりと飲んだり、マンゴーのパフェを食べたりとか、そういうことができるようなスペースが防災拠点庁舎の1階に設置されておりました。焼酎も出るかと思います。田口議員と私は甲府市内に宿泊しましたので、夜もお訪ねしてまいりました。仕事帰りの県職員の皆さんであったり

とか会社員の方々が、夜9時までですから、そんな遅くまでではありませんけれども、楽しそうな時間を過ごされているのが非常に印象的でした。今、る私の考えを一方向的に申ししてきましたけれども、新庁舎の1階スペースの活用の方法について、総務部長にお伺いしたいというふうに思います。

○総務部長（四本 孝君） 防災拠点庁舎の1階のスペースにつきましては、非常時には、周辺住民等の一時避難場所としての使用を想定しておりますが、平常時には、エントランス等として使用するほか、来館者等のためのいわゆる利便施設の設置につきましても、今後検討していく必要があるものと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ、どこにでもあるような施設にするのではなくて、独自色のあるというか、これは宮崎県庁だなというふうに思えるような積極的な提案を執行部の中から考えていただきたいというふうに思います。

考えていただきたいと思っておりますと言いながら提案をしますが、私は、思い切って、今の予定地からすれば対角線上にあります県の物産館KONNEを、新庁舎の1階に移転をしてはどうかというふうに思います。物産館につきましては、一時期に比べて確かに集客は落ちたというデータも出ていますが、昨年度も来場者が8万6,929人、売上額が2億9,000万円弱と、一定の集客効果は読める施設かというふうに思います。そして、今行っている物産販売の場所としてのKONNEの機能に合わせて、先ほど提案したような県産品のカフェなどを組み合わせることによって、宮崎情報の積極的な発信基地というふうにはいかかかというふうに思います。目の前は楠並木通りでありますし、北向きに窓をつくれれば、その向こうには歴史的な建造

物である県庁本館が見えるわけですから、ぜひそのロケーションを生かして、宮崎県が発信したい「よそとは違う時間の流れ」であったり、そういう価値を堪能できる場にはいかがかというふうに思います。一方的な提案を申し上げましたが、知事の御答弁をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御提案ありがとうございます。この楠並木を中心としたエリアというのが、いろんな物産展が行われたり、イベントが行われたり、観光客もいらっしゃる、まさに今、物産館K O N N Eもあるということで、さまざまな人の動きがあり、にぎわいの一つの核となるわけであります。その中で、防災拠点庁舎を整備するというのは、防災拠点としての機能というのはしっかり保ちながらも、そういう町のにぎわいを創出する一助とどのようになり得るかということ、しっかり今後とも知恵を絞ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 繰り返しになりますが、ぜひ、ほかの県庁には例がないような、宮崎県は新しい庁舎をつくるに当たって本当に知恵を絞ったと、観光政策が県の大事なテーマでもある宮崎県であるからこそ、こんな工夫をしたんだというのが皆さんにわかるような庁舎にしていただきたいというふうに思います。

それでは、テーマを変えます。災害時の備蓄についてお伺いいたします。

間もなく東日本大震災から3年を迎えます。県内での災害時における必要品の備蓄状況を危機管理統括監にお伺いしたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 県が行う県民向けの食料や物資等の備蓄は、災害救助法に基づき、住民や市町村の保有する備蓄が不足する場合等に備えて実施しているものでござい

ます。現在、県では、宮崎市にある日本赤十字社の倉庫や都城・延岡の総合庁舎など県内6カ所において、おおむね1,000人、3日分の食料として、アルファ米や粉ミルク、飲料水などのほか、簡易トイレや紙おむつなどの衛生関連用品、毛布や衣類等を備蓄しております。一方、市町村におきましても、それぞれに品目、数量は異なりますが、例えば、アルファ米やパンの缶詰などの食料が、県全体で約13万食余り備蓄されているほか、衛生関連用品、毛布等が備蓄されているところでございます。

○渡辺 創議員 最近、宮崎市の若い歯医者さんたち、歯科医師の皆さんと交流する機会を持ったんですが、その中で、阪神大震災においても、東日本大震災においても、震災関連死、つまり地震そのものの死亡ということではなくて、直接的な地震被害からは何とか命が助かったけれども、その後、地震に起因するような健康状態の悪化等で死亡に至ったケースは、そのときには4分の1と伺ったんです。数字は確かなことはわかりませんが、かなりの部分が肺炎によるものだという話を伺いました。特に高齢者の方々にとっては、誤嚥性肺炎のリスクが高く、その誤嚥性肺炎のリスクを下げるためには、口の中、口腔のケアをすることが重要だというお話でした。そこで、ふと思ったのですが、県の備蓄物資の中には、口腔ケアを目的とした歯ブラシなどは含まれているのでしょうか。危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 県が備蓄している住民向けの物資の中には、日用品セットとしまして、石けんやタオル、洗剤等とパッケージした形で歯ブラシも用意されておまして、現在、都城、小林、延岡の総合庁舎3カ所に、800セットの備蓄をしているところでござい

ます。

○渡辺 創議員 今のお話だと、健常者向けと
いいですか、普通の歯ブラシの備蓄があるとい
うことのようにでした。実際に東日本大震災の後
に高齢者施設のサポートに行かれた方のお話も
聞いたんですけども、なかなか混乱の中でそ
ういうところまで——まずは命を守って何とか
生きていくというところの状況の中で、高齢者
の方の口腔のケアまで意識が回らないというの
が実態のようですし、それはいたし方がない面
があるかというふうに思います。しかし、やっ
と震災自体から命を守ったその命が、不十分な
口腔ケアから誤嚥性肺炎につながって震災関連
死になっていくというのは、非常にもったいな
い命を失うことになるかなというふうに感じた
ところです。それほど多額な費用がかかること
ではないのではないかと思います。しかも、い
きなり十分な数をということではないかと思う
んですけども、例えば、義歯（入れ歯）用の
歯ブラシであったり、口の中の汚れを拭き取る
特殊なウェットティッシュみたいなものがある
ようですけども、そういう高齢者の方々を意
識した口腔ケアの備蓄というのを県の備蓄の中
に加えてはいかがかと思いますが、危機管理統
括監にお伺いします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 現在、入
れ歯用、義歯用の歯ブラシなどは備蓄しており
ませんが、今御指摘ありましたように、長期化
する避難生活の中で、少しでも二次的な被害を
減らすというのは、大変重要な観点だと思っ
ておまして、今後、備蓄する歯ブラシの種類等
につきましては、専門家の御意見も伺いながら
検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ御検討をお願いしたいと
思います。

話題を変えたいと思います。東九州新幹線構
想についてお伺いいたします。

昨年9月の定例県議会で、自民党の十屋議員
が「夢のような話になりますが」と前置きをさ
れて質問されましたが、この半年間でにわか
に注目を集めるようになってまいりました。

地元紙宮崎日日新聞のデータベースを東九州
新幹線というふうに検索しますと、ネット検索
が可能な2001年以降、ひっかかるのは26件で
す。そのうち昨年9月以降が12件と、実に半分
を占めています。また、1月に行われた宮崎市
長選では、再選を果たした現職の市長が、「孫
に乗せたい新幹線」と政策提言の中に東九州新
幹線構想をほうふつとさせるような内容を盛り
込まれました。県でも、知事が会長を務めなが
ら、みずから事実上休眠状態にあったとおっ
しゃっているのが構わないかと思いますが、東
九州新幹線鉄道建設促進期成会の活動も、突如
としてというか、まさに印象の受け方ですが、
復活をし、1月27日には特別講演会が開かれて
おります。翌28日の宮日新聞の朝刊には、1面
の冒頭で「東九州、次は新幹線」との大見出し
が立ちました。この状況を見れば、新幹線の賛
否はともかくとして、「宮崎において新幹線建
設の可能性が高まっているのだろうか」という
ふうに感じる県民の方がいても不思議はありま
せんし、私のもとにも、そういう問い合わせが
幾つか来ているような状況です。

知事は、先日の自民党、松村議員の代表質問
に対して、「夢の実現」「熱い熱い思い」とい
う表現を繰り返しておられましたけれども、非
常に積極的に見える現在の姿勢に至ったきっか
けを御説明いただきたいというふうに思いま
す。

○知事（河野俊嗣君） この東九州新幹線は、

昭和48年に基本計画路線になったわけでありませんが、計画は凍結されたままということで、毎年の国やJRに対する要望項目としては入っておったわけではありますが、活動自体はいわば冬眠状態にあったものでございます。

そのような中で、全国的にも整備新幹線がいつとき凍結されたような状況もございましたが、今、再び整備が進みつつあると。また、国土強靱化というかけ声のもとに、全国的にも新幹線整備に向けた新たな動きが生じていると。そのような動きを背景に、一昨年九州地方知事会におきまして、九州新幹線の効果を踏まえ、新幹線ネットワークの形成によりまして九州の一体的浮揚を図るべきであるという認識のもとに、東九州新幹線の整備計画路線への格上げなどを国に求める特別決議が行われたところであります。東日本大震災においても、東北新幹線の果たす役割というものは、非常にいろいろな意味で大きかったというところもございません。

また、昨年、私、香港に参りましたとき、経済界の要人と意見交換をしまして、宮崎へのアクセス、直行便がない、では、どのようにして行くのかという議論をしたときに、やはり知事、それは新幹線を整備しなきゃいかんと、香港から鹿児島、熊本、それを考えたときに、宮崎の利便性というものをしっかり高めていく必要があるのではないか、そのような意見交換もしたところでございます。

このような状況の中、私も、新幹線の持つ大きな効果を踏まえまして、本県の未来、将来に向けた発展を考える上では、全国とつながる高速鉄道ネットワークというものが必要ではないかというふうに考えまして、昨年3月には、東九州新幹線鉄道建設促進期成会の会長という立

場で、国土交通省を訪れて要望を行いまして、また、ことしは、1月に特別講演会を開催するとともに、2月には国土交通大臣政務官を訪ねて要望書を手渡すなど、東九州新幹線の整備実現に向けた取り組みを改めて始めたところでございます。

○渡辺 創議員 先日、建設促進期成会の特別講演会がありました。国土強靱化を主張され、内閣官房の参与でもあられる京都大学大学院の藤井教授の講演も行われました。私も出席させていただいて話を伺いました。全体の整備の必要性については、非常に力強く語られたわけですが、事東九州新幹線の必要性とか優位性というところについては、特段の言及がなく、頑張ってくださいという話で終わったような印象を持っております。その講演について、知事はどういう印象をお持ちかということ、ちょっと通告しておりませんがお伺いしたいのと、あと、知事のブログによると、「藤井教授の熱いお話にドンと背中を押され、冬眠から目が覚めるような思いがした」というふうにされておりますが、そのようにお感じになったのかどうか含めて御答弁いただければと思います。

○知事(河野俊嗣君) さきの講演会、講師の藤井教授からは、新幹線の経済効果は極めて大きいということで、新幹線がある地域とない地域に経済的に大きな格差が生じているというようなこととか、特に、国家戦略としての新幹線整備、高速鉄道体系の整備と必要性、その重要性について、大変熱のこもったお話があり、私も意を強くしたところでございます。私も海外に出張しましたときに、上海ではリニアに乗って、台湾では新幹線にも乗りましたが、そういうそれぞれの国における整備というものは、国家が方針を持って進めておるとい状況であり

まして、我が国における地方の財政力の負担とか、そういったものいかににかかわらず、国としてやっていくべきではないかなという思いがあるわけでございます。一方、藤井教授は、新幹線整備のポイントを「合理的な計算と熱意」というふうに表現されたわけでありまして。整備実現のためには、数多くの困難な課題、克服すべき課題はあるものの、それらを克服するためには、冷静な戦略立てが必要でありまして、県民との間の十分な説明と議論というものが必要であろうかと考えておるところであります。

○渡辺 創議員 特に後段の部分、まさに私もそのとおりでなというふうに思うところです。

続けて、総合政策部長にお伺いしますが、この東九州新幹線構想に関する予算は、新年度予算案の中に盛り込まれておるのでしょうか。

○総合政策部長（土持正弘君） 東九州新幹線に関する新年度予算といたしましては、新幹線そのものの予算としてはございませんけれども、「鉄道活性化対策推進事業」268万8,000円の中で、東九州新幹線鉄道建設促進期成会への負担金など、例年並みの額をお願いしているところでございます。

○渡辺 創議員 先ほどの知事答弁の中にもありましたけれども、今、新幹線建設に乗り出す姿勢を明らかにしたという要因は、九州知事会の特別決議であるとか、全国的な国土強靱化の議論、それと答弁にはありませんでしたが、これまでの記者会見等の発言を見ていると、東九州道の県北、大分側のほうは、一定のめどがついたということも無縁ではないかというふうに思います。しかし、こういう要素は、いずれも外的な環境変化という要素が強いかという印象があります。原点に立ち返って、そもそも宮崎県として、いかなる目的で、どのような効果が

生み出されるのか、何を想定して東九州新幹線の話をしているのか、その部分を知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 新幹線整備の目的は、大きく分けて3点、本県経済の発展、それから国内外との交流拡大、そして大規模災害への備えがあらうかというふうに考えております。

ある民間調査によりますと、九州新幹線の全線開業によりまして、九州全体の観光消費額が開業前に比べまして、約2,500億円、約11%増加したという調査結果が出ておるところであります。新幹線のとりわけ広域的に路線がつながった場合の沿線地域への経済効果がいかに大きいか、この数字にもあらわれているものと考えております。また、ルートが明確でない段階での試算ではありますが、東九州新幹線が完成した後の主要都市への移動時間は、宮崎一博多間の距離を現在の鹿児島中央一博多間と同じ程度であると仮定しますと、博多までが約1時間半、新大阪までが約4時間弱と、大幅に短縮されるところであります。新幹線は、飛行機までではないにしろ、速達性にすぐれ、何といたっても、その大量輸送性、定時性において効果を発揮する威力があるものでございます。その整備によりまして、観光面では、国内はもとより、国がビジットジャパンとして誘致する多くの外国人観光客を県内に呼び込む機会、チャンスが広がるとともに、ビジネス面におきましても、首都圏など大消費地からの距離と移動時間が縮まりますことから、取引拡大や企業誘致など、産業振興にも大きく寄与するものと考えております。

○渡辺 創議員 2011年に開業した九州新幹線の鹿児島ルートも、構想の段階から、走行ルート、停車駅、整備方式など、さまざまな変遷を

経て今に至りました。例えば、佐賀県は当初、到着する駅はないという計画でしたけれども、新鳥栖駅が建設されて、久留米駅との間はわずか、ほんのちょっとという距離になっています。結局257キロという沿線の中で12の駅が建設されて、ほかの整備新幹線に比べれば、極めて駅間が近いという新幹線になっているわけです。宮崎においても、少しずつ東九州新幹線という言葉がひとり歩きを始めているような状況ですから、まだ計画が具体化しているわけではありませんけれども、詳細については明確でないのは当然ですが、整備に期待を持ち、先ほどからその効果をお話しいただいている以上、県が持つ宮崎県における新幹線のイメージというものを知事にお伺いしたいというふうに思います。

○知事（河野俊嗣君） 東九州新幹線、なかなか具体的なイメージを固めるところにはない段階でございますが、基本計画路線のルートは、起点を福岡市、終点を鹿児島市としまして、主な経由地を大分市付近及び宮崎市付近とすることになっておりまして、その他の経由地をどこにするかなど、詳細については定まったものではありません。県内の停車駅をどこに幾つつくるかにつきましては、新幹線の速達性が損なわれない範囲で、利用者の利便性や地域経済への影響など、総合的な見地から調査・検討を行い、調整を図りながら決定していく段取りになるかというふうに考えております。

広域的な高速鉄道ネットワークのイメージがありますが、私は、東九州新幹線は、大阪市から四国の瀬戸内側を通り大分市に至る四国新幹線、そういう構想があるわけではありますが、こういったものをつながることで、本県と関西圏や関東圏との距離や移動時間が大幅に短縮さ

れ、本州・四国・九州間の人の流れがこれまでと大きく変化し、本県の産業や地域間交流のさらなる活性化につながるものと考えております。

この四国新幹線も、基本計画のまま整備が凍結されている路線の一つであります。昨年、和歌山県や徳島県を中心に、四国新幹線を初めとする高速インフラの整備を推進するための協議会が発足しまして、活発に活動されておるところであります。本県もオブザーバーとして参加しておりますので、今後は、そういう協議会とも連携しながら、取り組み、また検討を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 先日、JR九州の本社を訪問してまいりました。東九州新幹線の可能性、また、既に通っている鹿児島ルートの整備等から予測される課題について意見交換をしてまいりましたが、正直な感想は、非常に厳しいものでした。運営事業者となるであろうJRに正直期待感はありませんし、今後、県が抱えなければならない課題も余りにも大きいというのが正直なところでした。もちろん新幹線構想がすぐに進む話ではないというのは十分に理解をしています。県の立場として、もしかすると全国的に環境整備が進むかもしれないという、そういうわずかな光が見え隠れする状況で、積極的な姿勢を示しておかなければ埋没するかもしれないという感覚も十分に理解はできます。しかし、県民に向けて推進の旗を振るのであれば、建設費負担の問題、並行在来線の経営分離の問題など、既に予想のつく問題については、きちんと説明しておく必要があるのではないかと私は考えますが、知事はいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） これは大変重要な御指摘をいただいたと思っております。現在の国の

整備方式によりますと、建設費につきましては、まず営業主体であるJRが、建設主体である鉄道・運輸機構に支払う貸付料を充て、残りの部分につきましては、国が3分の2、地方自治体が3分の1を負担することとなっております。また、並行在来線の問題では、営業主体であるJRにとりまして、新幹線に加えて並行在来線を経営することが過重な負担となる場合に、全ての沿線自治体から同意を得た上で、新幹線の開業時に経営分離されることとなっているわけでありまして、これらの克服すべき非常に大きな課題があることについては、十分認識しておるところであります。今後、構想が具体化していく中で、県民の皆さんにも十分説明するとともに、その声にも耳を傾けながら、最善の解決策を見出す努力が必要であろうかと考えております。

なお、今後、新たに整備する新幹線につきましては、国土の均衡ある発展や災害時の輸送の代替性等を考慮した場合に、地方に大きな負担を強いる今の方式のままでいいのか、整備方針や手法の見直しを含め、未整備路線を持つ全国の自治体とも幅広く議論、連携を深めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今の知事の答弁の最後の段落のところを考えてみますと、地方負担の軽減に向けて、整備スキームの変更を求めて国に働きかけていくこともあるという答弁かと思うんですけども、私の認識に間違いがなければ、建設費用の3分の1地方負担という国の方針は、なかなかかたいものだというふうに思っておりますし、高速道路等を見ても、どちらかというところと地方の負担は重くなっていくという傾向にあるのかなというふうに感じます。ですので、今お話にあったような新幹線の整備方式を変更し

ていくことの現実性について、国土交通省からお越しになっている内田副知事にお伺いしたいと思います。

○副知事(内田欽也君) 現在の新幹線整備のスキームというのは、平成21年に確立されたばかりでありまして、また、JRからの貸付料収入を活用するなど、それなりに財政規律にも配慮したものとなっていることから、現時点で整備方式を変更するのは難しいんじゃないかと考えているところがございます。しかしながら、その後、平成23年に発生しました東日本大震災の経験を踏まえまして、新幹線が多重的な幹線交通体系を確保する上で不可欠な存在であるということが再認識されたところでもございますので、こうした点を踏まえて、整備のあり方につきましても、先ほど知事が答弁申し上げましたとおり、全国の自治体等と幅広く議論していく必要があると考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。るる議論をしてまいりましたけれども、この話は、知事もおっしゃっていましたが、将来を見据えての議論です。漠然とした状況の中で、知事に明確な答弁を求めても、お困りになる場面もあったかと私も思っております。

ただ、先ほどの財政負担の問題を見ても、鹿児島ルート为例にとっても、建設費用は1キロ70億円。国土交通省に問い合わせると、鹿児島ルートで総工費は1兆6,000億円程度かかっています。3分の1が各県の地方負担となります。仮に東九州新幹線が実現すれば、その路線延長は恐らく鹿児島ルートよりも長くなるでしょうから、どう少なく見積もっても、宮崎県の財政負担は、恐らく今のままで言えば、1,000億円を超えるようなオーダーでの財政負担が求められるかと思っております。並行在来線の

問題でも、県民の通勤通学の足に不安が生まれるかもしれません。

鹿児島県では、新幹線の恩恵は受けられずに、並行在来線の分離による第三セクター化で負担のみが生まれてしまったという自治体の強い反対運動もありました。また、熊本県では、建設工事に伴って、山間農地の濁水問題も起きています。本当に建設となれば、宮崎市を初め、都市計画の大幅な見直しが必要となるところも出てくると思います。もちろん実現できれば大きな効果を生むと期待していますし、個人的には新幹線が非常に好きです。しかし、同時に、やはり抱えている問題は隠さずに、夢という言葉で覆ってしまわずに、県民の皆さんにきちんと提起していくべきではないかと私は思っています。

さらに、もう1点だけ指摘をさせていただければ、今必要なのは、新幹線の必要性について、宮崎の未来を考えながら、ニュートラルに判断していく環境づくりではないかというふうに思います。

新幹線の期成会ができたのは昭和46年、基本計画に組み込まれたのは昭和48年ということです。40年以上前で、ちなみに私は生まれておりません。知事も認めていらっしゃるように、この活動も一旦、事実上停止していた。高度経済成長期の末期の当時と今では、大型公共事業に対する国民の考え方も変化しています。正直なところ、私たちの世代では、余りリアリティーを感じられないという部分もあるのも現実です。むしろ、将来にわたっての多額の費用負担のほうが重荷になるという印象もあります。

まずは、今、整備の機運醸成ということでは突っ走るのではなくて、宮崎の未来と新幹線のあり方を考える県民運動でも起こして、対話に

重きを置く河野県政ですから、県民の意思を確認していくことも大事ではないかというふうに思っております。私見の披露としてとどめさせていただきたいというふうに思います。

最後のテーマに移ります。小戸之橋のかけかえ工事が始まって4カ月がたちます。9月、11月の議会でもたくさんの質問が出ていますので、状況確認のために質問します。

まず、県警本部長に伺います。小戸之橋周辺の交通事故発生状況と今後の取り組みについて御答弁ください。また、かけかえによる交通状況の変化が影響した特異事案がありましたら御説明をいただきたいと思います。

○警察本部長（白川靖浩君） 小戸之橋は、昨年11月に通行どめとなりましたが、この周辺地域における本年1月までの3カ月間の交通事故件数は307件でございまして、前年同期と比較しますと、19件の減少となっております。また、下流にある赤江大橋の北詰・南詰付近におきましては、追突や出会い頭の事故がやや増加しているものの、これまでのところ、重大事故の発生はございません。

警察では、これまで小戸之橋周辺地域において、信号機の新設や改良を行い、さらに通学路・生活道路対策として、2つの地区について速度を30キロに規制するゾーン30を導入したほか、交通量の変化に応じて、信号機のサイクル調整等に取り組んでまいりました。今後も、交通状況の変化に注意を払い、交通事故の発生状況や地域住民の御要望等を踏まえ、道路管理者や関係機関と連携し、必要な対策を講じてまいります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。趣旨確認も含めて、県警が丁寧に対応いただいていることは十分に理解できましたので、引き続

きお願いしたいと思います。

続いて、教育長に、周辺の小中学校、また県立高校等の登下校への影響についてお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 児童生徒への影響につきましては、小中学校では、通学路において、これまで小戸之橋を利用していた車が、周辺の道路を迂回路として利用しているため、登下校時の交通量が増加するなどの影響が生じております。また、周辺の県立高等学校では、自転車やバイクの通学生が、通学路の変更を余儀なくされておりますので、関係する6校に対して通知を行い、通学時の安全の徹底を図るよう指導いたしているところであります。なお、現時点においては、交通量の増加に起因すると考えられる周辺の児童生徒の登下校時の事故については、報告は受けておりません。

○渡辺 創議員 最後に、県土整備部長にお伺いしたいと思います。渋滞緩和策として、昨年来、一ツ葉有料道路の無料開放等を求める質問が出ていますが、なかなか厳しい答弁をいただいているというところです。本日はあえてその件についてはお伺いしませんが、多くの宮崎市民、関係者の願いだと思いますので、そこはお酌み取りいただきたいと思います。これまでの答弁の中で、渋滞状況について継続的に把握されていくという答弁をされていますが、その状況はいかがでしょうか。

○県土整備部長（大田原宣治君） 宮崎市が2月20日に実施しました、そして昨日公表しました交通量調査では、小戸之橋上流の大淀大橋と下流の赤江大橋におきまして、通行どめ直後に比べ、1日当たりの交通量が合わせて約2,300台減少しており、特に、朝・夕の通勤時間帯においても減少傾向が見られるなど、交通の分散化

が図られているものと思われます。しかしながら、宮崎市、警察本部、県の3者で現地調査を実施しましたところ、赤江大橋南詰の交差点などにおきましては、朝・夕の通勤時に依然として渋滞が見られましたことから、今後も引き続き、関係機関で対応策を検討することとしております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。渋滞は当初より多少緩和されてきているようでありますけれども、ぜひ多くの関係者の方々に真剣な協議をいただいて、状況の改善に御尽力いただけるようお願いをいたしまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕 (拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。通告に従い順次質問させていただきますので、知事を初め関係部長の皆様の明快な御答弁をお願い申し上げます。

先日、県内のある企業の社訓を新聞で目にいたしました。「1年先のことを考えるなら種を播け。10年先のことを考えるなら木を植えよ。100年先のことを考えるなら人を育てよ。」というものでした。調べてみましたら、これは中国の漢時代、今から2200年前の「管子」という書物の中にある「三樹の教え」という現代語

訳ですが、古来より、持続可能な社会をつくる上で人を育てることの重要性が示唆されております。松下幸之助は「企業は人なり」という名言を残し、また、トヨタの企業方針にも「ものづくりは人づくり」とあるように、多くの企業、団体がよい後継者を養成することを提唱しております。また、企業のみならず、自然環境を守る立場で考えるならば、省エネやリサイクル運動とともに、長期的な目標を立てて環境保全のために行動する人や、地域・社会づくりを進めることが肝要だと思います。

さて、知事にお伺いいたしますが、本県が将来にわたって持続的に発展するための基盤づくりにおいて、平成26年度当初予算に3つの重点施策を掲げておられますが、1点目の「将来の発展と地域を支える人財づくり」を、どのような構想で、また具体的にどのように取り組まれようとしているのかお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

天然資源に乏しい我が国が世界に冠たる地位を占める源泉となったのが「人」という資源にほかならず、また、本県の置県130年の歩みにおきまして今日の発展の礎を築き上げてきたのも、志が高く郷土愛に満ちた先人たちのさまざま困難への挑戦と先進的な取り組みでありました。2030年には本県の人口が100万人を割り込み、とりわけ生産年齢人口が減少するという厳しい見通しもある中で、将来にわたり産業や地域の活力維持・向上を図り、本格的な少子高齢・人口減少社会を克服していくその鍵を握るのが、まさに「人財づくり」であり、今後の県政の極めて重要な課題との思いを強く持っております。

ます。あの長岡藩の米百俵の教えというものは、今の時代であっても大変重要な教えであろうかというふうに考えております。

このため、来年度予算案の重点施策の最初の柱として、「みやざき百年の計」に立った「将来の発展と地域を支える人財づくり」を掲げ、20億円のみやざき人財づくり基金を創設することといたしました。この基金を今後5年間にわたりまして、次世代の育成や産業・雇用の核となる人材の育成、女性や高齢者の活躍などの支援に充てるほか、今後の人材育成の拠点づくりにも活用することとしております。このことによりまして、子供たちが将来にわたって夢や目標を描くことができる社会や、県民一人一人が持てる力を発揮して生き生きと活躍できる社会をこの宮崎で実現できますよう、私が先頭に立って全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。東九州の新時代がいよいよ開幕しようとしております。好機到来と捉えて力強く推し進めていただきたいと思います。

将来の発展と地域の産業を支える職業人を育成することが何よりも重要だと答弁されております。そこで商工観光労働部長にお伺いいたします。初めに、県内を取り巻く雇用情勢はどのような状況であるか、現状認識をお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 本県の雇用情勢につきましては、求職者1人当たりの有効求人数を示す有効求人倍率は平成26年1月時点で0.85となっており、平成4年以来の高い数値を示し、引き続き回復傾向が続いているところであります。しかしながら、全国の有効求人倍率1.04と比べますと0.19ポイント下回ってい

るほか、求職者の希望する職種と求人に出ている職種が一致しないなど雇用のミスマッチも生じており、依然として厳しい雇用情勢が続いていると認識しているところでもあります。

○重松幸次郎議員 求人においては回復基調にあるものの、全国平均を下回っているということでもあります。また、景気全体としてもまだまだ低迷が続いているというふうに言われております。何とか景気を押し上げていくため活力を投じていかななくてはなりません。本県の経済、雇用を支える地域人づくり事業の取り組み内容について、同じく商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 地域人づくり事業は、国の経済対策の一環として創設され、緊急雇用基金に積み増しされるもので、多様な人づくりを推進することにより、雇用の拡大や処遇改善に向けた取り組みを支援するものであります。具体的には、企業等が失業者に対して研修や実習等を行い、地域の企業で就業するために必要な知識・技術を習得させることで継続的な雇用を目指す取り組みや、新分野進出や販路拡大等を行い、賃金上昇や正社員化といった在職者の処遇改善につなげる取り組みに対して支援することとしております。県としてはこれらの取り組みを車の両輪として早期かつ全県的に展開することによりまして、本県の雇用情勢の改善に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 就職機会をふやし、職業人として自立を支援する、あらゆる機関とタイアップして取り組んでいただきたいと思います。

そして、産業振興を図る上では専門性と高い技術を備え、資格を取得した技師や技能士の育

成が重要です。即戦力として通用するプロ意識の醸成を、社会人や高校生はもとより、小中学生から体験することも将来につながっていきます。そこで、地域振興の担い手である若者の技能士の人材育成について、今後どのように取り組んでいかれるか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 熟練技能者の高齢化などにより、すぐれた技能の継承が課題となる中、技能士を育成・確保していくことは、ものづくりを初めとする産業振興を図る上で大変重要であると認識しております。このため県におきましては、職業能力開発協会や技能士会連合会と連携しまして、中堅技能者に対する訓練や工業高校等の生徒を対象とした熟練技能者による指導に取り組むほか、若年者ものづくり競技大会や技能五輪全国大会等への選手派遣など技能士の育成に取り組んでいるところであります。また、小中学生を対象とする技能体験教室や、広く県民を啓発する技能まつり等を開催し、技能尊重機運の醸成を図っております。このような中で、昨年の第51回技能五輪全国大会におきまして、本県で初めて若い技能者2名が優勝しましたことは、まさに快挙であり、これを弾みとして今後とも技能士の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしく願いいたします。

今御紹介いただいた、また午前中にも横田議員から紹介がありましたように、第51回技能五輪全国大会、また第34回全国障害者技能競技大会（アビリンピック）が昨年11月に千葉県で行われ、技能五輪全国大会では本県で初となる金賞受賞者が誕生いたしました。レストランサー

ビス部門の小林慎吾さん、そして左官部門の黒木賢太郎さんのお二人です。そのほかにも銀賞1名、敢闘賞1名、そして障害者技能競技大会でも努力賞が1名出るなどすばらしい成績をおさめられました。宮崎県選手団に心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

私も実は、小林さんが働くレストランでサービスを受ける機会があったんです。五輪金賞を受けたということは知らずに接していたんですけども、本当に小林さんの笑顔、それから姿勢、また所作、これはちょっと違うなと思っていたら、本当にすばらしいそういう五輪で金賞をとられた——後で感じたところでございました。このような受賞は、技術の向上に日々努力している方々の励みになると思います。有能な技術者を多く輩出することが本県の宝となりますので、後に続いていただけるように御支援をお願いいたします。

また一方で、職場環境のさらなる充実、処遇改善等にも尽力をいただきたいものです。県の「労働条件等実態調査結果の概要」では、就業規則の制定を初め、休日・休暇や有給休暇の取得、退職金制度などや育児・介護休暇を利用できる体制、また心の健康やパワハラ・セクハラ防止対策への調査結果も見せていただきましたが、徐々に取り組み状況が上向いているというふうに思いました。今後も働く人の声をキャッチする窓口をふやして離職者、失業者を出さない取り組みをいかに支援するか。また、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発で、日本一働きやすい、住みやすい宮崎県を政労使一体となって目指していただきたいと思います。誰よりも頑張ろう、もっと技術を習得しようという意欲、気概を持てるような職場づくりを支援する取り組みをお願いいたします。

続いて、鳥獣被害対策であります。2点目の重点施策である「競争力と成長性のある産業づくり」では、本県の農林水産資源を活用してフードビジネスを重層的に推進し、安心・安全でおいしい宮崎産の食材を全国へ、そしてアジアから世界へ大いに販路拡大に挑んでもらいたいのです。

ところで、近年、イノシシ、鹿、猿などの野生鳥獣による農林作物への被害が拡大し、本県における平成24年度の農林作物の被害額は約11億円に達していると伺いました。中山間地域を中心に深刻な問題となっております。また、被害金額にとどまらず、農林生産者の生産意欲の減退や作付の断念など、数字でははかれない影響を地域に及ぼして、早急な対策が求められておるようです。せっかく育てた作物の新芽や、また果実を食い荒らされる心境はいかばかりか。林業においても同様です。そこでまず、県内の野生鳥獣による農林作物の被害はどのような状況か、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 平成24年度の農林作物の被害額につきましては、より正確な実態を把握しますために、県内全集落に対するアンケート調査や調査員による聞き取り調査など、市町村と連携して詳細な調査を実施したところであります。その被害額は、御指摘のとおり合計で約11億200万円となっております。鳥獣別の被害額では、イノシシが約5億円、鹿が約3億7,000万円、猿が約8,700万円等となっております。また、部門別の被害額では、農作物が約10億円、人工林が約5,300万円、特用林産物が約4,500万円となっております。

○重松幸次郎議員 昨年9月の定例会における環境森林部長の答弁では、有害鳥獣の生息数は、イノシシは調査方法が確立されていないた

め把握していないが、鹿は平成20年度の約7万7,000頭をピークに23年度末で約4万5,000頭まで減少、猿は24年度末で前年度に比べ500頭減の約4,500頭となっているとのことでした。しかし、被害額からするとまだ増加傾向にあると言わざるを得ません。全国的な農水省のデータによると、平成20年は全体で199億円、平成24年で230億円となっており、増加傾向にあります。被害額の大きい都道府県では、北海道、福岡県、宮崎県、長野県、山形県となっております。そこで改めて、野生鳥獣被害防止対策にどのように取り組んでおられるのか、同じく総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 鳥獣被害対策につきましては、その推進体制といたしまして、本庁及び各地域に鳥獣被害対策特命チームを、さらに昨年度からは鳥獣被害対策支援センターを設置しまして、被害防止対策、捕獲対策、生息環境対策を3つの柱といたしまして全庁挙げて取り組んでおります。具体的には、被害防止対策としまして、効果的な防護柵の設置やモデル集落での成功事例の創出、地域リーダー等の育成に取り組めますとともに、捕獲対策としまして、捕獲の規制緩和や国の交付金を活用した緊急捕獲対策など、有害鳥獣捕獲に対する支援措置に取り組み、生息環境対策としまして、多様な森づくり等に取り組んでいるところであります。しかしながら、鳥獣被害は依然として深刻な状況にありますことから、今後とも、市町村、関係機関とも一体となった総合的な対策を展開してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 さまざまな対策を講じておられますが、捕獲体制の整備が気になることは、県内の狩猟免許所持者の減少と高齢化が進

んでいて、平成24年度は5,752名とピーク時の3分の1となっていることです。新たに若い狩猟者を確保して捕獲目標を達成することが急務です。

また、鹿、イノシシの捕獲後の活用につきましては、昨年も横田議員からジビエ、狩猟肉料理の普及について、また、平成24年には新見議員からも食肉と皮革の活用について質問がございました。欧米ではジビエ料理はヘルシーで人気があり、鹿肉も多く使われておりますが、日本では認知度が低く、有効利用されず埋却処分されているのが現状のようです。24年度の本県の捕獲数は、鹿が1万8,916頭、猿が1,556頭、イノシシが1万3,749頭の計3万4,221頭と昨年の議会答弁でございましたが、害獣にも命があります。地域資源として有効利用することでその命を全うさせたいものと考えます。県内における捕獲鳥獣の獣肉利用はどのような状況なのか。また、今後県としてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（土持正弘君） 県内における獣肉の利活用につきましては、地域の直売所などでの肉の販売や飲食店での料理提供、さらには鹿肉を活用したレトルトカレーなどの加工食品の開発など、県内の各地域でさまざまな取り組みが進められているところであります。獣肉のさらなる利活用につきましては、処理に係る衛生管理体制やその後の安定供給、販売先の確保など多くの課題もありますが、他県における取り組みなどを調査いたしまして、関係部局とも情報を共有しながら、有効な利活用について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県内の獣肉処理施設が諸塚村、延岡市北川町など数カ所あり、また、今月

も西米良村に解体加工施設が開設されたと新聞報道でございました。昨年10月に私と新見議員とで鳥取県若桜町の獣肉処理施設「わかさ29工房」を訪問し、実際に鹿の解体処理を行っているところを見学してまいりました。担当者からお話を伺いましたが、狩猟後にこの工房に運び込まれますが、鳥取県の解体処理衛生管理ガイドラインに則して審査し、適当と認められた獲物に限り受け入れて解体加工しているということです。そして加工された食肉も期日、種別、部位に分け真空パックで冷凍保管されており、本当に衛生的に管理された施設と感じました。持ち込まれる際のチェックシート——捕獲方法、外観観察11項目——も見せていただきましたが、それによって野生獣の状態が監視でき、また、食肉に適した捕獲の仕方などが確立されていくものと感じました。先ほどの部長答弁で衛生管理体制をと申されましたが、本県もまずは獣肉処理衛生ガイドラインやマニュアルをつくることが重要だと考えます。

調査のもう一つの目的はジビエ料理を食べることです。鳥取県と各市町村と商工会が一緒になり、いなばのジビエ推進協議会が主催の「森の贅沢ジビエフェア」が、9月4日から翌年の1月26日まで開催されておりました。県内でとれた鹿、イノシシの肉を10数軒のレストランや食事どころ、また居酒屋で各店自慢の料理が食べられて、スタンプラリーや抽せん会つきの合同企画でありました。私たちも2店舗を回り、鹿肉のローストなどをとてもおいしくいただいてきましたが、このようなジビエ料理を食べる機会をつくることも大切だと思います。

そしてまた、ことしも2月に議会事務局から案内があり、今度は長野県と信州ジビエ研究会主催の全国ジビエサミットにも行ってまいりま

した。エッセイストでジビエ研究会会長の玉村豊男さんや作家のC.W.ニコルさん、安部長野県知事らが登壇したパネルディスカッションに、また各県関係者による意見交換会など、鳥獣害に対する取り組みや課題、そして貴重な地域資源としての食肉や皮革の利活用など、被害対策の入り口と出口を検討し、課題解決に向けて地域を超えた連携・協議を進めようという内容のサミットであり、大変意義深い催しでありました。

ジビエ料理については次回に新見議員からあると思いますので、私は、鹿皮、皮革の活用を申し述べたいと思います。日本の歴史において一番古くから使われてきたのが、動物のなめし革と言えば鹿革であります。古墳時代の出土から副葬品として見つまっているようです。鹿革（ディアスキン）は、繊維が細かく通気性にもすぐれ、しなやかで耐久性もあることから、昔から武道具の素材としても多く使われてきました。湿気を吸収するため、かぶとやよろいの内張りとして使われたことが知られ、今でも剣道の竹刀の柄、小手、垂、また弓道で使うゆがけなども防具の革の部分はほとんど鹿革が使われております。また、ハンドバッグや財布、小物は手になじみ使いやすく、特に山梨県の甲州印伝は鹿革に漆を引いて文様をのせた伝統工芸革製品であり、全国的に大変有名であります。また、ウェアや帽子などはやわらかく品格のある風合いで人気があります。手袋は丈夫で水にも強くフィット感があり、ドライビンググローブやアウトドア関係にも多く使われております。また、セーム革は、眼鏡や貴金属のほこり取り、また脂汚れをきれいに拭き取るクリーナーとして活用されております。このように私たちの生活の中で大変重宝されていますが、そのほ

とんどは中国やニュージーランドからの原皮が日本に輸入されて、日本でなめし、染色されています。しかし、ニホンジカの皮は価値が高いものと、全日本鹿協会でも評価されています。何とか地域資源として活用してもらいたいものです。そこで再度、総合政策部長に、鹿肉としてだけではなく、鹿皮の活用を図ってはどうかと思います。県の考えをお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 県内では、平成22年度に設立されたえびの市鹿協会が、県の補助事業等を活用しまして、捕獲した鹿の皮を使った革製品が開発をされておりますが、えびの市で捕獲された鹿頭数の約1割が利活用されているところであります。鹿皮の活用につきましては、獣肉の活用とともに、野生鳥獣を地域資源として活用していく有効な方策ではあります。安定的な材料の確保、コスト面、販路の確保などさまざまな課題もお聞きしているところでありますので、引き続き市町村や関係部局と連携しながら利活用の方策について検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先日、今お話がありました、えびの市鹿協会の下牟田会長さんの加工販売所に行ってまいりました。店内ではバッグ、小物など商品が飾られて、また革専用のミシンや革すき機、かしめ工具なども充実しており、まさに皮革工房でございました。えびの市の特産品と観光浮揚に取り組んでおられ、カレンダーには県内外からの視察予定が書き込まれてあり、かなり注目されていると感じたところであります。私もそこで名刺や小物入れなどを買わせていただきました。聞くところによると、知事も鹿革の財布、名刺入れをお使いになっているということだそうです。会長からは、「今後もこれらを活用し、後継者の育成や販路拡大、

そのためには上質で安定したなめし革の確保と商品開発を図っていききたい」とお話を伺って帰りました。

このように天然資源の鹿皮を特産としてさらに活用し、地場産業を興すことを提案いたしますが、先ほどの答弁でありましたように、捕獲された鹿の約1割の利用にとどまっております。できれば県内で捕獲された鹿を集約させ、また将来的には隣県と連携することで数量を確保し、なめし工場へのロット単価を安定させる。そして地元にてなめし加工された革でまた製品の開発を支援し、徐々に国内の革製品メーカーにその革を供給するなど、ビジネスラインに乗せることにより、狩猟者や食肉加工販売者とさらに相乗関係を深め、よって地元関係者の収入が確保されると考えます。それが中山間地域の活性化や振興につながり、ひいては鳥獣被害対策の決定打になると考えます。そこに至るまでの課題は本当に多いと思いますが、まずは県内、九州の連絡協議会を設置したり専門家によるシンポジウムを開催するなど、フィジビリティ調査、実行可能性調査の事業のリーダーに宮崎県がなっていきたいと要望いたします。

続きまして、シイタケ振興について伺います。中山間地域の活性化に関連して、森林の整備、持続的な林業経営は、森の資源を循環させ、山の養分を川下や海にまで運ぶことで水産業に大きく影響してまいります。中山間地域の活性化と林業の担い手の育成につながる、シイタケや特用林産物の生産振興を図ることも重要です。まずは、厳しい状況にある乾シイタケの振興対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 乾シイタケに

つきましては、消費量の減少や原発事故に伴う風評被害等による価格低迷が続いており、大変厳しい状況にあると認識しております。このため平成26年度は生産振興策としまして、人工ほだ場やシイタケ乾燥機の導入などの施設整備への支援に取り組むとともに、新たにシイタケ生産の実証に取り組む団体に対しまして、種こまや原木の購入を支援してまいりたいと考えております。また、消費拡大対策としまして、県内ホテルでの料理フェアや料理コンクールを開催するとともに、JA等が行う大消費地等でのPR活動や直販による新たな販売ルートの開拓、さらには新商品の開発等に対して支援を行ってまいりたいと考えております。今後とも、市町村、関係団体等と連携を図りながら乾シイタケの振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 毎回、「いっちゃんが宮崎 楠並木朝市」に、原木シイタケから栽培された商品、生シイタケ、乾シイタケ、また乾シイタケのピクルスなどの加工食品も販売しております。日南市北郷町の若社長は、週末は各地のイベントに出店され、平日は朝から山に入りクヌギを集めに回っているとのこと。そして、ほだ場の管理、重さが10キロ以上もある原木を切り出し、そして原木に種こまを打ち込んだほだ木を伏せ返す作業を繰り返して生産・出荷をしておられます。「はっきり言って重労働です」と言っておられました。それでも、味と歯応え、そして栄養価の高い原木シイタケにこだわって頑張っておられます。

先日2日にも、社長と話していく中で、「今回の県の振興施策に期待しています。特に消費拡大に向けての取り組みを推し進めてもらいたい」と強調されておりました。「家庭の食卓に

いかにのせるか。子供たちが家でシイタケを食べないと将来ますます厳しくなっていく。飲食店、給食関係者、料理講習会など、さらには将来を期待して小中学生へのPRなど、あらゆる手段を使っていたきたい」と、お互いに共通して会話をしたところがございます。

そこで提案ですが、小中学校などでこま打ちを体験し、ほだ場をつくり、そして食育など、シイタケ栽培を学習することで子供たちが将来、シイタケの魅力、シイタケのおいしさを大いに語れる人となると考えますが、本県の特産品の一つであるシイタケを栽培する体験活動を学校において広めてはどうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) シイタケなど宮崎特産の農作物を栽培する体験活動は、子供たちに豊かな感性やふるさとを愛する心を育む上でも大きな効果があり、多くの小中学校で取り組まれております。例えば中山間地域におきましては、地域の方々の協力を得ながらシイタケ栽培に取り組んでいる学校も多く、きょうの地元新聞でも紹介がされておりましたが、五ヶ瀬町では、こま打ち体験などの栽培活動だけではなく、それを収穫して加工したシイタケをレシピをつけて修学旅行中に販売する、そのような活動を行っております。県教育委員会では、「教育ネットひむか」の中にシイタケの栽培方法などを掲載したホームページを設けているところであります。今後とも各学校においてシイタケなど本県の豊かな資源を活用した体験活動の充実が図られるよう努めてまいります。

○重松幸次郎議員 特に町の中の小学校でシイタケの栽培観察を行ってはどうかと思いましたが、まだ指導者や設置場所等の問題があるようです。自然環境、地球温暖化対策の学習につな

がると考えますので、生産者とタイアップを図り、少しでもその取り組みができることを要望しておきます。

次に、水産業の振興についてであります。シロチョウザメの養殖から待望の県産キャビアまで、いよいよ本格的な出荷体制になるようです。私たち県議団は昨年末に県水産試験場小林分場を訪問視察させていただきましたが、シロチョウザメ、シベリアチョウザメなどの親魚をコンクリート水槽で養成し、管理や生産技術開発の取り組み状況などを伺ってまいりました。日本一の産地づくりに向けさらに一歩先の研究がされておりまして。同じく内水面では、ことしはシラスウナギが一転して豊漁の気配といううれしいニュースが入ってきております。確かな要因はわからないようですが、今後も乱獲防止をして、関係各位の御努力でさらに復調に転じていただきたいと思います。一方、宮崎県水産白書をいただいて見ましたが、海面による漁獲量、生産額も、ピーク時に比べてこちらはまだ低調のようです。そこで、本県の水産業の現況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県の水産業は、カツオ・マグロ漁業やまき網漁業などを中心に全国でも有数の生産量を誇っておりまして、地域の重要な産業であるとともに国民への水産物の安定供給を支えております。しかしながら、近年、漁獲量の減少や魚価の低迷等に加え、燃油価格の高騰により著しく経費が増大しまして、厳しい経営状況となっております。このような状況を背景として、漁業就業者の高齢化や減少が進む一方で新規就業者の参入が低迷しており、水産業の健全な発展が懸念される状況となっておりますので、県におきましては、

魅力ある水産業に再生させるため、収益性向上を重視した施策を推進しているところであります。

○重松幸次郎議員 ここでも新規就業者の減少、つまり将来性のある漁業を図らなくてはなりません。

それでは、「競争力と成長性のある産業づくり」の重点施策である「宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業」の取り組みはどのようなものか、もう一度農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） これまで県におきましては、水産物の魚価向上と消費拡大を図るため、県産水産物のブランド化や初かつおフェア等によるPRを推進してまいりましたが、漁業経営が一層厳しさを増す中で、より具体的な販売戦略とそれを実行できる体制により、漁業者の所得向上につなげていくことが求められております。このため、来年度予算としてお願いしております、御質問の宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業では、漁協及び関係団体による全県的な販売体制づくりを進めずとともに、商工業者とも連携したマーケットインによる商品づくりの推進などに取り組むこととしております。このような取り組みによりまして、漁業経営の安定はもとより、フードビジネスとしての水産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 つまり、消費者ニーズをつかみ、求められる魚の出荷体制を集約して、さらには加工業とも連携推進し、販売戦略を強化するというところで理解いたします。この場合の消費者とは県外マーケットであろうかと思えます。昨年11月にさかのぼりますが、楠並木朝市会場と県庁前広場において、宮崎県と県漁連

「いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会」が共催で、みやざきブランドの魚が大集合して鮮魚、加工品を販売、また、五ヶ瀬やまめのつかみどり、カツオのさばき方実演と振る舞いなどのイベントも多彩に催され、普及拡大のPRを大々的に行っておられました。あわせて、ゆるキャラダンスイベントも同時開催され、みやざき犬などの県内キャラを初め、県外からも、NHK朝ドラ「あまちゃん」のイメージキャラであったアマリンなど25のキャラクターが集まり、県庁周辺は買い物客、観光客や親子連れで大盛況でありました。このような農林業、水産業の情報発信や消費拡大のイベントをどんどん支援していただきたいと思います。

話がそれましたが、いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会が選び抜いた宮崎の魚、7つの鮮魚と2つの加工品、合わせて9つのブランド認証品を皆様は言えますでしょうか。私もカンパチと金ふぐ以外はまだ食べてもいないのが現実です。品質、価格やおいしさの魅力、またその秘密も語れるようにしたいものだと考えております。大量消費型の価格競争ではなく、価値があり、厳選されて、さすがと認められたものが求められる時代になったと言われております。厳しい水産業の再生、そのためには資源の管理や漁業経営の改善が急務です。「儲かる漁業」の実現に向けてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 豊かな日向灘の恵みなどを受けて、本県、全国有数の水産県なわけがあります。水産業は大きな付加価値を生む可能性を秘めておりますし、現在取り組んでおりますフードビジネスの展開を図る上でも重要な分野だと考えておりますが、現在、燃油価格の高騰など非常に厳しい経営状況にありますことか

ら、その立て直しというものが喫緊の課題となっております。このため県におきましては、第五次水産業・漁村振興長期計画に基づきまして、1つには、魚種ごとの資源回復措置の実施によります漁獲量増加の実現、2つ目には、漁船の小型化による省エネ操業など、燃油価格の高騰下にありますとも高い収益性が確保できる生産体制の構築、3つ目には、6次産業化や商工業者との連携促進などによります漁獲物の付加価値向上、これらを3つの柱として積極的に取り組んでいるところでありまして、来年度におきましてもこれらの取り組みを一層強化するための予算としたところであります。

6次産業化などでいきますと、最近でも、御指摘がありましたチョウザメやキャビアという例もございますし、サクラマスだとかへべすぶりだとか、そういうような新たな取り組みもございますし、養殖ブリなどの海外への輸出、そんないろんな動きもあるわけでございます。今後とも市町村や関係団体と連携をし、水産業の持つこうしたポテンシャルを生かしながら、「儲かる漁業」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 本当に手を尽くして取り組んでいただきたいと思います。他県では、漁師を確保するため、新規就業者に中古漁船を無料貸与したり、家賃を半額補助する取り組みとかも出ておりました。あらゆる方策を講じて水産業の人材確保、成長戦略をよろしく願います。

次は、ふぐ取扱条例についてであります。昨年4月に一部改正されたふぐ取扱条例の福祉保健部の資料では、シロサバフグ——宮崎ではキンフグ——に似たドクサバフグが日向灘で採取されるようになり、平成20年には宮崎港で釣つ

たドクサバフグによる食中毒が発生。また、食品衛生法に違反するトラフグの肝臓、肝の販売が行われたり、シロサバフグの肝臓を含む料理がテレビで放映されるなど、不適切な取り扱いによる健康被害を防ぐため、条例が一部変更になった。これにより宮崎県産フグの安心・安全を裏づける仕組みが示されたということでありました。平成24年度に改正された宮崎県ふぐ取扱条例の内容と施行後の認証状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 条例改正につきましては、フグによる健康被害を未然に防ぐために改正いたしました。改正の内容としましては、一つには、安全・安心なフグを提供する施設を知事が認証するという制度の創設でございます。この中の要件として、一つには、専任のふぐ処理師の設置というものがございます。こういう認証制度の創設を初め、施設への認証書の掲示、及び有毒な部位を保管・処分するための施設できる容器の設置を義務づけたものでございます。県では、この制度の普及・定着を図るため、各地区での業者に対する説明会の実施や県ホームページでの啓発を実施し、平成26年1月末までに県内で147施設がフグ処理施設として認証を受けております。

○重松幸次郎議員 ふぐ処理師は、調理現場で2年以上修行、従事し、難しいと言われる学科、実技の検定試験を合格された方であります。専門的な知識と卓越したわざを持つ地域の「人財」であります。こういう方々が県内に多くいれば料理業界の安心・安全が広がります。

さて、フグを提供している施設には2通りあると聞いております。一つは、認証施設で、ふぐ処理師の設置義務があり、生きた丸のままのフグを仕入れ、処理、除毒して販売することが

できる施設。宮崎県内の施設は、今お話があったとおり147施設、それ以外の施設も含めて200名ほどの従事者登録があるようです。店内に認証書の掲示のほかに、食品衛生協会から店頭表示用のシールが今回できたそうです。2つ目は、それ以外の施設で、ふぐ処理師の設置義務はなく、ふぐ処理師のいる施設で処理、除毒したフグ、みがきふぐのみを仕入れて販売する施設であり、みずからフグの処理、除毒はできないこととなっているようです。

フグの取り扱いは命にかかわる問題で、今回の条例改正でフグを処理する店の認証制度はいいことだと思います。しかし、今よりももう一歩進めて検討が必要と思われることが2点あります。1点は、認証施設であるが、フグ処理の有資格者が退職や移転した場合は即時報告義務があること。有資格者不在の空白をつくらぬということです。2点目は、認証書を掲示していない店があるが、みがきふぐ、除毒されたフグだけを取り扱っているマーク等を表示することで、消費者は安心して食べられるという徹底が必要かと思われます。検討をお願いいたします。

さらに、冒頭申し上げたように、他県ではフグの肝臓、肝を食べさせるところがあると聞いておりますが、フグはどこに毒を持っているのか、またどのように取り扱うのか、具体的に福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） フグの毒につきましては、有毒部位がフグの種類ごとに異なるため、国において、処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められる種類及び部位を示しております。この中で、例えばトラフグやシロサバフグでは、筋肉、皮、精巣を食べることができる部位となっております。しかし、

肝臓につきましては全ての種類において食べることができる部位とはなっておりません。要するに、どういう種類のフグであれ肝臓は食べることはできないということでございます。このため、肝臓など食べられない部位につきましては、ふぐ処理師が除去した後、施錠できる容器により厳重に保管・処分を行うよう条例で定めているところです。近年、フグによる食中毒のほとんどは家庭での調理によるものでありますが、今後とも条例の趣旨にのっとり、処理施設や飲食店、家庭においてフグによる健康被害が発生しないよう啓発に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 フグの毒はテトロドトキシンと呼ばれ、フグの種類によって、今お話がありましたように皮や筋肉にも含まれていて、通常の加熱、煮たり焼いたりでは壊れないということであります。フグ中毒に効くワクチンや血清、また解毒剤もないということであります。これは下関市のホームページなどに書いてありました。家庭での調理、つまり素人調理による中毒事故が大半だと述べられておりましたが、釣ったフグを自分で調理したり、人にあげたりしてはいけないという内容のものを釣り具店等に周知することもお願いいたします。

最後に、東九州自動車道の開通を機に観光誘客に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。特に教育旅行についてであります。教育旅行誘致の現状と誘致促進に向けた今後の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 教育旅行につきましてはこれまで、九州新幹線の開業によりアクセスが向上した関西・中国地方や、教育委員会と連携した隣県への誘致活動を中心に取り組んできたところであります。また、今年

度は宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に教育旅行専門の職員を配置し、県外の旅行会社、学校関係者へのセールスや招聘事業等に重点的に取り組んでいるところであり、平成22年度に約1,000人にまで落ち込んだ延べ宿泊者数は、今年度4,000人程度に回復する見込みであります。県といたしましては、来年度、東九州自動車道の開通を見据えた北部九州や四国への誘致活動を初め、有識者によるセミナー等を通じたホテル・旅館等のおもてなしの向上などにも取り組むこととしており、引き続き、本県への教育旅行誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 教育旅行関係者向けのガイドブックも見せていただきましたが、食に学ぶ、またスポーツ体験、農家民泊などのメニューやおすすめモデルコースなど、宮崎ならではの学習プランが満載でありました。マリニアクティビティとかサーフィンの体験とかはすごく人気があるというふうに言われておりました。これからもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

平成19年と21年の本議会でも取り上げられておりますが、宮崎空港近くにある掩体ごうが8基残っております。掩体ごうとは戦闘機などを敵の空襲から守る格納庫であります。そのほかにも弾薬庫跡も2基あるそうです。そこで、以前、教育旅行に関する議会答弁として、「宮崎空港周辺にある掩体ごうの活用について、宮崎市の意見を聞くなどしてみたい」としておりましたが、その後の状況はどうなっているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 宮崎空港周辺の掩体ごうにつきましては、その多くが民有地に残存しておりまして、また、老朽化によ

る安全性の問題もあるなど、現時点では教育旅行の素材として活用できる状態にはないと伺っております。教育旅行を誘致する上で平和学習は重要な要素ではありますが、現在、宮崎市を初め市町村におきましては、マリンスポーツ体験など地域の特性を生かした体験型の素材開発に重点を置いて取り組んでいるところであります。また県では、命のとうとさや食の大切さについて学べる口蹄疫メモリアルセンターや宮崎大学での太陽光学習など、本県ならではの素材のPRにも取り組んでおり、今後とも市町村や関係団体等とともに、新たな素材の掘り起こし、PRに努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 掩体ごうは、今のところ活用は難しいということですが、これもホームページで大分県とか高知県の例を見せていただいたんですけれども、しっかり碑をつくったりして活用されている県もありました。また、毎年4月の第1日曜日に宮崎空港の西側にある特攻基地慰霊祭が行われて、私たちも毎年行かせていただいております。これは、太平洋戦争時に宮崎海軍航空隊基地として——碑に書いてありましたが、「宮崎基地より出撃した銀河特攻機47機、搭乗員140名ならびに陸海攻撃、雷撃作戦に出撃した搭乗員605名が散華しました。」、このように慰霊碑奉賛会の案内板に説明が書いてありました。掩体ごうとあわせて特攻基地の資料を紹介することで、平和学習の場として活用できないかと思い質問させていただきました。もちろん航空大学校もあり空にまつわるものもたくさんあり、川南の落下傘部隊とか、そういうことも史実としてあります。トータルしてそういうものを今後も一つの資料として活用できたらなというふうに思いました。

以上で質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎副議長 次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) 本日最後になりました。もうしばらくおつき合ください。基本的な方針について聞いてまいりたいと思います。予算全般についてはアトランダムになりますが、お尋ねいたしたいと思います。

まず、試験研究開発費について。平成26年度の予算書に一通り目を通してみました。一言で言うならば、めり張りのよくきいた主張のよくわかる予算配分構成になっているなどは感じました。代表質問や昨日来の一般質問とできるだけダブらないように質問してまいりたいと思いますが、まず、未来への投資・試験研究の取り組みについてであります。

農政の大改革が行われようとしている中、「農業を成長産業に」の合い言葉のもと、農業にイノベーションを起こすべきは、今や必然の状況となりました。また、東九州自動車道の開通をにらみ、北九州への展開も考えておられるようではありますが、工業地帯、その先進地北九州の多様なニーズが、これまで以上の高い技術力や品質を要求してくることも、これまた間違いのないことだと思われまます。産業全ての分野において試験研究体制の整備強化が重要になると思われまます。まずは試験研究開発に対する知事の御認識をお聞かせください。

後は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

人口減少や少子高齢化の急速な進行、地球環境問題など、社会経済情勢が大きく変化する中で、生産性の向上によります経済の活性化や医療の充実、健康の維持など、将来を見据えた科

学技術への投資は極めて重要であると認識をしております。本県におきましても、30年の歳月を経て販売に至ったキャビアを初め、SPGを活用した次世代はんだ粒子の製造技術や残留農薬の高度分析技術の開発など、これまでの長年にわたる研究の成果が花開き、本県の発展に大きく貢献することが期待されているところであります。農産物の新種の開発、木材の利用技術、まだいろいろ、技術開発さまざまな分野でなされているところであります。県では、平成23年3月に改定をしました宮崎県産業科学技術振興指針に基づきまして、「農業・食品」「医療、健康・福祉」「環境・新エネルギー」の重点3分野を中心としまして、大学、企業等との産学官連携を推進しているところであります。今後とも長期的視点に立ち、成長産業の育成や県民生活の向上に寄与する技術など、本県の将来を支える研究開発の推進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 それでは、試験研究部門を持っておられる環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長に一括してお尋ねいたしますが、平成26年度の試験研究の取り組みの考え方や基本方針、あるいは試験研究重点項目などについてお聞かせください。

なお、予算の状況、対前年度比はどうなっているか、そののところもあわせてお願いをいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 環境森林部におきましては、資源循環型林業の推進や県産材の需要拡大を図るため、低コスト林業技術の開発や、杉の加工技術の高度化と新たな用途開発などの試験研究に取り組んでおります。来年度の主な取り組みとしては、まず林業技術センタ

ーでは、本県が独自に開発したMスターコンテナ苗を用いて植林の効率性を大きく向上させ、再生林の低コスト化につながる研究など9つの研究テーマを予定しております。また、木材利用技術センターでは、公共建築物の木造化等に対する技術支援のほか、新たな杉集成材の開発など12の研究テーマを予定しております。

なお、両センター合計の予算は、国の経済対策による「地域の元気臨時交付金」を活用した設備機器の更新などに伴いまして、本年度比13.9%増の約4億9,000万円となっております。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 所管の工業技術センター及び食品開発センターにおきましては、県内製造業の技術の高度化や高付加価値化を図るために、企業ニーズや産業界の技術動向等を踏まえた試験研究を進めていくこととしております。来年度の主な取り組みといたしましては、新商品開発等の拠点となるフード・オープンラボを整備しまして、新たなヒット商品などにより宮崎の食を全国に向けて発信できるよう、食品製造業等への支援を強化してまいります。また、3Dプリンター等を活用したものづくりに関する研究や、湿度コントロール技術による食品の鮮度維持に関する研究など、22の研究テーマを予定しているところであります。

なお、両センター合計の予算としましては、地域の元気臨時交付金を活用した設備機器の導入などに伴いまして、本年度比6.5%増の約6億7,000万円となっております。今後とも両センターの機能が十分に発揮されますよう、関係機関とも連携しながら円滑な業務の推進に努めてまいります。

○農政水産部長（緒方文彦君） 平成26年度農

政水産部予算では、「産地力の維持・拡大」と「フードビジネスの推進」を重点項目といたしまして、試験研究分野におきましても、生産現場での喫緊の技術課題やイノベーションにつながる研究等に重点的に取り組むこととしております。具体的な取り組みといたしましては、世界一の残留農薬分析力を持つ新分析装置や、次世代施設園芸を可能とするハウス環境制御システムの開発、畜産新生プランの実現を図る肉用牛の繁殖技術の改善、近海カツオ一本釣り漁業日本一を支える気象衛星を活用した漁場探索システムの開発など、所管の農業、畜産、水産の3試験場合わせまして135の課題を予定しております。

3試験場の予算につきましては、地域の元気臨時交付金を活用した備品の更新等も含めまして、本年度比で17%増の約30億3,000万円となっております。

○蓬原正三議員 各部ともそれぞれかなり予算が増額になっているようでありまして、これももし減になっておれば、このことに限って知事とずっとやるつもりでしたけど、大方針を聞くという基本に立ち返って、以上で聞きませんが。

一つの例です。これは植物工場を——ロボットをつくっている自動制御を専門とする会社なんですけど、種まきから収穫までを自動化するシステムの開発を今進めていると。16年度には販売を開始するんだというような情報もありましてですね。実は私が若いときおった会社なんですけど、必ずそことということではないんですけど、民間も、そういう設備投資の会社が農業にかなり力を向けているような開発をやってきているようですから、これからは産学官の産の部分とできるだけ——官がやる場所、学がやる

場所、民がやる場所をしっかり役割分担して、きょうはそこまでは入りませんが、頑張ってください。いろんな研究項目をお持ちのようですから、後は細かいところは委員会等で議論してまいりたいと思います。

次に移ります。女性・高齢者の活用についてであります。少子化による社会の活力の減少が懸念されております。政府は女性と高齢者の活用を政策の柱の一つに掲げました。知事もまた、みやざき新生の「人財づくり」の中で女性と高齢者の活躍の場づくりを提唱されております。不肖私も、これまで同様の考えで質問したことがございました。

さて、平成26年度の知事提案理由説明にも、「女性・高齢者の活躍などを支援する」との記述があり、予算書の事業説明には、ことし特に「女性・高齢者」の文字が多く使っております。重点施策に掲げられた「女性・高齢者の活躍」ということについて、平成26年度の予算書に込められた知事の思い、お考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） あらゆる人が年齢や性別にかかわらず挑戦する意欲を持ち続け、個性や可能性を發揮しながら社会で活躍できる場を与えられること、これこそが人としての成長、そして地域社会の活力を支える源である、私は常々そのように考えておるところであります。少子化や生産年齢人口の減少が進む中で、とりわけ女性や高齢者の皆様には、あすの産業や地域社会の重要な担い手として、これまで培ってこられた知識、感性、経験などを存分に發揮いただくことが期待されている、そのように確信しております。極めて重要な潜在労働力というようなことであろうかと思っております。このような観点から、来年度の重点施策の一つである「将

来の発展と地域を支える人財づくり」におきまして、「女性の一層の活躍と高齢者の生涯現役に向けた支援」を掲げたところであります。みやざき人財づくり基金も活用しながら、女性や高齢者が生き生きと活躍する社会の実現に向けてさまざまな施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 「潜在労働力」、いい表現だったと思います。女性と高齢者の活躍、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これまでの質問と多少ダブリますが、各部長にお尋ねしたいと思ひます。一括してお尋ねいたします。「女性・高齢者の活躍」に関する平成26年度の主な取り組みについて、関係部長の御見解をお聞かせください。総合政策部長、福祉保健部長、商工観光労働部長お願ひいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 平成26年度、総合政策部では、第2次みやざき男女共同参画プランに基づき、女性の活躍促進に向けた取り組みとしまして、新たに企業経営者等を対象とした講演会やセミナーの開催など、企業向けの啓発にも取り組むことといたしてあります。また、再就職や創業、キャリアアップなど女性のチャレンジを応援するため、相談・情報提供窓口の設置や支援講座の開催、ロールモデルとしてさまざまな分野で活躍する女性の表彰を引き続き実施しますとともに、県の関係機関や労働局、商工団体等で構成する女性の活躍サポート連絡協議会を活用いたしまして、国や県のさまざまな支援等や情報について、ホームページ等で効果的な発信に取り組むこととしてあります。さらに、地域における女性の参画を促進するため、その推進役となる地域リーダーのレベルアップや新たな人材の掘り起こしにも引き続き

き取り組むことといたしてあります。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 福祉保健部におきましては、団塊の世代を初めとする多様な能力、意欲を持つ高齢者の方々と、世代間交流や学習支援などさまざまな活動を行っているNPO等をマッチングすることを狙いとしたシニア・団塊世代応援フェアを開催するのを初め、宮崎ねんりんピックの実施等を通じまして社会参加や健康・生きがいがづくりの機会を提供することとしてあります。また、社会奉仕や子供の見守り活動などにより地域に貢献されている老人クラブへの支援等にも取り組むこととしてあります。これらの取り組みとともに、リーフレットの作成などによりまして、多くの高齢者の方々が、社会から支えられる側ではなく、みづから社会を支える側に回って活躍していただけるような機運の醸成を図りまして、社会参加の一層の促進に努めてまいりたいと考えてあります。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 商工観光労働部におきましては、女性や社会経験を積んだシニアの活躍を促進し本県経済の活性化を図るため、まず、県の中小企業融資制度におきまして、起業意欲のある女性や55歳以上の方を対象に、保証料率を優遇した特別枠を設けたいと考えてあり、多様な分野、業種で女性やシニアの活躍の場が広がることを期待してあります。また、新たな創業を支援するビジネスプランコンテストにおきまして女性やシニアの分野を新たに設け、すぐれた提案については専門家による磨き上げやマーケット開拓のサポートまでさまざまなメニューを準備して一貫して支援してまいりたいと考えてあります。このような取り組みによりまして女性や高齢者の個性や経験、能力を生かした新規創業や新分野への進出を支

援し、県内産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。

次に移ります。自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営事業についてお尋ねします。東九州自動車道の開通により受注拡大の可能性が広がってまいります。本県の企業には期待が大きく膨らむところであります。本県自動車関連産業の現状、北部九州フロンティアオフィスを設置する狙い等について、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 本県の自動車産業につきましては、平成23年の製造品等出荷額が413億円と、リーマンショック前と比較しまして3割以上減少するなど厳しい状況にあります。一方、北部九州にはトヨタ自動車、日産自動車、ダイハツ工業が立地しまして、平成24年度には生産台数が過去最高の142万台となり、国内シェアも17.3%にまで上昇しております。このような中、東九州自動車道北九州一宮崎間が開通する予定であり、これまで距離の問題等によりまして取引がほとんど成立しなかった本県企業にとって大きなビジネスチャンスになるものと期待をしております。このため、県内企業の営業拠点を自動車産業の集積が進む北部九州に設置し、販路開拓を図っていくものがあります。

○蓬原正三議員 その中に取引アドバイザーの方を置くということのようですが、これは自動車メーカーの職員さんと聞いております。初めての試みではないかというふうに思っております。効果が期待される場所ではあります、ものづくりの最先端でありますし、あのシビアな自動車メーカー相手の話であります。果たして実現するのかなと、期待しながらもまた一抹

の不安も感じるわけでありますが、実現の可能性と実現後の展望について、商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 自動車メーカーにおきましては、コスト削減の観点等から地場調達率の向上に努めているところであります。調達に影響のある取引推進アドバイザーの設置につきましては、現在、メーカーの感触を探っているところであります。本格的な交渉はこれからであります。実現に向けて努力してまいりたいと考えております。北部九州に拠点を持つことは、取引情報の収集・分析、緊急時の対応などの効果に加えまして、アドバイザーが取引先の紹介や同行などの営業指導等を行うことによりまして販路開拓がスムーズになるものと考えております。この事業の推進により、リーマンショックからいまだ回復していない本県自動車産業の再生を図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ぜひ実現していただいて一步一步積み上げていっていただきたいものだと思います。ノーチャレンジ、ノーサクセスと言いますから、失敗を恐れずにやっていただきたいと思っています。私どももまた応援したいと思っておりますし、これが成功すれば、ほかの産業、北九州には車以外のものづくりのいろいろな会社がありますから、そういうところの発展にもつながるものだというふうに思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

次に、消防団について3点お尋ねいたします。消防団については、我が会派の松村政審会長から質問がありましたが、少し違う観点からお尋ねしたいと思っております。

近年、全国的に消防団員が減少していると聞いておりますが、東日本大震災を初め、地震や

局地的な豪雨による災害が頻発するなど、地域防災力の重要性が増してきておることは御案内のとおりであります。消防団は地域防災力のかなめであり、私も実は、かつて地元消防団に5年間ほど入っておりましたが、団員数が今減少している状況を見るにつけじくじたる思いがしておりました。こうした状況を受け、国会においては議員発議により、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保や消防団の装備の充実などに取り組むことが定められたところであります。以下3点ほど、危機管理統括監にお伺いいたします。

まず、本県消防団員数がどのぐらい減少しているのか、加入状況についてお聞かせください。また、県職員で地元の消防団に加入している人は何人いるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 消防団員数は、平成25年4月1日現在1万5,079人でありまして、5年前に比べますと142人の減少となっているところでございます。人口1,000人当たりの消防団員数は13.4人となっております。全国平均の6.8人を大きく上回る数値とはなっているところでございます。

また、消防団に加入している県職員の数は、平成26年1月1日現在で24人となっているところでございます。

○蓬原正三議員 意外と県庁の中にも地元の消防団に入っている人がいるということにびっくりして、ああよかったなというふうに思っているところでした。減ってはいるが、全国に比べるとかなり多いようですね。定数に足りないところもあるようですから、ぜひ市町村とよく連携の上頑張ってくださいと思います。

次に、佐賀県では新年度、県庁内に消防団をつくることを決めたそうであります。都道府県庁内の消防団発足は全国で初めて、団員は25人。平日の昼間に県庁周辺で火事が起きた際に出動するのだそうであります。消防団員が減少する中、消防団への理解を広げ団員確保につなげるにはみずから行動することが必要だと判断したのが始まりだと聞いております。評価に値することです。

さて、本県は南海トラフ大地震への備えが焦眉の急となっているときでもあります。県民の危機管理意識醸成のためにも、ここは一番、県庁みずから消防団を結成して率先垂範、その心意気を県民の皆様に御披瀝されてはいかかと思っておりますが、危機管理統括監の御見解をお聞かせください。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 今、議員から御紹介いただきました佐賀県の取り組みに関しましては、消防団員確保に率先して取り組むという観点から先進的な取り組みだと受けとめているところです。本県では、町村部の役場職員を中心に、平成25年4月1日現在で1,479人ももの県及び市町村職員が消防団に加入しているという現状もでございます。また先般、総務大臣から各都道府県知事宛てに書簡が送られたところでございますが、その中で職員の消防団加入への取り組みが求められ、特に出先機関等の職員の消防団への加入が、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいとされていたところでございます。県庁本庁の職員で消防団を結成するということになると、南海トラフの巨大地震等々の大規模災害のときはBCPの要員としての重要性もありまして、たちまちは難しい面があるのではないかと考えているところでございますが、今の地域の密着性の観点というこ

とから、県といたしましても出先機関等の若手職員が勤務地の消防団に加入するよう、かつて働きかけを行ったことがあるんですけども、改めて働きかけてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 確かに県庁内の設置はいろんな難しさがあるのかなとは思いますが、できるだけ出先で参加していただくようお願いをしたいと思っております。

最後に、東日本大震災で多くの消防団員が犠牲になられたことなどを踏まえ、消防団員の活動服や装備が充実されると聞いております。この前も質問にございましたが、もう少し詳しくその取り組みについてお聞かせください。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 先般、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したのを受け、国では、消防団員の活動服について、機能性及びデザイン性の向上と消防団員の士気高揚を図るため、ポケットをふやしたり明るい色調にするなど、基準を改正したところでございます。また、消防団員の安全確保の観点から、その装備を充実するため基準を改正し、防じんマスクや救命胴衣などを全消防団員に配備するよう求めるとともに、市町村への財政措置として地方交付税を大幅に増額することとしております。県といたしましては、市町村において基準に定められた内容を踏まえた活動服及び装備の充実が図られるよう積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 できたら県内一緒に、やはり規律の世界ですから同じ服装がばっとそろったほうがいいと思いますので、市町村との連携をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、農業問題に移ります。

次世代施設園芸についてであります。去る2月初旬、オランダの次世代施設園芸を視察してまいりました。調査団は16名、構成メンバーは、中央会、県経済連、JA関係、生産者及び生産団体、行政所管課、そして我々自民党食糧問題調査会5名であります。林農林水産大臣、甘利経済再生担当大臣も視察訪問されたところでありまして、本県を含め全国数カ所から次世代ハウスの設置要望があるということが視察の動機であります。目的は、最先端技術によるトマトの高収益体制、施設園芸の団地化、産学官連携強化及び農業振興体制等、一般的にオランダ式と呼ばれる農業を本県農業の参考にするためであります。主な調査先は世界的に有名なフードバレー。フードバレーとは、オランダの食品関連企業と研究機関が集積した地域の総称で、そこには政府と地方自治体、企業が連携して設立したコーディネーター的な機能を持つフードバレー財団や、ワーヘニンゲン大学と複数の農業関係研究機関が統合して設立された国内唯一の農業関係研究機関であるワーヘニンゲン大学リサーチセンター、そしてグリーンポートと呼ばれる施設園芸産業集積地やトマトの情報交換、技術や品種の展示、研修交流等を目的に設立されたトマトワールドなどがあります。ちなみに、オランダは九州とほぼ同じ面積で、農林水産物の輸出額は2000年対比7割の伸び、米国に次ぐ世界第2位であります。全体では経営体数が日本と同じように減少しているものの、大規模経営体数は増加しているとのことであり、以下、2点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

知事は平成25年度補正予算の中で、「JAが行う先端技術や地域エネルギーを活用した施設園芸の整備に対する助成を行う」と説明されま

したが、対象施設の概要と今後の展開についてお聞かせください。農政水産部長お願いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県では、JA宮崎中央ほか農業団体、民間企業、国富町、県などで構成するコンソーシアムが事業主体となって、国富町にピーマン、キュウリを栽培する約4ヘクタールの大規模ハウス団地や育苗施設などを平成26年度中に整備するとともに、木質バイオマス暖房機やICTを活用した環境制御装置を導入し、生産性向上に向けた技術の実証を行うこととしております。なお、本事業で整備されるハウスにつきましては担い手農家等にリースすることになっておりまして、営農指導を初め重点的な技術支援を行うこととなっております。県といたしましても、この取り組みを県内他産地にモデルとして波及させ、施設園芸の構造改革に生かしてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 このコンソーシアムに企業が入ってやると。またそこもおもしろいところではないかというふうに思っています。

さて、実証し、県内他産地にモデルとして波及させ、施設園芸への構造改革に生かすとの御回答をいただきましたが、要はその先、今回の事業取り組みを本県施設園芸の発展に、事実上どのようなにつなげていくのかということが肝要であります。どのように波及させていかれるのか、農政水産部長の御見解を再度お聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 今回の取り組みは、高度な環境制御装置を用いて高収益生産を可能にする宮崎型の栽培管理システムを構築するとともに、大規模経営を行う担い手をモデル的に育成するものであります。このため、ハ

ウスの団地化や集約化、さらには機能向上を進めようとしている県内の産地に対しまして、本事業の成果を広く周知し産地の意識改革を図ることにより、将来にわたって施設園芸農家が安心して経営を継続・発展させ、ひいては本県施設園芸の構造転換・強化につなげてまいりたいと考えております。

また、本事業のモデルとなったオランダ——私も視察をしてしっかりと見てまいりましたけれども——の先端技術への取り組みや農業に対する考え方等につきまして、関係機関・団体と情報を共有することによりまして、本県施設園芸の持続的な発展に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 答弁の中で、「構造改革」「構造転換・強化」「意識改革」「考え方」の言葉が語られました。農業は経済であるという徹底した競争経済主義のオランダと同じには、日本の場合はまいりませんが、少なからず本県農業も構造改革とともに意識改革、考え方の変更が、TPPの参加いかんにかかわらず、将来への備えとして必要なときに来ていることは間違いないと考えます。モデルがモデルのままでは終わらないように、徹底した技術支援と検証をしていただくと同時に、この際、オランダの先端技術も抜かりなく導入・習得していただいて、悪い言葉で言えば盗んでいただいて、次世代施設園芸が本県農業発展の一翼を担える日が早く到来しますことを御期待申し上げて、次に移ります。

再生可能エネルギー、里山資本主義と呼んでおりますが、「里山資本主義」という本がございます。先日、河野議員の発言にもございましたし、知事からもこの本の名前が出ました。横田議員からもあったように思っております。

「デフレの正体」を執筆した藻谷浩介氏とNHKの広島取材班によるもので、多くの方々に読まれているようであります。私流に要約しますと、地域の資源をエネルギーとして活用して、外部に支払っていたエネルギー購入費を地域内で循環させれば、地域はもっと潤うのではないかという考え方のようであります。これは決してマネー資本主義を否定するものではなく、その経済システムの横にこっそりと存在するサブシステムのようなものとも説明されており、一例としてオーストリアのギュッシング市を紹介。木質バイオマスの熱利用で脱化石燃料を達成、太陽光発電なども進め、年に600万ユーロもの金額を地域外に流出させていたギュッシング市では、2005年の時点でお金の流れは完全に逆転し、地域全体で1,800万ユーロもの売り上げを得られるようになったとあり、今は安価な安定した熱や電気を求めて企業が立地、「最も貧しい町が豊かになった」と書いてあります。この経済の形はギュッシングモデルと呼ばれ、ヨーロッパ各地で導入が進んでおり、視察団も多く訪れているとのことであります。ちなみにオーストリアはユーロ経済危機の影響は回避している国であり、そこに訪れていたユーロ危機真っ最中のイタリア視察団はここで一体何を学ぼうとしているのか、との意味深な問いかけの行もございました。

さて、我が宮崎は木材資源に恵まれ、日照時間も長く、水力発電の先進地であることなど、再生エネルギー資源には大変恵まれております。しかも県民所得が低く、県際収支5,800億円の赤字県宮崎であります。先般の厚生労働省の賃金基本統計調査2013によりますと、本県はいよいよ最低だったという報道もあります。その宮崎にとっては、県外への支出を減らし、域内

循環マネーをふやしていくことは、県政の大きな課題であると考えます。知事が今回打ち出された物品購入や調達等の地産地消も基本は同じと考えます。島の経済に例えればよくわかります。この里山資本主義の思想には何か学ぶべきものがあるのではないかと、本県浮揚のヒントがそこに潜んでいるのではないかと、そんな気がしてなりません。再生エネルギーを推進することが県民所得の向上につながるのと考え方に立って、今年度のそれぞれ各部の取り組みについてお伺いするものであります。

まず、総合政策部長にお願いします。本県の電力部門の県際収支はどうなっているのか、お聞かせください。

○総合政策部長（土持正弘君） 県が把握しております平成24年の本県の発生電力量は約49億キロワットアワーでありました。一方、県内の消費電力量は約94億キロワットアワーでありまして、差し引き約45億キロワットアワーの受電超過となっております。これを標準的な電気料金の単価を用いて試算してみますと、電力部門の県際収支は約600億円程度の赤字になるものと考えられます。

○蓬原正三議員 まず、この統計数字を出す上で――聞いてしまえば「ああ、600億円か」という話なんです、職員の皆さん方は相当なデータを集めてこの数字を引き出されたようでありまして、御苦勞に対して感謝を申し上げながら、600億円の電気料を外に払っているんだなということを認識して、次に移ります。

環境森林部長にお尋ねいたします。太陽光発電及び木質バイオマス発電の現状と平成26年度の取り組み内容についてお聞かせください。

○環境森林部長（堀野 誠君） 初めに、太陽光発電ですが、住宅用につきましても、世帯普

及率が平成17年度以降全国第2位を維持するなど順調に設置が進んでおります。またメガソーラーにつきましても、県が把握している範囲ですが、一昨年7月の固定価格買い取り制度開始前は3件でしたが、昨年12月末現在では23件となるなど、急速に設置が進んでおります。来年度は、特に普及の進んでいない保育園や病院などの民間の公共的施設等への設置支援をモデル的に行うとともに、新エネルギーの一層の導入促進を図るため、県民への普及啓発等に取り組むこととしております。

次に、木質バイオマス発電につきましては、既存施設に加えまして、大量の林地残材等を燃料とする発電施設が現在3カ所建設中であり、さらに2カ所の建設計画が進んでおります。来年度は引き続き、発電施設や木質バイオマスの安定的な供給に必要な機械等の整備への支援を行うとともに、新たに、山元への利益還元を図るため、個々の林家が直接参加できるような仕組みづくりなどにも取り組むこととしております。

○蓬原正三議員 農政水産部長にお尋ねいたします。農業用水を利用した小水力発電の取り組み状況についてお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農業用水を活用した小水力発電につきましては、県の小水力発電等農村地域導入支援事業を活用いたしまして、市町村や土地改良区、企業局などで構成する連絡会議において、研修会や先進地視察を通じて諸制度や最新技術などの情報共有を図っているところであります。また、マスタープランの策定や発電適地の掘り起こし、導入に向けた具体的な調査を行うとともに、昨年度は綾町、本年度は日之影町で施設整備を行ったところであります。小水力発電は土地改良区の維持管理

費の軽減や地域活性化にも寄与することから、今後、発電適地につきまして、費用対効果も勘案した上で、地元土地改良区や市町村等と連携して導入促進に努めてまいりたいと存じます。

○蓬原正三議員 最後に、企業局の小水力発電について。これには、横田議員もそうでしたが、かなり何回も質問してまいりました。この小水力発電をやるべきだ、県民の皆さんからかなりの要望があります。現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

○企業局長（濱砂公一君） 企業局におきましては、祝子第二発電所に引き続きまして、綾北ダム維持放流水を活用したマイクロ水力発電設備の建設を現在進めているところでございます。また今年度は、日之影町と共同で同町下小原地区におきまして、売電を目的とした最大出力5キロワットの発電所をモデル的に建設し、同様に西米良村におきましても、自家消費を目的とした1キロワットの発電設備を現在整備中でございます。さらに来年度は、県内の治水ダムでは初めてとなりますけれども、日南ダムでの発電所の建設工事に着手する予定でございまして、ほかの治水ダムにつきましても可能性の見出せるのであれば検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

水力発電の優位性は今後も変わることはないものと考えておりますし、本県は豊かな水資源に恵まれております。特にその中でも小水力発電は、大規模開発の適地がほとんど残っていないという状況の中で、身近に存在する利用されていないエネルギーを有効活用する、いわば地産地消と申しますかそういうものでございまして、その規模に応じて売電あるいは電気柵や街灯など、工夫次第でいろいろな活用が考えられ、中山間地域等の活力維持のための方策の一

つとして有益ではないかと考えておるところでございます。

企業局におきましては、山間部を中心に発電所等を設置して事業を営んでいるところがございます。地域還元の大きな柱の一つとして小水力発電に力を注ぐべきと考えておりますので、今後とも企業局みずからの取り組みと市町村等への技術支援の両面から、県内への小水力発電の普及に貢献してまいりたいというふうに考えております。

○蓬原正三議員 詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。

今回は県際収支の改善ということが目的ではありませんので、電気代だけに限ったの新エネルギーの推進という立場で質問したところですが、地方の県際収支を見ますと、石油、電気、ガスなどが赤字額の最大の要因になっているようであります。要するに熱量、例えば暖房、ハウスにしても家庭にしてもそうですが、この熱量をバイオマス等でやることによってガスあるいは石油が減らせる。いろいろなことがあるわけですが、今、「エネルギーの地産地消」という言葉が局長から出ましたけれども、まさしくエネルギーの地産地消を進めることが県際収支の改善にもつながるといったことで間違いはないと思います。この県際収支については、また次回なり今後の議論の課題にして……。

人財づくりについてはいろいろ出ましたので、割愛させていただきます。

最後になります。自転車の活用、サイクルトレインであります。私は名ばかりの挨拶要員とはいえ、一応宮崎県自転車競技連盟の会長でありますから、自転車関連の記事にはいつも目を奪われます。昨年末、「日南線でサイクルトレインモニターツアーの社会実験実施」の記事を

目にしました。主催者は自治学院の自主研究グループであります。いわゆる県庁の職員さんたちです。大震災以降、自転車利用者が増加傾向にある今、時宜を得た大変よい試みを実施していただいたのだと感謝しながら、強い関心を持って記事を読んだ次第であります。サイクルトレインというのは、自転車を解体せずに持ち込みができる列車のことで、ドイツなど欧米諸国や、本県となじみの深い台湾、韓国では専用の車両が連結され運行しております。一方、日本においては旅客営業規則で持ち込みはできません。解体して専用の袋に収容すればオーケーであります。ただし、路線によっては中小私鉄で常時実施しているところが3路線あります。養老鉄道ほか2路線。また、イベントとしての実施や試験的に実施している例もございます。JR四国予土線など5路線であります。

自転車は、健康増進や地球環境保全、交通渋滞緩和に寄与できること、東日本大震災時に避難の足や交通困難時の情報連絡、移動・輸送手段としてその有用性が認識されたこと、超高齢社会のコンパクトシティ化の交通手段、あるいは過度の自動車依存傾向の是正など、その機能に対する評価が近年かなり高くなってきていることは御案内のとおりであります。東京都の舛添新知事は、東京オリンピックに向けた都市交通の新たな手段としての自転車活用にとっても前向きだと聞いております。シェアサイクルと呼ばれる共用システムなどがあります。国会には谷垣法務大臣を会長とする自転車活用推進議員連盟というのがあり、昨年末、政府に対してサイクルトレインの活用を、基本法の制定や国家戦略を構築することとして、都市、地方の活性化策として提言しております。ちなみに本県では一昨年、県警本部のスピード感ある対応によ

り、タンデム自転車の公道走行が可能となっておりますから、期せずして本県は、パラリンピックの正式種目でもあります自転車競技のキャンプ地としての条件を他県に先駆けて既に整えているわけであります。ただ、そのときネックとなるのが宮崎までの自転車の運搬ということになります。ちょっと長くなりますが、レジャー白書2013によれば、レジャー市場においては登山・キャンプ用品やスキー・スケート・スノボ用品、海水中用品、釣り具は減少、自転車は大震災以降増加の一途をたどっております。特にスポーツ車が急増しており、2003年から2010年の7年で4倍に伸びております。

日南線の社会実験の結果、「より遠くまでサイクリングできた」などその満足度はかなり高かったようでありまして、サイクルトレインへの期待も大きかったと聞いております。長々と説明いたしました、執行部並びに議会の皆様方には、自転車の有用性を御認識いただき、さらにサイクルトレインに対する御理解を深めていただきますと、サイクルトレインもようやく認知度の向上とともに市民権を得ることになり、道のりはかなり遠いものではありませんが、やがては先進国並みのサイクルトレイン実現へと、小さくとも確かな一歩を踏み出せることになるのではないかと思います。

ようやく質問に入りますが、サイクリストの河野知事に伺いたいと思います。愛媛県の中村知事も名うてのサイクリストで、平成23年には自転車先進国台湾を自転車で訪問、100キロを走破したと聞きました。知事がサイクリストであるからかどうかはわかりませんが、愛媛県は自転車先進県として認知されておりまして、今治市から尾道市までの高速道路を封鎖しての大きなサイクリング大会等も毎年実施されておしま

す。なお、本年は1万人規模の国際大会も準備中だそうであります。知事の自転車活用に対する御認識や思いをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 私にとっても非常に自転車は身近な存在でありまして、日常の買い物だとかスポーツジムに行くときはマウンテンバイクに乗っておりますし、トライアスロンをやる時はロードレーサータイプのものに乗っております。また、家族で旅行に行くときは折り畳み自転車を車に積んでということで、3種類の自転車に乗っておるところでございます。

県内での活用、「自転車」をキーワードにして考えてみますと、まずは交通手段として、環境に優しい、町なかでの渋滞緩和にも役立つエコな交通手段ということでございます。これを積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。次にスポーツという面では、恵まれた海、山こういった自然環境を生かしてトライアスロン、ヒルクライムなど自転車関連競技いろいろ出てきております。マウンテンバイクのレース、西都原での4時間耐久とかツール・ド・にちなんくしま、いろんなものが徐々に広がっておりますし、今御指摘がありましたタンデム走行が可能な県内道路でのパラリンピック自転車競技の合宿なども行われておるところでございます。今大変なマラソンブームであります、サイクリングブームというものももっとも可能性があるのではないかと考えております。また、健康増進という面では、膝などへの負荷が小さく、心肺機能の強化につながる効果的な有酸素運動であるというメリットもございます。観光面では、宮崎の豊かな自然、美しい景観、また食そういったものをめぐるサイクリングというものも、いろんなコースの展開が考えられようかというふうに考えております

し、サイクリングが大変盛んな台湾、韓国からのお客様を招いての取り組みも進んでおるところでありますし、もっともっと拡大する余地があるかと考えております。

全国トップクラスの快晴日数、豊かな自然環境を有するなど、本県は自転車を使う上で全国でも有数の適地と考えておりまして、自転車を活用した活性化策、今後ともしっかりと考えてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 自転車が広まることによって新たな経済効果もあるだろうし、またそのための自転車レーンをつくるという公共工事も必要になってくるわけで、いろんなことが経済的にもいいんじゃないかと思っております。

後ろのほうで商工観光労働部長が、私がしゃべることがなくなったなみたいな顔をされて、にんまり笑っておられました。全部知事がしゃべられたかもしれませぬけれども、自転車は、鉄道、いわゆるサイクルトレインとカーフェリー、あるいは九州広域、福岡だとか広島だとか、または国際定期航空便との連携、特に台湾、韓国、国内外からの観光客を誘致することができるわけでありまして。パラリンピックキャンプ、自転車競技の誘致も、さっきから出ておりますように可能でありますし、スポーツランドみやぎきとしても可能性は広がることとなります。商工観光労働部長の御所見を、知事と違ってもいいですから、お聞かせください。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） サイクルトレインにつきましては、ヨーロッパ諸国や台湾、韓国などでは多く運行されておりまして、鉄道の利用促進のほか、駅から目的地などへのアクセスを補う手段としても大変有用なものであるとともに、近年、自転車を活用した観光・レジャーの一形態としても注目されつつあるも

のと認識をしております。本県には一ツ葉・西都原自転車道などの自然豊かで景観に恵まれたサイクリングロードがありますほか、宮崎市、日南市を走破する宮崎アースライドや、えびの市や高千穂町でのヒルクライムといったような自転車関係のイベント、大会も開催されるようになっております。本県の観光資源の新たな魅力としてサイクルトレインの可能性を強く感じたところです。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。強く感じていただいて、本当に感謝申し上げますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になります。サイクルトレインの導入に向け、国やJRへの働きかけが必要であります。私どももまた民間ベースでやっていかなければいけないということで、実は今、県内のいろんなサイクリストを集めながら、組織化というほどのことではありませんが、そういうことも今やっているところです。県として国、JRに働きかけを行ってほしいと思ひますが、知事の御見解をお聞かせください。ちなみに、今、宮崎市が交通混雑の話が出ておりますが、パブコメ中の宮崎市の自転車安全利用促進計画案というのがあって、ここでもサイクルトレインの社会実験を取り上げて取り組み推進を表明されていると聞いております。知事、どうぞよろしくお願ひします。

○知事（河野俊嗣君） 私もサイクルトレインの実証実験に取り組みされたグループと同じフェイスブックのグループに入れていただいております。その様子を写真で随時拝見をしたところでもあります。こういった自転車を活用したサイクルトレインなどの取り組みが、本県の豊かな自然環境やスポーツランドのイメージに非常にマッチをしている、本県の魅力を高める要素

にもなるのではないかと。さらには鉄道の利用促進という面にもつながるのではないかと考えております。

しかしながらであります、現在のところは、JR九州の旅客営業規則によりまして、自転車は解体をして専用の袋、輪行バッグに収納することとされていることや、駅舎やホームなどでの一般乗客の安全確保の問題など、本格導入に当たっては解決すべきさまざまな課題があるかと考えております。私も、埼玉に住んでおりましたとき、輪行バッグにロードレーサーを畳んで入れて広島まで行ってしまなみ海道のしまなみロードレースに出たこともあるんですが、手間がかかるわけです。そういうレースのほうがいいんですけども、日常の通勤通学で使えるようなサイクリートレインがあれば、もっと利便性が増すということは理解できると思います。

今年度、県職員の自主研究グループが実証実験を行っているところでありますが、県としましては、まずはサイクリートレインの魅力を広く県民に紹介をするなどして認知度を高めることが重要ではないかと考えておりますので、こういうイベント的な専用臨時列車の運行などにつきましてJR九州や国に働きかけてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ありがとうございました。

以上で終わります。(拍手)

○丸山裕次郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時45分散会

3月5日（水）

平成 26 年 3 月 5 日（水曜日）

午前 10 時 0 分開議

出席議員（37名）

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
20 番	蓬 原 正 三	(自由民主党)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修一郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕次郎	(同)

欠席議員（1名）

19 番	星 原 透	(自由民主党)
------	-------	---------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 洋
教 育 長	飛 田 靖 浩
警 察 本 部 長	白 川 尊 秋
代 表 監 査 委 員	宮 本 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 戸 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治 臣
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。おせったいのまち、延岡市選出の後藤哲朗でございます。

2014年度末までに、北九州一宮崎が開通する予定の東九州自動車道の経済効果を生かすため、東九州の新時代に軸足を置いた積極予算案が編成され、今議会に提案をされています。厳しい経済情勢の中、地域の自立を実現するためには税財政基盤の確立が不可欠であります。そのためには、本県の豊かな各資源を活用し、経済の活性化を図ることが必要です。また、県民の安全・安心を確保し、将来の発展基盤を確立するためには、医療や福祉等を充実させ、暮らしの向上を実現することが必要であります。このような経済活性化や暮らしの向上の視点と、先人の熱い思いを引き継ぎ、つなぐ意味からも、一般質問をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、知事にお尋ねします。

高速道路開通で期待されることとして、物流、観光などの産業振興、防災、医療面等で効果があると思います。その反面に、地域間競争の激化や情報発信力不足等の課題や懸念も顕在化しつつあります。まさに、最大限の効果に知恵と努力を注ぐ場面を迎えており、知事の一日一日には「一所懸命」の精神が求められていま

す。そこで、東九州新時代への創造に向けた今後の方向性について、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、「延岡花物語」についてお尋ねいたします。本県では昭和34年から「全県下花いっぱい美しい郷土づくり県民運動」、いわゆる全県公園化構想がスタートされています。昭和43年に「みやざきフラワーショー」、平成6年と22年には「全国花のまちづくり宮崎大会」、平成11年には「グリーン博みやざき」が開催されています。現在は、観光客が花を楽しみながら観光地や地域の文化にふれる旅「花旅みやざき」が推進されています。大地に絵を描くとして県内各地にさまざまな木や花の植栽を行った本県「観光の父」と呼ばれている故岩切章太郎氏の熱い思いが繋がっているような気がいたします。そして、つい先日まで新しい延岡の観光地づくりとして、4つの花をキーワードとした「延岡花物語 このはなウオーク」が開催され、大盛況でありました。そこで、知事はこの「花物語」を視察されましたが、感想についてお伺いいたします。

次に、「古典の日」についてお尋ねいたします。

一昨年の9月5日、「古典の日」に関する法律が公布施行され、11月1日が「古典の日」と定められました。同法は、国民が古典に親しむことを促し、国民の心のよりどころとして古典を広く根づかせることにより、心豊かな国民生活、文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。また、この法律において、古典とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能などの古来の文化的所産であって、我が国において創造され、または継承されたものも含まれています。

なお、地方公共団体はその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとするがあります。そこで、「古典の日」については県民に余り知られていないと思われまますので、周知広報に取り組むべきだと考えますが、総合政策部長に御所見をお伺いします。

次に、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

地域福祉の担い手として御尽力いただいている民生児童委員の3年に一度の改選が昨年末にありました。家族や生活の形が多様化し、地域のつながりが希薄になっている中、住民の声を拾って行政に橋渡しする民生児童委員の役割の重要性は増す一方だと思います。民生児童委員はつなぎ役で、支援が必要な住民がいないか声かけや訪問で目配りし、相談に乗り、各専門機関につなぐ。近年は、プライバシー問題、高齢化も絡み、後任探し、なり手不足が全国的な課題と言われております。国では昨年の秋に、なり手不足の解消や負担軽減を目指し、活動環境整備に関する検討会を立ち上げました。そこで、私は、住民にとって一番身近な支援者の民生児童委員が活動しやすい環境を整備する上で、民生児童委員に協力する福祉施策の連絡員といった人材を育成することが必要と考えますが、福祉保健部長に御所見をお伺いします。

次に、発達障がい児・者支援についてお尋ねします。

発達障がい児・者を取り巻く環境は、年々、支援センターへの相談や福祉サービスの利用が増加傾向にあり、国においては障がい児支援制度が改正されるとともに、支援センターの機能の見直しが検討されるなど、大きく変化しております。発達障がい児が周囲に理解されにくいことや二次障がいなど新たな問題に直面すること

などもあり、発達障がい児・者が日常生活上でさまざまな困難を抱えたままになっていることも少なくないと言われております。そこで、本県の発達障がい児・者に対する支援方針について、福祉保健部長にお伺いします。

次に、健康みやざき推進事業についてお尋ねします。

健康寿命延長への取り組みは、医療費や介護費の抑制、ひいては国民健康保険料や介護保険料の低減等が期待できることから、重要な施策となっています。そのような中、県では、県民の健康づくりの基本方針となる「健康みやざき行動計画21（第2次）」を策定されました。生活習慣病の1次予防と重症化予防を進めることを主な目的としています。栄養・食生活や運動などの10分野で具体的な数値目標を設定して、健康長寿社会の実現を目指して御努力いただいているところであります。そこで、「健康みやざき行動計画21（第2次）」を推進するための今年度の新規事業「健康みやざき推進事業」の実施状況について、福祉保健部長にお伺いします。

次に、東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業についてお尋ねします。

定住人口の減少と少子高齢化の加速で地域経済が疲弊し、経済が縮小してしまうことが予測されております。そこで、交流人口をふやし、内需を拡大して地域経済を活性化させる方策として、観光が東京オリンピック・パラリンピック開催決定と相まってクローズアップされております。国は、観光立国の実現を目指してさまざまな政策を打ち出しております。県も、国内外の活力を取り込む観光・交流の推進に積極的に取り組もうとしております。また、県内の各市町村におきましても、来年度は観光振興に前向きな

予算案を編成しているとお聞きしています。そこで、東九州自動車道を活用した誘客については、市町村でもさまざまな取り組みが行われると聞いており、県の取り組みと十分連携を図っていく必要があると思いますが、どのように対応していかれるお考えなのか、商工観光労働部長にお伺いします。

次に、農産物のブランド対策についてお尋ねします。

農産物のブランド対策については、各県、各産地が創意工夫しながら取り組まれており、今や全国総ブランド化の様相を呈しています。中でも、お隣の熊本県では昨年度より「くまもとの赤」といったカラーブランド戦略に取り組んでおられます。「火の国熊本」と言われますが、そのイメージから連想する赤色と、トマトやスイカ、赤牛などの農産物や馬刺しなどの郷土料理、さらには加工品まで、赤をキーワードとした商品群をブランド化しようとする取り組みであります。

私は、このようなイメージ戦略はわかりやすく、一般消費者の皆様には訴えるには効果的な手法の一つではあると思いますが、一方で、消費者や取引先にしっかりと信頼を得られるための差別化戦略も重要ではないかと考えております。本県では、平成4年度から全国に先駆けてみやざきブランド対策に取り組んでおられ、生産者と行政、農業団体が一体となりながら、生産から販売、PRまで、先導的な取り組みを進めてこられたとお聞きしております。そこで、今後の農産物のブランド対策をどのように展開していかれるのか、農政水産部長にお伺いします。

最後に、沿道修景美化推進対策事業についてお尋ねします。

本県はこれまで、道路が単に輸送施設であるということにとどまらず、風景であり、情景をつくる生活空間であるという、昭和44年、全国で初となる沿道修景美化条例の理念に基づき、また沿道修景美化に対する先人の熱い思いを引き継ぎ、創意工夫しながら、花と緑にあふれた道路環境の創出及び保全に努めていただきました。

この道路景観の保護育成を目的とした沿道修景美化事業は、本県のイメージアップと観光振興、そして美しい郷土づくりという美化に関する県民の意識向上に多大なる貢献をしていると思います。また、修景用花木の維持管理については、厳しい財政状況から、より経済的な管理方法を検討していく必要があると思われませんが、四季の花々が咲き誇る緑豊かな道路環境を保護育成することは、県民はもとより、本県を訪れる人々に潤いと安らぎを与え、住みよい社会づくりに大きく寄与するものと思います。そこで、現在の沿道修景への取り組み状況について県土整備部長にお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。質問者席からの再質問をさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

東九州の新時代についてであります。東九州自動車道の整備の進展によりまして、九州の循環型高速交通ネットワークが形成されますことは、残念ながらこれまで九州の西側とは高速交通体系という面において大きな差があったわけですが、本県を初めとする東九州地域が浮揚し、いわば新時代を迎える絶好のチャンスであると考えております。

これから高速道路の整備効果を最大限に活用

し、厳しい地域間競争を勝ち抜いていくためには、動詞の形でキーワードとして挙げますと、「みがく、つなぐ、まわす」という3つの方向性が重要であると私は考えております。

まずは、高速道路の開通により地域が単なる通過点とならないよう、本県が有する宝を磨き、競争力を強化していくこと、また隣県等との広域連携を強化し、互いの強みをつないでいくことで、人・物・金の流れを他の圏域から取り込んでいくこと、そして時間短縮効果を活用し、県内間の連携強化を図ることで地域経済をうまく回していくということでもあります。

今回、「東九州の新時代へ～みやざき飛躍予算」と銘打った来年度予算案には、観光、地域産業・企業立地、交通・物流などの各分野に北九州までの開通を見据えた攻めの施策を盛り込んだところであります。今後、3つの方向性に沿って官民一体となった取り組みを展開し、東九州の新時代を牽引する県づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、「延岡花物語 このはなウオーク」についてであります。私は、1カ月間にわたって開催された「延岡花物語」の中核イベント「このはなウオーク」の最終日に会場を訪れたところであります。メイン会場の菜の花と河津桜、河津桜はまだそれほど大きくはないわけですが、300本植えられてこれからが楽しみであります。また、本東寺の樹齢220年の慧日梅、城山公園のヤブツバキと、それぞれの会場で延岡の春を堪能することができたわけであります。

この「延岡花物語」は、東九州自動車道の開通を観光客誘致につなげるため、官民一体となった実行委員会が地域の知恵とパワーを結集して初めて実施されたものであります。関係者の熱い思いというものをひしひしと実感した

ところであります。会場に参りまして、駐車場いっぱいの方々の笑顔、そしておせつたいに励むスタッフの姿を見て、ボランティアを含む関係者の皆様の大変な御苦勞、御尽力に対し、深い敬意とまた感謝の気持ちを抱いたところであります。

今回の視察によりまして、地域の宝を観光資源として活用し、それらを結びつけて面としての広がりを持たせることは、観光誘客を進める上で非常に重要であると改めて実感したところであります。まさに、東九州道の開通効果を生かすためということで、先ほど申し上げました「みがく、つなぐ、まわす」ということを具体的に実践されたモデル的な事例であろうかというふうに考えておるところでございます。

現在、県では地域の花をテーマにした取り組みとして「花旅みやざき」を進めておるところでございますが、まさに全県公園化、花いっぱい運動、これにも相通ずるものであろうということで、今後も、このすばらしい取り組みが継続、発展していくことを心から期待をしているところであります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（土持正弘君）〔登壇〕 答えいたします。

「古典の日」についてであります。「古典の日」が定められました背景には、若者の間で、また日常生活の中で、いわゆる古典離れが進行していることがあると考えております。

県では、毎年、「文化を考える地区懇談会」を開催しておりますが、その中でも、文化団体の会員の減少や高齢化、伝統芸能の担い手不足等が指摘をされているところであります。このため、「古典の日」を契機として、学校、職場、地域等で県民が古典に親しむ機会を充実することや、みずから文化活動に参画する県民の

底辺の拡大を図りますことが大変重要であると
考えております。

県といたしましては、「古典の日」に関しま
して、県ホームページ等での広報に努めており
ますが、多くの県民の皆様「古典の日」が一
層浸透していきますよう、市町村や文化団体等
とも連携をとりながら、さらに周知を図ります
とともに、古典も含めた文化の振興に努めてま
いりたいと考えております。以上でございます。
〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答
えいたします。

まず、民生児童委員の活動についてでありま
す。少子高齢化の進行など社会情勢が変化し、
家族や地域社会のきずなが薄まる中で、地域に
おける福祉課題は複雑多様化するとともに、深
刻さを増しております。このため、住民の身近
な相談相手である民生児童委員の役割は拡大、
多様化しており、地域において民生児童委員の
活動をサポートする体制を充実していく必要が
あると考えております。

こうしたことから、現在、7つの市と6つの
町村、計13の市町村が独自に福祉協力員や福祉
推進員などを配置しており、県におきまして
も、こうした取り組みを支援しているところで
ございます。今後とも、市町村と十分連携を図
りながら、民生児童委員活動をサポートする人
材の育成などに取り組んでまいりたいと考えて
おります。

次に、発達障がい児・者に対する支援方針に
ついてであります。近年の制度改正や発達障害
者支援センターへの相談件数が増加するなど、
状況が変化していることから、現在、発達障
がい児・者への支援に係る計画の見直しを行っ
ているところであります。

今回の改定に当たりましては、就学前、就学
期、就労期の各ライフステージに共通した支援
方針として、早期に発見し、早期に療育や支援
につなげる体制の整備、関係機関で適切な支援
が引き継がれる体制の整備、発達障がいに関す
る理解促進の3つの方針を掲げております。こ
の方針のもと、新しい計画では、就学前から就
学期へのつなぎや、鬱病などの二次障がいへの
対応など、各ステージごとの課題に対応した支
援を実施することとしております。

最後に、健康みやざき推進事業の実施状況に
ついてであります。まず、生活習慣病の予防対
策としまして、ことしの1月から2月にかけて
して、肥満の予防・改善、1日野菜摂取量のプ
ラス100g、1日歩行数のプラス1000歩を啓発す
るテレビCMの放送やホームページの開設を行
うとともに、宮崎市内のショッピングセンター
において血糖値測定や体力チェックなどを行う
健康イベントを開催したところであります。

また、24年度の本県国保の特定健診受診率
が31.5%と、全国平均を2.2ポイント下回る状
況にあることから、受診率向上を図るため、市
町村国保、協会けんぽ及び県などで構成しま
す宮崎県保険者協議会におきまして、ポスター、
テレビCM、新聞広告などによる県民向け広報啓
発の強化に取り組んでいるところであります。
今後とも、県民の皆様健康づくりを積極的に
支援してまいりたいと考えております。以上で
ございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（茂雄二君）〔登壇〕

お答えします。

東九州自動車道を活用した誘客についてであ
ります。東九州自動車道北九州一宮崎間の開通
は市町村にとっても絶好の機会であり、例えば
延岡市では先般の「このはなウオーク」の開催

やテレビCMを九州各県で放映するなどのPR活動の強化等に取り組むこととしております。また、日向市は、福岡や中国・四国地方等での観光宣伝事業を実施するとともに、県北の2市1町等で構成する「ひむか日豊海岸観光推進協議会」におきまして、モニターツアー「ひむかの神話物語、伝統文化をむすぶ旅」を計画するなど、各市町村等でさまざまな誘客対策に取り組まれるとお聞きしております。

来年度予定しております高速道路の周遊型割引につきましては、魅力ある企画内容にするため市町村の協力が不可欠であります。そこで、県といたしましては、これら各市町村の取り組みを一つにつなぎ、連携した効果的な事業展開が図られるよう、先月、市町村や関係団体等との合同会議を開催し、連携事業等について緊密な意見交換を行ったところであります。

なお、県ではこれまでも、観光資源の磨き上げや新たな観光資源の開発等に取り組む市町村等に対し支援を行っているところであり、今後とも、市町村や関係団体等と十分に連携を図りながら、積極的に誘客促進に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

農産物のブランド対策についてであります。本県のブランド対策は、全国に誇れる残留農薬検査体制や全県的なGAPの導入など、信頼される商品・産地づくりを基本に進めております。

本年度からは、従来の取り組みに加えまして、消費者の関心が高まっている健康を新たなブランドイメージの柱にすべく、ビタミンC含有量が多い「みやざき健康ピーマン」の販売を

開始いたしました。さらに、マーケットインの視点からの商品づくりに実績のあるアドバイザーを招聘いたしまして、完熟キンカンを全国区の看板商品に育てるための集中的なプロモーションなどにも着手したところでございます。本県の農産物は、他県にない高いポテンシャルを備えていると考えておりますので、消費者を引きつけられるわかりやすい付加価値の発信を意識して、今後の対策を強化してまいります。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（大田原宣治君）〔登壇〕 お答えいたします。

沿道修景の取り組み状況についてであります。本県は、昭和44年に全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定しまして、県民はもとより、本県を訪れる方々にも宮崎らしい潤いと安らぎを感じていただけますよう、花と緑にあふれた道路環境の創出及び保全に努めてまいりました。

これまで、国道388号の延岡から北浦間のソメイヨシノや国道10号の高鍋から新富間のパンパスグラスなどのように沿道修景植栽地区を指定して、沿道修景の美化に取り組んでまいりました。また、このほかにも、年間を通して全県的に花と緑が絶えることのないように、約36万本の四季折々の草花の植栽や約150万本に及ぶ樹木の管理を行うことに加え、沿道におけるすぐれた自然景観や樹木をそのままの姿で残すように努めてきたところでもあります。今後とも、厳しい財政状況ではありますが、県民の皆様と一緒に草花の植栽や植栽地の草刈りを行うなど、良好な道路景観の保護と育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁いただきま

して、ありがとうございました。理解を深めるために、提言、提案、要望を交え、再度、質問してまいりますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、知事に東九州の新時代についてお尋ねいたします。御答弁に、「みがく、つなぐ、まわす」という3つのキーワード、方向性が重要で、隣県等との広域連携を強化、県内間の連携強化を図ることで地域経済をうまく回していく、官民一体となった取り組みを展開し、東九州の新時代を牽引する県づくりを進めたいということをお述べられました。

さて、来年度末に予定されている北九州市までの開通により、北九州市を初め、別府市、大分市、佐伯市、延岡市、日向市、西都市、宮崎市、都城市、鹿児島市等の東南北間の交流軸ができることに大きな期待があると思ひます。

そこで、今回、東九州自動車道の整備促進に重要な役割を果たされました東九州軸推進機構という組織がございます。この組織は、東九州地域の関係機関・団体、企業等が一体となって、地域連携軸としての東九州軸（北九州—大分—宮崎—鹿児島）を構築することにより、産業経済を初めとした地域社会の活性化を図り、魅力ある東九州経済圏の形成に資することを目的として平成3年8月に設立され、今に至っております。構成員は、東九州4県の県、市町村、経済団体、企業であります。そこで、来年度の北九州市—宮崎間の開通を控え、今後、東九州地域のさらなる活性化のため、東九州軸推進機構の機能の充実強化に取り組んでいくべきと考えますが、知事の御所見をお伺ひします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州軸推進機構につきましては、関係4県の官民の組織で構成されたところでありまして、東九州地域が有する工業や観光分野などにおきますすぐれたポテン

シャルを活用し、産業経済の活性化や魅力ある広域経済圏の形成に長年取り組んできたものがあります。

今回、その取り組みの中でも最重要課題でありました東九州自動車道の整備が大きく前進をしたということは、この地域の産業や経済、文化などの交流、さらには九州の一体的発展の起爆剤となるものであります。今後、まだまだ課題として残ります宮崎市から志布志までの未開通区間や九州中央自動車道の整備促進にも全力を傾けていく必要があるということで、御指摘のように、東九州軸推進機構の機能充実、強化をしっかりと図ってまいりながら、自動車、医療機器産業、観光・リゾート、物流や広域防災など、あらゆる分野で開通効果を最大限に發揮し、東九州の新時代を牽引してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。既存の団体でありまして、商工会議所、商工会等、今まで東九州道建設促進に御尽力いただいた団体を中心ですので、ぜひ強化発展して欲しいと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして、「延岡花物語」に関連してお尋ねします。知事には、官民一体となった実行委員会が地域の知恵とパワーを結集、おせったいに励むスタッフの姿を見て、ボランティアを含む関係者の皆様の御苦勞、御尽力に敬意を表し、感謝というありがたいお言葉をいただきました。

さて、今回のイベントは、観光協会を中心に、国、県、市、各企業、NPO団体、ボランティアグループなど官民一体となった取り組み、まさに協働の成果だと、そのように評価をしているところであります。

ところで、昨年3月に、ボランティアやN

PO等、企業による社会貢献活動と行政を含めた多様な主体の協働を促進するに当たって、中長期的に進める施策の方向性を示すため、宮崎県総合計画の部門別計画等として「みやざき社会貢献活動促進基本方針」が策定されました。キャッチフレーズが、まさしく今回の「延岡花物語」を象徴しているように思えてなりません。そのキャッチフレーズは「私が主役 みんなで協働 元気な宮崎づくり」であります。協力して働くことで課題解決の可能性が高くなるとともに、生まれたネットワークが将来の活動に向けての大きなパワー、財産になるような気がいたします。そこで、協働の推進に向けた取り組みについて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（土持正弘君） NPOや企業、行政などの多様な主体が協働してさまざまな地域課題に取り組みますことは、将来にわたり安心して暮らせる元気な宮崎づくりを進める上で欠かせないものと考えておりまして、御紹介のありました「延岡花物語」の取り組みなどは大変すばらしい取り組みだというふうに存じます。関係者の皆様方に心から敬意を表する次第であります。

県では、「みやざき社会貢献活動促進基本方針」を昨年3月に策定いたしまして、市町村を初め多様な主体と連携しながら協働の推進に取り組んでいるところであります。

具体的な取り組みとしまして、まずは行政、民間の双方が協働の意義や効果について正しく理解することが重要でありますことから、行政向けには職員研修を行いますほか、県民向けには出前講座やパネル展等を開催いたしまして啓発に努めております。また、協働の実践に向けまして、NPOや企業と県が協働で実施しますモデル事業に取り組みますとともに、多様な主

体が交流・意見交換を行いながら協働の相手を探す協働商談会を県内4地区で開催するなど、相互理解と連携のための支援を行っているところであります。

○後藤哲朗議員 協働の推進は、これからの自治体の経営戦略に本当に欠かせない重要な施策になっていくものと思いますので、さまざまな取り組みをよろしく願いいたします。

続きまして、「古典の日」についてお尋ねします。主質問の答弁に、「古典の日」を契機として学校、職場、地域等で県民が古典に親しむ機会を充実することや、文化活動に参画する県民の底辺の拡大を図ることが大変重要であると考えておられるとのことでありました。

そこで、次の3点を述べまして、事業の推進を提言いたします。

1点目は、「東京オリンピックへの展望 新しい日本の創造へ」と題したセミナーでの下村文部科学大臣の言葉です。「道徳教育を特別の教科とするなど具体策を取りまとめつつあります。その中でも一つ紹介したいのが、土曜授業の復活です。小学校からの英語教育は世界の流れだと思います。しかし、幾ら英語がしゃべれるようになっても、自分たちの国、日本について何も語れなかったら世界の笑い物です。日本人としてのアイデンティティをより強固なものとしていかなければ、このグローバル社会では生き残っていきません。そのためには、日本の歴史、伝統、文化をしっかりと勉強しなければなりません。そこで、土曜授業の活用を提案したいのです。日本の歴史、伝統、文化を教えるのは、何も教師に限る必要はありません。地域のお年寄りに土曜日に学校に来てもらって、そのお話を聞くというような形でもいいのです。東京オリンピック・パラリンピックと教育再

生、この2つは日本人の精神の再生というところでつながっていると思います」と述べられています。

2点目は、知事及び担当部局は、記紀編さん1300年記念事業で、古典の古(いにしえ)と温故知新という言葉をよく使われています。

3点目は、「古典の日」制定の推進会議のメンバーに河野知事が入っておられました。

以上の3点と、文化庁は、「古典の日」にちなんで「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業」と「文化遺産を活かした地域活性化事業」の補助事業を準備しております。そこで、古典をもっと知ってもらうことと、歴史、伝統、文化を大切にすることが重要であると考えますので、「古典の日」にちなんで取り組みについて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(土持正弘君) 県といたしましては、法が制定されました一昨年の「古典の日」に、古事記を題材にした小学校での出前講座を開催したところであります。

古典に関しましては、今年度に記紀編さん1300年記念事業の一環としまして、雅楽の公演や神楽まつりなどを実施いたしますとともに、日本の伝統文学である短歌を顕彰する若山牧水賞等を毎年実施するなど、さまざまな事業を展開しているところであります。また、市町村でも、延岡市の「天下一薪能」や都城市の「山之口麓文弥節人形浄瑠璃」を初め、茶道や華道など、さまざまな古典に触れる機会の充実に努めているところであります。

県といたしましては、古典を大切に守り継承していくことは大変重要であると考えておりますので、今後とも、さまざまな事業や市町村等への支援を通しまして、古典に触れる機会の充実等を図りながら、「古典の日」の定着に努め

てまいりたいというふうに考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。日本人の精神性の再生という大きなテーマが背景にあるということ認識したいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、地域福祉の推進についてお尋ねします。政務調査で、福祉先進県と言われております兵庫県の健康福祉部に1月に行ってみました。民生児童委員の協力員実務の手引をいただいたんですが、特徴は、民生児童委員の手引書ではなく、協力員としての手引でありまして、現行の福祉施策をとにかく知ってもらって民生委員さんにつなげるというものでした。

経済、財政状況が厳しい中であって、福祉政策の充実拡大がなかなか見込めないとすれば、いかに既存の福祉制度を利用、活用するかという視点がこれから重要になってくるんじゃないか、そのように思っております。そこで、公的福祉が必要な人に施策が適用されるように、民生児童委員や福祉施策の連絡員といった人材が適切につなぎ役を果たすことが大きなことではないかと思いますが、福祉保健部長に御所見をお伺いします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 地域におきまして、支援を必要としている方々を見守り支えていくためには、民生児童委員や福祉協力員などが中心的立場から身近な相談相手となり、適切な福祉サービスへのつなぎ役となっていくことが重要であります。

このため、県では、民生児童委員が充実した活動ができるように、福祉制度をまとめた手引などを配布するとともに、福祉に関する各種研修を行っているところであります。今後とも、民生児童委員や福祉協力員が福祉サービスへのつなぎ役として十分な活動ができるように、市

町村と連携しながら取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。地域福祉の推進を担っている方々というのは協働の推進役だと私は思います。人と人がつながり支え合う地域づくりのまさしくキーパーソンだと、そのように思いますので、活動しやすい環境づくりに今後とも努めていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、発達障がい児・者への支援についてお尋ねします。本県における支援につきましては、支援センターの設置状況、障がい児ライフステージ支援地域展開事業、そして今回の支援計画等の改定など、先進的な取り組みをされていると私は評価しております。

先ほどの御答弁での支援方針の1つに、早期に発見し、早期に療育や支援につなげる体制の整備を挙げられておりました。そこで、未就学の発達障がい児の早期発見・早期療育を図るためには、幼稚園や保育園等の職員の発達障がいに対する理解や支援が必要であると考えますが、取り組みについて福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 発達障がい児の早期発見・早期療育を図るためには、議員御指摘のように、集団生活を送る幼稚園、保育所等での気づきが重要であると考えておりました。発達障がいへの理解を促進するため、関係職員へのリーフレット等の配布や、小児科医や臨床心理士を講師とする支援スキル向上のためのセミナーや幼稚園単位での研修会などを実施しております。また、児童へ適切な療育支援が行えるよう、発達障害者支援センター等が幼稚園等を訪問して関係職員への療育訓練や助言指導を行っております。平成26年度は、人材の育成を一層推進するため、セミナーの回数をふや

しますとともに、発達障害者支援センターが設置されております宮崎市、都城市、延岡市を中心に、地域ごとに開催するなど、研修機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 集団生活を送る幼稚園、保育園等での気づきが重要とのことで、研修機会の拡大充実を図っていかれるということですが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、各園に、より専門性を持たれた担当者、いわゆるコーディネーターを配置することが早期発見につながっていくという関係者の御意見であり、要望として多いことを申し添えさせていただきますと思います。

続きまして、健康みやざき推進事業についてお尋ねします。「健康みやざき行動計画21（第2次）」では、位置づけとして、県は、健康増進法に基づく健康増進事業を実施する市町村に対して支援を行うとともに、市町村や関係団体と連携し、広く健康に関する普及啓発を推進するとあります。市町村との連携と強調、そして健康に関する指標値の情報の共有等も大切じゃないかと思っておるところです。健康寿命日本一を目指している奈良県では、県内市町村の各指標値を一覧表にまとめて公表されております。そこで、県民の健康づくりを推進するため、平均寿命やがん検診受診率などの健康に関する指標値を市町村ごとに目に見える形で公表することはできないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平均寿命やがん検診受診率などの健康に関する指標値の市町村ごとの公表につきましては、現在、宮崎県健康づくり推進センター等のホームページにおいて指標ごとに表やグラフを用いて掲載しているところではありますが、各指標を一覧で見られる

ような形にはなっておりません。

御提案のありました市町村ごとの目に見える形の公表につきましては、市町村が健康づくりの施策を推進する上で効果的であると考えますので、公表指標及び内容を充実させるなど、よりわかりやすい公表の仕方について今後検討してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 今、御答弁がありましたように、市町村ごとの目に見える形の公表は、まさに認識、知識、意識という意味で非常に効果が出てきますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、東九州道開通による観光の振興についてお尋ねします。地域経済活性化の方策の一つとして、今、観光がクローズアップされているわけですが、特に来年度は大分県との連携を図っていくとのことでもあります。価格競争ではなく、ほかにない素材を出し合って価値競争や、そこにしか見られない、食べられない、大分・宮崎バージョンをつくらないといけないんじゃないかなと思っています。

例えば、日本百名山の祖母山、久住山や、祖母傾山縦走コース、大崩山、行滕山、由布岳等の標高と見ごろの花等を掲載する、いわば山岳コース、楽聖と言われる竹田市の滝廉太郎と歌聖と言われる若山牧水、ちょっと外れますけれども、柳川なんです、詩聖の北原白秋の記念館めぐりの文学ルート等であります。そこで、県は大分県と共通の観光パンフレットなどを作成するようですが、山岳ルート、文学ルートなどを織り込んだ特徴的なパンフレットをつくられたらどうか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 大分県との共通の観光パンフレットにつきましては、東

九州の新たな魅力を発信するとともに、両県を広域的に周遊してもらうための重要なツールであると考えております。

これまでも県北では、「東九州伊勢えび海道」やアユやな、県北の海、山、川の魅力を体験できる「ひむかツアー」などの魅力的な広域周遊ルートの情報発信などに取り組んでまいりました。これに加えて、県北は、大崩山、可愛岳、行滕山、比叡山などの豊富な山岳資源に恵まれ、若山牧水などの出身地でもありますことから、御提言のありました山岳ルートや文学ルートなどにつきましても、まさに東九州自動車道を活用した新たな切り口となるものと大変興味深く伺ったところであります。今後、御提言の趣旨も踏まえ、大分県や市町村等とも相談しながら、両県の特徴を生かしたパンフレットの作成に努めていきたいと考えております。

○後藤哲朗議員 山岳・文学ルート、部長には興味深く聞いていただきまして、ありがとうございました。阿蘇くじゅうといったら御存じのようにすごい観光客ですが、登山者の入り込み客を狙うというのは開通効果で高いものがある、そのように思っています。そして、今、健康ブームでありまして、山歩きは長年、右肩上がりでございますので、ぜひ山岳ルート、文学ルートといった特徴のある観光パンフレットをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、農産物のブランド対策についてお尋ねします。健康を新たなブランドイメージの柱に、また消費者を引きつけられるわかりやすい付加価値の発信を意識していくという、大変時流に合った頼もしい答弁じゃなかったかなと、そのように思っております。

ところで、本県は、農産物の栄養・機能性成

分分析に他県に先駆けて取り組まれております。実績も確実に出してこられていると思います。そこで、今後、健康認証商品の品目、ラインアップはふやしていくべきだと考えますが、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県は、豊富な日射量などの気象条件に恵まれ、品質の高い農産物の生産に適しておりますことから、日本一の残留農薬分析技術を応用いたしました県産農産物の栄養・機能性分析を精力的に進めてまいりました。その結果、ピーマンを初め、ゴーヤやカンショなど、13種類の野菜のビタミンC含有量が全国標準値より高いことが明らかになっております。

健康ブランドの成否は、消費者の心をつかむようなわかりやすいPR・表示がどれだけできるかにかかっておりますが、分析体制の強化に加えまして、打ち出し方の検討も十分に進め、健康認証商品のラインアップの拡充につなげてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 主質問の中で、熊本県のカラーイメージ戦略ということで赤を出しましたが、カラーイメージで一番強いのは、御存じのように鹿児島県の黒ということなんですが、熊本、鹿児島、宮崎と比べて、宮崎県のほうが品目というか、アイテム数は絶対誇っているんです。そういうこともありまして、健康認証ブランドをふやしていくというのは今後農政では非常に大きな課題じゃないかなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

時間がないので、最後になりますが、沿道修景美化事業についてお尋ねいたします。これまでの主な路線の植栽花木の経緯に、県境植栽がありました。串間市の国道220号、えびの市の国道268号、延岡市北川町の国道10号等々でありま

す。これは、昭和54年、宮崎国体前に県外からのお客さんを歓迎する意味で県境に植栽されました。まさにおもてなしの環境整備、そのように思っております。

東九州自動車道開通により県外からの観光客がふえることが予想されつつある今、沿道修景美化事業の評価、効果が大変期待されるものと思っております。そこで、この事業はしっかりとつなげていく、守っていく必要があると考えますが、県土整備部長に御所見をお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 沿道修景美化条例は、県土全体を公園のように美しくする、いわゆる全県公園化を推進することを目的としまして、全国で初めて制定されたもので、こうした取り組みを後世に引き継いでいくことは大変重要であります。

このような中、条例制定から40年以上が経過し、樹木の高木化や老木化により維持管理が難しくなっていることや、東九州自動車道の開通などで観光客の動向も大きく変わりますことから、沿道修景を図るべき地区などの見直しも必要であると考えております。本県にとって沿道修景は重要な観光資源の一つであり、本県を訪れた観光客の方々に十分満足していただくためには、地域の皆様との協働が欠かせないことから、今後とも、県民の皆様と一体となつてすばらしい宮崎の道路景観を守り育ててまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 なぜ沿道修景美化事業を出させていただいたかという、今回の東九州自動車道開通——ある新聞の「旅のひとこと」欄にも、宮崎のイメージはというと樹木のきれいさというのがよく出ております。今回、やはりどうしても北が注目されてくるわけですが、日豊

リアス式海岸とか、延岡—高千穂の神話街道とか、以前、先輩方が愛称ロードとされた、これは本当に、今までいろんな方々に愛称的な、なじみの深い道路でありまして、特に先ほどから言います国道10号——高速道だけじゃない幹線道路というのが宮崎県を訪れる方々には非常に注目度が高いんじゃないかと思います。

それから、おもてなしの環境整備という言葉を使わせていただきました。おもてなしの言葉は今年の流行語でありましたが、本県で数十年前からこの事業を通して、おもてなしということを実践しているわけでありますから、自信と誇りを持って県土整備部の皆さんには沿道修景美化事業に取り組んでいただきたい、そのように思います。

最後をお願い申し上げまして、以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の右松隆央でございます。

我が国の一般会計予算は、総額が92兆6,115億円となっており、歳出においてそのうちの実に31.4%の29兆1,224億円が社会保障関係費となっております。これは、我が国の防衛費、そして教育費、さらには公共事業費、この3つを足して、さらに2倍にした数字であります。加えて、毎年この額が1兆円も膨らみ続けております。国家予算にとりましても、社会保障費の増大は極めて憂慮すべき事態だと、そういう状況になっております。

先日、自民党の宮崎県連のニューリーダー育成塾「ひむか」の国政視察研修におきまして、石破茂党幹事長から講義をいただいたのでありますが、その中で石破幹事長は明確に、アベノ

ミクスの第4の矢は財政規律を図ること、そして社会保障制度改革だと、強く述べておられました。安倍総裁御自身も伸長する社会保障費に大きな懸念を示しており、自然増を含む社会保障の歳出の合理化、効率化に最大限に取り組む必要があると話されております。

昨年の12月5日、国会で成立しました「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」の中身を見ましても、国はこれから地方自治体も巻き込んでの大きな社会保障制度改革を行う、今まさにその施行段階に入ったと言えるわけであります。危機感を持つ国がこれから行う本格的な社会保障制度改革に対して、本県は果たしてその準備ができていますのか、これからの質問で問うてまいりたいと思っております。

まずは、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。本県の社会保障関係費の現状についてですが、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度の当初予算と今回の26年度当初予算案を比較して、この6年間で歳出予算に占める社会保障関係費がどのくらい伸びているのか、その推移を伺いたいと思います。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○福祉保健部長(佐藤健司君)〔登壇〕お答えいたします。

社会保障関係費の推移についてであります。本県の福祉、医療、介護などの社会保障関係費につきましては、平成20年度当初予算額が584億円で26年度当初予算案では743億円で、この6年間で159億円、27.3%増加したところであります。また、予算額全体に占める割合は、20年度に10.4%であったものが26年度には13.0%と、2.6ポイント増加したところであります。以

上であります。〔降壇〕

○右松隆央議員 この6年間の推移は今の部長の答弁のとおりでありますけれども、9年間の推移でいけば、一般財源ベースでありますけれども、平成17年の社会保障関係費が390億円に対して、26年度、今回の当初予算案では659億円と、実に1.7倍という数字に膨れ上がっております。県が実質的に負担をする一般財源ベースで9年間で1.7倍という数字は、やはり深刻に受けとめなければならない数字だというふうに考えております。

そして、さらに大事なことは、今後の推移であります。社会保障関係費の内訳で上位2つが後期高齢者医療費負担金並びに介護保険財政支援事業になるわけでありまして、これは今後の本県の高齢化率とも密接な関係を持ってまいります。内閣府が出している「高齢社会白書」では、20年後、私もちょうど換算される年になりますけれども、本県の高齢化率は実に36.9%で、これは全国でも上から7位というところまで押し上がる試算になっております。そこで、福祉保健部長に再度伺いますが、本県の社会保障関係費が今後どのような伸びを示していくとシミュレーションされているのか、具体的な数字で示していただきたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 社会保障関係費に大きな影響を与えと考えられます75歳以上人口について、国の推計人口をもとに県独自で推計した結果では、平成25年10月1日現在16万7,000人であったものが、6年後の平成32年には18万1,000人となるものと見込まれております。

こうした年齢構成の見込みや、これまでの1人当たりの医療や介護費用の伸び等を踏まえまして、本県の社会保障関係費の3分の2を占め

ます国民健康保険助成費、後期高齢者医療費負担金及び介護保険財政支援事業について推計いたしますと、26年度予算案において合わせて440億円であったものが6年後の32年度には約526億円と、86億円、20%増加するものと推計しております。

なお、これらの3経費を除きます残り3分の1の社会保障関係費においても今後増加が見込まれることから、全体ではさらに増大するものと懸念をいたしております。

○右松隆央議員 今後の社会保障関係費の伸びは、やはり高齢化率からしても全国の自治体の中でも明らかに上位に入ってくると私は考えております。この伸張する社会保障関係費の数字を受けまして、そして本県の高齢化の伸び率を受けて知事はどのように現状を認識されておられるか、伺いたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 今、部長が答弁しました3つの経費、これは毎年の予算編成で大きく問題になる、課題となる、個々の単独の予算事業としては最大規模の数字なわけでございます。

先ほども言及がございましたが、高齢化率、65歳以上の人口の割合は平成25年10月1日現在で27.6%であります。平成32年には33.1%になるものと推計をしております。ほぼ3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしているわけでありまして、急速に少子高齢化が進む中、今後もこのような社会保障関係費は大幅に増加するものと見込まれておりまして、危機感を持って受けとめておるところでございます。こうした医療、介護など確かな社会保障制度を将来の世代にしっかりと伝えていくことが喫緊の課題であると認識しておるところであります。

社会保障制度改革の大きな転換期にあります。今日、県としましても、県民が安心して生活できる活力ある社会を維持していくため、国や市町村とも連携をしながら、着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今の御答弁から知事は危機感を抱いていると受けとめる次第であります。やはりこれからの首長は、社会保障費の増大を自然増という受けとめ方でこのまま手をこまねいて推移を見守るといった、そういう甘い認識では務まるものではないというふうに考えております。と同時に、今後の本県における社会保障費の伸びをいかに緩やかに抑えていくのかという極めて重い命題が首長あるいは私たち議員にも問われているのだと強く認識している次第であります。

今回の一般質問を通して執行部に問うていき、また私も政策提言をしていく主眼がどこにあるかといえば、国が大きな社会保障制度改革を行う、その意図するところを読み取って、長野県佐久市のような先進地域の取り組みをそしゃくし、高齢化が進む中で社会保障費を抑えていくという二律背反が成立するような、理想とする医療や福祉のあり方をつくり出していくところにあるわけであります。そこで、社会保障費を今後できるだけ緩やかな増加に抑えていくためにどの分野に力点を置くべきと考えておられるか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 社会保障関係費の増大の主要な要因となっております医療、介護に要する費用を抑制していくため、県ではこれまで、県民の皆さんが何歳になっても心身ともに健康な生活を送ることができるように、健康づくりや疾病予防、介護予防などに取り組

んできたところであります。

今後さらに、高齢者が予防、医療、介護等のサービスを住みなれた身近な地域で適切に受けることができるように、地域でサービスを提供する仕組みを構築することによりまして、後期高齢者医療制度や介護保険制度などに要する費用の増加を抑制していく必要があると考えております。

○右松隆央議員 方向性については共有するものであります。やはり社会保障関係費で大きく占める医療と介護の分野は一番に力点を置かなければならない、私も同じような認識を抱いております。

そこで、国の動向でありますけれども、冒頭で申し上げましたが、ちょうど今から3カ月前ですけれども、12月5日に成立をした社会保障制度改革プログラム法であります。この法律は、社会保障制度改革の全体像やその進め方をあらかじめ法律において明らかにしたものであります。また、今後、実施の検討を進める改革の方向性も記載されておまして、この中には極めて重要な改革のプログラムが示されております。

まず、医療の分野であります。負担のあり方をこれまでの年齢別から負担能力別に切りかえる。そのことで将来世代の負担を軽減することや、重要な方向性としては、病状に応じて住みなれた地域で適切な医療や介護が受けられるように病院・病床の機能の分化、さらには後ほど触れさせていただきましても、在宅医療と介護の体制を整備すること、加えて大きなものとしては、市町村国民健康保険を3年後の平成29年度までに都道府県に移管を進めることなどが挙げられております。

そして、介護の分野では、所得が一定以上の

介護保険利用者の負担を1割から引き上げるとともに、所得が低い高齢者の保険料を軽減すること、またこれも後ほど議論いたしますけれども、地域包括ケアの推進、さらには特別養護老人ホームへの軽度者の入所を制限するとともに、軽度の要介護者を含む低所得の高齢者の住まいを確保していくといった個別の法案が今後順次提出される方針であります。そこで、今般、国で成立した持続可能な社会保障制度改革の推進法において、医療、介護、年金、少子化の各分野のうち、国保や介護保険などの主な項目について本県はどのように対応されていくのか、知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君）　こういう社会保障の分野は、国が大きな制度設計をしながら、それを県や市町村がどのように運営していくか、その連携が問われるわけではありますが、昨年末に成立しました社会保障制度改革プログラム法におきましては、全世代型の社会保障への転換を目指した改革に向けた大きな動きが始まったところであります。

今、御質問にありました、まず国民健康保険制度の運營業務につきましては、財政運営を初めとして都道府県が担うことが基本とされたところでありまして、県としましても、国の今後の議論、動向などを注視しながら、制度の適切な運営が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、介護保険制度につきましては、在宅医療と介護の連携強化などを初めとします地域包括ケアシステムの構築に向けた措置が講じられますことから、介護、医療、予防などにつきまして、市町村や医療機関等との連携のもとに支援の充実が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、医療、介護、少

子化対策などにつきまして、社会保障制度改革推進法によります改革の方向性を見据えながら、県としても工程表の作成を行うなど、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員　工程表の作成も含めて積極的な取り組みを要望させていただきたいというふうに思います。

この法律は全4章66条から成り立っております。今後の制度改革のプログラムが書かれており、必要な法律案が29年度を目途に順次提出されていくわけであります。国が示す方向性を本県が先んじて実現していけるのか、そのためには、やはり明確なビジョンと、県が主体的に医師会や大学病院をリードし、施策を大きく展開していく必要があると考えております。施策の展開につきましては、最後の医療先進県みやぎを目指しての項目でさらに議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

続いて、2つ目の項目に入りたいと思います。本県の看護政策についてであります。

本県の看護の現場が今どれほど厳しい中にあるのか、人の命を預かる極めて重い責任を担っていることに対して果たしてそれにふさわしい待遇になっているのか、現場の声も含めてしっかりと議論をしてまいりたいというふうに考えております。

まずは、看護師の給与体系並びに給与水準の問題を問わせていただきたいと思います。実は、看護職の給与体系は非常に問題のある特色を抱えております。

一つは、賃金の上昇率がほかの医療職種と比較して極めて低いということでありまして。経験を積み積むほど賃金の上昇が悪くなるという矛盾を抱えておりまして、昇給の幅が極めて

狭いという給与体系になっているわけであり
ます。

もう一つの問題は、給与総額に占める基本給
の割合が低いということでもあります。基本給が
低いということは、すなわち賞与やあるいは退
職金の算出など生涯賃金にも当然影響が出てく
るものであります。

県内の看護師の現場の声をまとめた集計表か
ら毎回一番多く上がってくるのが、給与や各
種手当の支給額の低さやサービス残業が多いと
いう問題点であります。同様に、看護要員の不
足、そしてそれによる過重労働、この3つが一
貫して多いのが現場の声であります。

加えて申し上げれば、本県の給与水準が47都
道府県で最低であるという実態は、国家資格で
ありながらも地域格差が歴然としているという
問題を抱えていると言わざるを得ないわけであ
ります。そこでまずは、看護師の勤務環境並び
に給与水準の現状をどのように受けとめておら
れるか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 医療機関の看
護師につきましては、命にかかわる緊張感の中、
医療機関に特有の厳しい勤務環境で働かれて
いると承知をいたしております。

看護師の給与体系等につきましては、現場で
は経験に基づく看護スキルの向上等が評価され
ないとの不満の声や、さらには勤務環境がきつ
いといった切実な声もあると伺っております。

また、本県の看護師の給与水準につきましては
は、厚生労働省の平成25年6月の賃金構造統計
調査によりますと、通常の給与額が看護師は全
国46位、准看護師は最下位であり、他県と比較
すると厳しい状況にあると認識をいたしており
ます。

○右松隆央議員 やはり看護師も生身の人間で

ありますから、ワーク・ライフ・バランスを
しっかりとって、そして看護師が担っている責
任にふさわしい給与水準と体系が保障される、
このことは大事なことだというふうに考えてお
ります。当然、ベースアップについては、民間
病院では経営する医師や事務長に委ねざるを得
ないわけでありましてけれども、何らかの改善の
道筋がつかれないものなのか、考えなければなら
ないと思うわけでありまして。そこで、本県の
看護師の給与等の改善策として、例えば宮崎県
としての一定の指針を設けて広報を図るなどし
て、民間病院の自発的な改善を促すことはでき
ないものなのか、福祉保健部長に伺いたいと思
います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 医療を提供す
る上で患者に寄り添う存在である看護師の確保
は、医療の質を向上する上でも大変重要であり
ますので、そのために医療機関が夜勤負担の軽
減など処遇の改善を図り、看護師にとって魅力
ある勤務環境づくりに取り組むことは効果的で
あると考えております。

看護師の処遇につきましては、それぞれの医
療機関等において設定されるものであります
が、医療機関の自発的な取り組みを促進するた
め、残業縮減や長時間夜勤の見直しなど、勤務
環境改善により職場が活性化した事例を広く紹
介するなど、関係団体等と連携してどのような
取り組みができるか、検討してまいりたいと思
っております。

○右松隆央議員 現場の声で圧倒的に多い悩み
の声をぜひ正面から受けとめていただいて、改
善が図れる環境づくりに県としてでき得る限り
の尽力はしていただきたいと強く願う次第であ
ります。

続いて、本県看護職員の需給の見通しについ

てであります。事前にいただいた資料では、充足率が全国平均を5ポイントも上回る極めて高い数値になっております。しかし、現場の声で常に上がるのが、看護要員の不足を感じるという実態であります。もう少し病棟に看護職がいれば年休がとれるのといった声や、スタッフが不足しているため夜勤をたくさん入れることになり、家族とのコミュニケーションが不足をして体調も壊してしまうといった切実な声があります。そこで、本県看護職員の需給見通しについて、その数値とそれが本当に実態をあらわしていると考えておられるのか、福祉保健部長に見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 厚生労働省の示した通知に基づきまして平成21年に策定した第7次看護職員需給見通しによる需要数と、2年に一度実施している看護業務従事者届に基づく常勤換算の看護師就業者数の比率は、病院で96.7%、診療所98.8%、介護保険関係施設135.2%となっております。

しかしながら、夜勤看護師を募集しても応募者がいないといった求人と求職のミスマッチや、育休代替職員の確保が難しいことなどから、県内の医療機関の現場では看護師の不足感が強い状況にあると伺っております。

平成26年度は第8次看護職員需給見通しの調査を実施することとなっておりますので、全国調査のため一定の制約はありますが、本県独自の工夫も取り入れながら、実態の把握に努め、次の需給見通しに反映してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ある看護師の方から、稼働している病棟を見れば診療報酬による人員配置基準の7対1ではなくて実際は10対1なのではないかといった話を聞いたこともありました。次

回の医療機関への需要数の調査方法は、先ほど部長が言われましたように、実態がわかる工夫もしっかり考えていただいて、ぜひ現場の声との乖離が小さくなるように努めてもらうことを要望させていただきたいというふうに思っております。

続いて、本県の将来を担う人材がどれほど県外に流出しているのか、またせっかく職場を得ても離職してしまう問題について考えてみたいというふうに思います。まずは、看護大学の新卒者の県内就職状況並びに県内看護職員の離職率の直近の数字を、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県立看護大学の県内就職率は、平成13年3月に卒業した第1期生は54.1%で、その後、年によって上下しながら推移をいたしております。最も高いのは、平成16年3月に卒業した第4期生の62.5%、最も低いのは直近の平成25年3月卒業の第13期生で31.9%となっております、この数字は前年度より14ポイント低くなっております。

また、県内の常勤看護職員の離職率については、直近の数字が平成23年の10.4%となっており、全国の10.9%よりやや低くなっておりますが、新人看護職員の離職率は8.5%であり、全国の7.5%より高い状況にあります。

○右松隆央議員 昨年の県内就職率がわずか31.9%、7割近くが県外に出ていってしまったということは極めて憂慮すべきことだと感じております。前年度よりか14ポイント低くなっている。日本看護連盟の元幹事長の石田昌宏参議院議員と意見交換をさせていただく機会があったわけではありますが、本県は看護師の輸出県になっていると警鐘を鳴らされておりました。宮崎県はターゲットにされており、看護大

へのリクルートが大変激しく行われている実態を伺った次第であります。

また、別な方から、医療職の人材派遣会社が学生に手を出しておりまして、10万円上げるから東京に来てほしいといった生々しい話も現場の方から伺ったことがあります。今後、さらに危機感を持って将来有望な人材の県外流出に歯どめをかけるために努力を払う必要があると感じております。そこで、看護師の県外流出並びに離職者対策をどう講じていくのか、修学資金貸付制度を充実させていく考えや、あるいは県外に出ていった看護師を宮崎にまた呼び戻す取り組みができないものか、福祉保健部長に重ねて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成25年3月の県内看護師等養成所の卒業生の県内就職率は54.8%であり、4割以上の学生が県外に就職しております。

看護師の県内定着を促す制度の一つとして、現在、看護師修学資金の貸し付けを行っておりますが、各養成所を通して学生のニーズを把握しながら、限られた予算を最大限有効活用できるよう、さらなる工夫が必要だと考えております。

また、関係機関と協議しながら、県内医療機関による看護学生に対する積極的なアピールや、出身学校と連携して一旦県外に就職した本県出身者を県内に呼び戻す取り組み、さらには新人看護師の研修体制の充実や働きやすい職場環境づくりなど、離職防止対策について取り組みを進めますとともに、新年度には県立看護大につきましても、県内就職率を高めるための取り組みを検討していく会議もつくって、具体的な成果を出していきたいというふうに考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、しっかりと対策を早急に講じていただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、看護師の確保についてであります。今後の急速な高齢化を控えて、在宅医療、福祉の切り札として看護師の確保に本格的に乗り出した自治体があります。滋賀県では潜在看護師の発掘や復職を支援していく目的で、訪問看護ステーションの約70施設、これは本県の71施設とほぼ同じでありますけれども、その施設の看護職を4年後の平成30年までに300人増員するという計画を立てております。本県では現在、訪問看護ステーションに働いておられる看護師の総数は251人です。需給見通しでは5年間で17名しかふえないという数字になっております。滋賀県の300名とまでは言いませんけれども、戦略的に目標数も設定をして、訪問看護師の確保に乗り出していくべきと私は考えております。そこで、在宅医療の切り札として本県も看護師の確保に取り組む考えはないのか、知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 一連の看護師についての御質問でございます。医療、福祉の現場を支えるマンパワー、医師と並んで非常に重要な役割を果たしていただいている看護師、ただこれもたびたび議論になりますように、医師不足と同様に看護師不足も大変重要な課題であろうと、看護師確保対策、これも全力で取り組んでまいりたいという思いでございます。

今後ますます重要となる在宅医療の推進におきましても、看護師による訪問看護が大きな役割を果たすものと受けとめております。現在、宮崎県医療計画の中で、29年度までに訪問看護ステーションの数を75とする数値目標を掲げているところであります。

このため、県としましては、これまで訪問看護師を養成するための講習会、定員40名で行っておるところでありますし、医療機関で退院支援を行う看護師のための研修会などを毎年開催しておるところであります。今後、さらに強化をしていくという思いのもとに、今年度からの3年間で地域医療再生基金を活用しまして県民に訪問看護の魅力を普及啓発する、理解していただくための講演会を県内全ての地区で開催するなど、取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

現在、国におきましては、在宅医療・介護連携の推進など、地域包括ケアシステム構築に向けた検討が行われておりますので、今後さらに潜在看護師に訪問看護や在宅医療の現場で活躍をしていただけますよう、目標数値の設定も含めてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 看護政策において最後の質問になります。私は、看護師の役割の重要性を鑑み、看護師の地位の向上をもっともっと図っていくべきだと認識いたしております。そのためには、これまで申し述べた給与水準あるいは職場環境の改善のほか、24時間保育などの離職防止、さらには潜在看護師の活用策、その一つ一つをさらに充実させていくとともに、新たな看護師への支援策も必要だと、そのように感じております。そこで、本県独自の看護職員への支援策を構築することはできないものか、重ねて知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘がありましたような看護師の離職防止、また潜在看護師の活用策の推進は、大変重要な観点であろうと考えております。県としましては、離職防止のための環境づくりとしまして、現在、国の制度を活用

して病院内保育所の設置運営への支援を行っているところであります。25年度に運営費を支援した医療機関は9施設にとどまっているところであります。そのうち24時間保育に取り組んだ施設数が2、病児・病後児保育に取り組んだ施設はないなど、今後さらにこの制度の周知を図っていく必要があろうかと考えております。

一方で、看護職員の確保などにつきまして、新たな支援制度の創設が予定されておりますことから、県の現状を踏まえた独自の観点を加えながら、離職防止のためにどのような施策が可能なのか、支援制度のあり方についてさらに検討してまいりたいと考えております。

また、潜在看護師の活用につきましては、国において病院などを離職した看護師などが住所、氏名等を届け出する制度を新設し、総合的な支援を行うための法律案を今国会に提出中であります。その動向を踏まえながら、本県としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 「医療先進県みやぎ」を目指していく上で、その鍵を握る存在でもあります看護師の地位の向上並びに職場環境、待遇改善に本県としてもしっかりとバックアップしてもらいますよう、強く要望させていただきます。

それでは、3つ目の項目に移りたいと思います。地域福祉支援計画についてであります。

自治体にとって地域福祉の向上は極めて重要な課題であります。昨今は、特に社会のあり方が大きく変化してきており、その中で県民の誰もがその人らしく安心して暮らせるような地域をつくり出して、本県に生まれてきてよかった、これからもずっと住み続けたい、そういう県民の幸福度を高めていくことが県政にも求め

られております。

本県では、宮崎県地域福祉支援計画を平成19年3月に初めて策定し、その後、少子高齢化の進行や、あるいは児童・高齢者の虐待の問題、あるいは孤独死といった新たな福祉課題が顕在化していることを踏まえて、平成23年3月に第2期計画として改定をされたところであります。支援計画の期間は、他計画との調整が必要であることから、おおむね5年としておりまして、3年で見直すことが適当とされております。また、都道府県は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには計画評価委員会のような計画の進行管理を含む評価体制を確保するなど、評価の手法もあらかじめ明らかにするようにとされております。そこで、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。本県では計画評価委員会は設置されていないとのことですが、どのように評価を行っているのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県の地域福祉支援計画は、広域的な見地から市町村における地域福祉推進の取り組みを支援するために策定したものであります。計画の推進に当たりましては、毎年度、庁内各課や市町村などに照会して計画の取り組み状況の点検を実施し、数値目標の達成状況を県庁ホームページにおいて公表するとともに、取り組み状況の評価を踏まえながら、市町村に対し必要な助言を行っております。

○右松隆央議員 庁内で点検をし、公表もされているということですが、やはり第三者も含めた評価体制の確保が奨励をされておりますので、現在の点検方法についてさらに充実してもらいますよう、お願いしたいと思います。

続いて、現在の計画は前回の改定からちょう

ど3年を経ているわけでありまして。見直すことが適当とされる時期を迎えて本県の計画の進捗状況について今どのような現状であるのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 地域福祉支援計画の進捗状況につきましては、県が取り組んでおります地域福祉コーディネーターの育成人数や社会福祉事業従事者等の研修受講者数、市町村が取り組む市町村地域福祉計画を策定した市町村数や福祉避難所を設置した市町村数などの項目は、平成24年度の間目標をほぼ達成しており、おおむね順調と考えております。

一方、市町村社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動計画を策定した市町村社会福祉協議会の数や、県民意識調査の結果による月1回以上のボランティア活動者の率、住んでいる地域のつながりが「強い」「少し強い」と思う県民の割合などの項目については、中間目標に達しておらず、今後とも目標の達成に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 計画に記されている各数値目標における中間状況を私も確認いたしました。部長が答弁されましたように、おおむね順調にしているとは考えております。ただ、気がかりな点は、県民の意識調査において、設定された2項目とも中間目標どころか、改定時の現況値よりも数字が悪くなっているという点であります。この部分は今後の課題としてやはり真摯に受けとめていく必要があるのかなと感じている次第であります。

さて、都道府県の地域福祉支援計画は、市町村が策定した地域福祉計画の取り組みを支援することが目的となっております。厚労省の調査では、24年3月31日時点で全国の1,742市町村のうち29.3%の510市町村において計画が未策定と

いう現状が公表されております。同じく、全国市町村に対して計画の策定の効果についてアンケート調査が行われております。それによると、策定効果の上位3つは、地域の要望や地域福祉の向上における課題が明らかになった、地域福祉関連活動や事業の推進につながった、3番目が各種ネットワークの形成や連携強化のきっかけとなったというふうにあります。今の時代背景において地域福祉計画の策定は極めて有益だというふうに考えております。そこで、県内26市町村における地域福祉計画の策定状況はどうか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 地域福祉計画につきましては、平成24年度までに19市町村が策定しており、本年度は1村が策定中となっております。未策定の6町村につきましては、計画最終年度の平成27年度までに全て策定を終える予定であります。

○右松隆央議員 未策定の6町村において27年度までには策定を終えるということですが、県として引き続きどのように助言をしてくれるか、重ねて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では、地域福祉計画の策定を支援しますために、市町村の担当者を対象に地域福祉計画の必要性や策定方法などの研修を実施しているほか、社会福祉協議会や民生委員など福祉関係者を交えて地域福祉の現状と課題などを議論し、計画策定のきっかけづくりとする地域福祉推進ミーティングを実施しております。また、市町村の求めに応じて計画策定に関する専門的な助言などを行う地域福祉専門アドバイザーの派遣も行っております。今後とも、全ての市町村において計画が策定されるよう、必要な助言、支援を行ってまい

りたいと考えております。

○右松隆央議員 この項目の最後になります。計画期間が残り2年となった宮崎県地域福祉支援計画をより充実させていくことは、近年の社会変化に対応していく上で不可欠のことだと考えております。そこで、宮崎県地域福祉支援計画においてさらなる充実を図っていくために今後どのように取り組んでいかれるか、知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 県の地域福祉支援計画は、「共に支え合い、助け合う安心な福祉社会づくり」を基本理念としまして、県民誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らしていける福祉社会の実現を目指しているものであります。

今いろいろ御議論がございましたが、少子高齢化が進展をして、家族の結びつきや地域における人間関係が希薄化し、地域力の低下が懸念される中で、増大する医療や介護のニーズ、また住民の孤立化などの課題へ対応していくためには、市町村においてそれぞれが有する福祉や保健・医療などの資源や人材を生かして、自助、共助、公助をバランスよく機能させながら、社会福祉の機能を充実させていくことが大変重要であろうかと考えております。

県におきましては、こうした市町村における取り組みを推進するために、社会福祉を担う人材の育成や、福祉と保健・医療の連携促進などにおきまして、より効果的な支援ができますよう、今後、現状と課題の整理を行いまして、評価の手法を明確にした上で平成27年度の計画改定に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 よろしく願いいたします。

それでは、最後の4つ目の項目に移りたいと思います。「医療先進県みやざき」を目指してであります。

私は、社会保障制度が税制改革と一緒に大きな転換期を迎えている今、県として医療先進県を目指していくという強い姿勢を示していくことが将来において極めて重要なことだと認識いたしております。

来月、4月からの消費増税は、御承知のとおり、全額社会保障に充てられることとなります。地方消費税として全国の都道府県に交付される財源は答弁で80億円程度と言われておりましたけれども、まさに都道府県ごとに特色のある、いわば御当地医療をつくり上げるための財源になると言っても過言ではないわけでありませう。地方消費税の財源で県財政の社会保障関係費のマイナス分を補うといった後ろ向きでネガティブな発想ではなくて、医療・介護・福祉サービスにおける提供体制の改革を推進するための財源として有効に活用していくと捉えられるか、これから都道府県の力が社会保障の分野でも問われてくるのだと、そのように受けとめております。

国会で成立をした社会保障プログラム法によって環境が整備されて、都道府県の権限と責任が大きくなりました。とともに、消費増税の財源を充てていくという安倍総理のもとで進められている改革の方向性、そしてその意図がどこにあるのか、本県はしっかりとつかんでいかなければならない、そのように考えている次第であります。まさに首長の力が問われている、私はそのように考えております。医療先進県を目指して、それにふさわしいビジョンと施策を本県においても策定すべきだと考える次第であります。

その施策とは、具体的に申し上げれば、1つは病院・病床の機能の分化、連携への支援であり、2つ目が急性期医療を中心とする人的・物

的資源の集中投入、3つ目が在宅医療・在宅介護の推進であり、4つ目が地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携、5つ目が生活支援・介護予防の基盤整備、6つ目に認知症対策、最後が医療人材の確保、この7つが重要施策になってくる、そのように考えております。

そこでまず、本県の医療資源、体制が現状はどうなのか、伺いたいと思います。人口10万人に対しての医師数、救急病院数、病院・一般診療所数、病床数、さらに看護師数を全国平均と比較して福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 人口10万人に対する現在数につきましては、医師数は、全国平均237.8人に対しまして本県は240.6人、救急病院数は、全国平均3.0施設に対しまして本県は5.3施設、病院・一般診療所数は、全国平均85.2施設に対しまして本県は92.6施設、病院・一般診療所の病床数は、全国平均1,336.2床に対しまして本県は2,008.6床、看護師数は、全国平均796.6人に対しまして本県は1,093.6人となっております。

○右松隆央議員 5項目とも人口10万人に対して医師数も含めて全国平均を上回る数値となっております。医療先進県として定評のある岡山県と比較をしましても、大事な問題ですけれども、医師の数以外は全て上回っているという結果となっております。本県が医療先進県を目指す、夢物語じゃなくて、医療資源、体制とも、はなから太刀打ちできないような状況ではない、私はそのように前向きに受けとめていきたいわけでありませう。福祉保健部長に重ねて、これらの数値をどう評価し、その中で課題をどう認識しておられるのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） それぞれの数

値につきましては、特に病院数、病床数は全国平均を上回っているところではありますが、医療に従事する人材や高度な医療を提供する施設が県央部に集中するなど、医療資源の偏在といった課題があると考えております。

特に医師については、平成16年度の新医師臨床研修制度導入後、僻地はもとより、県全体で若手医師の減少や医師の偏在が深刻化し、地域医療体制にも影響が生じておりますことから、今後とも、地域医療を担う医師の育成確保を最優先に地域医療の充実に取り組んでいく必要があると考えております。

○右松隆央議員 医療資源の地域偏在は、岡山県はもちろんのこと、全国どこでも顕在化する問題でもあります。その中で、部長の答弁がありましたように、医師確保とあわせて地域医療をどう充実させるのか、やはりここが重要になってくると考えております。

医師の確保につきましては、私はさきの9月定例会で、地域医療支援機構の拡充であったり、あるいは地域医療ミーティング、あるいは研修医に魅力あるカリキュラムを構築する提言をいたしました。

医療先進県を目指す上で2つの大きな方向性があると私は考えております。1つは、本県行政の主体的な立場のもと、再整備を行う宮崎を含めた県立病院と大学病院を核にして、県内の総合病院、専門病院が連携した新たなネットワークを構築して、最高水準の医療の提供や臨床研修を実施するということ。もう1つは、保健・医療・福祉分野の連携を強化して、予防、診療から介護、そしてみとりまで、切れ目のないサービスを住民が受けられる仕組みで地域包括ケアを確立することです。

そこで、今の県行政の福祉保健部において、

医療薬務課と長寿介護課の縦割りの中で在宅医療と介護の連携を進めていく難しさを担当の職員の方からも伺った次第であります。県内の地域の実情に応じたきめ細かい在宅医療、地域包括ケアシステムの確立を図るためにも、組織の改編あるいは庁内に総合拠点の新設する、部内に総合拠点を新設する重要性を私は強く感じている次第であります。そこで、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。地域住民のニーズに応じて、保健・医療・介護・福祉サービスを一体的に提供するために分野横断的な総合拠点を県として設けるべきと考えておりますが、いかがお考えか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 地域住民に対して、保健・医療・介護・福祉サービスを一体的に提供することは、高齢化の進行に伴い、今後ますます重要になるものと認識しております。このため、改正が予定されております介護保険法においても、在宅医療と介護の連携を一層強化することが求められているところであります。

国の想定によりますと、市町村に設置されている地域包括支援センターと地域医師会などに置かれる拠点機能が相互に連携協力して進めるものとされておりますので、県といたしましては、このような連携協力の取り組みを円滑に進めるためにも、どのような支援ができるか、議員御指摘のことも含めて、今後、多方面から検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、検討していただきたいと強くお願い申し上げる次第であります。

さらに深めてまいりたいと思います。在宅医療並びに地域包括ケアは、言うまでもなくチーム医療であります。1人の患者さんに医師や訪問看護師、訪問リハビリテーション、訪問歯科

診療、訪問服薬指導など、多くの職種がかかわることになります。

こういった在宅医療にかかわる医療人材、その中でもとりわけ各市町村に地域リーダーを育成していくことが大事だと私は考えております。具体的には、各市町村で在宅医療に携わる医師や看護師、ケアマネジャーの方々を地域リーダーとして育成することを目的に、地域ごとに研修会を開いて連携構築の手法や在宅医療の現状を学んで、グループワークを通じて情報や課題を共有していく、そのような研修システムを構築していく必要があると考えております。そこで、福祉保健部長に伺いたいと思います。多職種が協働する在宅のチーム医療を担う人材の育成、とりわけ県内市町村における地域リーダーを育成していく研修システムを構築できないか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 在宅で安心して療養生活を送るためには、医療や介護などのサービスが相互に連携し、多くの職種が参加した在宅医療チームを構築する必要があると考えております。

県としましては、医療・介護関係者が顔の見える関係を構築しつつ、スキルアップを図るため、多くの職種が参加する研修会を開催し、在宅医療先進地でリーダーの役割を果たしている医師を講師とした講演会やグループワークを始めたところでございます。在宅医療への取り組みは緒についたばかりでありますので、今後、こういった事業を各地域において取り組むことにより、地域のリーダーとなる人材を育成するとともに、そうした研修が県内全域において継続して行われますよう、支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、地域リーダーの育成に

力を入れていただきたいと思います。

さて、医療の提供体制について考えてまいりたいと思います。我が国は現在、高齢化の急速な進展が顕著である中、これからは従来の病院完結型の医療から、慢性疾患や複数の疾病を抱える高齢期の患者さんを中心として、地域全体で治し支える地域完結型の医療に変わらざるを得ないと認識いたしております。

しかしながら、現状はどうかといえば、欧米に比べて我が国の病院はベッド数は多いわけにありますけれども、各病院の役割分担がはっきりはしておりません。また、リハビリや緩和ケアが得意な病院、介護施設、自宅を訪問して診療する医師や看護師の数が不足していることは言うまでもありません。このため、何が起きるのか。高度な医療を提供する医師や看護師のいる病院に、治療が一定程度済んでいるにもかかわらず患者さんが滞留する、いわゆる社会的入通院が起きているわけであります。

だからこそ、本県ならではの御当地医療として、各市町村の地域の実情に応じて、在宅医療、介護の連携を強力に進めていき、地域完結型の医療を目指すという方向性が極めて大事になってくると考えております。そこで、知事に伺いたいと思います。御当地医療という考え方を県として強力に進めていく考えはないか、伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御当地ソングとか御当地グルメ、こういう言葉は知っておりましたが、御当地医療は耳なれない言葉でありました。国に設置されました社会保障制度改革国民会議の報告書でも指摘をされておりますとおり、医療、介護のあり方を地域ごとに考え、地域の実情に応じて対応していくという考え方であるわけでありますが、地域により医療・介護

需要のピークの時期や程度が大きく異なり、医療・介護資源の現状の地域差も大きい実態がありますことから、御当地医療という考え方は重要な視点であろうかと受けとめております。

県としましては、今後、高齢化が進み、医療の担い手不足が懸念されますことから、限られた医療資源の中で各医療機関による機能分担、連携を推進するなど、本県の特性を十分踏まえた上で、いつでも、どこでも必要な医療サービスが受けられる医療体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 地域の実情に合った御当地医療をつくるために、国は都道府県の権限と責任を大きくし、地方消費税の財源を充てていくわけであります。ぜひ、地域完結型の医療を目指して、宮崎ならではの御当地医療を完成させるべく、全力を尽くしていただきたい、そのように考えております。

最後に、知事に伺いたいと思います。本県の今ある各種の医療施策をパッケージとして一体的にまとめて、また明確なビジョンを掲げて推進力を高めていくということは、大事なことだというふうに考えております。本県のあるべき医療の方向性をいろいろと議論してまいりましたが、今回新たな項目も加えた上で、「医療先進県みやざきプロジェクト」として推進をしていくことはできないか、最後に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県が直面しますさまざまな政策課題の中で、医療・福祉という分野は、景気・雇用対策と並んで県民も関心が大変高く、重要な分野であろうかというふうに考えております。

県ではこれまで、長期計画「未来みやざき創造プラン」におきまして、健康づくりや医療提

供体制の充実、介護予防など、保健・医療・介護にわたるさまざまな施策の推進に取り組んできたところでありますが、急速な少子高齢化や、これに伴う社会保障費の増大に対応していくためには、明確なビジョンを持ち、一体的な施策を推進していくことが大変重要であろうかと考えております。

この一連のお尋ねの中で一つのキーワードとしては、連携というものが大変重要であろうかというふうに考えております。医療先進県みやざきということは今御提言いただいたわけですが、そういう高い目標を持ちながら、国の社会保障制度改革が本格的に動き出した中で、在宅医療と介護の連携強化や必要な人材の育成、活用、地域福祉の充実などを図りながら、本県の医療資源、福祉ネットワークなどを最大限に生かしまして、高いレベルの医療、福祉の連携提供体制を目指して取り組んでいくことが極めて重要であろうかと考えておりまして、私が先頭に立ちまして、新たな施策の展開につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今年度は、私が厚生常任委員会に所属していることもありまして、1年を通じて医療と福祉の分野を徹底して質問させていただいた次第であります。冒頭申し上げましたが、今、社会保障の分野はかつてない大きな転換期にあります。本県がその方向性を先取りして、かつ果敢に新しい施策に挑戦をし、そして確かな実績を積み上げて、数年後、全国が認める医療先進県に成長していくことを切に願いまして、また今後も社会保障の分野にもしっかりとかわっていくことを決意申し上げまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) 通告しております項目につきまして、順次質問をさせていただきます。

まず、女性の活躍促進についてお伺いいたします。

先日、国会の予算委員会の審議を聞いておりましたところ、自民党の野田聖子議員が質問をしておりますので、その中で、政府がアベノミクスの3本の矢である成長戦略の中核に「女性の活躍」を位置づけていることについて、安倍総理にその本気度を尋ねておりました。これに対し、総理は、「少子高齢化で労働力人口が減っていく中で、日本が成長していくためには、眠っている可能性を引き出していくしかない。それが女性の力であり、女性の能力を开花していく以外に道はない。日本を世界で一番「女性が輝いている国」にしていくために全力を挙げていきたい」と答弁し、女性の活躍促進に不撤退の決意で取り組む意思を表明されました。

女性の活躍が促進され、その能力が活かされることは、単に労働力人口の増加という観点だけでなく、埋もれている優秀な人材の確保や、生活者の視点に立った新たな商品やサービスが生み出され、企業の業績アップにつながるなど、我々の暮らしを豊かにするとともに、経済を活性化させるものであり、本県においても積

極的に推進していく必要があると考えます。しかしながら、「女性の活躍促進」といっても、育児休業や短時間勤務がとりやすい職場環境を実際に整備することや、結婚や出産を機に一旦退職した女性が希望する仕事に再就職することは、中小企業の多い本県においては、決して容易なことではないと思います。そのような中、国が成長戦略の中核と位置づけた「女性の活躍」を本県においても促進するためには、知事がリーダーシップを発揮する必要があると考えますが、知事はどのように取り組むのかお伺いしたいと存じます。

次に、県における女性職員の登用についてあります。これから社会づくりを進めていく上で、女性の視点は大変重要であり、このことが言われ始めてから久しいわけであり、県としても、民間を含め県内での女性の活躍の場を広げるための取り組みを積極的に進めてきましたが、私が思いますのは、まず、県が率先して女性登用を積極的に進め、市町村や民間の見本となるのが大切であるということであり、そうした目で我が宮崎県の状況を見ますと、さきの代表質問で松村議員への答弁にもありましたとおり、知事部局の課長級以上の女性職員の割合は、5.2%となっております。決して高いレベルにあるとは思えません。私も毎議会、常任委員会などに出席しても、女性の幹部職員が以前と比べてふえてきたという実感は余りないのであります。もちろん県としても、「第2次みやざき男女共同参画プラン」の中で、副主幹以上の役付職員における女性の割合を12.5%とする目標値を設定するなど、努力はされているのだと思います。そこで、県職員の女性登用の現状と、今後どのような考え方に基づいて進めていかれるのか、総務部長にお伺い

いたします。

また、県内の公立学校においても、女性が管理職を希望し、実際に管理職に登用され、女性としての視点を生かしながら学校経営をリードしていくことが、県内公立学校の活性化にもつながるのではないかと考えております。そこで、県内公立学校における女性登用の状況と、今後の登用に向け、どのような取り組みをされようとしているのか、教育長にお伺いいたします。

以上を壇上での質問とし、後の質問は質問席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

女性の活躍促進についてであります。先週閉幕しました冬季オリンピックソチ大会における日本女性選手のすばらしい活躍、その感動も記憶に新しいところであります。「女性の活躍促進」は、経済の活性化はもとより、活力ある豊かな県づくりを進める上での大変重要な課題であると認識しております。

このような中、国が「女性の活躍」を成長戦略の中核と位置づけまして、企業における管理職への女性登用や雇用環境の整備などにつきまして、積極的な支援策を打ち出しましたことは、「女性の活躍」促進への大きな推進力になるものであります。県としましては、我が意を得たりという思いで、この国の事業を最大限に活用しますとともに、来年度に創設することとしております「みやざき人財づくり基金」も活用して、今後、女性の一層の活躍に向けた支援に取り組みたいと考えております。

特に、企業における女性の活躍を促進するためには、企業経営者の理解と自主的な取り組みが重要であります。私もさまざまな機会を捉え

て、企業経営者などに直接訴えるなど、効果的な啓発等に努めてまいりたいと考えております。

また、国の調査結果によりますと、県の審議会等での女性の登用率は、平成24年度末で45.7%となっております。また、県職員の採用者(大卒程度)に占める女性の割合は33.1%となっております。これはどちらも全国で3位というトップクラスの数字となっております。今後とも、県が率先して取り組むことが、県内の市町村や企業などの取り組みの促進につながるという思いのもとで、引き続き、積極的な登用に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(四本 孝君)〔登壇〕 お答えいたします。

女性の管理職登用についてであります。知事部局における副主幹以上の女性職員は、今年度は133名でございまして、その割合は、目標が12.5%であるのに対し、9.6%となっております。また、女性職員の割合を年代別に見ますと、40歳以上では1割程度であるのに対し、39歳以下の年齢層については3割を超えておまして、女性登用の機会も徐々にふえていくものと考えております。今後、女性職員の登用は、ますます重要になってくると考えておりますので、県といたしましては、さまざまな職務の経験等を通じ、高い能力と意欲を備えた女性職員の育成に取り組みますとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進という観点からは、各種休暇制度の周知や取得促進、育児休業取得者が復帰しやすい環境整備などにも努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長(飛田 洋君)〔登壇〕 お答えいたします。

公立学校における女性登用についてであります。平成25年4月1日現在で、公立学校の教職員のうち女性が占める割合は、小学校58.6%、中学校43.5%、県立学校38.7%であり、全体で48.3%となっております。女性管理職、これは校長・副校長・教頭でございますが、その割合は、公立学校全体で8.9%となっております。これに加えて、県立学校では管理職として事務長を配置しておりますが、事務長にも2名、女性を登用いたしております。いきなり管理職にというのは、なかなか難しゅうございますので、女性の管理職増加を目指して、管理職としての資質を育むために、貴重な経験となる主任ポストへの女性教職員の登用に積極的に取り組んでいるところであります。それらの取り組みを進めた結果、主任のポストを女性が占める割合は、現在24%まで増加いたしております。今後とも、女性が働きやすい環境づくりに努め、女性管理職の積極的な登用を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 前向きな御答弁、ありがとうございます。

続いて、県民所得についてお伺いしてまいります。

私は、経済の活性化と雇用の安定は、県民が安心して暮らしていくための大前提であると考えておりまして、県政にとっても最重要課題の一つであると考えております。先日、これに関して、あるデータが発表されました。そのデータは、厚生労働省が発表した平成25年の賃金構造基本統計調査の都道府県別速報であります。この速報の内容を見ますと、本県を含む28都府県で前年から減少が見られるとともに、金額の上位は、東京都が36万4,600円、以下、神奈川

県、3位が大阪府と都市圏が並び、地方圏がその後続く中で、残念ながら、本県は最下位で22万7,700円でありました。日々の仕事に懸命にいそしんでいる多くの県民にとって、これは実に残念な結果ではないかと考えております。ところで、本県においての経済・雇用対策については、さまざまな振興策を講じてきたものと考えられますが、しかしながら、県民所得の向上にはなかなかつながりにくく、これまでも多くの議員が県民所得の向上等をテーマに質問を行ってきたところでもあります。そこで、まず、本県における1人当たり県民所得及び賃金構造基本統計調査における所定内給与額について、過去5カ年の金額と都道府県順位の推移がどのようになっているのか、総合政策部長にお伺いしておきたいと思っております。

○総合政策部長（土持正弘君） まず、企業所得等を含む本県の1人当たり県民所得であります。おおむね220万円前後でこれまで推移しております。最近のデータであります平成23年度、これは本日公表予定であります。220万8,000円となっております。また、都道府県順位は、46位もしくは45位で推移しております。現時点で順位の把握が可能な平成22年度になりますけれども、45位となっております。次に、賃金構造基本統計調査の所定内給与額であります。平成21年から平成24年までは23万円台で推移しております。また、順位としましては、44位から42位で推移しております。平成25年は、22万7,700円で47位となっております。

○徳重忠夫議員 ただいま答弁をいただいたところであります。県民所得についても、本県は全国的に下位にあるということでもあります。特に所定内給与額については、今回は最下位と

ランクを落としたこととなっております。県民への心理的な影響も非常に大きいものと思われます。私も県民の一人としてショックを受けたことは事実であります。そこで、こうした厳しい状況を受けて、知事はこれをどのように受けとめておられるのか、また、今後、どのように対応していくおつもりなのか、お伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘にありました雇用者報酬や企業所得等の総体である県民所得及び所定内給与額の調査結果につきましては、本県の経済や雇用が置かれている状況を示す重要な指標でありまして、所定内給与額については、サンプルのとり方によって数値のぶれも多少あるわけですが、それらが全国でも下位レベルであるという結果については、まことに残念であり、真摯に受けとめているところであります。

私は、この3年間、疲弊した本県経済・雇用の早期回復、そして新たな成長路線への転換に全力を傾けてきたところであります。最近では、アベノミクスという追い風などもありまして、本県の景気には徐々に明るさが見えてきているところだろうかというふうに考えております。この流れをより力強いものとするために、今般、国の経済対策の実施経費に伴う185億円余を含む今年度補正予算案と、100億円の地域経済活性化・防災対策特別枠を含む来年度予算案を同時に編成したところでございます。

今後とも、予算の着実な執行や成長産業の育成加速化等に努めてまいりますとともに、企業所得の増を賃金の増に、そして消費の増につなげるという、いわゆる経済の好循環を本県でも実現すべく、経済団体の方々と意見交換する機会などに私の思いを伝えることなどによりまし

て、県民所得や賃金の向上などにつなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ最下位脱出を図っていただきたい。心からお願いを申し上げておきたいと思っております。

続いて、観光施策についてお伺いいたします。

今議会において、東九州自動車道を活用した観光客の誘致につきましては、多くの質問がなされましたので、私のほうからは質問は控えたいと思っております。県北地域では、東九州自動車道の開通を間近に控えて、今後の地元経済の活性化や交流に期待感が高まっているようであります。開通を記念して、さまざまな祝賀行事も予定されているようで、大変うらやましい感じがいたしております。

一方、私の地元、都城では、今回の高速道路の開通に寄せる期待と同じように、九州新幹線の開通効果を期待しておりましたが、残念ながら、余り実感がありません。この状況を何とか打開しなければと地元でも頑張っておりますが、なかなか決め手がないのが実情であります。

そんな中、聞こえてくるのは、「やっぱり日豊本線の高速化じゃっど」という声であります。大量輸送が可能な鉄道の高速化が実現すれば、九州新幹線を利用して鹿児島を訪れる多くの観光客をまとめて宮崎に誘致できるんじゃないかと思うのであります。こうしたことから、県議会も一緒になって、日豊本線の高速化あるいは複線化をJR九州に長年働きかけてまいったところではありますが、残念ながら、一向に実現する気配もないようであります。そんな中、最近、知事は、東九州新幹線の整備に取り組む旨を公言されました。鹿児島と都城、宮崎、そ

して北部九州を結ぶこの新幹線が実現すれば、その効果は絶大なものがあると期待はいたしております。そこで、日豊本線の高速化の取り組みの現状と課題は一体何なのか、東九州新幹線の整備とあわせて、知事の考えをお聞きしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 整備が進展しております東九州道、さらには都城志布志道路も含め、道路の高速化は大変重要な課題であります。鉄道というものは、定時性や大量輸送にすぐれておりまして、日豊本線の高速化は、本県への観光客やビジネス客の増加につながることを期待できるものであります。こうしたことから、本県では、鹿児島県と連携しまして、日豊本線の宮崎―鹿児島間の高速化や複線化について、JR九州に対して働きかけを行っているところであります。いずれも多額の費用がかかることから、具体化の見通しが立っておりません。JR九州としましては、枕木のコンクリート化など、線路の改良などにできることから取り組むというところにとどまっている状況であります。

一方、新たな高速鉄道の建設につきましては、福岡市から大分市、宮崎市を経て鹿児島市に至る東九州新幹線が昭和48年に基本計画路線となりましたが、計画は凍結されたままとなっているわけでありまして、その整備に当たりましては、地元の財政負担、並行在来線の問題など、克服すべき困難な課題もあるわけでありまして、九州一体となって発展する上で欠かせない交通基盤であると考えておりますので、今後、鹿児島県など沿線となる地域と連携しながら、将来への重要な政策課題として取り組んでまいりたいと考えております。

また、新たな新幹線の整備は、息の長い取り

組みとなることが予想されますことから、日豊本線の高速化につきましても、引き続き、JR九州に対し、粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ、知事を先頭に、粘り強く頑張ってください、交渉を続けていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。都城市にあります大島島田遺跡につきましてお伺いいたします。

大島島田遺跡は、都城盆地のほぼ中央、大淀川右岸沿いに位置しておりまして、平安時代中期の地方有力者の邸宅跡であることが、これまでの調査研究で明らかになっております。また、大型の建物や門などがある邸宅跡としては、この時代に限って言えば、山形県の古志田東遺跡と並んで、全国でたった2例しかないと言われる遺跡であります。国においても、その価値を認められ、平成16年には、約2.5ヘクタールの全域が国の史跡として指定されるとともに、都城市教育委員会により公有化され、これまで保存措置が講じられてきたところであります。

昨年11月、都城市教育委員会により保存整備基本設計が策定されまして、来年度から歴史公園として整備が始まろうとしているわけでありまして、今回の整備基本設計を策定するに当たりまして、都城市教育委員会が保存整備検討委員会を設置し、これまで専門家による意見を聞いて検討が行われたほか、文化庁を初め県教育委員会からも、助言指導をしていただいたとお聞きしております。そこで、県教育委員会としては、この大島島田遺跡をどう評価され、今回の整備についてどのような助言を行ってこられた

のか、教育長にお伺いしておきたいと思いません。

○教育長（飛田 洋君） 私も報告書を見させていただきましたが、議員の御質問にもありましたように、大島畠田遺跡は、平安時代中期における地方豪族の館跡の全容が理解できる、全国でも数少ない貴重な遺跡でございます。県教育委員会といたしましては、県が実施した発掘調査で判明したことを報告書にまとめ、資料を都城市に提供させていただくとともに、都城市教育委員会が設置した保存整備検討委員会にその都度出席し、例えば、館跡の特徴や過去に実施された全国の遺跡の復元事例の情報提供を行うなど、整備計画の策定に必要な助言を行ってきたところであります。

○徳重忠夫議員 私は以前から申し上げておりましたが、文化財としての保存も重要であります。文化資源を生かした地域振興あるいは観光振興といった面にも重点を置いて考えていくべきではないかと考えておるところであります。

都城市教育委員会の今回の整備計画を見ますと、大型建物の柱の跡など平面的な設計であります。どうせ整備するのであれば、平安時代の都城盆地の有力者がどのような邸宅に住み、どのような暮らしをしていたのか、訪れた人たちが容易に想像することができるような建物など、全国にアピールできるようなものができればと考えておったところであります。

このことにより、本県を代表する観光地であります西都原古墳群から都城市の大島畠田遺跡、お隣の鹿児島県の縄文時代の遺跡であります上野原遺跡をつないだルートを、遺跡街道として売り出せるのではないかと考えたわけであります。そこで、今回の大島畠田遺跡の整備に

際して、都城市教育委員会の取り組みとあわせて、県教育委員会としてはどのような支援をしていくおつもりか、再度教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 議員御指摘の大型建物の復元につきましては、これは他県の事例も同じなんです。文化庁より、「復元に必要な根拠資料が存在しないことなどから認められない」という指導を受けているところであります。このため、整備の基本設計では、いにしへの館跡の広さや構造などに思いをはせることができるような施設や、自然に触れ合う多目的な広場など、市民の皆様にとって魅力的な史跡公園として計画されているところであります。この整備を契機に、議員の御提案のように、鹿児島県の上野原遺跡や西都原古墳群をめぐるコースの一つとして活用されることは、大変有意義であると思っております。

県教育委員会といたしましては、地元の方々が遺跡のすばらしさを実感できるよう、発掘調査で出土した土器などの資料を全て都城市教育委員会に譲与したところであります。なお、県内の指定文化財の保存整備につきましては、今議会にお願いしております来年度予算において、その経費の一部助成を考えているところであります。

今後とも、整備が円滑に推進できますよう、文化庁との連絡調整を図りながら、適切な助言等を行ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ御支援のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。今後とも、県教育委員会におかれましては、本県の貴重な文化財である大島畠田遺跡を後世にしっかりと継承していくとともに、県内外に広く情報発信をしていただきまして、都城市教育委員会とも十分

連絡をとっていただきまして、御指導を賜りたいと、このように思うところであります。よろしくお伺いいたします。

続きまして、合併浄化槽の法定検査についてお伺いいたします。

浄化槽の法定検査は、浄化槽法において年1回の実施が義務づけられておりまして、全ての浄化槽管理者が受けるべきものであります。本県の受検率は低迷しておりまして、平成23年9月議会の一般質問でも指摘させていただいたところであります。その後、確かに受検率は、平成22年度の22.4%に比べ、24年度は42%と伸びてはおりますが、私の感覚としては、まだまだ低いと言わざるを得ません。また、九州においても、長崎県では既に80%を超えているんです。そこで、このような高い受検率の県がある中、本県の受検率が50%に満たない状況についてどう認識しているのか、環境森林部長にまずお伺いしておきます。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県の浄化槽法定検査受検率につきましては、平成21年度が14.2%と、全国平均の28.7%を大きく下回っておりましたので、22年度から法定検査の未受検者に対しまして、文書を直接送付して受検を勧奨するとともに、法定検査の必要性について、広報や啓発を行ってきたところであります。その結果、受検率は、24年度に42.0%と、全国平均の33.4%を9ポイントほど上回るまでになりましたが、まだ十分ではないと認識しております。今後とも、市町村や関係機関との連携を強化し、受検率の向上に向け、さらに努力してまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 受検率は少しずつ上がっているようですが、まだまだ十分だとは言えないと私は思っています。受検している人としていな

い人がいる状況で、不公平感が生まれているのは事実であります。検査料金は5人槽で3,800円と、全国的にも低い料金設定になっておりますが、これを10年間支払い続ければ、約4万円、既に払っているようなことであります。10年間でですね。それが半分であります。半分の人は払っていないという事実であります。受検していない人は、この4万円を支払わないことになるわけであります。私は受けているのに隣の人は受けていないという状況があれば、地域コミュニティの崩壊にもつながりかねない。私は、このことを最も危惧しているところでございます。このようなことから、早急に全ての住民に法定検査を受検していただく必要があると考えますが、受検率向上へ向けた今後の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 受検率が向上しない理由としましては、法定検査の必要性が十分認識されていないことや、浄化槽管理者が、保守点検、清掃及び法定検査の契約をそれぞれ行わなければならないことが指摘されております。このため、法定検査を浄化槽管理者にとってわかりやすく受検しやすいものにするための仕組みづくりについて、宮崎県浄化槽協会や指定検査機関などと検討してまいりました。この結果を踏まえ、西都市においては、本年1月から、法定検査の受検申込手続を浄化槽管理者にかわり保守点検業者が行う取り組みが始まったところであります。また、小林市においては、昨年11月から、浄化槽管理者が保守点検業者や指定検査機関などと一括して契約する取り組みが始まり、宮崎市と東諸県郡においても、本年4月から開始される予定であります。県といたしましては、今後も関係団体と連携

し、こうした取り組みを県内全域に広げてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

次に、いま一つお尋ねしたいと思います。本県の浄化槽法定検査は、宮崎県環境科学協会が一手に担っております。本部を宮崎市内に持ち、もう一つ、延岡市にも事務所が設置されておりますが、浄化槽の設置基数の多い都城・小林エリアには、事務所の設置がないと聞いております。また、本県には、14万6,000基の浄化槽があります。24年度末の宮崎県内の受検数は約6万2,000基であり、未受検の浄化槽が8万基以上あるという状況であります。今後、この未受検分の浄化槽についても検査することになるわけでありまして、現在の倍以上の浄化槽を検査することになるわけでありまして、指定検査機関においては、検査機器あるいは検査員等の体制を確保することが今後の課題ともなります。そこで、指定検査機関における検査体制の状況はどうなっているのか、また、県としては今後どのように支援を行っていくのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 指定検査機関である宮崎県環境科学協会は、宮崎市及び延岡市の2カ所に事務所を設置し、22名の検査員で法定検査を実施しております。当協会におきましては、法定検査の必要性を県民に周知し、受検率を高めていくために、広報活動や検査体制の強化に取り組むとのことであり、この中で、今後の検査基数増加に対応するため、新たな事務所の設置について検討するとともに、浄化槽管理士など、専門的知識、技能及び実務経験を有した検査員を計画的に養成すると伺っております。このため、県といたしましては、当協会が検査員を養成するために必要な実務研修や浄

化槽管理士講習等について支援してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 計画的に進めていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

次に、農業問題について、農政水産部長にお尋ねいたします。

2月上旬の宮日新聞に「肉用繁殖雌牛の減少が続く」という記事が載っております。安定した県産和牛づくりに欠かせない肉用繁殖雌牛の県内飼養頭数が減り続けておりまして、原因としては、高齢農家の廃業がふえ、若手農家の規模拡大が追いついていかないことが主な要因と書いてありました。

ところで、さまざまな形での食肉販売戦略が展開されている中で、都城からも東京の芝浦市場に生体の出荷を始めております。市場のほうからは高い評価をいただいておりますが、一方で、定時・定量の出荷をお願いされたとも聞いております。日本一の市場である東京市場での知名度を確実なものにするためには、市場に宮崎牛が継続的に出荷され、バイヤーの目にとまって買っていただくことが大切ではないでしょうか。肥育牛の頭数が減って安定供給できないようでは、ブランド確立はおぼつきません。そのためには、宮崎牛のもととなる子牛の確保、つまり肉用繁殖牛の頭数維持が最重要ではないかと思うのであります。

今後の繁殖畜産農家の飼養頭数を維持するためには、その地において肉用牛の生産基盤を支えるような大規模な畜産団地や繁殖センターあるいは子牛の保育施設といったものを設置して、畜産農家の負担を軽減するなど、対策が今後、絶対必要だと私は考えているところであります。そこで、このような大規模畜産施設の整備に対する考え方について、農政水産部長にお

尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 繁殖基盤の整備につきましては、これまで、新規参入者や既存農家の規模拡大に対する畜舎整備の支援に加えまして、増頭のための導入に係る支援を進めてまいりました。また、妊娠牛の供給施設や子牛の預託育成施設等を建設し、農家の負担軽減、分業化を図る取り組みが進められてきた地域もございます。県といたしましては、今後、このような肉用牛の繁殖基盤を支え、地域の核となるような大規模施設の整備が必要になると考えておりました。それぞれの地域の実情に即した取り組みにつきまして、JA等関係機関と一体となって、国庫事業の活用を含めた検討を行ってまいります。

○徳重忠夫議員 続いてお尋ねしてまいりたいと思います。次は、国の米政策の転換によりまして、転作品目として、飼料用米や加工用米などへの支援が打ち出されたところであります。しかしながら、飼料用米——餌ですね——を消費する本県畜産の現況は、先ほど申しましたとおり、和牛生産農家、肥育農家ともに戸数が減少しておりまして、答弁いただいた対策は待ったなしで進めていただきたいと、こう考えているところであります。

農家が離農していく原因には、「牛飼いを続けたいが、機械が買えないので」とか「体力がなく、飼料づくりができないから」など、やむを得ず経営を中止する農家も多くなると思われます。また、先ほど御答弁いただいた大規模繁殖施設など、飼料をいかに確保するかが課題になってくると思われます。飼料づくりのできない農家や経営体が今後も畜産経営を続けていくためには、飼料づくりの分業化が必要不可欠であると、こう思います。飼料づくりを担う専門

の組織に農地を集積し、低コストで飼料を生産する手法として、中間管理機構の活用があると考えております。そこで、家畜の飼養頭数の維持には、飼料づくりの分業化が必要と考えますが、県の今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 畜産農家等にかわって飼料の生産を行う組織、いわゆるコントラクターの果たす役割は、飼料生産のための基盤や労働力を持っていない農家、大型畜産センター等が安定した畜産経営を行う上で、今後、ますます重要になってくると考えております。現在、本県では、45のコントラクターが農作業受託を行っておりますが、県といたしましては、これらコントラクターに対し機械導入支援などを行いながら、その育成に努めております。今後は、新たに設立される農地中間管理機構の事業を活用した農地の集約化を推進するなど、作業の効率化やコスト削減がより一層図られるよう取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。今後、家畜の粗飼料生産については、分業化を進め、生産規模の確保を図るとの答弁をいただいたところでありまして、このことについては、5年先とか10年先というのではなくて、モデル的にでも早急に進めていただきたい。肉用牛の少数飼養で本県畜産のベースとなる部分を担う農家の生産安定に努めてもらいたいと思います。少数飼養のベテラン農家は、牛を飼うことが楽しいのであります。また、これらの農家は、長年の経験や技術を持っております。それなのに、体力がない、機械がないなどの理由から、飼料づくりができずに離農するのは、地域にとって大変な損失であります。本県は、全共3連覇に向けて進み出しました。3連覇を達成

するためには、少数飼養のベテラン農家の経験や技術は必要不可欠と考えます。このような農家が長く経営を続けることができるためにも、農家にかわって飼料づくりを行うコントラクターの育成と強化を早急に進めていただきたいと、心からお願い申し上げておきたいと思いません。

さて、私は、常々担い手農家に農地を集積し、団地化することによって、生産効率を上げ、コストを削減することが重要であると申し上げてまいりました。農政には、農地の集積や団地化を進める施策が不足していたのではないかと考えております。このような中、今回、国が新たに打ち出しました農地集積・団地化を進める農地中間管理機構を各県に設置する施策は、今後の本県農業にとって非常に重要な対策になるのではないかと考えております。ところで、農林業センサスによると、本県の経営耕地の約7割が中山間地域にあり、担い手農家への農地の集積を進めるためには、中山間地域での取り組みをどのように進めるかが非常に重要なポイントになるのではないかと考えております。また、その地域は、高齢化が急速に進み、担い手も平地よりも少ない状況にあります。そこで、中山間地域における今後の農地集積の取り組みについて、農政水産部長にお尋ねいたしておきたいと思いません。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御指摘のとおり、本県は、小規模で不整形な農地が点在する中山間地域を多く抱えておりますことから、地域の実情に十分配慮した上で、農地中間管理機構の活用による農地集積に取り組む必要があると考えております。このため、県といたしましては、関係機関・団体と連携しながら、各市町村単位にモデル的に取り組む地域や集落を選定

し、「人・農地プラン」等を具体化する話し合い活動を踏まえまして、担い手農家等への集積や集約化を進めることといたしております。中山間地域には、中山間地域等直接支払制度の集落協定や担い手農家等による作業受託組織、集落営農組織等が活動しておりますことから、これら組織とも十分連携しながら、農地の集積を推進してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

次に、火災予防行政についてお尋ねしてまいります。

先日、私の近所の住宅で火災が発生しましたが、住んでおられた高齢の方が逃げおくれたのか、残念ながらお亡くなりになりました。このような訃報に接するたびに、やはり火災では、高齢の方々や病気の方、入院されている方など、犠牲になりやすいのではないかと、こうした人たちが犠牲になることがないように取り組んでいく必要があるのではないかと思いを強くしたところであります。

まず、住宅火災についてであります。住宅用火災警報器は、消防法の改正によりまして、平成23年6月1日から全ての住宅に設置義務が課せられました。しかし、消防庁が公表しております平成25年6月1日時点の都道府県別の住宅用火災警報器の設置率を見ますと、本県の設置率は75.5%で、全国平均の79.8%を下回る数値となっております。しかし、県内で既に100%のところがあるのであります。そうした市町村の取り組みを参考にしながら、やはり行政としては、設置率100%を目標に取り組んでいかなきゃならないのではないかと考えております。つきましては、3点ほど質問をさせていただきますが、まず、本県における住宅火災の発生件

数及び死者数の推移はどうなっているのかお伺いいたします。また、このうち、死亡者が出た住宅火災で、火災警報器が設置されていたのはどのくらいあったのか、危機管理統括監にお伺いしておきたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 住宅火災の発生件数は、統計データによりますと、平成21年が192件、平成22年が185件、平成23年が181件、平成24年が149件となっており、減少傾向にあるところでございます。また、住宅火災により死亡された方の数につきましては、平成21年が6名、平成22年が18名、平成23年、平成24年がともに11名となっているところでございます。このうち、死亡者が出た住宅火災におきまして、住宅用火災警報器が設置されていたと確認できた件数、これは確認できないところもあったという前提ですけれども、平成21年が6件中1件、平成22年が17件中3件、平成23年が11件中0件、平成24年が11件中4件となっており、死亡者が出た住宅火災での住宅用火災警報器の設置率は、それぞれの年において、県全体の設置率に比べて低い数値となっているところでございます。

○徳重忠夫議員 ただいま統括監の答弁によりますと、住宅火災で亡くなられる方を減らす上で、住宅火災警報器を設置することが有効だということが、ただいまのお話のとおり、データの上からも証明されているんじゃないかと、このように思います。

ところで、椎葉村では、住宅火災警報器の設置率が100%となっておりますが、どのような取り組みをされておられるのか伺っておきたいと思っております。また、椎葉村の取り組みを踏まえ、住宅火災警報器の普及に向けて、県としてどのように考えているのか、危機管理統括監にお伺い

たしたいと思っております。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 椎葉村では、65歳以上の高齢者世帯などを対象に、1個当たり5,000円の住宅用火災警報器の設置に対しまして、1世帯当たり上限1万円の補助金を交付するとともに、消防団の方が全世帯を戸別訪問することによりまして、設置の働きかけを行ったと伺っているところでございます。椎葉村の取り組みを踏まえますと、一般的な普及啓発に加えまして、戸別訪問が有効であることから、県といたしましても、市町村など関係機関が集まる会議などを通じまして、消防本部や消防団に働きかけてまいりたいと考えております。さらに、先般、宮崎県で、県の女性防火クラブ連絡協議会が新たに設立されまして、今後、活発な活動が期待されるところでございます。女性防火クラブとも連携して、住宅用火災警報器の普及を一層推進してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 亡くなるということほど残念なことはないわけでありますので、人の命はみんな救っていく、そして、そういう予防体制というか、備えあれば憂いなし、ぜひこれを全世帯に実現できるように最大限の努力をお願いしておきたいと思っております。

最後になりますけれども、昨年10月に福岡市の整形外科医院において火災が発生し、入院患者や前院長夫妻など10名が死亡し、5名が負傷するという痛ましい事故が発生いたしました。新聞報道によりますと、1階部分から出火し、防火扉が必要な場所に設置されていなかったことや、設置されていても正常な作動をしない状況であったことから、人体に有害な煙が2階、3階にまで一気に広がり、被害を拡大させたとのことでありました。病院や入院施設のある診

療所などは、避難に際して介助が必要な、いわゆる避難弱者と言われる方々が利用される施設でありますので、防火設備の設置や維持管理が適切に行われる必要があると考えます。この火災を受け、全国の都道府県で病院・診療所の防火設備の緊急点検が実施されました。そこで、本県において実施した病院・診療所の防火設備の緊急点検の結果とその後の対応について、県土整備部長にお伺いしておきたいと思ひます。

○県土整備部長（大田原宣治君） 防火設備の緊急点検につきましては、2階建て以上で床面積が300平方メートル以上など、一定要件に該当する病院及び診療所が対象となっております。本県では310件が該当したところです。この点検の結果、約6%に当たる19件について、防火扉の未設置など、防火設備において、建築基準法令に違反する事項が認められました。このため、県としましては、宮崎市など特定行政庁と連携しまして、違反が認められた施設について、所有者に対し直ちに是正指導を行い、2月末時点で13件が是正され、残りにつきましても、本年3月末までには是正を完了するよう強く指導しているところでございます。なお、防火体制の充実を図るため、医療施設のスプリンクラー等の整備に対する補助金につきまして、福祉保健部のほうで今議会に補正予算としてお願いしていると伺っております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

それでは、これで一応私の質問は終わりますが、2点ほど要望を申し上げておきたいと思ひます。

1つは、合併浄化槽の法定検査でございます。前も、既に2回ほど質問しております。まだ8万基以上残っているというこの現実と、住民に対して、県民に対して、不公平感が余りに

も大き過ぎると、2軒あって1軒は入っていない、納めないというこの現実を考えますときに、今、担当のほうで、いろいろ受検率の向上に向けて努力をされておられます。小林市や宮崎市、東諸県など、一括契約というような形での普及を進めようとしております。一括契約、そして、さらには、市町村に対して受検指導などの権限を移譲するとか、抜本的な対策をぜひ検討していただきたい。このことについては、知事もひとつ各市町村長に対してもお願いしていただきたいと強くお願いしておきたいと思ひます。

2点目は、公立学校における女性管理職の割合について、教育長に要望を申し上げておきたいと思ひますが、公立学校の女性職員の割合は、全体で48.3%になっているということをお話しいただきました。管理職はそれでも8.9%と、非常に低い状況でありました。これに対して、九州各県の状況を見ますと、10%を下回っているところは、本県を含め4県ありますものの、大分県では21.7%、続いて福岡県は14.9%、こういう状況であります。最低10%には早急に引き上げられるような、そういう指導をしていただいて、優秀な先生方を引き上げていただきたい、強く要望しておきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○福田作弥議長 次は、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手） きょうは最後の大トリでありますけれども、多くの傍聴の方が来られておまして、最後の日にこうして見えるのは珍しいなというふうに思っておりますが、ありがとうございます。それで、私が大トリでありますけれども、かなり重複した質問

がありますので、一つ一つすき間をくぐって、ちょっと集めまして、ちり取りで拾いますので、あとはしっかり御答弁よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

知事は、平成17年4月に総務部長で宮崎に來られました。以來、県政史上これまでにないさまざまな出来事や事件を経験されて、宮崎のために頑張っていたいただきました。そして、平成22年12月に、政策提案「口蹄疫からの再生・復興

明日のみやぎきの礎づくり」を掲げて県民の審判を仰ぎ、県民の皆様から御支持をいただき、第53代——公選知事としては18代目——の宮崎県知事に就任されました。そこで、前回の政策提案の自己評価と達成度について、知事はどのように考えておられるのかお伺ひいたします。

また、さきの議会で、次期知事選出馬の表明をされましたので、県のアクションプランはいつ策定するのか、そして政策提案とどう連動させるのか、知事にお伺ひいたします。

次に、消費税についてお伺ひします。先日も、消費税について鳥飼議員と議論がありましたが、別の視点で議論をいたします。

消費税増税は、社会保障制度維持等を図るためには、税率を上げなければならないと理解をいたします。一説には、現在の社会保障制度の維持を図るためには、17.1%の税率にしなければ維持できないとの試算もあります。いよいよ4月から消費増税が始まります。県民の生活面では、これまでに、年少扶養控除の廃止や給与所得控除の縮小や介護保険料のアップ、これからは、軽自動車税の増税、生活に関連する料金や必需品も値上げされます。また、今議会の議案として、県の使用料・手数料も増となるな

ど、さまざまな負担が重くのしかかります。

統計調査課の試算では、宮崎市の平均年収500万円の2人世帯の1カ月当たりの負担増は6,244円、年間7万4,928円の負担が増加します。また、県民の所得に近い年収250万円未満では、5万5,349円の増税となる試算がインターネットのトレンドスタイルという調査で出ております。このように家計への負担が増加する中で、国民の理解を得るためには、軽減税率の導入や給付つき税額控除の対策が必要と考えます。

そこで、税制改正大綱で明記されている軽減税率の導入や給付つき税額控除について、知事の考えをお伺ひいたします。また、消費税について、エコノミストの意見は、消費税の10%の引き上げは既に織り込み済みと述べられております。そのときには、県の使用料・手数料は再度改正するのか、知事にお伺ひいたします。

以下の質問につきましては、質問者席から質問をいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、私の政策提案の自己評価についてであります。

私は、知事に立候補するに当たりまして、4つの柱から成る政策提案を県民の皆様にお示したところであります。

まず、「口蹄疫からの再生・復興」につきましては、まだまだ課題はありますものの、宮崎牛の日本一2連覇を経て農業生産額の3,000億の復活など、本県畜産の新生に向けて一定の道筋をつけることができたものと考えております。次に、「産業・雇用づくり」につきましては、元気プロジェクトなど経済活性化策に取り組みまして、さらに復興から新たな成長へと県政の軸足を移しまして、本格的な景気回復と揺るぎ

ない産業基盤の構築に向けて、フードビジネスや医療機器産業、東アジア市場開拓などの成長産業の育成加速化に重点的に取り組んでいるところでもあります。また、「人財づくり」では、県民全体で子供と子育て家庭を応援します未来みやざき子育て県民運動の展開や、高校スポーツ界で快挙が続くなど、競技スポーツ力の強化も図られてきているところでもあります。そして、「くらしづくり」におきましては、ドクターヘリの導入により県民の皆様への安心・安全な暮らしづくりや、えびの市田代地区の天皇杯、西米良村小川作小屋村の国土交通大臣賞の受賞など、住民主体の地域づくりも前進しているものと考えております。

いずれもまだまだ道半ばで課題も多々あるわけですが、全体で見れば、おかげさまで、現在、県政は着実かつ力強く歩を進めているものと考えているところでもあります。こうした取り組みをさらに推し進めるとともに、今後は、南海トラフ巨大地震に関する本県独自の被害想定等を踏まえた防災・減災対策の強化や百年の計に立った官民挙げての人材育成などにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、次期アクションプランの策定についてであります。

平成23年度から26年度までの現行のアクションプランは、20年後を展望した長期ビジョンや私の政策提案などを踏まえて策定したものであります。その見直し作業につきましては、来年度に入ったらスタートさせますが、最終的には、私が次期県政の御負託をいただければ、新しい政策提案の内容を盛り込んだ上で、27年度から4年間の新アクションプランを、できれば27年6月の議会にお諮りしたいと考えているところでもあります。

最後に、軽減税率等の導入についてであります。

消費税率の引き上げは、低所得者ほど所得に対する税負担の割合が大きくなりますことから、その負担軽減につきましては、十分な配慮が必要であると認識しております。

負担軽減の方策としましては、「軽減税率」や所得税の税額控除と給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」があります。現在さまざまな議論がなされておるところでございますが、その導入の是非につきましては、それぞれのメリットやデメリットを広く国民に明らかにした上で、検討する必要があるのではないかと考えております。

特に、軽減税率につきましては、今後、国において議論が本格化していくところでもあります。大変わかりやすい手法ではあるんですが、実際行っていくに当たっては、対象品目をどのように選定していくかという問題、また、その品目の選定に当たってのさまざまな行政コストもかかるわけでもあります。それから、中小事業者の事務負担、それから軽減分の財源確保など、さまざまな課題がありますことから、こうした課題につきまして、具体的に検討を行っていく必要があろうかと考えております。

いずれにしましても、低所得者の負担軽減について、十分な対策が講じられるということが大変重要でございますので、全国知事会と連携を図りながら、国に対して要望してまいりたいと考えております。

また、消費税率が10%に引き上げられた場合の使用料及び手数料徴収条例の取り扱いについてでございますが、今回と同様に、税負担の円滑かつ適正な転嫁を図るための改正を行うことになるものと考えているところでもあります。以上

であります。〔降壇〕

○十屋幸平議員 ありがとうございます。先ほどの政策提案のことでちょっと要望しておきますけれども、前回の分には、前県知事の名前とかその政策を継承するような表現もたくさんありましたので、次回におきましては、御自身の本当に考えていらっしゃることをしっかりと訴えていただければというふうに思います。

それから、消費税に関しましてですけれども、午前中にも、いろいろ社会保障の関係の議論で、地方消費税の分でお話がいろいろありました。全体的に県民が352億円の負担増ということも出ておりますので、それと地方消費税、10%にした場合は、231億円ぐらいの税収が県に入ってくるというようなことも計算上は出ますので、そういうことを合わせますと、かなり県は潤うけれども、県民は負担を強いられるということになりますから、県議会もさきの議会で意見書を出させていただいておりますから、十分知事も知事会のほうで御意見を述べていただきたいというふうに要望しておきたいと思いません。

次に、備えあれば憂いなしという視点でちょっと御質問させていただきたいと思いません。南海トラフ巨大地震について御質問いたします。

東日本大震災から間もなく3年を迎えようとしております。被災者は、今なお仮設住宅や避難生活など、さまざまな面で御苦勞をされております。本県でも、南海トラフ巨大地震が30年以内に70%の確率でマグニチュード8から9が起きると予想されております。特別強化地域指定や津波避難対策緊急事業計画づくりなど、その対策に県や各自治体は取り組まれております。

そこで、提案でございますけれども、阪神・淡路大震災の教訓では、地震の被害を最小限にとどめる予防・減災対策や地震被害を受けにくいまちづくり、そして、発災後には速やかに復興できる取り組みが必要であると言われております。東京都は、首都直下型地震を想定して、復興市民組織育成事業を立ち上げ、住民や行政、専門家が参加して、地区協働復興模擬訓練を実施して、復旧・復興事業に役立てようとしております。つまり発災後は、事前の復興まちづくり計画をもとに、早急な復旧・復興に取り組む必要があると考えます。そこで、本県も、東京都が実施している事前復興まちづくり事業を各市町村と連携して取り組めないか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 防災対策には、予防対策、応急対策に加えまして、復旧・復興対策の3段階がございまして、地域防災計画に具体的内容を記載しているところでございます。このうち、予防対策、応急対策につきましては、先般策定した新・宮崎県地震減災計画において整理したところであり、今月改訂予定の地域防災計画にも反映させることといたしております。一方、御紹介いただきました復旧・復興対策につきましては、「大規模災害からの復興に関する法律」がございまして、これに基づいて、災害発生時に国が基本方針を、都道府県は復興指針を定め、具体的な対策を進めることとなっておりますが、事前に復興対策を協議するスキームをつくっておくということは、有効な手段であると思しますので、御紹介の東京都の事例も参考にしながら、市町村と検討してまいりたいと思いません。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。先ほど、最初に申し上げましたように、備えあれ

ば憂いなしでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ちょっと地元の話をしていただきます。日向市には、かなり大災害で被害想定が大きなものが出されました。そして、地元には県有施設がありまして、県職員の元単身寮があります。その施設を、日向市のほうから災害時の避難所兼コミュニティー施設として貸与の申し入れがあれば、日向市へ貸与が可能かどうか、総務部長にお伺ひしたいと思ひます。

○総務部長（四本 孝君） 元日向単身寮につきましては、単身者用の職員宿舎として使用しておりましたけれども、利用者の減少に伴いまして、昨年9月に用途廃止しており、現在は、県で利用する予定はないところであります。このため、この元日向単身寮を日向市が避難所兼コミュニティー施設などの公共用の目的で活用したいということであれば、譲渡が原則ではありますが、貸し付けを検討することも可能かと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。これは日向市の意向もありますので、十分そういうことも含めてお話をしたいと思ひます。

続きまして、日向市と共同で、元単身寮を活用して、複合型の避難施設としてモデル的に整備する考えは県のほうにないか、危機管理統括監にお伺ひしたいと思ひます。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 本県の沿岸市・町では、今後、南海トラフ特別措置法に基づき、3月に特別強化地域の指定を受けた上で、「津波避難対策緊急事業計画」を策定することとなっており、その中で、日向市においても、避難施設等の具体的な内容が検討されることになってくるという段取りになってまいりません。御提案の元日向単身寮につきましては、場

所等も含めて、避難施設として利用が適当かどうかも含め、日向市が検討される中で必要ということになれば、どのような活用が可能か、一緒に協議してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。5メートル、6メートルの津波が来る地域でありますので、そして、その周りは住宅街で何にもありません。高い建物、一切。ですから、強度もあるというふうに伺っておりますので、ぜひ御協議いただければというふうに思ひます。

それで、ここで一つだけ次の課題としてお話をしたいと思うんですけども、今、町の市街化区域とそれから市街化調整区域、これは昭和48年ぐらいですかね、いわゆる人口がふえていく、そして経済も発展するということで、市街化する場所とそれに規制をかける場所という区分で、計画が都市計画上ありますけれども、実際今から災害が起きたときに、その前に市街化調整区域の中に引っ越すということも一応できないものかということも考えなければならぬのではないかなと思ひます。いわゆる市街化調整区域の見直しということも、事前にやっておくことによって、減災につながったりするのではないかというふうに思ひますので、この議論はまた次の機会にさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、行財政改革についてお伺ひいたします。

「みやざき行財政改革プラン」について、これまでの議論は、「必要な行政サービスを安定的に提供するために、財政改革の取り組みを着実に進め、基金取り崩しに頼らない財政構造に転換を図る」と答弁されております。そして、

今議会でも、「ますます重要で、今後もしっかり取り組む」というふうにも言われております。そこで、平成26年度が最終年度ですが、現時点での達成度と評価と今後についてどう考えるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 本県では、平成23年度から26年度までの4年間を推進期間とする「みやざき行財政改革プラン」に基づきまして、簡素で効率的な組織体制の見直しや適正な定員管理、財政健全化に向けた取り組みなどを推進いたしております。これまでの取り組みの評価といたしましては、職員数の削減や予算編成における収支不足の圧縮など、全体としてはおおむね順調に進んでいると考えておりますが、県民の行財政改革に関する認知度など、プランに掲げました数値目標などに未達成のものもありますことから、引き続き、新たな行政需要への対応や行政サービスの向上などを図りながら、県民本位の行財政改革の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 それでは、ちょっと細かいお話をさせていただきますが、定員管理については、目標を達成したということで明記もされております。それで、反面、定員削減が重要な県民サービスに関してマイナスに作用していないかという考え方も出てきます。それで、職員体制もかなり厳しいようですけれども、適正な定員管理についての考え方を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 定員管理につきましては、「みやざき行財政改革プラン」におきまして、知事部局等の職員数を平成27年度当初までに17年度当初比で1割程度削減するという数値目標を設定しますとともに、新たな行政需要にも対応できるよう、スクラップ・アンド・

ビルドを基本に、適正な定員管理に努めることといたしております。この数値目標につきましては、実は平成25年度当初の時点でほぼ達成しておりますことから、現行プランの推進期間中は、この数値を維持しながら、新たな行政需要に弾力的に対応するとともに、今後とも、複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応できるよう、必要な業務の質や量など、さまざまな要素を十分勘案して、柔軟な人員の配置や採用を行うなど、適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 今、定員管理の中でもありました、複雑・多様化する県民ニーズへの対応や、また、業務の専門性を強く求められている現状であると。他県では、そういうことを踏まえて、人事異動のローテーションを、平均3年ぐらいでかわっていかれると思うんですが、それを長期化する取り組みも出てきておりますが、人事制度についての考え方を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 人事ローテーションにつきましては、人材の育成の観点から、職員が多くの職務を経験することで、幅広い視野や能力を身につけることができるように行う必要があります。一方、御質問にありましたとおり、住民ニーズが多様化・高度化する中で、効率的な人員体制のもとで県政の重要な課題に的確に対応するためには、職員の専門性を高めながら、一つの業務に長期間携わるように行う必要があるところであります。そのため、人事異動を行う上では、職員の人材育成の観点はもちろんのこと、必要な業務については、長期化も含め、柔軟で多様な人事ローテーションに取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。必要

なところには長期にいていただくということも念頭にあるということで理解させていただきます。

次に、庁内フリーエージェント制とは、ということでお尋ねしたいと思います。職位や在籍年数など一定の要件を満たした職員が、職員さんみずから手を挙げて、異動を希望する所属長宛てに直接通告する仕組みであります。つまり職員のやる気を引き出す制度だと考えますが、どのように取り組んでいるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 庁内F A制度、いわゆる人事異動希望通告制度でございますが、これは今お話にありましたように、職員が異動を希望する所属に対し、業務に関する提案を行い、これを受けた所属が直接選考を行った上で、提案した職員の配置を行うという制度であります。これの導入に当たりましては、どういった分野あるいは職位が制度になじむのか、提案内容や成果をどのように評価するのか、あるいは、どうやって職員の適正なキャリア形成を図るのかといった課題がありますことから、今後、先進事例や実施方法について研究してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 行財政改革では最後に質問したいと思います。これは歳入確保という視点と事業費の確保ということを念頭に置いております。記紀編さん1300年事業の一環として、記紀編さん1300年記念宝くじを、平成32年度までの間、販売してはどうかと考えますが、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 宝くじは、通常の宝くじ以外にも、その収益を災害対策や地方博覧会の開催など、多額の財政負担が必要な事業の財源に充てることを目的として発売すること

ができ、本県におきましても、平成23年度に口蹄疫復興宝くじを発売しております。口蹄疫による被害は甚大でございましたので、多くの国民の皆様に関心を持っていただいたことから、口蹄疫復興宝くじは全国での発売が可能となり、一定の収益が確保されたところでありますが、記紀編さん1300年記念事業の財源確保のための発行ということになりますと、同様の発行環境を整えるのは難しいのではないかと考えております。しかしながら、歳入確保対策には積極的に取り組む必要がありますことから、ふるさと納税やネーミングライツを初めとして、引き続き、さまざまな対策を講じてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 宝くじに関しては、歳入確保という視点で質問しましたがけれども、一方では、全国へのPRという部分と県民の意識の醸成ということも含めて念頭に置いておりましたけれども、なかなか制度上難しいということでもありますので、そういう意味から、歳入確保は図っていただきながら、また、記紀編さん1300年事業につきましては、積極的に広報活動をやっていただきたいなというふうに思います。

次に、中小・小規模地場企業の振興についてお伺いいたします。知事は、自民党会派、押川会長の代表質問で、県中小企業等支援ファンドの議論の中で、リーマンショックやデフレの長期化などを理由に、ファンドの損失を8億9,000万円余も出したことに対しまして、重く受けとめると答弁いたしました。ファンドはあくまでも金融支援の視点为中心で、経営支援は、売れる商品をつくって、売り上げをいかに伸ばすかという視点のマーケティングの取り組みが不足していたのではないかと思います。本県の経済は、中小企業や小規模・零細企業が大半で、全

国的にアベノミクスが叫ばれる中で、景気回復のマインドは実感しますけれども、本県の賃金アップ等の波及効果は、現在はあらわれておりません。そういう意味において、本県の経済の活性化は、企業誘致の取り組みも重要ですが、地場の中小・小規模事業者の足腰を強くする政策を強力に推進することも最重要だと考えます。経済産業省も、中小企業の中でも小規模事業者を重視する方針を今回打ち出しております。そこで、経済産業省の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業、いわゆるよろず支援拠点事業とはどういう事業なのか、そして県はどのように取り組むのか、あわせて商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 県内企業のほとんどを占める中小企業・小規模事業者の振興は、本県経済の活性化に大変重要でありますことから、これまで県としましては、公益財団法人宮崎県産業振興機構に総合相談窓口を設置し、中小企業等が抱えるさまざまな課題に対して、機械・電気、フード、ITなどに関する専門性を有した6名のコーディネーターを中心に、幅広く相談に応じてきたところであります。このような中、よろず支援拠点事業では、中小企業等の起業・成長・安定の各段階の課題やニーズに応じた産学官金によるチーム編成、適切な支援が可能な機関の紹介、手厚い専門家派遣など、よりきめ細やかな対応を行うこととしております。現在、国におきましては、よろず支援拠点を設置する支援機関を公募中であり、本県では、産業振興機構が応募を検討しているところであります。今後とも、これまでの取り組みに加えまして、国の事業等を有効に活用しながら、より充実した支援を行ってまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほど、最初、質問の冒頭に知事の答弁をちょっと引用させていただきましたけれども、これまでのようなやり方ではだめだということで、新たにこういう国の政策が出たと思うんですね。そして、小規模事業者、特にそこに力を入れると。これは宮崎のみならず、全国的にも中小企業が日本経済を支えているということは御案内のとおりでありますので、今回のこの事業を十分に生かしていただいて、しっかりと地場の企業の足腰を強くしていただければと思います。

そこで、これは総合政策部のほうがフードビジネス関係で企画されたと同っておりますけれども、3月20日、KITEN8階におきまして、富士市の富士市産業支援センターf-Bizセンター長の小出宗昭さん、この方がよろず支援拠点の今一番トップで走っていらっしゃる方だと思いますので、私もぜひ参加させていただきたいと思いますが、タイトルは「新規ビジネスはこうして挑め！小出流ヒット商品の作り方」というのがありますので、こういうことを全県下の皆さんに聞いていただいて、もっともっと今から政策的なものを県として取り組んでいただければというふうに思います。

次に、乾シイタケ対策について伺います。乾シイタケについては、先日からの重松議員からの質問もありました。消費拡大と生産者の確保ということで質問いたします。まず、乾シイタケの消費量のデータでは、1世帯2人でシイタケの年間消費量が、平成20年、宮崎市では153グラム、全国では86グラム、平成24年では、宮崎市156グラムと横ばいで、全国は72グラムと減少しています。つまり、全国では乾シイタケ自体の消費量が減少して、それに原発の風評被害が影響して価格も採算割れをしております。そこ

で、価格対策につながる消費拡大対策についてどのように取り組むのか。また、風評被害撲滅と消費拡大の取り組みとして、乾シイタケを生産している各県の民間団体の「西日本乾しいたけふるさと連合協議会」とそれぞれ各県が積極的に連携して取り組む考えはないか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 乾シイタケにつきましては、消費量の減少や原発事故に伴う風評被害等による価格低迷が続いており、大変厳しい状況にあると認識しております。このため、昨年11月に補正予算で措置しました「乾しいたけ消費拡大緊急対策事業」によりまして、JA等が行う大消費地でのPR活動や直販による販売ルートの開拓等への支援を行うとともに、市町村に対し学校給食での利用促進などについて要請を行ったところであります。また、国に対し、安全性への信頼回復や消費拡大等についての要望を行ったところですが、国においては、平成25年度補正予算の中で、販路開拓や機能性、安全性のPR活動などへの支援事業が新たに設けられております。平成26年度は、国のこの事業を活用し、JA等の新商品の開発や販路拡大活動を支援するなど、消費拡大に努めてまいりたいと考えております。御質問の「西日本乾しいたけふるさと連合協議会」は、主要生産県の生産者団体で組織されておりますが、このふるさと連合と各県が連携しながら広域的に取り組むことは、効果的であると考えられますので、消費拡大への取り組みについて、今後、協議してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、乾シイタケの生産者の確保対策について伺います。このまま価格が下落した状況が続けば、中山間地で生産している生産者は、厳しい労働環境のもとでの生産は継

続ができなくなるおそれがあります。そこで、乾シイタケ生産者の確保対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 乾シイタケ生産者につきましては、高齢化や価格低迷などから減少傾向にありますが、このままの状況が続きますと、今後の生産や中山間地域への影響が出ることを懸念しているところであります。生産者を確保するためには、消費拡大とともに、採算性を高めていくことが重要でありますので、平成26年度は、コスト削減のための省エネシイタケ乾燥機の導入や、品質向上に必要な人工ほだ場の整備などに対する支援を引き続き行うとともに、新たに、国の事業を活用し、シイタケ生産の実証に取り組む団体に対して、種駒や原木の購入を支援することにより、生産者の経営意欲の向上に努めてまいりたいと考えております。また、新規参入者対策として、引き続き、栽培技術等研修会やシイタケ中核指導林家によるサポートを実施するとともに、無利子の制度資金による施設導入の支援を行うこととしております。今後とも、市町村や関係団体等と連携を図りながら、生産者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。積極的にやっていただければと思います。私もよく知らないことが、たくさんこの乾シイタケにはありました。これは乾燥したものをもう一回天日に干すと、5分でも10分でもいいんですが、ビタミンDがふえると。骨粗鬆症とか骨に関係するのに効果がある。そして、全体的に我々も悩んでおります血圧の効果もある。肥満防止、不眠、肌荒れ、整腸、風邪にも効くというふうに、いろいろシイタケの効能があります。これまでしばらく、ここ一月ぐらい新聞を見ていま

すと、消費拡大に向けた新聞の広告とか小学生の取り組みとか、いろいろなものが出ています。でも、その効果とか効能というのがなかなか表に出てきません。ですから、この前はレシピが載っておりましたけれども、そういうものも含めて、もっともっとPRすると、きょうの朝、いろいろ健康の議論もありました。県民の健康づくりに積極的に支援したいと、福祉保健部長、取り組まれております。まずシイタケを食べるということで、それも一つの方法だと思うんですね。そういうこともPRしていただければというふうに思います。

次に、ちょっと皆さんには耳なれない質問をさせていただきますが、ナマズの養殖についてちょっと質問いたします。ここ5年間のシラスウナギの量は、平成20年度が1,430キログラムで、平成24年度は168キログラムと急激に減少しております。不漁は、本県の養鰻業界にとって深刻な問題であります。ウナギは、日本の食文化として土用のうしの日もありますように、なくてはならないものであり、世界のウナギの7割から8割は日本人が食べています。しかしながら、エルニーニョ等の海流の変化や生息環境等の悪化など、地球規模での自然環境の変化等もあり、環境省は昨年、ニホンウナギを絶滅危惧種に指定いたしました。つまり、将来にわたりウナギを食べるための養殖技術も確立しつつありますが、古来、日本人が食していたナマズを代替用として養殖をして、ウナギの乱獲を防ぎ、資源管理をしながら日本の食文化を守る。そのためにナマズの養殖を研究する考えはないか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） ナマズの仲間は、白身の食用魚として世界的に注目されておりました。東南アジアを中心に養殖が盛んに行

われております。国内では、従来より、複数の県で養殖技術の研究に取り組まれており、現在、関東や東北などで、年間数十トン程度生産されていると推計されております。本県におけるナマズ養殖につきましては、現段階では、ウナギと比較して生産性が劣り、販路が限られる等、経営上の課題も多いことから、養殖業界の意向も踏まえつつ、まず情報収集に努めてまいります。

○十屋幸平議員 ナマズは、売れても販路がないし、なかなか高くで売れないというところがネックだと思います。

我々、総務政策常任委員会は、美郷町の「味さと」という古民家レストランで昼食をとりました。そのときにフライが出たんですね、白身の。「これは何ですか」と聞いたら「ナマズです」と、そのそばにある川でとれたナマズを調理していただいて食べさせていただきました。本当においしかったです。

この質問をするに当たって、インターネットでナマズの検索をして買いました。1キログラム945円、送料が1,100円で、どっちがいいかなと思って、1,100円のほうでちょっと損したかなという気分もありますが、ちょっとふわふわとした感触で、てんぷらにしたり、それから南蛮にしたりとか、いろんな料理で食べました。当然かば焼きにもして食べました。食べにくくもなく、全然違和感なくおいしく食べましたので、ベトナムでは非常に盛んで、ヨーロッパのほうにも輸出されておりますが、今後、研究をしていただければというふうに思っております。

何でこれを言うかということ、県北では、延岡、日向のほうでは、子供のお食い初め、100日のときに、ちょっとナマズを口にする、雑食で

何でも食べて元気に育つということで、それが一つの昔からのならわしみみたいなもので、そういうことをやっておりました。私の孫にもこの前ちょっと食べさせました。それはあくまでも紙切れでしたけれども。そういうふうな風習も残していくべきではないかということで御質問させていただきました。また、この件につきましては、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、畜産についてちょっとお伺ひいたします。平成22年4月の口蹄疫被害で大打撃を受けた本県の畜産業界、中でも繁殖並びに肥育等農家は深刻な状況となりました。当時、繁殖のための授精ができず、数年後の子牛がいなくなるのではないかと非常に心配でした。今、高齢化と相まって、その予想が現実となり、肉用子牛が減少し、早急な繁殖基盤の強化が求められます。そこで、畜産農家の減少対策をどのように進めていくのか。また、子牛の競り出荷頭数は、平成20年度を100として、平成24年度は84%と減少しています。そこで、県内家畜市場のあり方についてどのように考えるか、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県内の肉用子牛の出荷頭数は、平成24年度で6万5,855頭となっておりますが、御指摘のとおり、口蹄疫の発生や農家の高齢化等の影響もありまして、減少傾向にあります。このため、県内各地におきまして、地域の担い手としての肉用牛農家の育成方針や、主体となる経営体を明確にする「人・牛プラン」を現在策定中であります。JA等が経営する繁殖センターなども活用して、繁殖基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。また、家畜市場につきましては、まずは、肉用繁殖雌牛の維持・増頭により、安定した子牛の上場頭数を確保することが重要であります

が、将来的なあり方につきましては、現在、市場開設者と意見交換をしているところでございます。

○十屋幸平議員 家畜市場につきましては、採算分岐する頭数が、一定数のところがあると思うので、そういうことも含めて、今議会でもいろいろ生産基盤の強化ということがいっぱい出ておりますが、先ほど出ましたように、「人・牛プラン」、そういうことを十分検討いただいて、対策を進めていただきたいというふうに思います。

次に、薬草・地域作物センターの活用策についてお伺ひいたします。現在の社会情勢は、高齢社会等に伴い、医療費の高騰が避けられず、予防医学への関心が高まってきている状況だと考えます。また、体のわずかな異常や変調を察知して、病気になる前の異常、いわゆる未病を治すという考えのもとに漢方薬が使われています。西洋医学でも、多くの医師が漢方薬を使っているという調査結果もあるようであります。このような現状で、漢方薬の原材料の7割に当たるカンゾウは、全て中国から輸入されています。いわゆる第二のレアアースとも言われています。中国は、資源の枯渇を懸念して輸出規制を始め、そういうものを受けまして、神奈川県、富山県、奈良県は、薬草生産を産業化する取り組みとして、一般社団法人漢方産業化推進研究会——これは仮称でありますけれども——を立ち上げて、企業と自治体が取り組み、10兆円の産業に育てることを目指しております。そこで、本県では、薬草・地域作物センターを平成13年11月に設立しておりますが、今後どのように活用していくのか、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 薬用植物は、

製薬会社の流通ルートが固定化していることや、収量や価格など収益面の課題から、県内で
の栽培は、これまでごく一部にとどまっている
状況にあります。しかしながら、御指摘の国外
情勢の変化に伴い、本県の薬草・地域作物セン
ターにも、製薬会社等から国産の薬用植物生産
に向けた相談が寄せられておりまして、現在、
これら企業と連携した共同研究に取り組んでい
るところであります。薬草・地域作物センター
におきましては、薬用植物の国産需要拡大とい
う状況を追い風として捉えまして、これまで構
築してきました製薬会社等との連携をさらに深
めますとともに、平地から山間地域における適
応性試験や栽培技術の開発に積極的に取り組
み、本県の薬用植物に関する情報・生産技術の
拠点として活用してまいりたいと考えておりま
す。

○十屋幸平議員 部長、きょうの毎日新聞に、
「薬草栽培 自治体が熱視線」というタイトル
で出ています。こういうことで、せっかくだ
ったセンターを生かしていかなければ何にも
ならない、本当に。薬草ですから、役に立て
ていただかなければ何にもなりませんので、し
っかりと取り組んでいただきたい。その中で、体
制は5人と聞きました。5人の中で、しっか
り、今言われた、追い風と捉えて積極的に取
組みたいという表現をされておりますが、そ
れで足りるのかということもあるんですね。総
務部長も聞いておられると思いますが、そう
いうあたりも、人事体制も含めて、これから
こういうところに注目が集まってくる。これ
は、新聞に書いてありますのは、耕作放棄地
対策とか中山間地対策とか、そういうこと
も含めて、今回、私は質問させていただいて
おりますので、十分に御検討いただきたい。
積極的に取り組ん

でいただければというふうに要望して終わ
りたいと思います。

それから、次に、港湾計画及びインフラ
整備について伺います。

県内インフラ、いわゆる道路舗装、橋梁、
トンネルに限って御質問いたします。高度
経済成長時代に多くの社会インフラが整備
されて今日を迎えております。そして、こ
れからは、国土強靱化もさることながら、
インフラの維持、補修、改修など、多く
の財政負担が必要となります。そのよう
な中に、先日の新聞報道では、国土交通
省は、これまでのインフラの老朽化対策
の統一基準を平成26年度から導入すると
発表しています。そこで、本県の道路舗
装、橋梁、トンネルの老朽化対策につ
いて、県土整備部長にお伺いいたしま
す。

○県土整備部長(大田原宣治君) 道路施設
を適切に管理していくためには、現状を
的確に把握するとともに、施設全体の長
期的な維持管理を見据えた計画を策定し
、効果的な対策を行っていくことが重
要であります。このため、橋梁につ
きましては、平成22年度に策定しまし
た長寿命化修繕計画に基づき、点検・
修繕を実施しているところでありま
すが、劣化状況について、当時の評
価と実態に相違が散見されました
ことから、現在、総点検を実施し、計
画の見直しに着手することとしてお
ります。また、道路舗装やトンネル
につきましては、日ごろから道路パ
トロールなどで発見した損傷につ
いては、早急に補修を行ってきたと
ころであります。今年度から新たに
路面のひび割れやトンネルの漏水
などの詳細点検を実施しておりま
して、平成27年度までには、維持
管理計画を策定することとしてお
ります。県としましては、現時点
では、国の道路維持管理基準の
内容が明確でない

ことから、国の動向を注視し、引き続き、県民の安全・安心を確保するとともに、維持管理費の平準化を図るため、計画的な老朽化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、建設産業の若年技術者の「人財づくり」ということで質問いたします。長年続いたデフレと厳しい財政状況のもとで、公共工事の悪玉論が叫ばれ、公共工事の縮減や、本県では急激な入札制度の改革で、建設業界は厳しい経営環境となり、結果、経営の見通しが立たない中で、建設資機材の売却や、最も大切な「人財」を維持することができなくなりました。また、このような悪循環のもとで建設技術者の高齢化が進展する中、若年技術者の確保が難しい業界となっております。また、南海トラフ巨大地震が予想され、台風等の自然災害が多い本県で、第一線で活躍していただく建設産業の「人財」を確保することは、大変重要な課題であると考えます。そこで、建設産業の若年技術者の「人財づくり」について、県はどのように取り組むのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 議員御指摘のとおり、若手技術者の育成・確保は、喫緊の課題であると認識しております。このため、県では、産業開発青年隊による若手技術者の育成を初め、建設技術推進機構による資格取得のための研修などに取り組むとともに、社会保険等への加入促進や労務単価の引き上げ、総合評価落札方式における新規学卒者の評価など、若手技術者の確保に積極的に取り組んでいる企業への支援を行っているところであります。あわせて、本年度からは、関係団体と連携しながら、建設工事の現場見学会の開催など、建設産業の魅力につつまして、若い世代へ広くアピールす

る事業に取り組んでいるところであり、さらに、新年度に向けましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、企業みずからが若年層に訓練・研修を行い、正規雇用に結びつける取り組みについて、関係団体と協議を進めているところであります。今後とも、若手技術者の育成・確保につつましては、関係機関・団体などと十分連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

次に移ります。県内港湾計画の取り組み状況についてであります。先日も西村議員から同じ質問が2点ありましたが、地元の郷土愛だということで御理解いただきたいと思っております。本県には、重点・重要港湾3港があり、来年度予算においても、油津港の新規事業、大型クルーズ船誘致環境整備事業や細島港整備事業などの予算が盛り込まれております。そこで、改めて、それぞれの位置づけについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 本県の3つの重要港湾につつましては、それぞれの地域の産業や経済を支える港としまして、企業立地や雇用創出に寄与するほか、近年増加しているクルーズ船就航などの観光面からも、重要な役割を担っているものと考えております。細島港は、九州の扇のかなめに位置しておりまして、県北の工業地帯で使用される原材料や製品の輸出入を初め、原木の輸出など、外国貿易を中心とした東九州の物流拠点港として位置づけているところであります。また、宮崎港は、宮崎の海の玄関口でありまして、フェリーを中心として、農畜産物や石油、雑貨などの県民生活に密着した内貿貨物を扱う南九州の物流拠点港とし

て、さらに、油津港は、日本有数の製紙会社を中心とした県南地域を支える物流拠点港として位置づけているところであります。

○十屋幸平議員 改めて伺いましたのは、そういう方向性がきちっと出ていますので、それに向けてビジョンをつくって、体制を整えて、しっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

次に、今議会の河野知事の答弁で、東九州自動車道の開通により、細島港のポテンシャルが一段と高まって、飛躍的な県内の発展が期待できる等の発言をされております。そこで、細島港では、こういう高速交通体系の整備や企業の進出など、周辺を取り巻く状況が変化してきております。ほかにも、防災の観点から防波堤の強化が必要となるなど、さまざまな課題が出ています。今後どのように展開されていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 細島港におきましては、現在、大型岸壁や沖防波堤の整備を着実に進めており、津波に対しましては、減災効果のある防波堤を粘り強い構造にするなどの検討を行っているところであります。議員がおっしゃいましたように、細島港を取り巻く状況は大きく変化してきているため、昨年1月に細島港長期構想検討委員会を立ち上げ、細島港の将来あるべき姿や港湾計画の見直しについて検討を行っているところであります。具体的には、この委員会において、手狭になってきている細島港について、貨物の集約化や新たな企業進出を見据えた用地確保、さらには、4万トンを超える大型船舶対応の岸壁の必要性などについて御議論いただいているところであります。今後とも、利用者や地元住民の方々の御意見を十分に踏まえながら、細島港が九州の扇のかな

めとして、その優位性を最大限に発揮できますよう、より安全で利便性の高い港を目指してまいります。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。今、部長の答弁にもありました、細島港を核として、扇のかなめということが長年言われておりました。それに合わせて、細島のほうには、中国木材工場が急ピッチで建設されております。その好循環のためにも、木材を輸送する大型トラックの交通量も大幅に増加することが予想されます。そして、当然混雑も予想されます。日向インターチェンジの西側の国道327号バイパス計画について、早急に整備する必要があると思うんですが、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 入郷地域と細島港及び日向インターチェンジとを結ぶ道路としましては、国道327号が重要な幹線道路となっておりまして、東九州自動車道などへのアクセス機能の向上や日向市内の交通混雑の緩和を目的に、バイパス道路を計画しているところです。日向インターチェンジから西側の現国道までの区間につきましては、現在、土地利用状況や経済性などを勘案し、ルートの検討を行っているところであります。県といたしましては、今後の事業化に向け、まずは、その前提となります最適なルートの選定作業を早急に行い、費用対効果の算出などの必要な調査を進めてまいります。

○十屋幸平議員 予定しておりました質問は全部終わったんですが、一つだけ御意見を述べさせていただきたいと思います。

今、細島港の話をさせていただきました。ここに入ってくるもの、輸入するものは余りなくて、出ていくほうが多いんですね。そのときに

必要なものは何が必要かという、空になったコンテナ、これが必要です。その空になったコンテナはどこにあるかという、志布志にあつたり、ほかの港にあります。それを持ってくるのに2万から3万かかります。要は、そこにどういうふうに空コンテナを集めるかということで、これは全県庁的に取り組んでいただかないといけません、今度、何か5本か6本ぐらい畜産のわらが入ってくるそうです。ですから、そういうものを、今、志布志に置いているものを、県北、川南、こっちのほうは、県北のほうは、そういう細島におろして、そこから空コンテナをあけて、また物を出すと、そういうシステムを考えなければいけないというふうに思っています。

このテーマにつきましては、また次回、議論させていただきますが、そういう港には空コンテナがないと物流は動かないということでありますので、その点も含めて、県のほうとしても、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○福田作弥議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてです

が、通告のもとに、今定例県議会に提出されました議案に対する質疑をさせていただきます。

まず、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計予算」についてです。

4月から消費税率が8%に引き上げられようとしておりますが、県財政への影響について伺いたいと思います。議案第22号から第33号まで及び第43号、第44号において、消費税率の引き上げに伴う県の使用料・手数料及び利用料金の改定が提案されております。この値上げによる増収はどれほどになるのか伺います。

あわせて、平成26年度の地方消費税清算金の収入について、どの程度見込んでおられるのか、前年度と比較して、どれほど増収になるのかも伺います。

また、消費税引き上げに伴い、公共工事及び物品購入などについて、県の税負担はどれほどになるのか、24年度実績に基づく試算で結構です。お聞かせいただきたいと思います。

次に、事業・施策について伺います。死者3万5,000人、倒壊家屋8万9,000棟が予想されるとする南海トラフ巨大地震対策について、適切な危機管理のもとに、スピード感を持っての対応が求められております。平成26年度予算では、どのような事業に取り組まれるのかお聞かせいただきたいと思います。

また、木造住宅耐震化を図るための「木造住宅耐震化リフォーム促進事業」の予算に、昨年と同様の1,000万円が計上されています。事業内容と耐震化促進の取り組みについてお聞かせください。

次に、議案第34号及び第35号の条例の一部を改正することについてです。

同議案はいずれも、職員の給与及び市町村立学校職員の給与等に関して、給与構造改革に伴

う経過措置額の廃止等を行うものとされていますが、廃止に係る具体的な内容をお聞かせください。また、この措置による職員への影響などについてもお聞かせください。

次に、議案第38号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」について伺います。

今回の条例改正の理由と内容についてお聞かせください。

次に、議案第60号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてです。

今回の補正額は、一般会計で82億5,110万4,000円が計上され、うち185億7,565万5,000円が国の経済対策の実施に伴う経費となっています。この今回の補正のうち、多額の減額補正が行われています。その中でも、多額の減額補正となっているのが、民生費46億9,500万円余、商工費44億9,400万円余、教育費53億5,100万円余などです。それぞれについて、減額補正の主な内容と理由について、福祉保健部長、商工観光労働部長、教育長から御説明いただきたいと思えます。

また、国の経済対策に伴う補正により、積み増しを行う6つの基金がありますが、それぞれの基金について、積立額と25年度末の基金残高見込み額について伺います。

また、この基金の中で、新規である農業構造改革支援基金について、その活用内容についてお聞かせください。

以上で壇上からの質疑を終わります。〔降壇〕

○総務部長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、使用料・手数料の増収についてであります。今議会に、使用料及び手数料徴収条例等

の改正を提案いたしておりますが、平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴う単価見直しにより、使用料及び手数料は、約4,300万円程度増収になる見込みであります。

次に、地方消費税清算金の収入についてであります。平成26年度の地方消費税清算金の収入につきましては、248億4,494万6,000円を見込んでおります。これは、平成25年度当初予算と比較いたしますと、地方消費税率の引き上げもあり、額にして39億1,666万9,000円、率にして18.7%の増となっております。

次に、消費税率引き上げに伴う県の負担についてであります。県の業務執行に際して負担しております消費税及び地方消費税につきましては、当該業務に伴う取引が、課税取引であるかどうかなどにより、異なった取り扱いとなります。このため、正確な額を算出することは困難であります。県の歳出総額のうち、一般的に消費税等を負担しているものは、物品等の購入、役務の提供、業務の委託、建設工事の請負などとなりますので、その相当額について負担増になるものと考えております。

次に、議案第34号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

県におきましては、平成18年度に、国に準じて新しい給料表に切りかえる、いわゆる給与構造改革を実施し、その結果、職員の給料が平均で約5%引き下げられたところではありますが、その際、激変緩和のため、改正後の給料月額が、昇給等によりまして、改正前の給料月額に達するまでは、その差額を支給するという経過措置を設けたところでもあります。この経過措置について、国は、平成26年3月末に廃止することとしており、本県においても、昨年の人事委

員会勧告で廃止するよう勧告がなされたことなどから、今回、条例の一部改正をお願いするものであります。これにつきましては、職員に一定の影響があるわけですが、その負担の軽減を図るために、7年間の期間を設けて、段階的に減額していくということにしております。

次に、基金についてであります。今回の補正予算案において、国の経済対策の実施に伴う補正として、6件の基金積み立てを計上しておりますが、それぞれの積立額と平成25年度末残高見込み額は、消費者行政活性化基金については、積立額が2,000万円で、残高見込み額も約2,000万円、安心こども基金については、積立額が3億6,170万円で、残高見込み額が約21億4,600万円、森林整備加速化・林業再生基金については、積立額が37億1,200万円で、残高見込み額が約39億7,300万円、緊急雇用創出事業臨時特例基金については、積立額が20億円で、残高見込み額が約28億6,300万円、農業構造改革支援基金については、積立額が6億5,972万1,000円で、残高見込み額も同額、高等学校等生徒修学支援基金については、積立額が1億4,806万7,000円で、残高見込み額が約2億2,300万円となっております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（橋本憲次郎君）〔登壇〕

お答えします。

南海トラフ巨大地震対策につきましては、新たな地震減災計画に基づき、実施主体や時期を区分し、毎年度進行管理を行いながら推進することとしております。この中で、来年度予算では、宮崎県大規模災害対策基金を活用し、防災士の養成やBCPの推進、市町村の津波避難場所確保対策の支援等に、引き続き取り組むこととしております。さらに、新たに、県民への正

しい防災知識の普及や防災意識の啓発、災害時の初動対応における自助、共助の強化、年間を通して実施する総合防災訓練などの事業にも取り組むこととしております。全庁的には、大規模災害時の救急医療対策や、学校における防災教育等のソフト対策、建物の耐震性向上や防波堤等の整備強化、通信網の充実等のハード対策にも計画的に取り組み、減災計画に掲げる目標が達成され、一人でも多くの県民の安全が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、後期高齢者医療財政安定化基金についてであります。この基金は、保険料収納率が予定を下回った場合や、医療給付費が見込み以上に増加したことにより生じる財源不足について、宮崎県後期高齢者医療広域連合に対して、資金の交付・貸し付けを行うために設置しているものであります。基金の拠出率については、2年ごとに国が定める拠出率を標準として、県の条例で定めることとされております。今回の基金条例の一部改正の理由は、国が保険料の収納率及び医療給付費の実績を勘案し、標準拠出率を10万分の44と定めたことに伴いまして、本県の拠出率を1万分の8から10万分の44に改正するものであります。

次に、民生費の減額補正46億9,500万円余の主な内訳とその理由についてであります。主なものとして、まず、高齢者医療対策費13億2,606万2,000円の減額であります。これは、後期高齢者の医療費が見込みを下回ったことなどによるものであります。次に、国民健康保険助成費10億8,153万7,000円の減額であります。これは、市町村への財政調整交付金が見込みを下

回ったことなどによるものであります。最後に、介護保険対策費6億7,060万4,000円の減額であります。これは、介護給付費が見込みを下回ったことなどによるものであります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（茂 雄二君）〔登壇〕

お答えいたします。

商工費の減額補正44億9,000万円余の主な内訳とその理由についてであります。主な内訳のうち、まず、中小企業融資制度貸付金の減額30億円につきましては、大規模災害等の発生の際に、緊急的な融資を行うための貸付原資でありましたが、今年度は、対応の必要がなかったため、減額するものであります。次に、宮崎県産業振興機構損失補償金の減額5億323万6,000円ではありますが、これは、宮崎県中小企業等支援ファンドの清算が昨年11月に完了し、損失補償額が確定したため、減額するものであります。最後に、企業立地促進補助金の減額5億8,011万8,000円ではありますが、これは、今年度の申請額が当初予定しておりました予算額を下回る見込みとなったため、減額するものであります。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕

お答えいたします。

農業構造改革支援基金についてであります。この基金は、平成26年度から、全国で一斉にスタートする農地中間管理機構において、担い手農家への農地集約の取り組みに活用するものでありまして、具体的には、機構の体制整備及びその活動費のほか、機構へ農地を預ける個人及び集落等への協力金や、農地を集積する上で重要となる農地基本台帳の整備費等でございます。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（大田原宣治君）〔登壇〕

お

答えいたします。

「木造住宅耐震化リフォーム促進事業」についてであります。主な内容としましては、1つ目が、事業周知のための新聞広告や木造住宅耐震診断士養成講習会などを行う「耐震化普及事業」として86万円、2つ目が、住宅所有者に耐震化の助言を行う「アドバイザー派遣事業」として7万円、3つ目が、耐震診断を行う住宅所有者に、対象経費6万円を限度に9割を補助する「耐震診断事業」として221万円、4つ目が、耐震改修を行う住宅所有者に、対象経費150万円を限度に最大2分の1を補助する「耐震改修事業」として686万円、合計で1,000万円の事業を予定しております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、議案第35号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

給与構造改革に伴う経過措置の廃止につきましては、先ほど総務部長がお答えしました、議案第34号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」と同様の改正をお願いするものであり、職員の負担軽減を図るため、7年間の期間を設け、段階的に減額いたしていくこととしております。

次に、教育費の減額補正53億5,124万円の主な内訳とその理由についてであります。教育費の減額補正の主なものは、学校職員の給料や職員手当など職員費の減額42億1,283万9,000円です。その学校種別の内訳は、まず、小学校が17億6,217万6,000円、次に、中学校が9億6,207万5,000円、次に、高等学校が10億9,872万7,000円、最後に、特別支援学校が3億8,986万1,000円です。これらは、どの校種いず

れも、主に給料減額措置により減額するもの
あります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁いただきま
して、ありがとうございました。1点だけお話
したいんですけれども、消費税に関してで
す。総務部長がお答えいただきましたように、
県が新たに負担する消費税の額は、積み上げ
ていくのが困難だということで、引き上げ率の相
当額は負担することにはなると言われたん
です。当然県がいろいろ執行する事業につ
いて支出するのは、それにかかってくるのは当然のこ
となんですけれども、その額がどの程度になる
かというのは、最低限でも大枠をつかんでおく
ことが、やはり健全な県財政の運営につ
いては、私は必要じゃないかというふうに思
うんです。来年10%にもなるということで、
先ほど新たな転嫁をするという回答もあり
ましたけれども、さらにまた引き上げにな
るという点では、全て税金で賄っていくこ
の消費税ですので、そういった点では、
県の収入については把握する
けれども、支出についてはわからないとい
うのでは、健全な運営はできないというこ
ともなるかというふうに思いますので、
ぜひ今後、努力していただきたいという
ふうに思います。

以上で質疑を終わらせていただきます。後
は委員会その他で深めさせていただきます。
ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 ほかに質疑の通告はあり
ません。

以上で質疑は終了いたしました。

◎ 議案第1号から第81号まで及び請願
委員会付託

○福田作弥議長 次に、今回提案されまし
た議案第1号から第81号までの各号議案
及び新規請

願は、お手元に配付の付託表のとおり、そ
れぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす6日から9日までは、常任委員会等
のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、平
成25年度補正予算関係議案等について
の常任委員長の審査結果報告から採決
までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時10分散会

3月10日（月）

平成 26 年 3 月 10 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
20 番	蓬 原 正 三	(自由民主党)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修一郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕次郎	(同)

欠席議員 (1 名)

19 番	星 原 透	(自由民主党)
------	-------	---------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第60号から第81号まで）

○福田作弥議長 ただいまの出席議員36名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成25年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第60号から第81号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）についてであります。

この補正は、経済対策に伴う国の平成25年度補正予算（第1号）の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は82億5,100万円余の増額となっております。

歳入財源の主なものとしては、県税が27億4,000万円、国庫支出金が125億1,100万円余の増額となる一方、諸収入が31億3,800万円余、県債が47億5,800万円余の減額となっております。

このうち、総合政策部所管の補正予算は、一

般会計で4億6,100万円余、特別会計で1,400万円余の減額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は138億800万円余となります。

また、総務部所管の補正予算は、一般会計で356億6,900万円余の増額、特別会計で8億2,200万円余の減額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,808億1,600万円余となります。

このうち、フードビジネス地域経済循環創造事業についてであります。

この事業は、地域の資源と地域金融機関からの融資をもとに、地域活性化に資する事業に取り組むフードビジネス関連企業の初期投資費用を補助することにより、地域経済の拡大と雇用の創出を図るものです。

このことについて当局より、「国の経済対策に伴う補正予算であり、時間的制約から、県内の金融機関等に照会し、融資が可能と見込まれるものの中から要件を満たしている企業について事業計画を作成し応募することになった」との説明があり、委員より、「来年度は、企業がこの事業に手を上げるか十分検討できるよう当該事業の特性等を十分に周知していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県内への周知により各企業が公平に応募できる環境を整えるとともに、金融機関と緊密な連携のもと、採択された企業が発展し、地域経済の拡大と雇用の創出につなげていただくよう要望いたします。

次に、バス路線維持・再構築支援事業についてであります。

このことについて委員より、「地域住民の足であるバス路線は重要であり、維持すべきだが、減額する理由は何か」との質疑があり、当

局より、「この事業は、車両減価償却費やバス運行費等を補助するものだが、車両の導入方法が購入からリースに変更になったことや、導入時期に変更があったこと、また廃止路線代替バスの補助系統数が減少したこと等により減額となった」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の足となるバス路線については、今後、高齢化が進んでいく中で交通弱者がふえてくることが想定されるので、バス事業者や市町村と連携し、引き続き維持できるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県有施設維持整備基金積立金についてであります。

このことについて委員より、「今回、67億円の積み立てとなるが、防災拠点庁舎を見込んだものか」との質疑があり、当局より、「159億円の残高見込みとなるが、防災拠点庁舎だけでなく、今後想定される公共施設等の老朽化対策に備える意味もある」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、防災拠点庁舎のみならず、想定される公共施設等の老朽化対策を勘案し、財政負担に事前に備えるとともに、県有施設の現況や将来の見通しを考慮した更新や統廃合、長寿命化等を計画的に行うよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審

査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてあります。

今回の補正予算は、一般会計で61億1,200万円余の減額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の補正後の予算額は950億3,600万円余となります。

このうち、新規事業「地域少子化対策強化交付金事業」についてであります。

この事業は、国の平成25年度補正予算において、「好循環実現のための経済対策」の一環として、地域における少子化対策の強化のための地域少子化対策強化交付金が創設されたことを受け、当該事業を活用し、県及び市町村が連携しながら、地域の実情に応じた結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を行うことにより、誰もが安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進を図るものであります。

このことについて委員より、「市町村の事業計画においてどのような取り組みがあるか」との質疑があり、当局より、「例えば子育て家庭が必要とする身近な情報を取りまとめた育児マップなどを作成する計画がある」との答弁がありました。

また、このことについて別の委員より、「核家族化の進行等により、特に母親の育児への負担感が大きくなる中、例えば地域の子育て支援施設に関する情報を提供するなど、より具体的な子育て支援対策となるよう、事業の効果的な執行に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「医療施設スプリンクラー等

整備事業」についてであります。

この事業は、平成25年10月11日未明に福岡市内の有床診療所で発生した火災事故を踏まえた緊急対策として、医療施設の行うスプリンクラー等の整備を支援することにより、防火体制の充実を図るものであります。

このことについて委員より、「当該事業は翌年度に繰り越されるとのことだが、新年度予算ではなく今年度予算に反映させた理由は何か」との質疑があり、当局より、「事業の性質が命にかかわるものであるため、少しでも早く取り組める体制をとったところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、早期に事業化したことは評価できるものであり、多くの医療施設で当該事業の活用が促進されるよう、関係機関へ広く周知を図ることを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で28億8,700万円余、特別会計で2,400万円余の減額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた商工

観光労働部の補正後の予算額は469億2,600万円余となります。

このうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業についてであります。

このことについて委員より、「当該事業の市町村補助事業において、市町村の活用が進んでいないものもあるのではないか」との質疑があり、当局より、「事業の要件によっては市町村の事業実施取り組みに差が見られるため、市町村に対し助言を行うなど、積極的な活用をお願いしているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、雇用の拡大や処遇の改善は本県にとって大きな課題であることから、引き続き、市町村に対する事業実施に関する助言等を積極的に行っていただき、当該基金の効果的な利用促進を図られるよう要望いたします。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で97億3,900万円余、特別会計で2億3,200万円余の減額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の補正後の予算額は658億3,700万円余となります。

このうち、建設産業経営力強化支援事業についてであります。

このことについて委員より、当該事業の新分野進出補助金に関し、当初の交付決定見込み数と実績及び進出分野について質疑があり、当局より、「商工会議所や商工会と連携して働きかけを行ったところではあるが、公共事業の発注量の増加により建設業者が新分野に進出する余力がなかったという状況から、当初見込んだ25件程度に対し、実績としては11件であった。ま

た、進出している分野としては食品加工などの食品関係の分野が多くあったところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、建設業者の経営力強化・発展のためにも、新分野進出への働きかけを引き続き行っていただきますよう要望いたします。

次に、レベル1津波に対する要対策箇所の選定についてであります。

当局より、レベル1津波への対策が必要な箇所として、海岸においては約55キロメートル、河川については約43キロメートルを選定したこと、及び今後の事業化への取り組みについて報告がありました。

当委員会といたしましては、防災のみならず、環境や景観、住民生活、観光資源という観点も持って地域住民等との意見交換を十分に行っていただき、今後の事業化を図っていただきますよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で13億7,700万円

余、特別会計で1,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は322億9,400万円余となります。

このうち、森林整備加速化・林業再生基金についてであります。

このことについて当局より、「この基金を活用した事業内容の一つとして、労働安全衛生規則の改正により、林業機械の運転者席等に危険防止設備の設置が義務づけられたため、その設備設置に対して支援を行う予定である」との説明がありました。

これに関連して委員より、林業従事者の事故の状況について質疑があり、当局より、「一昨年はゼロ件であったが、昨年は6件の死亡事故があった。立木を伐採する際の危険区域への立ち入りなど、労働災害防止のための基本的なルールが遵守されなかったことによる事故が多い」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、このような事故が起きないように、規則改正による設備設置義務を徹底するとともに、関係者に対する指導を強化していただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で32億6,000万円余、特別会計で1億1,700万円余の減額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は360億2,800万円余となります。

次に、みやぎきフードリサーチコンソーシアムの設立についてであります。

これは、全国トップレベルにある本県の残留農薬分析技術を核に、当該技術のさらなる高度

化、産業分野へのさらなる活用の推進、及びこれらを支える人材の育成・確保を目的として、宮崎県を初めとする7機関により新たに設立する任意組織であります。

このことについて委員より、「産学官連携のモデルとなるようしっかりとした体制をつくるとともに、名称を含め県民にわかりやすい組織となるよう検討してほしい」との意見があり、当局より、「人材を初め体制の充実を図るとともに、その打ち出し方についても十分検討し、農家はもとより、県民のためになる組織として育てていきたい」との答弁がありました。

次に、豚流行性下痢の発生状況等についてであります。

このことについて当局より、「昨年12月以降、県内で43件の発生が確認されている。県としては、関係者等への注意喚起のほか県営消毒ポイントの設置など、蔓延防止対策を強化しているところである」との報告がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫や鳥インフルエンザを乗り越えてきた経験を踏まえ、日本一の家畜防疫体制を誇れるよう、さらに体制強化に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、2月13日から19日までの積雪による農業関係被害等についてであります。

このことについて当局より、「作物の損傷や地鶏等の圧死、園芸用ハウスの破損などの被害があったため、被災農家への支援として、県費による災害資金を緊急に発動したところである。また、国が被災農家への追加支援対策を講じる予定であるので、県においては、その効果的な活用を含め総合的な支援のあり方を検討する」との報告がありました。

これに対して委員より、「被災農家ができる

だけ早く復旧し農業を継続できるよう、ぜひ今後の支援について十分検討していただきたい」との要望がありました。

次に、担い手の育成に向けた県立農業大学校のあり方についてであります。

このことについて委員より、「現在、担い手育成に向けたさまざまな取り組みが行われているが、一方で、担い手育成機関である農業大学校は、入学者数が定員割れしており、時代の変化に対応できていないのではないか」との意見があり、当局より、「就農に自信と誇りを持つ学校づくりを基本として、魅力あるカリキュラムを構築するとともに、積極的なPRに取り組みたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農業をめぐる環境は急速に変化しているため、今の時代に即した魅力ある農業大学校づくりを目指していただくよう強く要望いたします。

最後に、建設工事における指名競争入札の試行結果の検証と今後の取り扱いについてであります。

このことについて当局より、「26年度においては、試行を通年実施し、今年度実施した試行の枠組みを基本としつつ、試行方法に改善を加えた上でより精緻な検証を行う。また、その試行結果を分析し、次年度以降の方針を決定・公表する」との報告がありました。

当委員会といたしましては、26年度の試行に当たっては、随時試行方法の見直しを行い、27年度以降に透明かつ効率的・合理的な指名競争入札が本格実施されるよう尽力していただくことを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員

会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、執行残等に伴うもので、一般会計で8億5,500万円余の減額補正であります。この結果、公安委員会の補正後の予算額は262億1,200万円余となります。

次に、平成25年の交通事故の概要等についてであります。

このことについて当局より、「昨年の本県での交通事故は、発生件数が1万458件で、亡くなられた方が59人、負傷者が1万2,589人であり、発生件数と負傷者数は前年に比べ減少したものの、死者数が9人増加するという厳しい結果となった。その特徴として、人身事故については、前方不注意や安全不確認等の、いわゆる「てげてげ運転」によるものが多く、時間帯としては朝夕の通勤通学時間帯に多く発生し、交差点及び交差点付近での事故が約半数を占めている。とりわけ死亡事故は、ドライバーの脇見、前方不注意等によるものが最も多くなっている。また、亡くなられた59人中33人が高齢者であり、さらに、その高齢死者33人中、半数近い15人が横断歩道中の事故で、そのうち13人は夜間の事故であった」との報告がありました。

このことについて複数の委員より、高齢者の

交通事故抑止対策について質疑があり、当局より、「緊急対策として、1月20日から今月10日までの50日間、幹線道路沿いの高齢者宅訪問指導や、ドライバーが薄暮から早朝にかけての走行時にライトを小まめに切りかえることを呼びかける「高齢歩行者死亡事故抑止50日作戦」を展開しているところである。今後も、地道な高齢者宅の訪問指導や交通安全教育車等を活用した体験型の安全教育、また、「高齢者交通安全情報ネットワークみやざき」等の関係機関と連携した広報啓発活動等を推進するなど、より効果的な高齢者の交通事故抑止対策に積極的に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、執行残及び国の交付決定等に伴うもので、一般会計で53億7,700万円余の減額、育英資金特別会計で2億2,700万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた教育委員会の補正後の予算額は1,027億8,400万円余となります。

このうち、育英資金特別会計についてであります。

これは、国から移管を受けた、高校生に対する奨学金貸し付けに係る交付金が当初の見込みを上回ったことから、一般会計から繰り入れを行うものであります。

このことについて委員より、今後の原資となる貸付返還金の状況について質疑があり、当局より、「徴収事務の専任職員の増員や連帯保証人等に対する催告の強化、また、本年度から導入した口座振替制度や長期滞納者への法的措置などにより、若干ではあるが改善している状況である」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第60号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」について、賛成する立場で討論を行います。

今回の補正は、一般会計で82億5,110万4,000円の増額補正です。うち185億7,565万5,000円が国の経済対策の実施に伴う経費とされています。しかし、今回の補正も、国庫負担の決定に伴うもの、執行残に伴うものとする多額の減額補正が見られます。特に民生費においては、高齢者医療対策費、国民健康保険助成費、介護保険対策費などでの減額です。こうした福祉関連予算は、県民の健康や暮らしに直接かかわるものだけに、その執行に当たっては、単に見込みが下がったからなどとするにとどめず、市町村とも連携を密にして、日常的に県民の生活状況を把握し、制度の周知徹底も図りながら、地方自治体本来の役割である、県民の福祉・健康の増進、暮らしの向上に寄与できるような予算執行を行うことが必要であることを指摘しておきたいと思います。

また、今回の補正では、職員の人件費である職員費の減額が、給与減額措置によるものとし

て多額に及んでいます。これは、地方公務員の給与について、昨年、国から国家公務員の給与減額措置に準じて減額するよう要請されたことを受けて、平均6%の減額実施をしたことによるものです。職員給与削減での影響は約30億円に上がることが試算されておりました。私は、このデフレの状況の中で給与削減はすべきでないと反対をいたしました。今回の補正では減額総額は約60億円余に及んでいます。地域経済への影響は避けられないのではないのでしょうか。

今回の国の経済対策による補正は、平成26年度の予算と一体に進められるもので、4月からの消費税増税実施による腰折れ対策の要素を含むものです。こうした増税対策を講じなければならぬこと自体、矛盾であり、問題だと言わなければなりません。本補正予算は、道路や河川の整備、造林等に措置され、有床診療所等のスプリンクラー整備への支援や少子化対策、次世代施設園芸拠点整備などにも充てられており、必要性もあります。また、交付金による既存基金への積み増し等も行われ、雇用対策や子育て支援等の施策にも充てられています。実質、これらの事業は新年度での実施となるものですが、真に県民福祉の充実や地域経済の活性化につながるよう、迅速な手だてで生きた予算の使い方になることを期待して、本補正予算に賛成することを述べて、討論といたします。

〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第60号から第81号まで採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

議案第60号から第81号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可

決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福田作弥議長** 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

明日11日から18日までは、常任委員会、特別委員会等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、19日午前10時開会、平成26年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時33分散会

3月19日（水）

平成 26 年 3 月 19 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	黒木正一	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
17 番	田口雄二	(同)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	中野一則	(同)
23 番	中野廣明	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	十屋幸平	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太田清海	(県民連合宮崎)
30 番	井上紀代子	(同)
31 番	鳥飼謙二	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	松村悟郎	(同)
34 番	押川修一郎	(同)
35 番	宮原義久	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	丸山裕次郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	土持正弘
総務部長	四本孝
危機管理統括監	橋本憲次郎
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	堀野誠
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	梅原誠史
企業局長	濱砂公一
病院局長	濱渡砂亮
財政課長	福田直子
教育委員長	齊藤和子
教育長	飛田洋子
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	白川靖浩
代表監査委員	宮本尊
人事委員長	村社秀繼

事務局職員出席者

事務局局長	田原新一
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	福嶋幸徳
政策調査課長	佐野詔藏
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	伊豆雅広
議事課主査	川本英治
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第59号まで及び請願）

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第59号までの各号議案、請願第45号及び第46号並びに継続審査中の請願第26号、第30号、第38号及び第41-1号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願1件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第30号、第38号については賛成多数により、第45号については賛成少数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成26年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成26年度一般会計の予算規模は5,733億1,200万円で、前年度当初予算に対して72億1,200万円、1.3%の増となっております。また、特別会計については、前年度と

比較して1.4%の増、公営企業会計については2.9%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、財政改革を推進しながら、本県が将来にわたって持続的に発展するための基盤づくりに取り組むとともに、本県を支える人材の育成、成長産業の育成・加速化、防災・減災対策などを図る「東九州の新時代へ～みやぎき飛躍予算」として編成されているところであります。

歳入では、まず、自主財源については、県税収入が、税率改正に伴う地方消費税の増等により、前年度と比較して3.3%の増、繰入金、基金からの繰り入れの増により2.7%の増となっております。

また、依存財源については、地方交付税が0.8%の増、臨時財政対策債が8.7%の減となり、それらを合計した実質的な地方交付税額が0.8%の減、また、地方譲与税が地方法人特別譲与税の増等により28.3%の増となっております。

なお、県債残高については、平成26年度末では1兆245億円程度で、今年度末と比較して141億円程度の減となり、臨時財政対策債及び口蹄疫対策転貸債等を除く県債残高については5,345億円程度で、今年度末と比較して288億円程度の減となる見込みであります。

一方、歳出では、引き続き社会保障関係費が増加する中、最終年度となる第三期財政改革推進計画を踏まえ、人件費の削減や投資的経費の重点化、事務事業の徹底した見直し、財源確保策の積極的な推進が図られるとともに、重点施策を積極的に推進するため、総額100億円の地域経済活性化・防災対策特別枠を設け、公共事業の追加措置等を行っております。

収支不足については201億円程度となり、中期財政見通しと比較して圧縮したものの、社会保

障関係費が増加した影響等により、基金の多額の取り崩しが必要となり、財源調整のための基金の平成26年度末残高は、254億円程度となる見込みであります。

次に、総合政策部所管の平成26年度当初予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせ144億500万円余で、前年度と比較して2.6%の増となっております。

このうち、新規事業「みやぎき人財づくり基金設置事業」についてであります。

これは、本県の将来を担い、地域を支える人材の育成・活躍を支援することにより、産業や地域の活性化を図るため、平成26年度から30年度までを事業実施期間とする総額20億円の「みやぎき人財づくり基金」を設置するものであります。

このことについて委員より、「ソフト事業の具体的な方向性についてはどう考えているのか」との質疑があり、当局より、「今後の具体的な推進方法等については、次のアクションプランの策定とあわせ、検討していきたい」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「財政当局と協調した上で、総合政策部が全体を調整しながら事業推進を図っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、本格的な少子高齢・人口減社会に真正面から向き合う上で、人材づくりは欠かすことのできない方策の一つであるため、積極的に推進するとともに、本県経済の活性化に努め、すばらしい人材が持続的に活躍できる地域社会を構築していただくよう要望いたします。

次に、みやぎきフードビジネス雇用創出プロ

ジェクト事業についてであります。

このことについて委員より、「現在の状況はどうか」との質疑があり、当局より、「計画では、25年度で60人、26年度で360人、27年度で803人、3年間の合計で1,223人の雇用が創出されることを目標としているが、現在の進捗としては、25年度実績が174名であったことから、前倒しで雇用が生み出されていると認識している」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「フードビジネス関連企業への就職支援の対象者として障がい者を含めたことを評価している。引き続きマッチングを推進していただきたい」との要望がありました。

次に、県立芸術劇場の管理運営についてであります。

このことについて委員より、「県民全体の財産だが、宮崎市民以外の住民はどの程度訪れているか」との質疑があり、当局より、「各コンサートのアンケートによると、宮崎市民の利用が7割となっているため、県全体に劇場の効果が波及するよう、県内各地でのミニコンサート等の事業に取り組んでいる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県立芸術劇場を多額の経費をかけて管理運営する以上は、県民全体の財産であるとの認識を強く持ち、本県の文化振興の拠点として十分に活用することで、その効果を県内全域に及ぼし、一人でも多くの県民がすばらしい芸術に触れることができるよう努めていただくことを要望いたします。

次に、総務部所管の平成26年度当初予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせ2,505億7,700万円余

で、前年度と比較して2.8%の増となっております。

次に、防災拠点庁舎整備事業についてであります。

これは、防災拠点庁舎を整備するため、基本構想の策定、基本・実施設計を行うものであります。

このことについて委員より、「委託に当たっては、県内企業を優先するのか」との質疑があり、当局より、「今回のような大規模な建物の調査や設計においては、必要となる技術等を考慮すると、県外企業となる場合があるが、設計におけるJV方式の採用など、県内企業が参加できる方法も検討したい」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「限界があるとは思いますが、個別の建物の配置だけを考えるのではなく、敷地全体の将来的な利用を念頭に置いて事業を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県地域防災計画における原子力災害対策編の新設についてであります。

これは、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国において、原子力災害対策特別措置法の改正や原子力災害対策指針が決定されたことで、地域防災計画にその趣旨を盛り込むことが求められるとともに、原子力災害対策重点区域を有する都道府県等には、当該計画の中に原子力災害対策編を定めることが義務づけられたものであります。

このことについて当局より、「本県の区域が原子力災害対策重点区域に該当するかどうか、現段階では国の判断は示されていないが、万一の事態に備えて、現段階でできる限りの対策や

方針を定めておくことが重要であり、本県においても原子力災害対策編を新設したい」との説明があり、委員より、「最も近い鹿児島県の川内原子力発電所だけでなく、愛媛県の伊方原子力発電所、佐賀県の玄海原子力発電所で災害が発生した場合も想定していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、国の定める原子力災害対策重点区域に本県が含まれるかどうかにかかわらず、これまでの事故を教訓として、地域防災計画に原子力災害対策編を新設していただくとともに、必要な訓練を効果的に実施するなど、引き続き、地域防災計画の実効性を高めていただきますよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件及び新規請願1件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

また、採択いたしました請願第46号に基づき、「手話言語法」制定を求める意見書を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ998億7,700万円余で、前年度と比較して1.5%の増となっております。

このうち、民生委員・児童委員についてであります。

このことについて委員より、「地域の民生委員・児童委員を知らない人も多い。例えば県や市町村の広報紙等で紹介を行うなど、広く周知していただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「ボランティアで活動していただいているもの、高齢者世帯の見守りや児童虐待防止の取り組みなど、その活動は広範囲にわたり、内容も多様化する傾向にあるため、活動費用の面も含めて負担感が大きいと聞いている。活動実態を踏まえ、国に対して処遇改善の要望をすべきではないか」との質疑があり、当局より、「国に対して、民生委員の実情を訴えながら、委員活動費や地区民生委員協議会への負担金についても改善を求めていくとともに、地域の中で活動しやすい環境を整備していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、民生委員・児童委員の活動の充実に向けた課題等の実態を明らかにするとともに、活動環境の整備に向けた関係機関への働きかけを行うよう要望いたします。

次に、新規事業「地域で見守る「こころの健康サポーター」養成事業」についてであります。

このことについて委員より、「例えば、その

地域をよく知るキーパーソンが核となり見守りをお願いするなど、地域ごとの特性に応じた自殺対策が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「これまで総合的な対策として、啓発事業や相談事業に取り組んできたところであるが、地域の実情に応じた対策を講ずる必要があることから、今年度新たな取り組みとして、5市町において、自殺対策に関する独自の実態調査及び行動計画の策定を行っているところである」との答弁がありました。

次に、新規事業「ひきこもり対策推進事業」についてであります。

この事業は、「ひきこもり地域支援センター」を設置するなど体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、ひきこもり対策を推進するものであります。

このことについて委員より、「ひきこもり相談センターや、ひきこもり地域支援センターとはどのようなものか」との質疑があり、当局より、「相談センターは、ひきこもりの相談に特化した窓口として設置するものであるが、相談支援だけでは対応が難しいケースも考えられるため、訪問支援等継続的な支援を行う機関として地域支援センターを設置する。今後、この2つのセンターが中心となり、保健所や市町村等関係機関と綿密な連携を図ることで、ひきこもり対策の充実を図っていく」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「ひきこもりの問題は、対象者と接触できただけでも前進したと言われるほど、その対応は難しい。両センターを設置することで、体制を整備していくことは評価できるため、関係機関と連携を図りながら粘り強く取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「動物愛護センター共同設置事業」についてであります。

このことについて委員より、「宮崎市と共同で設置する場合の財政負担はどれぐらいを想定しているか」との質疑があり、当局より、「例えば、収容する犬・猫の比率で支出割合を算定する方法が考えられるが、土地の選定や建設費用も含め、今後、専門家や関係機関等で構成する協議会を設置し、当該センターの整備構想を策定したい」との答弁があり、委員より、「当該センターの設置については大いに期待しているところであり、殺処分数が減少するよう取り組みを推進していただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「「育児の日」推進事業」についてであります。

このことについて委員より、「毎月19日を「育児の日」と定めているとのことだが、以前から取り組まれている「家庭の日」との区別が難しい。どう整理されているのか」との質疑があり、当局より、「「育児の日」は、子育てを社会全体で支える環境づくりを推進することを目的としており、「家庭の日」は、青少年の健全な育成に関し、家庭の役割について理解を深めることを目的としている。それぞれの取り組みが重なる部分もあるため、連携を図りながら「育児の日」における取り組みの充実を図りたい」との答弁があり、委員より、「「日本一の子育て・子育て立県」を目指し、しっかりとした効果が出るよう、取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、福祉保健部における健康づくりの今後の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「少子高齢化に伴い、年金や医療・介護などの社会保障関係費

が急激に増加していく中、福祉保健部の予算も伸びていくと考えられる。例えば、県民運動の一環として健康寿命を延ばし、社会保障関係費を抑制するという観点から、治療から予防に重点を置いた施策を打ち出してはどうか」との質疑があり、当局より、「健康で生活できる期間、いわゆる健康寿命を延ばすことは大変重要であるとする。健康寿命の延伸に向けたさまざまな事業を展開する必要があることから、例えば、「健康長寿日本一」という大きな目標を掲げた施策を打ち出すなど、あらゆる方策を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、病院局所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益296億4,400万円余、費用299億5,800万円余であり、収益から費用を差し引いた収支は3億1,300万円余の赤字であります。これは、前年度当初予算に比べて3億3,000万円余の収支悪化となっておりますが、元県立富養園解体に伴う特別損失を除くと1,100万円余の黒字であり、ほぼ前年度並みとなっております。

このうち、高度医療専門人材育成事業についてであります。

このことについて委員より、「当該事業のうち、特に、がんプロフェッショナル薬剤師養成事業については、専門資格者を5年間で10名程度養成するとのことだが、さらに増員してはどうか」との意見があり、当局より、「病院の機能を維持向上させていく上でも、増員を含めた体制充実を図っていきたい」との答弁があり、委員より、「チーム医療の重要性が高まる中、それを担う看護師や薬剤師等の医療スタッフの充実がより重要となってくるため、重点的に事業を進めていただきたい」との要望がありまし

た。

また、このことに関連して別の委員より、「診療報酬の加算を目指す取り組みがふえているが、病院局という組織を設置して取り組まれてきたことによる効果として評価できる」との意見がありました。

最後に、病院事業費用についてであります。

このことについて委員より、「後発医薬品の使用は促進されているか」との質疑があり、当局より、「後発医薬品の使用が促進されるほど収益は高まるため、各病院とも使用促進に努めているところであるが、引き続き努力していく必要がある」との答弁があり、委員より、「経費節減の観点から、効果が同じものについては、使用促進に向けてさらなる努力をしていただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「材料費や経費等の節減について尽力されていると思われるが、今後も引き続きさまざまな方策を検討し、さらなる経営改善に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外14件であります。慎重に審査をい

たしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて448億4,400万円余であり、前年度と比較して9.8%の減となっております。

このうち、新規事業「「神話のふるさとみやざき」プロモーション映像制作事業」についてであります。

このことについて委員より、プロモーション映像の活用方法についての質疑があり、当局より、「平成25年度に作成したプロモーション映像は、ネット配信を中心に、県内外での講演会等のイベント会場で活用してきたところであり、ことしの4月から6月にかけて、全日空の国際線で機内放送していただける予定となっている。来年度は、映像の作品数をふやし、活用方を広げていきたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、当該事業を含む記紀編さん1300年記念事業は、2020年までの長期間の取り組みとなることから、引き続き、関係部局、団体等との連携を深め、さらなる機運の醸成、県内外での認知度向上を図っていただきますよう要望いたします。

次に、新規事業「東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業」についてであります。

この事業は、東九州自動車道の開通を契機として、北部九州や四国地方等を主なターゲットに、大分県と共同して観光PR等を行うとともに

に、大分県に向けて、本県の魅力及び新たな観光ルート等を情報発信し、東九州自動車道を活用した誘客促進を図るものであります。

このことについて委員より、高速道路の定額利用及び乗りおり自由ができる周遊型割引の実施に向けたNEXCO西日本との協議状況及び実施計画についての質疑があり、当局より、「この取り組みは、九州ではまだ実施されたことのない新たな取り組みであることから、昨年からの協議を進めており、現在、おおむね内諾をいただいているところである。また、実施期間においては、東九州自動車道の利用者の多くが本県に立ち寄っていただくためにも、県内各地でのイベントを集中実施するなどの方策を検討しているところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「できるだけ多くの利用客が宮崎県内に立ち寄っていただくよう、新たな観光ルートを提案するドライブマップの充実を図っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、当該事業は、県内の観光振興、地域活性化に大きく寄与することと期待できることから、関係市町村・団体との連携を密にし、事業を実施していただきますよう要望いたします。

次に、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

このことについて委員より、「改正の内容が、消費税率引き上げによるものを初め、機器の新規購入や補助金削減等に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正によるものなど、多岐にわたっている。使用料・手数料の増額は、県民への負担増を強いることとなるので、県民の理解を得るためにも、改正の理由に

については詳細な説明をしていただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて737億5,900万円余であり、前年度と比較して0.6%の減となっております。

このうち、新規事業「観光みやぎきの再勢公園施設改修事業」についてであります。

この事業は、本県を代表する観光地として重要な役割を果たしている県立平和台公園と県立青島亜熱帯植物園において、老朽化した施設の再整備を行うことにより、観光地としてのさらなる魅力アップを図るものであります。

このことについて複数の委員より、「平和台公園にある平和の塔は、日本書紀に記される神武天皇の即位から2600年に当たる昭和15年に建設された貴重な歴史的建築物である。安全性の確保、人材確保、石こうレリーフの保存方法など、多くの課題はあるが、観光資源としての活用も考えられるため、内部公開の今後のあり方を検討してほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、青島亜熱帯植物園再整備計画の内容についての質疑があり、当局より、「来年度は、現在分散している大温室、管理棟、トイレを一カ所に集中し、室内でのイベントが可能となる施設に再整備することとしている。大温室の植物の移しかえに当たっては、シンガポール等海外の貴重な植物も多くあることから、委員会等を立ち上げ、専門家の意見を聞きながら進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、青島亜熱帯植物園の来園者増加を図ることはもちろんのこと、

宮崎市における青島地域活性化基本計画の今後の展開を注視しながら、商工観光労働部、宮崎市、地元住民とも連携を図り、青島全体の観光振興の将来を見据えて整備等に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、新規事業「建築物耐震化促進事業」についてであります。

この事業は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、大規模建築物の耐震診断が義務化されたことに伴い、大地震の際に多数の生命に影響を及ぼす大規模民間建築物の耐震診断に対する支援等を行うものであります。

このことについて委員より、「県内で対象となるホテル、百貨店は何棟あり、いつまでに耐震診断結果を報告しなければならないのか」との質疑があり、当局より、「対象となっている建物は17棟程度であり、耐震診断結果報告は、平成27年12月31日までに所管行政庁に報告することが法で定められている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、東九州自動車道の開通により、観光振興、誘客促進が期待される中、本県宿泊者の受け入れ体制確保は重要な課題であることから、耐震診断により改修が必要となった場合の支援のあり方について、今後検討していただきますよう要望いたします。

次に、建設産業の人材育成についてであります。

このことについて委員より、「昨年度の緊急経済対策により、公共事業の発注が増加したものの、建設産業における技術者の不足という課題が浮き彫りになり、入札不調・不落の原因になったとも考えられるが、どのように対策を講じていくのか」との質疑があり、当局より、「入札の不調・不落については、発注時期の調

整等により対応してきたところであるが、技術者の養成についても、関係団体と連携し、県産業開発青年隊の充実や、建築・土木系の高校に対する建設業界のPRに努めるなど、人材の育成・確保に力を入れていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、職業訓練施設や教育委員会など他部局とも連携を図っていただき、長期的な視点で建設産業の人材育成に引き続き取り組んでいただきますよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第22号、第23号、第43号、第57号及び第58号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般

会計と特別会計を合わせて263億2,800万円余で、前年度と比較して2.3%の減となっております。

このうち、エネルギー対策推進費についてであります。

これは、新エネルギー対策の総合的な推進に要する経費であり、住宅用太陽光発電システム設置者への融資や、多くの方が集まる民間施設に自家消費目的で新エネルギー設備を設置する際の補助事業などに取り組むものであります。

当委員会といたしましては、住宅用太陽光発電は環境に優しく、また、災害時にも大いに役立つことが期待されるものであるため、今後とも世帯普及率日本一を目指して、さらなる導入促進に努めていただくよう要望いたします。

次に、新規事業「単独処理浄化槽転換促進補助事業」についてであります。

これは、環境負荷が大きい単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費用の補助や、啓発を行うものであります。

このことについて委員より、「いまだ8万基以上の単独処理浄化槽が残っているとのことであるので、各市町村と連携して数値目標を立てるなど、計画的かつ、より積極的に転換を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「森林バイオマス地域再生事業」についてであります。

この事業は、林地残材の利用を林家等の利益につなげるため、林地残材等を集積する中間土場の設置など、発電施設等に対する効率的な木質バイオマスの供給体制の構築に対して支援を行うものであります。

このことについて委員より、木質バイオマスの供給体制整備の現状について質疑があり、当

局より、「行政が中心となって立ち上げた各地域の5つの協議会において、効率的な収集運搬について議論を行っており、既に中間土場の具体的な設置場所の検討に入っているところもある」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、需要に見合った木質バイオマスを効率的かつ安定的に供給できる集荷・流通体制を構築し、林家等の所得向上につなげていただくよう、強く要望いたします。

次に、新規事業「特用林産物新ブランド確立事業」についてであります。

このことについて当局より、「全国第3位の生産量を誇る県産備長炭のブランド統一や、販売力・生産体制の強化を図るとともに、山菜類の新たな作目を導入するための技術習得や販促活動への支援を行う」との説明がありました。

これに対して委員より、「本県特有の産品を見出し、それを新ブランドとして確立するなど、特用林産物の生産振興にさらに尽力していただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて414億9,200万円余で、前年度と比較して9.4%の増となっております。

このうち、新規事業「産地経営体モデル育成事業」についてであります。

これは、新たな取り組みや規模拡大の意欲を有する産地をモデルとして選定し、経営プラン策定から実行までを支援することにより、産地改革の原動力となる産地経営体に発展させることを目指し、各産地における課題等を検証する取り組みであります。

このことについて当局より、「国の農業・農村政策の転換が図られようとしている今、新たな担い手像の明確化、育成が最も大きな課題であるため、この事業により、今後の新しい担い手育成の方向性を模索していこうと考えている」との説明がありました。

当委員会といたしましては、間もなく農地中間管理機構が動き出しますが、本県において当機構が機能を発揮し、農地の集積が円滑に進むためには、農地の借り手の確保が大変重要であるので、その人材育成に積極的に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、新規事業「フードビジネスを支える環境保全農業革新事業」についてであります。

これは、フードビジネスの推進を支えるため、農業生産工程管理の高度化や、残留農薬分析技術の開発等に取り組むものであります。

これに関連して委員より、「農産物の高付加価値化や6次産業化をさらに推し進めるなど、フードビジネスの基礎を担う農政水産部として、フードビジネス推進に向けてより積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、鳥獣被害防止対策事業についてであります。

本県における平成24年度野生鳥獣による農林作物等の被害額は、11億円余りと算出されていますが、そのほかに、鳥獣被害を理由として耕作放棄地となった農地など、この被害額に算入されていない被害も少なくないと考えられ、特に中山間地域では非常に深刻な状況が続いております。

当委員会といたしましては、今後とも、積極的に鳥獣被害対策に取り組んでいただくよう強く要望いたします。

次に、予算の早期執行についてであります。

このことについて委員より、「公共工事に係る予算執行については、できるだけ速やかに行うべきだと考えるが、基本的な姿勢を伺いたい」との質疑があり、当局より、「国の経済対策により、来年度も引き続き、多くの公共工事発注が見込まれるが、来年度予算分についても既に可能な範囲で準備行為に着手するなど、早期執行に向けて取り組んでいる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「消費税率引き上げに係る景気対策としても、予算の早期執行が重要であると考えるので、今後とも努力していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、多額の予算執行残や年度繰り越しが発生しないよう、確保した予算については、迅速かつ着実に執行していただくことを要望いたします。

次に、T P P協定への対応についてであります。

T P P協定については、いまだ交渉妥結に至らず、現在のところ、いつ、どのような形で結論が出されるかが不透明な状況であります。

当委員会といたしましては、交渉妥結のときに備えて、かねてより、あらゆる角度からの検討を行い、当該交渉の結果いかににかかわらず、本県の農業が力強く発展するよう尽力していただくことを強く要望いたします。

次に、事業説明資料等における片仮名語の多用についてであります。

委員会で使用する説明資料等において、非常に多くの片仮名語が使われており、意味がわかりにくい例が数多く見受けられます。

当委員会といたしましては、安易に片仮名語を多用せず、県民にわかりやすい言葉の選び方

に十分配慮していただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕（拍手）

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外17件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計277億6,800万円余であり、前年度と比較して2.6%の増となっております。

このうち、新規事業「災害に強く環境に優しい信号機等整備事業」についてであります。

この事業は、災害対応上重要な主要幹線道路の信号機に電池式電源付加装置を設置し、信号灯器をLED化するとともに、新設道路の交差点に反感応式やプログラム多段式の信号機を設置することにより、災害対策や道路交通の安全と円滑化を図るものであります。

このことに関連し委員より、「この事業を含め、信号機等の整備に要する経費として15

億6,600万円余が計上されているが、信号機設置の要望とその対応状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「現在、約380件の要望があり、全て現地を確認している。設置に当たっては、交通事故の発生状況や道路形状、学校等周辺施設の状況などについて検討し、その緊急性、必要性を勘案した上で決定している。しかしながら、現在、県内には約2,400基の信号機があり、信号柱や信号灯器の交換など、そのメンテナンスに多額の経費を要することから、以前に比べ新規の設置数は少なくなっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、財政状況が厳しい中ではありますが、信号機の設置については、必要箇所の的確な把握に努め、早急な整備が必要な箇所にはしっかりと対応するとともに、交通量に応じ感応式の信号機等を導入するなど、交通事故抑止や交通の円滑化を図る一層の取り組みを要望いたします。

次に、企業局所管の平成26年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益49億9,800万円余、事業費43億6,500万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は6億3,300万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益7億7,700万円余、事業費3億6,000万円余で、収支残は4億1,700万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益5,800万円余、事業費2,100万円余で、収支残は3,600万円余であります。

このうち、新規事業「日南ダム発電所建設工事」についてであります。

これは、企業局における新エネルギー導入事業の一環として、県内の治水ダムでは初めて、日南ダムに小水力発電設備を設置することにより、本県の地域特性を生かした、環境に優しい新エネルギーの有効活用を図るものであります。

このことについて委員より、「日南ダム発電所の売電収入は、年間どのくらいを見込んでいるのか。また、採算性はどうか」との質疑があり、当局より、「固定価格買い取り制度により、年間約7,000万円の収入を見込んでいることから、約12年で事業費は回収できる見込みである」との答弁がありました。

また、このことに関連し別の委員より、「小水力発電を導入するには、どの程度の水量や落差が必要か」との質疑があり、当局より、「出力は落差と流量に比例する。例えば、100キロワットの出力を得るには、落差が10メートルであれば1秒間におおむね1トンの流量が必要であり、年間を通して水の量が安定していることが必要である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、近年の電力情勢を踏まえ、水資源を有効に活用することは環境面においても大変有意義なことから、引き続き、小水力発電の導入可能性について調査を行うなど、さらなる経営基盤の強化に向けた取り組みを要望いたします。

次に、新規事業「一ツ瀬川県民ゴルフ場利用者100万人達成記念事業」についてであります。

この事業は、平成2年の開業からの利用者が延べ100万人に達することを記念し、県民への利益還元やゴルフ場のPR・利用促進を図るため、記念事業を行うものであります。

このことについて委員より、「当ゴルフ場については、民間との競合もあり、厳しい利用状

況であるが、一方、地元においては、高齢者を初め、多くの方々に利用していただいております、河川環境の面も含め、地元への貢献度は非常に高いと思っている。今後も多くの方に利用していただけるよう、この記念事業においてしっかりとPRするとともに、新たな利用者の開拓にも努めていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,096億1,000万円余であり、前年度と比較して1.6%の増となっております。

このうちの、新規事業「いじめ問題の解決に向けた外部専門家活用事業」並びに議案第52号「宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例」及び議案第53号「宮崎県いじめ問題対策委員会条例」についてであります。

これは、「いじめ防止対策推進法」の施行を受けて、外部専門家によるいじめ防止等のための組織体制を構築し、学校だけでは解決困難な事案に対し、迅速に対処するものであります。

このことについて委員より、「今回、関係機関等の連携を図るための連絡協議会や、教育委員会の附属機関として実効的な対策を行う委員会等を設置するが、宮崎県いじめ防止基本方針に掲げる「学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築」については、どう進めていくのか」との質疑があり、当局より、「学校単位で設置しているいじめ不登校対策委員会や学校評議員会等を活用し、地域の方々と交えて議論するなど、各学校の実情に即した取り組みで対応することとしている」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「保護者から学校への相談があった際は、その相談に至る背景を探るなど、学校の対応は慎重であるべきと思うが」との意見があり、当局から、「子供の声、保護者の声に真摯に耳を傾けることが重要であり、そういう姿勢で取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

さらに、委員より、「今後の社会生活においては、みずから解決策を導き出す能力や知識も必要となってくると思うが」との意見があり、当局より、「子供たちには、コミュニケーション能力も含め、みずから切り開き自立していきける力を、総合的に身につけさせる必要があると考える」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の田口雄二です。

私は、請願第45号「特定秘密保護法廃止を求

める意見書提出の請願」の不採択に対しまして、反対の立場から討論を行います。

特定秘密保護法に関しては、平成24年の衆議院選挙、昨年の参議院選挙の自民党の公約には一切触れられておりません。そして、参議院選後の臨時国会においても、安倍総理は所信表明で一言も触れなかった特定秘密保護法案を、唐突に国会に提案しました。

この法案の審議過程では、衆議院の福島県での地方公聴会で、陳述人の全てが「反対」や「慎重審議」を求めたにもかかわらず、自公両党が翌日の特別委員会で強行採決しました。地方公聴会を行う意味は何があったのか。それまで法案の中身がよくわからず、おぼろげに心配していた国民の怒りと不安の声が急速に大きいものになりました。しかし、そのような国民の怒りや不安は無視され、衆議院、参議院の両院ともに与党は強行採決で成立させました。

臨時国会が終了し、その夜の記者会見で、国会の審議が不十分だったという批判が強く、報道各社の世論調査でもそれは数字にあらわれている。安倍総理は、批判の原因の自己分析を新聞記者に求められました。すると、総理は、信じられないような答弁をいたしております。

まず、厳しい世論については、「国民の皆様のかげりである、謙虚にそして真摯に受けとめなければならない。私自身ももっともっと丁寧に時間をとって説明すべきだった。反省している」と記者に答えたのです。臨時国会が閉会し、また特定秘密保護法が成立し、ほっとしたのか、つい本音が出てしまいました。

国会でこの法案の論議や説明が大幅に不足していると野党からあれほど指摘され、また、国民への十分な説明を強く求められたにもかかわらず、もう十分な議論をしたと圧倒的な数の力

で野党の要求は突っぱねられました。国民にはこの法律の恐ろしさを十分に認識させる前に成立させたと思えません。

余りにも拙速に進めたのは、森まさこ特命担当大臣の迷走する答弁にもあらわれており、気の毒なほどしどろもどろ状態でした。しかし、担当大臣の人選の決め手が、皮肉にも「法律の専門家の弁護士で法律に精通しているから」でした。与党内でもろくに議論されずに、とにかく法案成立が最優先されたことは明らかでした。

この特定秘密保護法とは、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ活動の防止の4つの分野の情報について、国や国民の安全の確保を図る観点から、特に秘匿することが必要であるものを「特定秘密」として指定し、その漏えい防止によって国及び国民の安全確保に資することを目的としています。

この法律は、国家公務員が特定秘密を漏えいした場合、最高10年の懲役が科されます。一般の守秘義務違反、防衛機密漏えいについて定めた国家公務員法の1年以下、自衛隊法の5年以下をはるかに上回る罰則を規定し、さらに、特定秘密に携わる民間企業の従業員にも懲役5年以下の罰則を定めています。

もちろん、私どもも、外交や防衛等の秘密保護が必要なことは十分承知いたしております。しかし、この法案は、誰が、どのような情報を、どのように管理していくのかが実に曖昧で、国民の知る権利、報道の自由が制限される可能性が高く、国民に不安が広がっています。

大きな問題点は、特定秘密の範囲に余りにもグレーゾーンが多過ぎ、限りなく拡大解釈が可能であることです。現在の国家公務員法、自衛隊法などの秘密保護法制ではどこに問題があっ

たのか、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのある情報とはどのような範囲なのか、また、特定秘密の基準が政府の恣意で、つまり政府の都合のいい判断で策定されるのではないか、特定秘密が情報公開を阻害しないか、危惧されるところであります。

また、秘密指定の無期限化のおそれがあります。秘密指定の有効期間は5年ですが、5年の延長が可能です。しかも、通算30年以上になるときに内閣の承認を求める規定があり、内閣が公開を承認しなければ、いつまでも秘密にしておくことができます。武器や暗号等の7項目は最長60年としています。また、国会への情報提供が、行政機関のトップの判断で国会議員への秘密の開示・不開示が決められ、国会審議が事実上、行政府にコントロールされるおそれもあります。

指定できる対象は徹底して絞り込み、明確にしなければなりません。今まさに、安倍総理が、憲法の解釈変更で集団的自衛権の行使容認を目指そうとしていますが、法律は成立すると、時の政権に都合よく拡大解釈され得るものです。秘密の対象は必要最小限にとどめるべきです。

昨年この特定秘密保護法案が審議されているときに、元自民党幹事長の野中広務さんは、「今、戦争の足音が聞こえてくると言っても過言ではありません。こそくな政治が行われている。秘密保護法案を、与党と野党の一部との修正協議で衆議院を通過させようとしている。我々が恐れた昔の大政翼賛会のようなものです。そら恐ろしいことです」と、ある講演会でこの法案の恐ろしさを、そしてこのときの成り行きを批判しています。

法曹界や学者、研究者、言論界などから、多

くの廃止や見直しの声が成立直後から上がっています。私たちは、この特定秘密保護法は余りにも危険で、国民の知る権利が脅かされ、報道の自由や表現の自由が侵害され、制限される可能性が高く、また、民主主義の根幹を揺るがす重大な内容を含んでおりながら、十分に議論が尽くされたとは到底言えません。この特定秘密保護法は、将来において大きな禍根を残すのではないかと心配でなりません。

このようなことから、私ども県民連合宮崎は、請願第45号「特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願」に賛成の立場で強く訴えるものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計予算」、議案第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号、及び第43号、第44号、第57号から第59号について、反対の立場から討論を行います。

議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計予算」については、南海トラフ巨大地震や自然災害等に対する防災・減災対策、学校老朽化対策など、必要な施策が盛り込まれてはおりますが、問題は、4月からの消費税8%への増税を国言いなりに認め、県の使用料・利用料に増税分を転嫁していることです。県民の新たな負担をふやすものであり、認められません。

県の公共施設等の使用料や利用料への消費税上乗せで、新たな県民負担は約4,300万円に及ぶ

と試算されています。しかも消費税率引き上げに伴い、県が行う物品等の購入、建設工事の発注などでの税負担、歳出は大幅にふえることとなります。しかし、県は、相当額の負担増になるとしか明らかにされませんが、この相当額がどれほどの歳出になるのかわからないでは、健全な財政運営とは言えないのではないのでしょうか。

今や、県民所得は全国最下位という状況にあります。社会保障と税の一体改革に基づく消費税増税により、8兆円にも及ぶ国民負担が負わされる一方で、年金や医療、生活保護など、社会保障の給付削減を行おうとしており、社会保障の財政確保という建前は実質破綻していると言っても過言ではありません。

アベノミクスの経済政策などによる生活必需品の高騰で暮らしは大変です。賃金も上がらず、家計消費がふえないのは当然のことです。こうしたときに消費税増税が追い打ちをかければ、暮らしへの影響や地域経済への影響は深刻なものにならざるを得ません。県は、県民の暮らしや地域経済を守る上からも、消費税増税は中止する立場に立つべきではないのでしょうか。

今回、提案されている消費税の公共料金上乘せですが、消費税法第60条で、消費税を転嫁しても、県は国に消費税を納める必要はないことになっています。そうであるならなおさらのこと、県民の暮らしを守る立場に立って、公共料金への消費税転嫁はやめるべきです。

第2に、福祉・医療の問題です。特に、国保の広域化が進められようとする中で、国民健康保険について、保険料が高過ぎて払えない滞納世帯がふえ、保険証のない世帯が病院にかかれない深刻な事態の中で、命にかかわる問題が生じています。その解消のためにも、市町村国保

に対する県の法定分以外の助成について手当てすることを、真剣に考えることが求められていると思います。

また、介護保険の改定で、本来必要な介護サービスが十分提供されない事態が危惧されます。とりわけ、特別養護老人ホーム等への入所基準が上げられ、施設整備は実態から大きく立ちおくらせているにもかかわらず、これまでの4,000名を超える入所待機者は切り捨てられようとしています。こうした人としての尊厳を守ることや、県民の暮らしの痛みにもっと心を寄せた施策、予算が必要です。

また、新年度予算では、太陽光発電システム導入促進事業の中止がなされ、予算の全額がカットされました。しかし、この事業は、文字どおり、個人が行うエネルギーの地産地消を推進し、安全な自然エネルギーを促進させ、県民の関心をより高め、啓発にもつながるものとして、大きく効果を上げてきたと思います。同事業の継続を強く求めたいと思います。

議案第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号、及び第43号、第44号については、消費税増税に関連する議案であるため、県民への負担増につながる点で反対するものです。

次に、議案第57号から第59号については、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収についてです。本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと考えます。

次に、請願についてです。

継続請願の第26号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・

復元について、国に意見書の提出を求める請願」が、不採択と報告されました。子供たちの健やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や、教育費の父母負担の軽減を求めるものです。子供たちの健全な成長に何が必要なかをしっかりと受けとめ、不採択とすることなく、採択を求めるものです。

また、再度継続審査とされた請願第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」については、全ての会派が紹介議員となって提出されたものです。既に1年が経過し、5回の委員会審査が行われてきました。請願者の意は十分に酌み取られたものと思います。採択を強く求めるものです。

最後に、新規請願第45号「特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願」についてです。

委員会審査では不採択と報告されましたが、同請願の採択を求めるものです。

秘密保護法の問題点は、第1に、特定秘密の指定が政府に委ねられ、政府の恣意的判断で勝手に決められることです。国民は、何が秘密かも秘密にされる社会の中で、自分が近づいた情報の中身もわからないまま処罰され得ることです。政府が幾ら「特定秘密の範囲は、別表で防衛、外交などに限定されている」と繰り返しても、秘密指定の要件が「我が国の安全保障にとって著しく支障を与えるおそれがある」という広範かつ曖昧なものである以上、際限なく指定されるおそれがあることは明白です。

第2に、懲役10年の重罰と威嚇や、適正評価の名によるプライバシー侵害と権力の監視にさらされるのは、限られた公務員のことさらな漏えい行為だけでなく、広く国民の普通の日常とその自由であり、報道の自由だということです。

こうした重罰法規は、それだけで言論・表現の自由を萎縮させ、民主主義社会をその土台から掘り崩し、日本を暗黒社会にするものです。

第3に、特定秘密と指定されれば、情報の国会への提供さえ政府の裁量に委ねられるばかりか、秘密会に提供された秘密を同僚議員に話すだけでも重罰にかけるなど、国会の国政調査権、議員の質問権さえ乱暴に侵すものです。

このように、特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆すものです。

かつて、軍機保護法、治安維持法の体制下、大本営発表で、真実を知らせず、国民を戦争へと駆り立てていったあの戦争の過ちを繰り返してはなりません。まさに特定秘密保護法は、日本を戦争する国にする一里塚であり、廃止する以外にありません。

こうした立場から、請願第45号に賛成するものです。

したがって、不採択とする委員長報告には同意できず、採択するよう強く求めるものです。

議員各位の、県民の声をしっかり受けとめた賢明な御判断を切に求めて、討論を終わります。以上です。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号まで、第43号、第44号及び第57号から第59号まで採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号まで、第43号、第44号及び第57号から第59号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第8号まで、第11号から第18号まで、第21号、第34号から第42号まで、及び第45号から第56号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第2号から第8号まで、第11号から第18号まで、第21号、第34号から第42号まで、及び第45号から第56号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第26号採決

○福田作弥議長 次に、請願第26号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第45号採決

○福田作弥議長 次に、請願第45号についてお

諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第46号採決

○福田作弥議長 次に、請願第46号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第30号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号についてお諮りいたしま

す。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第41-1号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査結果報告

○福田作弥議長 次に、特別委員会の報告を議題といたします。

ただいまから特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、成長産業・T P P対策特別委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、成長産業・T P P対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。

その活動経過につきましては、お手元に配付

の報告書のとおりでございますが、その概要について御報告申し上げます。

最近の我が国の経済情勢は、いわゆるアベノミクスの効果等により、株価上昇、円高是正など、緩やかな回復基調の動きが見られており、県内経済は、九州財務局宮崎事務所の経済情勢報告などによると、ようやく明るい兆しが出始めたとされております。

県においては、地域経済・産業全体の活力向上を図る取り組みを、官民一体となって有機的・重点的に進めていく共有の指針として、「復興から新たな成長に向けた基本方針」を平成25年2月に策定し、平成25年度以降の県政運営の基軸としています。

当委員会では、同方針で成長産業として定めた取り組み分野のうち、特に、今年度集中的に審査し、県の施策に積極的に県民の声を反映させるべき分野として、「フードビジネスの展開と取り組みに関すること」「海外戦略の取り組みに関すること」「新エネルギーの利活用による産業振興に関すること」を調査事項といたしました。

また、平成25年3月に、安倍総理大臣が交渉参加を表明したTPP協定は、本県の基幹産業である農業はもとより、県内産業に広く影響を及ぼすことが懸念されることから、「TPP協定の本県への影響とその対策に関すること」についても調査事項とし、所要の調査を行ってきました。

まず、調査の大きな柱の一つである成長産業は、言うまでもなく、今後の本県の産業や雇用の核となるものです。

産業振興に関しては、本県議会の過去の特別委員会でも、さまざまな切り口で調査活動を行っておりますが、今回、当委員会が成長産業

の調査事項とした3つの分野に関しては、これまで議論されてきた産業振興策が具体的なプロジェクトとして動き出したもので、今後の展開に大きな関心を寄せているところです。

調査項目の1つ目の「フードビジネスの展開と取り組みに関すること」については、成功の鍵は、民間力の喚起であることが当委員会の共通認識です。フードビジネス振興構想の推進期間中に積極的に県内民間企業を育成・強化し、行政からの支援がストップした後も、その活力が維持していけるような環境整備が必要です。

そのためには、県内の生産者や加工業者などについて体系的に現状把握を行った上で、情報を一元的に集約し、生産者、加工者、販売者のマッチングに活用することや、現在、整備を進めているフードオープンラボなどを活用した技術支援に積極的に取り組む必要があると考えます。

委員会で調査を行った青森県や鹿児島県を初め、他県においても、本県同様、農林水産業を軸にした食産業の充実強化の取り組みが積極的に進められております。

また、委員から、「フードビジネスは、これまで取り組んできた農商工連携、6次産業化の取り組みとどう違うのか」という指摘もあり、県からは、これまでの取り組みとの違いとして、明確な目標を定めた上で県全体の戦略として位置づけたことや、マーケット・インの視点を入れたことなどの説明がありました。

県においては、全庁的な取り組みであることを十分生かし、従来の取り組みから一步踏み込んで、県内の生産者、食品製造業者、流通販売業者の連携の強化や、以前から本県の弱点として指摘されている流通・販売対策に積極的に取り組むとともに、国の採択を受けた戦略産業雇

用創造プロジェクトの補助金を活用した外部人材の活用等により、フードビジネスプロジェクトの目指す姿に掲げている「生産者所得の向上」「雇用の創出」などにつなげるよう要望します。

調査項目2つ目の「海外戦略の取り組みに関すること」については、縮小に向かう国内市場だけでは展望が開けないことから、国においても、農林水産物、食料品の輸出を2020年までに1兆円に倍増させる目標を掲げています。既に、国内の産地間競争や価格競争が東アジアでも展開されている状況です。

県では、平成25年4月に、商工観光労働部に「観光物産・東アジア戦略局」を設置するとともに、同年6月には県香港事務所を開設し、取り組みを強化しておりますが、委員から、本県の海外戦略の出おくれ感は否めないという指摘もあったところです。

また、九州の中の宮崎県といっても、その存在は小さく、現地での認知度や知名度が向上するためには相当の努力が必要です。海外では、バイヤーなどとの信頼関係を築くには、プライベートの関係者を紹介してもらうのが近道だと言われております。

県上海事務所は、設置から12年が経過し、上海県人会の会員も60名程度となり、上海におけるバイヤーなどとのコネクションも徐々に安定的になりつつある状況とのことです。

これら現地の県人会などの人的ネットワークを大切にしながら、積極的に活用していくとともに、海外で特に重視されているブランド力の強化、効果的な外部人材の活用などの取り組みを積極的に行い、フードビジネスの事業展開と連動した販路拡大につなげるよう要望します。

調査項目3つ目の「新エネルギーの利活用に

よる産業振興に関すること」については、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度が追い風となり、太陽光発電や木質バイオマス発電を中心に、民間企業が活発に参入しています。また、本県は、日照時間、年間降水量、杉素材生産量が常に全国上位で、自然資源に大変恵まれていると言えます。

しかしながら、本県の再生可能エネルギー設備認定状況は、平成25年2月末現在で、九州電力管内で5位であり、委員から、「新エネルギー導入の取り組みは、他県と同様のことしかやっていないのではないかと。成長産業として位置づけるのであれば、もっと重点的に取り組むべきではないか」という指摘がありました。

特に、木質バイオマス発電に関しては、厳しい状況に置かれている本県林業・木材産業の振興策として期待されているところですが、課題とされている林地残材の安定供給や価格決定について、県の考え方としては、基本的には、それぞれの事業者が民対民で行うべきとのことでした。

木質バイオマス発電を林業振興策とするのであれば、山元に利益が出るように、例えば、燃料となる木材の価格競争がなされるような場所に発電施設を誘致するなど、長期的な視点に立った政策的な取り組みも必要ではないかと考えます。

また、新エネルギーの利活用に関連して、当委員会が最も着目しているのは、新エネルギーの導入が雇用につながるかという点です。

現地調査等により、メガソーラーや水力発電施設は、関連産業への波及効果は期待されるものの、発電施設そのものには直接雇用は発生しがたいということがわかりました。木質バイオマス発電では、発電所はもとより、木材の収集

・運搬・加工などで、地域に新規雇用が発生することが見込まれております。

現在、県内で複数の木質バイオマス発電施設が計画されておりますが、特に、木材搬出の現場に近い中山間地域の雇用の創出につながるような取り組みを要望します。

もう一つの調査の柱であり、調査項目4つ目の「TPP協定の本県への影響とその対策に関すること」については、本県議会では、TPP協定交渉に関する意見書を6回採択し、県においては、昨年3月にTPP対策本部会議を設置し、その動向を注視しているところですが、先月開催された閣僚会議でも交渉の結論が出ておりません。

また、交渉参加に当たっては、秘密保持契約に同意しているため、提供された情報も非常に少なく、調査活動も、本県農業への影響とその対策の検討にとどまりましたが、宮崎県農業実態調査の結果や、宮崎県農業会議との意見交換により、県内農業従事者に不安が広がっていることがわかりました。

国においては、TPP協定交渉の結果いかんにかかわらず、農業の活性化を図っていくことは極めて重要な課題であるとして、農政改革のグランドデザインである「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、今後の方向性を明らかにしました。

これらの国の農政改革を踏まえ、後手に回ることなく、本県の地域特性に合った農業政策を打ち出し、安心して農業に従事できるような環境整備を要望します。

以上を主な提言として報告いたしますが、本県の今後の経済状況は、日本銀行宮崎事務所の「2014年の宮崎県経済の展望」によりますと、海外経済と日本経済が緩やかに回復していく中

で、持ち直しの動きが続くと見込まれております。

また、今月16日には、県政の最重要課題でありました東九州自動車道の宮崎一延岡間が開通しました。今後は、これを物流、企業立地、観光などに最大限に生かし、成果をしっかりと形にしていかななくてはなりません。

このように、本県は、今まさに、地域経済の好循環を実現させる正念場でもありますので、少しでも早く本県の成長産業を軌道に乗せるとともに、TPP協定の動向を見据えながら、国際競争にも負けない農業政策などを打ち出し、本県の地域経済の活性化が図られていくことを強く願ひまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、大規模災害・防災対策特別委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、大規模災害・防災対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。

その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0の規模であり、死者及び行方不明者は1万8,500人余り、建物の全壊棟数は12万6,000棟余りと、まさに想定外の大災害でありました。去る11日には、大震災発生後丸3年が経過しましたが、いまだ26万7,000人余りの方々が仮設住宅などでの避難生活を送っており、復興への道のりは遠い状況となっています。

平成24年度には、内閣府が南海トラフ巨大地震による被害想定を発表し、南海トラフ全体で、マグニチュード9.0クラスの地震が発生した

場合、全国で死者32万3,000人、本県においても死者4万2,000人という被害が想定されています。

また、近年では、昨年10月に伊豆大島を襲った台風26号、平成24年の九州北部豪雨、そして、本県においては、平成23年の新燃岳の噴火といったさまざまな自然災害が発生しており、県民の生命や財産を守るための対策が急務となっています。

このような状況を踏まえ、当委員会では、「南海トラフ巨大地震に関すること」「その他大規模自然災害に関すること」「防災・減災対策に関すること」の3つを調査事項とし、南海トラフ巨大地震やその他の自然災害に対し、県民の生命や財産を守るためにはどのような対策をとるべきかという観点から、調査を行ってまいりました。

防災・減災対策と一言で申しましても、さまざまな対策があります。当委員会では、調査活動の結果、防災・減災計画、早期避難、防災教育の徹底、防災関係機関との連携強化、災害用備蓄の強化及び支援物資の供給体制の構築の5つに関して、県当局に提言を行うこととしました。

以下、その主な提言につきまして御報告いたします。

まず、防災・減災計画についてですが、宮崎県男女共同参画センターとの意見交換会において、「災害時には男性が意思決定を行い、女性がそれに従って動く」という性別による役割分担が固定化されている現実があるため、「災害対応における女性の役割は大きいことを認識して、女性の意思決定への参画やリーダーとしての活躍を推進することが重要」といった意見をいただいたところです。

また、内閣府では、男女共同参画の視点から、過去の経験をもとに、地方公共団体が災害対応に取り組む際の基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成しております。

その指針では、事前の備え、予防段階の取り組みとして、地方防災会議の女性委員の役割を高めることや、防災担当部局への女性職員の登用促進に取り組むことなどが必要とされています。

このことについて、本県の状況を見てみると、防災会議における女性委員については、52名中5名であり、防災担当部局における女性職員は皆無という状況です。

県においては、防災・減災対策に男女共同参画の視点を反映するため、県防災会議における女性委員の増員や、防災担当部局への女性職員の登用に努めていただきたいと思います。

また、県では、南海トラフ巨大地震による被害想定を踏まえ、「新・宮崎県地震減災計画」を昨年12月に公表しました。減災計画では、早期避難率と建物の耐震化率を向上させることにより、死者8,600人、建物の全壊・全焼棟数を5万8,000棟にまで軽減できるとしているところで

す。

この計画に対し、委員からは、「市町村や県民が進捗管理できるように、具体性を持たせた減災計画にすべき」といった意見が出ました。

当委員会が調査した高知県では、同様の計画において、対策項目ごとに、各年度に実施する取り組みや、その期間を定めた数値目標を明確にしていました。

減災計画は、県を初めとする関係機関が取り組むべき施策をまとめたものであり、県地域防災計画の具体的な対策計画として位置づけられ

ています。そのような計画である以上、進捗状況が誰でも確認できるよう、より実効性のある計画へと見直すべきだと考えます。

次に、早期避難についてですが、東日本大震災においては、早期避難率は約20%程度だったと言われており、早期避難率を上げるためには、県民一人一人の意識の醸成を図ることが必要です。

参考人として招聘しました陸上自衛隊・九州補給処長兼目達原駐屯地司令の川崎陸将補の御意見や、県外調査で伺った、被災地である岩手県釜石市の調査を踏まえ、改めて、各自が確実に逃げるという避難意識の継続的な啓発の必要性を再認識したところです。

県では、セミナーや講演会、出前防災講座の開催を通じ、意識の啓発に努めることとしていますが、シミュレーション映像作成などにより、一層効果的な啓発に努めていただきたいと思います。

次に、防災教育の徹底についてですが、当委員会では、釜石市において、防災教育の取り組みについても調査を行いました。釜石市では、1,040人もの死者・行方不明者が出た一方、学校管理下にいた児童生徒は全て助かり、御存じのとおり、その事実は「釜石の奇跡」とも呼ばれています。

釜石市では、児童生徒への防災教育を徹底するとともに、学校だけでなく、地域や家庭と一体となった防災教育を実施していました。この取り組みは、児童生徒だけでなく、地域の防災力向上につながる取り組みであると感じたところです。

県においては、全ての学校において児童生徒に対する防災教育を徹底するとともに、関係部局が連携して、学校教育だけでなく、家庭や地

域と一体となった防災教育の仕組みづくりに努めていただきたいと思います。

次に、防災関係機関との連携強化についてですが、東日本大震災においては、多数の自衛隊、警察、消防などの防災関係機関が活動を行ったものの、各機関同士の連携が確立しておらず、情報の共有化がなされていなかったことがわかりました。

陸上自衛隊の川崎陸将補からは、東日本大震災において指揮をとられた経験から、「各機関の活動を調和するための一つに、防災機関相互の情報共有の方法をルール化しておくことが必要であり、その統一指揮官は行政だ」との御意見をいただきました。

県では、総合防災訓練などを通じて、関係機関と顔の見える関係を構築しているところですが、今後も、関係機関との連携を深め、より効率的な情報共有の仕組みづくりに努めていただきたいと思います。

次に、災害用備蓄の強化及び支援物資の供給体制の構築についてです。

県や市町村などでは、食料や水などの備蓄を促進しているところですが、行政での備蓄には限界があります。県外調査で伺った岩手県では、東日本大震災の検証において、各家庭や事業所などにおける備蓄が行われていなかったことを反省点の一つとして挙げていました。委員からも、「各家庭や地域における備蓄を促進すべく、さらなる啓発を行うべき」との意見も出たところです。

行政機関などの、いわゆる公助の取り組みだけでは、災害時に全ての被害者に対して支援を行うことは不可能だと言えます。そのために、まず求められるのは、自分の命は自分で守るという自助の取り組み、そして、地域で助け合う

共助の取り組みになります。

県においては、災害用備蓄の促進について、あらゆる機会を捉えて、より一層の普及啓発に努めていただきたいと思います。

また、災害の発生後には、国や全国の自治体、民間企業、個人から多数の支援物資が届くことが想定され、これらの物資を避難所単位に配分するためには、集積する拠点施設と、その物資を供給する手段が必要となります。

岩手県では、集積拠点を1カ所にし、また、拠点の運営を専門家に委託したことにより、支援物資の供給が円滑に行われました。この災害物資物流システムは、国の災害時の物流のモデルケースとなっているところです。

県においては、平時から物資拠点となる施設を選定し、加えて、物流関係団体との協定などの締結により、物資供給手段の確保に努めていただきたいと思います。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、防災・減災対策には、残念ながら完璧という言葉はありません。しかし、ソフト対策とハード対策を組み合わせた重畳的な対策により、被害を限りなくゼロにする努力が必要です。

昨年末に、いわゆる「南海トラフ地震対策特別措置法」が施行され、今後、国における防災・減災対策への支援も加速化するものと思われます。

また、県では、平成26年度の重要施策の柱の一つとして、南海トラフ巨大地震等に備えた防災力の強化や、減災対策等による「安全・安心で魅力ある地域づくり」を掲げているところです。

防災・減災対策は喫緊の課題であり、県議会としても、今後の取り組みを注視していく必要

があると考えます。

最後に、知事がリーダーシップをとり、国、市町村、防災関係機関、そして県民と一体となり、総合的に防災・減災対策を推進することにより、県民の命や財産を守る宮崎県が一日も早く実現することを願ひまして、当委員会の報告といたします。終わります。〔登壇〕（拍手）

○福田作弥議長 次は、宮崎のこども対策特別委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、宮崎のこども対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。

その調査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待の相談件数は、平成23年度には5万9,919件と年々増加しており、学校におけるいじめ問題の深刻化や、都市部での保育所の待機児童数の集中など、我が国の子供や子育て環境は厳しい現状に置かれています。

その一方で、本県の平成23年における合計特殊出生率は1.68と、6年連続で全国第2位という高い水準にあったほか、厚生労働省が公表した「保育所関連状況取りまとめ」において、本県の保育園・保育所の待機児童数はゼロであることが報告されています。また、民間のシンクタンクが平成19年度、平成22年度に発表した「「いい子どもが育つ」都道府県ランキング」においても、本県が連続して1位となっています。

このように、本県の子ども・子育てをめぐる環境が良好であることを示す指標がある一方で、平成23年における本県の児童虐待の相談件数は410件と、全国と同様に増加傾向にあること

が報告されています。

当委員会として、本県の子ども・子育てをめぐる環境が、実際はどのような現状にあるのかを把握する必要があると考えました。

あわせて、施策に対するニーズは子供の成長に応じて変化しますが、本県において、子供の成長段階に応じたきめ細やかな施策の展開がなされているかを検証する必要性を感じました。

このような認識のもとで、当委員会では、「宮崎のこどもをめぐる環境に関すること」「宮崎のこどものライフステージに応じた施策に関すること」を調査事項に決定し、所要の調査を行ってまいりました。

最初に、調査項目の1つ目である「宮崎のこどもをめぐる環境に関すること」では、ふえ続ける児童虐待への対応についての現状として、平成24年度における本県の児童虐待相談対応件数は443件と、年々増加している状況にあるほか、平成25年7月には、宮崎市において、虐待によって児童が犠牲となる事案が発生しております。

この宮崎市で発生した事案については、近隣住民からの通告がなされなかったために、児童相談所等が必要な支援を行うことができなかったことを伺いました。県内の各児童相談所は、児童虐待が疑われる事案があれば、通告を行うことを呼びかけておりますが、その啓発は県民に対し十分に浸透しているとは言えません。

当委員会は、県に対し、児童の命を守るだけでなく、虐待を繰り返す保護者への支援のきっかけになるという通告の重要性について強く啓発することを要望いたします。また、関連機関が協力して児童虐待の予防と早期発見・対応に取り組めるよう、さらなる連携の強化を図っていただきたいと考えます。

次に、学校におけるいじめ問題への対応について、平成24年に文部科学省が実施した「いじめに関する緊急調査」によりますと、本県では、1,477件のいじめ認知件数が報告されております。

当委員会が調査を行った滋賀県においては、大津市で発生したいじめ自殺事件を踏まえ、滋賀県いじめ対策研究チーム会議を設置し、その中で、いじめ問題の原因や背景には、地域とのつながりの希薄化や、友達や家族との関係、虐待といった家庭問題など、多くの因子が存在しており、問題の解決には、表面上の事象を指導するだけでは効果が上がらないことを指摘しています。その上で、子供が置かれた背景まで含めたケアを行うために、専門家や福祉、医療、司法等との連携した取り組みを進めることを提言しています。

当委員会は、本県においても、関係する部局や専門家、地域の活動などとの十分な連携のもとで、いじめ問題への対応が図られることを要望いたします。

あわせて、県教育委員会が今後実施することとしている県内一斉の「いじめ調査」につきまして、いじめ問題へのさまざまな角度からの対応や指導の徹底、危機意識の共有等を図るためにも、調査項目や方法、調査結果の公表のあり方についての検討をお願いしたいと考えます。

次に、急速に進むネット社会への対応について、県は、インターネットの適正な利用に向け、小学校5年生から高校2年生の児童生徒がいる家庭等を対象に、携帯電話やスマートフォンなどへのフィルタリングサービスの利用を呼びかけています。しかしながら、携帯電話やスマートフォンの所持や利用は、小学校5年生よりも低年齢化していることも考えられることか

ら、県が行う啓発は、利用実態に即して行われるべきと考えます。

加えて、教育委員会が今後取り組むこととしている情報モラル教育の推進に当たっては、各学校での情報モラル教育をコーディネートできる立場の教員の位置づけや、児童生徒の自主的な判断や問題意識の形成を促すような授業などの実施といった取り組みの充実を図っていただきたいと考えます。

次に、子育てへの不安感など、親が抱える問題への対応について、県内に居住する20代から40代の男女3,000人を対象に、県が平成20年度に実施した「結婚・子育て意識調査」によると、66.4%の人が「子育てに関する不安や負担を感じる」と回答しております。

家庭における教育力の低下が問題となる中で、当委員会が調査を行った熊本県は、参加体験型のプログラム「くまもと「親の学び」プログラム」の推進を通じ、乳幼児期からの一貫した家庭教育の支援に取り組んでいました。本県でも、乳幼児期の子供を持つ家庭も含めた家庭教育の支援が図られることを要望いたします。

また、親が抱えるさまざまな不安や問題等の解消、解決に向け、県には、相談体制や支援の一層の充実に取り組んでいただきたいと考えますが、そういった支援や取り組みを必要としている人、必要と判断される人に対して確実に届けるためには、工夫が求められます。情報提供の機会や場所の選定、当委員会が意見交換を行いました「子育てネットワークみやざき」のような子育て支援団体等との協働など、さまざまなアプローチを試みながら、子育てをする親、世帯の支援の充実に取り組んでいただくことを要望いたします。

厳しい経済状況を反映し、本県の生活保護受

給世帯やひとり親世帯の数は年々増加する傾向にあります。生まれや育ちの境遇にかかわらず、子供たちを健全に育てていくことは社会の責務であることから、他県の取り組みも参考にするなど、経済的な支援を必要とする子供・家庭への支援のさらなる充実を図っていただくことを要望いたします。

次に、調査項目の2つ目である「宮崎のこどものライフステージに応じた施策に関すること」では、就学前の児童に対する施策について、県内の幼稚園、保育所、認定こども園といった保育サービスを利用する児童の数は年々増加しており、特に、保育所を利用する児童の数の伸びが大きくなっています。保育の現場では、非常勤やパートの保育士を配置しながら児童数の増加に対応しており、保育士の安定的な確保が課題となっております。

当委員会は、県に対し、県内の幼稚園、保育所、認定こども園などの取り組みへの支援を継続していただくとともに、保育サービスの質を維持するためにも、保育士等の人材確保の取り組みの充実に取り組んでいただくことを要望いたします。

キャリア教育、産業教育の推進について、本県の各学校は、さまざまな形でキャリア教育に取り組んでいます。しかしながら、平成21年3月に本県の高等学校を卒業した生徒の卒業後3年以内の離職率が約41%に上るという現状があることは放置できません。将来の進路に向かって、本県の子供が段階を経ながら目標意識を高めることができるよう、宮崎県キャリア教育ガイドラインの着実な推進を図っていただきたいと考えます。

また、本県の県立高等学校の産業系学科は、現在、企業等との連携や、地域・産業界のニー

ズを踏まえた取り組みを実施しています。その一方で、医療・福祉の分野における介護職のように、労働者を求める企業のニーズに就労希望者の数が達していない現状があります。県に対し、企業や産業界等との連携を深めながら、産業教育のさらなる推進を図っていただきたいと考えます。

当委員会の調査を通じ、一番問題があると感じたのは、子供の人格や成長に一番大きな影響を与える親が、さまざまな不安や問題を抱えながら子育てを行っている現状があることでした。

核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中では、周囲に相談することができないまま、親が子育てをする中で抱えた不安や問題はストレスとして蓄積されやすくなります。そうして蓄積されたストレスは、時として児童虐待を誘発するだけでなく、当委員会が滋賀県で調査を行ったように、不安定な家庭環境は子供にも影響し、学校におけるいじめ問題の要因にもなり得ます。

一方で、県内には、県や市町村の施策や企業のCSR活動、子育て支援団体等が取り組む活動など、親が抱く不安の解消や問題の解決に向けたさまざまな取り組みがあります。それらの取り組みを県内の隅々に行き渡らせるためには、関係する部局や関係機関・団体等との連携、協働が求められると感じました。

当委員会は、今まで申し上げたようなさまざまな提言を行っておりますが、これらの提言が、本県の子供や家族、地域の中で笑顔でいられることの、また、本県の子供が将来の夢に向かって着実に歩を進めることができる一助となることを切に願って、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 ここで申し上げます。

時間が12時を過ぎておりますが、このまま議事を続行いたします。

以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成26年 3月19日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書

平成26年 3月19日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 厚生常任委員長 新見 昌安

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

「手話言語法」制定を求める意見書

平成26年 3月19日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 宮崎県議会議員 丸山裕次郎
宮原 義久
渡辺 創
河野 哲也
函師 博規

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

県議会議員の選挙区及び各選挙区において
選挙すべき議員の数に関する条例の一部を
改正する条例

◎ 議員発議案第2号から第4号まで追加
上程、採決

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時3分閉会

資

料

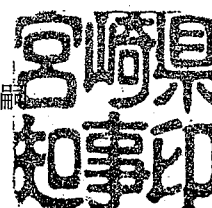
平成26年2月定例県議会日程

27日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
2. 21	金	本会議	開会 議席の一部変更 議案の署名議員指名 議案連署委員長審査結果報告 議案期決定 議長報告 議員発議案上程、採決 議案上程 議案上程理由説明	議会運営委員会 9:30
22	土	休 会	(閉 庁 日)	
23	日			
24	月	休 会	(議 案 調 査)	
25	火			
26	水			
27	木	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
28	金			請願締切 12:00
3. 1	土	休 会	(閉 庁 日)	
2	日			
3	月	本会議	一 般 質 問	
4	火			
5	水			
6	木	休 会	常任委員会 (補正)	
7	金			
8	土	休 会	(閉 庁 日)	
9	日			
10	月	本会議	常任委員長審査結果報告(補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30
11	火	休 会	常任委員会 (当初)	
12	水			
13	木			
14	金			
15	土	休 会	(閉 庁 日)	
16	日			
17	月	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
18	火		(議 事 整 理)	
19	水	本会議	常任委員長審査結果報告(当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 殿



議案の送付について

平成26年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成26年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成26年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 平成26年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第5号 平成26年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第6号 平成26年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第7号 平成26年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第8号 平成26年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第11号 平成26年度宮崎県就農支援資金特別会計予算
- 議案第12号 平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 平成26年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成26年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成26年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成26年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 平成26年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 平成26年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 平成26年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第35号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第36号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 みやざき人財づくり基金条例

- 議案第38号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第46号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 宮崎県介護保険審査会条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 宮崎県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例
- 議案第53号 宮崎県いじめ問題対策委員会条例
- 議案第54号 社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第57号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第58号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第59号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第60号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第61号 平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成25年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成25年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成25年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成25年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 平成25年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成25年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第70号 平成25年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例
- 議案第72号 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 宮崎県農業構造改革支援基金条例
- 議案第76号 宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 宮崎県水源地域保全条例
- 議案第78号 工事請負契約の締結について
- 議案第79号 県道の路線廃止について
- 議案第80号 県道の路線認定について
- 議案第81号 平成25年度宮崎県立病院事業会計資本剰余金の処分について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

2月27日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	押川修一郎	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	松村 悟郎	13:00~15:00	

2月28日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	高橋 透	10:00~12:00	休憩
4	公 明 党	河野 哲也	13:00~14:30	休憩
5	愛みやざき	函師 博規	14:40~16:10	

* 会派別の質問時間

自由民主党	120分以内
県民連合宮崎	60分以内
公 明 党	45分以内
愛みやざき	45分以内

一般質問時間割

3月3日(月)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	岩下 斌彦	10:00~11:00	
2	自由民主党	清山 知憲	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	星原 透	13:00~14:00	
4	愛みやぎき	西村 賢	14:00~15:00	休憩
5	県民連合宮崎	鳥飼 謙二	15:10~16:10	

3月4日(火)

順序	会派	質問者	時間	備考
6	自由民主党	横田 照夫	10:00~11:00	
7	県民連合宮崎	渡辺 創	11:00~12:00	休憩
8	公明党	重松幸次郎	13:00~14:00	
9	自由民主党	蓬原 正三	14:00~15:00	

3月5日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
10	自由民主党	後藤 哲朗	10:00~11:00	
11	自由民主党	右松 隆央	11:00~12:00	休憩
12	無所属クラブ	徳重 忠夫	13:00~14:00	
13	自由民主党	十屋 幸平	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案 委員会審査結果表

[議案] (平成25年度補正予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第60号	平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決	可決	可決	可決	可決
第61号	平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第62号	平成25年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第63号	平成25年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第64号	平成25年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第65号	平成25年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第66号	平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第2号)				可決	
第67号	平成25年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第68号	平成25年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第69号	平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第70号	平成25年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第71号	宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例	可決				
第72号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第73号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例				可決	
第74号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例			可決		
第75号	宮崎県農業構造改革支援基金条例				可決	
第76号	宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	可決				
第77号	宮崎県水源地域保全条例				可決	
第78号	工事請負契約の締結について			可決		
第79号	県道の路線廃止について			可決		
第80号	県道の路線認定について			可決		
第81号	平成25年度宮崎県立病院事業会計資本剰余金の処分について		可決			

議案・請願 委員会審査結果表

[議案] (平成26年度当初予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成26年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成26年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	平成26年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第5号	平成26年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第6号	平成26年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第7号	平成26年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第8号	平成26年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第9号	平成26年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第10号	平成26年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第11号	平成26年度宮崎県就農支援資金特別会計予算				可決	
第12号	平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	平成26年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	平成26年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	平成26年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	平成26年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	平成26年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	平成26年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	平成26年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第23号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例				可決	
第24号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例			可決		
第25号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第26号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第27号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第28号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第29号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第30号	宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例					可決
第31号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第33号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第34号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第35号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第36号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第37号	みやざき人財づくり基金条例	可決				
第38号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第39号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第40号	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第41号	公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例					可決
第42号	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例					可決
第43号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第44号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第45号	職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第46号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第47号	宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	可決				
第48号	宮崎県介護保険審査会条例の一部を改正する条例		可決			
第49号	宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第50号	宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第51号	宮崎県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例				可決	
第52号	宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例					可決
第53号	宮崎県いじめ問題対策委員会条例					可決
第54号	社会教育委員条例の一部を改正する条例					可決
第55号	宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例					可決
第56号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第57号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第58号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第59号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願					不採択
第30号	個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	継続				
第38号	所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第41-1号	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願		継続			
第45号	特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願	不採択				
第46号	手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願		採択			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成26年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願 請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願 総合政策及び行財政対策に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	請願第41-1号 修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第1号	平成26年度宮崎県一般会計予算	3月19日・可決
〃 第2号	平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	平成26年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	平成26年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第5号	平成26年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第6号	平成26年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第7号	平成26年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第8号	平成26年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第9号	平成26年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第10号	平成26年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第11号	平成26年度宮崎県就農支援資金特別会計予算	〃
〃 第12号	平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	平成26年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	平成26年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	平成26年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	平成26年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	平成26年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	平成26年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	平成26年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第26号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例	3月19日・可 決
〃 第28号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第36号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第37号	みやざき人財づくり基金条例	〃
〃 第38号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第39号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第40号	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第41号	公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第42号	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第43号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第44号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第45号	職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第46号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3月19日・可 決
〃 第47号	宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第48号	宮崎県介護保険審査会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第49号	宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第50号	宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第51号	宮崎県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第52号	宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例	〃
〃 第53号	宮崎県いじめ問題対策委員会条例	〃
〃 第54号	社会教育委員条例の一部を改正する条例	〃
〃 第55号	宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第56号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第57号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第58号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第59号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第60号	平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	3月10日・可 決
〃 第61号	平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第62号	平成25年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第63号	平成25年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第64号	平成25年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第65号	平成25年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第66号	平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算 (第2号)	3月10日・可決
〃 第67号	平成25年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第68号	平成25年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第69号	平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)	〃
〃 第70号	平成25年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第71号	宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例	〃
〃 第72号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第73号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第74号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第75号	宮崎県農業構造改革支援基金条例	〃
〃 第76号	宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第77号	宮崎県水源地域保全条例	〃
〃 第78号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第79号	県道の路線廃止について	〃
〃 第80号	県道の路線認定について	〃
〃 第81号	平成25年度宮崎県立病院事業会計資本剰余金の処分について	〃
議員発議案 第1号	宮崎県議会議会運営委員会委員の定数	2月21日・可決
〃 第2号	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書	3月19日・可決
〃 第3号	「手話言語法」制定を求める意見書	〃
〃 第4号	県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	〃

議員発議条例、意見書、その他

宮崎県議会議会運営委員会委員の定数

宮崎県議会議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）第4条の規定により、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数を8人と定めた。

なお、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数（平成25年宮崎県議会告示第3号）は、廃止する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備 及び地域における取組への支援を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、更なるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず、日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

本県においても、「(仮称)みやざき東京五輪おもてなしプロジェクト」の策定を進め、食や自然、神話といった宮崎の魅力発信、観光客の誘客と受入体制の充実、大会・合宿の誘致などに取り組むこととしている。

よって、国においては、国民の理解と協力のもと、オールジャパンで大会成功に向けて環境整備を進め、東京周辺地域のみならず地方にも東京大会の効果が波及するよう下記の事項を強く要望する。

記

- 1 各国選手の事前合宿の誘致や地域との交流を推進するとともに、各国選手や観光客が全国各地へと足を運んでくれるよう、伝統文化の魅力発信などによる観光PRや受入体制整備などに対し支援策を講じること。
- 2 共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくり」や「地域づくり」に対し支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
文部科学大臣	下村博文殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
国土交通大臣	太田昭宏殿
内閣官房長官	菅義偉殿

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、本県議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求める。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例
 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和33年宮崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後																											
第2条	小林市の区域と、西諸県郡高原町の区域を合わせて1選挙区を設ける。																												
第3条	西都市の区域と、児湯郡西米良村の区域を合わせて1選挙区を設ける。																												
第4条	前2条に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、郡市の区域による。																												
第5条	各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎市</td> <td>宮崎市</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>都城市</td> <td>都城市</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>延岡市</td> <td>延岡市</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>日南市</td> <td>日南市</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>小林市</td> <td>小林市及び西諸県郡</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>日向市</td> <td>日向市</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>串間市</td> <td>串間市</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区		議員数	名称	区域		宮崎市	宮崎市	12人	都城市	都城市	6人	延岡市	延岡市	5人	日南市	日南市	2人	小林市	小林市及び西諸県郡	2人	日向市	日向市	2人	串間市	串間市	1人
選挙区		議員数																											
名称	区域																												
宮崎市	宮崎市	12人																											
都城市	都城市	6人																											
延岡市	延岡市	5人																											
日南市	日南市	2人																											
小林市	小林市及び西諸県郡	2人																											
日向市	日向市	2人																											
串間市	串間市	1人																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎市</td> <td>宮崎市</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>都城市</td> <td>都城市</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>延岡市</td> <td>延岡市</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>日南市</td> <td>日南市</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>小林市</td> <td>小林市及び西諸県郡</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>日向市</td> <td>日向市</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>串間市</td> <td>串間市</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区		議員数	名称	区域		宮崎市	宮崎市	12人	都城市	都城市	6人	延岡市	延岡市	5人	日南市	日南市	2人	小林市	小林市及び西諸県郡	2人	日向市	日向市	2人	串間市	串間市	1人
選挙区		議員数																											
名称	区域																												
宮崎市	宮崎市	12人																											
都城市	都城市	6人																											
延岡市	延岡市	5人																											
日南市	日南市	2人																											
小林市	小林市及び西諸県郡	2人																											
日向市	日向市	2人																											
串間市	串間市	1人																											

の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		議員数
名称	区域	
宮崎市	宮崎市	12人
都城市	都城市	6人
延岡市	延岡市	5人
日南市	日南市	2人
小林市	小林市及び西諸県郡	2人
日向市	日向市	2人
串間市	串間市	1人

<u>えびの市</u>	<u>1人</u>	<u>西都市・西米良村</u>	<u>西都市及び児湯郡西米良村</u>	<u>1人</u>
<u>北諸県郡</u>	<u>1人</u>	<u>えびの市</u>	<u>えびの市</u>	<u>1人</u>
<u>東諸県郡</u>	<u>1人</u>	<u>北諸県郡</u>	<u>北諸県郡</u>	<u>1人</u>
<u>児湯郡（西米良村の区域を除く。）</u>	<u>3人</u>	<u>東諸県郡</u>	<u>東諸県郡</u>	<u>1人</u>
<u>東臼杵郡</u>	<u>1人</u>	<u>児湯郡</u>	<u>児湯郡（西米良村を除く。）</u>	<u>3人</u>
<u>西臼杵郡</u>	<u>1人</u>	<u>東臼杵郡</u>	<u>東臼杵郡</u>	<u>1人</u>
		<u>西臼杵郡</u>	<u>西臼杵郡</u>	<u>1人</u>

附 則

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成22年宮崎県条例第15号）

(2) 県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例（平成22年宮崎県条例第19号）

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	2	3	
厚生	1	1	2	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	1	1	
計	2	4	6	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第45号	受理年月日	平成26年2月27日
請願者 住所・氏名	秘密保護法を考える市民の会 共同代表 宮崎市大字郡司分甲5227-34 藤原宏志 宮崎市下北方町牟夕田1159-2 南 邦和 宮崎市花ヶ島町三反田699-4 杉谷昭人 宮崎市高千穂通1丁目8番3号 橘 智子 西都市大字南方2676-6 徳渕敬尚 宮崎市旭2丁目4番14号 後藤好成		
請願の件名	特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願 【請願の趣旨】 安倍晋三政権は、国民の目、耳、口を塞ぐ「特定秘密保護法」を今臨時国会で審議が十分尽くされないまま強行成立させました。 「特定秘密保護法」は、「防衛」「外交」「安全脅威活動」「テロ」の4分野で、行政機関の長が指定するものを「特定秘密」とし、漏えいした職員などへの罰則を最高で懲役10年にまで引き上げることを明記しています。 秘密保護の対象を「特定秘密」にしているものの、4分野は曖昧で、「特定秘密」の範囲も行政機関の長の判断次第で拡大される仕組みとなっており、原発情報も「特定秘密」にされかねません。 この法律は国家公務員が「特定秘密」を漏えいした場合、最高10年の懲役を科すとし、一般の守秘義務違反、防衛機密漏えいについて定めた国家公務員法の1年以下、自衛隊法の5年以下をはるかに上回る罰則を規定し、さらに「特定秘密」に携わる民間企業の従業員にも懲役5年以下の罰則を定めています。加えて国会とその各委員会を法律の適用対象に上げて国会活動を束縛する条項があり、国会を国権の最高機関とする現憲法に抵触する可能性が濃厚です。また、「行政機関の長」や警察本部長が「特定秘密」を扱う公務員と民間業者に対し、「適正評価」という名目で調査を行うとしており、思想・信条調査でプライバシーを著しく		

侵害する恐れがあります。

報道関係の取材が処罰対象にされかねないことも懸念されています。「特定秘密」の管理者の「管理を害する行為」や「教唆または扇動」も処罰の対象としています。管理者を粘り強く説得し、情報を得ようとする取材を処罰の対象にするのでは取材の自由に反することになります。

政府は今でも国家情報の多くを秘密扱いにし、国民が知ることのできない状況にしています。防衛省は12万件以上も秘密、外務省などの他省庁も同じです。

今、重要なのは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護と情報統制ではありません。

日本は、戦前の政府と軍部が「軍機保護法」などで国民の目と耳を塞いだことが侵略戦争につながったという苦い経験を持っています。戦前の暗黒政治を繰り返すことがあってはなりません。

よって、宮崎県議会が国会及び政府に対し、「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書を提出されるよう請願します。

紹介議員	鳥飼 謙二 前屋敷 恵美
摘要	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第46号	受理年月日	平成26年2月27日
請願者住所・氏名	宮崎市江平西2丁目1番20号 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会 理事長 安藤 豊喜		
請願の件名	<p>手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願</p> <p>【請願の趣旨】 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。</p> <p>【請願の理由】 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。 また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。</p> <p>以上より、貴議会において、地方自治法第99条の規定により衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣）に対し意見書を提出していただくよう請願します。</p>		
紹介議員	重松幸次郎 鳥飼 謙二	有岡 浩一 横田 照夫	前屋敷恵美 清山 知憲 徳重 忠夫 十屋 幸平
摘要			

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 26 号	受理年月日	平成24年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人) (追加1,044人)		
請願の件名	小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の 拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請願項目と趣旨</div> <p>1 小中高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を 求める請願</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人以下学級（35人以下の学年は除外）が実施され、ゆとりある教育条件が実現されています。しかし、国庫負担が付かないもとの、宮崎県独自の財政措置を行わずに実施されています。特別な増員なしで実施されているため、高学年では専科教員が配置できなくなるなど、逆に教育条件が低下しています。「これまで少人数学級で過ごしてきた児童たちが、3年生に上がって急に落ち着かなくなった」という実態が聞かれます。</p> <p>少人数学級の有効性が認められてきている今日、教育の機会均等という立場からも、国の責任で「30人学級」を実現していくべきです。2011（平成23）年度から、「小学1年生についてのみ『35人以下』」と法改正が行なわれました。引き続き、国の制度として学年の拡大が実施されるよう求めます。</p> <p>高校の職業科については高度な実験実習を伴うために「25人以下学級」を、また、様々な困難をかかえている定時制については「20人以下学級」が必要です。</p>		

2 義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について国に意見書の提出を求める請願

《請願の趣旨》

2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。仮に、国が30人以下学級制度に踏み出すとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くのしかかり、教職員の増員は困難です。教育条件の低下が懸念されます。

紹介議員	前屋敷恵美 関師 博規 鳥飼 謙二
摘要	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 30 号	受理年月日	平成25年3月1日
請 願 者 住所・氏名	宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 松田 幸子		
請願の件名	<p>個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>○ 請願の趣旨（要旨）</p> <p>宮崎県議会が、国会及び法務省に対し、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法（債権関係）の改正に当たり、保証制度を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 個人保証を原則として廃止すること。</p> <p>2 個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。</p> <p>3 例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。</p> <p>(1) 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法第465条の2乃至第465条の5）を個人が保証人となる場合のすべての根保証契約に及ぼすものとする。</p> <p>(2) 債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。</p> <p>(3) 債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務書の遅滞情報を通知する義務を負うこと。</p> <p>(4) 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。</p>		

○ 請願の理由

1 保証契約の特色と保証被害

保証契約のうち特に個人が保証人となる場面の特質は、その情誼性・無償性・軽率性・未必性・結果の不可視性などにあります。

個人である保証人は、親類や知人から保証人となることを依頼された場合、情誼から断ることが心理的に容易ではありません。他方、保証契約は、危険の存否及び範囲の判断が比較的容易な対価的取引と異なり、契約の時点における保証債務の現実化が未必的であるだけでなく、現実化した場合の結果の大小を正確に予測することが困難であるため、危険性を過小評価して軽率に契約する傾向にあります。

特に個人である保証人は、主債務者の履行能力や自らのリスクを把握する知識・経験・能力が十分ではなく、保証契約は、このような危険な取引類型であるにもかかわらず、保証人が対価を取得することは希であり、対価的均衡を完全に欠いています。

他方、保証債務が現実化した場面では、保証人は、想定を超える債務の負担を強いられ、経済的な破綻を招くことが少なくありません。例えば、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」によれば、破産においては約19%、個人再生においては約9%が保証等を原因としています。加えて、内閣府の「平成24年版自殺対策白書」によると、2011年（平成23年）の自殺者総数は30,651人であり、その内の原因・動機特定者において、経済・生活問題を原因とする自殺は、約28.4%を占めています。法的倒産手続の原因に占める保証等の割合からすれば、経済・生活問題を原因とする自殺のうち、相当程度が保証を理由とするものと推測されます。

2 裁判による救済の不十分性

これに対し、裁判実務は、真意ではなく又は過大な保証契約を締結した保証人の保護について、錯誤論や信義則、公序良俗違反、権利濫用などの一般原則による解決を指向していますが、十分な保護が図られているとはいいがたいところです。

3 形成されつつある金融実務

2006年（平成18年）以降、各地の信用保証協会は、保証申込のあった案件について、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則として行っていません。金融庁も、2011年（平成23年）7月14日付で「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの監督指針」を改正し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記し（前者Ⅲ－7－2（1）、後者Ⅱ－9－2（1））、民間の金融機関に対し、同原則に沿った対応を求めています。

すなわち、一部の金融実務においては、経営者保証を除き個人保証を不要とする実務慣行が生じつつあり、他方、これによって円滑な金融が妨げられるなどの実害もみられません。

4 個人保証の原則禁止

そこで、前近代的な情誼を基礎としながら、保証人となった者に甚大な被害を生じさせる可能性のある保証契約における被害をなくすために、現在の法制審議会における民法（債権関係）改正の議論において、個人保証の原則禁止規定や、例外として許容される経営者保証における新たな保証人保護規定を設けることを求めるものです。

5 経営者保証

もっとも、主債務者が会社である場合のいわゆる経営者保証については、当面はこれを個人保証の禁止の例外とすることが妥当であると考えられます。しかし、経営者が多額の保証債務を抱えることが新たな事業への再チャレンジの阻害要因となり、また、中小企業の事業承継の妨げになるのではないかなどの意見も多数指摘される場所であることから、将来的な見直しを引き続き検討するべきです。

6 補完的な規制

また、例外として許容される個人保証において、現行民法では、貸金等根保証契約以外の根保証契約に関しては極度額や保証期間の定めに関する規律がないため、保証人が予期しない過大な保証債務の履行を請求される危険性が指摘される場所です。この点、貸金等根保証契約に関する規制を設けた2004年（平成16年）の民法改正に対し、「保証人保護が不十分である」という意見こそあるものの、「保証人保護が過剰である」との意見はほとんど聞かれません。上記のような根保証の危険性は、貸金等根保証契約に限らないのであって、

自然人が保証人となる根保証契約全般について、現行民法の貸金等根保証契約に関する規制を広く及ぼすべきです。

さらに、上記のとおり、保証は、その情誼性・無償制・軽率制・未必性・結果の不可視性などからトラブルの多い契約類型であり、保証に関する紛争では、保証人が保証の意味を知らなかった、あるいは主債務者の資力は十分であって保証履行することはないと誤信していたなどの事情が背景となることが多々あります。そこで、例外として許容される個人保証においては、保証契約締結にあたり、債権者は、保証人となる者に対し、説明義務及び情報提供義務を負うものとするべきであり、またこれらの義務の実効性を確保するため、義務違反の効果として取消権を認めるべきです。

さらに、保証契約締結後について、現行法においては、主債務が履行遅滞となった場合、債権者は、保証人に対しても当然に遅延損害金や期限の利益喪失を主張できます。しかし、通常は主債務の履行遅滞を知る術がない保証人にとって不意打ちとなり、予期せぬ不利益を生じさせることとなります。そこで、保証人に主債務の遅延に対する対応を取る機会を確保するため、債権者に対し、保証人への主債務者の遅延情報の通知や催告の義務を課し、これを怠った債権者は、保証人に対し遅延損害金や期限の利益の喪失を主張できないものとするべきです。

以上のほか、保証人となった者が主債務者の破綻により過大な債務負担を強いられて自らの生活基盤を破壊され、最終的に自己破産の申立てをせざるを得なくなったり、あるいは自殺に追い込まれたりすることを回避するため、フランス消費法典の比例原則を参考とした過大保証を禁ずる規律及び身元保証法第5条を参考とした責任減免規定を設けることが適当です。

7 結び

以上の理由により、個人保証被害の抜本的な救済の観点から、貴議会にお願いいたします。

紹介議員	横田 照夫 前屋敷恵美 鳥飼 謙二 西村 賢 新見 昌安 有岡 浩一 凶師 博規
摘要	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第38号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 森 孝子		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分（給料）を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族（主に妻や息子、娘）がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ（配偶者以外は50万円）控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で370の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています（今年8月末時点）。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹介議員	田口 雄二 太田 清海 前屋敷 恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第41-1号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎市清武町木原5706番地 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人 宮崎南学園 宮崎保健福祉専門学校 理事長 入中 康弘		
請願の件名	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練 (委託訓練) 制度の継続実施に関する請願 【請願の要旨】 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化 など介護に対するニーズが増大する一方、核家族化、家庭介護者 の高齢化など要介護高齢者を支える家族を巡る状況も変化してお ります。社会状況の変化等に伴う介護ニーズの多様化・高齢化に 対応し質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、 介護福祉士養成施設の体系的な教育内容のもと、高い知識と技術 を持った教員により質の高い教育を受けた優れた人材が介護現場 に従事することが必要です。介護人材の中核となる優れた介護福 祉士人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士 等修学資金貸付制度の拡充強化・継続を要望するとともに、雇用 対策としての介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度 は、介護福祉士養成施設の教育の中で定着しており、入校生の学 習意欲も高く、修了生の就職先での評価も得ていることなどから 今後における施策の継続と恒久化を要望するものであります。 【請願事項及び理由】 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について ①この貸付制度は、入学生の経済的負担の軽減を図るものとし て、介護福祉士養成施設への入学を志す者の魅力として期待		

	<p>されているもので、優秀な人材確保による質の担保を図るための大きな要因となっていることから、実施を推進するための措置を執ること、また、都道府県において国庫負担の増加を要請すること</p> <p>②返還免除条件として、貸付を受けた都道府県の区域内において介護等の業務に5年間従事することとされているが、流動化の激しい今日の世界の中で就業区域の限定は極めて重いものとなっていることから、これを解除することは卒業生の出身都道府県へのUターンやIターンを促すものであり、また、従事期間の短縮化は就業しようとする者の精神的負担を軽減するものであることから介護福祉士の定着支援につながるもので、返還免除条件を緩和されたいこと</p> <p>上記の通りお願いいたします。</p>
紹介議員	<p>河野 哲也 関師 博規 田口 雄二 松村 悟郎 中野 廣明</p>
摘 要	

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月21日	金	本 会 議	開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（外山三博議員、前屋敷恵美議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（議会運営委員会委員の辞任許可） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号上程、採決（可決） 議案第1号～第81号上程 知事提案理由説明等
2月22日	土	休 会	（閉庁日）
2月23日	日		
2月24日	月	休 会	（議案調査）
2月25日	火		
2月26日	水		
2月27日	木	本 会 議	代表質問（自由民主党・押川修一郎議員、 自由民主党・松村悟郎議員）
2月28日	金		代表質問（県民連合宮崎・高橋 透議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員、 愛みやざき・凶師博規議員）
3月1日	土	休 会	（閉庁日）
3月2日	日		
3月3日	月	本 会 議	一般質問（岩下斌彦議員、清山知憲議員、星原 透議員、 西村 賢議員、鳥飼謙二議員）
3月4日	火		一般質問（横田照夫議員、渡辺 創議員、重松幸次郎議員、 蓬原正三議員）
3月5日	水		一般質問（後藤哲朗議員、右松隆央議員、徳重忠夫議員、 十屋幸平議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議案・請願委員会付託
3月6日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月7日	金		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月8日	土	休 会	(閉庁日)
3月9日	日		
3月10日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告(議案第60号～第81号) 討論(議案第60号に賛成)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第60号～第81号)(可決)
3月11日	火	休 会	常任委員会(当初)
3月12日	水		
3月13日	木		
3月14日	金		
3月15日	土	休 会	(閉庁日)
3月16日	日		
3月17日	月	休 会	特別委員会
3月18日	火		(議事整理)
3月19日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告(議案第1号～第59号、請願) 討論(請願第45号の不採択に反対)(田口雄二議員) 討論(議案第1号、第9号、第10号、第19号、第20号、第22号～第33号、第43号、第44号、第57号～第59号に反対、請願第26号、第45号の不採択、第30号の継続に反対(前屋敷恵美議員)) 採決(議案第1号、第9号、第10号、第19号、第20号、第22号～第33号、第43号、第44号、第57号～第59号)(可決) 採決(議案第2号～第8号、第11号～第18号、第21号、第34号～第42号、第45号～第56号)(可決) 採決(請願第26号)(不採択) 採決(請願第45号)(不採択) 採決(請願第46号)(採択) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定) 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第2号～第4号追加上程、採決(可決) 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 福 田 作 弥

宮 崎 県 議 会 副 議 長 丸 山 裕次郎

宮 崎 県 議 会 議 員 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 議 員 前屋敷 恵 美